同和対象地域の現況と問題点

—長期計画策定資料—

徳島市



はじめに

部落問題を語るとき，われわれは常にこの問題について理解と認識がされていない人々が多いことに気がつく。

同和対象地域住民と同和関係団体の悲願がみのり，昭和44年7月10日同和対策事業特別措置法が施行され，これを契機として徳島市もそれなりに大きな前進をみた。しかし，ふりかえってみると応急対策的なものが多く，全体計画としてのつかみ方が確立されていないのが現状である。

10年のこの時限立法も残すところ6年10か月ということになるが，早急に基本的な徳島市同和対策長期計画を樹立しなければならないと考える。その前提として，徳島市の同和対象地域の現況をつかみ，問題点を整理する意味でこの冊子をまとめた。

今後，この冊子をもとに同和対象地域を正しく知ることから出発して，本市の対象地域をどうすればよいか，対象地域住民と対話を重ねながら総合的な計画をうちたて，最終目的である部落問題の完全解消のため，その責務を果したいと考えるものである。

昭和47年9月8日

徳島市長　武市一夫

発刊に寄せて

同和問題が国民的課題として大きくクローズ・アップされ，国ならびに地方公共団体の責務が明確になってから既に３年余りが経過いたしました。

このたび，対象地域の姿がある程度解明しうる資料として，「同和地域の現況と問題点」が刊行されましたことは，今後の同和問題に対する理解と認識を深めるうえに貴重なことと思います。

これからは国・地方公共団体・地元との合意と協力をいっそう密にされ，同和問題解消に取り組む積極的な姿勢として一日も早く同和行政の総括的形体である長期計画の策定に全力を傾注していただきたいと願う次第であります。

当委員会と致しましても委員各位の熱意と理解を得まして，この困難な事業に取り組む所存であります。

昭和47年９月８日

徳島市議会同和対策特別委員会

委員長　武　知　清

もくじ

総　　　　論

1．徳島市における同和対象地域の分布

2．同和対象地域の概況

3．参 考 資 料

同和対象地域分布図



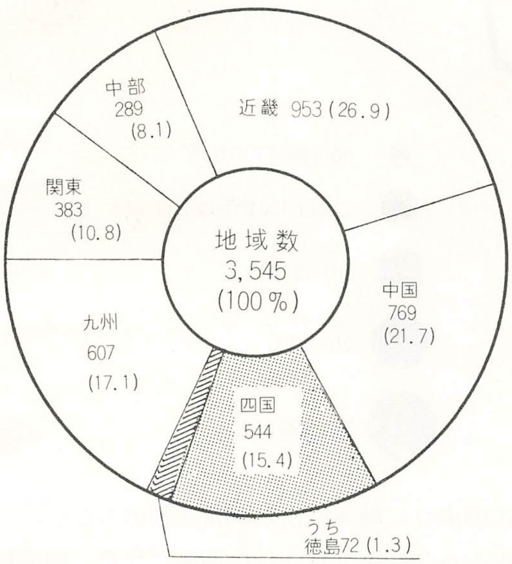
1　徳島市における同和対象地域の分布

徳島県に散在する同和対象地域の数は，昭和46年6月1日現在で4市24町80地域となっている。昭和42年1月1日現在の調査では4市22町72地域となっている。

概して対象地域の数は，調査時点により増減がみられるが，これは小地域を除いたり，対象地域の拡大によりあらたに対象地域を設定するためと思われる。

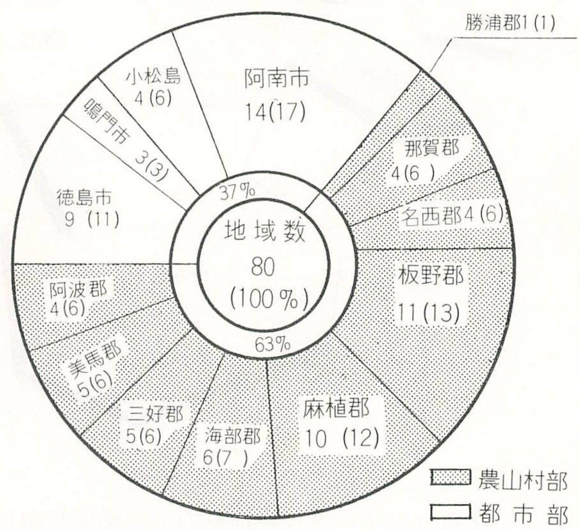
徳島市の場合昭和42年調査では8地域，昭和46年調査では9地域となっている。これはあらたに僧都地域を加えたためである。

図1　全国地方別地域数
（S 42調査による）



（図1では近畿以西に集中していることがわかる）

図2　徳島県の地域数
（S 46調査による）



対象地域がすぐれて歴史的所産ということから，その部落を存在せしめている地域性との関連のなかでとらえることは重要な意義があると考えられる。したがって本来は藩制時代の行政区画でとらえることが，より分布の分析に有効であるという考えもなりたつが，現状では史料及び研究等の不足から多くを望めない。また戦後の地方自治体の再編成の結果，市といえどもその中に純農山村部を含むのが現状で一概に都市部，農山村部という表現は適切でないが，基本的には市部と郡部ということを基礎に区分せざるを得ないのが現状である。

1－1　地理的分布

1－1－1　平面的な分布

県内の地域総数（図2）では都市部と農山村部では，おおむね1：2の割合であり，全県80地域のうち徳島市は9地域約11%を占めている。

阿南市の14地域（17%）がめだっている。

徳島市9地域の分布をみると図3のとおりである。

徳島市のいわゆる旧市では対象地域は1地域もない。明善地域は八万と上八万の行政区域にまたがっているのが特徴で戸数もちょうど半々となっている。9地域の大半6地域（明善を含めると7地域）が戦後合併の地域に分布し，戦前合併地域では加茂名の2地域と明善地域のみである。また，市全体からみると北部西部に集中している傾向がみられ他の府県などの例でみられる海岸ぞいの部落がないのが特徴である。

図３　徳島市同和対象地域の分布

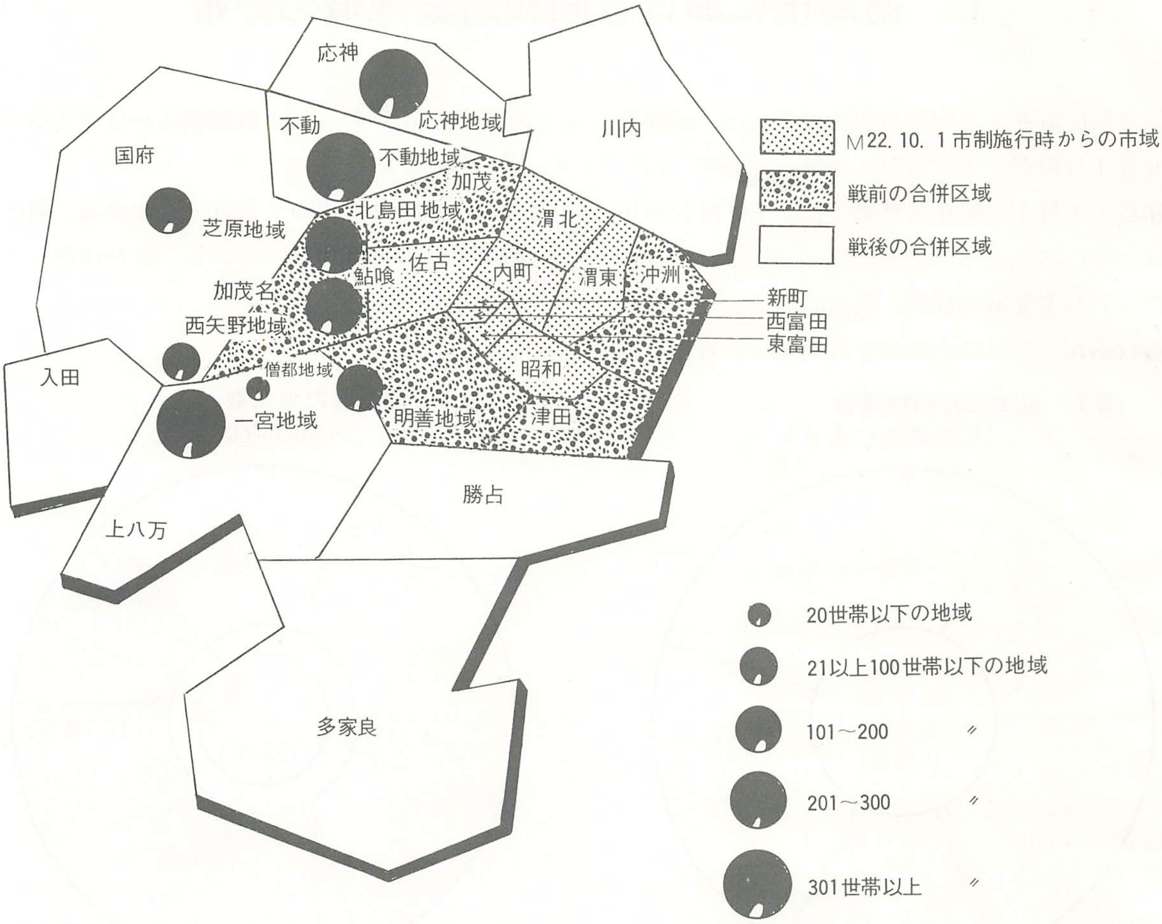


表１－１及び表１－２が徳島県内の規模別対象地域の分布である。

世帯数の規模により５ランクに区分してまとめたものであるが，この表から読みとれることは，

○　徳島県では，80地域のうち 100世帯以下の小規模地域が55地域(約70%)を占めている。昭和42年調査の全国平均によると，約75%が 100世帯以下となっており，やや全国平均なみといえる。また，300世帯以上の大規模地域は5地域で約６%，これも全国平均（S 42―6.5%）なみといえる。

○　徳島市は，９地域のうち 100世帯以上の地域が７地域(約80%)となっているのが特徴である。なかでも 300世帯以上の地域が県内５地域のうち３地域を占めている。

○　都市部と農山村部の比較では，おおむね小規模部落が農山村部に集中し，大規模部落は都市部に多い。

このように地域による部落規模のちがいは，表２をみることによりさらに明確になる。同表によると，１対象地域当たり世帯数は，徳島県全体では97.1世帯となっているが，都市部では平均140.7世帯，なかでも徳島市は 238.8 世帯となっており，農山村部では平均71.0世帯で麻植の40.1世帯が象徴的である。

以上，対象地域のみをとりあげてその分布の地域的特色をさぐってみたが，これをさらに地域全体の面積や人口との関係でみたのが表３である。同表によると，対象地域の分布密度は徳島県全体では51.8平方キロメートルに１対象地域という割合を示しており，都市部は 20.66平方キロメートル，農山村部は 70.49平方キロメートルに１対象地域となっている。また，小松島市がもっとも高く 11.08平方キロメートルに１対象地域となっている。一番低いのは那賀郡で 180.25平方キロメートルに１対象地域である。

表1—1　規模別対象地域分布（実数）

区分		世帯数	20 以 下	21 ～ 100	101 ～ 200	201～ 300	301 以 上	計
実数	都市部	徳島市	1	1	2	2	3	9
		鳴門市	2		1			3
		小松島市		1	1	1	1	4
		阿南市	2	9	3			14
		小計	5	11	7	3	4	30
	農山村部	勝浦郡　勝浦町(1)		1				1
		名西郡　石井町(4)	2	1	1			4
		那賀郡　那賀川町(3)鷲敷町(1)		2	2			4
		海部郡　日和佐町(1)牟岐町(2) 海南町(2)海部町(1)	1	5				6
		板野郡　藍住町(1)板野町(4) 上板町(3)吉野町(3)	1	4	2	3	1	11
		阿波郡　市場町(3)阿波町(1)	2	2				4
		麻植郡　鴨島町(3)川島町(5) 山川町(2)	6	3	1			10
		美馬郡　脇　町(2)美馬町(2) 穴吹町(1)	1	3	1			5
		三好郡　三好町(1)三野町(1) 池田町(2)山城町(1)	3	2				5
		小計	16	23	7	3	1	50
		合計	21	34	14	6	5	80

表1—2（比率）

区分		世帯数	20 以 下	21 ～ 100	101 ～ 200	201 ～ 300	301 以 上	計
比率	都市部	徳島市	11.1	11.1	22.2	22.2	33.4	100%
		鳴門市	67.0		33.0			100
		小松島市		25.0	25.0	25.0	25.0	100
		阿南市	14.3	64.3	21.4			100
		小計	16.7	36.6	23.4	10.0	13.3	100
	農山村部	勝浦郡		100.0				100
		名西郡	50.0	25.0	25.0			100
		那賀郡		50.0	50.0			100
		海部郡	16.6	83.4				100
		板野郡	9.1	36.3	18.2	27.3	9.1	100
		阿波郡	50.0	50.0				100
		麻植郡	60.0	30.0	10.0			100
		美馬郡	20.0	60.0	20.0			100
		三好郡	60.0	40.0				
		小計	32.0	46.0	14.0	6.0	2.0	100
		合計	27.0	42.3	17.3	7.3	6.1	100

表 2　地域別同和対象地域分布

区　分	都市部					農山村部										合　計
	徳島市	鳴門市	小松島市	阿南市	小　計	勝浦郡	名西郡	那賀郡	海部郡	板野郡	阿波郡	麻植郡	美馬郡	三好郡	小　計	
部落数(A)	9	3	4	14	30	1	4	4	6	11	4	10	5	5	50	80
世帯数(B)	2,149	233	778	1,060	4,220	92	236	358	267	1,697	134	401	272	94	3,551	7,771
人　口(C)	7,594	968	3,214	4,145	15,921	340	911	1,429	728	6,862	470	1,428	1,036	295	13,499	29,420
B／A	238.7	77.7	194.5	75.7	140.7	92.0	59.0	89.5	44.5	154.6	33.5	40.1	54.4	18.8	71.0	97.1
C／B	3.53	4.15	4.13	3.91	3.77	3.70	3.86	3.99	2.73	4.04	3.51	3.56	3.81	3.14	3.80	3.79

表 3　地域別同和対象地域分布

区　分	都市部					農山村部											合　計
	徳島市	鳴門市	小松島市	阿南市	小　計	勝浦郡	名東郡	名西郡	那賀郡	海部郡	板野郡	阿波郡	麻植郡	美馬郡	三好郡	小　計	
面　積(A)	187.75	135.16	44.32	252.61	619.84	178.29	42.44	202.90	720.99	529.57	178.22	120.76	246.79	460.62	843.81	3,524.39	4,144.23 km²
人　口(B)	223,451	60,634	40,507	58,467	383,059	12,380	3,955	34,807	35,087	37,023	73,120	25,603	49,878	64,486	71,713	408,052	791,111 人
部落数(C)	9	3	4	14	30	1	—	4	4	6	11	4	10	5	5	50	80 地域
部落人口(D)	7,594	968	3,214	4,145	15,921	340	—	911	1,429	728	6,862	470	1,428	1,036	295	13,499	29,420 人
B／A	1,190.2	448.6	914.0	231.5	618.0	69.4	93.2	171.5	48.7	69.9	410.3	212.0	202.1	140.0	85.0	115.8	190.9
A／C	20.86	45.05	11.08	18.04	20.66	178.29	—	50.73	180.25	88.26	16.20	30.19	24.68	92.12	168.76	70.49	51.80
D／B	3.4	1.6	8.0	7.1	4.2	2.7	—	2.6	4.1	2.0	9.4	1.8	2.9	1.6	0.4	3.3	3.7
D／A	40.45	7.16	72.52	16.41	25.69	1.91	—	4.49	1.98	1.37	38.50	3.89	5.79	2.25	0.35	3.83	7.10 人

○(A)および(B)は昭和45年国勢調査による。

徳島市は 20.86平方キロメートルに 1対象地域で，都市部の平均(20.66平方キロメートルに 1対象地域）に近い。農山村部の板野郡が16.2平方キロメートルに 1対象地域とかなり高い分布密度となっている。

また，総面積に対する人口比，つまり 1平方キロメートル当たりの対象地域人口は，徳島県下平均7.1人で都市部で25.7人，農山村部で3.8人となっている。徳島市は40.5人，小松島市は最も高く72.5人となっている。この表でわかることは，大規模対象地域のあるところがやはり高率になっていることである。

表 4が，徳島市の中での分布状況である。当然のことであるが，やはり大規模対象地域のあるところがすべて高率になっている。なかでも不動が特に高率を示している。

以上のべたことは，同和対象地域及びその人口の自然的分布状況であるが，これに対して社会的な分布状況つまり総人口に対する同和対象地域人口の分布密度はどうであろうか。表 3によると，人口1000人当たりの対象地域人口比は県全体では37人となっている。都市部42人，農山村部33人であまり大きなひらきはない。都市部のなかでは，小松島市が80人でトップ，阿南市が徳島市の約 2倍の71人，鳴門市は徳島市の約半分16人となっている。

徳島市の内部を表 4でみると，不動の 443人は不動町の大半近くが対象地域人口であることを示している。つぎに応神の 249人は応神町の$\frac{1}{4}$を対象地域人口で占めていることとなる。これにつぐのが上八万の 206人である。国府の49人を除くといずれも戦後合併の地域が高い率を占めている。また，不動町の場合，町全体が年々人口減の現象（「徳島市の現況」27ページ参考）がみられることも関連して相対的に高率の結果となっているともいえるのではなかろうか。上八万，応神も全体的にやや人口減の地域であり，不動町と同じようなことがいえるのではなかろうか。

これに反して，加茂名は戦前合併地域で，最近の急速な市街地の発展で対象地域の周辺が人口増となっており，大規模対象地域のわりに96人となっている。国府町全体は，徳島市と合併するまではやゝ人口減の現象がみられたが，合併後急速に人口増の顕著な地域であるが，対象地域人口そのものはあまりのびていないものと思われる。八万地区全体は，徳島市の中でも人口増の一番高い地

区であり，昭和30年を 100とすると，昭和44年で190という約２倍にふえている地域であるが，国府の例と同じで対象地域人口は減少していると推測される。

表４　徳島市行政区画別同和対象地域分布

区　分	徳			島			市	
	応　神	不　動	国　府	加茂名	上八万	八　万	その他	合　計
面　積(A)	9.06	7.33	19.27	10.56	20.03	11.53	109.97	187.75 ㎢
人　口(B)	5,508	3,989	16,438	20,392	6,463	17,482	165,852	236,124人
部落数数(C)	1	1	2	2	2	1	—	9地域
部落人口(D)	1,374	1,766	805	1,963	1,331	355	—	7,594人
B／A	607.95	544.20	853.04	1,931.06	322.67	1,516.22	1,508.16	1,257.65
A／C	9.06	7.33	9.64	5.28	10.02	11.53	—	20.86
D／B	24.9	44.3	4.9	9.6	20.6	2.0	—	3.2
D／A	151.66	240.93	41.77	185.89	66.45	30.79	—	40.45

○人口(B)はS46.9.30住民登録人口による。
○明善地域は八万とした。

１－１－２　立体的な分布

対象地域の位置する立地条件によりその分布の傾向をさぐろうとするのが，ここでの目的である。立地条件の分類として一応，市街地・平地・山麓・谷間・川端・海岸の６つをあげることができる。しかし，県内80地域はもちろんのこと徳島市の９地域においても，この分類項目の２つ以上にまたがっていて該当する場合が少なくない。このような場合，部落の歴史的な背景及び現在の生活の関連の深さなどから判断して統一するのがより望ましいが，資料不足によりごく一般的な区分にしたがった。表５がその集計である。

この種の統計は，他府県でも案外少ないが，京都府の場合 126部落のうち川端が35.7%，山麓が29.4%，谷間が16.7%，海岸 2.3%であり，市街地 4.8%，平地11.1%という結果がでている。川端・山麓・谷間・海岸などいわゆる立地条件の悪いと思われるのが84.1%も占めている。これはおそらく全国的な傾向であると思われる。徳島県の場合，京都の分類基準と一致しないためもあろうが，平地が66.3%と非常に多い。次が山麓で22.5%，川端が7.5%となっている。また，市街地2.5%，谷間1.2%がこれにつづいている。

徳島市の場合９地域のうち表５によれば，山麓３，あと市街地，平地，川端がそれぞれ２というふりわけになっている。しかし，これをさらに図４にしたがって考察すれば，徳島市の場合もやはり川と対象地域の関係は深いことがわかる。しかも園瀬川ぞいの明善地域をのぞくとすべて吉野川水系，なかでも鮎喰川ぞいに不動，北島田，鮎喰，僧都，西矢野，一宮と６地域が集中している。また，表５では平地に分類している芝原にしても飯尾川ぞいに位置している。わずかに応神のみが厳密にいう平地であるということになる。９地域を類型化したのが次の図４である。

鮎喰川ぞいグループを３つに分類したのが図４－１，図４－２，図４－３で，図４－１は不動・北島田が鮎喰川をはさんで１ブロックを形成している。また，図４－３では一宮・西矢野・僧都が１ブロックを形成していることがわかる。

表5　立地条件による地域別分布図

地区名			市街地	平地	山麓	谷間	川端	海岸	計
実数	都市部	徳島市	2	2	3		2		9
		鳴門市		3					3
		小松島市		3	1				4
		阿南市		14					14
		小計	2	22	4	0	2	0	30
	農山村部	勝浦郡　勝浦町(1)			1				1
		名西郡　石井町(4)		4					4
		那賀郡　那賀川町(3)鷲敷町(1)		3	1				4
		海部郡　日和佐町(1)牟岐町(2) 海南町(2)　海部町(1)		2	3	1			6
		板野郡　藍住町(1)　板野町(4) 上板町(3)　吉野町(3)		10			1		11
		阿波郡　市場町(3)　阿波町(1)		3			1		4
		麻植郡　鴨島町(3)　川島町(5) 山川町(2)		4	4		2		10
		美馬郡　脇　町(2)　美馬町(2) 穴吹町(1)		4	1				5
		三好町　三好町(1)　三野町(1) 池田町(2)　山城町(1)		1	4				5
		小計	0	31	14	1	4	0	50
		合計	2	53	18	1	6	0	80
比率			2.5	66.3	22.5	1.2	7.5	0	100%

図4　徳島市同和対象地域類型図

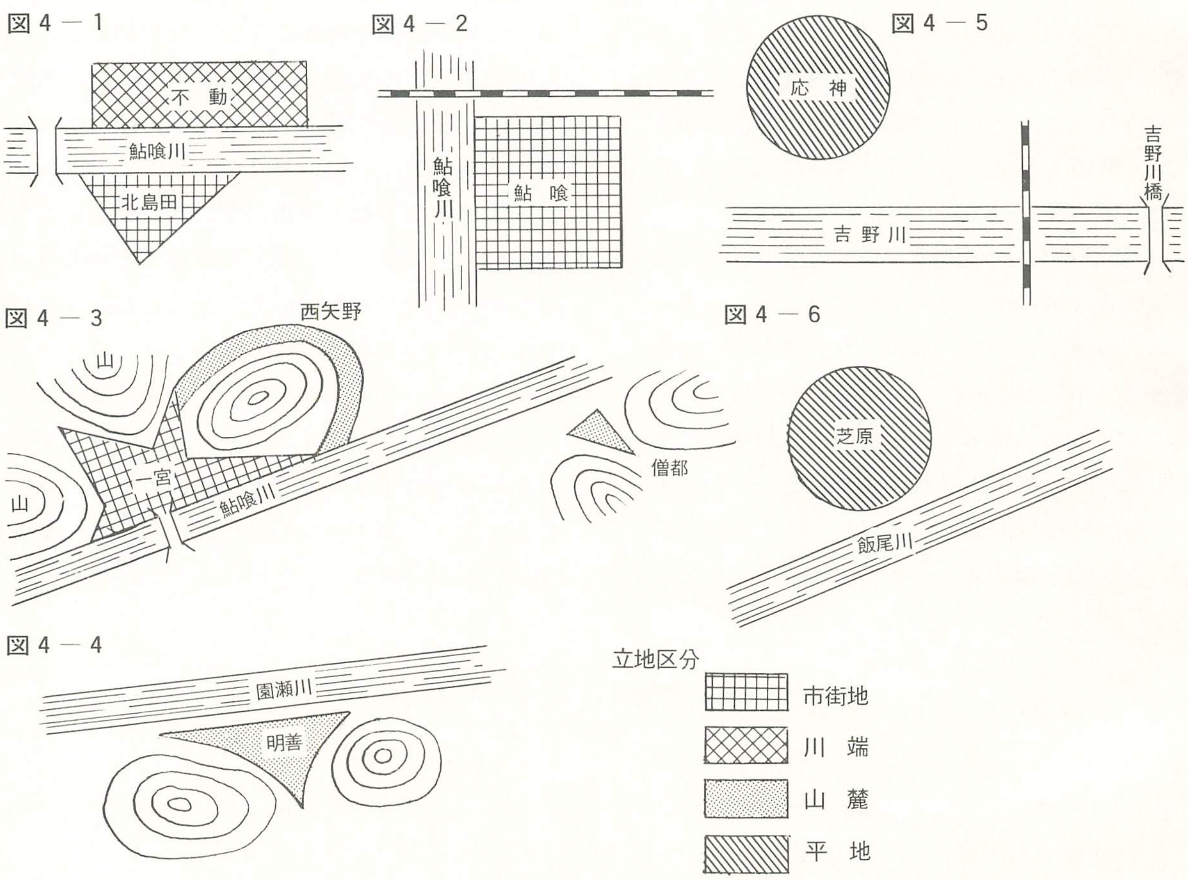
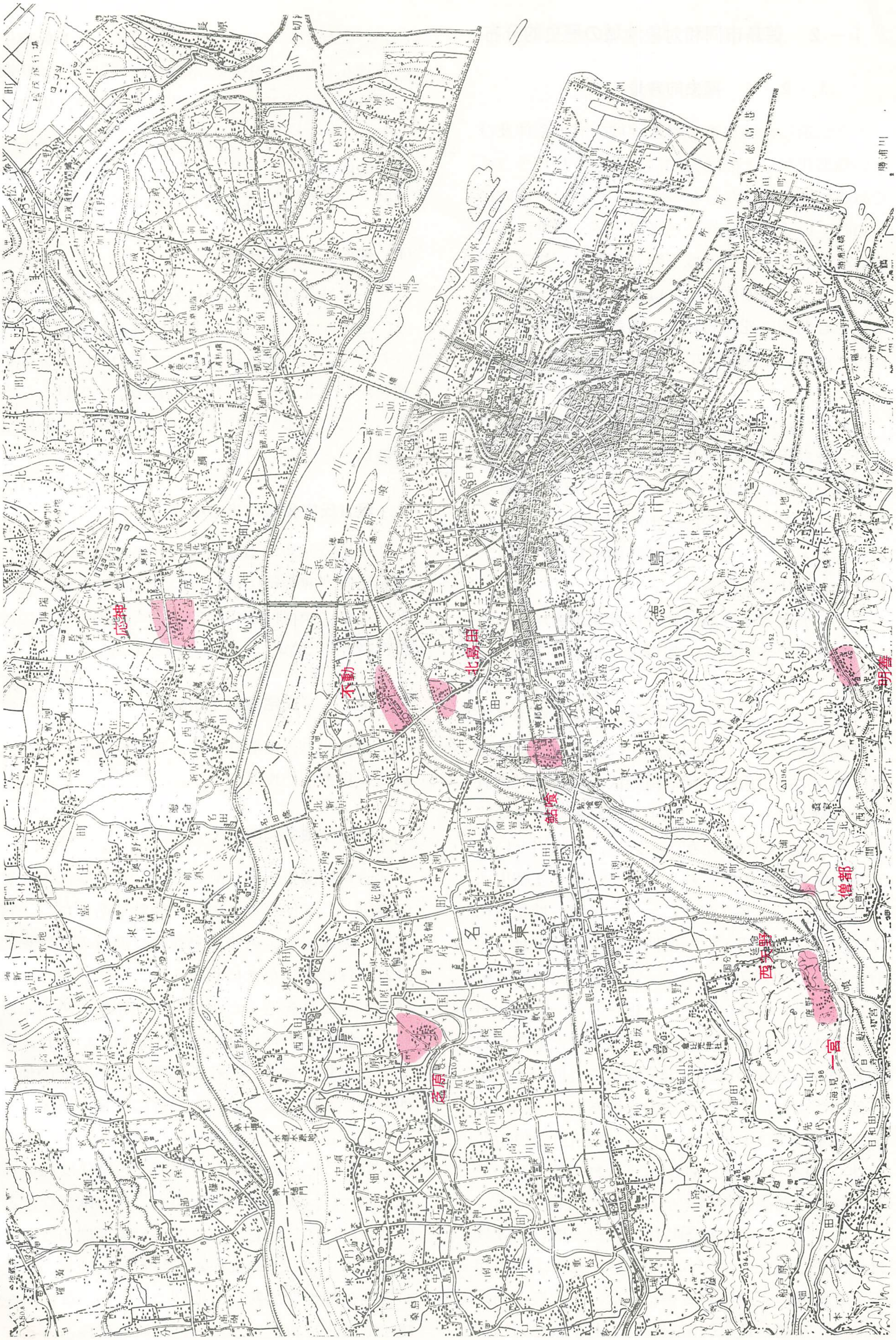


図5



1－2　徳島市同和対象地域の歴史的分布

1－2－1　歴史的背景

さきに示した徳島市の対象地域の立地条件及びその類型化が，その歴史的な背景をうかがううえである程度の手がかりを与えてくれる。一般的にいわれている部落発祥から考える時，平地，市街地にある場合は一応，城下町との関連が想定される。また，河川筋にあっては水上交通・皮革関係，山麓・谷間等は死牛馬処理・山番などが考えられるし，さらには開墾等による部落移住が考えられる。

しかし，この分野での本県の研究は相当遅れており，徳島市においても同様である。したがって「歴史的な背景」などとタイトルをかかげて論ずる能力もないのであるが，今まで聞き及んだことなどをふまえて，いくつかの傾向的特質をさぐり，今後の調査研究に待ちたい。

さきに徳島青年会議所社会福祉委員会が行なった一宮地域の実態調査の報告書（1963年７月）によれば，

『足利の天下となり室町に幕府を構え諸国平定の偉業の中において四国管領となり阿波の国勝瑞城に拠った細川氏は，阿波山嶽武士の東端に位置し最も勢力のあった一宮城主小笠原長門守を攻略しようと必死になったが，吉野川，鮎喰川という天然の堀と四国山脈を利して容易に降らず細川入国17年目に一宮城は落城した。この際，城主長門守は忠臣六右衛門・六左衛門を近う呼びよせ「お前たち兄弟はカノ山（今の一宮地域，当時は１軒もなかった）に身をひそめ，機をみて一宮城の再興を図れ」と遺言して切腹した。主君と涙で別れた兄弟は一宮城の再興を堅く誓って谷間の籔の中に身をかくした。秋の来るのを待ちつつ，ついにその秋来らずこの世を去った。（現在この地域が，元株，前株，出屋敷，新屋敷と分れているが，その元株が兄弟の居を構えたところである。）

六軒になったのが戦国時代，先祖の遺言を守り旗上げする機をうかがったが徒労に終り，徳川が天下を掌握して階級制度をとったとき士農工商外であったため一番下の階層としておかれ徳川初期に13戸になっていた。今も元株のことを13軒講中とも呼んでいる。中期に20数戸となり，明治初期には40戸，大正初期70戸，昭和初期87戸，現在は352戸となってきた。』と報告されている。また，地元の研究家の資料によれば，この地には多くの史跡，口伝などが残されている。例をあげると，

⑴　袖もぎさんの由来

「一宮城落城の折，成祐公妻子城脱出の際，北方に逃げようとしたが，北方にはまだ三好方が残っており，逃げるに逃げられず松の枝に自分等の袖をかけ，北方に逃げたと元親の追手の目をごまかし，この地よりその消息を断つ。現在の鹿野に定着したと伝えられる。」

⑵　現Ｈ氏宅屋敷にある小祠

「成祐公元親により殺害されるに及び元親を相手海見原で葬合戦の後，敗れた家臣は鹿野の池に入り，もはや城回復の希望もなく，其の家臣の数，数百数拾名切腹したといわれる場所」

⑶　現Ｓ・Ｙ氏宅屋敷下小祠

「葬合戦の後切腹する際，自分達の乗っていた騎馬を殺害した場所」

⑷　鹿野の地名について

「一宮城隆盛の時に於いては，城主歴代の鹿狩の場所として使用されていた原野であった。一宮家滅亡の後，その由来の名を取り鹿狩の野原を鹿野と名付け称したといわれる。この頃，現在の国府町より武具を造るため鹿野原に作業所の出張所を作り住んだのが現在のＳ家の先祖といわれ，いまでも別称主家といわれる由縁である。その他，西家といえばＩ家，東屋といえばＴ家，新屋といえばＯ家といわれている。」

このように一宮地域と一宮城との関係は深いものと思われ，史料及び研究の不足から確かなことはいえないにしても，徳島市の対象地域のうちでも最も古い地域ではなかろうか。一宮地域の西にある西矢野地域は新しい地域で，狭あいな山間を縫って拡張されていった一宮地域の延長とみるべ

きであろう。対岸の僧都も戦後開墾により移住していった新しい部落であり，一宮，西矢野，僧都の３地域は，鮎喰川中流に面する「一宮グループ」として把握する必要があろう。

しかし，他の対象地域にもいえることだが，部落の歴史の本質を考える場合，やはり江戸時代から明治の初期にかけての現在の対象地域が形成されていった過程が明らかにされることがぜひ必要であろう。

芝原地域をはじめ他の地域の発祥についても一応整理されているが，対象地域別現況のなかで述べることにし，徳島市同和対象９地域の諸説を表６でまとめてみた。



表6　地域発祥の諸説

地区名	区分	諸説 かなり確かなもの	諸説 はっきりわからないもの	史（資）料
一宮	史実との関連	一宮城との関係		研究家資料
	どこから来たか		落武者(一宮城) 国府地区(武具製造)	〃
	職業		武具の製造，鹿の番人 鮎喰川添運送従事	〃 〃　古老口伝
	部落の形成(発祥)年代	徳川初期		研究家資料
西矢野	史実との関連			
	どこから来たか	源田及び一宮地域から移住		口伝
	職業	日雇労務者		
	部落の形成（発祥）年代	大正11年		口伝
僧都	史実との関連			
	どこから来たか	一宮地域から移住		
	職業	開拓農民（未開地買収）		役場資料
	部落の形成（発祥）年代	昭和22～23年		〃
明善	史実との関連			
	どこから来たか		川北から移住	口伝
	職業		皮革なめし	口伝
	部落の形成（発祥）年代			
不動	史実との関連	福泉寺から願行寺の分離　五社宮一揆		名東郡史
	どこから来たか	吉野川の改修工事・鮎喰川の蓬庵堤改地に貧農などを多数かりだし政策的につくり出した。		
	職業		戦争の敗者，浮浪人，貧農，百姓一き等の刑吏	名東郡史
	部落の形成（発祥）年代	正徳年間（西暦1718年ごろ）		顕正寺過去帳
北島田	史実との関連			
	どこから来たか	不動地域から移住	市場（大麻・鳴門）	古老口伝
	職業	古物行商		
	部落の形成（発祥）年代	明治初年解放令以後		老人口伝
鮎喰	史実との関連	袋井用水	鮎喰川河原・処刑の地（藩制時代）	口伝
	どこから来たか	名東地区の山地	紀州	口伝
	職業		刑吏・各産業の下働き	口伝
	部落の形成（発祥）年代		元禄時代	口伝
芝原	史実との関連	久米安芸守の鎗場合戦　文政5年の差上帖・安政の風水害　慶応2年(寅年)の風水害など		名東郡史
	どこから来たか		広島安芸，兵庫播磨，播磨三木域，大阪河内地域，平家落武者	古老口伝
	職業		（竹薮，新田開発）農家下働き	
	部落の形成（発祥）年代		文化・文政の頃	口伝
応神	史実との関連	瑞川院		板野郡誌
	どこから来たか	吉成字長田から移住	御所村，京都	古老口伝
	職業		薮番，豪農の下働き（新田開発）	口伝
	部落の形成（発祥）年代	寛文10年（西暦1671）ごろ		福泉寺過去帳
共通的なこと	壇家寺	明善地域を除きもともとの壇家寺はすべて福泉寺が発祥である。		

1－2－2　同和対象地域の人口推移

地理的分布，歴史的分布のしめくくりとして，同和対象地域の人口，戸数の推移の考察を試みたわけであるが，ここでも資料の不足に悩まされた。推移について考えなければならないのは，単に過去の対象地域のあゆみを知るためばかりでなく，これを通して将来の対象地域の姿を推定したかったからである。

表７　対象地域人口の推移

	明治初頭	昭和10年	昭和34年	昭和38年	昭和42年	昭和46年
徳島県	人 19,232 内訳 (穢多15,236人 非人　3,966人	人 25,578 参考 ①所在市町村数 41 ②部落数　88 ③戸　数 4,795	人 37,291 参考 ①関係市町村 ②地区数　80 ③世帯数 7,432	人 35,579 参考 ①関係市町村 4市27町 ②地区数　87 ③世帯数 7,399 （S38.1月）	人 29,746 参考 ①関係市町村 4市22町 ②地区数　72 ③世帯数 7,068 （S42.1月1日）	人 29,420 参考 ①関係市町村 4市24町 ②地区数　80 ③世帯数 7,771 （S46.6月1日）
徳島市			人 9,224 参考 世帯数 1,833		人 7,997 参考 ①地区数　8 ②世帯数 1,885	人 7,594 参考 ①地区数　9 ②世帯数 2,149 （S46.6月1日）
備考	部落の歴史と解放運動　470頁	融和事業年鑑 第10巻 289頁	徳島県同和会資料	徳島県同和地区実態調査結果　S42 5頁	徳島県同和地区実態調査結果 5頁）	徳島市同和対象地域実態調査中間報告書　（S46）

この表（表７）でみるかぎり，徳島県の対象地域人口は昭和34年をピークに下降ぎみであり，徳島市の場合も昭和34年から42年の間に 1,227 人の減，昭和42年から46年の間に 403 人の減となっている。これだけの資料で多くは読みとれないが，表８の対象地域の人口動態の資料作成のため，住民票の移動票を点検した際，感じたことは都市への流出はかなりあるが，再び流入してくるケースが非常に多いということである。これは都市への社会的な人口移動がかなりきびしく阻害されているあらわれであると思われる。また，県内の移動をみた場合，対象地域間の移動が多く，結婚などによる流入・流出が対象地域外との交流の例が少ないあらわれと考えられる。

次に最近の応神地域（七丁原のみ）の人口推移をみたのが表９である。41年を基点として46年まで５年間，応神全町（一般地域も含む）では年平均8.4人増加しているが，七丁原（対象地域のうちで中心となる字名）地域では年平均19人増となっている。しかし，よくみると，42年18人，46年 119人の増以外は全て減となっている。なお，参考までにいうと，昭和42年及び昭和46年はいずれも統一地方選挙のあった年である。また，表８昭和46年の対象地域の人口動態表によれば，自然増減では９地域で92人の増であるが，社会増減で 138 人の減，結局，全体で46人の減となっている。

以上の資料だけから徳島市全体の対象地域のことをいうのは危険かも知れないが，対象地域の人口は，最近の傾向としてかなりの部分は大都市などへ移動しているのではなかろうか。しかし，再転入・自然増など内部的には拡大する要因をもっており，決して大きく減少しているとはいえないのではなかろうか。

表 8　徳島市対象地域昭和46年人口動態

区分 地区名	自然増減			社会増減			計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	増減
一宮	14	10	＋4	71	74	－3	＋1
応神	31	18	＋13	55	48	＋7	＋20
僧都	0	0	±0	4	1	＋3	＋3
北島田	13	7	＋6	69	43	＋26	＋32
西矢野	8	3	＋5	59	69	－10	－5
鮎喰	75	24	＋51	344	328	＋16	＋67
不動	28	14	＋14	105	263	－158	－144
明善	7	6	＋1	22	31	－9	－8
芝原	7	9	－2	38	48	－10	－12
計	183	91	＋92	767	905	－138	－46

(注)

1. 北島田，北島田3丁目のみ
2. 西矢野，一部一般地域を含む
3. 鮎喰，鮎喰町1～2丁目・庄町５丁目のみ
4. 不動　不動西町は除く
5. 明善　上八万，八万両地域分の合計

※ S46.1.1～S46.12.31の住民移動票及び出生届，死亡届をもとに対象地域内での動態を把握したもの（地区外へ出たものは，たとえ市内でも転出とした）

表 9　最近の応神地域の人口推移

年	地域	世帯数	人口			対前年増減			
			男	女	計	世帯数	人口 男	人口 女	人口 計
41	七丁原のみ	293	598	708	1,306	――	――	――	――
	全町	1,212	2,516	2,978	5,494	――	――	――	――
42	七丁原のみ	294	610	714	1,324	＋1	＋12	＋6	＋18
	全町	1,222	2,515	2,890	5,405	＋10	－1	－88	－89
43	七丁原のみ	334	599	710	1,309	＋40	－11	－4	－15
	全町	1,240	2,488	2,847	5,335	＋18	－27	－43	－70
44	七丁原のみ	334	600	706	1,306	0	＋1	－4	－3
	全町	1,392	2,478	3,040	5,518	＋152	－10	＋193	＋183
45	七丁原のみ	331	589	693	1,282	－3	－11	－13	－24
	全町	1,412	2,452	3,026	5,478	＋20	－26	－14	－40
46	七丁原のみ	352	667	734	1,401	＋21	＋78	＋41	＋119
	全町	1,465	2,581	2,955	5,536	＋53	＋129	－71	＋58
					6年間計 七丁原のみ	59	69	26	95
					6年間計 全町	253	65	－23	42
					年平均 七丁原のみ	11.8	13.8	5.2	19.0
					年平均 全町	50.6	13.0	－4.6	8.4

(注) 12月31日現在　住民登録数

表10　徳島市（全市）昭和46年人口動態

項目 月	自然増減			社会増減			計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	増減
1	166	85	＋81	964	691	＋273	＋354
2	182	65	＋117	1,146	1,020	＋126	＋243
3	204	64	＋140	1,677	1,331	＋346	＋486
4	180	69	＋111	2,394	2,074	＋320	＋431
5	194	77	＋117	1,202	1,417	－215	－98
6	165	61	＋104	977	1,113	－136	－32
7	174	64	＋110	891	1,140	－249	－139
8	175	60	＋115	1,122	748	＋374	＋489
9	177	46	＋131	950	1,003	－53	＋78
10	180	62	＋118	963	965	－2	＋116
11	199	65	＋134	896	683	＋213	＋347
12	184	79	＋105	855	760	＋95	＋200
計	2,180	797	＋1,383	14,037	12,945	＋1,092	＋2,475

2　同和対象地域の概況

2－1　同和地域の環境

2－1－1　立地条件

さきの対象地域の分布で示したように，徳島市の対象地域9地域の分布は，山麓3・市街地2・平地2・川端2という分布になっている。この限りでは人間生活にとって比較的便利な土地，すなわち平地とか市街地に生活の本拠をもつ地域が5地域もあり，全国的な対象地域の傾向からすれば，徳島市の場合，かなり恵まれているといえる。

しかし，厳密にいえば，9地域のうち応神を除く8地域までが河川ぞい（図5参照）にあることから，歴史的にみればやはり一般地区に比し環境が悪かったことが想像される。また，立地条件をはかる他の指標として標高の問題があるが，図6のようになる。（基礎資料徳島市地図3000分の1）この表では，徳島市の同和対象地域には0m地帯もなければ50m以上の高い地域もないのは幸いといえる。

なお，参考までにいままで地盤調査を行なった箇所の柱状図を示したのが図7，同和対象地域9地域に関係のある河川の概況をまとめたのが表12である。

図6　対象地域標高図

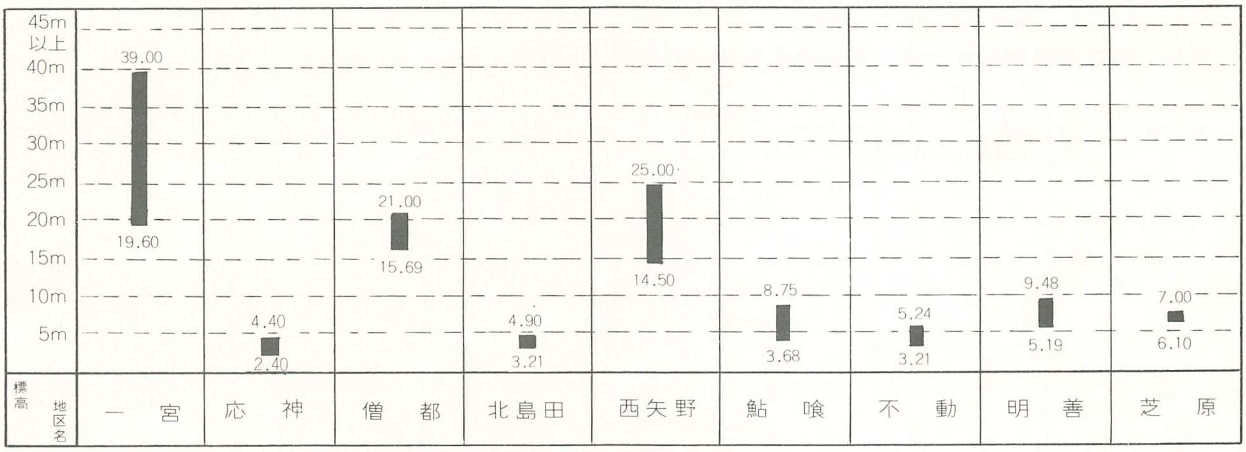
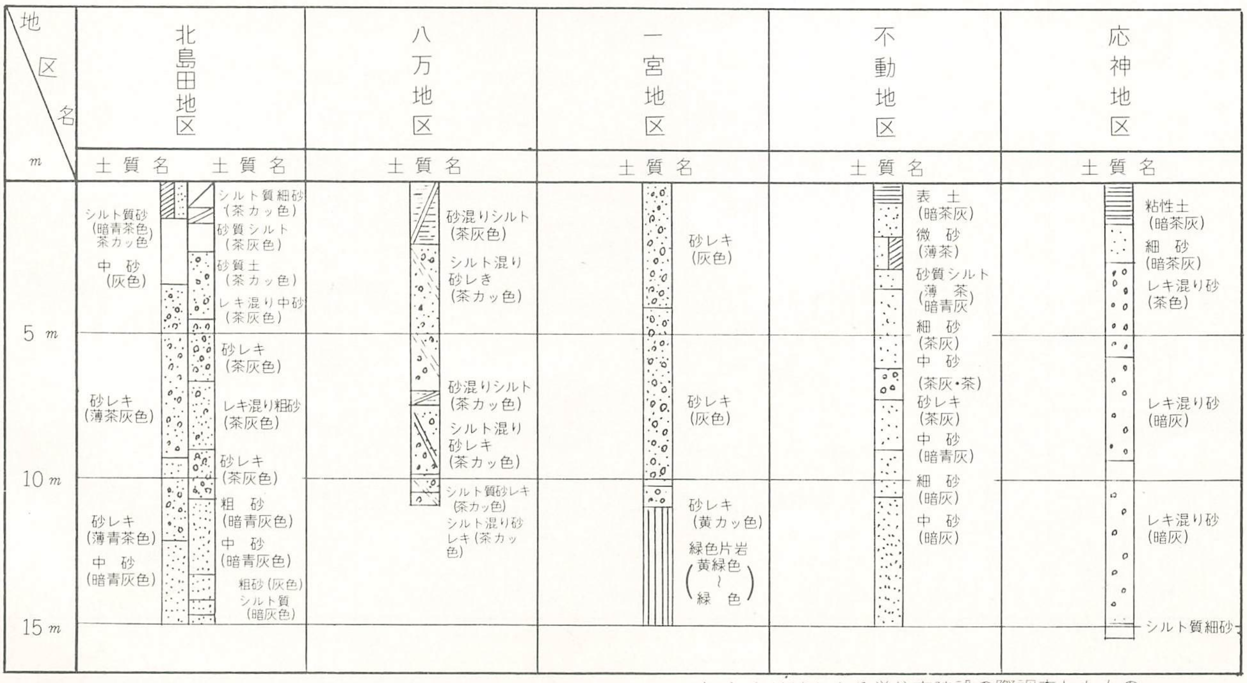


図7　地盤調査ボーリング柱状図



（注）各地域とも公営住宅建設の際調査したもの。

立体的な位置，空間的なひろがりに加えて，主要な公共機関，教育機関に至る空間的，時間的距離もその土地の立地条件を知るうえで重要な指標となる。

図８は，市役所を中心に９対象地域の空間的距離を表わしたものであり，これをまとめたのが表11である。

表11　市役所本庁から対象地域までの距離

	4km以内	5km以内	6km以内	7km以内	8km以内	9km以内
対象地域数	0	4	0	1	2	2
地区名		不動 北島田 鮎喰 明善		応神	僧都 西矢野	一宮 芝原

4 km以内に対象地域がないことは，一応徳島市の人口集中地域からはずれているということがいえる。すなわち，5 km圏のうちの４地域でも明善地域は完全に集中地区からはなれており，市街化区域の連たん地域にはいるのは鮎喰地域と北島田地域のみで，不動は市街化調整区域である。徳島市役所は，職業安定所をはじめ公共機関が集中している市の中央部にあるが，徳島市の対象地域は全て遠隔の地にあることがわかる。つぎに，公共機関との空間距離をみたのが図９であり，これをまとめたのが表13である。

表12　同和対象地域９地域に関係のある河川の概要（「徳島市の現況」から抜すい）

級	水系名	河川名	延長(m)	平常流量	洪水流量	計画流量	河川の改修状況	河川の占用許可状況	河川の利用状況	水質	関係対象地域
一級河川	吉野川水系	吉野川	13,600	t/S 21.6	t/s 14,800.0	15,000.0	m 延長12,000 金額 — % 百分率88.2	①道路 11件⑩工業用水道 2件 ②橋 1〃⑪海苔養殖 8〃 ③家屋 4〃⑫潅漑用水路 2〃 ④配電施設 5〃⑬ 〃 取水設備 1〃 ⑤桟橋 1〃⑭消防用警鐘 1〃 ⑥耕作地 1,573〃⑮国鉄安全照明灯 1〃 ⑦通信施設 4〃⑯自動車の方向変換 1〃 ⑧ゴルフ場 1〃 駐車乗合待合せ場所 ⑨自動車練習場 2〃	潅漑用 工業水用 上水道用 漁業権有 水運用 その他	①臭気 なし ②外観ほとんど無色透明 ③ＰＨ値 7.2 ④濁度 2.6度 ⑤透視度 ⑥浮遊物 3.3mg/ℓ ⑦ＣＯＤ 0.34mg/ℓ ⑧ＢＯＤ5 0.51mg/ℓ ⑨一般細菌類 650個/mℓ 大腸菌群 140個/mℓ 水質調査地点 第十	応神
		鮎喰川	14,500			t/s (3,500.0) t/s 3,185.0	m 延長14,500 金額 — 百分率100.0% S28年完成	①道路 37件⑩運動場 2件 ②橋 2〃⑪魚道敷 1件 ③家屋 10〃⑫耕作地 34件 ④配電施設 6〃⑬塵芥集積箱設備 1〃 ⑤潅漑用取水設備 1件⑭天然プール 2件 ⑥養魚用 〃 1〃⑮排水管布設 1件 ⑦上水道用 〃 1〃⑯宅地 2〃 ⑧ 〃 管布設 2〃⑰乗合バス駐車場 1〃 ⑨魚養殖場 1〃⑱潅木，植樹 1〃	潅漑用 工業水用 上水道用 漁業権有 水運有 その他		不動・北島田 鮎喰・西矢野 僧都・一宮
		今切川	10,700			t/s 1,080.0	m 延長10,356 金額 — 百分率	①道路 11件⑩桟橋 2件 ②橋 1〃⑪油配管 1〃 ③家屋 ·1〃⑫耕作地 35〃 ④荷揚場 3〃 ⑤樋門 3〃 ⑥ガス管布設 1〃 ⑦排水管布設 4件 ⑧配電施設 4〃 ⑨工業用水道 2〃	潅漑用 940ha 工業水用 0.445 t/s 上水道用 漁業権有 水運有 その他		応神
		飯尾川	6,400			t/s (680.0) t/s 635.0	m 延長 6,382 金額 — % 百分率	①耕作地 31件	潅漑用 工業水用 上水道用 漁業権有 水運 その他		芝原
二級河川	新町川水系	園瀬川	12,200		850.0	t/s (1,100.0) t/s 850.0	延長 m 8,940.0 金額 — % 百分率73.3	①道路 1件⑩不動尊設置及照明灯 ②橋 1〃 2件 ③家屋 1〃⑪神社の灯篭敷 1〃 ④配電施設 3〃⑫係船場 1〃 ⑤耕作地 4〃⑬樋門 4〃 ⑥宅地 3〃⑭晒木綿干燥 1〃 ⑦水道管布設 1〃⑮貯木場 1〃 ⑧排水管布設 1〃⑯木材係留場 2〃 ⑨送砂管布設 1〃⑰クレーン設置 1〃	潅漑用1.11 t/s (2回実測平均) 工業水用0.84 t/s (最小) 上水道用 漁業権有 水運有 その他		明善

図 8　市役所本庁から対象地域までの距離

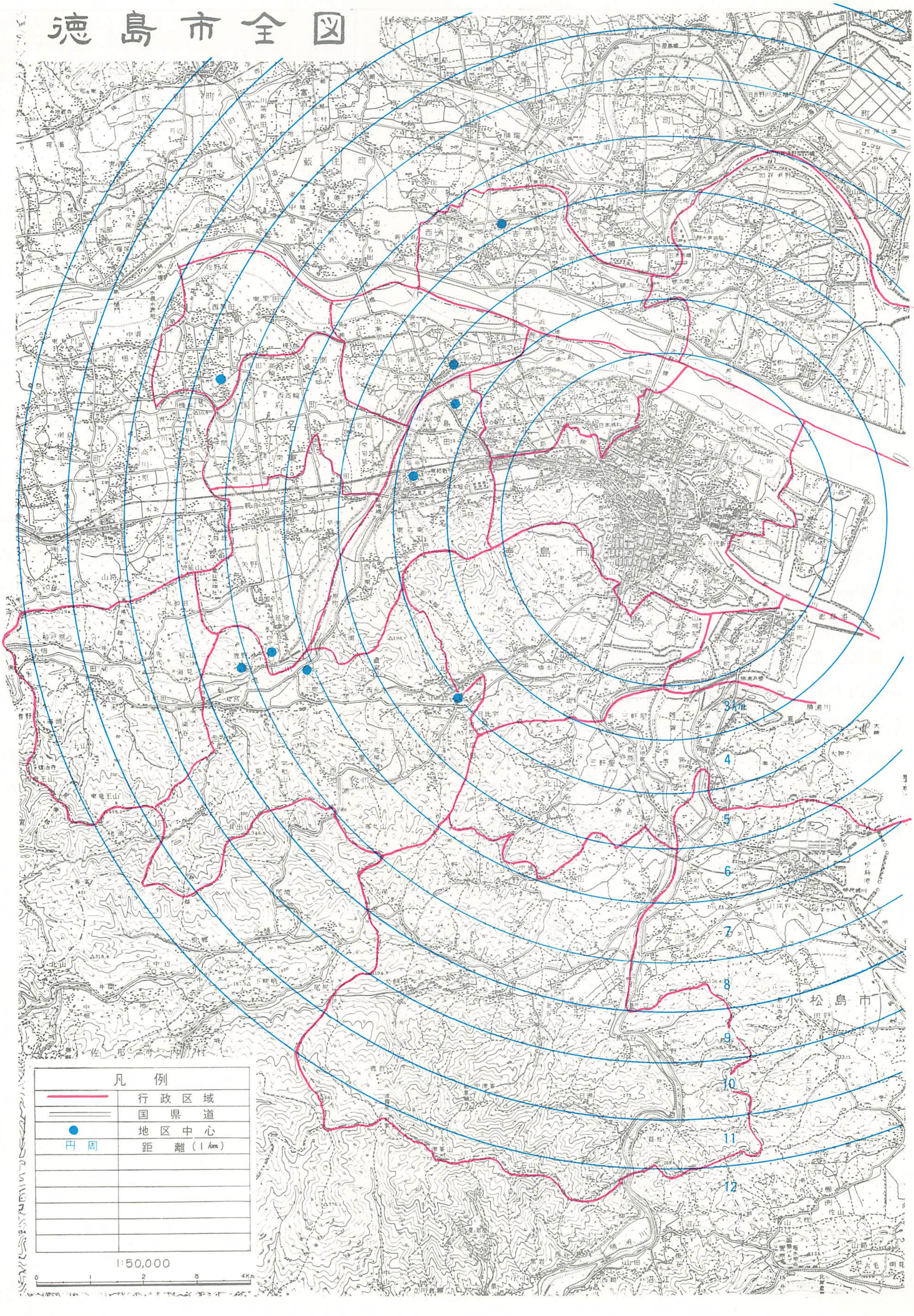


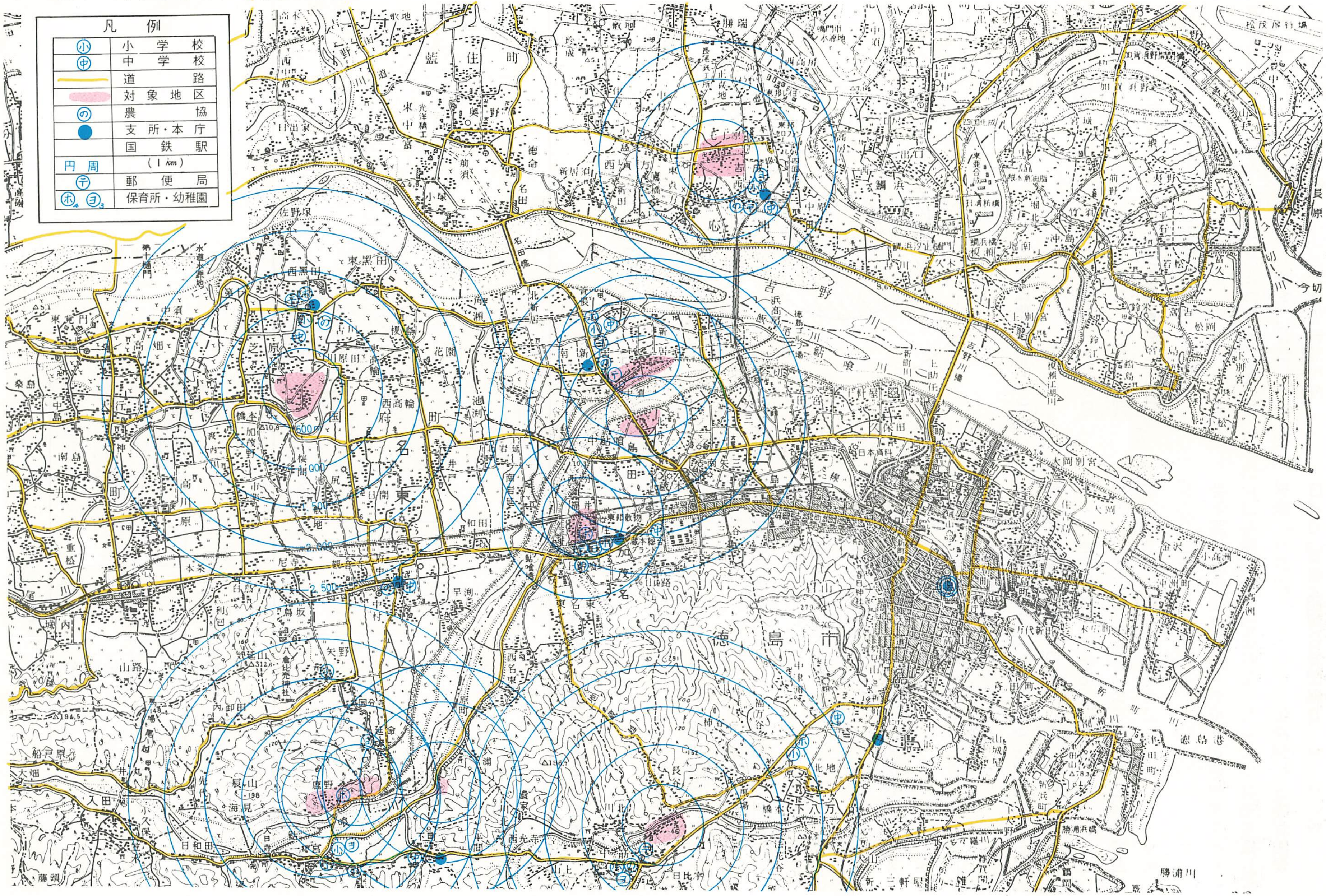
表13　対象地域と公共機関との距離

距離 / 区分 / 地区名		500m以内	500～1,000m	1,000～1,500m	1,500～2,000m	2,000～2,500m	2,500～3,000m	3,000～3,500m
		小中幼保支農郵国 学学稚育　　便鉄 校校園所所協局駅	小中幼保支農郵国 学学稚育　　便鉄 校校園所所協局駅	小中幼保支農郵国 学学稚育　　便鉄 校校園所所協局駅	小中幼保支農郵国 学学稚育　　便鉄 校校園所所協局駅	小中幼保支農郵国 学学稚育　　便鉄 校校園所所協局駅	小中幼保支農郵国 学学稚育　　便鉄 校校園所所協局駅	小中幼保支農郵国 学学稚育　　便鉄 校校園所所協局駅
一　宮		ホ	小 ヨ 〒	中 の	支			エ
応　神			小 中 ヨ 支 の 〒 エ					
僧　都				中 支 の	小 ヨ ホ 〒			
北島田				中 〒 エ	小 ヨ ホ 支 の			
西矢野				小 ヨ 〒				中 支 の エ
鮎　喰		小 ヨ ホ 支 の 〒	中	エ				
不　動		の 〒	小 中 ヨ ホ 支		エ			
明　善	上八万		小 ヨ				支	中
	共　通	〒	の		ホ			
	八　万				小		中 支	
芝　原			小 中 の	ホ 支 〒		エ		
計		10121230	54412321	13112232	30232111	00000001	01002000	02001103

小学校については，鮎喰の500m以内を筆頭に，1,000m以内の一宮，応神，不動，明善(上八万地区)，芝原と1,000m以内が6地域ある。比較的遠い僧都，北島田，明善(八万地区)地域でも2,000m以内である。つぎに，中学校では1,000m以内1,500m以内に7地域あり，2,500m以上の遠隔地は西矢野，明善(上八万地区)，芝原の3地域となっている。幼稚園，保育所では，僧都がかなり不便である。その他，支所，農協，郵便局，国鉄駅などを含め公共機関と対象地域との関連を全体的にとらえた場合，鮎喰，応神，不動が非常に立地条件が良いといえる。西矢野地域が中学校，支所，農協，国鉄駅が3km以上と離れているのが特に悪い方である。

また，明善地域は行政区画が2分されており，上八万，八万地域とも支所，中学校などが2,500m以上離れており，地域全体のまとまりのうえからも非常に不便だということが指摘される。

図９　対象地域と公共機関との距離



2－1－2　対象地域の範囲(面積)と人口

対象地域の立地条件のもう一つの特徴は，歴史的に積み重ねられてきた社会的圧迫の結果として，人々が日常生活をするうえに必要な平面空間が非常に狭いことである。これは 9 地域全体についていえることであり，しかも出口をせばめられた対象地域の人口は，その狭い空間にひしめいている。こうして対象地域はきわめて高い人口密度でおおいつつまれているわけである。表14の第 1 次環境区域の人口密度をみれば，これが端的に表われている。ここでさきに説明を加えておかなければならないのが，いわゆる対象地域の範囲ということである。

対象地域の区域についての設定は，そのとらえかたや時代によって変遷するものと思われるが，とりあえずつぎの 3 つに区分してとらえてみた。すなわち，

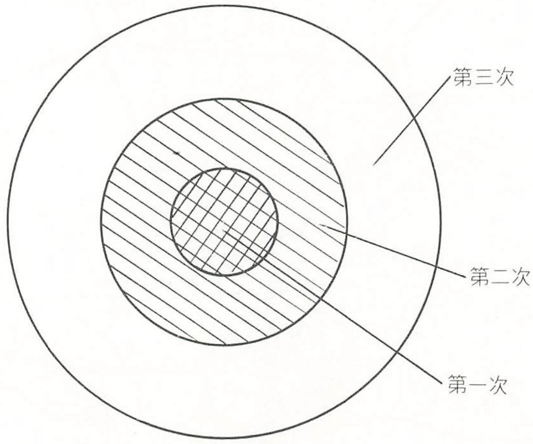
第 1 次生活環境区域，第 2 次生活環境区域，第 3 次生活環境区域である。

第 1 次生活環境区域は，対象地域住民の住居が集中し，生活共同体的な性格を形づくっている区域。

第 2 次生活環境区域は，第 1 次生活環境区域の周囲に道路，排水，その他の施設があり，主に対象地域住民の日常生活に特に密接な関係のある範囲。

第 3 次生活環境区域は，第 2 次生活環境区域の周辺で，対象地域住民の所有する農地及びその関連施設の及ぶ範囲，または日常生活のうえで関連の深い範囲とした。これを図10で示した。

図10　生活環境区域図



この区分にしたがって各地域ごとに具体的に色わけをしたのが図11～図18である。

表14　世帯数・面積・人口と人口密度

区分		一宮	応神	僧都	北島田	西矢野	鮎喰	不動	明善	芝原	計
世帯数		340	387	7	247	71	247	583	120	147	2,149
人口(人)		1,308	1,374	23	812	214	1,151	1,766	355	591	7,594
面積(Ha)	第一次生活環境区域	10.1	19.3	0.5	2.0	1.5	6.7	10.2	2.2	12.7	65.2
	第二次生活環境区域	27.0 (16.9)	36.0 (16.7)	4.7 (4.2)	13.9 (11.9)	35.0 (33.5)	22.7 (16.0)	30.9 (20.7)	10.0 (8.8)	40.9 (28.2)	221.1 (156.9)
	第三次生活環境区域	94.1 (67.1)	66.6 (30.6)	25.8 (21.1)	45.7 (31.8)	50.5 (15.5)	32.9 (10.2)	88.4 (57.5)	22.4 (12.4)	47.7 (6.8)	474.1 (253.0)
人口密度(人)	第一次生活環境区域	12,950.5	7,119.2	4,600.0	40,600.0	14,266.7	17,179.1	17,313.7	16,136.4	4,653.5	11,647.2

(注)　人口密度は人/km²　　　　( )はその区域のみ

表17　徳島市の人口密度

地域＼区分	人口 昭和45年 1970	面積 昭和45年 (km²)	人口密度 (1km²あたり) 昭和45年
全市	223,451	187.75	1,190.2
人口集中地域	141,343	18.9	7,478.5

資料　国勢調査

図11　第1次生活環境圏 第2次 〃 第3次 〃　**一宮地域**

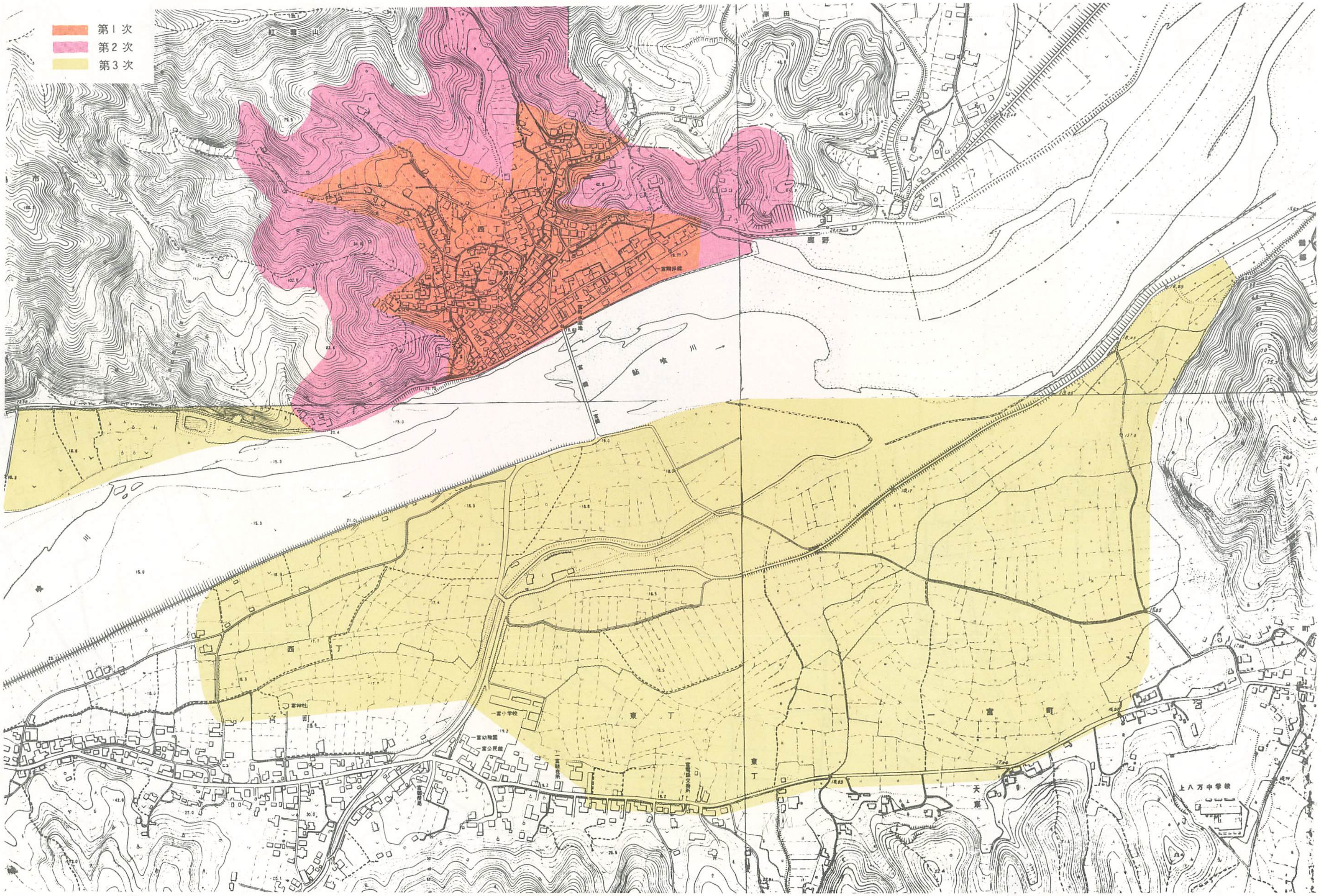


図12　応　神　地　域

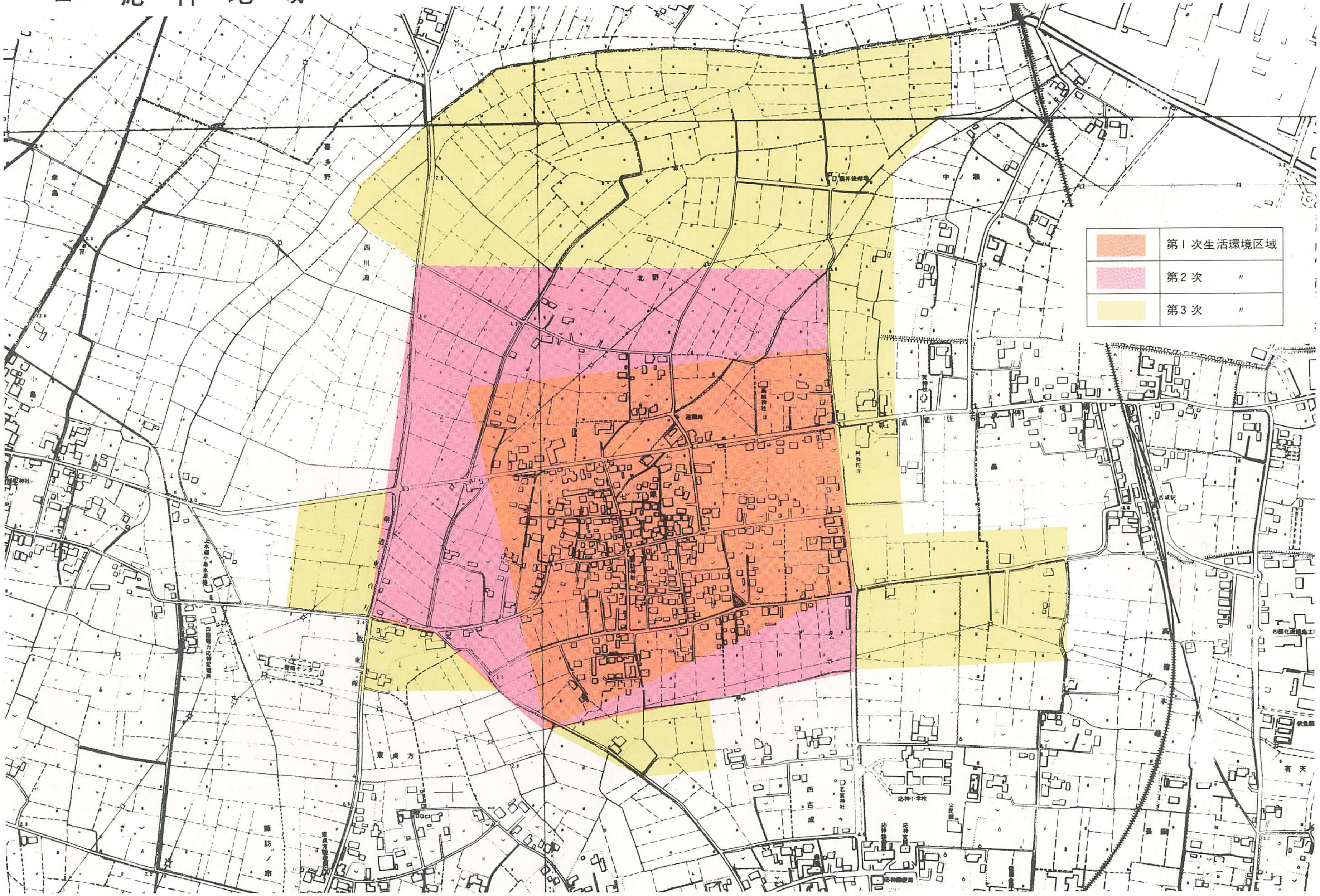


図13　不動、北島田地域

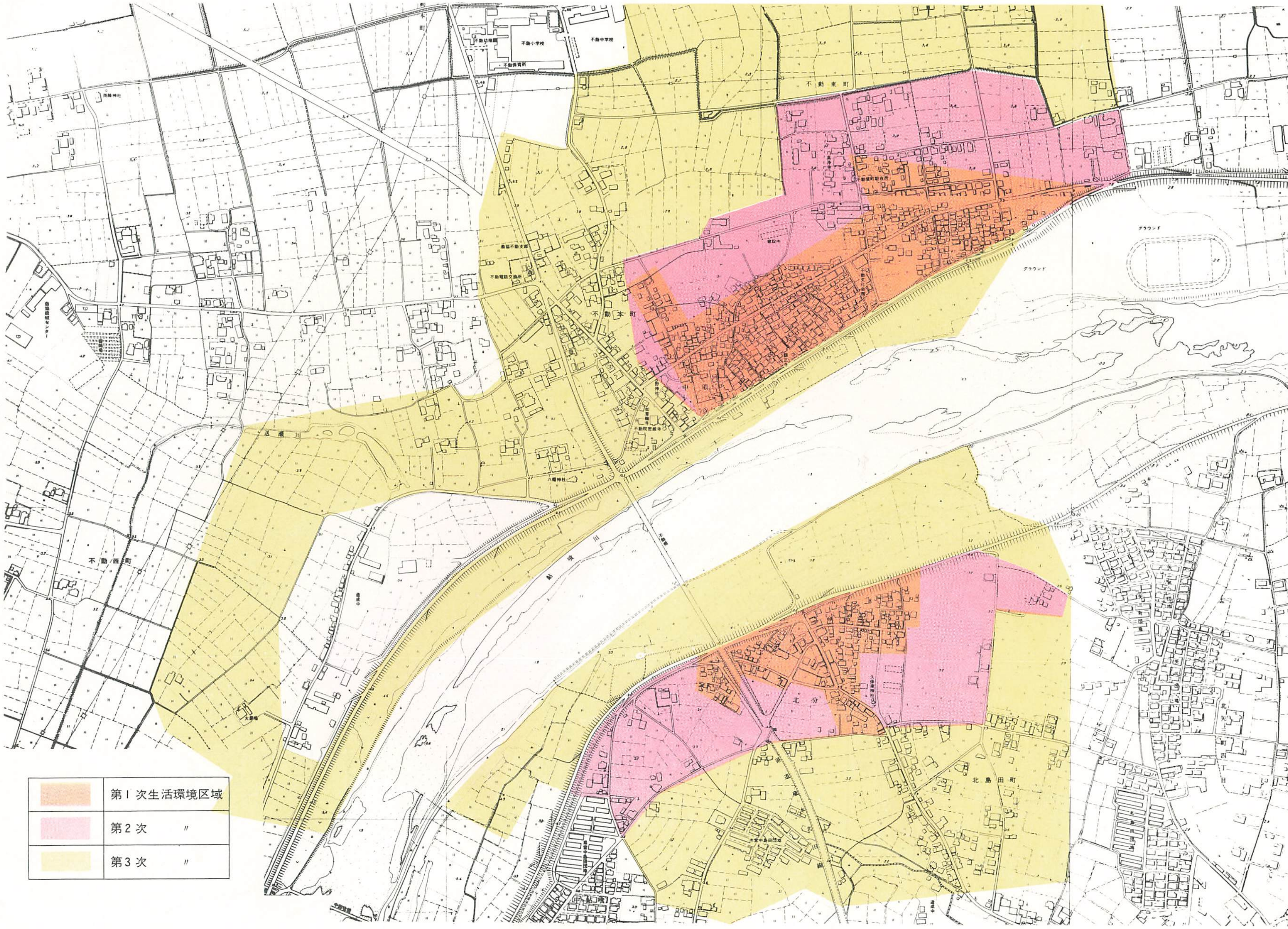


図13 僧都地域

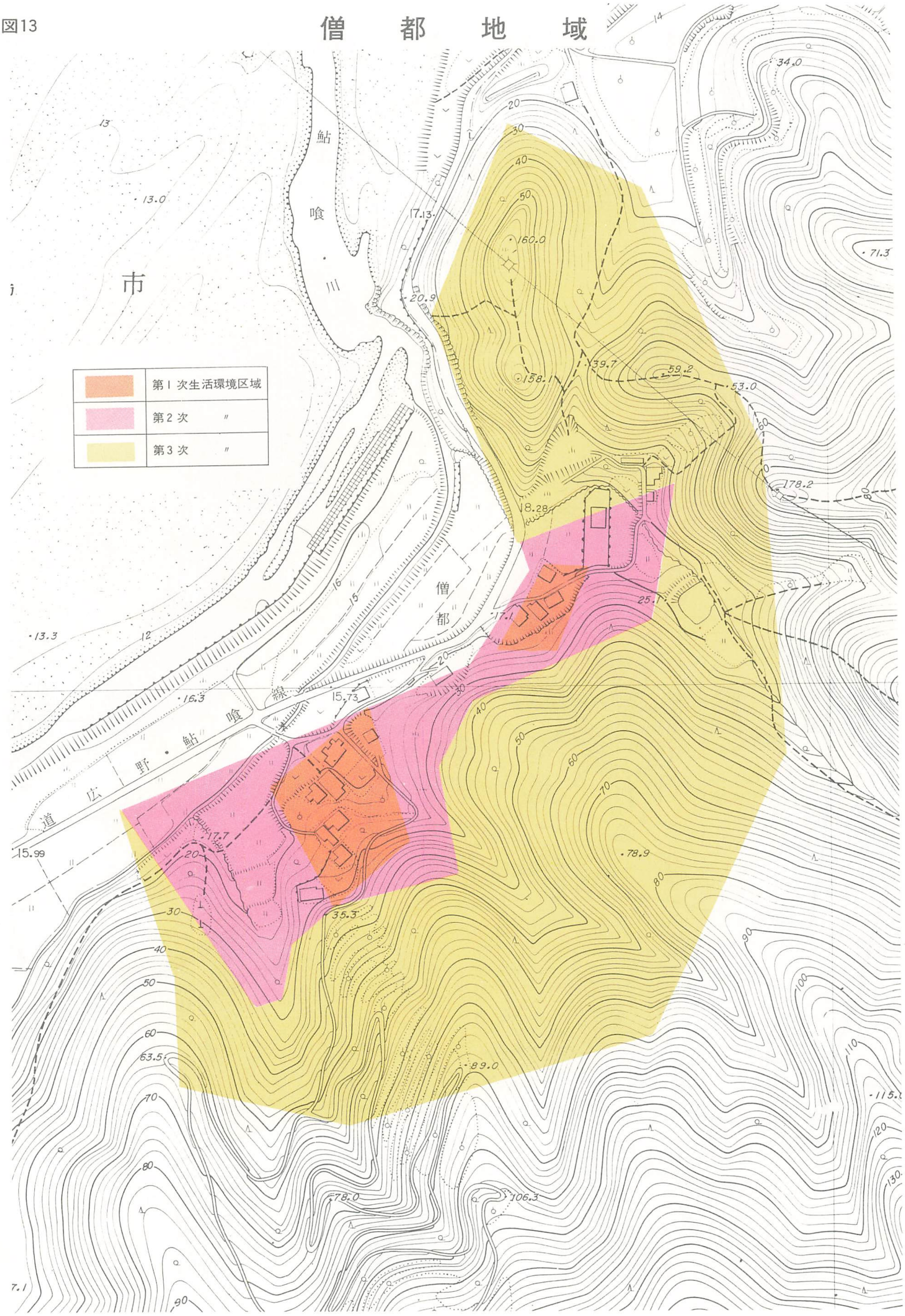


図15 西矢野地域

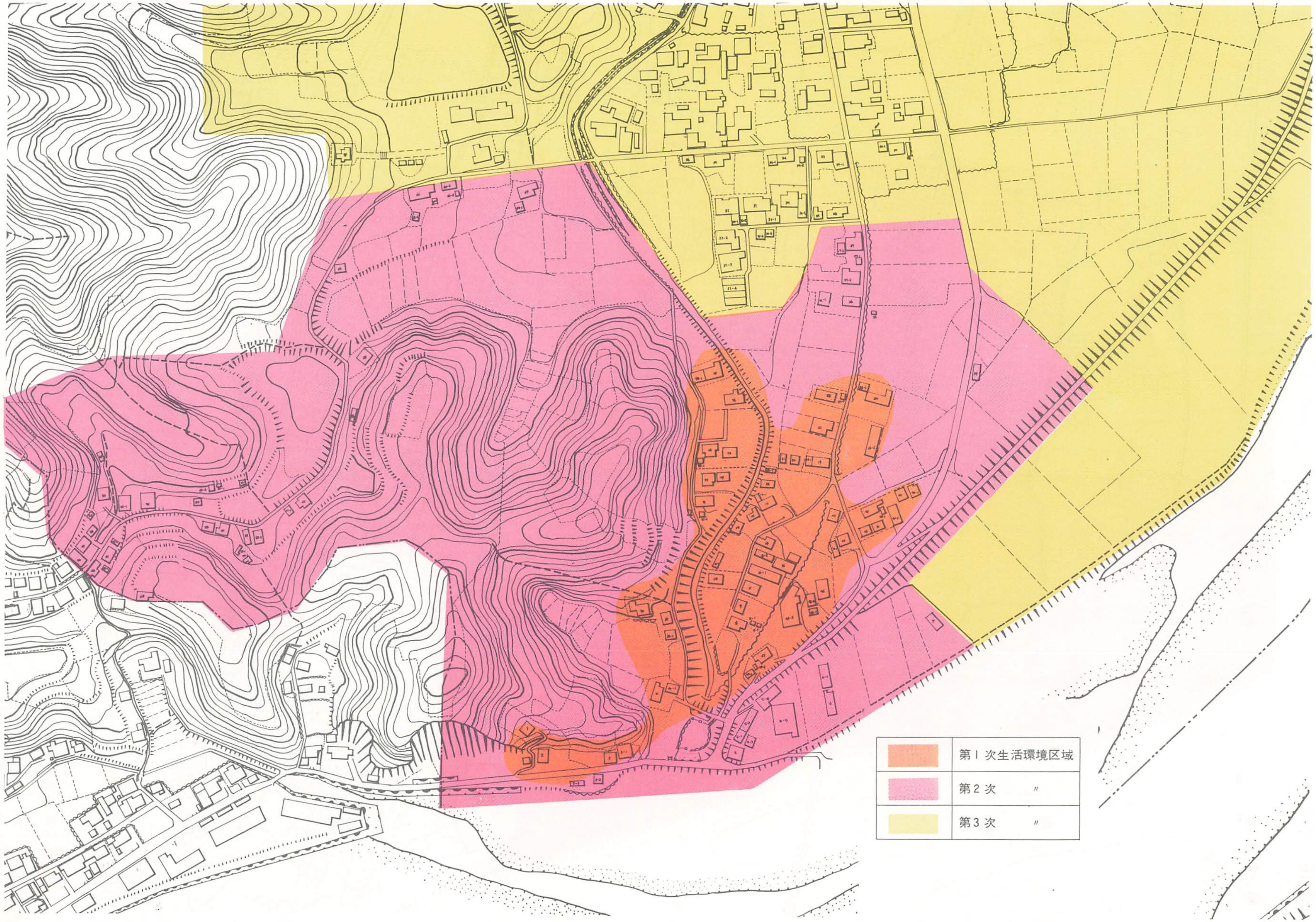
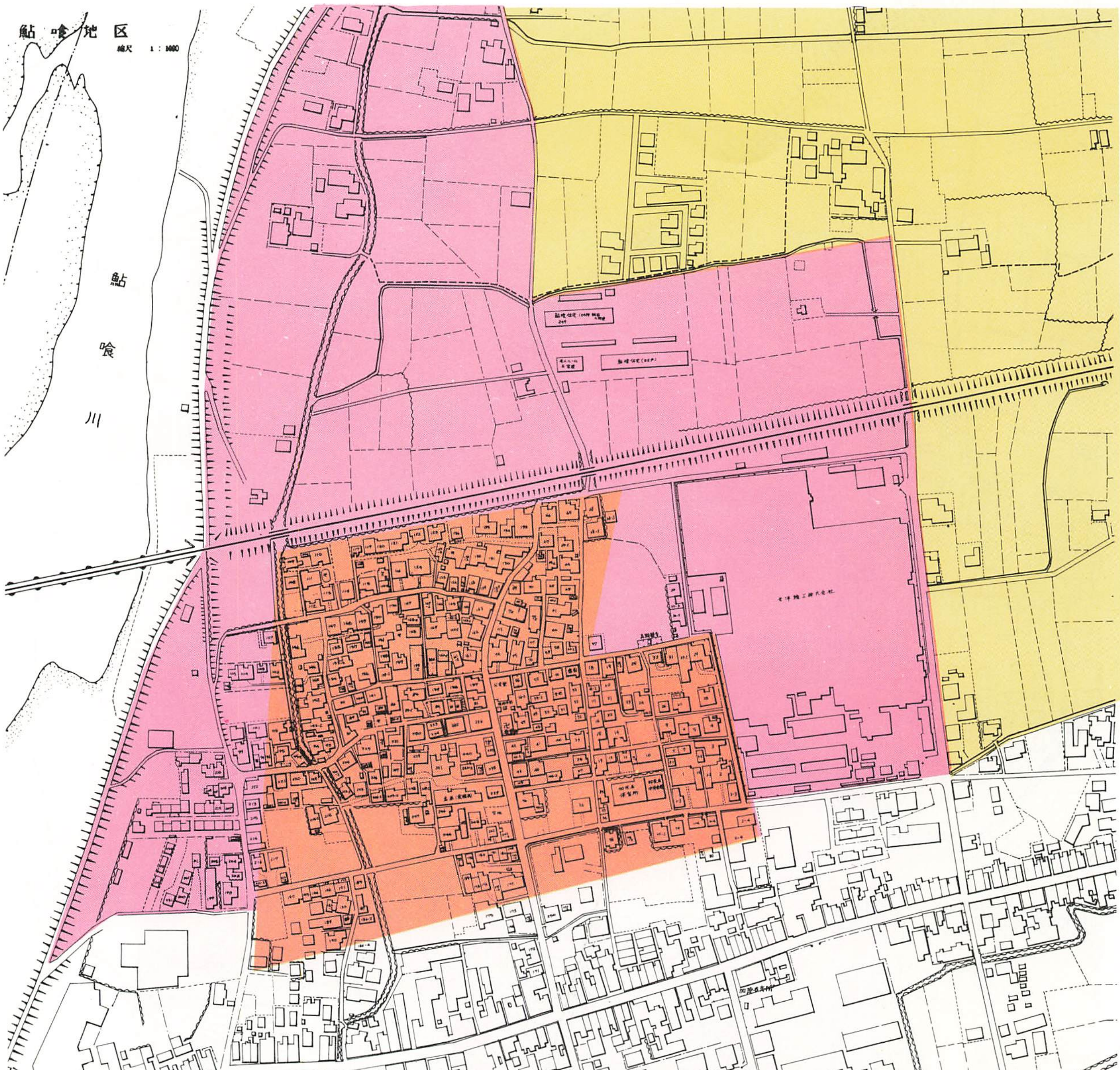


図16



	第１次生活環境区域
	第２次　〃
	第３次　〃

図17　明　善　地　域

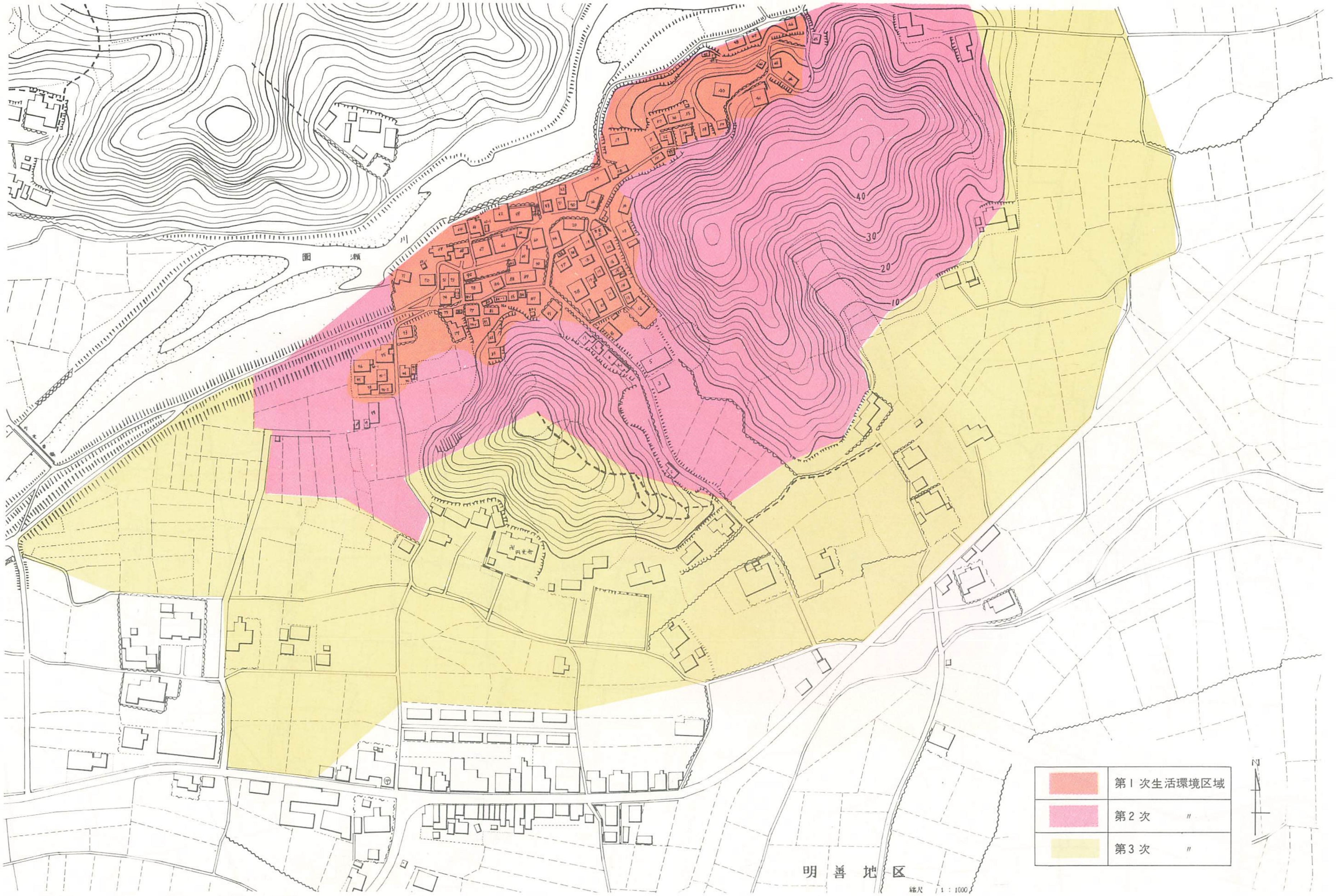
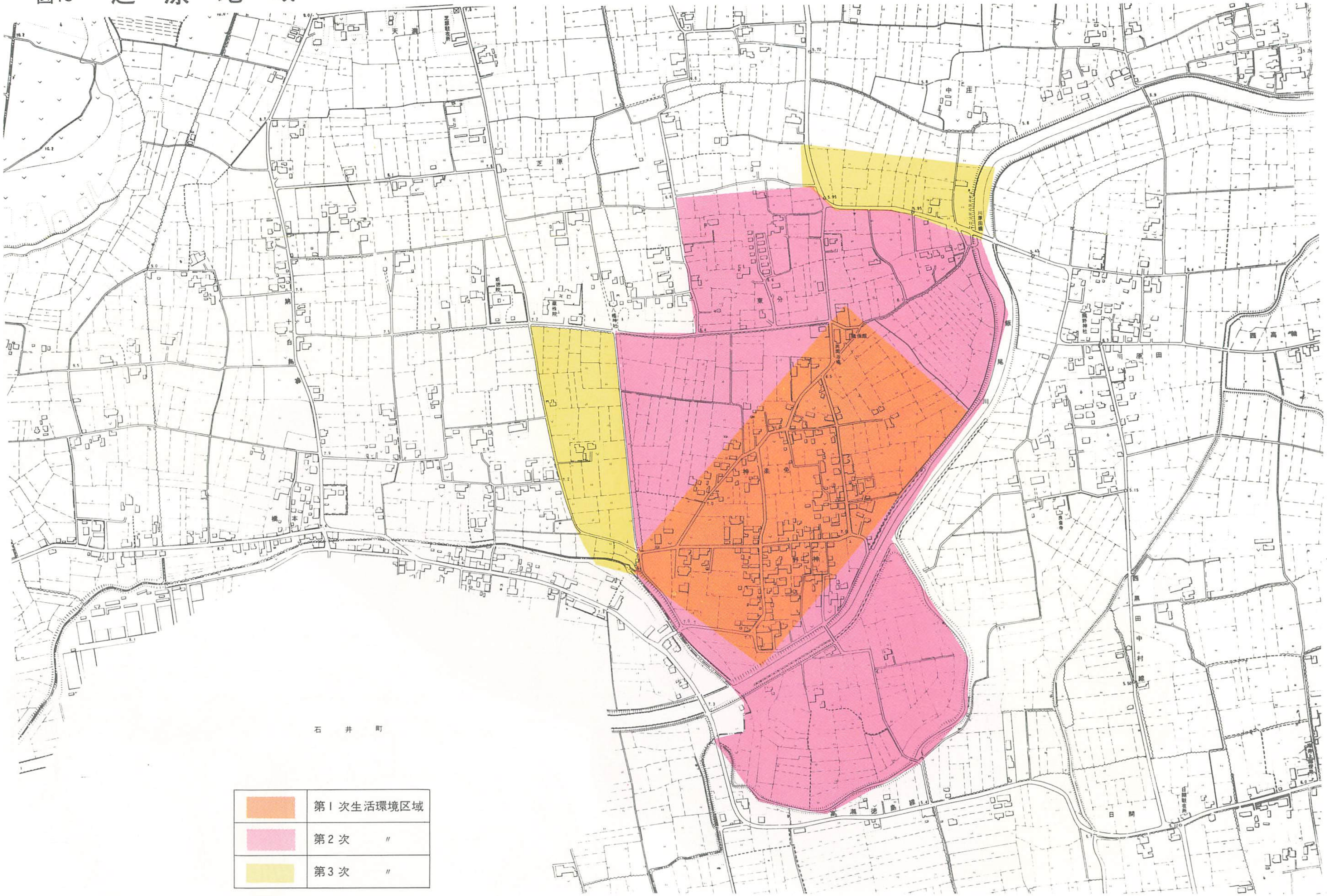


図18　芝原地域



2—1—3　対象地域と交通

表15　対象地域に関する公私営バス運行経路表　(47.5月)

公私別＼経路	路線名	関係対象地域	往復回数	始発便	最終便
公営バス（徳島市営）	鳥坂線	鮎喰	20	6時15分	20時20分
	上鮎喰線	鮎喰	253	6:14	22:00
	名東線（一宮止り）	僧都・一宮	15	6:10	21:30
	名東線（僧都止り）	僧都	37	6:15	21:30
	入田線	明善・一宮	15	6:40	20:00
	一宮線（一宮止り）	明善・一宮	17	6:10	21:30
	一宮線（下町止り）	明善	6	9:25	18:50
	一宮線（大木止り）	明善	33	9:45	一宮止りと共通
	西地線	明善	9	6:50	20:20
	不動弁天線	不動	12	6:40	19:10
	島田石橋廻り一の橋線	北島田・不動	10	6:15	21:30
	一の橋線	不動・北島田	10	6:50	20:30
	中島田線	北島田・鮎喰	19	6:30	21:25
私営バス（徳島バス株式会社）	藍住線	応神	8	7:40	19:45
	名田覚円線	芝原・北島田・不動	17.5	6:45	21:15
	覚円線	芝原・鮎喰・北島田	10.5	8:35	20:20
	覚円線（1部路線）	芝原・鮎喰	2.5	10:10	15:25
	上鮎喰線（上鮎喰通過）	鮎喰	135		
	名西山分線	一宮・僧都・鮎喰	25	6:40	21:25
	名西山分線（矢野経由）	西矢野・鮎喰	4	8:15	18:05
	佐那河内線	明善	17	7:30	21:00

表16　各地区バス運行回数表　(S47.5月)

地域名＼回数	公営バス	私営バス	合計
鮎喰	292	177	469
明善	80	17	97
僧都	52	25	77
一宮	47	25	72
北島田	39	28	67
不動	22	17.5	39.5
芝原	0	28	28
応神	0	8	8
西矢野	0	4	4

表17　国鉄吉成駅（応神地域）から徳島間の列車本数

区分	本数	始発	最終
徳島→吉成	23	5時54分	23時20分
吉成→徳島	23	6時46分	23時46分

表18　対象地域と関係深い国・県道

地域名	
一宮	一宮中村線・一宮下中筋線・広野鮎喰線
応神	吉成久木線・土成徳島線・藍住吉成停車場線
僧都	広野鮎喰線
北島田	徳島引田線・高瀬徳島線
西矢野	一宮中村線
鮎喰	国道192号線
不動	徳島引田線・不動中佐古線
明善	一宮下中筋線
芝原	高瀬徳島線・藍畑不動線・東黒田府中線・西黒田中村線・第10白鳥線

地理的な立地条件の悪さも交通機関の発達のもとではかなりの程度克服できる。日常ふだんに利用しなければならない学校や支所や農協などへの交通手段はどうなっているだろうか。また，市内中心部への通勤，買物などの交通手段をどうしているのであろうか。これはさきに表13で示したように対象地域と公共機関との距離及びこの項の中で示す。表15，対象地域と関係あるバス運行表，図19のバス運行経路図，表16・表17の国鉄・公私営バスの回数表，及び表18の対象地域と特に関係深い国・県道の一覧表などでかなり推測できる。地元との意見を参考に，主な交通手段の方法を表にしたのが表19である。

表19 対象地域住民の交通手段

	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高校	支所	農協	郵便局	都心部への通勤・買物	総合判定
一宮	徒歩	徒歩	徒歩	バス 自転車	自転車	徒歩 乗物 自転車	徒歩 乗物 自転車	徒歩 乗物 自転車	バス 自転車 乗物	やや不便
応神	——	徒歩	徒歩	自転車	汽車 乗物	徒歩 乗物	徒歩 乗物	徒歩 乗物	汽車 乗物	便利
僧都	乗物	バス 徒歩	バス 徒歩	バス 自転車	バス 自転車	徒歩 乗物 自転車	乗物 自転車 徒歩	乗物 自転車 徒歩	バス 自転車 乗物	不便
北島田	徒歩	バス 自転車	徒歩	徒歩 自転車	バス 自転車	徒歩	徒歩	徒歩	バス	やや不便
西矢野	乗物 自転車	乗物 自転車	徒歩 乗物 自転車	自転車 徒歩	自転車 乗物 バス	乗物 自転車 徒歩	乗物 自転車 徒歩	乗物 自転車 徒歩	バス 乗物	非常に不便
鮎喰	徒歩 乗物	徒歩	徒歩	徒歩	自転車 バス	徒歩	徒歩 乗物	徒歩	バス その他乗物	非常に便利
不動	自転車 乗物	徒歩	徒歩	自転車	自転車 バス	徒歩 乗物	自転車 乗物	徒歩 乗物	バス	やや不便
明善	乗物	バス 乗物 タクシー	徒歩	自転車	自転車	バス 乗物	徒歩	徒歩	バス 乗物	不便
芝原	徒歩 乗物		徒歩	自転車 徒歩	自転車 バス	自転車	自転車 乗物	自転車 乗物	自転車 バス・乗物	不便

乗物＝自転車・自動二輪・自家用車など

また，最近，急激に自動車の所有台数がふえているが，これは対象地域が交通の面からみても大きな変化となっていると考えられる。さきに行なった対象地域住民の意識調査の資料の集計から所有台数を表20でまとめてみた。さらに各地域ごとに何世帯に1台あるかをみたのが表21である。

9地域合計では2世帯に1台の所有となっており，なかでも，一宮などは1.2世帯に1台の高い所有率になっている。なお，参考までに，徳島市全体では1.5世帯に1台となっている。（バス及び特殊用途車除く）

表20　自動車所有台数調

(問8) 自動車を持っておられますか？

区分＼地域名	一宮	応神	北島田	西矢野	鮎喰	不動	明善	芝原	計
貨物自動車	77	43	30	20	41	62	17	23	313 (29.6%)
乗用車	163	78	25	24	108	136	18	56	608 (57.5%)
バン	35	9	(貨物自動車の中に含む)	10	14	51	3	14	136 (12.9%)
計	275	130	55	54	163	249	38	93	1,057 (100.0%)

(注) 軽自動車を含み，オートバイ等二輪車は含まない。)

図19　公私営運行経路図（対象地域に関係あるもののみ）

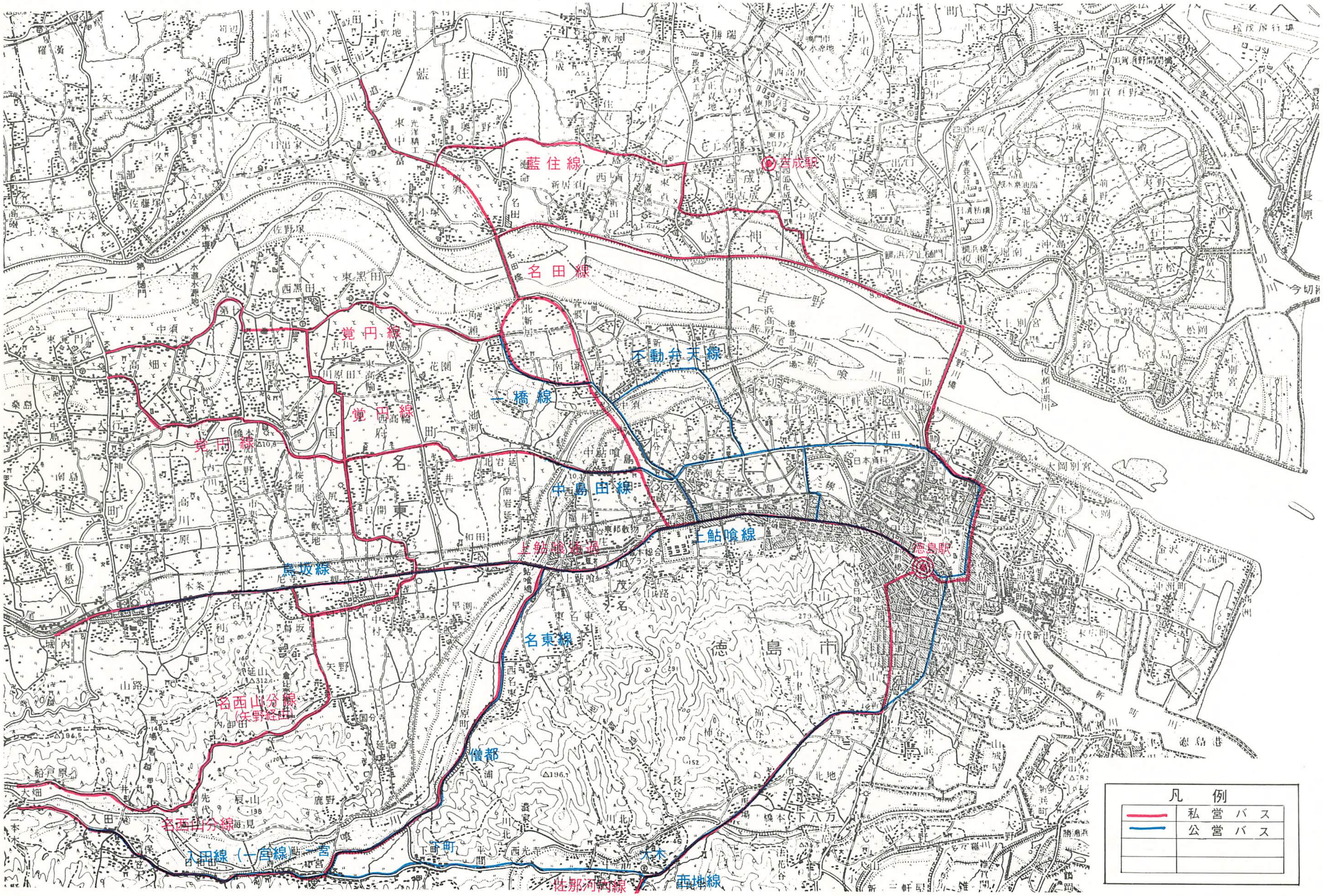


表21　自動車所有台数比率（何世帯に一台）

区分／地区名	貨物自動車	乗用車	バン	計
一宮	4.4	2.1	9.7	1.2
応神	9.0	5.0	43.0	3.0
北島田	8.2	9.9	(貨物自動車の中に含む)	4.5
西矢野	3.6	3.0	7.1	1.3
鮎喰	6.0	2.3	17.6	1.5
不動	9.4	4.3	11.4	2.3
明善	7.1	6.7	40.0	3.2
芝原	6.4	2.6	10.1	1.6
地域全体計	6.8	3.5	15.8	2.0

2－1－4　対象地域の社会施設

社会施設(公共的施設)を一表にまとめて把握するのも，現在の対象地域の環境を知るうえで助けとなる。次の表22がそれである。

西矢野及び僧都を除くと集会所的施設は各地域とも一応そろっている。共同浴場及び共同作業場が時代の流れであろうか，運営の休止状態が目立っている。また，公営住宅の数がかなりふえているが，これはほとんど最近の建設によるものであり，今後も増加しよう。保育所は，地元からの要望も強く，現在ない地域については早急に建設の必要があろう。その他の施設についても計画的に整備される予定であるが，画一的な施設の数だけがそろうのではなく，地元の特色にあった施設の建設と効率的な利用運営，内容の充実が今後の課題であろう。

表22　地域内公共施設の状況　(47.7月現在)

※は休止状態

施設名／地域名	隣保館	共同浴場	共同作業場	共同井戸	ごみ焼却炉	火葬場	公営住宅	保育所	児童遊園	老人ルーム	農機具倉庫	水銀灯	上水道	簡易水道	公民館	集会所	と畜場	有線放送	町内マイク	共同畜舎	公会堂	授産場	理容所
一宮	1		※1			1	48	1			1	7		1					1				
芝原	1	1	※1				34			1	1	6		1				1	1				1
不動	1		1			1	104	1		1	1		1				1	1	1				1
鮎喰	1	1					56	1		1	1	9							1		1		
応神	1					※1	72		1			7	1					1	1			※1	
明善	1	※1	※1				16			1				1					1		1		
北島田	1	※1	※1				56			1		3							1				
西矢野																							
僧都														1									
計	7	4	5			3	386	3	1	5	4	32	2	4			1	3	7		2	1	2

2－1－5　飲　料　水

対象地域の飲料水は上・下水道47%，簡易水道20%，井戸水33%となっている。井戸水や流水は水源の枯渇，あるいは伝染病の発生など，しばしば不都合な問題をおこす場合がある。鮎喰川をはじめ各地域とも施設の整備を進めているが，地域住民の協力とあいまって早急に水道施設に切り替えたいものである。(表23参照)

(各地域ごとの配管図は対象地域別現況でしめした。)

表23

地域名	上水道				簡易水道				飲料水供給施設				井戸水				流水		その他		計
	専用		共用		専用		共用		専用		共用		専用		共用						
	世帯数	比%	世帯数	比%	世帯数	比%	世帯数	比%	世帯数	比%	世帯数	比%	世帯数	比%	世帯数	比%	世帯数	比%	世帯数	比%	
一宮					244	72							95	28			1	—			世帯 340
芝原					118	80							29	20							147
不動	583	100																			583
鮎喰													247	100							247
応神	270	70											117	30							387
明善	120	100																			120
北島田	24	10											223	90							247
西矢野					64	90							7	10							71
僧都					11	100															11
計	997	47			437	20							718	33			1	—			2,153

共用についても一部あると思われるが，くわしい調査を行なっていないので全て専用に含めた。

表24　対象地域の消防施設　　(47.4.1現在)

施設＼地域名	一宮	応神	僧都	北島田	西矢野	鮎喰	不動	明善	芝原	計
消火栓(二分間) 1,000ℓ以上	9	5		4	0	6	1	2	0	27
消火栓(二分間) 1,000ℓ以下	0	4	(屋内用2)	0	0	0	5	0	0	9
水槽(4.0t)	2	2		1	0	2	7	1	0	15
溜池	2	0	1	0	2	0	0	0	0	5
河川(自然水利)	0	0		0	2	3	1	1	1	8
地区消防班数	1	1		0	1	1	3	0	1	8
人員	13	10		0	8	11	21	0	6	69
井戸	0	1		0	2	0	1	0	2	6

基準による地域指定の分類では次表のようになる。

表25

市街地指定	不動・鮎喰・北島田
密集地指定	一宮(西矢野含む)・芝原・応神・明善
その他の地域	僧都

表24が各地域別消防施設の現況である。この表だけで十分であるかどうか判断することはむつかしい。

施設の中心となっているのはやはり消火栓であるが，全地域共通していえることは現場までの進入路が狭いこと，住宅の密集度が高いため常に延焼のおそれがあることなど，消火施設以前の問題に取り組む必要があるのではなかろうか。（各地域ごとの施設の位置図は対象地域別現況の中で示した。）

2－2　民　生

2－2－1　生活保護

徳島市の生活保護受給世帯は，1,728世帯，人員にして3,051人である。これに対して，9対象地域の総受給世帯は273世帯，659人となっている。これを比率でみると，徳島市の保護率が世帯比（100分比）2.7%，人口比（1000分比）13.9‰に対し世帯比では4.6倍の12.4%，人口比では6.2倍の86.1‰と非常に高い受給率になっている。一般と対象地域の対比からいえばその差はもっと著しいだろう。社会生活の底辺にあえぐ対象地域住民の姿がもっとも端的に表現された部分といえよう。

表26 生活保護受給状況 (S46.6.1現在)

区分		被保護世帯	被保護人員	保護率 世帯比%	保護率 人口比‰
徳島県		7,516	11,274	3.7	17.1
うち対象地域		1,371	2,614	10.4	88.8
徳島市		1,728	3,051	2.7	13.9
うち対象地域	計	273	659	12.4	86.1
	一宮	28	63	7.6	46.3
	応神	50	108	12.9	78.6
	僧都	1	3	11.1	11.1
	北島田	52	150	21.1	185.0
	西矢野	3	13	4.2	6.1
	鮎喰	9	37	3.6	32.1
	不動	86	168	14.7	94.7
	明善	15	31	12.5	87.3
	芝原	29	86	18.2	140.8

2－2－2 児童扶養手当

表27が対象地域別児童扶養手当受給児童数調べである。

市全体人口(219,781人)に対し，対象地域人口(7,594人)は約3.5％にすぎないが，ここでの受給率は市全体を100とした場合，対象地域の占める率は12.5%と高率となっている。世帯数でみても，一般地域に比し3倍以上の高い受給率となっている。また，その内容（対全市）では，遺棄母子家庭の児童が21.5%と最高で，死別(18.4%)，未婚の母(16.3%)，廃疾(13.3%)，離婚(7.3%)の母子家庭児童の順となっている。

この表から読みとれることは，離婚その他の理由に基づく生別あるいは病気，貧困等の理由によって家庭を破壊された児童が，やはり高い割合で対象地域に存在していることを示している。

表27 対象地域別児童扶養手当受給児童数 (昭和47.5.25 現在)

	児童数	生別母子数(離婚)	死別母子数	廃疾母子数	生死不明母子数	遺棄母子数	拘禁母子数(懲役等)	未婚母子数	棄児母子数
市全体[a]	514	275	114	15	2	65	0	43	0
地域全体[b] (b/a)	64 (12.5%)	20 (7.3%)	21 (18.4%)	2 (13.3%)	0 (－%)	14 (21.5%)	0 (－%)	7 (16.3%)	0 (－%)
一宮	8	1	2	0	0	5	0	0	0
応神	13	3	6	0	0	3	0	1	0
北島田	6	4	2	0	0	0	0	0	0
西矢野	3	1	2	0	0	0	0	0	0
鮎喰	13	6	2	1	0	3	0	1	0
不動	11	3	6	0	0	2	0	0	0
明善	1	0	0	1	0	0	0	0	0
芝原	9	2	1	0	0	1	0	5	0

参考：児童扶養手当受給世帯数

市全体 429世帯A (昭和45年国調全市世帯数 63,450) B　A/B 0.7%C

地域全体 55世帯A′ (昭和46年実態調査対象地域世帯数 2,149) B′　A′/B 2.6%C′　C：C′＝1：3.7

A－A′＝374D (一般地域のみの受給世帯)　B－B′＝61,301E (一般地域のみの世帯)　D/E F 0.6%

F：F′＝1：2.6

A′―― 55D′ (対象地域のみの受給世帯)　B′―― 2.149E′ (対象地域のみの世帯)　D′/E F′ 2.6%

2－2－3　世帯更生資金貸付状況

徳島市全体に占める対象地域世帯数は，わずか3.4％にすぎないが，昭和46年度中の世帯更生資金の貸付件数は，対全市43％と非常に高率である。なかでも住宅資金は，13件のうち12件までが対象地域関係の世帯が占めているのが目立っている。

今後，別枠で同和向けの対策（やりくり資金）が考えられているが，その必要性の根拠ともいえよう。

表28　世帯厚生資金貸付状況（件数）

S 46. 4. 1～47. 3 31

区　分	計	内訳 厚生	身障	住宅	修学	療養	災害
徳島市	46件 A (総額 8,312千円)	10	9	13	2	11	1
うち対象地域	20件 B (B/A 43%)	3 (北島田 不動 応神 各1)	3 (応神 不動 鮎喰 各1)	12 (不動5 芝原3 鮎喰2 応神2	1 (不動)		1 (不動)

2－3　保健と衛生

2－3－1　成人病検診および妊産婦手当支給状況

同和対策のなかで保健と衛生部門も重要な部門のひとつである。

過去には，衛生環境の悪さからトラコーマをはじめ皮膚病などの伝染病もおそらく一般と比較してかなり高い比率を占めていたと考えられるが，最近は特に目立つことはないようだ。

職業的にみて土工など肉体労働者が多いので保健行政としてもこれらの問題点をどうするか，また，母子衛生の面では一般の地区に比して妊産婦の過労が目立つようだが，これは現在，県市それぞれ妊産婦手当各20,000円支給などの対策が講ぜられている。（表30参照）

参考に昭和46年度成人病検診の実施の結果を表32，33でまとめた。しかし，これだけの資料から同和問題を関連づけるものは読みとれなかった。

表30　妊産婦手当支給状況

年度＼地域名	一宮	芝原	不動	鮎喰	応神	明善	北島田	西矢野	僧都	計
S 45	16	7	26	11	11	2	6	0	0	79
S 46	21	17	36	27	30	6	29	2	0	168

2－3－2　し尿および塵芥処理状況

表 29　し尿および塵芥処理状況（S 42年調査）

地域名	特別清掃地域 指定されている	指定されていない	し尿処理状況 水洗式 世帯数	比％	くみ取り式 市町処理 世帯数	比％	自家利用 世帯数	比％	その他 世帯数	比％	その他 世帯数	比％	計 世帯数	ちり芥処理状況 市町処理 世帯数	比％	自家焼却 世帯数	比％	自家埋没 世帯数	比％	投棄 世帯数	比％	その他 世帯数	比％	計 世帯数
一　宮	—	○	25	7.8	54	16.9	219	68.4	16	5.0	6	1.9	320	—	—	39	12.2	35	10.9	213	66.6	33	10.3	320
芝　原	—	○	—	—	—	—	56	39.4	86	60.6	—	—	142	142	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	142
不　動	○	—	24	4.7	462	90.6	17	3.3	7	1.4	—	—	510	495	97.1	—	—	—	—	15	2.9	—	—	510
鮎　喰	○	—	—	—	252	100.0	—	—	—	—	—	—	252	252	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	252
応　神	○	—	3	1.0	272	90.1	21	7.0	6	1.9	—	—	302	302	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	302
明　善	○	—	—	—	92	85.2	16	14.8	—	—	—	—	108	—	—	—	—	—	—	108	100.0	—	—	108
北島田	○	—	—	—	176	100.0	—	—	—	—	—	—	176	176	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	176
西矢野	—	○	—	—	—	—	15	33.3	30	66.7	—	—	45	45	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	45
計	5	3	52	2.8	1,308	70.6	344	18.5	145	7.8	6	0.3	1,855	1,412	76.1	39	2.1	35	1.9	336	18.1	33	1.8	1,855

2－3－3　死体処理 火葬場の利用および墓地の利用

表 31（S 42年調査）

地域名	死体処理状況 火　葬	埋　葬	火葬場利用の場合 一般地区と共用	同和地区専用	墓地の状況 同和地区専用	一般と共　用	特定の墓地がない
一　宮	○	—	○	—	—	—	○
芝　原	○	—	○	—	—	○	—
不　動	○'	—	○	—	—	○	—
鮎　喰	○	—	○	—	○	—	—
応　神	○	—	○	—	—	○	—
明　善	○	—	○	—	—	○	—
北島田	○	—	○	—	—	○	—
西矢野	○	—	○	—	—	○	—
僧　都	○						

表32　成人病検診の結果　　（S46年　衛生課調）

地区別	申込人員	受診者数	区分	検診結果			検査結果区分									
							血圧			心電図				検尿		
				異常なし	要精検	要療養	異常なし	高血圧	低血圧	A	B	C	D	異常なし	蚕白＋	糖＋
応神	151	137	実数	69	32	36	97	39	1	29	17	12	0	124	11	1
		(90.7%)	比率	50.4	23.3	26.3	70.8	28.5	0.7	21.2	12.4	8.8	0	90.5	8.0	0.7
国府	83	28	実数	15	8	5	17	10	1	6	1	0	4	27	0	1
		(33.9%)	比率	53.6	28.6	17.8	60.7	35.7	3.6	21.4	3.6	0	14.3	96.4	0	3.6
北井上	70	47	実数	30	7	10	35	12	0	9	4	6	1	43	4	0
		(67.1%)	比率	63.8	14.9	21.3	74.5	25.5	0	19.2	8.5	12.8	2.1	91.5	8.5	0
不動	92	44	実数	34	0	10	39	5	0	14	25	3	0	39	5	0
		(47.8%)	比率	77.3	0	22.7	88.6	11.4	0	31.8	56.8	6.8	0	88.6	11.4	0
上八万	90	84	実数	63	4	17	68	15	1	9	40	9	0	79	2	3
		(93.3%)	比率	75.0	4.8	20.2	81.0	17.8	1.2	10.7	46.7	10.7	0	94.1	2.4	3.5
七丁原	120	101	実数	89	11	1	65	29	7	13	27	18	0	88	7	6
		(84.2%)	比率	88.1	10.9	1.0	64.4	28.7	6.9	12.9	26.7	17.8	0	87.1	6.9	6.0
八万	110	66	実数	47	8	11	59	5	2	6	12	4	0	66	0	0
		(60.0%)	比率	71.2	12.1	16.7	89.4	7.6	3.0	9.1	18.2	6.1	0	100.0	0	0
小計	716	507	実数	347	70	90	380	115	12	86	126	52	5	466	29	11
		(70.8%)	比率	68.4	13.8	17.8	75.0	22.6	2.4	17.0	24.9	10.3	1.0	91.9	5.7	2.2
勝占	64	40	実数	21	7	12	35	5	0	5	0	5	0	39	0	1
		(62.5%)	比率	52.5	17.5	30.0	87.5	12.5	0	12.5	0	12.5	0	97.5	0	2.5
多家良	34	24	実数	16	5	3	17	4	3	1	7	0	0	20	2	2
		(70.6%)	比率	66.7	20.8	12.5	70.8	16.7	12.5	4.2	29.2	0	0	83.4	8.3	8.3
入田	26	22	実数	16	6	0	18	4	0	3	2	1	0	21	0	1
		(80.8%)	比率	72.7	27.3	0	81.8	18.2	0	13.6	9.1	4.6	0	95.5	0	4.5
南井上	98	72	実数	33	7	32	42	30	0	12	13	15	1	62	10	0
		(73.5%)	比率	45.8	9.7	44.5	58.3	41.7	0	16.7	18.1	20.8	1.4	86.1	13.9	0
川内	86	57	実数	35	15	7	45	8	4	12	40	3	0	46	10	1
		(66.3%)	比率	61.4	26.3	12.3	79.0	14.0	7.0	21.1	70.2	5.3	0	80.7	17.5	1.8
中島	52	47	実数	31	12	4	33	13	1	17	24	5	0	38	4	2
		(90.3%)	比率	66.0	25.5	8.5	70.2	27.7	2.1	36.2	51.1	10.6	0	80.6	8.5	4.3
論田	60	58	実数	52	1	5	50	8	0	31	25	1	0	53	1	1
		(96.7%)	比率	89.7	1.7	8.6	86.2	13.8	0	53.5	43.1	1.7	0	97.4	1.7	1.7
東富田	117	52	実数	21	16	15	41	11	0	18	5	11	6	50	2	0
		(44.4%)	比率	40.4	30.8	28.8	78.9	21.1	0	34.6	9.6	21.2	11.5	96.2	3.8	0
渭東	100	70	実数	44	23	3	47	23	0	14	10	1	4	64	0	0
		(70.4%)	比率	62.9	32.8	4.3	67.1	32.9	0	20.0	14.3	1.4	5.7	91.4	0	0
沖洲	38	30	実数	22	8	0	26	4	0	15	4	4	0	27	1	1
		(78.9%)	比率	73.3	26.7	0	86.7	13.3	0	50.0	13.3	13.3	0	90.0	3.3	3.3
新町（西富田含）	37	21	実数	12	4	5	18	2	1	14	4	0	0	20	1	0
		(56.5%)	比率	57.1	19.1	23.8	85.7	9.5	4.8	66.7	19.1	0	0	92.5	4.8	0
加茂名	155	73	実数	42	25	6	54	17	2	6	10	8	0	69	1	0
		(47.1%)	比率	57.5	34.3	8.2	74.0	23.3	2.7	8.2	13.7	11.0	0	94.5	1.4	0
加茂	132	60	実数	27	26	7	40	20	0	11	11	9	1	52	3	4
		(45.5%)	比率	45.0	43.3	11.7	66.7	33.3	0	18.3	18.3	15.0	1.7	86.7	5.0	6.6
津田	87	42	実数	28	6	8	35	7	0	8	9	5	0	40	0	1
		(48.4%)	比率	66.7	14.3	19.0	83.3	16.7	0	19.1	21.4	11.9	0	95.2	0	2.4
佐古	191	92	実数	57	25	10	61	26	5	10	13	13	0	87	2	2
		(48.2%)	比率	62.0	27.2	10.8	66.3	28.3	5.4	10.0	14.1	14.1	0	94.6	2.2	2.2
内町	48	39	実数	25	8	6	30	8	1	12	17	0	0	38	0	1
		(81.3%)	比率	64.1	20.5	15.4	76.9	20.5	2.6	30.8	43.6	0	0	97.4	0	2.6
昭和	97	56	実数	32	9	15	39	13	4	3	7	5	0	50	2	4
		(57.8%)	比率	57.1	16.1	26.8	69.6	23.2	7.2	5.4	12.5	8.9	0	89.3	3.6	7.1
渭北	192	106	実数	69	17	20	85	18	3	15	22	5	0	96	6	4
		(55.2%)	比率	65.1	16.0	18.9	80.2	17.0	2.8	14.2	20.8	4.7	0	90.6	5.7	3.7
小計	1,614	961	実数	583	220	158	716	221	24	207	223	91	12	872	45	25
		(59.5%)	比率	60.7	22.9	16.4	74.5	23.0	2.5	21.5	23.2	9.4	1.3	90.7	4.7	2.6
合計	2,330	1,468	実数	930	290	248	1,096	336	36	293	349	143	17	1,338	74	36
		(63.0%)	比率	63.3	19.8	16.9	74.5	23.0	2.5	20.0	23.8	9.7	1.2	91.1	5.0	2.5

表33 成人病検診（対象地域のみ）

（昭和36年10月～11月）

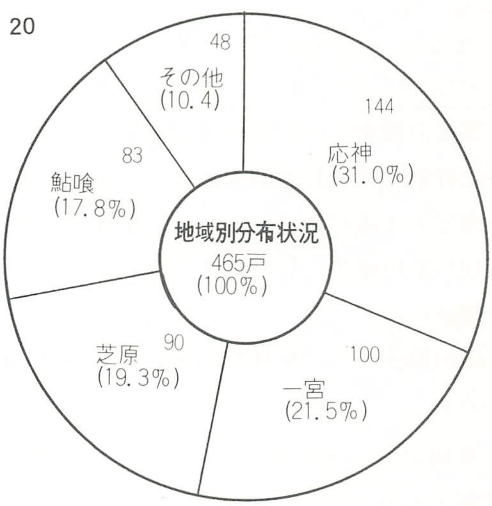
場所	検診結果				各検査結果									
	受診者数	異常認めなかった者	精密検査を要す者	療養を要する者	血圧測定			心電図				尿検査		
					異常なし	高血圧	低血圧	A	B	C	D	異常なし	蚕白＋	糖＋
応神公栄館	13	10	—	3	7	6	—	—	—	—	—	10	2	1
不動文化会館	29	17	4	8	24	5	—	25	—	1	3	28	1	—
加茂名中央会館	61	48	5	8	54	6	—	—	—	—	—	55	1	1
島田会館	14	11	1	2	11	2	—	14	—	—	—	11	0	1
むつみ会館	29	17	6	6	21	8	—	—	—	1	6	22	6	1
一宮会館	42	25	3	14	28	14	—	28	4	7	—	26	3	3
計	188	128	19	41	145	41	—	67	4	9	9	152	13	7

2－4 農　業

2－4－1 農家戸数

農林水産業に関係する地域は，全市域8地域のうち7地域（芝原，応神，一宮，鮎喰，不動，島田，西矢野）が該当し，業種はほとんどが農業で占められている。

図 20



専兼別農家の割合は，ほとんどが兼業農家で対象農家戸数の99.4%を占め，なかでも農外収入の依存度がきわめて高い。（図21参照）

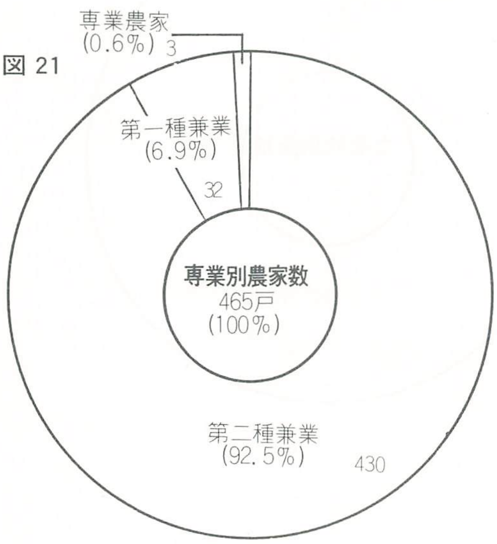
専業農家数は，わずか3戸（0.6%）にすぎない。今後における農家戸数の動きは，都市化の影響を直接受ける市街化区域に含まれている鮎喰地域，島田地域において著しく減少するであろう。

2－4－2 農家人口

農家人口は，2,309人（男47.2%　女52.8%）で農業従事者数は1,342人（58.1%）となっている。しかしながら，年間農業従事日数が150日以上の

総対象農家数は465戸（1970年世界農業センサス）で，全市農家数に占める割合は6.8%である。農家数の多い地域は応神地域が最も多く（対象農家戸数の31%），一宮地域がこれに次ぎ（21.5%），芝原地域（19.3%），鮎喰地域（17.8%），その他（10.4%）の順となっている。（図20参照）

図 21



従事者数はわずか100人（従事者総数の7.5%）で，年間農業従事日数が1か月未満の従事者数が約半数（49.9%）を占めている。

2－4－3 経営基盤

(1) 土地利用

総経営耕地面積は160.78haで，その上土地利用状況はほとんどが田（88.3%）である。また，畑（普通畑，牧草専用地，その他の畑を含む）は，13.17ha（8.2%），樹園地3.11ha（1.9%），その他（採草放牧地）2.6ha（1.6%）となっている。

農家一戸当たりの平均経営規模は，わずか35ア

ールで，本市全農家の平均耕地面積の約２分の１に相当し，経営がきわめて零細である。

今後，都市化が進むにつれ，農地の宅地化などでさらに農地の減少する地域（鮎喰，島田）も予想される。

したがって，高地価，高労賃という都市近郊地帯での農業は土地の利用率を高めることが必要であり，そのためには優良農地への土地改良が要請されよう。

また，少ない土地で多くの収入を期待するためには施設農業への転換をはかるべきであろう。（図22参照）

また，経営規模別農家戸数については図23でまとめた。

図23

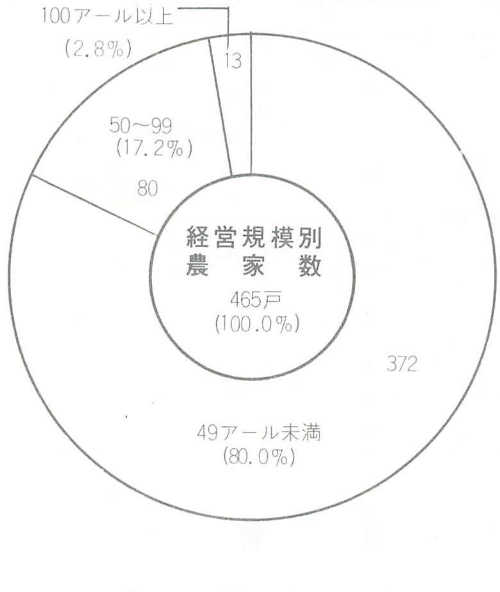
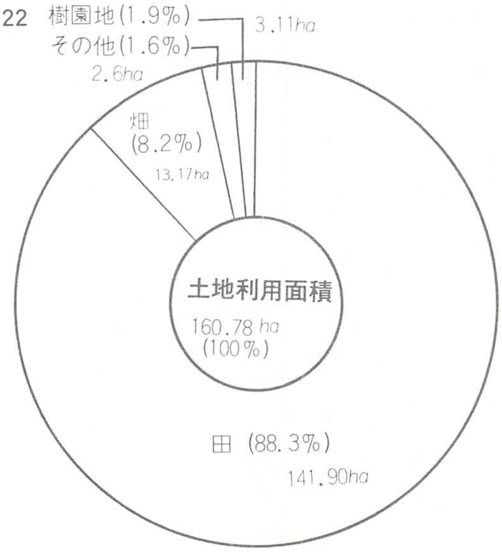


図 22



(2) 家畜飼養状況

家畜飼養状況は，表34のとおりである。

表 34　　（農業センサス）

区　分	乳　牛	肉用牛	豚	にわとり
飼養戸数	42戸	5戸	12戸	6戸
飼養頭数	211頭	9頭	90頭	6,555羽
1戸当たり	5.0頭	1.8頭	7.5頭	1,092.5羽

家畜の種類別では乳牛の飼養農家が最も多く，特に経営規模の比較的大きい芝原地域に多い。

肉牛の生産戸数は少ないが，今後食肉需要の増大から乳用雄牛，肥育農家の増加および多頭化が予想される。

豚の飼養は主に繁殖豚が中心であるが，規模が小さい。

養鶏は主に採卵養鶏が中心であり，経営規模が零細である。

表35

	農家戸数	耕地面積		トラクター 20P S以上	耕耘機 C	動　噴 D	動　散 E	田植機 F	バインダ G	コンバイ H	乾燥機 I	籾すり機 K
全市域	7,277 (A)	5,044 (B)	1	台 54	台 5,448	台 1,904	台 2,319	台 66	台 470	台 106	台 1,676	
			2	0.7	74.8	26.1	31.8	0.9	6.3	1.4	22.8	
			3	0.01	1.08	0.37	0.45	0.01	0.09	0.02	0.33	
同和地域	456 (A)′	160 78 (B)′	1	5	112	24	24	3	7	—	3	
			2	1.1	24.1	5.2	5.2	0.6	1.5	＋	0.6	
			2	0103	0.69	0.15	0.15	0.02	0.02	—	0.02	
〃	46年貸与農機			1	5	1	—	—	15	—	—	2
〃	47年（上期）〃			1	1	1	2	—	—	—	—	—

〔注〕 1は導入使用中の台数（個人有，共有を含む） $2=\frac{I}{A}\times 100$ 　3＝ha当たりの台数

2－4－4　農業の資本装備

(1)　農業機械

経済の高度成長は労働力の需要増大により，農村労働力までも吸収し，農村部における労働力の不足および質的低下を招いている。したがって，労働生産性を高めるためには農業の機械化が強く要請される。

同和対象地域における農機具の普及状況は下表のとおりで，全市域の普及状況に比べ低い水準にあり，改善の必要がある。（表35参照）

(2)　農機具格納庫

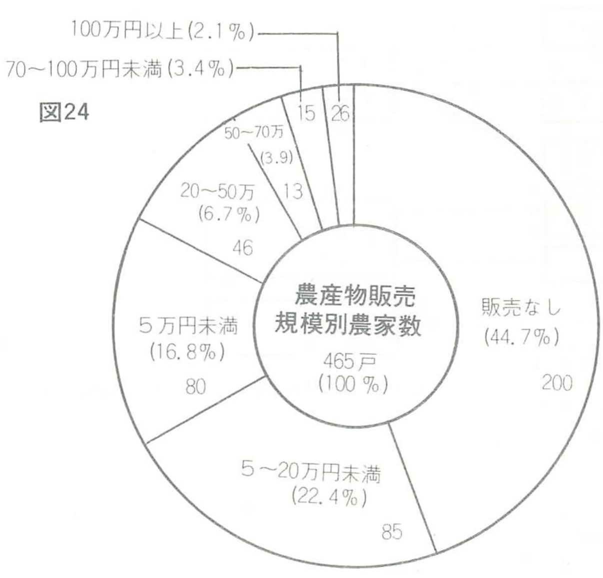
現在，芝原（19.83m²），一宮（66.15m²），鮎喰（66.11m²）があるが施設規模は小さく，一部の農機具は格納しがたい現況にある。

また，その他の地域においては格納庫がないため，農協倉庫や農家の納屋に格納するなどの応急措置をとっているが，貸与農機具の整備拡充とあいまって，恒久措置としての格納庫の建設・整備が急がれる。

2－4－5　農産物の生産と販売

主要農産物は米が主体をなし，一部には本市特産のほうれんそう，奈良漬原料としてのしろうり，根菜類のごぼうなどの野菜類の生産販売農家も少しある。また，畜産物では，牛乳をはじめ鶏卵，仔豚の生産農家もいるが，多くの農家は自家用程度で販売額は少ない。（図24参照）

図24



2－5　居住環境

一般にいって，部落の居住状況の実状を適確につかむことが非常にむずかしいのは，部落（スラムに於ても同様であるが）に於ける住宅問題のもつ矛盾が，他のいわゆる一般の住宅問題のもつ性格と非常に異なっているからである。現行の政府統計などで住宅問題を考える場合，その指標としてとりあげるのは，老朽度や1人当たり畳数などにあらわされる住宅それ自身の指標であって，住宅を取りまく環境といったものは取りあげられていないのが普通である。しかしながら居住状況を適確にとらえるためには，単に住宅のみならず，それをとりまく周囲の環境をも考慮に入れなければ全体的な実状をは握することができない。こういったことがわかっていてもそれが指標としてとりあげられないのは，居住環境をいかにとり扱うべきかということがあまりはっきりしていないこともあるが，それよりはむしろ周囲の状態が住宅そのものの持つ矛盾ほど直接的でなく，また，以前のように，環境そのものを問題とするほど状態が悪化していないといった甘い判断から，環境そのものが住宅問題の指標としてとりあげられてこなかったように思われる。したがって，部落やスラムにおける住宅問題を単に住宅の規模や建築年代などだけではなく，居住環境も含めた全体的な視野でとらえることが必要になる。もちろん部落の住宅そのものだけでも一般の住宅に比べて，絶対的に，また相対的に劣悪な状態にあることはいうまでもない。しかし，それにも劣らない重要な問題として，健康で文化的な生活の基礎としての住宅をとりまく周囲の環境が，部落においては一般の住宅地のそれと比べて比較にならないような悪条件の下にあることを忘れるわけにはいかない。しかもその環境が住宅問題の指標としてとりあげられていないとあっては，単に一般の住宅のもつ条件との相対的な比較のみでは，部落のもつ特殊性を見失なってしまう恐れがあるといわねばならぬ。

また，部落の住宅問題における矛盾のあらわれ

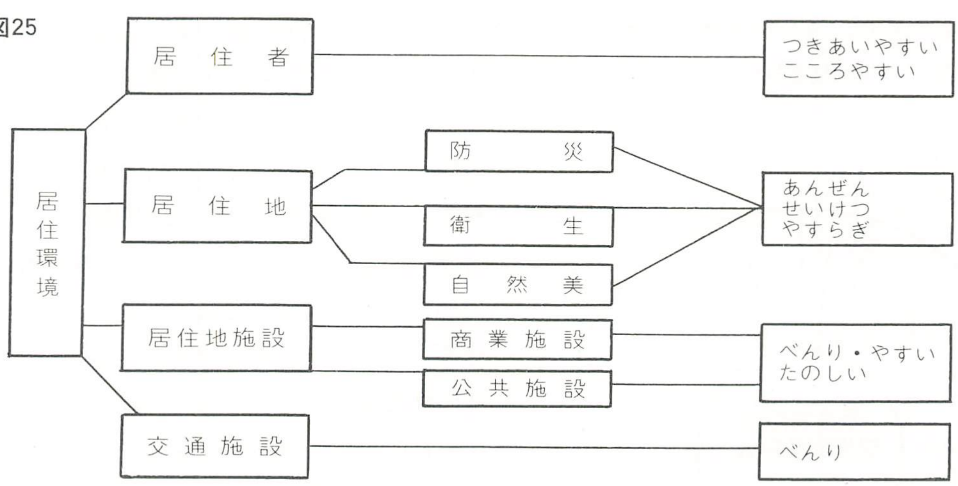
として，物理的な居住環境の低下といったもののほかに，居住者である部落住民の負わされてきた特殊性がある。

これは歴史的にみて職業や移住の自由を奪われてきた部落住民が，差別の法律上撤廃された今日においても狭い地域に密集して住まねばならないといったことに端的にあらわれているように，居住者が居住状態を改善していこうとする時にぶつかる矛盾である。すなわち，もともと住宅地としては不適当な所に立地している部落において，居住条件を快適にすることがむずかしい上に，自由な移動が困難であるために狭い敷地の中に家族の拡大にしたがって次々と堀立小屋を建てて行かねばならないようになる結果，住宅は一応持家であっても実質的な居住水準はどんどん低下するといったことが起ってくる。

以上のように考えてくれば，物理的な環境における矛盾も，また居住者のもつ矛盾も部落のもつ住宅問題の矛盾の両面であり，両者が原因ともなり，結果ともなって表裏一体をなしていることがわかる。したがって，部落の住宅問題は居住環境全体の中で居住者がいかなる矛盾につき当たっているかをとらえることによってかなり明確にされることができよう。

また，部落やスラムの社会学的，心理学的な環境といえば，相互扶助の精神，連帯感，一体感等を考えた場合，一般の住宅地などよりも居住者相互の結びつきが固く，まとまりがあるといわれる。最近ではこのような連帯感を「コミュニティ意識」のあらわれとして評価する評論家すらでてきているほどであるが，居住地と職業選択の自由を束縛され，全ての人間性を否定されつづけてきた部落住民の歴史的な背景と，法律上は一応差別はなくなったものの事実上厳然として存在している差別を考えるとき，部落で生れる連帯感なり一体感が果して近代社会に於ける「自由」で「平等」な市民から生れる「コミュニティ意識」であるかどうかは疑わしい。むしろその連帯なるものは，しいたげられ，追いつめられてきた人たちが，身を寄せ合い，皆で力を合わせなければ到底生きてゆくことのできないギリギリの状態から生れてきたのではあるまいか。このように考えてくれば，単にこれらの連帯感を近代的な「コミュニティ意識」としてそのまま評価できなくなることは明らかといえよう。

図25



（以上「未解放部落の実態」より引用）

2－5－1　居住者について

さきに徳島市が行なった同和対象地域住民の意識調査(S 47.3～4月)が対象地域をとりまく環境の一面をとらえているので，以下そのデーターをもとに分析を試みる。

表36が居住開始時の実数であり，表37がその比率である。

昭和45年5月徳島市(企画課)が行なった市民生活意識調査(市全体)と比較してみると図26と図27でわかるように，徳島市全体では戦前から同じところに住んでいるのは約⅓にすぎないが，同和対象地域では，むかしからと答えているのが80%に達している。いかに対象地域が閉鎖性を与えられているかの極端なあらわれである。

さらに対象地域別の内容を表36でみると，市街化区域で，ふつうであれば居住者の新・旧の住民の移動のはげしいことが予想される。北島田地域が「むかしから」と答えたものが地域の中で，94%にも達していて最高であり，以下一宮の89.1%，明善の87.3%，応神の81.3%，芝原の80.8%，鮎喰の79.5%，不動の71.0%がつづいている。西矢野はやはり新しい対象地域であり54.4%と低くなっている。僧都は今回未調査であるが，これよりさらに低くなろう。

図26　徳島市住民年代別居住開始時期

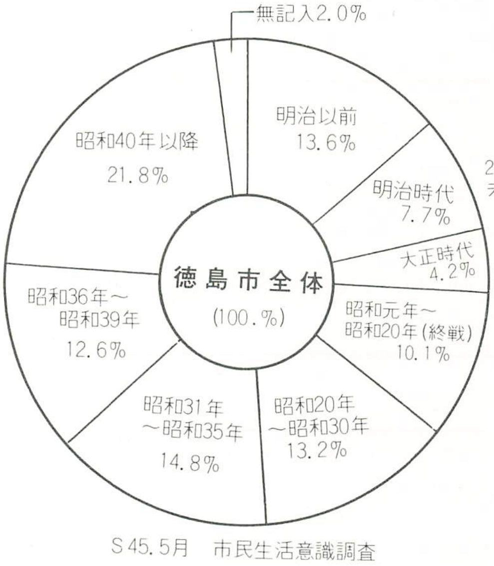


図27　同和対象地域住民の居住開始時期

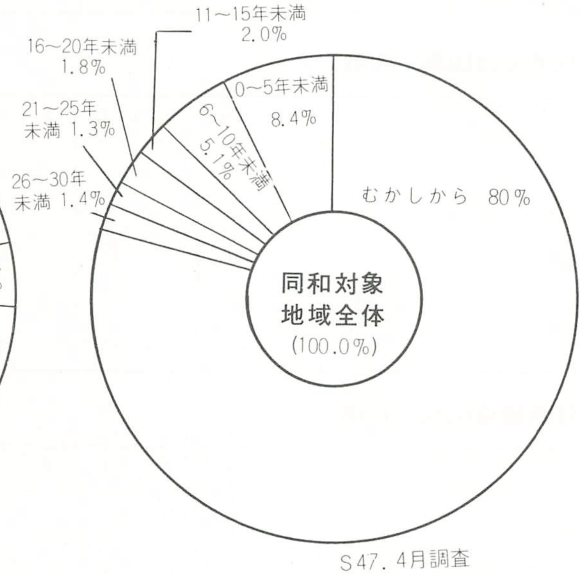


表36　居住開始時期調（実数）

項目／地域名	0～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年未満	むかしから(30年以前)	計
一宮	11	8	2	3	3	4	245	276
応神	15	11	5	4	4	3	180	222
北島田	0	1	1	4	2	0	120	128
西矢野	15	9	2	1	1	0	33	61
鮎喰	23	13	6	4	3	2	195	246
不動	42	28	13	12	8	12	278	393
明善	7	2	0	0	0	1	67	77
芝原	18	7	2	0	0	1	116	144
計	131	79	31	28	21	23	1,234	1,547

表37　居住開始時期調（比率）

地区名＼項目	0 ～ 5 年	6 ～ 10 年	11 ～ 15 年	16 ～ 20 年	21 ～ 25 年	26～30年未満	むかしから(30年以前)	計
一　宮	4.0 8.3	2.8 10.1	0.7 6.4	1.0 10.7	1.0 14.3	1.4 17.4	89.1 19.9	100.0 17.8
応　神	6.7 11.5	4.9 14.0	2.2 16.2	1.8 14.3	1.8 19.1	1.3 13.1	81.3 14.5	100.0 14.4
北島田	0 0	0.7 1.2	0.7 3.2	3.1 14.3	1.5 9.5	0 0	94.0 9.7	100.0 8.3
西矢野	24.5 11.5	14.7 11.4	3.2 6.4	1.6 3.5	1.6 4.7	0 0	54.4 2.6	100.0 3.9
鮎　喰	9.3 17.6	5.2 16.5	2.4 19.4	1.6 14.3	1.2 14.3	0.8 8.7	79.5 15.9	100.0 15.9
不　動	10.6 32.1	7.1 35.5	3.3 42.0	3.0 42.9	2.0 38.1	3.0 52.2	71.0 22.6	100.0 25.4
明　善	9.0 5.3	2.5 2.5	0 0	0 0	0 0	1.2 4.3	87.3 5.4	100.0 5.0
芝　原	12.5 13.7	4.8 8.8	1.3 6.4	0 0	0 0	0.6 4.3	80.8 9.4	100.0 9.3
計	8.4 100.0	5.1 100.0	2.0 100.0	1.8 100.0	1.3 100.0	1.4 100.0	80.0 100.0	100.0 100.0

表38　永住希望理由調（実数）

区分＼地域名	一　宮	応　神	西矢野	鮎　喰	不　動	明　善	芝　原	計
仕事のため	39	30	7	28	78	15	29	226
親の面倒をみるため	19	8	1	9	32	5	9	83
墓屋敷がある	111	139	36	136	120	37	75	654
生活がしやすい	87	44	18	40	138	21	49	397
計	256	221	62	213	368	78	162	1,360

表39　永住希望理由調（比率）

区分＼地域名	一　宮	応　神	西矢野	鮎　喰	不　動	明　善	芝　原	計
仕事のため	17.3 15.2	13.3 13.5	3.0 11.2	12.3 13.1	34.6 21.1	6.6 19.2	12.9 17.9	100.0 16.6
親の面倒をみるため	22.9 7.4	9.7 3.6	1.2 1.6	10.8 4.2	38.6 8.6	6.0 6.4	10.8 5.5	100.0 6.1
墓屋敷がある	17.0 43.4	21.3 62.9	5.5 58.1	20.8 63.9	18.4 32.7	5.6 47.5	11.4 46.3	100.0 48.1
生活がしやすい	22.0 34.0	11.1 20.0	4.5 29.1	10.0 18.8	34.8 37.6	5.2 26.9	12.4 30.3	100.0 29.2
計	18.8 100.0	16.3 100.0	4.6 100.0	15.7 100.0	27.0 100.0	5.7 100.0	11.9 100.0	100.0 100.0

表40　永住しない理由調（実数）

区分＼地域名	一　宮	応　神	西矢野	鮎　喰	不　動	明　善	芝　原	計
仕事がない	3	1	0	5	2	0	1	12
環境があまりすかない	11	1	0	4	10	1	1	28
その他家が狭い健康上等	12	0	1	8	5	1	2	29
計	26	2	1	17	17	2	4	69

表41　永住しない理由調査（比率）

区分＼地域名	一宮	応神	西矢野	鮎喰	不動	明善	芝原	計
仕事がない	25.1 11.5	8.3 50.0	0 0	41.7 29.4	16.6 11.7	0 0	8.3 25.0	100.0 17.3
環境があまりすかない	39.4 42.3	3.5 50.0	0 0	14.3 23.5	35.8 58.9	3.5 50.0	3.5 25.0	100.0 40.6
その他家が狭い健康上等	41.4 46.2	0 0	3.4 100.0	27.6 47.1	17.3 29.4	3.4 50.0	6.9 50.0	100.0 42.1
計	37.7 100.0	2.9 100.0	1.5 100.0	24.6 100.0	24.6 100.0	2.9 100.0	5.8 100.0	100.0 100.0

対象地域に今後も永住するかどうかの意思を聞いた結果が図28である。さらに永住する・しないの理由の実数と比率を前頁表38〜表41にまとめた。図28ではっきりわかるように，永住すると答えたものが83.2%と高率である。これは世帯主を単位として調査したもので特に高率になったものと思われるが，地域に生まれ地域に骨をうめようとする居住者の宿命のようなものが感じられる。図29によってその理由をみれば，墓や屋敷があるから(48.1%)，親の面倒をみるため(6.1%)など，いわゆる家を継ぐための理由が54.2%と大半を占めている。

また，生活がしやすいと答えたものが29.2%とかなりの率を示しているが，これは対象地域居住者が相互に気を許せる，つき合いやすい，ひくい経済生活でもなんとかやっていけるというような一種の安心感のようなものではなかろうか。仕事のためというのが16.6%あるが，これは対象地域の職業構成でわかるように建設業者が比較的多いことと，またそれに従事する人たちの多いことなど，いわゆる雇用者，被雇用者の相互の便利さのようなものがここに表現されているのではなかろうか。

次に，永住したくない理由を図30でみてみると(比較的年令の若い世帯主が多いと推定されるが)すべて対象地域の地名なり環境なりに対する拒絶反応的な理由が大半で，「仕事がないから」の17.3%は，良い就職につくためには対象地域から脱出するしかしかたがないという意味も含まれているのではなかろうか。

図28 この地域に永住されるつもりですか

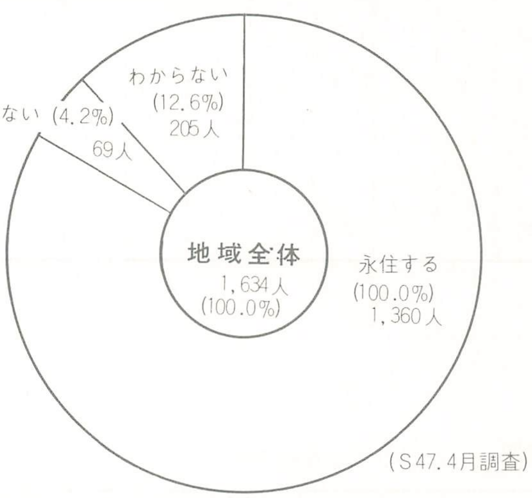


図29 永住する場合の主な理由は何ですか

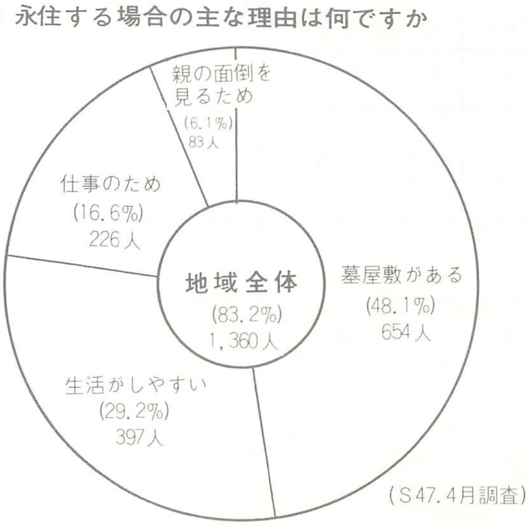
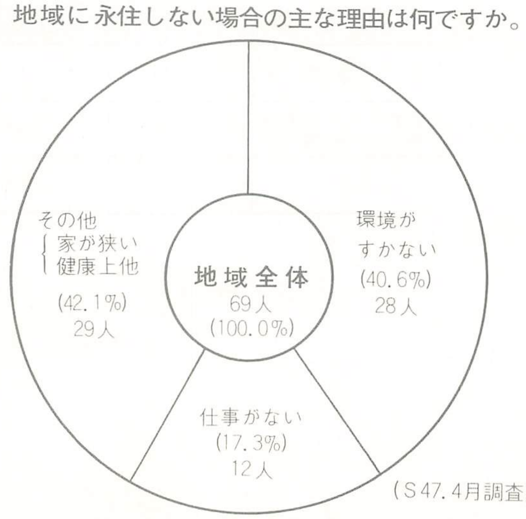


図30　地域に永住しない場合の主な理由は何ですか。



2－6　対象地域の商工業

2－6－1　概　　況

本市同和対象地域のいわゆる部落特有の商工業の主要なものは屠場関連事業のみで，他に本市又は全国的な特異な商工業は見当たらない。生活様式の変化，生産性の低位などから在来の産業として，伝統的な皮革業などは衰退し，一部の業者のみが操業を続けている状態である。(明善地域)

業種別同和小規模企業数　(S46.6 実態調査)

事項＼地域名	製造業 皮革・ゴム製品	製造業 繊維品	製造業 木材・木竹製品	製造業 その他	製造業 小計	卸売業	小売業 食料品	小売業 日用雑貨	小売業 その他	小売業 小計	建設業	サービス業	廃品回収業	その他	合計
一宮			3		3		11	3	3	17	10	2			
応神							5	4	2	11	2	5		1	
芝原		1		1	2		6	2	1	9	1	3			
不動	1	2		1	4	1	9	7	5	21	2	12		4	
鮎喰	1				1		8		4	12	5	1			
北島田			1		1		2	1		3	1		3		
明善	1				1		3	3		6	5	2		4	
西矢野			1		1		1			1					
僧都								1		1					
合計	3	3	5	2	13	1	45	21	15	81	26	25	3	9	158

同和関係商工業者の事業所開設時期の状況　(S46.6 実態調査)

業種区分	事業所総数	戦前(20年以前)	21～30年	34～38年	39～42年	43年以降
鉱工業関係	42	11	13	5	8	5
商業サービス業等その他関係	116	43	29	24	11	9
計	158	54	42	29	19	14

2－7　対象地域と教育

2－7－1　学校の概要

表42が対象地域と関係のある小学校の概要である。現在全市で29の小学校があるが，そのうちの7小学校（対全市24.1％）が対象地域と関係がある。対象児童数が849人でその割合は22.8％となっている。割合を関係学校別にみてみると，不動小学校が最高で57.6％，一宮小学校が51.1％とこの2校は半数以上が対象地域の児童で占めていることになる。ついで応神小学校の31.7％，加茂名小学校の23.0％，北井上小学校の22.4％で，最低は国府小学校の3.1％である。

表43が中学校の概要である。全市15中学校のうち約半数に近い7中学校（対全市46.7％）が関係していることがわかる。これは学校教育の場においても，同和教育の必要性，重要性，またその有効性が期待されるゆえんであろう。対象生徒数は456人で，その割合は17.7％となっている。学校別でみてみると，小学校と同様，不動中学校が最高で57.1％の割合を示している。ついで応神中学校の36.6％，上八万中学校の33.3％，以下北井上中学校23.8％，加茂名中学校22.1％となっており，割合の低いのは国府中学校の1.1％，八万中学校の1.0％となっている。

表42　学校の概要（小学校）

学校名	児童数				普通学級								特殊学級	教職員数			特別配置									
	総(A)児童数	一般(B)児童数	対象(C)児童数	C/A割合%	1～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	計	1～15	教員	養護教員	事務職員	教員 定数内	教員 定数外	教員 計	養護教員 定数内	養護教員 定数外	養護教員 計	事務職員 定数内	事務職員 定数外	事務職員 計	合計
不動小	250	106	144	57.6		2	6		1	1		10	1	14	0	0	1	0	1							1
応神小	391	267	124	31.7				4	8			12	1	17	1	0	0	1	1							1
上八万小	260	230	30	12.0				2	2	2	1	7	2	13	1	0	1	0	1							1
一宮小	225	110	115	51.1			2	1	1	3		7	1	12	0	0	0	2	2							2
加茂名小	1,506	1,160	346	23.0						28	10	38	2	50	1	1	0	1	1							1
北井上小	295	229	66	22.4			7	3			1	11	1	15	1	1	1	0	1							1
国府小	797	773	24	3.1					5	6	9	20	1	26	1	1	1	0	1							1
計	3,724 (3,766)	2,875 (2,955)	849 (801)	22.8 (21.3)		2	15	10	17	40	21	105	9	147	5	3	4	4	8							8

参考　（　）内数字は46年度

表43　学校の概要（中学校）

学校名					普通学級								特殊学級	教職員数			特別別配置									
	総(A)生徒数	一般(B)生徒数	対象(C)生徒数	C/A割合%	1～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	計	1～15	教員	養護教員	事務職員	教員 定数内	教員 定数外	教員 計	養護教員 定数内	養護教員 定数外	養護教員 計	事務職員 定数内	事務職員 定数外	事務職員 計	合計
八万中	591	585	6	1.0							14	14	0	23	1	1	0	0	0	1		1	1		1	2
不動中	163	70	93	57.1			2	2	2			6	1	15	1	1	1	0	1	1		1	1		1	3
応神中	238	151	87	36.6				2	4	1		7	1	15	0	1	1	1	2	0		0	1		1	3
上八万中	270	180	90	33.3				2	1	2	2	7	2	19	0	1	1	0	1	0		0	0		0	1
加茂名中	605	471	134	22.1						4	10	14	4	31	1	1	0	1	1	0		0	0		0	1
北井上中	168	128	40	23.8				4	2			6	1	14	1	0	1	0	1	0		0	0		0	1
国府中	548	542	6	1.1						14		14	1	25	1	1	0	1	1	1		1	1		1	3
計	2,583 (2,530)	2,127 (2,109)	456 (421)	17.7 (16.6)			2	10	9	21	26	68	10	142	5	6	4	3	7	3		3	4		4	14

参考　（　）内＝46年度

2－7－2　長欠·要保護·準要保護の現況

表44が小学校，表45が中学校の現況である。さすがに不就学はないようだが，同和問題は子供達のすがたのなかにもやはり影をおとしている。小学校の長欠児童37人中，対象地域の児童が16人占めており，その原因でも学校嫌いが10人中８人までが対象地域の児童となっている。児童をとりまく環境が問題なのだろうか。学校別にみてみると，北井上小学校の８人中５人までが対象地域の児童で，この原因が学校嫌い４人となっている。一宮小学校も５人中４人までが対象地域の児童で，原因が３人まで学校嫌いとなっている。不動小学校は５人の病気による長欠が目立っている。反面，応神小学校，上八万小学校，国府小学校は，対象地域の長欠は０で喜ばしいかぎりである。しかし，７校総数の割合では，一般0.7％に対し約2.7倍の1.9％となっている。

要保護・準要保護になると，一般に4.9％に対し約3.5倍の17.3％となっている。学校別でみると，北井上小学校が最高で45.5％，すなわち地域の児童の約半数が要保護または準要保護ということになっている。

つづいて一宮小学校の26.1％，上八万小学校の23.3％，不動小学校の15.3％，加茂名小学校の12.7％，国府小学校の12.5％となっている。一番低いのが応神小学校の8.9％であるが，それでも一般の2.6％の約3.4倍である。これは対象地域に関係のある小学校だけでの率であるが，市内全小学校からみた場合，一般と対象地域の関係はさらに差がでよう。

中学校にしてみても，長欠生徒数７中学校総数30人のうち11人（36.7％）を占めている。また，学校嫌い11人のうち５人(45.5％)が対象地域の生徒で占めている。これを一般と対象地域の生徒の率でみると，一般は0.9％，対象地域はその３倍の2.4％となっている。学校別でみると，上八万中学校の学校嫌い４人が最高である。

八万中，不動中，国府中は，対象地域の長欠生徒は０で非常に良い。要保護・準要保護総数278人のうち122人（43.9％）が対象地域の生徒である。一般・同和のそれぞれを比率でみると，一般の7.4％に対し約3.6倍の26.8％が同和である。学校別でみると，小学校同様，対象地域の生徒の約半数45％が，要保護・準要保護を占める北井上中学校が最高である。ついで36.7％の上八万中学校，八万中学校の33.3％，不動中学校の32.3％，加茂名中学校の20.9％が高い率を占めている。低い応神中学校（12.7％）にしても対象地域の生徒10人に１人以上の割合で要保護または準要保護の生徒がいることになっている。国府中は対象地域の生徒も少ないが０である。

以上，小学校，中学校の長欠・要保護・準要保護の状況をみてきたが，さきにもいったように関連の学校だけの割合であって，全市内の小・中学校からみた場合，一般と対象地域の差はもっと開いていくであろう。

表44　長欠・要保護・準要保護児童数調（小学校）

（S47.5月調）

学校名	区分	長欠児童数（30日以上）						要保護	準要保護	計	比率		
		経済的	学校ぎらい	病気	その他	計	比率	児童数	児童数		要保護%	準要保護%	計
不動小	一般	1	0	1	0	2	1.9	1	3	4	0.9	2.8	3.7
	同和	0	0	5	1	6	4.2	7	15	22	4.9	10.4	15.3
	計	1	0	6	1	8	3.2	8	18	26	3.2	7.2	10.4
応神小	一般	0	1	3	0	4	1.5	3	4	7	1.1	1.5	2.6
	同和	0	0	0	0	0	—	8	3	11	6.5	2.4	8.9
	計	0	1	3	0	4	1.0	11	7	18	2.8	1.8	4.6
上八万小	一般	0	0	0	0	0	—	2	10	12	0.9	4.4	5.3
	同和	0	0	0	0	0	—	4	3	7	13.3	10.0	23.3
	計	0	0	0	0	0	—	6	13	19	2.3	5.0	7.3
一宮小	一般	0	0	1	0	1	0.9	2	3	5	1.8	2.7	4.5
	同和	0	3	1	0	4	3.5	8	22	30	7.0	19.1	26.1
	計	0	3	2	0	5	2.2	10	25	35	4.4	11.1	15.5
加茂名小	一般	0	0	5	0	5	0.4	18	48	66	1.6	4.1	5.7
	同和	0	1	0	0	1	0.3	29	15	44	8.4	4.3	12.7
	計	0	1	5	0	6	0.4	47	63	110	3.1	4.2	7.3
北井上小	一般	0	0	3	0	3	1.3	5	5	10	2.2	2.2	4.4
	同和	0	4	1	0	5	7.6	17	13	30	25.8	19.7	45.5
	計	0	4	4	0	8	2.7	22	18	40	7.5	6.1	13.6
国府小	一般	0	1	5	0	6	0.8	20	15	35	2.6	1.9	4.5
	同和	0	0	0	0	0	—	1	2	3	4.2	8.3	12.5
	計	0	1	5	0	6	0.8	21	17	38	2.6	2.1	4.7
合計	一般	1	2	18	0	21	0.7	51	88	139	1.8	3.1	4.9
	同和	0	8	7	1	16	1.9	74	73	147	8.7	8.6	17.3
	計	1	10	25	1	37	1.0	125	161	286	3.4	4.3	7.7

参考　46年度

	(要保護児童数)	(準要保護児童数)	(計)
一般	61	115	176
同和	65	87	152
計	126	202	328

表45　長欠・要保護・準要保護児童数調（中学校）

（S47.5月調）

学校名	区分	長欠生徒数（30日以上）						要保護	準要保護	計	比率		
		経済的	学校ぎらい	病気	その他	計	比率	生徒数	生徒数		要保護%	準要保護%	計
八万中	一般	0	3	0	0	3	0.5	5	21	26	0.9	3.4	4.3
	同和	0	0	0	0	0	—	2	0	2	33.3	—	33.3
	計	0	3	0	0	3	0.5	7	21	28	1.2	3.6	4.8
不動中	一般	0	1	0	0	1	1.4	0	9	9	—	12.9	12.9
	同和	0	0	0	0	0	—	8	22	30	8.6	23.7	32.3
	計	0	1	0	0	1	0.6	8	31	39	4.9	19.0	23.9
応神中	一般	0	0	2	0	2	1.3	4	4	8	2.7	2.7	5.4
	同和	0	0	1	1	2	2.3	5	6	11	5.8	6.9	12.7
	計	0	0	3	1	4	1.7	9	10	19	3.8	4.2	8.0
上八万中	一般	0	0	0	0	0	—	2	12	14	1.1	6.7	7.8
	同和	0	4	0	0	4	4.4	10	23	33	11.1	25.6	36.7
	計	0	4	0	0	4	1.5	12	35	47	4.4	13.0	17.4
加茂名中	一般	0	1	7	1	9	1.9	10	43	53	2.1	9.1	11.2
	同和	0	1	2	1	4	3.0	11	17	28	8.2	12.7	20.9
	計	0	2	9	2	13	2.2	21	60	81	3.5	9.9	13.4
北井上中	一般	0	0	3	0	3	2.0	3	10	13	2.3	7.8	10.1
	同和	1	0	0	0	1	2.5	8	10	18	20.0	25.0	45.0
	計	1	0	3	0	4	2.4	11	20	31	6.6	11.9	18.5
国府中	一般	0	1	0	0	1	0.2	11	22	33	2.0	4.1	6.1
	同和	0	0	0	0	0	—	0	0	0	—	—	—
	計	0	1	0	0	1	0.2	11	22	33	2.0	4.0	6.0
合計	一般	0	6	12	1	19	0.9	35	121	156	1.7	5.7	7.4
	同和	1	5	3	2	11	2.4	44	78	122	9.7	17.1	26.8
	計	1	11	15	3	30	1.2	79	199	278	3.1	7.7	10.8

参考　46年度

	(要保護児童数)	(準要保護児童数)	(計)
一般	36	133	169
同和	42	100	142
計	78	233	311

2－7－3　進学の状況

最近，対象地域内の父兄も進学には非常に力を入れてきている。進学状況をまとめたのが表46である。

市内15中学校の進学率は90%（全日・定時制合計）であるが，関係7中学校の進学率は83.3%である。このうち同和関係だけをみてみると66.3%，一般は87.1%となっており，おおまかにいって一般では10人のうち9人までが進学するが，対象地域では7人で2人の差がでてくることになる。

学校別でみてみると，応神中学校の75.8%が最高で，ついで加茂名中学校の69.4%，不動中学校の67.4%，上八万中学校，国府中学校がともに66.7%となっている。しかし，50%以下が2校もある。北井上中学校の50%，八万中学校の20%がそれである。また，私立高校31人のうち対象地域の生徒が9人(29%)も占めているのも一つの特徴といえよう。しかし，昨年の対象地域の進学率60.7%から今年は66.3%とかなり上昇しており，今後希望がもてるのではなかろうか。

2－7－4　就職の状況

進学率の裏をかえしたのが就職の結果となってあらわれてくる。表47がその集計である。

最近の経済状勢で，就職先も以前よりもはば広くなったと考えられるが，その内容・転職など追跡調査のデーターがないので確かなことはいえない。転職も労働条件が向上していくのであればそれもよいだろうし，技術を身につけて1本立ちできるような職種など，高卒にひけをとらない人間造りをアフターケアでできないものだろうか。

表46　対象地域進学状況　（S47.5.1現在）

学校名	区分	昭和46年度卒業者数	公立高校 全日制	公立高校 定時制	私立高校 全日制	私立高校 定時制	高専	進学者の合計	進学率 %
八万中	一般	185	145	5	9	0	2	161	87.0
	同和	5	1	0	0	0	0	1	20.0
	計	190	146	5	9	0	2	162	85.3
不動中	一般	21	19	0	1	0	1	21	100.0
	同和	43	27	0	1	0	1	29	67.4
	計	64	46	0	2	0	2	50	78.1
応神中	一般	52	37	0	4	0	4	45	86.5
	同和	33	21	0	4	0	0	25	75.8
	計	85	58	0	8	0	4	70	82.4
上八万中	一般	63	47	0	0	0	1	48	76.2
	同和	27	17	0	1	0	0	18	66.7
	計	90	64	0	1	0	1	66	73.3
加茂名中	一般	173	136	4	4	0	3	147	85.0
	同和	36	23	1	1	0	0	25	69.4
	計	209	159	5	5	0	3	172	82.3
北井上中	一般	42	31	1	1	0	4	37	88.1
	同和	16	6	0	2	0	0	8	50.0
	計	58	37	1	3	0	4	45	77.6
国府中	一般	179	155	4	3	0	2	164	91.6
	同和	3	1	1	0	0	0	2	66.7
	計	182	156	5	3	0	2	166	91.2
計	一般	715	570	14	22	0	17	623	87.1
	同和	163	96	2	9	0	1	108	66.3
	計	878	666	16	31	0	18	731	83.3

参考（46年度進学率）
一般　84.1%
同和　60.7%

表47　対象地域就職状況　（S47.5.1現在）

学校名	区分	昭和46年度卒業者数	就職従事者：事務従事者	販売従事者	農林・漁業従事者	採鉱・採石従事者	運輸・通信従事者	技能工・生産工程従事者・単純労働者	サービス職業従事者	その他	計	就職率	その他：各種学校	公共職業訓練施設	無職	計
八万中	一般	185						11	5	1	17	9.2	1	5		6
	同和	5						1	0	0	1	20.0	0	3		3
	計	190						12	5	1	18	9.5	1	8		9
不動中	一般	21		0			0	0		0	0	—	0			0
	同和	43		2			1	7		1	11	25.6	3			3
	計	64		2			1	7		1	11	17.2	3			3
応神中	一般	52						5		0	5	9.6		2		2
	同和	33						2		1	3	9.1		5		5
	計	85						7		1	8	9.4		7		7
上八万中	一般	63					0	3			3	4.8	4	7		11
	同和	27					1	4			5	18.5	2	1		3
	計	90					1	7			8	8.9	6	8		14
加茂名中	一般	173		1				8	3	0	12	6.9	2	2	9	13
	同和	36		0				8	1	1	10	27.8	1	1	0	2
	計	209		1				16	4	1	22	10.5	3	3	9	15
北井上中	一般	42						3	1	0	4	9.5	2			2
	同和	16						3	1	1	5	31.3	3			3
	計	58						6	2	1	9	15.5	5			5
国府中	一般	179		1				10		3	14	7.8		0	2	2
	同和	3		0				1		0	1	33.3		0	1	1
	計	182		1				11		3	15	8.2		0	3	3
計	一般	715		2			0	40	9	4	55	7.7	9	16	11	36
	同和	163		2			2	26	2	4	36	22.1	9	10	1	20
	計	878		4			2	66	11	8	91	10.3	18	26	12	56

参考＝46年度就職率
一般　12.9%
同和　36.0%

2－7－5　同和地区就学奨励交付金制度

高等学校，高等専門学校及び大学の在学生で，経済的理由により進学，就職が困難な者に対して就学奨励交付金及び入学仕度金の交付を行ない，社会有用の人材を育成することを目的として，徳島市高校大学就学奨励交付金及び入学仕度金交付制度を設けている。

最近の状況は表48，表49のとおりである。

表48　徳島市高校大学就学奨励交付金交付状況

支給金額

種別＼年度		昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
高校	公立	円 500	円 1,000	円 3,000	円 3,000
	私立	1,000	1,500	3,000	3,000
大学	県内	1,500	2,000	5,000	5,000
	県外	2,500	3,000	7,000	7,000
入学仕度金		0	5,000	5,000	高校 5,000 大学 10,000

表49　支給人員

種別＼年度		昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
高校	公立	名 125	名 128	名 127	名 170
	私立	12	20	23	
大学	県内	3	3	5	10
	県外	19	17	16	30
計		159	168	171	210
入学仕度金		0	高校 7	高校 21	高校 30 大学 20

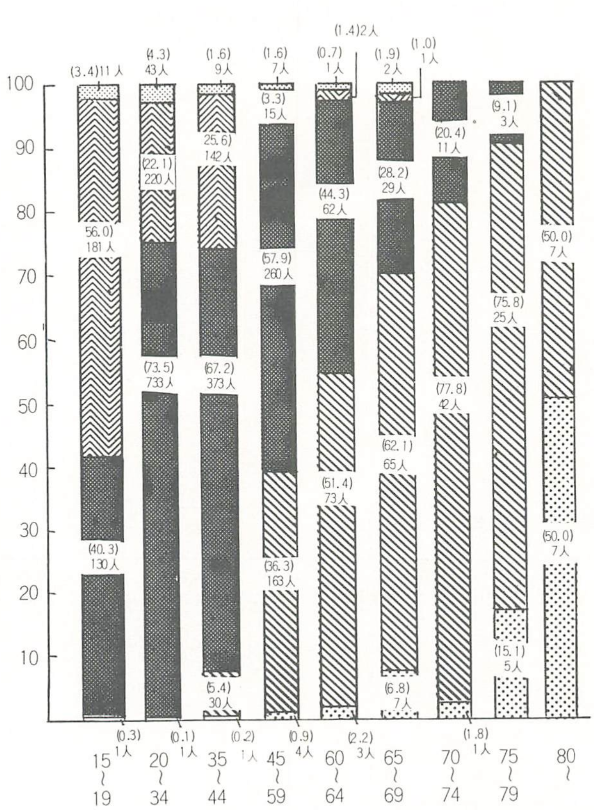
(参考資料)

表1　男女別年齢別人口　(S46.6.1 実態調査)

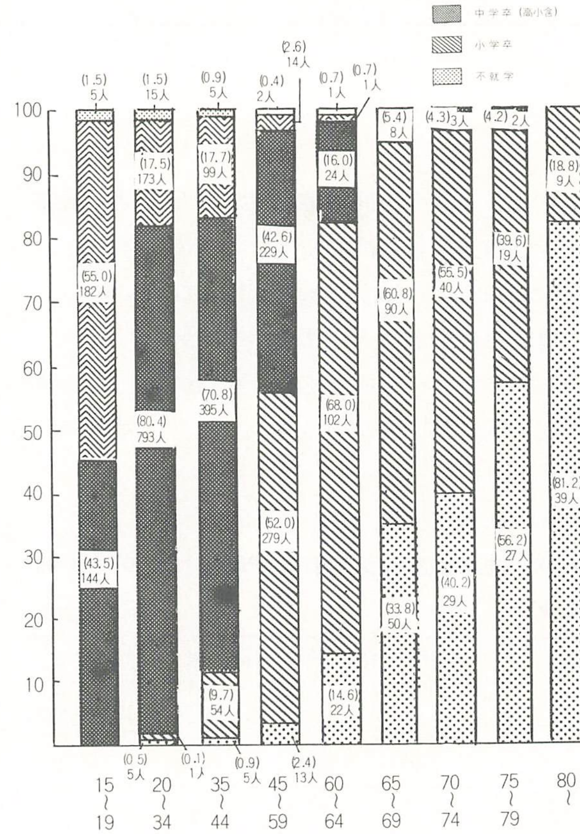
区　　分		人口総数	男女別		0～5	6～14	15～19	20～34	35～44	45～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～
			男	女											
一　宮	実　数	1,308	662	646	128	187	154	356	193	161	46	35	26	16	6
	比　率	100.0	50.6	49.4	9.8	14.3	11.7	27,2	14.8	12.3	3.5	2.7	2.0	1.2	0.5
応　神	実　数	1,374	679	695	93	218	165	350	223	171	46	41	33	20	14
	比　率	100.0	49.4	50.6	6.7	15.9	12.0	25.5	16.2	12.5	3.3	3.0	2.4	1.5	1.0
僧　都	実　数	23	10	13	—	4	2	7	5	4	1	—	—	—	—
	比　率	100.0	43.5	56.5	—	17.4	8.7	30.4	21.7	17.4	4.4	—	—	—	—
北島田	実　数	812	394	418	76	116	100	200	108	141	27	16	14	8	6
	比　率	100.0	48.5	51.5	9.3	14.3	12.3	24.6	13.3	17.4	3.3	2.0	1.7	1.0	0.8
西矢野	実　数	214	111	103	30	30	12	65	36	21	6	5	4	4	1
	比　率	100.0	51.9	48.1	14.0	14.0	5.6	30.4	16.8	9.8	2.8	2.3	1.9	1.9	0.5
鮎　喰	実　数	1,151	548	603	111	166	106	351	158	138	49	24	24	14	10
	比　率	100.0	47.6	52.4	9.6	14.4	9.2	30.5	13.7	12.0	4.3	2.1	2.1	1.2	0.9
不　動	実　数	1,766	852	914	159	263	172	467	249	235	77	56	44	20	24
	比　率	100.0	48.2	51.8	9.9	14.9	9.7	26.4	14.1	13.3	4.4	3.2	2.5	1.1	1.4
明　善	実　数	355	183	172	34	47	41	86	63	52	10	7	6	6	3
	比　率	100.0	51.6	48.4	9.6	13.2	11.6	24.2	17.7	14.6	2.8	2.0	1.7	1.7	0.9
芝　原	実　数	591	273	318	46	96	74	137	77	87	24	19	16	9	6
	比　率	100.0	46.2	53.8	7.9	16.2	12.5	23.2	13.0	14.7	4.1	3.2	2.7	1.5	1.0
地区全体	実　数	7,594	3,712	3,882	677	1,127	826	2,019	1,112	1,010	286	203	167	97	70
	比　率	100.0	48.9	51.1	8.9	14.8	10.9	26.6	14.6	13.3	3.8	2.7	2.2	1.3	0.9

図1　学　歴　調　査 (対象地域全体) 7地域

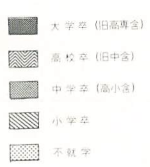
(男)



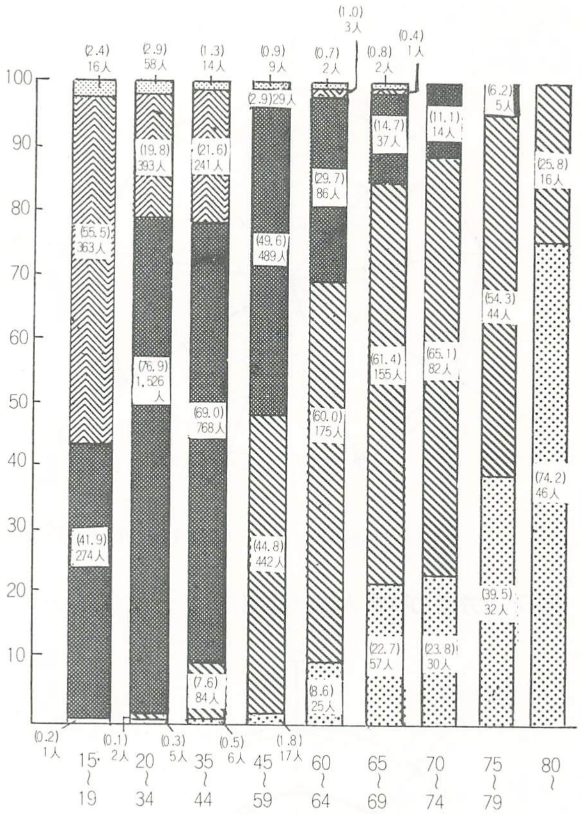
(女)



凡　例



(男女共)



参考

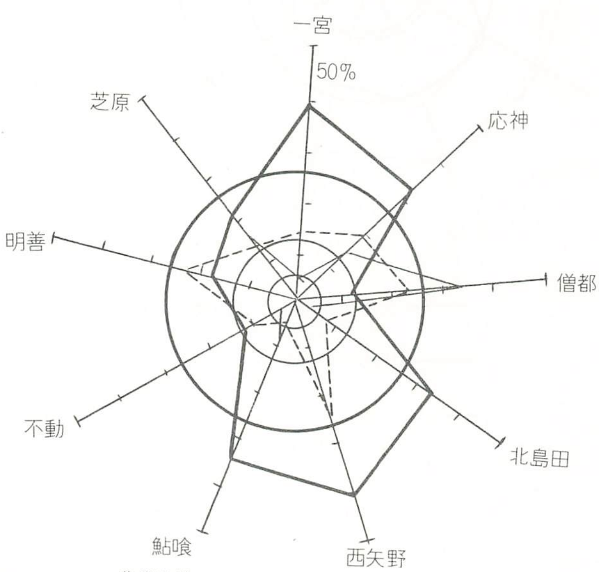
調査対象者数　5,549人

内訳　男 2,670人　女 2,879人

区	分	男女別人口	調査対象者数(人)	未調査数(人)	調査率(%)	未調率(%)	地区調査率(%)(%)
一宮	男	662	520	142	78.5	21.5	77.6
	女	646	495	151	76.6	23.4	
応神	男	679	516	163	76.0	24.0	76.0
	女	695	528	167	76.0	24.0	
北島田	男	394	227	167	57.6	42.4	58.5
	女	418	248	170	59.3	40.7	
鮎喰	男	548	441	107	80.5	19.5	81.5
	女	603	497	106	82.4	17.6	
不動	男	852	622	230	73.0	27.0	76.1
	女	914	722	192	79.0	21.0	
明善	男	183	127	56	69.4	30.6	71.6
	女	172	127	45	73.8	26.2	
芝原	男	273	217	56	79.5	20.5	81.1
	女	318	262	56	82.4	17.6	
計	男	3,591	2,670	921	74.4	25.6	75.4
	女	3,766	2,879	887	76.5	23.5	

(注) 僧都，西矢野地区　総数237人除く

図2　地区別世帯主の産業別世帯数（比率）



農業世帯
農業平坪世帯率 6.4%
建設業世帯
建設業平均世帯率26.5%
製造業世帯
製造業平均世帯率11.7%

S46.6 実態調査

表2　地区別世帯主の産業別世帯数

区	分	総数(世帯数)	農業世帯	建設業世帯	製造所世帯
一宮	実数	366	20	138	43
	比率	100.0	5.5	37.7	11.8
応神	実数	387	46	130	75
	比率	100.0	11.9	33.6	19.4
僧都	実数	9	3	1	2
	比率	100.0	33.3	11.1	22.2
北島田	実数	247	6	80	19
	比率	100.0	2.4	32.4	7.7
西矢野	実数	71	—	29	18
	比率	100.0	—	40.9	25.4
鮎喰	実数	247	23	88	11
	比率	100.0	9.3	35.6	4.5
不動	実数	587	18	60	43
	比率	100.0	3.1	10.2	7.3
明善	実数	120	—	22	27
	比率	100.0	—	18.3	22.5
芝原	実数	159	25	32	19
	比率	100.0	15.7	20.0	11.9

注・第3次産業は略す。

図３　地区別従業上の地位別15歳以上就業者数（比率）

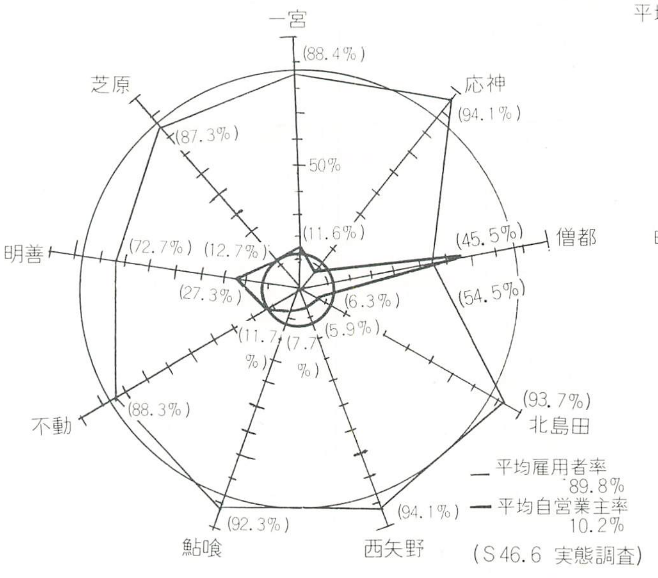


図６　地区別労働力人口（15歳以上）

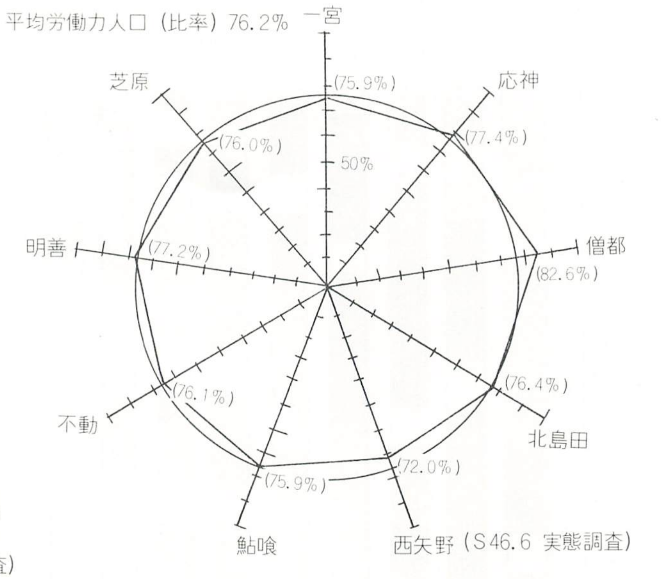


図４　地区別生産運輸関係15歳以上就業者（比率）

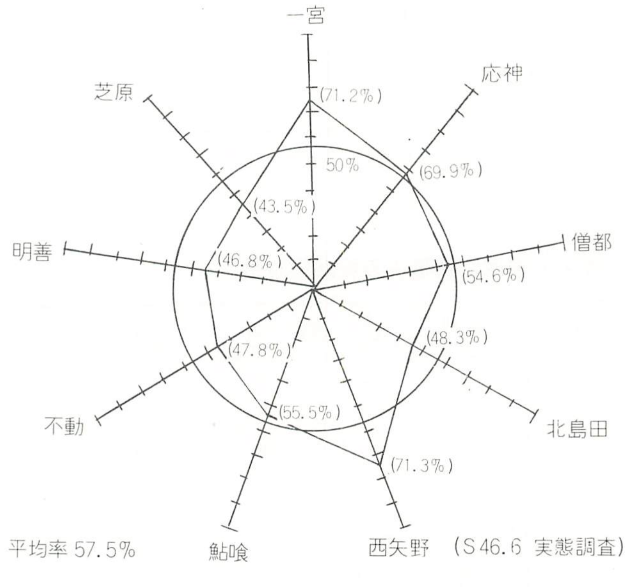


図７　労働力状態人口（比率）

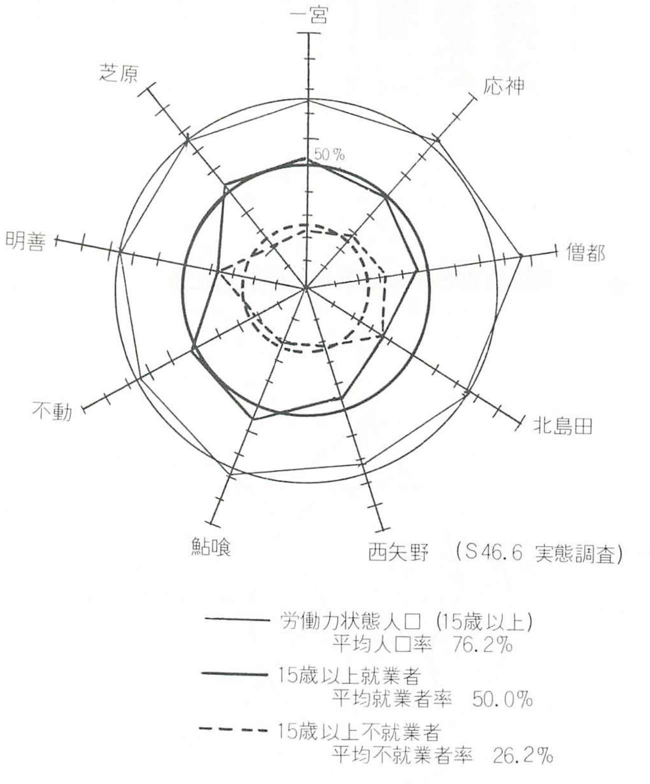


図５　建設業15歳以上就業者

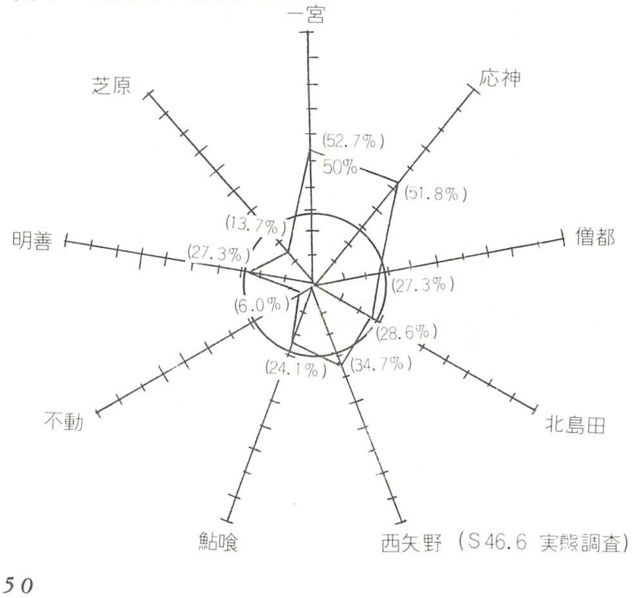
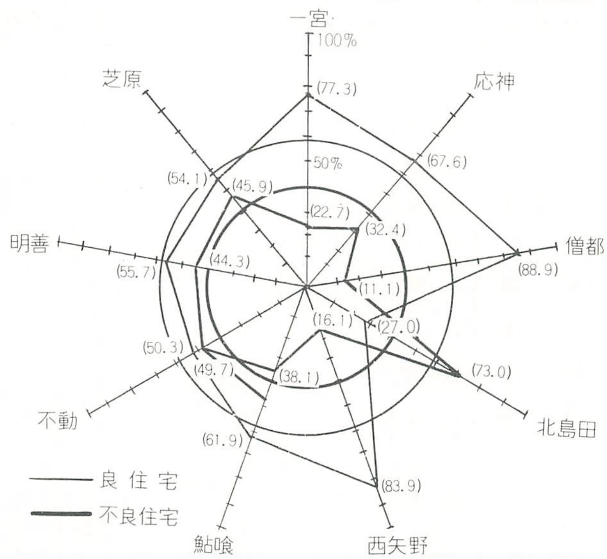


表 3　地区別労働力状態人口（比率）

地区名	区分	地区人口	労働力状態人口	15歳以上就業者数	15歳以上不就業者数	15歳以下幼年人口
一　宮	実　数	1,308	993	680	313	315
	比　率	100.0	75.9	52.0	23.9	24.1
応　神	実　数	1,374	1,063	674	389	311
	比　率	100.0	77.3	49.0	28.3	22.7
僧　都	実　数	23	19	11	8	4
	比　率	100.0	82.6	47.8	34.8	17.4
北島田	実　数	812	620	315	305	192
	比　率	100.0	76.4	38.8	37.6	23.6
西矢野	実　数	214	154	101	53	60
	比　率	100.0	72.0	47.2	24.8	28.0
鮎　喰	実　数	1,151	874	627	247	277
	比　率	100.0	76.0	54.5	21.5	24.0
不　動	実　数	1,766	1,344	941	403	422
	比　率	100.0	76.1	53.3	22.8	23.9
明　善	実　数	355	274	139	135	81
	比　率	100.0	77.2	39.2	38.0	22.8
芝　原	実　数	591	449	315	134	142
	比　率	100.0	76.0	53.3	22.7	24.0
計	実　数	7,594	5,790	3,803	1,987	1,804
	比　率	100.0	76.2	50.0	26.2	23.8

図10　対象地区住宅現況



（S46.6 実態調査）

良住宅平均率　58.7%

不良住宅平均率　41.3%

注　民有・公有含む

図 8　対象地区労働力状態人口図（地区全体）

（昭和46年6月1日 実態調査調）

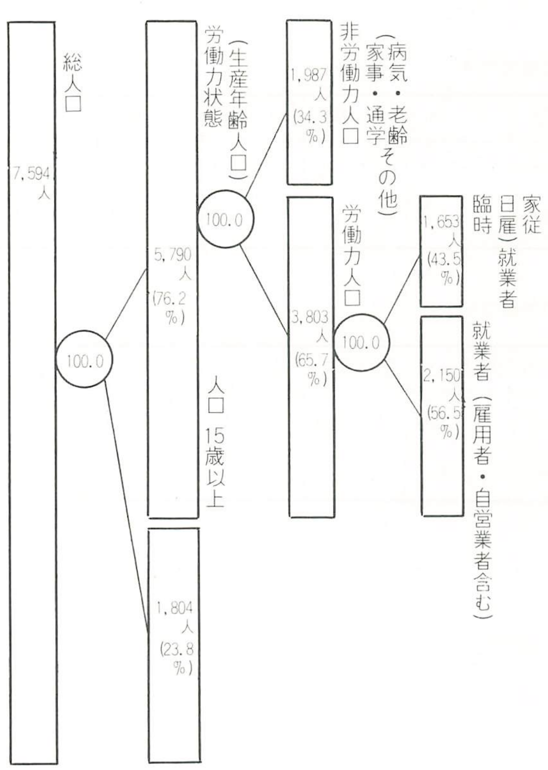


図 9　対象地区産業別就業者数（比率）



表 4　地区別住宅現況　　（S46.6 実態調査）

地区名	住宅の状況 良 民有	良 公有	不良 民有	不良 公有	住宅良不良合計	民有・公有住宅合計割合 良	不良	民有住宅のみ割合 良	不良
一　宮	177	48	66	0	291	77.3	22.7	72.8	27.2
	225		66						
応　神	187	24	101	0	312	67.6	32.4	64.9	35.1
	211		101						
僧　都	8	0	1	0	9	88.9	11.1	88.9	11.1
	8		1						
北島田	51	0	138	0	189	27.0	73.0	27.0	73.0
	51		138						
西矢野	52	0	10	0	62	83.9	16.1	83.9	16.1
	52		10						
鮎　喰	164	0	101	0	265	61.9	38.1	61.9	38.1
	164		101						
不　動	209	32	238	0	479	50.3	49.7	46.8	53.2
	241		238						
明　善	49	0	39	0	88	55.7	44.3	55.7	44.3
	49		39						
芝　原	62	17	63	4	146	54.1	45.9	49.6	50.4
	79		67						
計	959	121	757	4	1,841	58.7	41.3	55.9	44.1
	1,080		761						

表5　公営住宅建設状況

地区名	区分	昭和43年以前	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	計
一宮	公営	24	24	—	—	24	72
応神	公営	22	2	—	48	28	100
北島田	公営	—	—	32	8	—	40
	改良	—	—	—	16	32	48
	小計	—	—	32	24	32	88
鮎喰	公営	—	—	24	32	—	56
不動	公営	32	—	24	48	56	160
明善	公営	—	—	—	16	12	28
芝原	公営	10	—	24	—	24	58
計	公営	88	26	104	152	144	514
	改良	—	—	—	16	32	48
	計	88	26	104	168	176	562

（注）北島田地区の改良住宅については48年度以降も継続あり　　（S47.6 住宅課調）

表6　持家、借家別住宅数　（S47.3「意識調査」より）　（地域全体）

区分	持家 (A)	借家 (B)	間借 (C)	計 (D)	割合 A／D	B／D	C／D
戸数	1,115	215	6	1,336	% 83.4	% 16.1	% 0.5

表7

a　住宅の規模（間数）　（S47.3 意識調査）　（地域全体）

間数	1間	2間	3間	4間	5間	6間	7間	8間	9間	10間	計
実数	36	182	270	440	207	129	64	23	13	0	1,364
比率	2.7	13.3	19.7	32.2	15.2	9.5	4.7	1.7	1.0	0	100.0

b　住宅の規模（畳数）　（S47.3 意識調査）　（地域全体）

畳数	～5畳	5.5～10	10.5～13	13.5～16	16.5～20	20.5～25	25.5～30	30.4～40	40.5以上	計
実数	16	165	162	276	258	217	129	103	42	1,368
比率	1.2	12.1	11.8	20.1	18.9	15.9	9.4	7.5	3.1	100.0

図11　所得階層分布

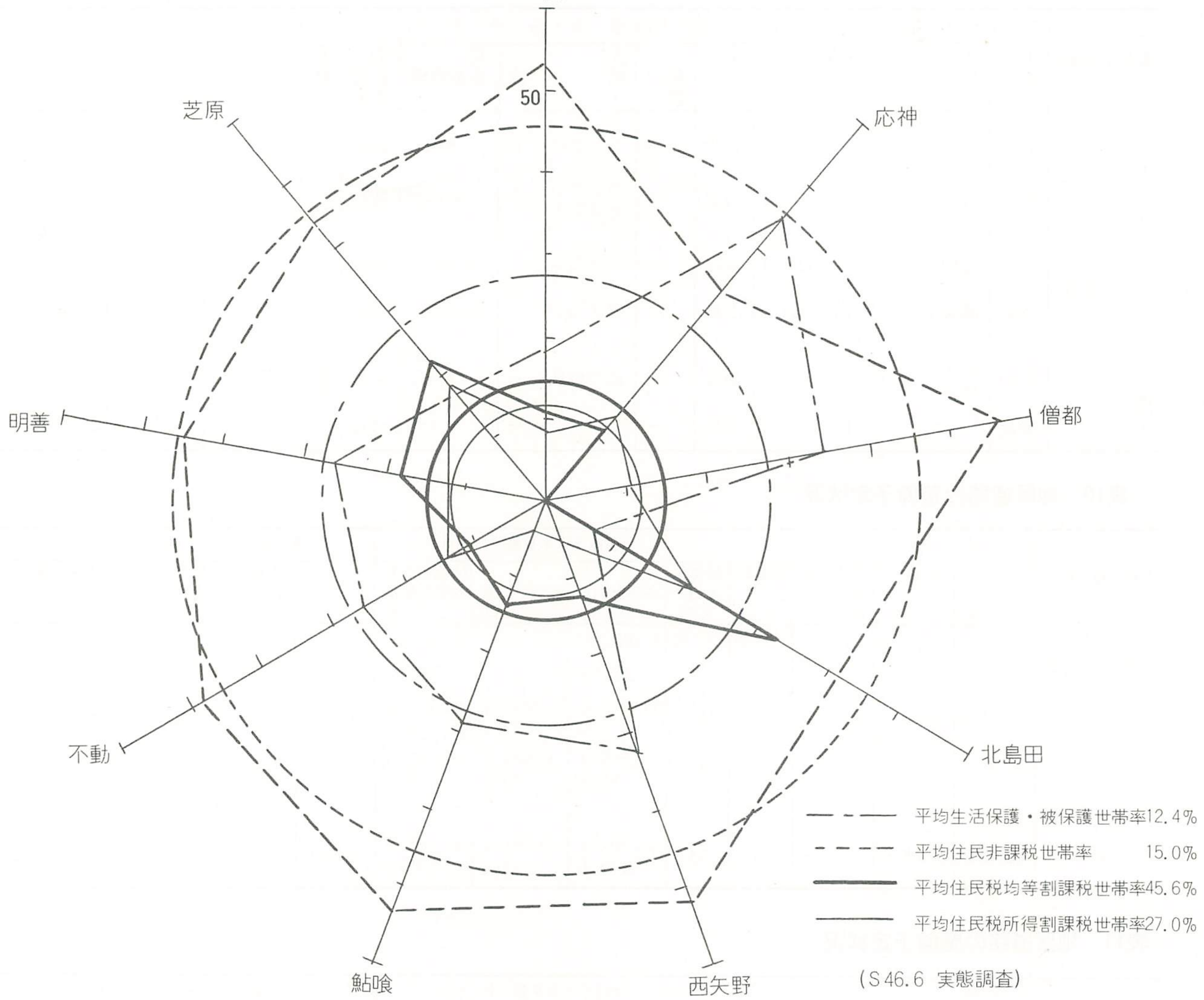


表8　地域別所得階層分布

区　分	世			帯			数			
	一　宮	応　神	僧　都	北島田	西矢野	鮎　喰	不　動	明　善	芝　原	計
生活保護被保護世帯	28 7.7	50 12.9	1 11.0	52 21.0	3 4.2	9 3.6	86 14.7	15 12.5	29 18.2	273 12.4
住民税非課税世帯	39 10.7	42 10.9	— —	75 30.4	9 12.7	35 14.0	72 12.3	23 19.2	34 21.4	329 15.0
住民税均等割課税世帯	192 52.5	127 32.8	5 56.0	101 40.9	37 52.1	132 53.4	282 48.0	53 44.2	71 44.7	1,000 45.6
住民税所得割課税世帯	107 29.1	168 43.4	3 33.0	19 7.7	22 31.0	71 29.0	147 25.0	29 24.1	25 15.7	591 27.0
計	366 100.0	387 100.0	9 100.0	247 100.0	71 100.0	247 100.0	587 100.0	120 100.0	159 100.0	2,193 100.0

表９　道路等の実施予定状況

事業の種類	44・45　実　施　済　(A)			46〜53年度　実・施　予　定　(B)				(A＋B)＝C			備　考
	①新設改良	②構　造	③事業規模	④改良改良	箇所数	⑤構　造	⑥事業規模	⑦新設改良	⑧構　造	⑨事業規模	
下水排水路	新設	コンクリート	m 140.0	新設	3	コンクリート	m 360.0	新設	コンクリート	m 500.0	
	改良	コンクリートセメント	1,498.0	改良	12	コンクリートセメント	7,407.0	改良	コンクリートセメント	8,905.0	
地区道路	新設	拡巾アスコン	m² 665.0	新設	3	アスコン	m² 3,680.0	新設	アスコン	m² 4,335.0	
	改良	舗装アスコン	11,969.0	改良	71	アスコン	60,500.0	改良	アスコン	72,469.0	
橋　梁	新設	拡巾舗装アスコン	m² 16.0	新設	2	拡巾舗装	m² 360.0	新設	拡巾舗装アスコン	m² 376.0	
	改良	――	―	改良	―	――	―	改良	――	―	

表10　地区道路の整備予定状況

規　模　別	現　況					実施予定事業量 (46〜53)			事　業　実　施　後　の　状　況				
	総延長 ①	改良済延長 ②	②のうち舗装済延長 ③	改良率 ②/①×100	舗装率 ③/①×100	改良計画量 ④	新設計画量 ⑤	④⑤のうち舗装計画量 ⑥	総延長 ⑦	改良済延長 ⑧	⑦のうち舗装済延長 ⑨	改良率 ⑧/⑦×100	舗装率 ⑨/⑦×100
巾員２ｍ未満	m 4,837.0	m 830.9	m 830.9	% 17.2	% 17.2	(1,080.0m²) 340.0m	―	(1,080.0m²) 340.0m	4,837.0	1,170.9	1,170.9	24.2	24.2
２ｍ〜４ｍ 〃	18,071.8	6,541.1	6,541.0	36.2	36.2	(42,910.0) 10,140.0	(840.0) 210.0	(43,750.0) 10,350.0	20,358.1	16,891.1	16,891.1	83.0	83.0
４ｍ〜６ｍ 〃	6,203.5	2,807.5	2,482.7	45.3	40.0	(16,510.0) 3,810.0	(2,840.0) 710.0	(19,350.0) 4,520.0	8,243.5	7,327.5	7,002.7	88.9	85.0
６　ｍ　以　上	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
計	29,112.3	10,179.5	9,854.6	35.0	33.9	(60,500.0) 14,290.0	(3,680.0) 920.0	(64,180.0) 15,210.0	33,438.6	25,389.5	25,064.7	75.9	75.0

表11　地区道路の整備予定状況

規　模　別	現　況					実施予定事業量 (46〜53)			事　業　実　施　後　の　状　況				
	総延長 ①	改良済延長 ②	②のうち舗装済延長 ③	改良率 ②/①×100	舗装率 ③/①×100	改良計画量 ④	新設計画量 ⑤	④⑤のうち舗装計画量 ⑥	総延長 ⑦	改良済舗装済 ⑧	⑦のうち舗装済延長 ⑨	改良率 ⑧/⑦×100	舗装率 ⑧/⑦×100
巾員２ｍ未満	m 600,413.0	m 830.9	m 830.9	%	%	m 7,400.0		m 7,400.0	m 600,413.0	m 7,400.0	m 7,400.0	%	%
2m〜4m 〃	343,613.0	216,345.1	158,409.1			122,150.0		122,150.0	343,613.0	339,326.0	281,390.0		
4m〜6m 〃	155,674.0	112,728.0	23,658.0			21,300.0		21,300.0	155,674.0	134,028.0	44,958.0		
６　ｍ　以　上	193,450.0	150,210.0	82,650.0			6,850.0		6,850.0	193,450.0	157,060.0	89,500.0		
計	1,293,150.0	480,114.0	265,548.0	37,127	20,535	157,700.0		157,700.0	1,293,150.0	637,814.0	423,248.0	49,323	32,730

図12　地区別道路巾員（延長）調べ　（S47．隣保館調べ）

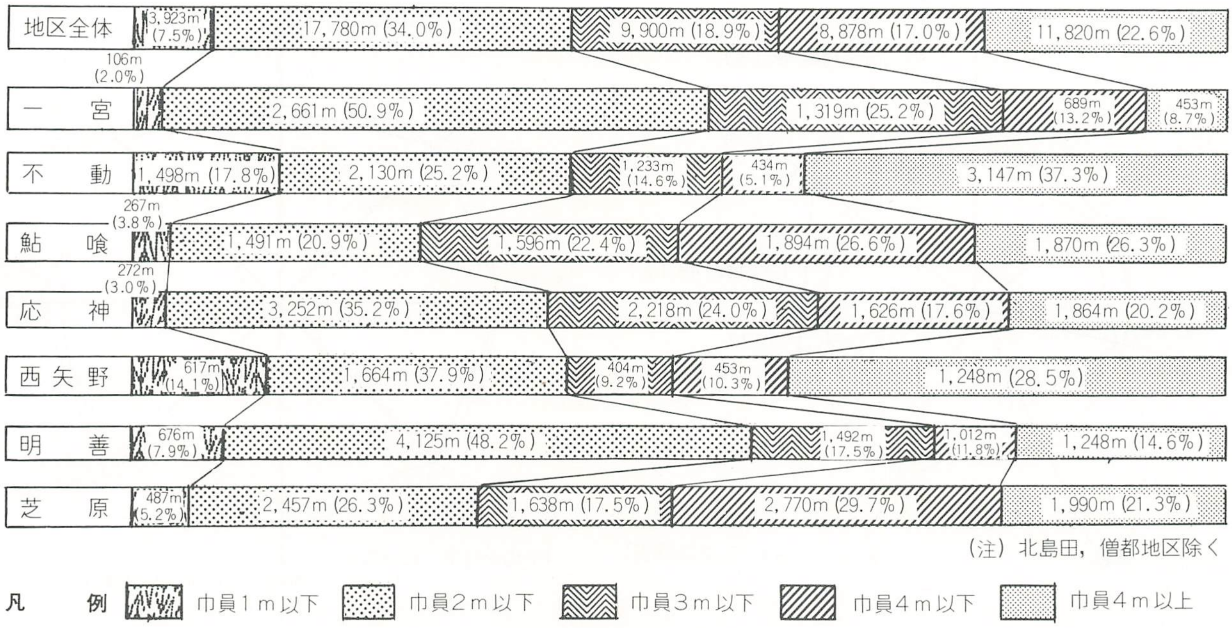
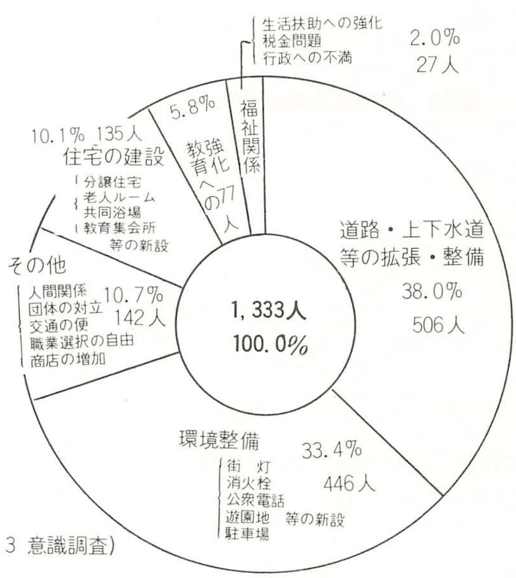
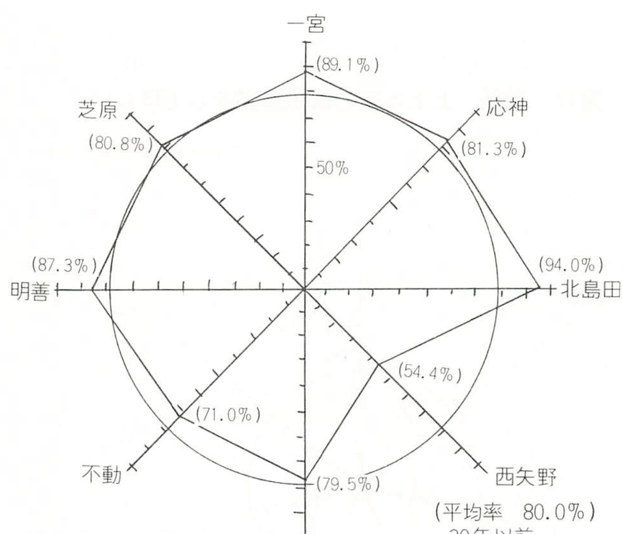


図13　対象地域住民の希望



（S47.3　意識調査）

図14　地区に30年以前から住んでいる



（S47.3　意識調査）

図15　永住するのは家屋敷があるからである

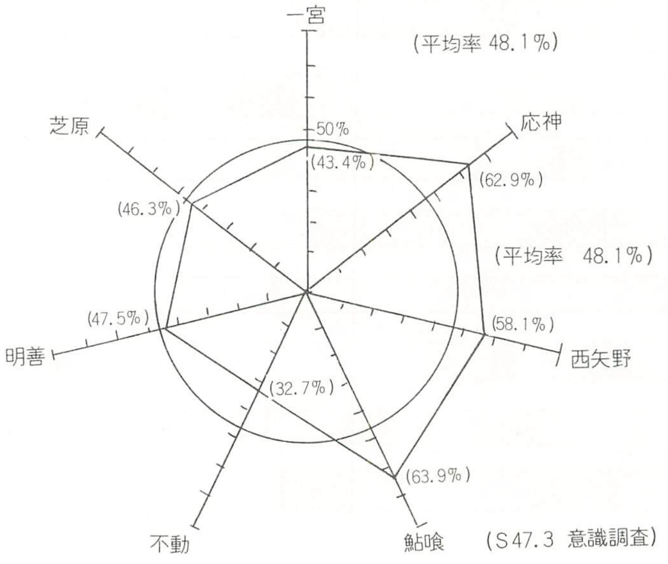


図16　地区に永住する

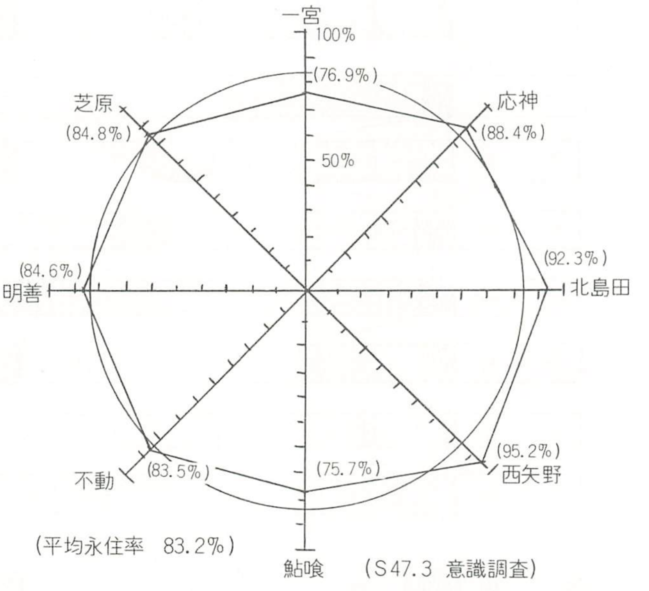


図17　道路、上下水道の拡張整備をしてほしい

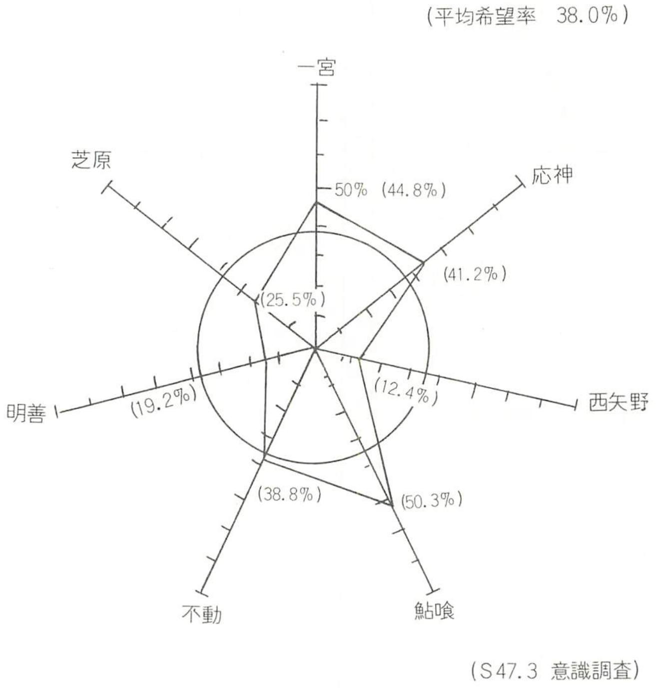


図18　50坪位土地が欲しい

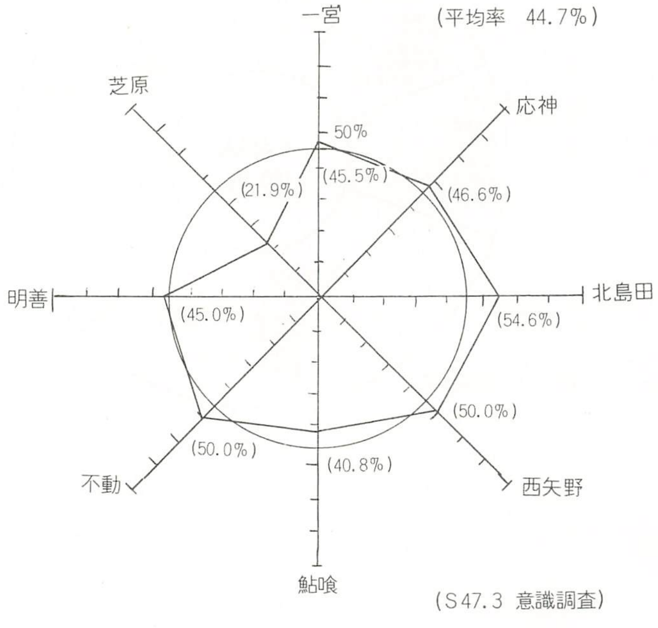
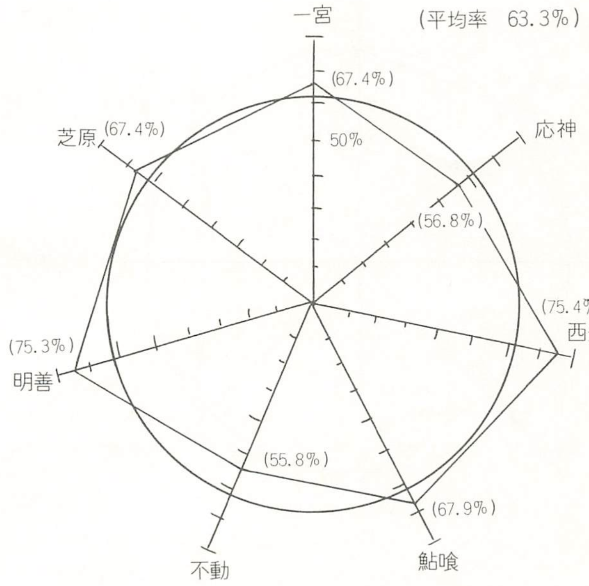
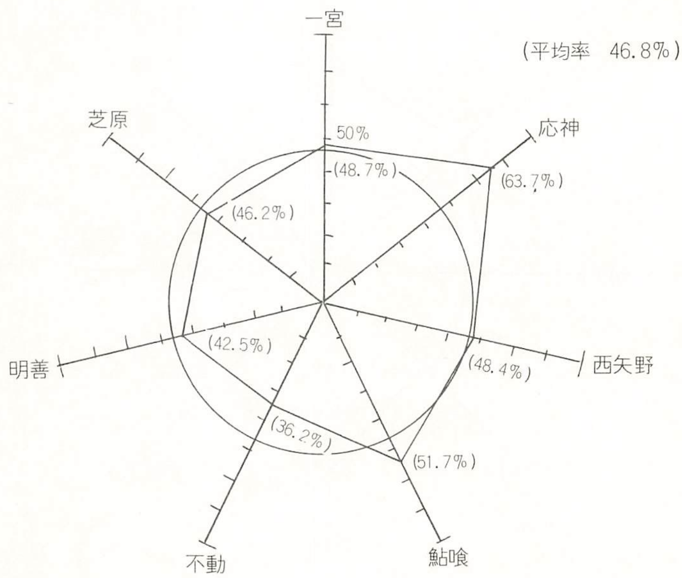


図19　今の生活に不十分ながら満足である



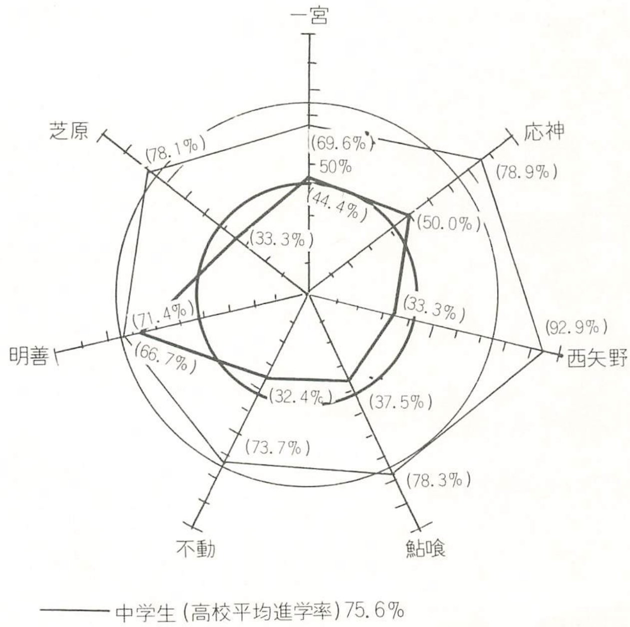
(S47.3　意識調査)

図20　これからの生活で子供の教育に力を入れたい



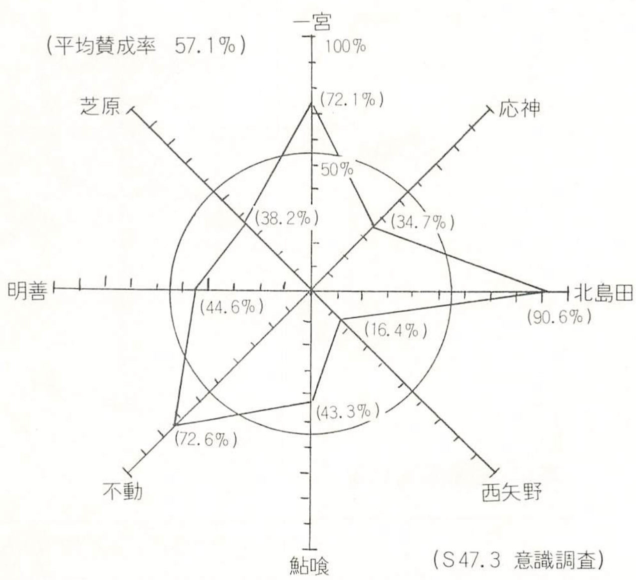
(S47.3　意識調査)

図21　地区別子弟の進路希望



(S47.3　意識調査)

図22　地区を住宅改良区に指定し、現在ある密集した住宅全体を逐次取り除いたり、または道路などを拡張して年次計画により新しい町づくりをすることに賛成である



(S47.3　意識調査)

図23　区画された用地を買収して自分で家を建てたい

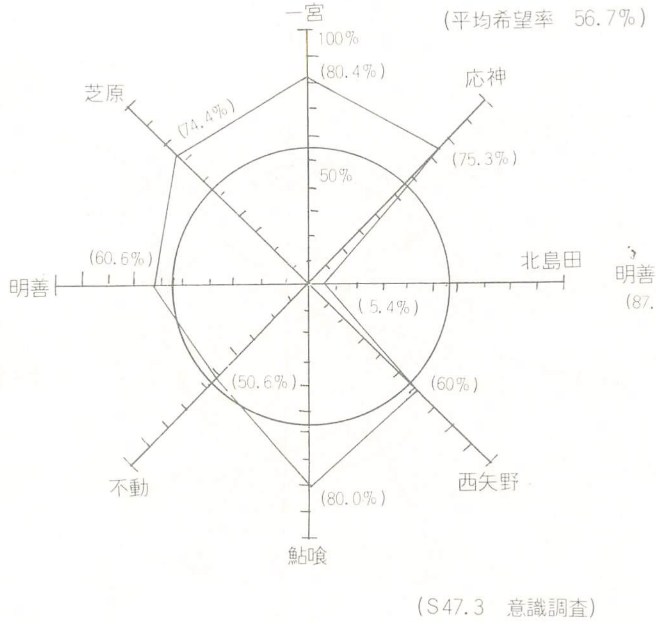


図24　持家である

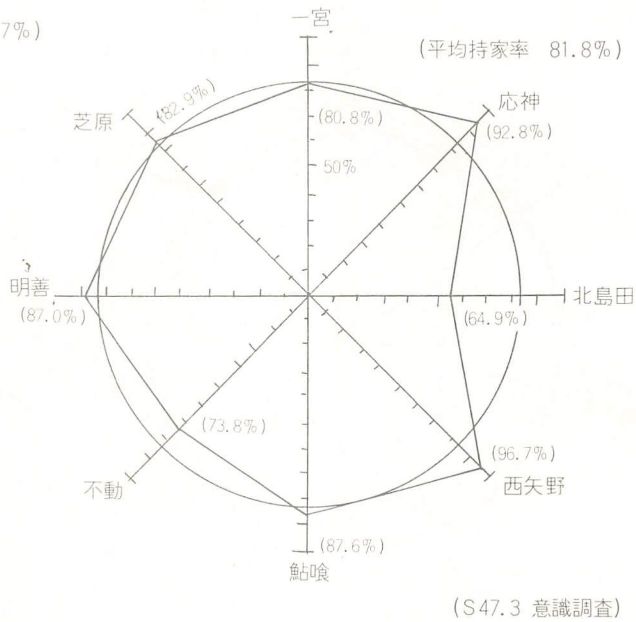


図25　現在公営住宅に入りたい

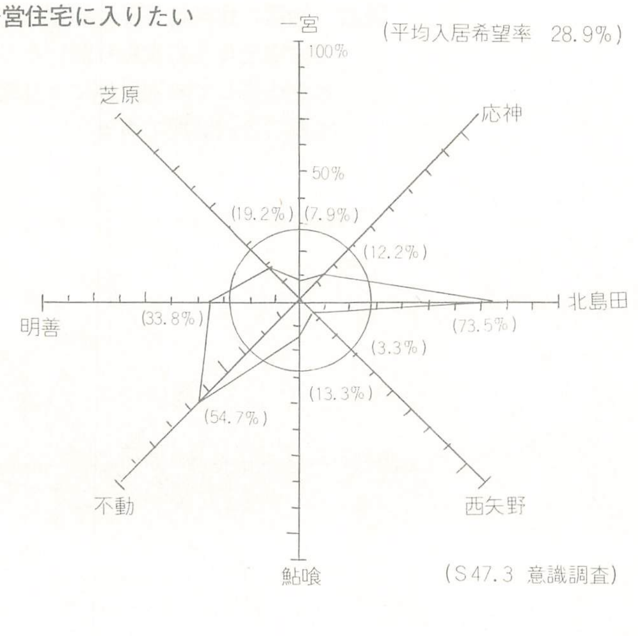
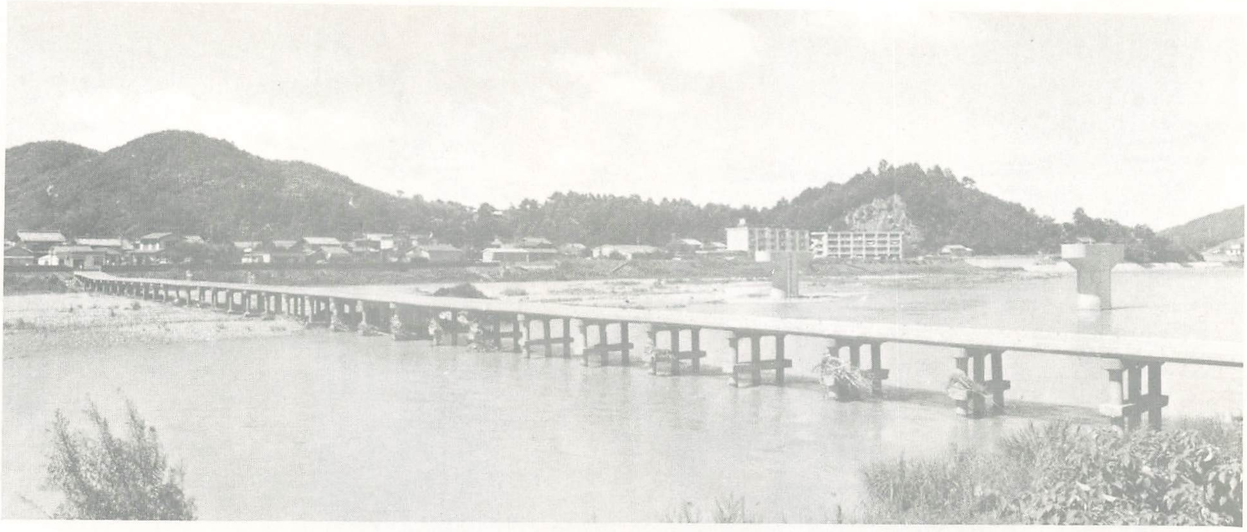


表12　技能習得状況

年度＼地区	一　宮	芝　原	不　動	鮎　喰	応　神	明　善	北島田	西矢野	僧　都	計
昭和44年度	20	—	—	19	—	—	1	—	—	40
昭和45年度	7	15	40	19	20	5	13	—	—	119
昭和46年度	64	32	34	42	59	9	10	—	—	250
計	91	47	74	80	79	14	24	—	—	409

(S47.6 商工観光課調)



●潜水橋より施設を望む(一宮)

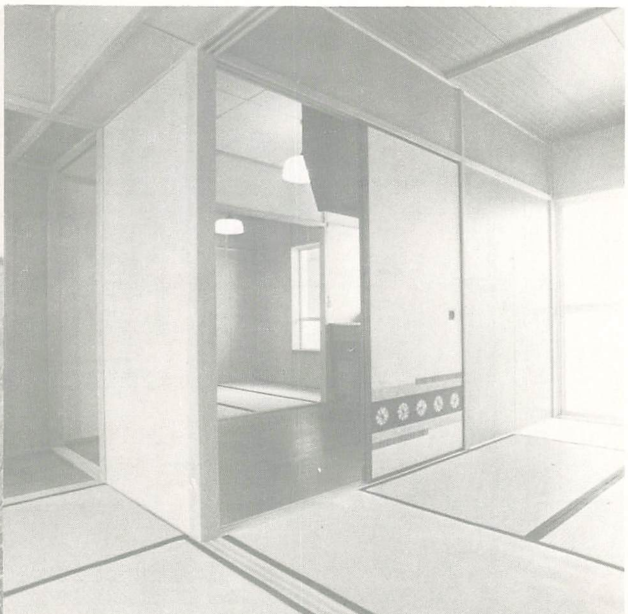
●新設道路（大谷線）(一宮)

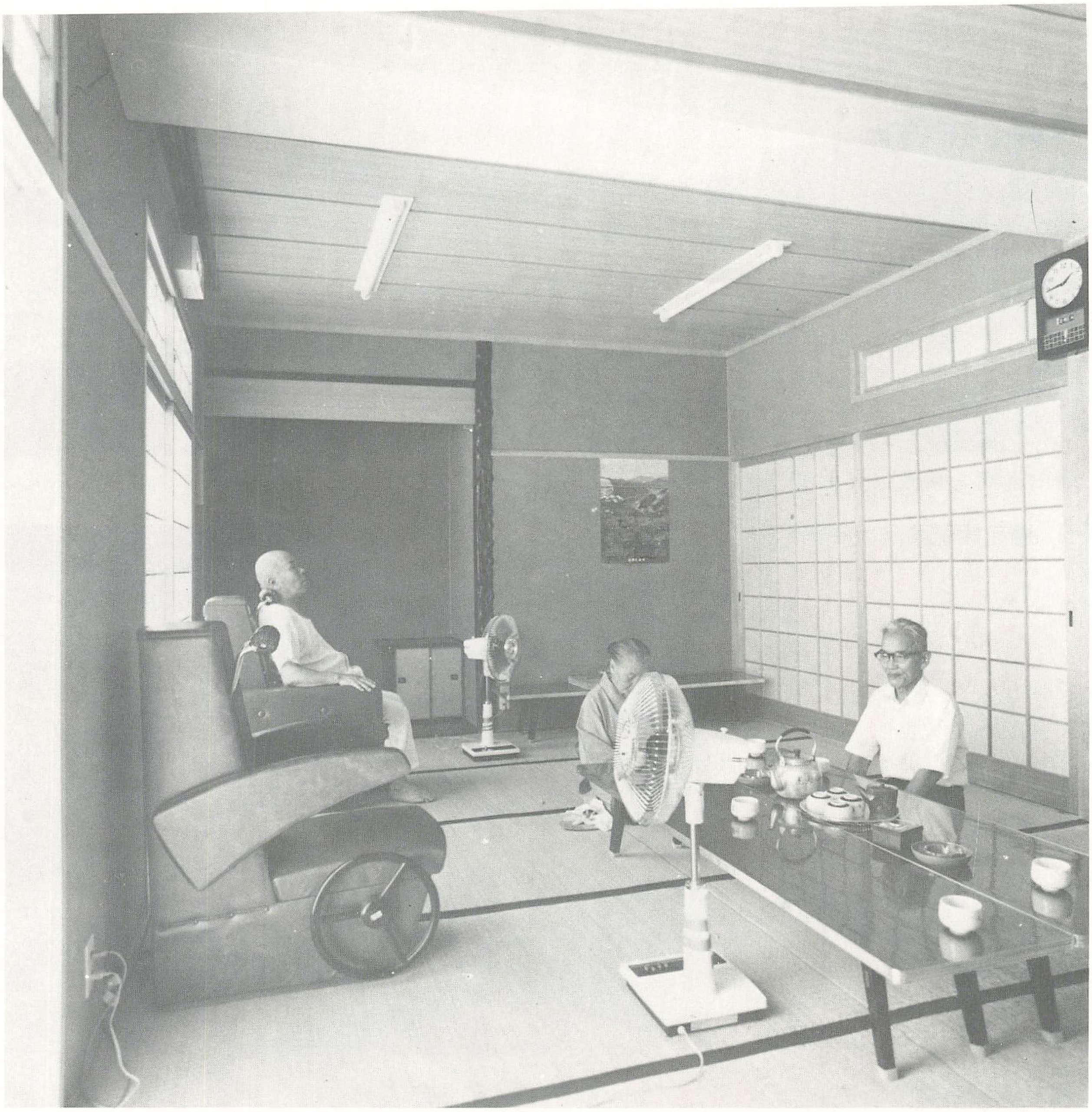


●吉成農道(応神)

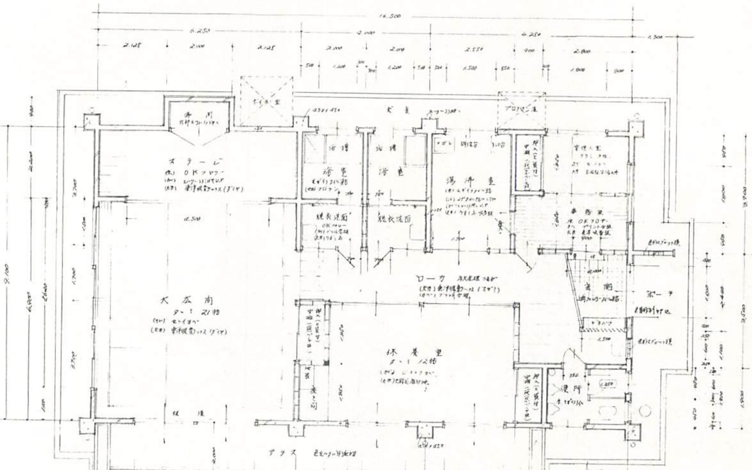


●住宅内部(応神)

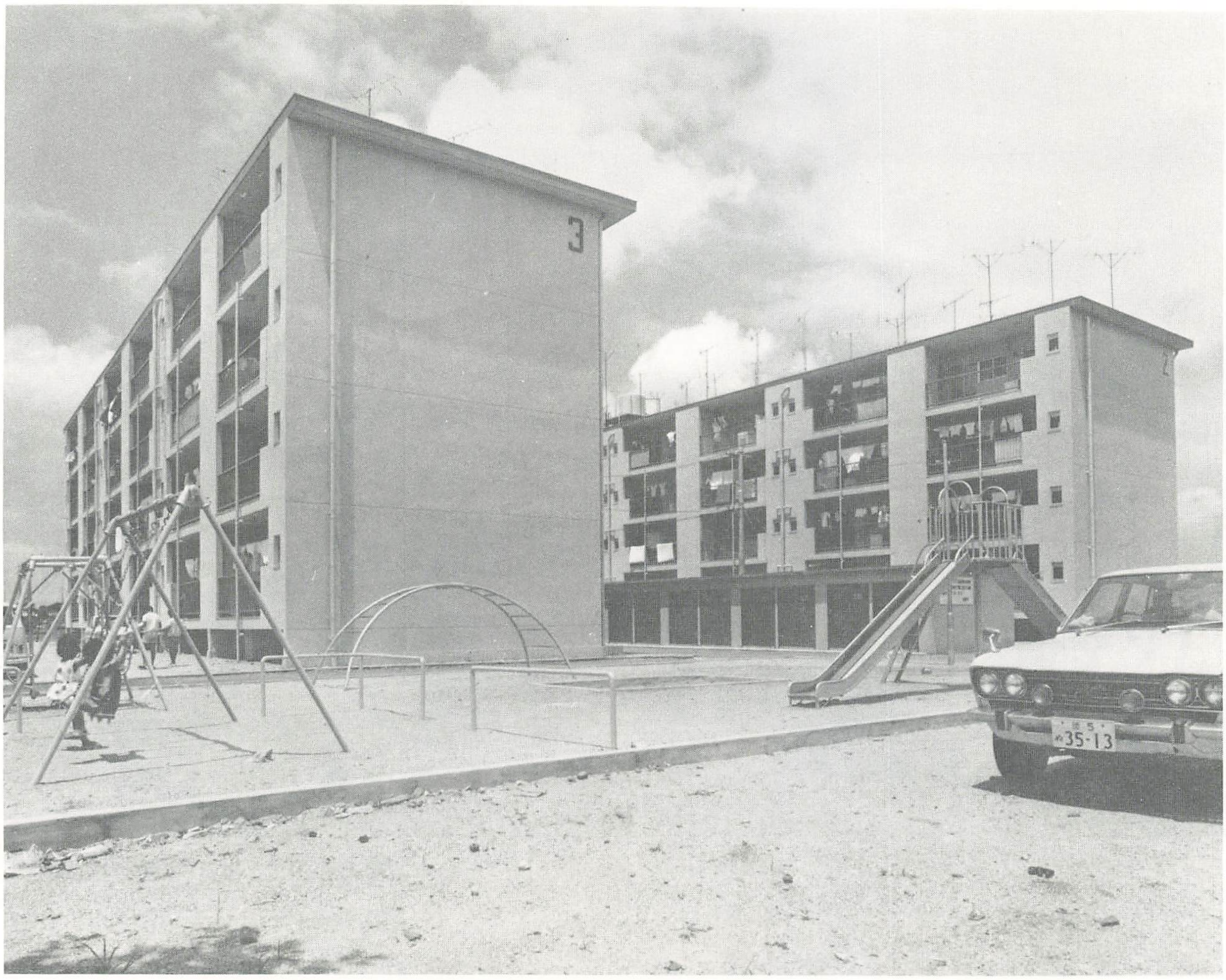




●老人ホーム休養室(芝原)



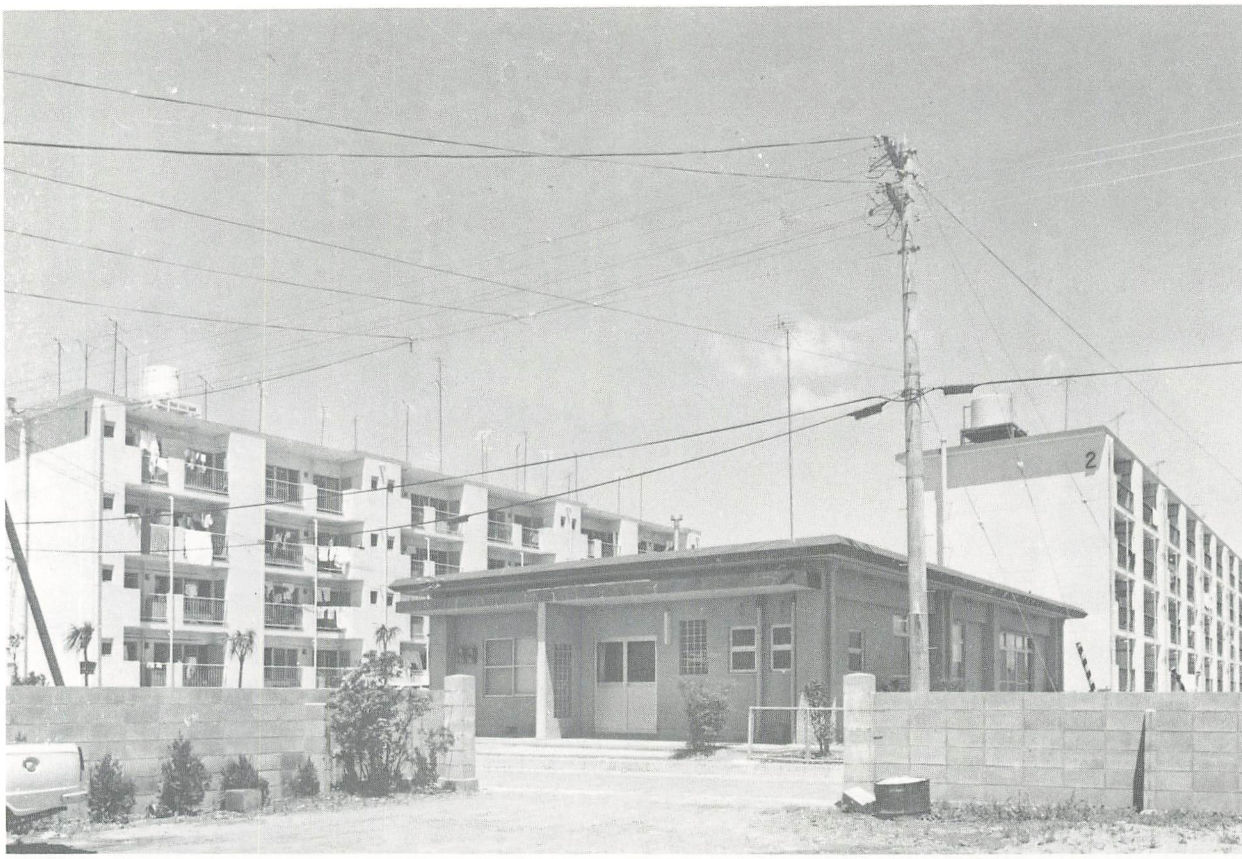
●老人ルームの間取図(芝原)



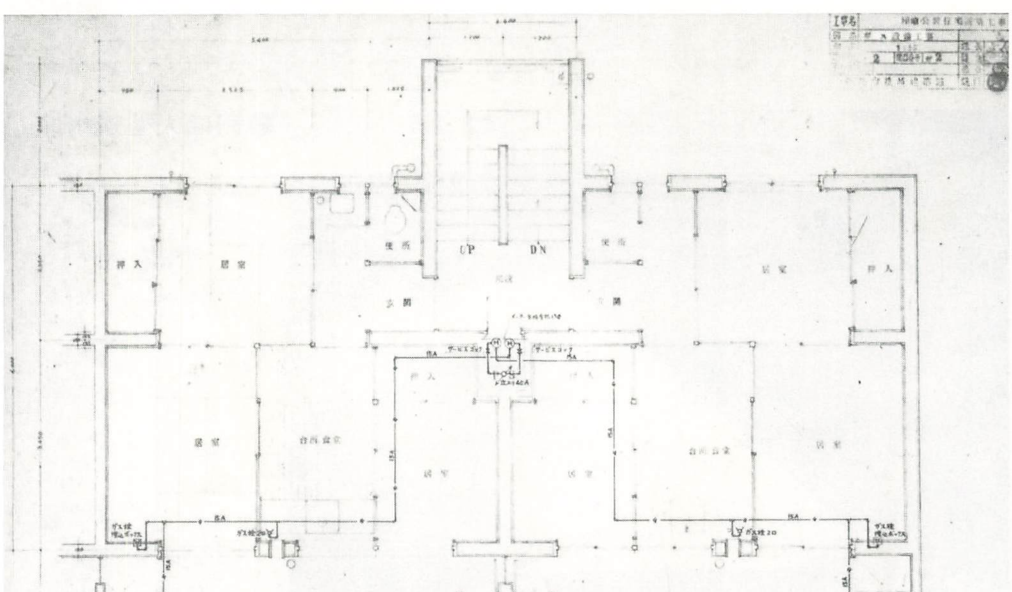
●住宅団地(不動)



●完成大型排水路
(不動)

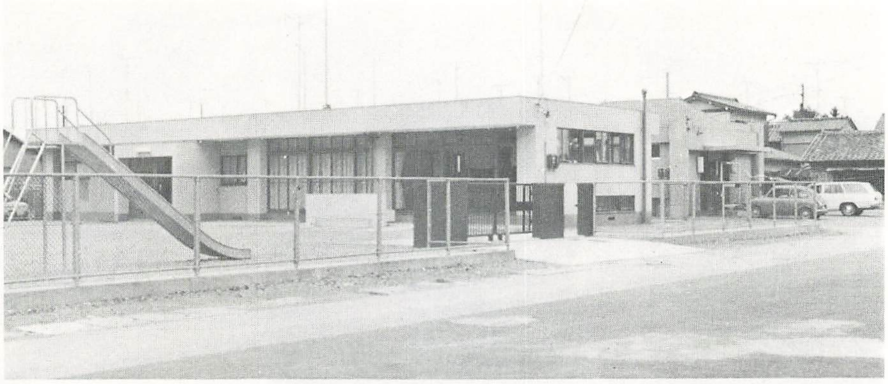


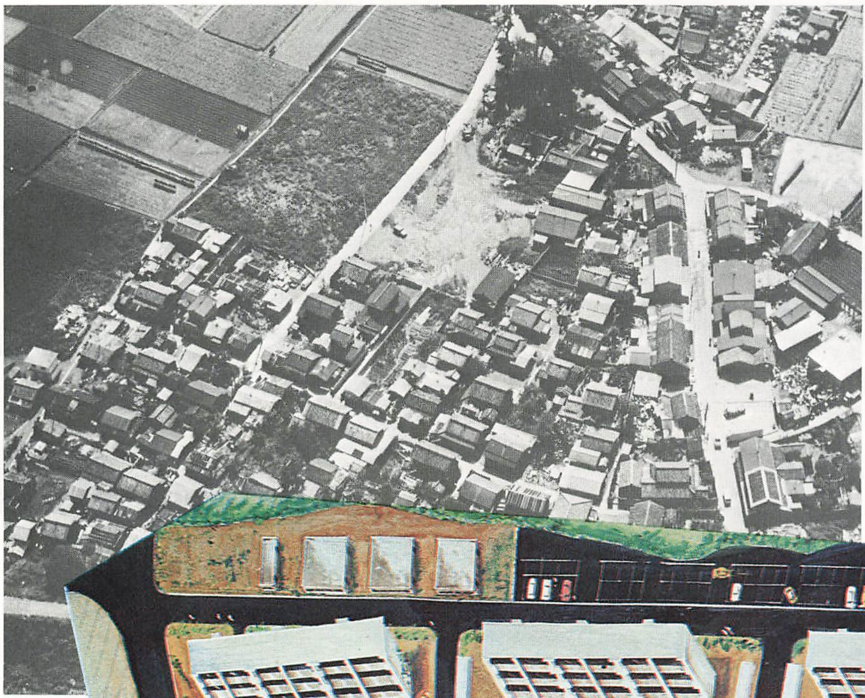
●老人ホームと住宅団地(鮎喰)



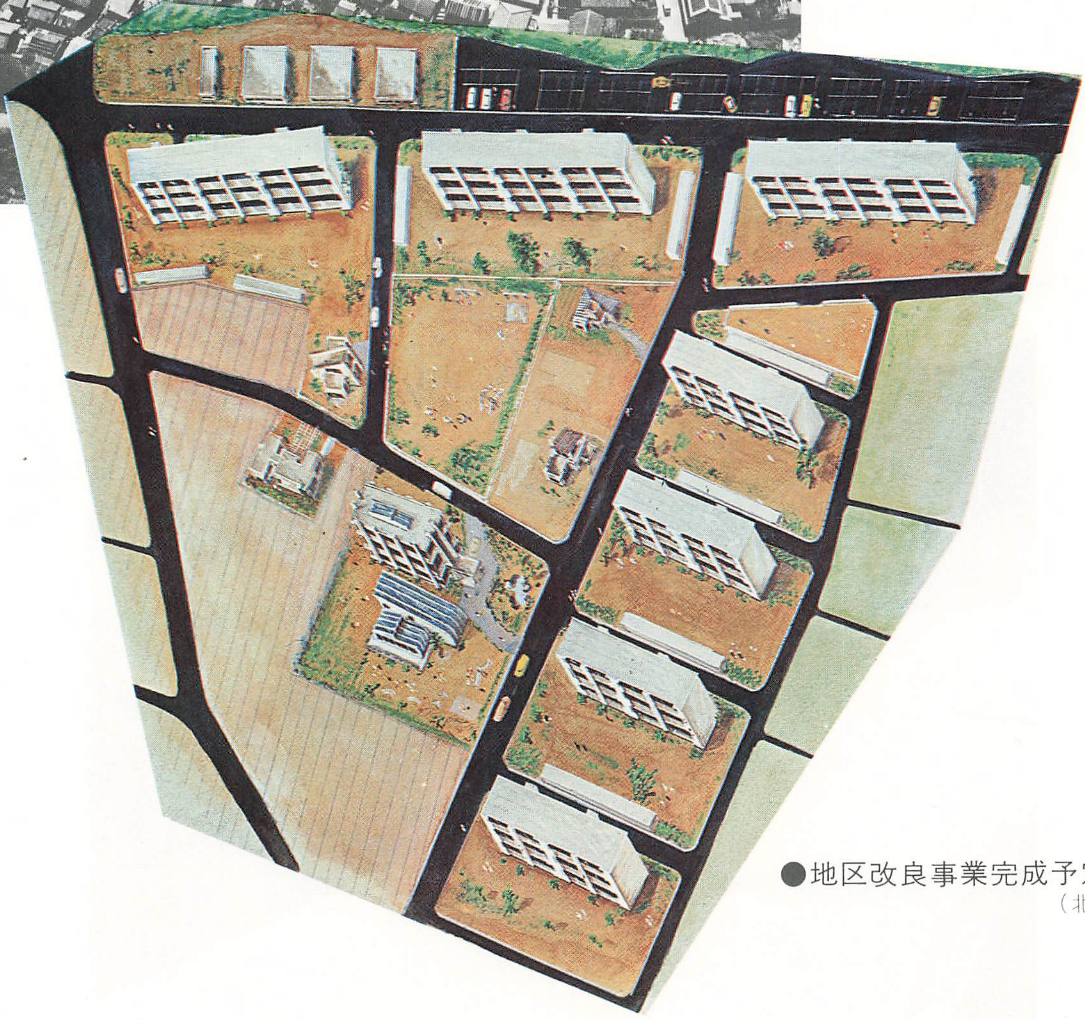
●住宅の間取図(鮎喰)

●老人ホームと保育所
（北島田）





●地区改良事業着手前の姿
（北島田）

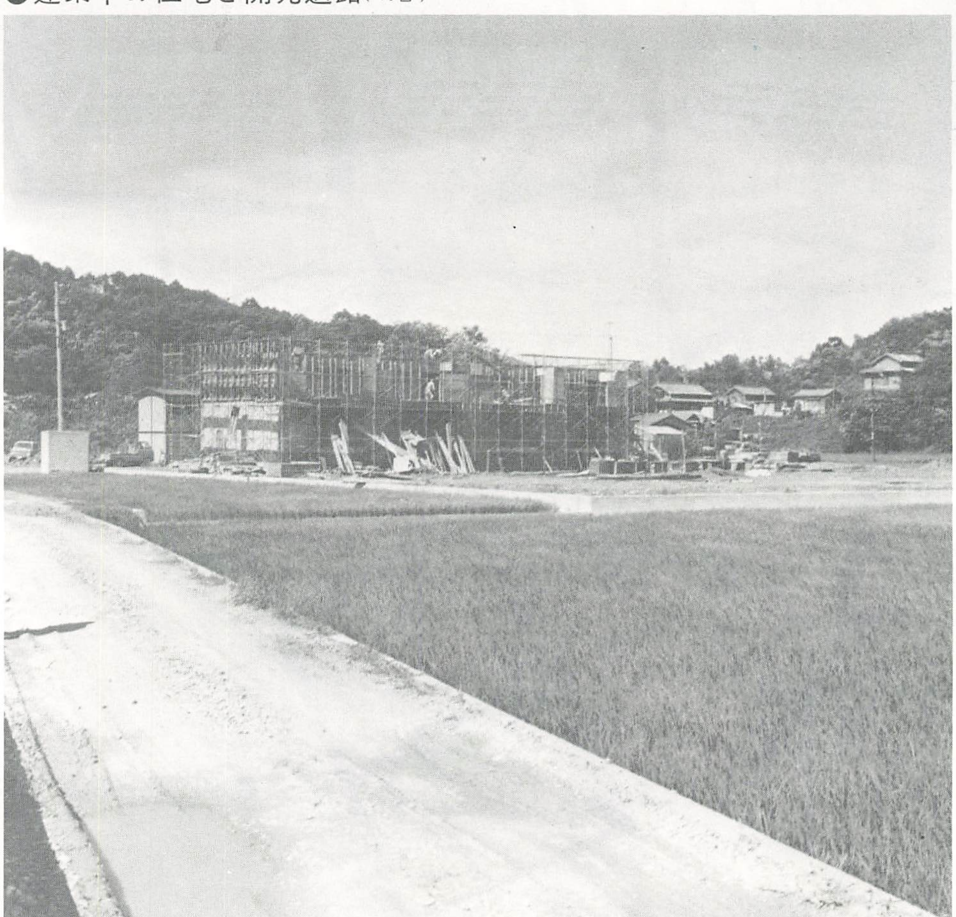


●地区改良事業完成予定図
（北島田）

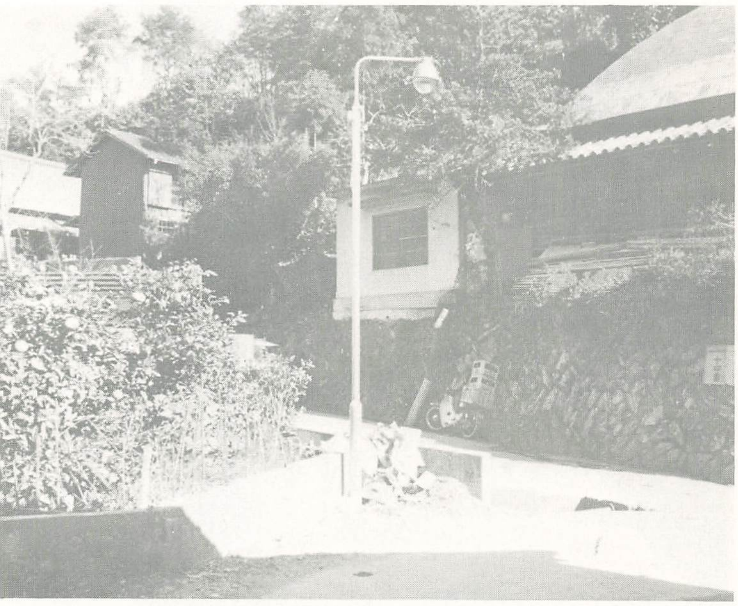


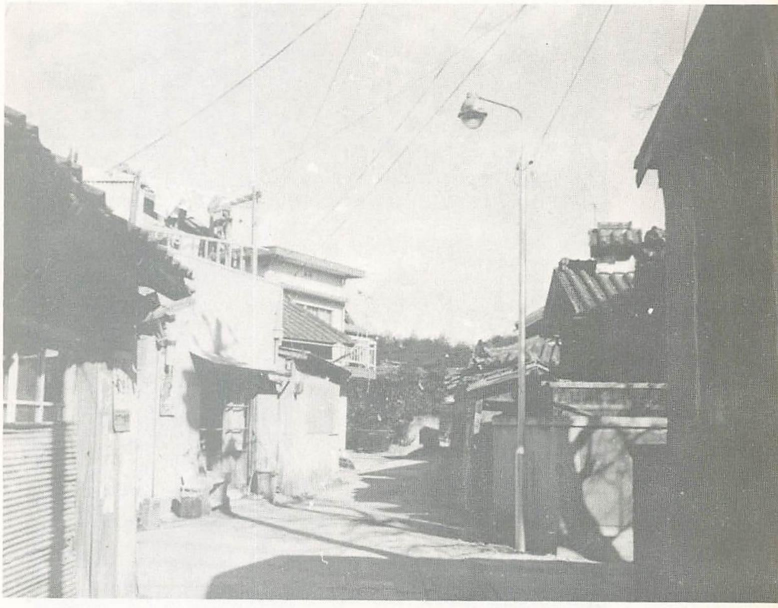
●明善会館(明善)

●建築中の住宅と開発道路(明善)



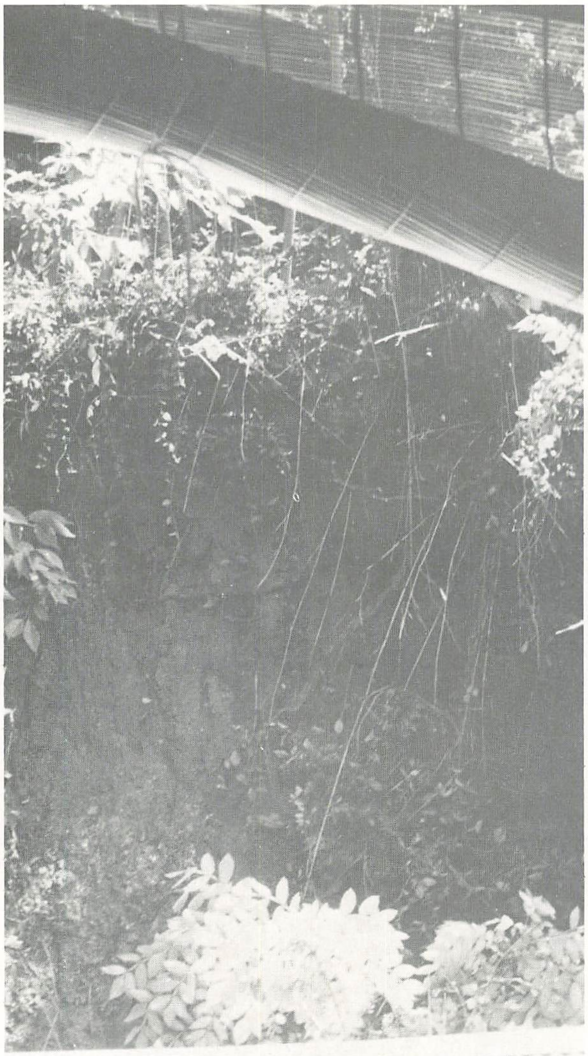
●一宮/水銀灯(47年度)





●技能習得中(自動車運転免許)



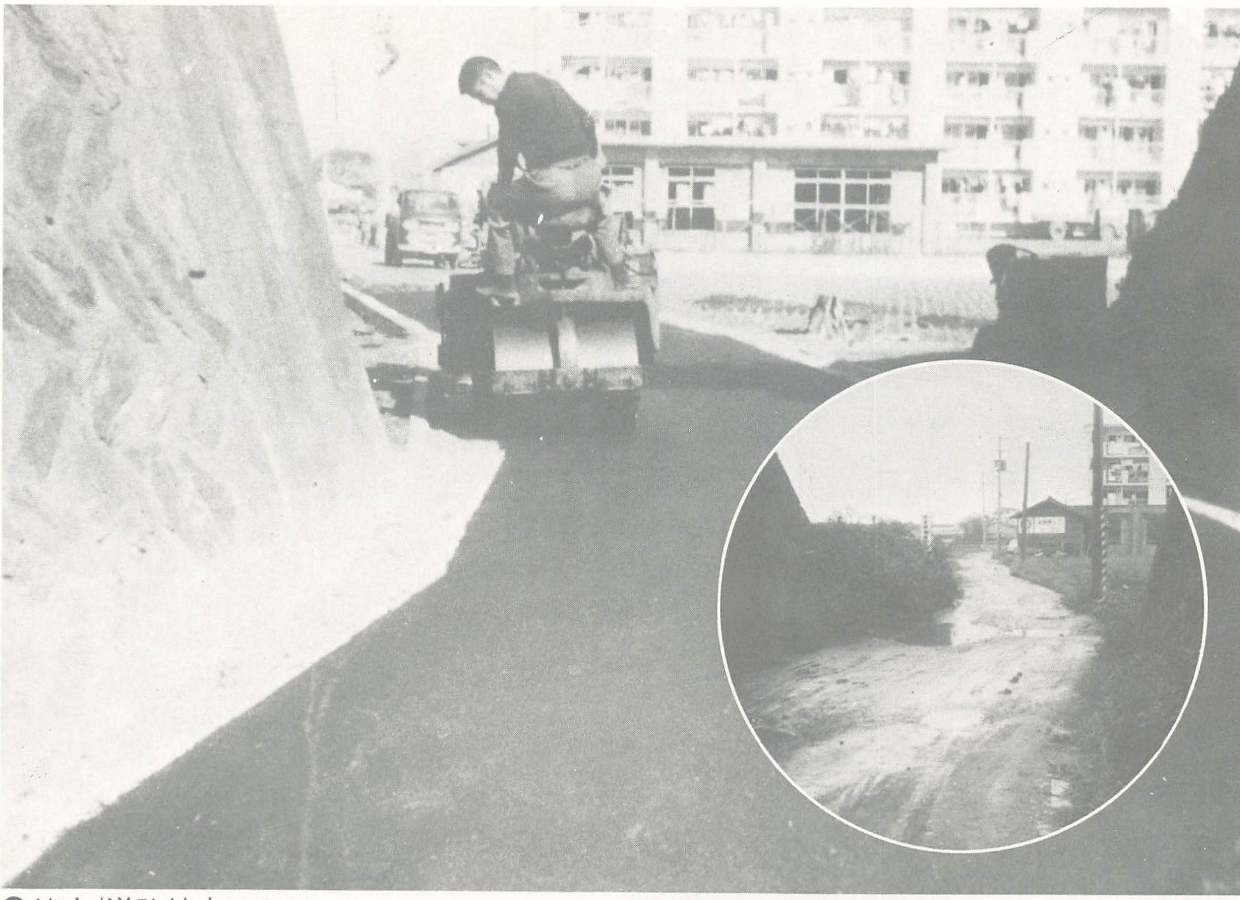




▲▼明善/土砂崩れ現場(上・下)

●一宮/下水新設工事(47年度)





●鮎喰/道路拡巾(47年度)

●北島田/下水排水路(47年度)







●不動/不動小学校改築(47・48年度)



●不動/道路拡巾 6 m(国補47・48年度)

各　論

1. 一宮地区
2. 応神地区
3. 芝原地区
4. 不動地区
5. 鮎喰地区
6. 北島田地区
7. 明善地区
8. 西矢野地区
9. 僧都地区

一 宮 地 区



1 概　　況

(1) 部落の位置と歴史的推移

徳島市の西南端の山間部に位置し，南を鮎喰川，北を紅葉山にはさまれた狭小の地域で，非常に過密度が高い。

部落の発祥については「歴史的背景」のなかで一応述べたので省略する。鮎喰川中流に位置する3対象地域（一宮・西矢野・僧都）のなかでは，もっとも古い部落で規模も一番大きい。

(2) 部落の名称

昭和30年2月11日，徳島市と合併するまでは上八万村鹿野と呼ばれていた。当時は鹿野（本谷，北谷，鹿野山）は対象地域（範囲）であったが，合併後は徳島市一宮町西丁と改称しその範囲も対岸（一般地域）の旧称，東畑，西町も含めて西丁となった。なお，通称対象地域名は，現在「一宮地域」としている。

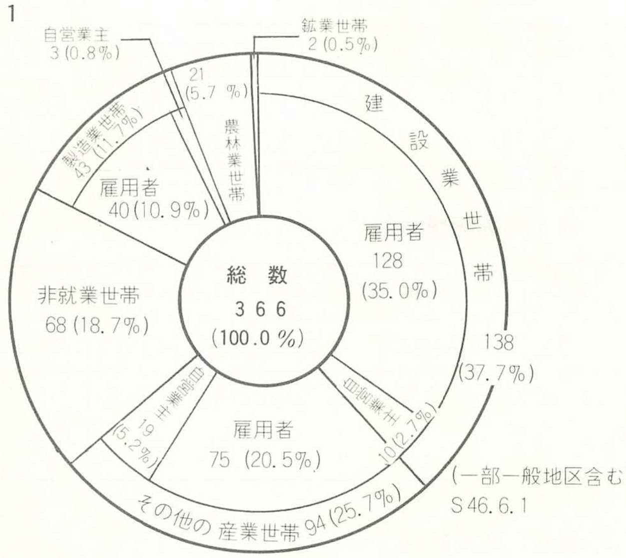
(3) 戸数の推移と世帯主の産業別状況

古い戸数，人口などの記録は少なく，確かなことはわからないが，一応整理してみた。

徳川初期	13戸	大正初期	70戸
徳川中期	20戸	昭和初期	40戸
明治初期	87戸		

（以上「一宮地域実態調査」1963年7月徳島市青年会議所より引用）

図1



（一部一般地区含む）
S 46. 6. 1

昭和34年	352世帯	（県同和会資料）
昭和42年	320世帯	（実態調査）
昭和46年	340世帯	（　〃　）

最近の世帯数は，300を越えており，徳島市9地域のうちでは，不動，応神について第3位である。なお，46年の平均世帯人員は，3.8人である。世帯主の産業別をグラフでみたのが図1である。

建設業世帯が37.7%を占めているのが特徴で，その割合は9地域のうち西矢野地域についで第2位であるが，そのうちでも自営業主が他の地域に比してかなり高い。

(4) 人　　口

表1

区分 / 年度	人口総数	男女別 男	男女別 女	年令階級別 0〜5	6〜14	15〜19	20〜34	35〜44	45〜59	60〜64	65〜69	70〜74	75〜79	80〜
S 34	2,163	1,099	1,064											
42	1,502	740	762	95	277	227	(20〜39) 526		(40〜59) 243	134（60才以上）				
46	1,308	662	646	128	187	154	356	193	161	46	35	26	16	6

（S 34；県同和会資料　　S 42. 1. 1；国実態調査　　S 46. 6. 1；国実態調査）

人口も9対象地域のうちでは，世帯数と同じく第3位である。内容的には働き手の中心となる年代の層がかなり高い。

人口動態については，この表でみるかぎり人口減の傾向がみられる。ただし，表8（12ページ）の対象地域の昭和46年度人口動態をみてみると，自然増減でプラス4，社会増減でマイナス3，結局，全体では1人の増となっている。

2　くらしの姿

(1)　所得階層状況

表2　生活保護状況

年度＼区分	被保護人員	保　護　率‰
S　42	42人	28.0
S　46	61人	46.1

保護率でみると，昭和42年の28‰から昭和46年では46.1‰と高くなっている。(表2)

所得階層分布では，均等割課税世帯が大巾に減って，所得割課税世帯が増加している反面，生活保護世帯，非課税世帯も増加している。(表3)

所得状況では，意識調査（聞きとり調査）によると無回答が63.5%もあるので正確性を欠くが，表の8ランクのうちでは，月収「5万円以上7万」までが最高で10.6%を占めている。5万円以下の低所得層では13.9%(3ランク合計)，7万円以上では12.0%(4ランク合計)となっている。(表4)

表3 所得階層分布

年度＼区分	生活保護・被保護世帯		住民税・非課税世帯		住民税均等割課税世帯		住民税所得割課税世帯	
	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%
S　42	17	5.3	17	5.3	271	84.8	15	4.6
S　46	28	7.7	39	10.7	192	52.4	107	29.2

表4　所得状況

年度＼区分	民生補助		～３万		3.1～5万		5.1～7万		7.1～9万		9.1～11万		11.1～15万		15.1万以上		無回答		計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	棟成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
S47	5	% 1.5	16	4.7	26	7.7	36	10.6	7	2.1	16	4.7	10	2.9	8	2.3	216	63.5	340	% 100.0

これらの数字だけで対象地域のくらしの姿を語る資料にはならない。税金や諸負担金（町内会費，教育費，農協，水利組合，寺割その他），また，冠婚葬祭の交際費の負担など共同体的な生活のなかで各世帯にかかる諸負担はどうなっているだろうか。調査のデーターがないので具体例を示せないのが残念であるが，これが明らかにされることによって対象地域住民のくらしの姿が，さらに浮きぼりにされよう。

(2)　居住者の生活意識（S 47.4 意識調査）

現在の生活に満足しているかとの質問に対しての答の集計が表5である。問の中にもいろいろな意味が含まれているし，答もあくまで主観的なものであるが，とにかく満足であると答えたものが約90%（A＋B）もある。

子弟の進路希望については，中学生の場合高校進学希望が約70%を占めている。直接就職希望者は7人で約10%である。高校生の場合，就職希望がトップで約45%，大学進学希望は13人の36%でかなり高い。(表6，表7)

今後の生活設計の重点はなにかとの問に対し，約半数が子供の教育と答えている。これは一般的傾向とも一致すると考えられるが，内容的には学歴調査の結果にもあらわれているように，自分達のように子供達には苦労をさせたくないという親の願いであろうか。以下，仕事(23.8%)，住居(8.9%）などがつづいている。(表8)

生命保険の加入状況は，半数以上(67.9%)が加入している。(表9)

新聞の購読状況は，1.5世帯に1新聞で，教育に期待をかける割には低いのではなかろうか。(表10)

なお，今回は調査を行なわなかったが，人情・気質・風俗・習慣，宗教，食生活，政治意識，ことばづかい，結婚についての意識など，さらにつっこんだ調査が必要であろう。

表5　現在の生活の満足度

区分	今の生活で満足している(A)	不十分ながら満足である(B)	不満足である(C)	わからない(D)	計(E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	62	186	24	4	276	22.5	67.4	8.7	1.4

子弟の進路希望

表6　b　中学生について

区分	高校(A)	職業訓練所(B)	就職(C)	未定(D)	計(E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	48	2	7	12	69	69.6	2.9	10.1	17.4

表7　a　高校生について

区分	大学(A)	職業訓練所(B)	就職(C)	未定(D)	計(E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	13	0	16	7	36	36.1	0	44.4	19.5

表 8　今後の生活設計の重点

区分	住宅(A)	仕事(B)	子供の教育(C)	貯蓄(D)	その他(E)	計(F)	割合 A/F	B/F	C/F	D/F	E/F
数	24	64	131	20	30	269	8.9	23.8	48.7	7.4	11.2

(注) 2重回答含む

表 9　生命保険等の加入状況

区分	加入している（生命保険） 1口	2口以上	小計 (A)	加入してい(B)	計(C)	その他の保険に加入している(D)	割合 A/C	A/C	D/C
数	106	82	188	89	277	69	67.9	32.1	24.9

(注) 2重回答含む

表10　定期講読物調

区分	新聞(日刊)	週間誌	雑誌	計
数	179	3	9	191

(注) 1.5世帯に1新聞

(3) 住民組織

地域にある各種団体の組織の状況から，その地域のまとまりやくらしの姿の一面をとらえることができる。

隣保館で一応調べた団体を表11で列挙してみた。

表11　各種団体組織調　（S47.6月隣保館調）

（順不同）

団体名	内容説明	備考
一宮西丁町内会連合会	町内第1,2,3,4,5 常会及び住宅の町内会に分れている。町内各種事業，町内発展のための事業	
部落解放同盟一宮支部	町内発展・地域の同和事業の推進，解放学習活動等	婦人部，住宅要求組合などの部会や関係組織あり
同和会一宮支部	町内発展・地域の同和事業の推進，同和教育の活動等	婦人部等の部会あり
西丁母親会	生徒，児童の母親で組織し，生徒・児童の指導，自己の研修等	
西丁老人会	60才以上の地域内に居住する全老人を対象に組織，老人福祉向上等	第１老人会 第２老人会
一宮農機具共同利用組合	一宮町地域内農家で組織。同和事業による農機具の貸与を受け，農機具の円滑な運営と農業振興等	
一宮町防犯協力会	地域から委員を選出。防犯活動等	
一宮町防犯委員会	同　　上	
一宮町防犯推進隊	同　　上	
上八万消防団西丁分団	地域内の消防活動等	
民生委員	地域から３名選出	
睦会	町内出身の公務員で組織，相互親ぼくと町内発展のための活動等	
城北仲よし子供会	町内保護者で組織，町内生徒児童の健全育成，学習活動等	
一宮婦人会西丁支部	町内婦人会活動等	
一宮青年クラブ	町内青年で組織，青年自身の研修，社会的活動（奉仕），子供会指導等	
一宮小学校 PTA子供育成会	小学校児童保護者で組織，子供の健全育成と学校内外児童の育成，組織相互の親ぼく，自己研修等	

(4)　住民の消費行動（買物圏と地域内商店）

住民の買物圏の調査は，いままでに行なったことはないが，おおよその推定はできる。最寄り品（食料品・日常品）は，ほとんど地域内の商店ですませているのであろう。実態調査の商工部門の調査で商工の種類の数が表12ででている。

図２は，隣保館で調べた商店の分布図である。表12でもかなり推定できるように，都市周辺部でよくみられるよろずや式の商店が主である。対岸の一般地域に化粧品，文具，タタミ，ガラス，家具店等の商店があり，対象地域住民も多く利用している。これに加えて最近，農協がスーパーマーケットを，やはり対岸の一宮小学校の東に開いた。また，国府町の商店街へも利用者があるようである。高級な身の回り品（衣料品）や専門的な品物，または結婚のための買物などの大型のものは，ほとんど市中心部で求めているのであろう。地域内の商店にしても，これ以上よろずや式の商店がふえることは，住民の購買力などからみても限界であろう。小資本でしかも専門的なもので地域内の商店が今後成り立つかどうかは，地域外の住民の購買力を対象地域内に導入するむつかしさ，地域内住民が，専門的なものは市中心部で求めてきた習慣等を地元でひきとめるむつかしさ，等の理由で現状ではやはりむりがあろう。

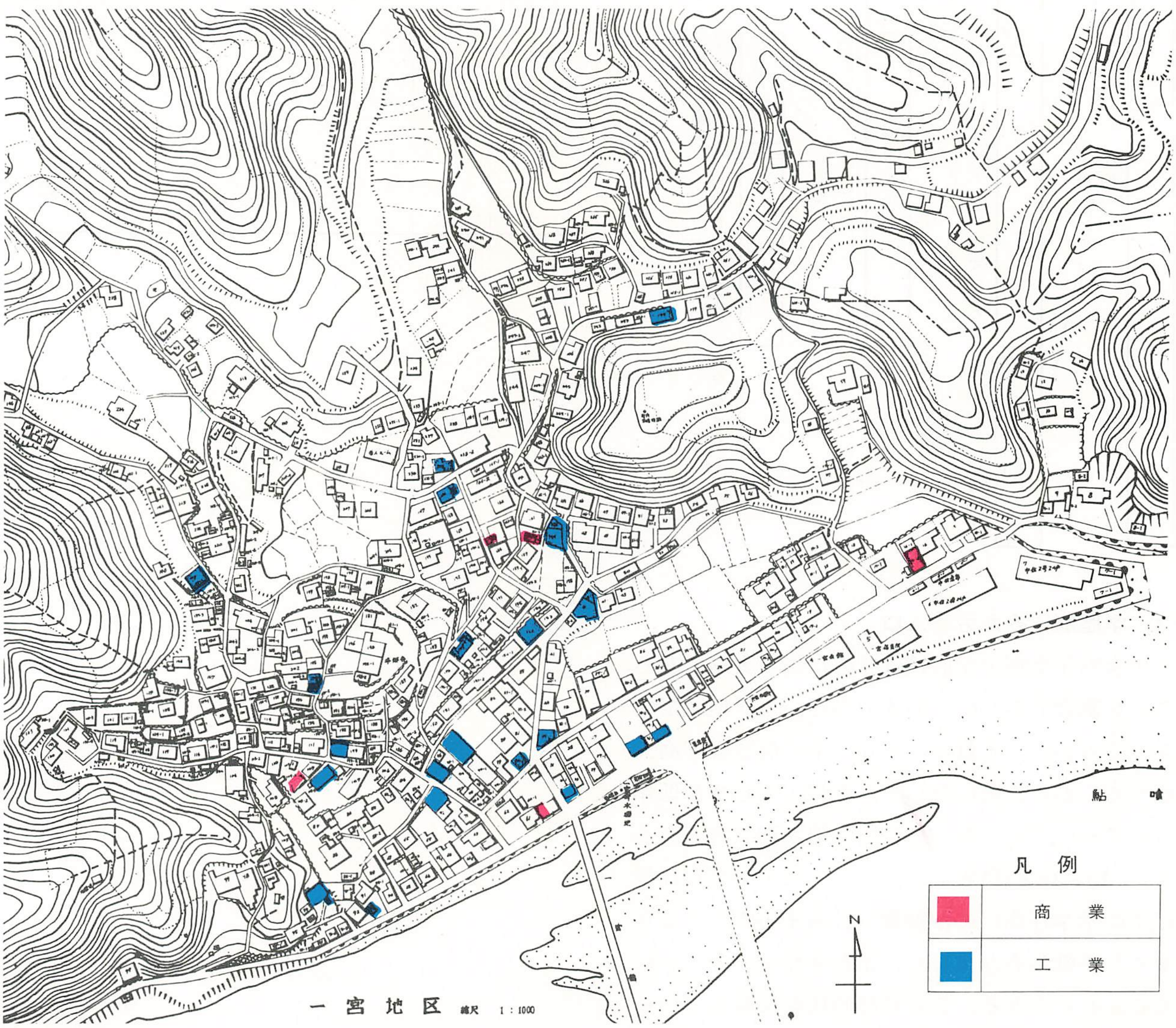
表12　地域内の商業・サービス業

（S 46. 6. 1 実態調査調）

商業区分		事業所総数	従業員数
分類	業種名		1人～2人
小売業	衣服・身の回り品（衣料）	3	3
〃	飲食料品（飲料食品）	11	11
〃	各種商品（電機器具）	1	1
〃	その他の小売（文具）	1	1
〃	化学製品（化学肥料）	1	1
サービス業	宗教（仏具）	1	1
〃	対個人サービス業（理容）	1	1
	計	19	19

（注）従業員数３人以上なし

図２　地域内の商工業分布図



3　働き手の状況

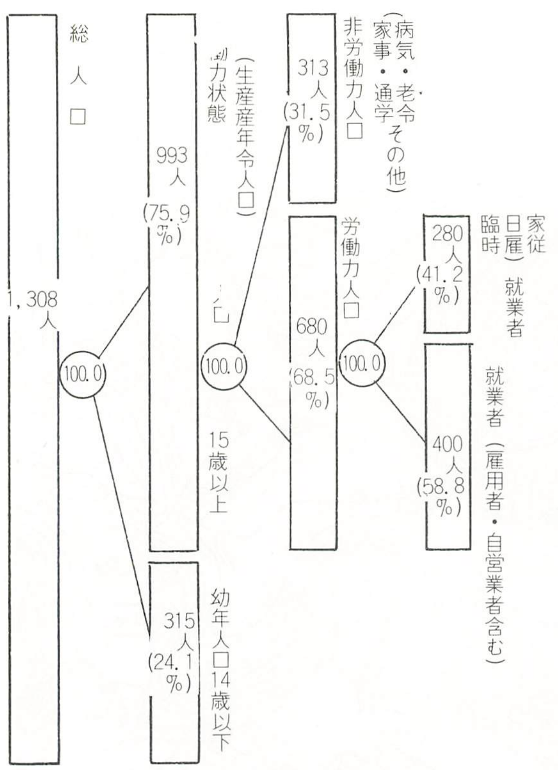
(1) 労働力人口の状態

表１で年令階級別人口を示したが，つぎに労働力人口はどうなっているだろうか，図３で示してみた。

この図によると，就業者１人が１人を扶養していることになる。(総人口÷労働力人口－１) 日雇・臨時的なものを除いた就業者でみてみると，１人が約２人を扶養していることになる。

図３　一宮地域労働人口図

(昭和46年６月１日実態調査調)



(2) 学歴別にみた労働人口

男女別年令別の学歴構成をみたのが表13である。これを割合でみたのが図４である。まず地域全体をみてみると，不就学の率が高令になるほど高くなっている。これに反して，高校・大学卒が低年令になるほど高くなっている。男女別でみてみると，「15～19才」階層では，むしろ女子の方が高校以上の学卒が高いのが特徴で，男子の方では高年令でも不就学者が少なく，また高年令の中でもいくぶんむらがある。これらは時代を反映しているのであろう。すなわち，古き時代は，せめて男だけでも義務教育にとのあらわれであり，現在では結婚の一条件としての女子の高卒への意欲のあらわれだろうか。結論的には35～64歳まで現在の社会の第一線で活躍する年代の学卒者が非常に少ないことである。やはりここにも部落問題が浮きぼりにされているのではなかろうか。

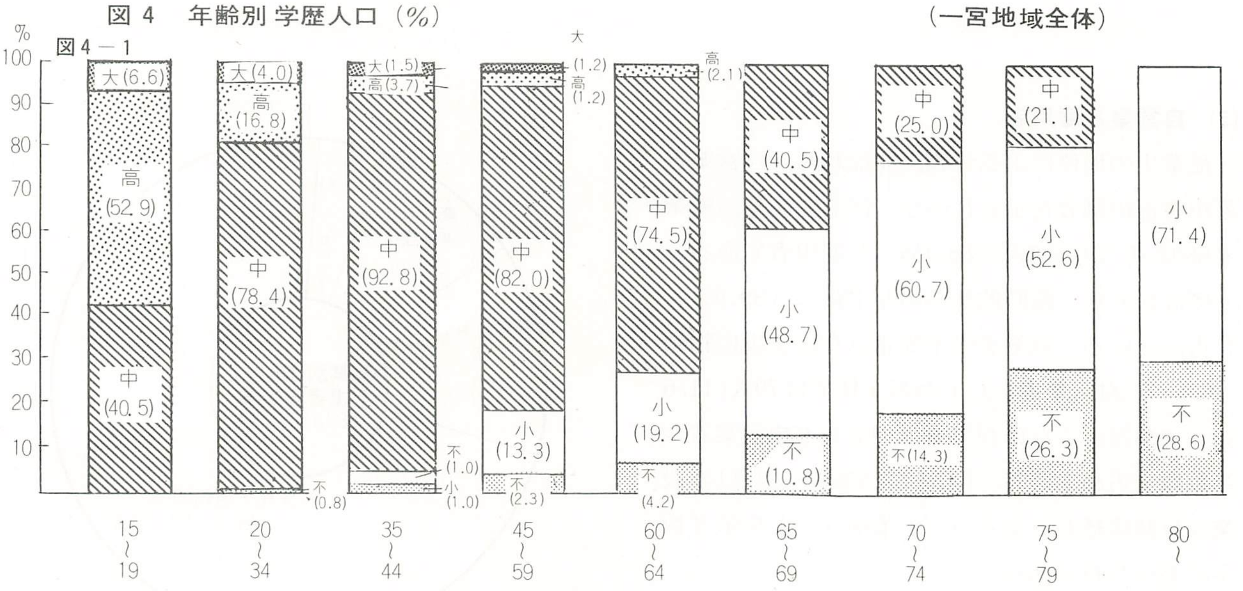
表13　一宮地域男女別年齢別学歴構成

学歴／年齢別	不就学		小　卒		中　卒(旧高小卒含)		高　卒(旧中学卒含)		大　卒(旧高専卒含)		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15～19					32 (1)	20 (2)	9 (25)	8 (30)	(5)	(4)	41 (31)	28 (36)
20～34		3			163	131	29 (1)	32 (1)	7 (3)	4 (1)	199 (4)	170 (2)
35～44	1	1	1	1	89	90	5	2	2	1	98	95
45～59	1	3	6	17	67	74	1	1	1	1	76	96
60～64	1	1	6	3	21	14	1				29	18
65～69	3	1	3	15	11	4					17	20
70～74		4	7	10	5	2					12	16
75～79	2	3	6	4	2	2					10	9
80～		2	2	3							2	5
計	8	18	31	53	390 (1)	337 (2)	45 (26)	43 (31)	10 (8)	6 (5)	484 (35)	457 (38)

注　(　)は在学中

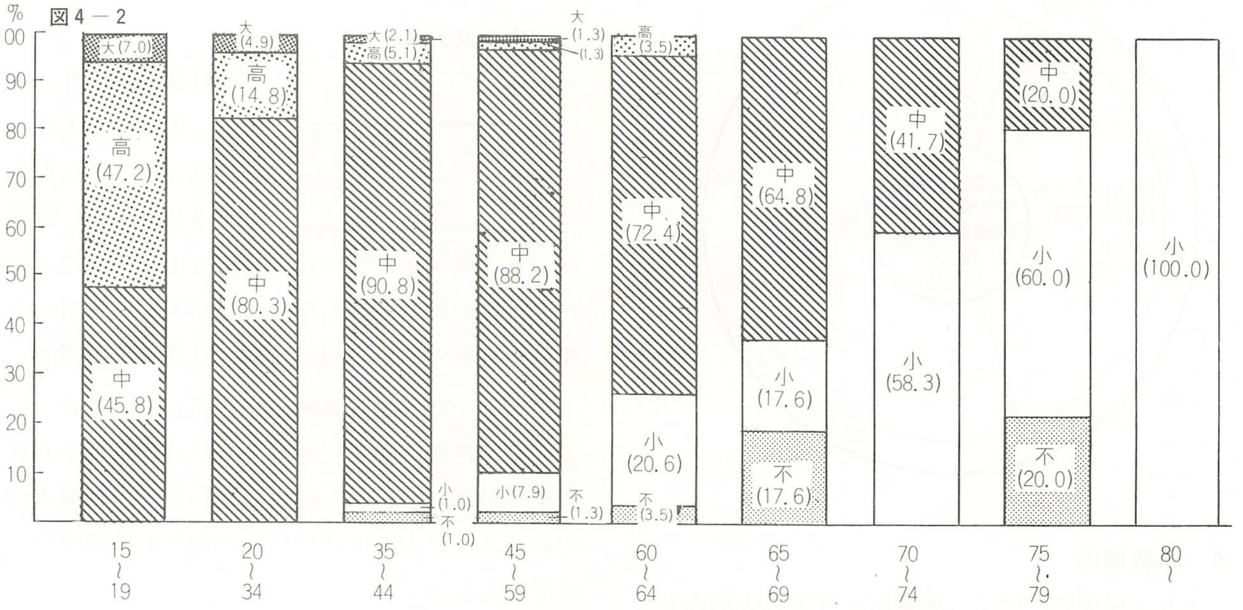
図 4　年齢別学歴人口（%）　　　　（一宮地域全体）

図4－1



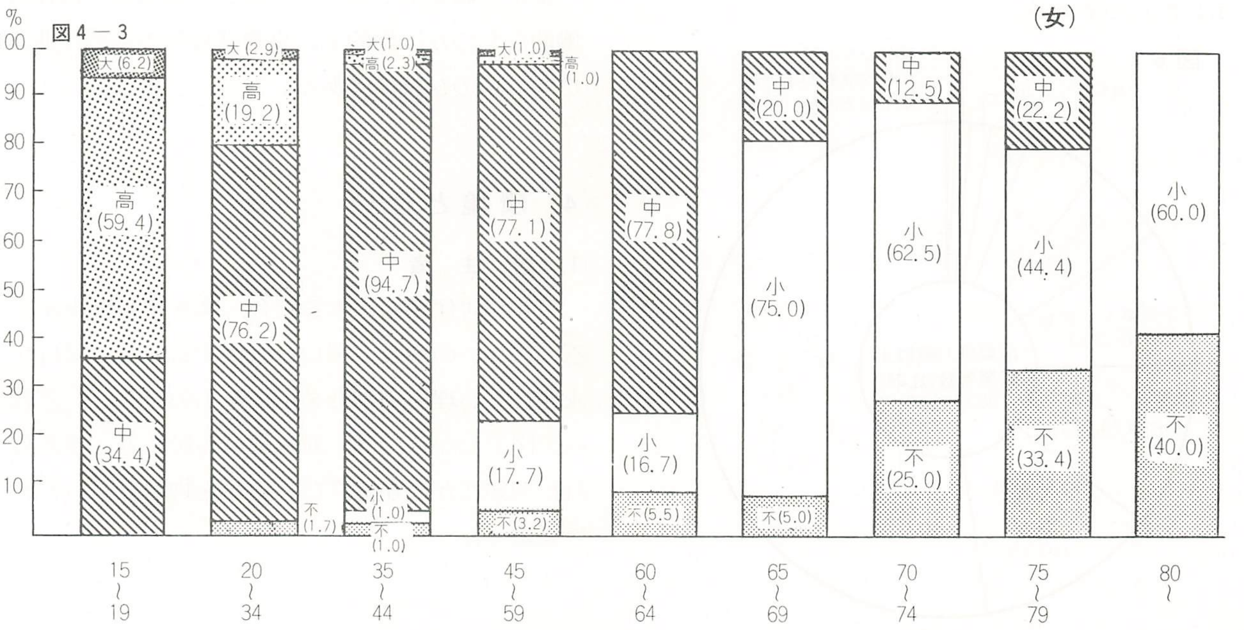
（男）

図4－2



（女）

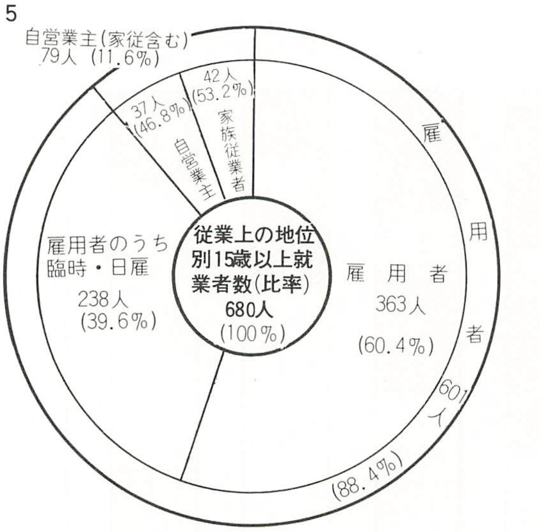
図4－3



(3) 自営業と雇用者

従業上の地位による分類，すなわち，自営業と雇用者との割合を示したのが，図５である。就業者680人のうち601人（88.4%）が雇用者である。そのなかでも，臨時的なものが 238 人（39.6%）も占めている。就業者の不安定さをにょ実に物語っている。自営業者にしても対全体では79人（11.6%）で非常に少ないが，その中でも家族従業者が半数以上占めている。（42人53.2%） これは建設業なり商店経営であろうが，零細なことを示す数字のあらわれであろう。

図 5



(4) 職業構成

図６は産業別，図７は職業別の就業者の割合を示したものである。

図 6

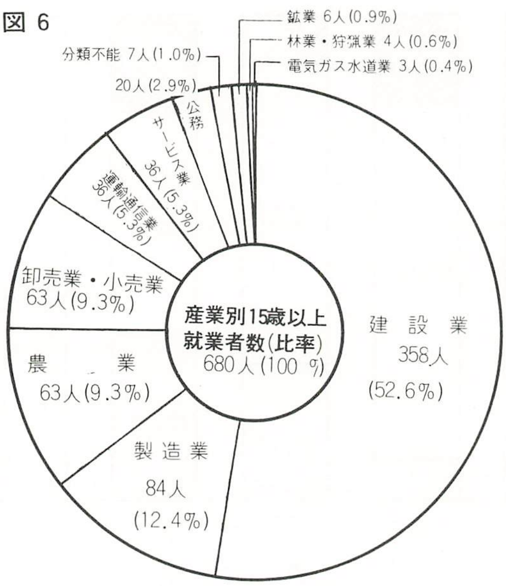
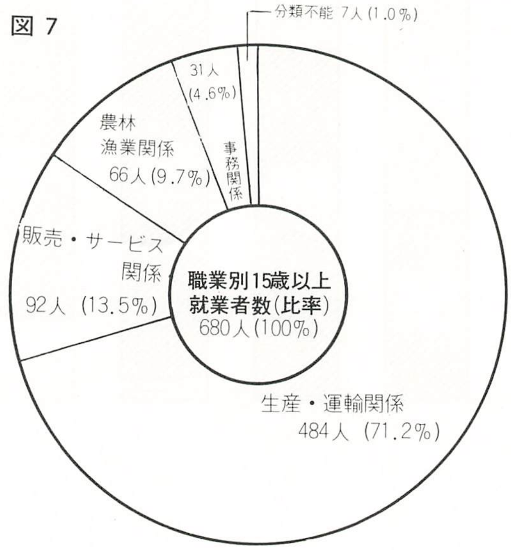


図 7



(5) 失対就労者

表14　S46.6 実態調査

男	女	計	９地域全体との割合
2	62	64	36.6% (計175人)

９対象地域全体の失対就労者は 175 人中一宮地域は64人（36.6%）で第１位である。他地域でも大体女子が多いが，この点でも第１位である。地域の就業者数の中で占める失対就労者の比率は 9.4%で，９地域のうちでは第４位である。

産業別では，建設業関係がさすがに大半をこえている。さきに図１でみたように，世帯別でも建設業が最高（37.7%）を占めていたが，就業人口でみることによってさらにこの地域の性格がはっきりしたといえよう。

また，職業別でみても生産・運輸関係の肉体労働的なものが圧倒的で，事務関係等の部門が非常に少ないのが特徴である。

4　環境と住い

(1) 居　住　者

図８が居住開始による割合，図９が今後永住する・しないの割合，図10が永住する理由，図11が永住しない理由の割合を示したものである。これらの図でわかるのは，対象地域の居住者に与えられた閉鎖性がいかにきびしいかを物語っているといえよう。

図8　地域に来て住まわれるようになったのはいつごろですか？

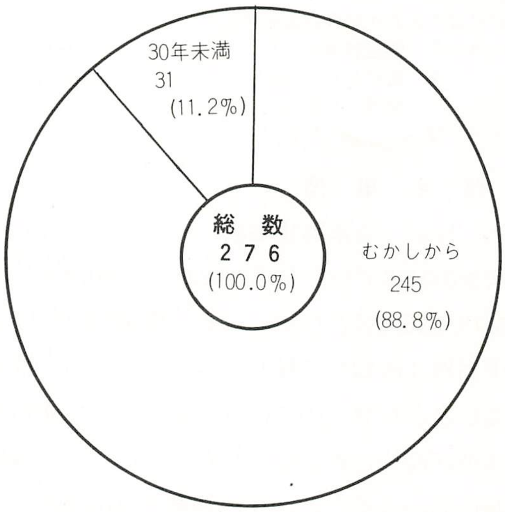


図9　この地域に永住されるつもりですか？

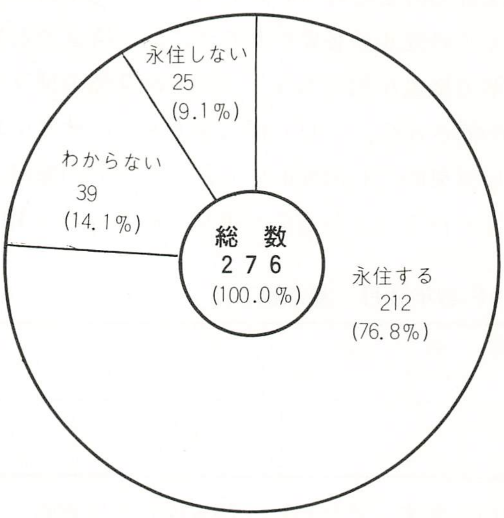
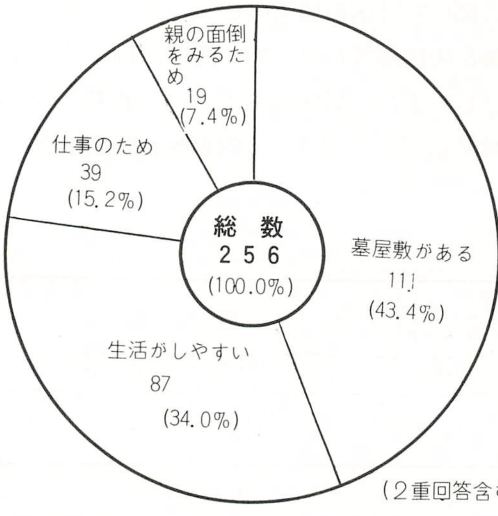
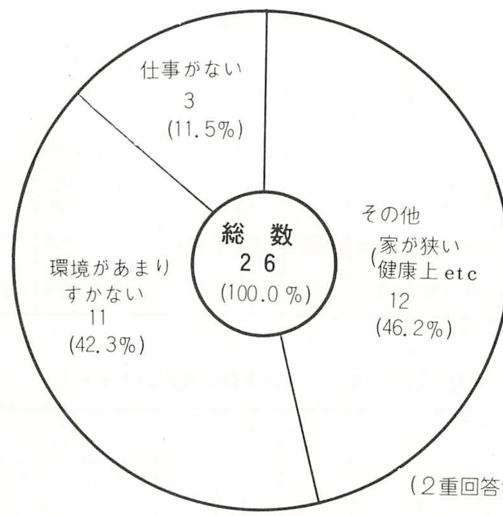


図10　永住する場合の主な理由は何ですか？



(2重回答含む)

図11　永住しない場合の主な理由は何ですか？



(2重回答含む)

(2) テレビの難視状況

この地域は，東西及び北の3面を山に囲まれ，南を清流鮎喰川に面した一見自然的環境ないしは自然美にすぐれているかにみえるが，中に入ってみると狭い土地にひしめくように密集した民家の間を曲がりくねった坂の細い道が縫うように通っているのが現状である。

ここでの住民の悩みのひとつにテレビの難視問題がある。昭和46年9月に隣保館で調査した結果をまとめてみた。共同アンテナの設置について地元住民及び関係団体から強く要望もされている。1・3チャンネルはだいたいよく見えるが，住民の見たい要望の強い教育テレビが全然見えないのが現状である。(表15〜表18)

徳島市一宮地域テレビ視聴状況調査

表15　1日のうちどのチャンネルをいちばん多く見ますか

チャネル	1	3	4	6	8	12	12	計
実　数	224	58	2	0	0	0	0	284
比　率	79	20	1	0	0	0	0	100%

表16 おたくのテレビのうつり方はいかがですか

程度＼チャネル	1	3	4	6	8	10	12
よくうつる	60	57	0	0	0	0	0
比率	21	20	0	0	0	0	0
ふつう	213	212	7	8	7	6	7
比率	75	75	2	3	2	2	2
見にくい	11	15	39	39	36	34	31
比率	4	5	14	14	13	12	11
全然見えない	0	0	238	237	241	244	246
比率	0	0	84	83	85	86	87
計 実数	284	284	284	284	284	284	284
計 比率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

表17 あなたはどのチャンネルを特に見たいですか

順位＼チャネル	1	3	4	6	8	10	12	計
第1	13	16	32	41	16	0	166	284
希望	5	6	11	14	6	0	58	100%
第2	8	28	42	128	27	0	51	284
希望	3	10	15	44	10	0	18	100%
第3	20	96	40	51	41	4	32	284
希望	7	34	14	18	15	1	11	100%

表18 共同アンテナの維持費についてどのくらいまで負担できると思いますか

区分	100円～150円	150円～200円	アンテナ不用	どちらでもよい	調査不能その他	計
実数	220	50	8	3	18	299
比率	74	17	2	1	6	100 %

〔注〕各実数の単位は（人）
1 調査対象数　299人（S46.6.1現在住民票世帯による）
2 調査済数　284人
3 調査不能数　15人
問2については1人がABCDの各問について答えている（計284人）
チャンネル1　四国放送テレビ　チャンネル3　NHK（総合）
〃　4　毎日テレビ　〃　6　朝日放送テレビ
〃　8　関西テレビ　〃　10　よみうりテレビ
〃　12　NHK（教育）

(3) 住宅事情

(ア) 持家・借家別住宅数

調査の結果では，持家が223戸で80.8%，借家が51戸で18.5%となっている。借家の中には48戸（中高層4階24戸2棟）が含まれている。持家率が高いことが悪いのではないが，かならずしも居住水準が高いことにはつながらない。これは他の地域にもいえることだが，移動の自由を制限されてきたことが最大の原因ではなかろうか。さらに深い調査によって，持家を多くする外的な条件，居住者の持家に対する考え方などを，多面的にとらえて研究する必要があろう。同じ持家でも生活水準の格差が相当あり，また地域全体の種々の環境の悪さから，一見立派な家でも一般地区に比し，結局外見的にも内面的にも住居としての家屋のメリットが下っているのが現状であろう。（表19）

表19 持家・借家別住宅数（S47年4月　意識調査）

区分	持家 (A)	借家 (B)	間借 (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
戸数	223	51	2	276	80.8	18.5	0.7

(イ) 構造

住宅の構造別を調べたのが表20である。やはり木造が多く71.9%を占めている。その中でも草ぶきが全体の11.8%とかなりある。鉄筋の住宅はごく最近に建築したものがほとんどであろう。

これらの構造が問題になるのは，家の居住性の良否を判断する材料にもなるし，居住性と直接結びついた要素，すなわち，防災面からは地震，風，火事に対して各々堅牢さ・不燃性，湿気・日光・通風に関しては床高床下の仕上，窓の方向，大きさ，隣との間隔等が具体的に追求されなければならないし，また，居住性の大きさの要素として外部に対するプライバシーの内容等も問題にされてこよう。

表20 住宅の構造別・階層別調（S47年1月隣保館調）

構造	鉄筋（鉄骨含む）			木造 瓦ぶき			木造 草ぶき	計	割合		
階層	2階	1階	小計(A)	2階	1階	小計(B)	1階(C)	(D)	A/D	B/D	C/D
戸数	34	16	50	153	67	220	36	306	16.3	71.9	11.8

（注）公営住宅除く

(ウ) 住宅の規模

住宅の規模を論ずるには，宅地の規模（建坪，敷地間のクロス集計等）が必要であるが，実情を調査した資料がないのでくわしいことは省略せざるを得ない。各住宅の間数と畳数を「意識調査」によってまとめてみた。表21，表22がそれである。欲を言えばこれをさらに持家と借家別，また家族数別にみてみればより実情がは握できたと考えられる。

一応13畳以下を狭小住宅とするならば，全体の22.1%で予想よりはかなり少ない感じである。9ランクの中では13.5畳～16畳が最高で66戸23.9%を占めている。普通農村では，40畳以上の住宅でも大きいとは一概に言えないが，この地域では13戸4.7%あり，持家と借家の項でも述べたとおり上層と低辺とではかなりの格差がみられる。

間数からみた場合，4間の101戸がピークで全体の36.6%を占めている。5間以上を合計してみると100戸，36.3%，3間以下の狭小住宅は75戸で27.1%となっており，おおまかにいって狭小，普通，良，各$\frac{1}{3}$づつの割合といえよう。

畳数を家族数で除して1人当たりの畳数分になおしてみると3～4畳となり，間数の場合は1間弱となり，他の対象地域と比較しても良い方ではなかろうか。

しかし，これは平均的な数字であって，具体的なケースによって追求してゆけば，狭小過密の現象は相当数あると考えられる。

表21 住宅の規模（間数）

（S47.3 意識調査）

間数	1間	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
実数	2	38	35	101	34	37	17	5	6	1	276
比率	0.7	13.7	12.7	36.6	12.3	13.4	6.2	1.8	2.2	0.4	100%

表22 〃 （畳数）

（S 47. 3意識調査）

畳数	～5畳	5.5～10	10.5～13	13.5～16	16.5～20	20.5～25	20.5～30	30.5～40	40.5以上	計
実数	2	37	22	66	47	37	19	33	13	276
比率	0.7	13.4	8.0	23.9	17.0	13.4	6.9	12.0	4.7	100%

(エ) 住宅の不良度

昭和46年度の実態調査で，住宅の不良度の調査を行なった。表23がそれである。これは住宅のみで住宅外の建物については昭和47年1月隣保館が調査したものを表24でまとめてみた。住宅総数（291戸）と住宅以外の建物の総数（251戸）はかなり接近している。住宅の場合，不良率は27.2%となっているが，住宅以外の建物は約半数が不良（不良率49.8%）建物となっている。われわれがこの地域の中に入って直感的に環境が良くないと感じるのであるが，それは建物の過密が高いこと道路が狭小であること，また，不良住宅が目立つことに加えて，住宅以外の建物の中に特に不良度の高いものが多数あること，これが最大の原因であることがこの表で判明されたわけである。

表23 住宅の不良度の現況調

（46.6.1 実態調査）

区分	住宅の現況				住宅良・不良合計	割合	
	良		不良				
	民有	公有	民有	公有		良住宅	不良住宅
戸数	(A) 177	48	(B) 66	0	291 (A)+(B)=(C) (243)	(A)/(C) 72.8	(B)/(C) 27.2
	225		66				

（注）良住宅・不良住宅の割合は民有住宅のみ

表24　住宅以外の建物（物置・納屋・風呂・便所等）の構造・不良度調　（S47年1月隣保館調）

構造	鉄骨・ブロック				木造（トタン）				計				割合		
不良度	良	中	不良	小計	良	中	不良	小計	良(A)	中(B)	不良(C)	合計(D)	A/D	B/D	C/D
数	16	38	0	54	7	65	125	197	23	103	125	251	9.2	41.0	49.8

地域を改良する場合，道路・排水・住宅が基本になるのが当然であるが，付属的な諸施設の設備も併せて考えていかなければ，環境は決してよくならない。持家による，しかも良住宅が72.8%を占めるこの一宮地域の住民が，今後自分の家の周辺を整備することによって少なくとも外観上の環境は大きく変化しよう。

地図の上に各戸の住宅の不良度分布を示したのが，図12である。この判定の基礎は，住宅地区改良法施行規則の別表，住宅の不良度の測定基準にしたがった。赤が不良住宅で，表23の不良住宅数と一致する。黄はやゝ不良，青は良住宅であるがこの合計が，表23の良住宅数と一致する。白い部分は，住宅以外の建物もしくは未調査の部分である。この分布図の効用は今後この地域を改良する場合，改良地区なり小集落方式をどの部分に，あてはめていけばよいか，道路整備を有効に進めるにはどうすればよいかの手助けとなろう。しかしこのような事業を進める場合，地元の協力が絶対的に必要である。意識調査では協力意志を問うた結果が表25であり，それを分布図で示したのが図13である。

不良度の分布と住民意識の分布をもとに今後一宮地域をどうすればよいかが長期計画の中で十分検討されなければならないだろう。

表25

(C)　住宅改良区や小集落方式，または道路などの拡張にあなたの家がかかる場合，立ちのきするのに賛成ですか，反対ですか。

割分	賛成 (A)	反対 (B)	は反対（私の家）いけすればよできる所だ (C)	わからない (D)	計 (E)	割合 (A)/(E)	(B)/(E)	(C)/(E)	(D)/(E)
数	199	3	37	37	276	72.1	1.1	13 4	13.4

図12　住宅不良度の現況図

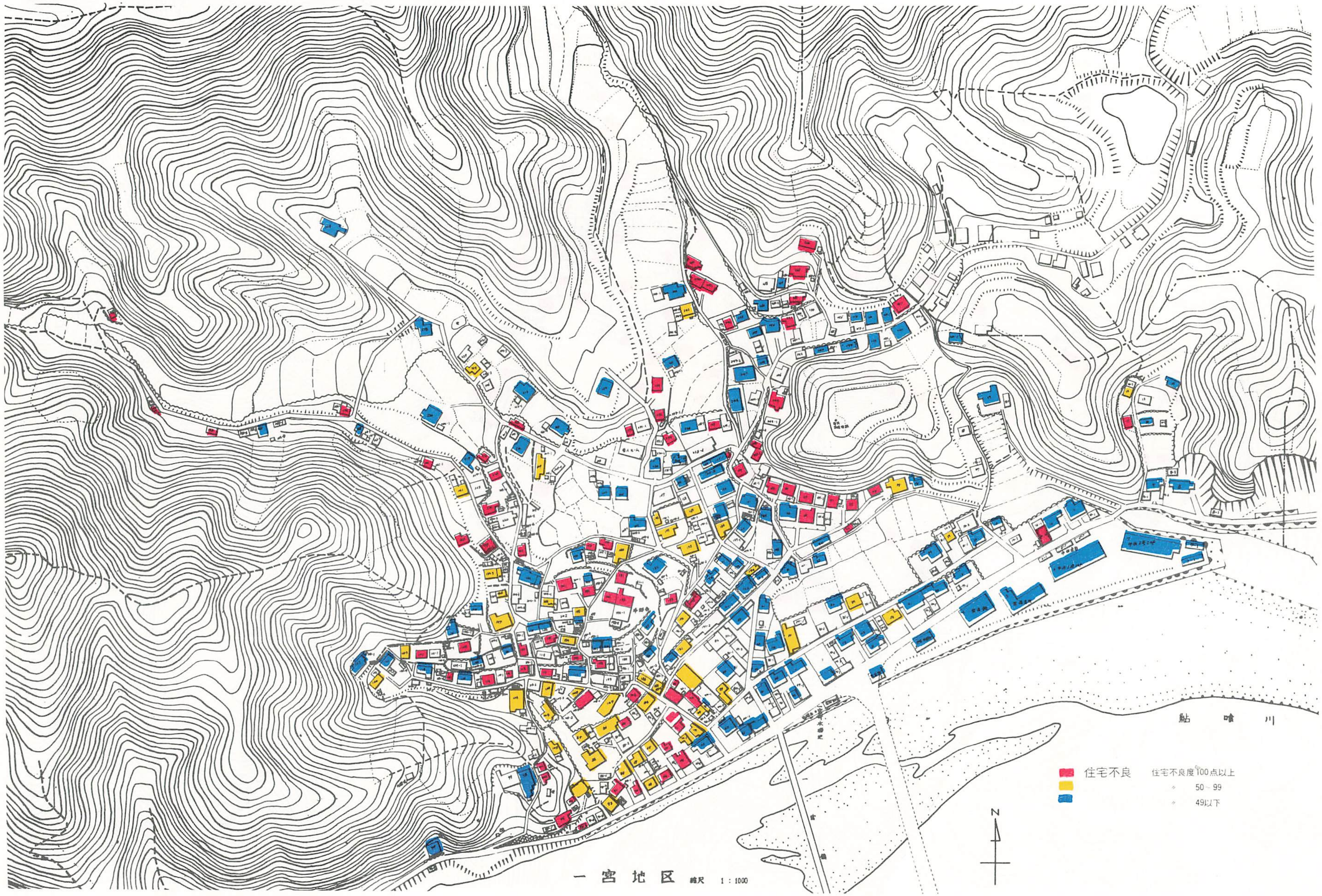
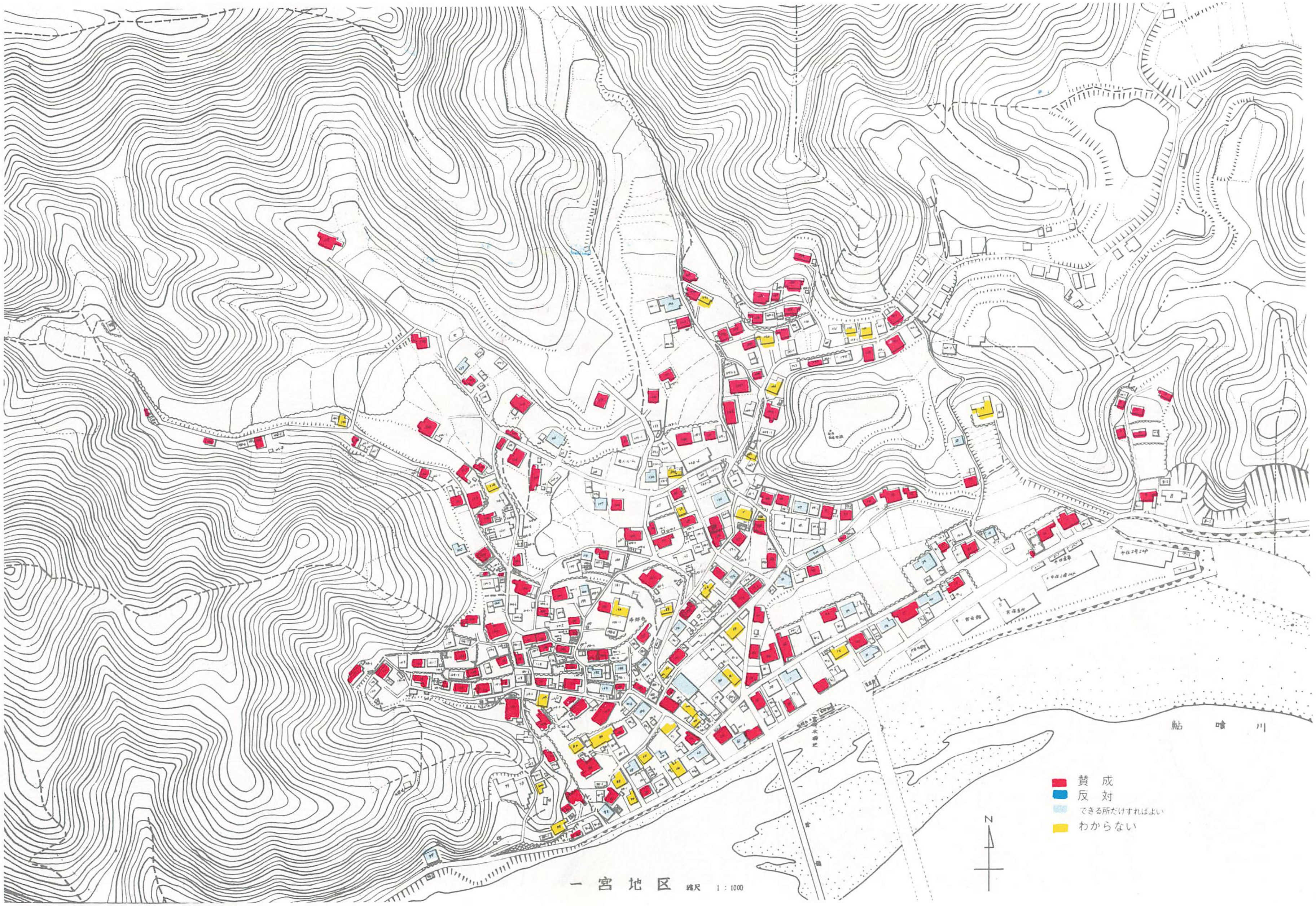


図13 改善事業の協力意識



(ｵ) 住宅の要求度と公営住宅

一宮地域にはすでに48戸の公営住宅が建設されており，47年度にも24戸が建設予定となっている。(表26)

47年３月の意識調査では，18世帯が公営住宅入居希望となっている。この調査は，全世帯が対象であったが，かなり未調査の部分もあり，わからないと答えたもの６は調査の際，世帯主と応対できなかったためであろう(表27)。また，昨年(46.6.1)の実態調査の結果では，同居世帯が45世帯もありこれは今後，親と子の世帯分離が考えられるもので，この中で自立建設できない世帯が住宅要求となってあらわれてこよう。しかし，このようなことを計算に入れても一応昭和47年度の24戸でとりあえずの住宅要求は満たせるのではなかろうか。ただこの地域で問題になるのは，24戸の建設の位置で，地元の要求では川南への進出を非常に希望している。

つぎに，公共事業のため自分の家がたちのきするのに賛成か反対かを問い，賛成者にさらにたちのいた後の希望を聞いたのが，表28である。153の回答の中で123世帯80.4%が，区画された用地を買収して家を建てたいと答えている。

この数字は，地域を良くしたいという願いと用地なり住宅建設について長期年賦方式などの制度的なものへの期待も含めての答えであろう。

土地は，何坪ぐらい欲しいかとの希望は非常にささやかで123回答のうち56世帯，45.5%までが50坪までと答えている。これらの数字は，長期計画を具体的に線引きしていく過程に生かしたいものである。(表29)

表26 (ｱ) 公営住宅の建設数及び今後予定数 (47.3 意識調査；以下同じ)

年度	昭和43年度まで	昭和44年度	小計	今後予定 昭和47年度	計
戸数	24	24	48	24	72
内容	RC４階3K′	RC４階3K′		RC4階3K′	

表27 (ｲ) 現在公営住宅に入りたいですか

区分	入りたい (A)	入りたくない (B)	わからない (C)	計 (D)	割合 A/E	B/D	C/D
数	18	205	6	229	7.9	89.5	2.6

表28 (ｳ) 現在の住宅を撤去したのちの希望について

区分	公営住宅に入りたいです (A)	区画された用地を買収して自分で家を建てたい (B)	この機会に他地区に出る (C)	その他 (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	12	123	18	—	153	7.8	80.4	11.8	—

表29 (ｴ) 土地は何坪まで欲しいですか

区分	50坪まで (A)	50～70坪 (B)	70～100坪 (C)	400坪以上 (D)	わからない (E)	計 (F)	割合 A/F	B/F	C/F	D/F	E/F
数	56	22	24	16	5	123	45.5	17.9	19.5	13.0	4.1

(4) 道路網と排水の状況

この地域の道路のは握は非常にむつかしい。宅地が狭いことによる密集化，地形の悪さからくる不規則な住宅の建て方（各住宅ごとに塀のような区分がないこと等）が悪循環となって，道路であるか庭先であるかはっきりしない。行きづまり道路や完全に他人の庭先を通らないと自分の家にたどりつかない住宅が随所にみられる。

潜水橋にかわって永久橋が現在建設中(県工事)であるが，地域の中に進入する幹線道路は一本もない。内部については最近大谷北谷線などかなり整備されつつあるが，住宅密集地帯については，現況のままで舗装された程度のもので，区画整理的なものや拡巾，改良等の根本的な対策はなされていない。

排水の現況についても道路と同じようなことが言えるが大雨の時，紅葉山から流出する大量の雨水，排水の処理をどうするかが今後の最大のポイントであろう。

昭和46年度の実態調査の結果を次表30，31，32に示し，参考にしたい。これはすでに国に提出済みのものであるが，総合的な長期計画が樹立されていない現在，今後大巾に改定する必要があろう。

表30 道路等の実施予定状況

事業の種類	44・45実施済 (A)			43～53年度実施予定 (B)				(A＋B)＝C			備考
	①新設改良	②構造	③事業規模	④新設改良	箇所数	⑤構造	⑥事業規模	⑦新設改良	⑧構造	⑨事業規模	
下水排水路	新設	コンクリート	140.0m	新設	1	鉄筋コンクリート	80m	新設		220m	P1400粍 2台 90HP 2台P場
	改良			改良	2	コンクリート	812m	改良		812m	
地区道路	新設	拡巾（アスコン）	655m²					新設		655m²	
	改良	舗装（アスコン）	2,284m²	改良	10	拡巾 舗装（アスコン）	7,260m²	改良	舗装AS	9,544m²	
橋梁	新設		16m²					新設		16m²	
	改良							改良			

表31 地区道路の整備予定状況

規模別	現況					実施予定事業量(46～53)			事業実施後の状況				
	総延長 ①	改良済延長 ②	②のうち舗装済延長 ③	改良率 ②/①×100	舗装率 ③/①×100	改良計画量 ④	新設計画量 ⑤	④⑤のうち舗装計画量 ⑥	総延長 ⑦	改良済延長 ⑧	⑦のうち舗装済延長 ⑨	改良率 ⑧/⑦×100	舗装率 ⑨/⑦×100
	m	m	m	m	%				m	m	m	%	%
巾員 2m未満	1,970.0	255.4	255.4			(140.0m²) 70.0m		(140.0m²) 70.0m	1,970.0	325.4	325.4		
2m～4m 〜	1,860.0	905.7	905.7			(7,120.0) 1,810.0		(7,120.0) 1,810.0	2,715.7	2,715.7	2,715.7		
4m～6m 〃	482.0	482.0	157.2						482.0	482.0	157.2		
6m 以上													
計	4,312.0	1,643.1	1,318.3	38,105	38,105	(7,260.0) 1,880.0		(7,260.0) 1,880.0	5,167.7	3,523.1	3,198.3	68,175	61,882

表32　同和対策道路事業量調（一宮地域）

単位　千円

所管課(室)名	事業の種類	事業の名称	図面番号	新設改良の別	補助区分	44年度～45年度(実績)		46年度～48年度		49年度～53年度		合計		用地補償買収予定			
						総事業費	構造規模	総事業費	構造規模	総事業費	構造規模	規模	総事業費	用地 面積	用地 金額	補償 件数	補償 金額
同和対策課	地区道路	カノ21号線	1	改良	単			500	階段をコンクリート舗装にし，すべり止め施工をする L＝70mW＝2.0m		アスファルト舗装（簡易） L＝80mW＝4.0m		500				
〃	〃	カノ2号線	2	〃	県			1,000 4,800	拡巾側溝新設 160m	500	アスファルト舗装 L＝300mW＝4.0m		5,300	10	800	10	3,000
〃	〃	カノ2号線	3	〃	県			1,400 6,900	拡巾側溝新設 280m	800	アスファルト舗装 L＝120mW＝3.0m		7,400	280	1,500	10	4,000
〃	〃	大谷線	4	〃	県			1,500 6,000	ブロック積（一部） L＝150mW＝4.0m	1,200	切取，擁壁 L＝250mW＝4.0m アスファルト舗装 L＝250mW＝4.0m		7,200	900	4,500		
〃	〃	北谷線	5	〃	県					500	アスファルト舗装 L＝70m W＝4.0m		500				
〃	〃	カノ15号線	6	〃	国			1,000 4,500		4,500 1,800 15,300	コンクリート擁壁，側溝舗装 L＝100mW＝4.0m		15,300	1,800	9,000		
〃	〃	カノ5号線	7	〃	県				拡巾改良側溝新設 L＝70mW＝4.0m	500	コンクリート擁壁，舗装 L＝100mW＝4.0m		5,000	140	1,500	3	2,000
〃	〃	カノ北山添線	8	〃	県			3,000 4,000		1,000 500 500 3,000	アスファルト舗装施工 L＝200mW＝3m		3,000	200	1,000		
〃	〃	カノ北山添線支線	9	〃	県					1,000 500 500 3,000	アスファルト舗装施工 L＝300mW＝3.5m		3,000	200	1,000		
〃	〃	カノ1号線	10	〃	国				水路をアマグレードとし掛けこみ改良する L＝200mW＝4.0m	1,500			5,500			10	1,000
〃	〃	カノ11号線	11	〃	県			3,300 9,300	コンクリート擁壁 L＝330m W＝4.0m	1,000			10,300	660	4,000	10	2,000

5 保健衛生

(1) 保　　健

保健衛生部門の調査は今回できなかった。この地域の内部には医療機関はなく，周辺にある医療機関は対岸1km以内に開業医（内科・小児科）があり，地域の西部入田町（約2km）に2軒の開業医（内科・外科・小児科）がある。北部国府町（約2km）には歯科・婦人科等がある。多くはこれらの医療機関を利用しているようであるが，重い病気等は市の中心部の病院を利用しているようである。

やや古いが，昭和38年徳島青年会議所がこの地域を調査した際，医療奉仕をしている。その時のデーターを参考に次のとおりまとめた。

眼　　　科

（医師　山田　幸男）

統　計

受診者総数　42名（異常なし 7名）

トラコーマ	4	眼球労	1
結膜炎	11	近視	2
眼瞼縁炎	4	遠視	7
睫毛乱生症	3	眼精疲労	6
睫毛内反症	1	三叉神経痛	1
角膜炎	3	軸性視神経炎	1
慢性葡萄膜炎	1	高血圧性網膜炎	1
緑内障	1	網膜動脈硬化症	4
白内障	1	色盲	1

（重複あり）

耳鼻咽喉科

（医師　後藤田　宏）

受診者総数　60名

鼻疾患件数　36名

慢性蓄膿症	25
慢性鼻炎	8
アレルギー性鼻炎	2
鼻入口部湿疹	1

耳疾患件数　17名

外耳炎	6
慢性中耳炎	4
耳管狭窄	2
老人性難聴	2
急性中耳炎	1
耳介湿疹	1
疹出性労耳炎	1

咽喉疾患　1名

慢性咽喉炎	1

計54名健康診断として受診し，特に疾患のないと思われたもの6名であった。以上の鼻・耳・咽喉疾患の病名は，普通われわれが市内に於いて日常診察する外来患者の病名とその比率は全く同じもので，特別にこの他に於て特殊的な疾患はなかったように思われる。

しかし，市内と異る所は，耳鼻科医のないせいもあって急性症から慢性症へと移行が多く，市内であれば早期治療でなおっていたような中耳炎も（特に耳の疾患）あったように思われる。

蓄膿症に於ては，そのほとんどが通院日数が長く，遠路のためか放置状態であるように思われた。

産婦人科

（医師　寺内　弘知）

受診者総数　10名

（内訳）卵巣機能不全乃至は更年期障碍　5名

（内2名は腰痛症合併　1名は亜急性子宮附属器炎合併）

座骨神経痛	1
子宮外膜炎・慢性子宮附属器炎	1
腹部悪性腫瘍の疑い	1
老人性膣炎	1
妊娠8ケ月脚気	1

対象人員が少数のために一般的傾向とはいい難いが

1　卵巣機能不全と見られるものが比較的多いが，通院が困難なためか多少の違和感は受診せず放置しているように見受けられる。

2　仕事の関係か，座骨神経痛乃至は腰痛症の者も比較的多く見られた。

3　受診年令が高いためか，伊島におけるような受胎調節の悩みを訴える者はなかった。

4　一般的に急性乃至はおもな疾患については通院は別として最初に専門医の受診は比較的よく受けているように見受けられた。

内　　科

（医師　森本　広一）

内小児科

検査人員　126名（男37名　女89名）

胃腸疾患　21名（男 4名　女17名）

循環器疾患

	男	女
高血圧症	4	11
心機能不全症	1	3
心肥大症	1	2

神経系疾患

	男	女
神経痛ロイマチス	1	4
脚気症	1	8

呼吸器疾患

	男	女
慢性気管支炎	0	2
気管支性喘息	0	1
感冒	1	0

寄生虫

検査人員72名（不能者 7名）

蛔虫卵保有者	11

一宮小学校検便提出者 205名中保有者22名

（上記西町の分も含む）

学年組	受検者	不能	回虫保有者
1の1	21 (9)	1	4
1の2	16 (6)	1 (1)	2 (2)
2の1	17 (7)	1	2 (1)
2の2	18 (13)	0	1
3の1	20 (6)	1	4 (3)
3の2	20 (6)	1 (1)	1 (1)
4の1	16 (4)	2 (1)	1 (1)
4の2	20 (9)	2 (2)	2 (2)
5の1	12 (3)	0	0
5の2	11 (3)	1 (1)	1 (1)
6の1	21 (3)	1 (1)	2
6の2	13 (3)	0	2
計	205 (72)	11 (7)	22 (11)

備考　数字は全受検者で（　）内はその中，西丁の児童を示す

歯　　科

（医師　豊田　義正
三ツ井　譲）

総体に歯を磨くのが不十分なのか，歯石・歯垢が沈着している。齲歯はその割に少なく処置もできている。また，口角炎を時々見受けたが，これはビタミン摂取の不足原因と思われる。

単治	43	冠破損の修理	1
根治	7	義歯調整	3
了完	20	切開	1
抜歯（乳歯） 抜歯（永久歯）	3 4	洗滌	3
歯石除去	28		

なお，昭和46年度10月，本市衛生課が，行なった成人病検診の結果を示すと，次のとおりである。

成人病検診

区分	検診結果				各検査結果 (S36.10月～11月)									
	受診者数	異常を認めなかった者	精密検査を要する者	療養を要する者	血圧測定			心電図				尿検査		
					異常なし	高血圧	低血圧	A	B	C	D	異常なし	蛋白(+)	糖(+)
実数	42	25	3	14	28	14	0	28	4	7	0	26	3	3
比率	% 100.0	59.5	7.2	33.3	66.7	33.3	0	66.7	9.5	16.7	0	61.9	7.2	7.2

(2) ゴミの不法投棄

地域の環境の悪さにゴミの不法投棄がある。徳島市の対象 地域が多くは川沿いにあること，また市の中心部からでも不法投棄をしやすい位置にあること，市の清掃行政の現段階での能力の問題，対象地域内外の住民のゴミに対する認識の問題等がこのような結果となってあらわれているのではなかろうか。

一宮地域周辺の不法投棄されやすい箇所を地図で示したのが図14である。今後の対策の参考にしたいものである。

なお，し尿および塵芥処理状況（33ページ）なども参照されたい。

図 14　ゴミの不法投棄の多い箇所



6 防　　災

消防の施設についてはその位置図が図15である。

ここでも徳島市9対象地域の典型が，一宮地域でいえる。消防施設は一応整えているが，消防施設以前の問題，すなわち対象地域に消防車が進入する道路が問題となってくる。消防，水防の面からでもこの地域が早急に道路の広巾や区画整理的な改良計画の必要性が論ぜられなければならないわけである。

図16で，戦後の大きな台風や大雨の際に浸水した部分を示してみた。排水の根本解決が急がれる理由がはっきりとよみとれる。

また，浸水問題に加えて一宮地域で特に問題となるのに，崖崩れがある。一宮地域は地形上，石積の段々畑が逐次宅地化していったようなもので，随所に危険な状態がある。危険な箇所を位置図で示したのが図17である。一宮地域の改良計画の必要性と困難性が明らかにされたものといえよう。

図15　防火施設位置図

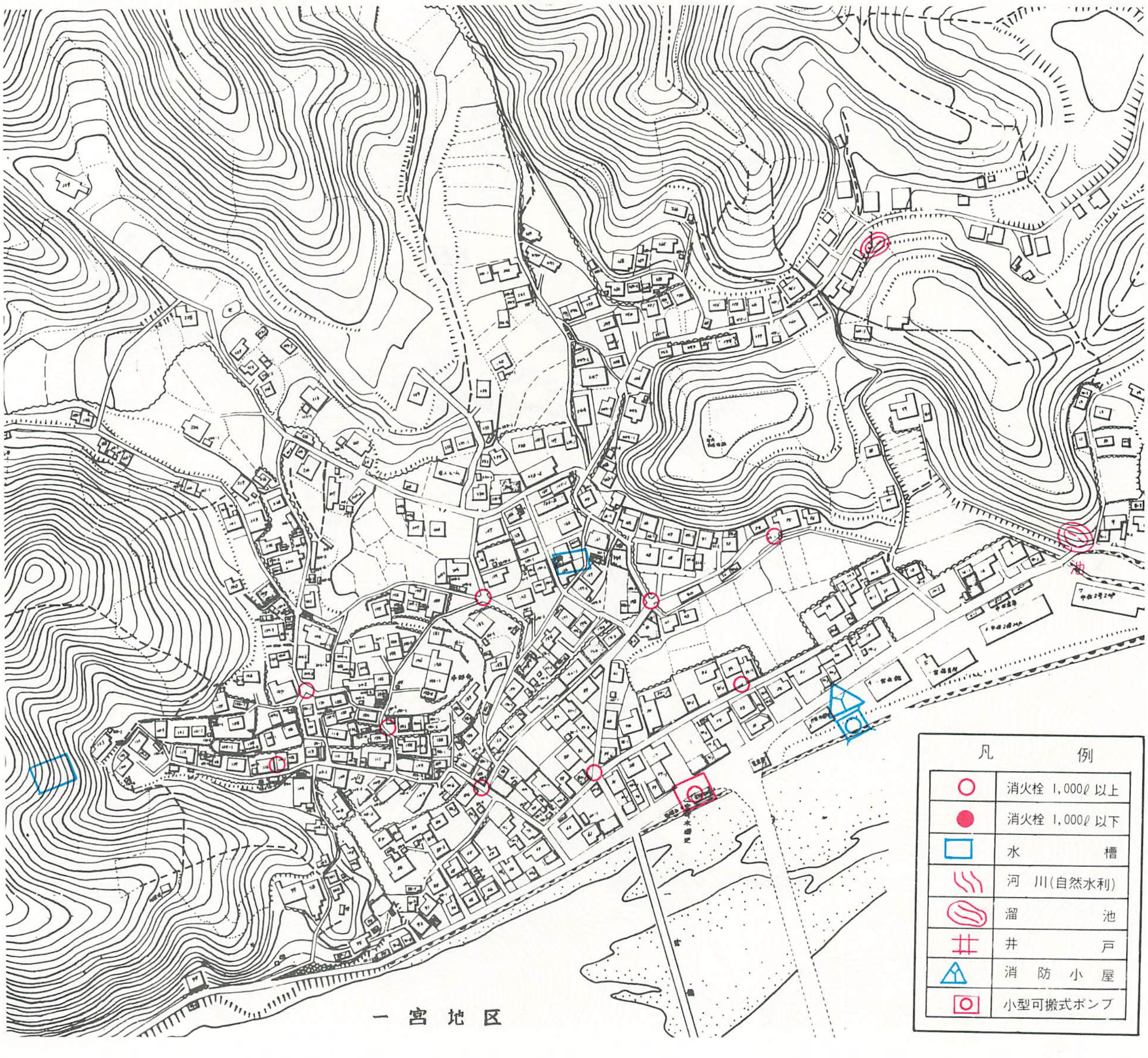


図17　危険箇所位置図

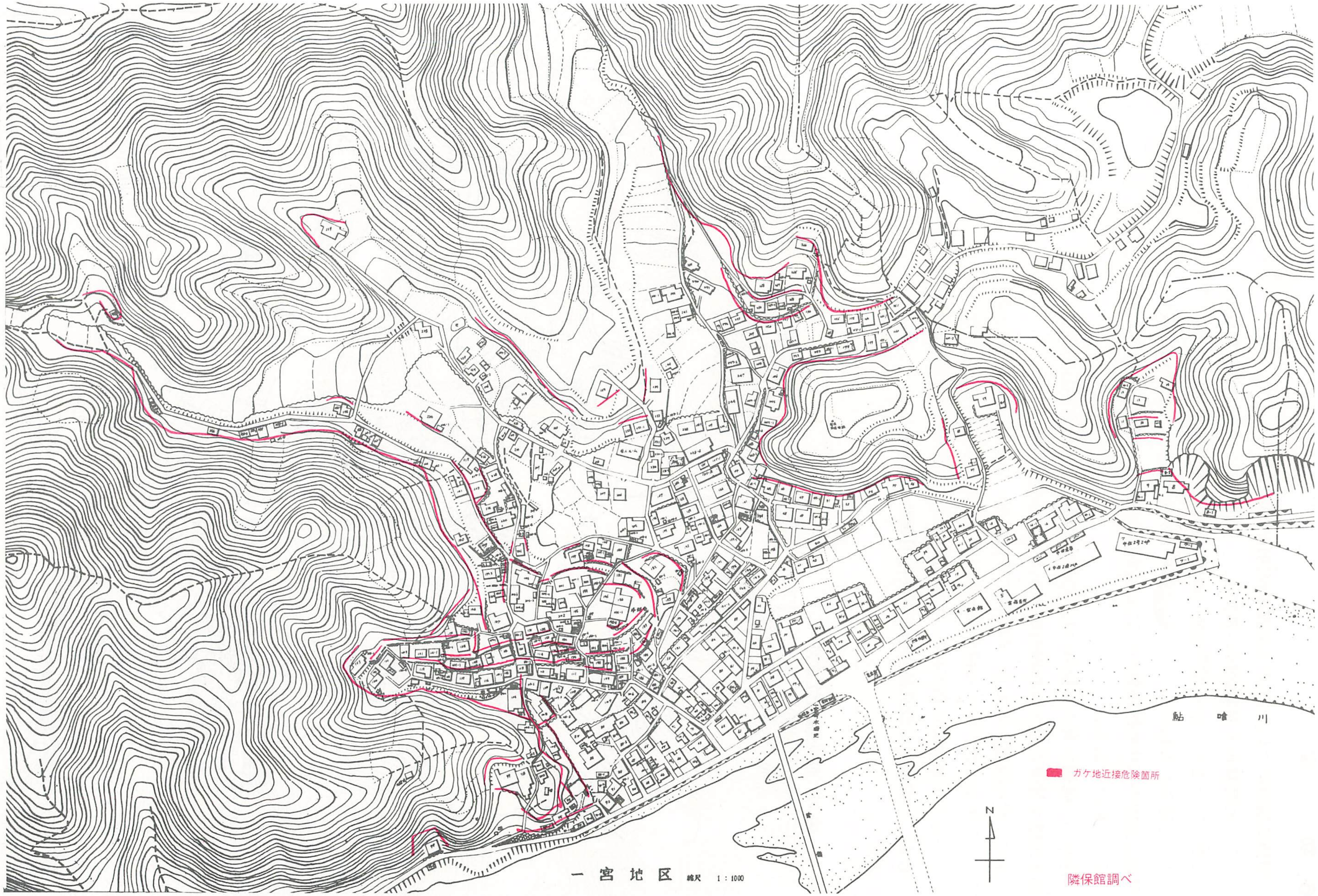
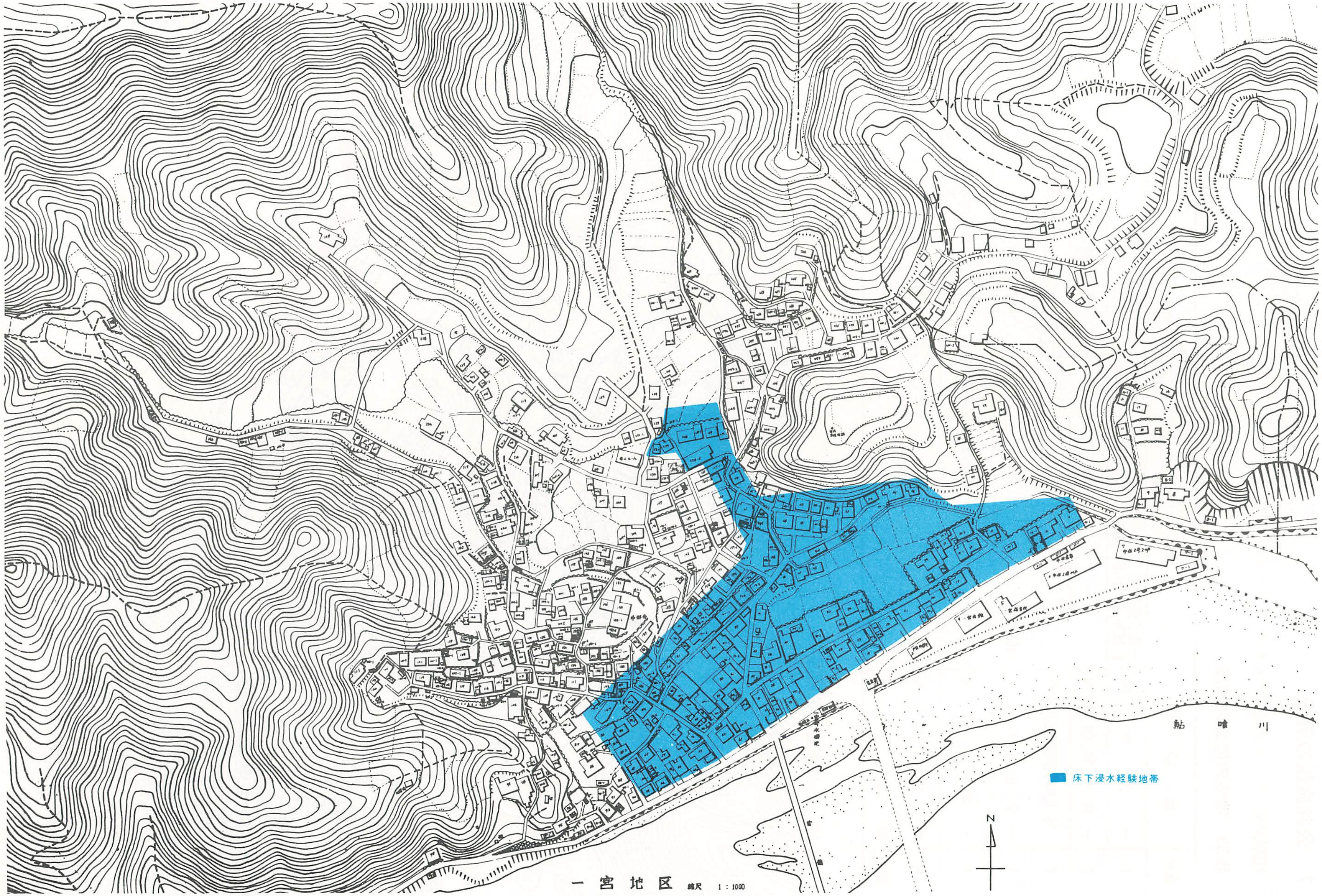


図 16　浸水経験地帯



7　公共施設の現況

地域内の主な公共施設を表33でまとめてみた。

さらにその位置図を図18で，水道の配管図は図18でまとめてみた。

表33　地域内の公共施設

(47.4.1現在)

番号	施設名	土地	建物		内容
			面積	規模構造	
1	一宮会館	一宮公営住宅 5,057m^{2}の中より使用	300.19m^2	鉄骨ブロック造平家建	隣保館
2	一宮共同作業場	〃	99.17	木造	休止状態
3	一宮共同利用農機具施設	〃	66.11	鉄骨造大波スレート平家建	永久橋建設のため移転予定
4	一宮老人ルーム	503.0m^2			建設予定
5	一宮保育所		487.73	木造平家建	定員55人 児童数{対象地域49人 一般0人　職員数4人
6	公営住宅			鉄筋コンクリート4階	48戸3K'
別図	簡易水道				

図18　公共施設の位置図

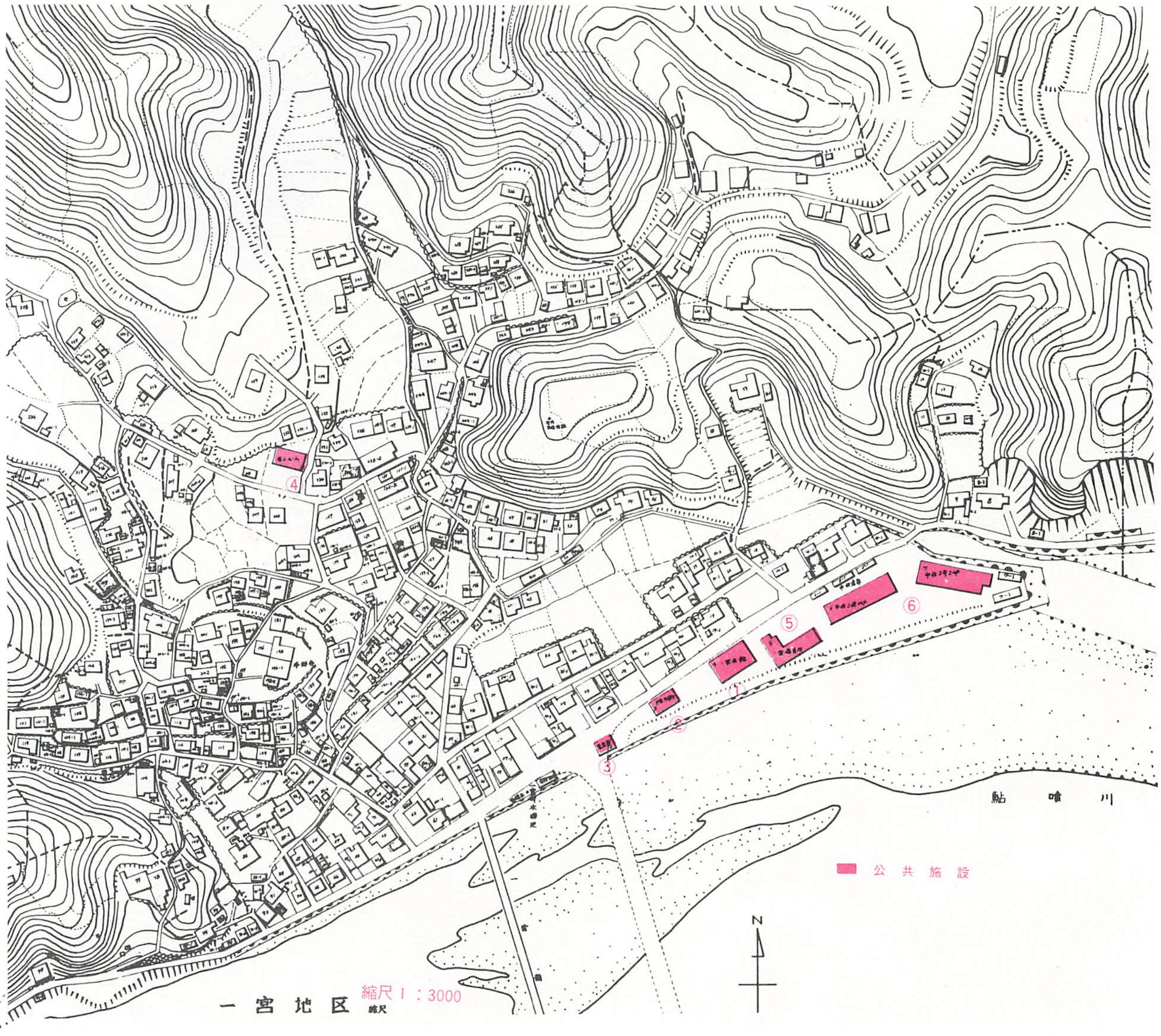
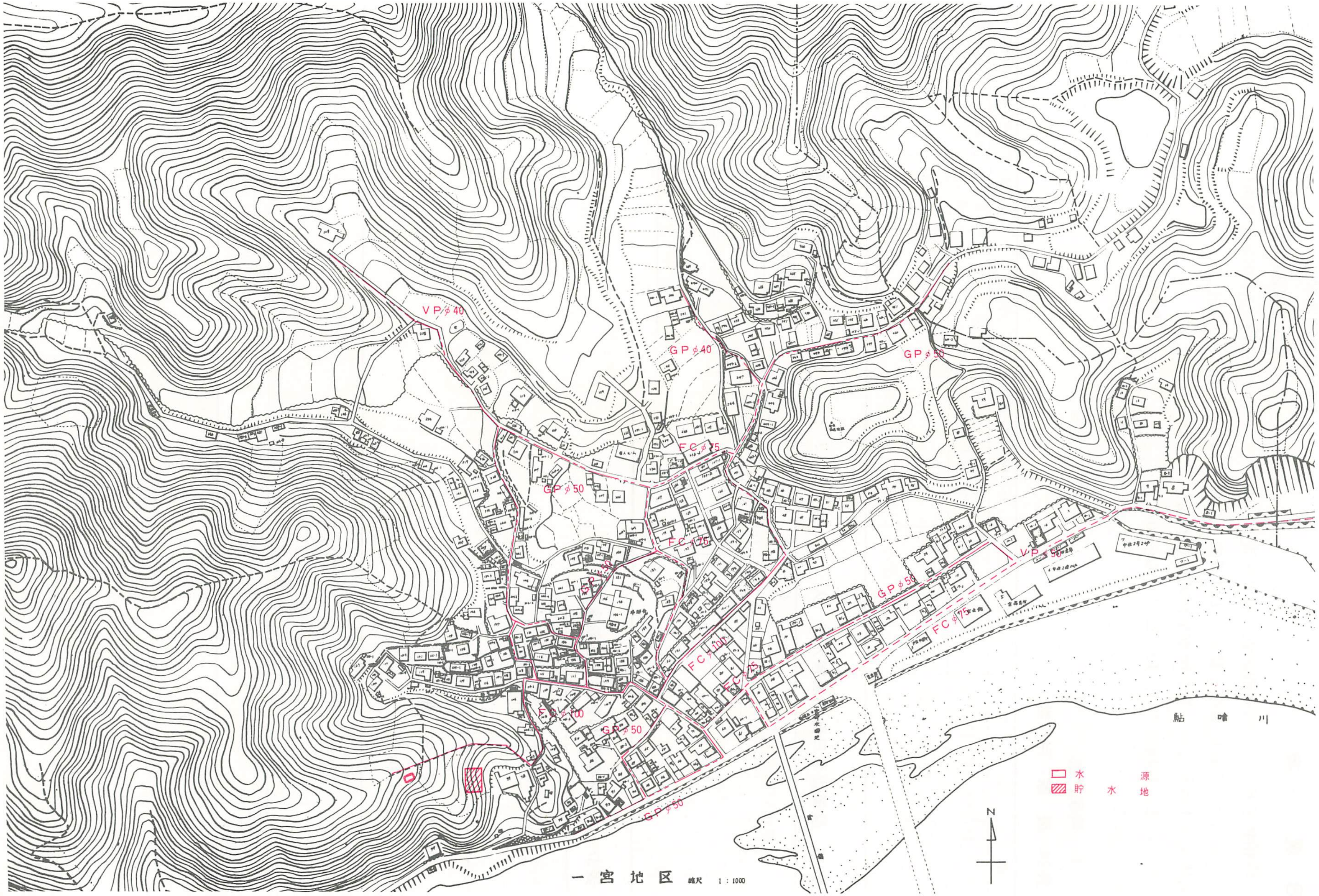


図19　簡易水道配置図


VPφ40
GPφ40
GPφ50
FCφ75
FCφ100
VPφ50
GPφ50
FCφ75
FCφ100
GPφ50
GPφ50
鮎　喰　川
水　　源
貯　水　地
N
一　宮　地　区　縮尺　1：1000

8 農　　業

昭和46年6月1日の実態調査の結果を表34～表41で示した。これによると農家数100戸のうち専業農家は1戸もない。第2種兼業が95戸で95%を占めている。規模別では，10～29アールが60戸で最高である。

図20で対象地域住民の所有する耕地の分布を示した。(北岸の周辺の畑は省略)また農道の要求も強いのであるが，46年度実施したもの，47年実施予定のものも示した。

(1) 農家戸数

表34 農家戸数

農家数			経営耕地規模別農家数（戸）						専兼別農家数（戸）		
総戸数	同和戸数	割合	～9アール	10～29アール	30～49アール	50～69アール	70～99アール	100アール以上	専業兼業	第1種兼業	第2種兼業
100戸	100戸	100%	3	60	23	6	8	0	0	5	95
		比率	3.0%	60.0%	23.0%	6.0%	8.0%	0%	0%	5%	95%

表35 農業従事日数別農家人口（人）

	農家人口	うち農業従事者	従事日数別 1～29日	30～59日	60～149日	150日以上
男	253	148	75	63	6	4
女	264	126	55	56	10	5
計	517	274	130	119	16	9

表36 家畜等飼養頭数（掃立数量別）農家数

	豚	備考
飼養総戸数(戸)	6	乳牛・役肉牛・にわとり・蚕
頭数(掃立箱数)	150	なし

表37 乳用牛飼養頭数規膜別農家数

乳用牛飼養農家総数	2歳未満の乳用牛のみを飼養し，2才以上を飼養しない農家数
1戸	1戸

(2) 農業生産

表38 土地利用

経営耕地面積（ha）						採草地 牧草地 その他	合計	左のうち借入地	
田	樹園地 果樹園	樹園地 桑園 その他の樹園地	畑 普通畑 牧草専用地	畑 その他の畑	計			田	樹園地 畑地
24.20	1.86	0	0	1.14	3.0	0	27.2 ha	0.19 ha	0

表39　農産物販売規膜別農家数

	〜 9 アール A	10〜29 アール B	30〜49 アール C	50〜69 アール D	70〜99 アール E	100アール 以 上 F	計 G	割合 A/G	B/G	C/G	D/G	E/G
販 売 な し a	3	55	13	1			72	4.2	76.3	18.1	1.4	
5万円未満 b		4	7	1	1		13		30.7	53.9	7.7	7.7
5〜20万 〃 c		1	2	4	6		13		7.7	15.4	30.8	46.1
20〜50万 〃 d			1		1		2			50.0		50.0
50万円以上 e												
計 f	3	60	23	6	8		100	3.0	60.0	23.0	6.0	8.0
割合 a/f	100.0	91.6	56.5	16.7			72.0					
b/f		6.7	30.4	16.7	12.5		13.0					
c/f		1.7	8.7	66.6	75.0		13.0					
d/f			4.4		12.5		2.0					

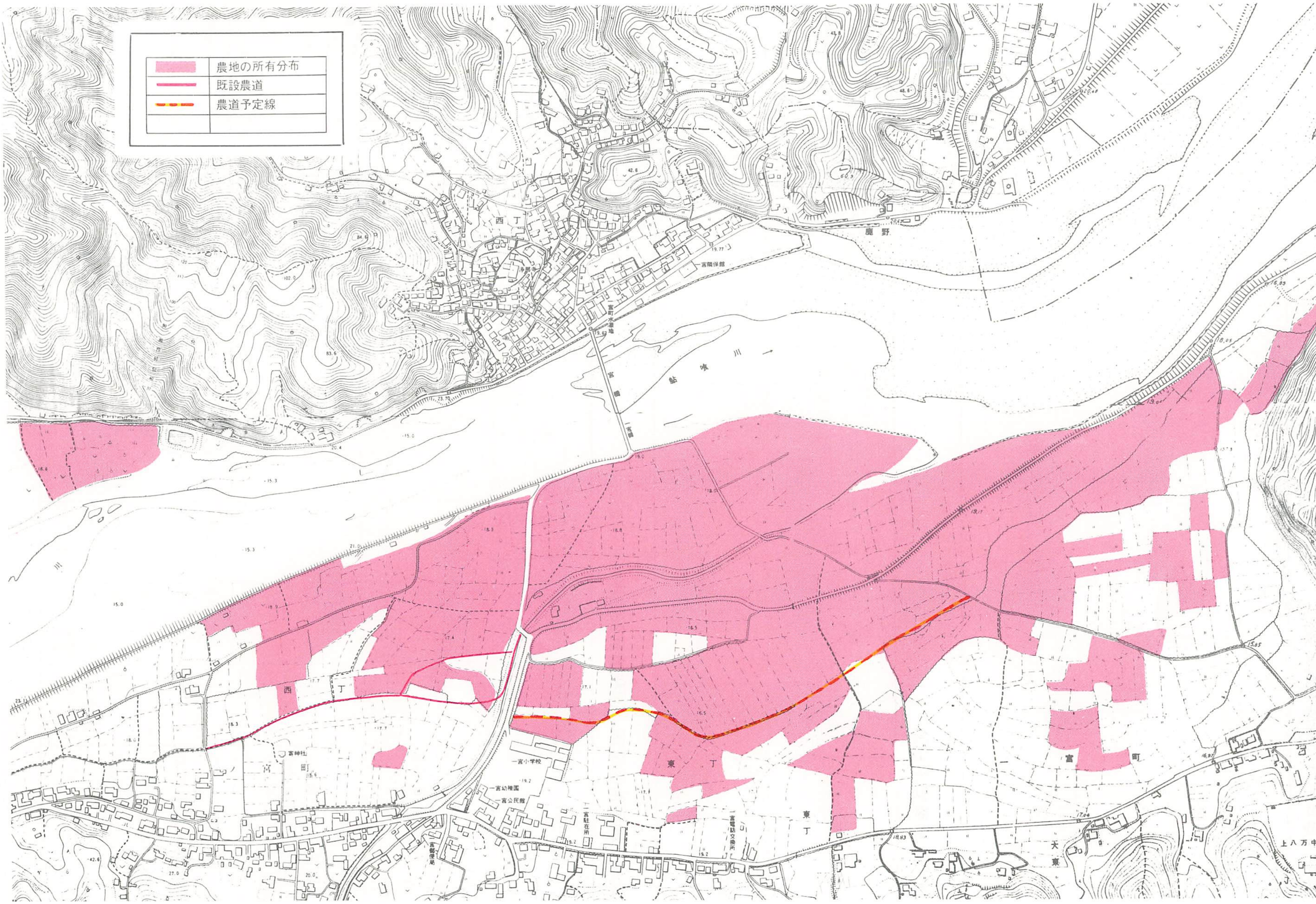
表40　農業資本装備

区 分		現在所有している農用機械台数（台） 動力耕耘機 農用トラクター 5PS未満	5PS以上	動力散布機（含むミスト）	スピードスプレヤー	田植機	稲麦用動力刈取機	自脱型コンバイン	米麦用乾燥機（カントリーエレベーター、ライスセンターは除く）	農用トラック オート三輪車	乗用車（含むライトバン）
同和地区	共用		4	5	4						
	個人所有	1	17	4	4			1		3	15
	計	1	21	9	8			1		3	15

表41　農業基盤整備（同和農家混住率%）　(単位ha)

事業地区名			土地改良 かんがい排水 東丁地区	かんがい排水 西丁地区	農道 西丁1号地区	農道 西丁2号地区	農道 西丁3号地区	農道 西丁4号地区	農道 東丁1号地区	農道 東丁2号地区	計 8地区
総受益面積（Ha）	田		50.9	2.7	13.0	6.0	2.0	2.7	50.8	4.0	132.0
	畑	普通畑	9.2			4.0			9.2		22.4
		果樹・茶・桑園 その他									
	計	(1)	(ℓ=1,170m) 60 ha	(ℓ=370m) 2.7 ha	(ℓ=620m) 13 ha	(ℓ=550m) 10 ha	(ℓ=285m) 2.0 ha	(ℓ=365m) 2.7 ha	(ℓ=1,930m) 60 ha	(ℓ=390m) 4 ha	154.4 ha
上のうち同和受益面積（Ha）	田		24.2	2.7	13.0	10.0	2.0	2.7	24.2	3.0	81.8
	畑	普通畑	6.8						6.8		13.6
		果樹・茶・桑園 その他									
	計	(2)	31 ha	2.7 ha	13 ha	10 ha	2 ha	2.7 ha	31 ha	3 ha	95.4 ha
総関係戸数			157	19	65	35	17	19	157	20	489戸
うち同和農家戸数			100	19	65	35	17	19	100	15	370戸
同和受益面積率			(2)/(1)= 52	100	100	100	100	100	52	75	
同上平均受益面積率			52	100	100	100	100	100	50	75	
備考			徳島市 巾1.5m 深1.0m	同左 巾0.5m 深0.3m	同左 巾員4.0m	同左 〃	同左 〃	同左 〃	同左 〃	同左 〃	徳島市＝8

図20　農地の所有分布と農道の整備状況



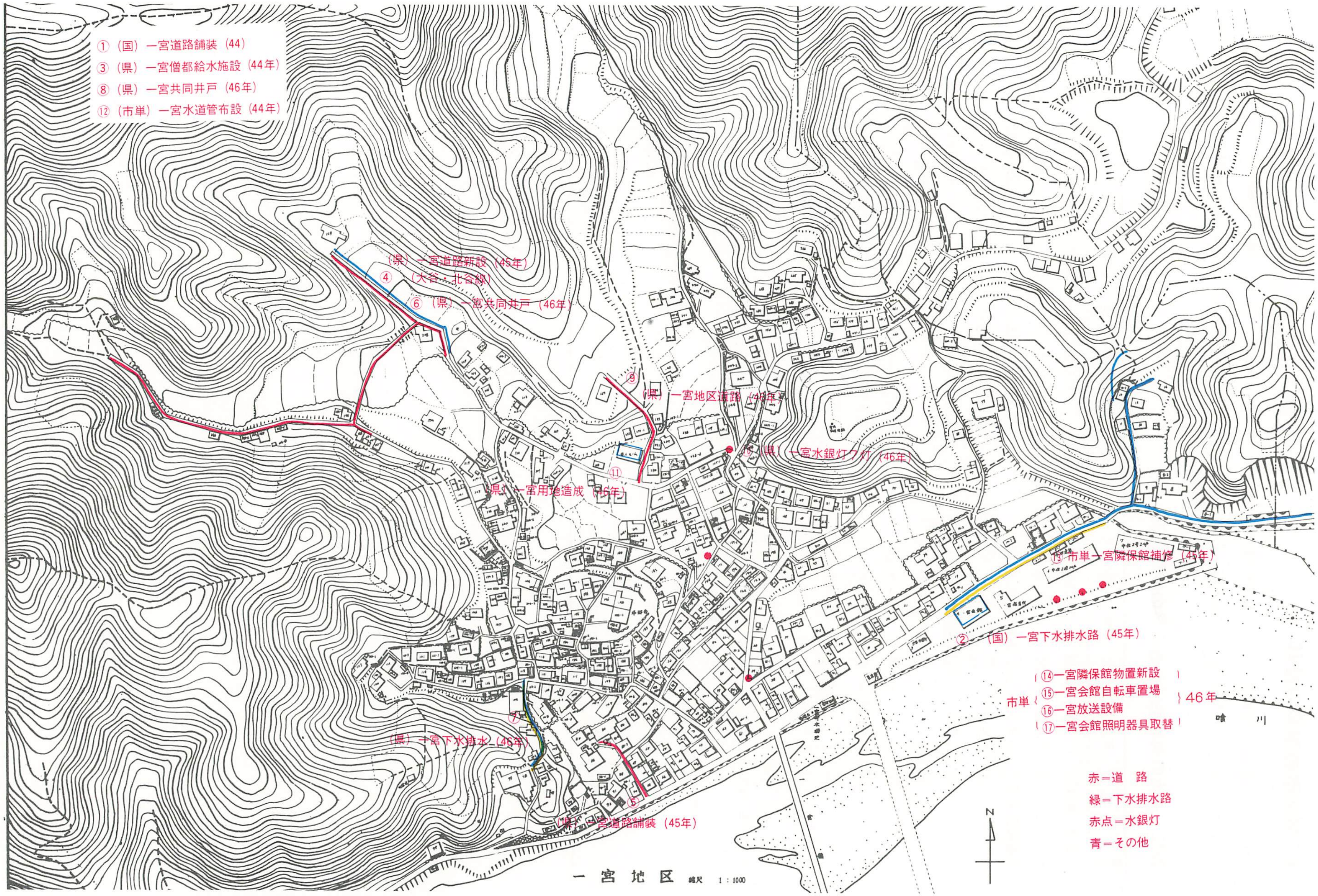
9　地区改善事業の推移

最近一宮地域に投資した改善事業の実施状況を表42でまとめた。また，その位置図を図21で示した。今後，長期計画を立案するうえで，これらの投資が無駄にならないよう配慮すべきであろう。

表42　最近の同和地域改善事業の実施状況

補助事業名 位置図番号	年度	工事名	工事概要	施行延長	施行面積	総工事費	備考
国庫補助事業①	44年度	一宮道路舗装	セメコン舗装	157.9m	480.8㎡	2,853,600	側溝延長150.2m
②	45年度	一宮下水排水路		139.9m		853,300	内径30㎝×30〜65㎝
県費補助事業③	44年度	一宮僧都給水施設		給水管布設1,000m		1,650,000	
④	45年度	一宮道路新設（大谷，北谷線）	砂利道	施行延長 411.9m		12,799,522	巾員3〜4.0m
⑤	45年度	一宮道路舗装（カノ11）	コンクリート舗装	施行延長31.4m		826,154	
⑥		一宮共同井戸				2,519,200	
⑦		一宮下水排水路		施行延長60.6m		243,161	
⑧	46年度	一宮共同井戸		給水管布設199m		295,800	
⑨		一宮地区道路	アスコン舗装	施行延長91.0m		4,498,375	
⑩		一宮街灯	水銀灯 200W	7灯		378,326	
⑪		一宮用地造成		615m^2　盛土154.0m^2		869,576	
単独事業⑫	44年度	一宮水道管布設				1,000,000	
⑬	45年度	一宮隣保館補修				585,000	
⑭	46年度	一宮隣保館物置新設				330,000	
⑮	46年度	一宮会館自転車置場				99,000	
⑯	46年度	一宮放送設備				257,100	
⑰	46年度	一宮会館照明器具取替				99,000	

図21　最近の地域改善事業実施状況



10 計画についての問題点

一宮地域について，概況，くらしの姿，働き手の状況，環境と住い，保健衛生，防災，公共施設の概況，農業，同対事業の推移等をみてきた。このなかでわれわれが今まで漠然としていたものをある程度具体的に明らかにしてきた。

同和問題は歴史的，社会的根源を有する問題であって，一朝一夕の努力をもってこれを解決することはきわめて困難である。しかし，基本的人権にかかる問題であることから，その早期解決を図ることは，国および地方公共団体の責務であり，同時に国民的課題であるという観点にたって，本市としても総合的な各地域ごとの長期計画の樹立を急いでいるわけである。

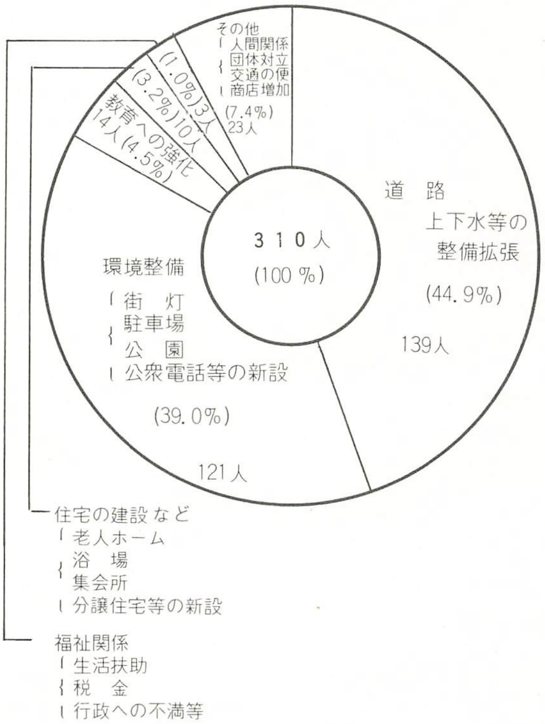
以下一宮地域についての今後の問題点を整理してみた。

(1) 住民の希望（関心）

意識調査の際，対象地域についての希望，意見等を問うたものを集約してみた。（図22）

ここでわかることは，やはり，道路，上下水道をはじめその他環境整備的な希望ないしは要求が87.1%と非常に高い。これらはいわゆる物的なもので，住宅の改良計画ないしは小集落方式，地方改善施設整備事業，同和地区環境改善事業，農山漁村同和対策事業，同和対策農業基盤整備事業等，国や県の補助事業と関連づけて考えていかなければならないであろう。

図22 一宮地域住民の希望



次に，地元住民や各団体などの具体的要求があったものを列挙してみると，次のとおりである。（順不同）

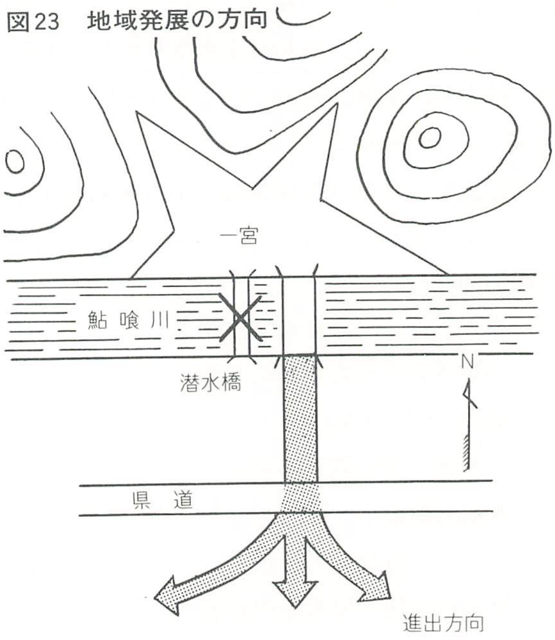
老人ルーム（昭和47年度予定）
小集落地区改良事業の実施
道路の改良・新設
下水排水路の改良・新設
農道の整備
テレビの難視聴の解消
児童遊園地・児童館の新設
教育集会所の設置
公営住宅の建設（昭和47年度24戸予定）
共同利用農機具の整備
簡易水道の拡張
駐車場の新設
宅地造成と分譲住宅
共同豚舎建設
共同墓地の造成
水銀灯の設置

(2) 地域発展の方向

この地域の今後の発展の方向はどうなるであろうか。（図23参照）

北は，紅葉山でさえぎられているので伸びる余地はない。西も東も山である。最近，東の山を開発して団地造成を行なってはどうかという声もあるが，技術的にも経済性の面からも無理ではないかといわれている。残るは対岸，南への進出である。図20の対象地域住民の所有耕地の分布図でわかるように，かなり広範囲に対象地域住民が土地を所有している。すでに県道沿には数軒住宅が建ちはじめている。これらが再び無秩序に開発され部落の延長とならないよう十分配慮されなければならないだろう。また，農地が宅地化されていくにつれて今後都市近郊農家のありかたも問題となってこよう。

図23　地域発展の方向



(3)　**地域開発の推進方法について**

長期計画を策定する過程で，また，長期計画が樹立されたのち実施の段階でも，地元調整のむつかしさから多くの困難にたちいたる場合が過去の経験から予想される。

住民組織（69ページ）のなかでも列挙したとおり，一宮地域は各分野にわたって各種の団体が組織されている。これらの団体もそれぞれの立場はあろうが地域が開発され良くなることについて反対するものはないだろう。また，地域の主体は住民であり，開発も住民のためのものでなければならない。

しかし，地域の開発，すなわち，道路，排水が良くなり，住宅が整備されるだけで部落問題が解決されるわけではない。住民が真に部落問題にめざめ，同和対策特別措置法なり「同対審」の趣旨を理解したうえで，また，地域開発がなされてゆく過程のなかで，自ら部落問題を解消していくという意識にめざめない限り，この問題の解決はほど遠いだろう。

さいわい，一宮地域は地域開発についての住民の関心は高く，推進方法について各種の団体の話し合いが続いている。また，部落問題の解決については，行政も地方自治体の責務ということを再認識したうえで庁内一丸となってことにあたらなければならない。

地域開発計画と推進について，一宮地域の住民と行政が一体となってこの問題解決の方法を一日も早く確立したいものである。

応　神　地　区



1 概　　況

(1) 部落の位置

南に吉野川，東と北に今切川（旧吉野川）をひかえた田園的な地域であり応神町の東北に位置し東西約 500 m，南北 400 m，面積約20haを有している。

(2) 部落の沿革（発祥・地名など）

大麻町の福泉寺はこの地域の檀家寺であるが，その過去帳の記録によると寛文10年(西暦1671年)からすでに居住民がいたことが判明している。

その昔，当地域は吉成村と称し，字名が七丁原と西野と呼ばれていた。昭和11年に七丁原の 150余筆と西野の 150 余筆を合筆し，現在の七丁原が誕生した。その後，昭和41年10月1日徳島市と合併し，応神町吉成字七丁原となっている。現在の対象地域の範囲は，この七丁原が中心となって周辺の字名に及んでいる。

七丁原と呼ばれるようになったのは地元の古老（瑞川院総代）の話によると，蜂須賀公（年代不祥）が大麻町にある萩原，生勝院に参拝の途中，旅のつかれから水が欲しくなり当地の瑞川院（七丁原の西端，現在廃寺）にて水を飲まれた。その水が非常に「うまかった」との理由で，蜂須賀公が扇にてひとみわたしした後，扇形の領地を瑞川院住職に与えた。この面積が七丁であったという。

その当時の七丁原の周辺は全て竹籔であって，西野はカヤがおい茂っていたそうである。そういうことから部落の発祥については，籔番であったとか，豪農の下働きであったとか，また蜂須賀のタカ狩りの場が七丁原であったのではないかと言われているが，それを実証する文献や史料は何もない。いずれにしても徳川中期から部落が形づくられ，地域住民の祖先は差別と苦しい労働にあえぎながら籔やカヤ林を開墾して現在のすぐれた新田を開発していったのではなかろうか。

戦後農地解放を機会に地域住民の所有の田はふえてはいるが，戦前までは2，3の農家を除いては，ほとんどが零細小作農で，男は土工，女はわらや竹皮の草履の内職などを副業にただ一心に働き，現在では田園的な環境の良さも手伝って市内9地域のうちでは経済的に，また生活環境の面にも比較的恵まれた地域となっている。

(3) 戸数の推移と世帯主の産業別

天明年代（西暦1781年？）20～30戸くらい		過去帳から
明治20年（西暦1880年）	100戸足らず	
昭和34年	317世帯（団体資料）	
昭和42年	302世帯（国・実態調査）	
昭和46年	387世帯（　〃　）	

最近の世帯数は 400 世帯に迫っており，徳島市9地域のうちでは不動についで第2位である。

世帯主の産業別をグラフでみたのが図1である。

この地域の世帯数は387であり，市内対象地域のうちでは世帯数，人口とも第2位である。昭和46年6月1日現在の平均世帯人員は約 3.6 人であり，その世帯主の職業を産業分類別にみると図1のとおりである。

図示からみれば，いわゆる労務者とくに建設業に集中していることが特異な点であるが，総じて被雇用者が全世帯主の大半52%を占めていることである。また，図2，図3をみると労働能力を有する15歳以上の労働人口の産業別分布等からも建設業に大半が集中していることがわかる。産業別15歳以上の場合は約52%を占め，また職業別の場合でも生産運輸業となっているが，ともに肉体的苦痛の多い経験の不要な業種に約70%も集中している。年齢別人口構成から推察しても世帯主とともに同一世帯で同一業種に偏している傾向がうかがえる。

この地域は，昭和41年10月徳島市に編入合併されたとはいえ芝原地域と並んで農村型地域である。農業世帯（専・兼）は，144世帯で約37.2%，その平均耕作面積は，29アールである。しかし，地形が農村型であっても，その構成世帯の大半が労務提供による給与所得者となればまさに都市型ないし都市近郊型の様相を示していると言えよう。

非就業世帯が45世帯11.6%を占め，後述の生活保護世帯が50世帯あることは，全世帯 387 世帯の24%強の世帯が経済的に不安定な地位に立っていることを示すものであろう。

図 1

（S 46. 6　実態調査，以下同じ）

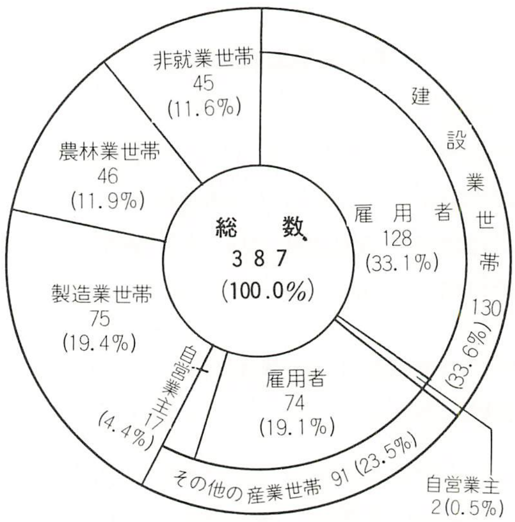


図 2

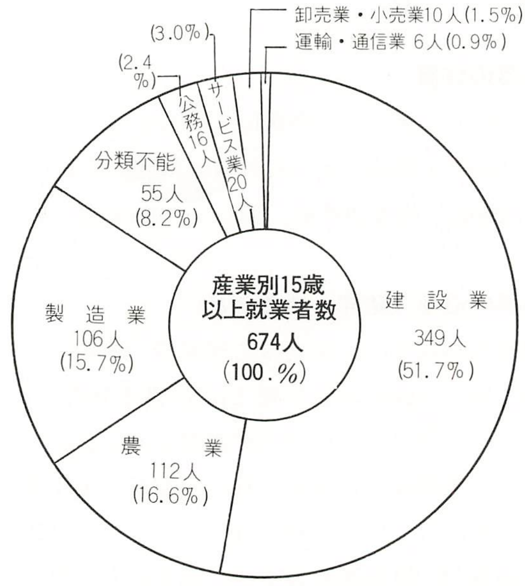
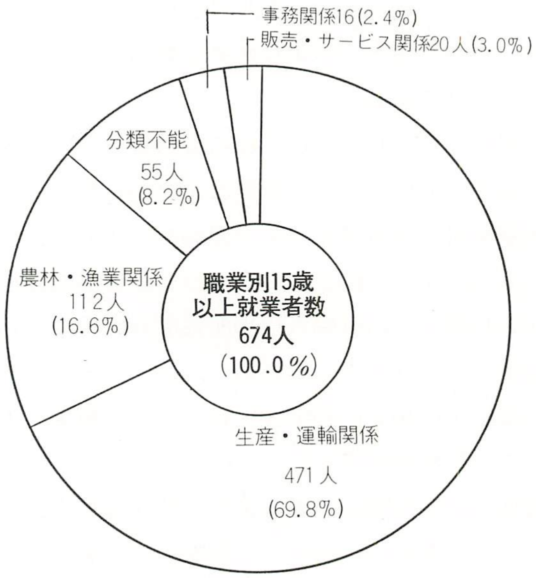


図 3



人　口

区分 年度	人口総数	男女別 男	男女別 女	年齢階級別 0〜5	6〜14	15〜19	20〜34	35〜44	45〜59	60〜64	65〜69	70〜74	75〜79	80〜
S 34	1,518	765	753											
42	1,306	645	661	102	231	178	(29〜39) 387	(40〜59) 256	152 (60歳以上)					
46	1,374	679	695	93	218	165	350	223	171	46	41	33	20	14

応神町（全体）と対象地域との世帯比較

年度	地区 町	世帯数	人口 男	人口 女	計
昭和41年度	七丁原 応神町	293 1,212	598 2,516	708 2,978	1,306 5,494
昭和42年度	七丁原 応神町	294 1,222	610 2,515	714 2,290	1,324 4,805
昭和43年度	七丁原 応神町	334 1,240	599 2,488	710 2,847	1,309 5,335
昭和44年度	七丁原 応神町	334 1,392	600 2,478	706 3,040	1,306 5,518
昭和45年度	七丁原 応神町	337 1,412	589 2,452	693 3,026	1,282 5,478
昭和46年度	七丁原 応神町	352 1,465	667 2,581	734 2,955	1,401 5,536

(昭和46年12月31日現在)

人口も世帯数と同じく本市対象9地域で第2位を占め，年令別人口構成は20歳～34歳が全体の25%強を占める。また，20歳～44歳が41%強を占めている。図からわかるとおりほぼピラミット型を示すが，60歳以上が11.2%を占めることは，老齢化とは別に一般的な現象といえよう。

2　くらしの姿

地域の生活状況を①世帯全体の所得　②不動産の所有　③生活意識などに分析し，まず要保護人員についてみると，昭和46年度は42年に比べ約25%減っているが，要保護世帯は10%ほど増加している現象を示している。

(1)　所得階層状況

所得階層を課税の面からみると，均等割世帯（年額原則として500円）が，42年に比べて46年は30%も減少する反面，所得割世帯は76%も増加している。一方，非課税世帯が依然横ばいを続けていることは，世帯主の職業分類不能とあわせて考える場合，いろいろな状況はあろうが，ある程度恒久的な世帯層の存在することがわかる。4年間で均等割世帯から所得割世帯への激増はまさに高度成長を続ける市民所得状況と合致するもので，地域住民の所得構造の推移を示すものである。意識調査による所得調べは，内容が金銭関係上からか質問に対する無回答が77%強もあることから現実の資料性には乏しいといえよう。

不動産所有関係のうち，家屋については持家が387世帯のうち92.8%（206世帯）あり，西矢野の96.7%に次いで第2位である。しかし，206戸のうち101世帯約50%がいわゆる不良住宅であることは，対象地域の生活環境の劣悪さを物語るものである。

ア　生活保護状況

区分／年度	被保護人員	保護率 ‰
S42	135人	103.4
S46	108人	78.6

イ　所得階層状況　（S47.4 意識調査）

区分 年度	生活保護・被保護世帯		住民税非課税世帯		住民税均等割課税世帯		住民税所得割課税世帯	
	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%
S42	45	14.9	49	16.2	184	60.9	24	8.0
46	50	12.9	42	10.9	127	32.8	168	43.4

ウ　所得状況　（S47.4 意識調査）

区分 年度	民生補助		～ 3万		3.1～5万		5.1～7万		7.1～9万		9.1～11万		11.1～15万		15.1万以上		無回答		計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
S47	1	0.3	8	2.1	8	2.1	37	9.5	12	3.1	12	3.1	5	1.3	4	1.0	300	77.5	387	100.0

エ　家屋所有状況

区分		戸数	構成比(%)	全地区	構成比(%)
家屋	持家	206	92.8	1,198	81.8
	借家	16	7.2	235	16.1
	間借	0	―	31	2.1
	計	222	100	1,464	100.0

生活意識　（S47.4 意識調査）

区分	今の生活で満足である	不十分ながら満足である	不満足である	わからない	計
応神町	66 (29.7%)	126 (56.8%)	30 (13.5%)	―	222 (100%)
全地区	326 (22.7%)	910 (63.3%)	198 (13.8%)	4 (0.2%)	1,438 (100%)

(2)　住民の生活意識

前に少し触れたが地域住民は，現在自分を取り巻く生活環境にどのような反応を示し，今後どのようなことを望んでいるのか意識調査の結果からみると，一般的に現在の生活に満足を肯定するものは不十分ながら満足であるを含めて86.5%であり，不満足と表明するものは13.5%に過ぎない。本市対象全地域の満足しているのが86.0%で不満足をするものは14.0%である。本市にあっては，このパターンが平均的地域住民の意思とみられる。

しかし，このことは心理的差別の現存することをさしおいた，単に日常の経済的社会的な市民生活面に重点を置いた意思であり，この意味においては今後における同和対策事業の緩慢を許すものとは思えない。

対象地域の住民が特に重点として考えているのは，何よりも子弟の教育であり，その進路希望をみると中学生の場合，高校進学希望が80%を占めている。進学をあきらめ就職を希望する者４人であり，7.7%に過ぎない。未定の７人のうち４人は就職進学の意思を表明し，親子ともに向学に熱心である。高校生の場合だと23%近くが大学進学を希望している。

特に具体的な生活設計の目標は何かとの質問には，63.7%の世帯主，子弟の教育であると答え，

次に29.19％は生活の経済的基礎である〝仕事〟を真剣に考えているとの答えである。この回答はおしなべて何ら同和地域に限定して調査する必要はない。しかし，過去の人間性をも没却した日常生活からの〝馴れ〟で，被差別の厳しさを自分自身の肌で味った苦しい経験をもうこれ以上，次の世代の人々に繰りかえしたくない親の願望が，子弟教育に表われているのであって，以下住居 7.4%，貯蓄5.8%となっている。

生命保険の加入状況は，半数以上の66.2%の世帯が加入している。特に重複加入の比重の高いことは，未加入の世帯と比して地域世帯の生活保障に対する意識構造がうかがわれているのではないだろうか。新聞購読にあっては生保家庭の数などを勘案すれば1，2世帯に1紙の比率はさらに減り，1世帯1紙が読みとれると思う。

なお今回の調査からもれた結婚，風俗習慣，ことばなどの意識調査をする必要があろう。

ア　現在の生活の満足度　（S47.4 意識調査：以下同じ）

区分	今の生活で満足している (A)	不十分ながら満足である (B)	不満足である (C)	わからない (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	66	126	30	0	222	29.7	56.8	13.5	0

イ　子供の進路希望

a　中学生について

区分	高校 (A)	職業訓練所 (B)	就職 (C)	未定 (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	41	0	4	7	52	78.9	0	7.7	13.4

b　高校生について

区分	大学 (A)	職業訓練所 (B)	就職 (C)	未定 (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	11	0	24	13	48	22.9	0	50.0	27.1

ウ　今後の生活設計の重点

区分	住居 (A)	仕事 (B)	子供の教育 (C)	貯蓄 (D)	その他 (D)	計 (F)	割合 A/F	B/F	C/F	D/F	E/F
数	14	44	121	11	0	190	7.4	23.1	63.7	5.8	0

エ　生命保険等の加入状況

区分	加入している 1口	2口以上	小計 (A)	加入していない (B)	計 (C)	その他の保険に加入している（火災保険等）(D)	割合 A/C	B/C	D/C
数	86	61	147	75	222	75	66.2	33.8	33.8

（注）2重回答含む

オ　定期購読物調

区分	新聞(日刊)	週刊誌	雑誌	計
数	183	2	5	190

（注）1.2世帯に1新聞

(3)　住民組織

地域にある各種団体の存在や組織は，当然のことながらその地域の住民の意思が反映されており地域性が明確になる。

住民組織

(順不同)

団体名	内容説明	備考
同和会応神支部	町内発展，地域の同和事業の推進，同和教育の活動等	婦人部等の部会あり
部落解放同盟応神支部	町内発展，地域の同和事業の推進，解放学習活動等	婦人部，住宅要求組合等の部会や関係組織あり
七丁原老人会 七丁原南老人会	地域内に居住する老人を対象に組織。老人福祉向上等	
応神町婦人会七丁原支部	婦人相互の親睦をはかるため組織。婦人会活動等	
親子会	地域内に居住する親と子で組織。親と子の親睦，融和をはかる	
応神農機具共同利用組合	応神町地域内農家で組織。同和事業による農機具の貸与を受け，農機具の円滑な運営と農業振興等	
七丁原町内会	町内で組織。町内衛生活動等	

(4) 地域の消費行動

応神地域のみを対象とした住民の消費者行動の調査はないが，県や商工会議所等の一般的な調査からするとおおよその消費活動は推定できると思う。すでにみてきたように，この地域は地形上農村型ではあるけれども，建設業に従事する被雇用者を中心とした消費者行動をみる場合，その前提となる消費構造すなわち消費支出の内容等の調査を省いたため，エンゲル係数などがは握できないので，消費者意識ないし消費者行動―消費性向―の記述は合理性を欠くが，一般論としては次のことはいえよう。

一般消費財のうち，加工食料品，繊維二次製品，日用品，雑貨等のうちの最寄り品については大部分地域内の商店で購入していることである。最近の調査によると小売業の数，業種は図のとおりである。

図表からみると，日々の生活に供する身の廻り品やサービス業（クリーニング・理美容・修理等）ばかりであり，耐久消費財や専門品を扱う店舗はみられない。また，物的流通施設なども全然みられない。こうしたことから住民の購買力の大半は下級消費財であってもワンストップ・ショッピングと比較購買の可能な徳島市内または吉野本町の商店街に向けられているものと推定できる。丸新百貨店を代表とする本市唯一の商店街の商圏は―スーパーダイエーの進出が一層その半径を拡大しているが―10キロ以上15キロ以内は十分にはいるので，この地域の住民の購買圏も市中心部へ傾斜を強めている。このことは住民の購買意識が地域に向けられず，地域外にあることを示しているもので，高級消費耐久財を別にしても，この地域で一般消費財最寄り品の量販店を開業して近隣地域の購買力をある程度吸引するだけの資本と商業活動に必要な環境整備が今後の課題であろう。

地域内の商業・サービス業

(S46.6.1 実態調査調)

商業区分		事業所	従業員数
分類	業種名	総数	1人～2人
小売業	飲食料品（酒・タバコ）	4	4
〃	飲食料品（魚・野菜・菓子・精米）	5	5
〃	その他の小売（ガソリン）	1	1
〃	家具・建具・什器（電機器具）	1	1
不動産業	不動産賃貸業（アパート）	1	1
サービス業	対個人サービス業（理容・クリーニング）	3	3
〃	対個人サービス業（浴場）	2	2
	計	17	17

（注）従業員数3人以上なし

商工業別調査（昭和47年4月1日現在）



3　働き手の状況

(1)　労働人口の状況

地域の労働力人口はどうなっているかを図１でみると，総人口に対する労働可能人口は77.4%，さらに老齢，通学，病気，家事を控除した純労働力人口は63.4%となるが，そのうち就学状況をみた場合，臨時，日雇等，不安的な業種の従事は50.7%である。総人口÷稼動労働人口は１人で家族１人以上を扶養していることになる。臨時，日雇，すなわち不安定なものを除けば１人で３人以上を扶養することになっている。また，産業別にみたのが図２である。

図１　応神地域労働状態人口図

（昭和46年6月1日 実態調査調）

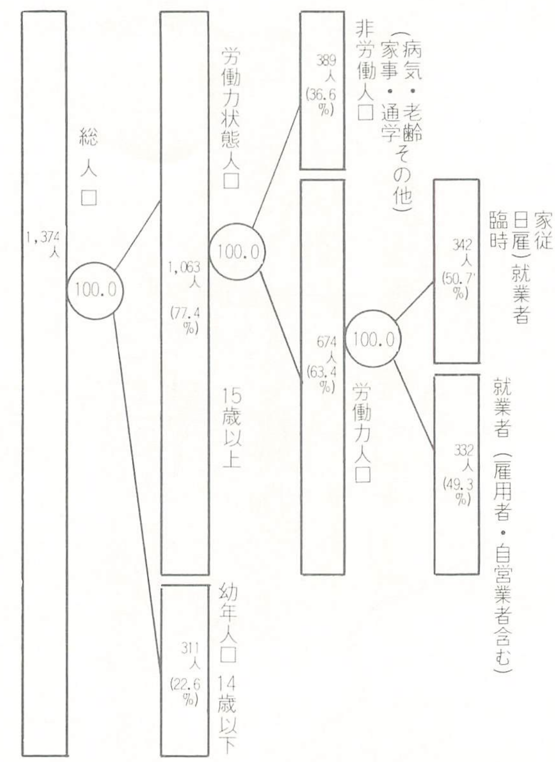
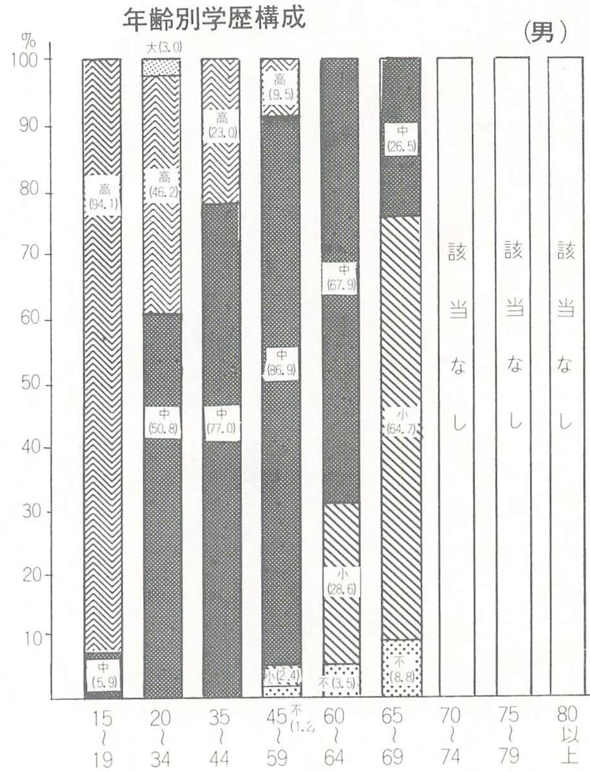


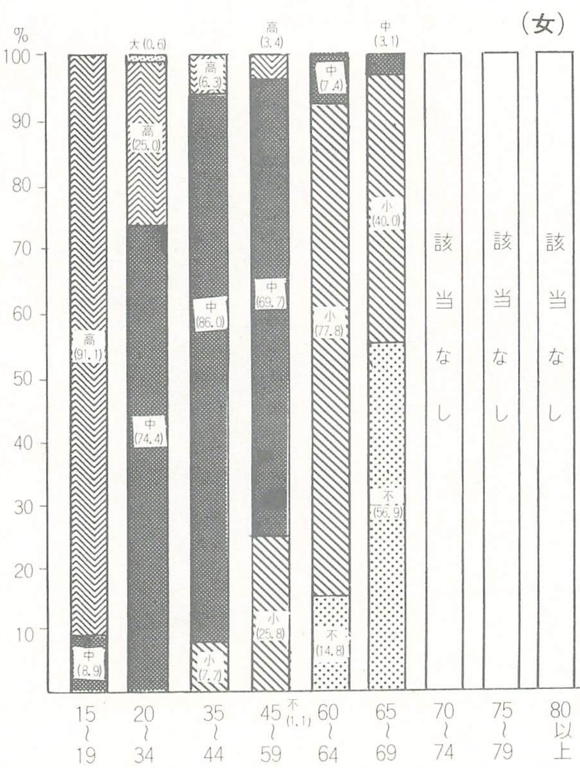
図２　応神地域産業別就業者数（比率）



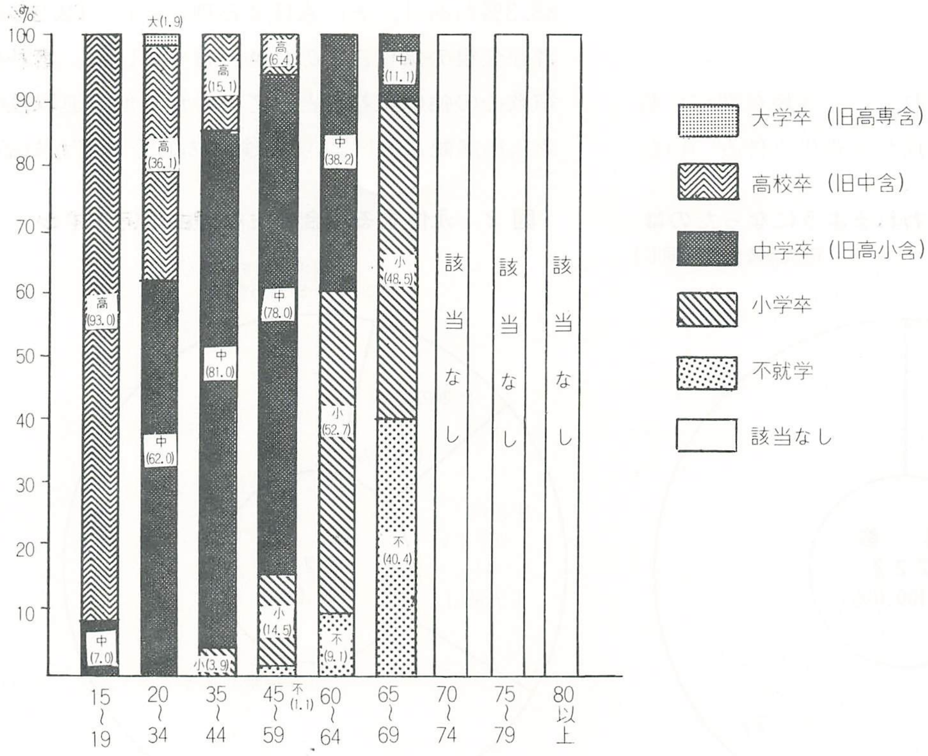
(2)　学歴別にみた労働人口

年齢別学歴構成





（地域全体）



(3) 自営業者と雇用者

従業上の地位による分類，すなわち自営と被雇用者との割合を示したのが下図である。就業者674人のうち634人（94.1%）が被雇用者である。このうち就業上の地位または経済的に不安的な臨時のものが321人（50.6%）を占めている。自営業者にしても40人（5.9%）であり，家族従業者のいない企業的なものはわずか19人（48%）である。さらに，その産業分類は３次産業が主体である。このことは地域の有効需要の低さをもたらし，社会資本の蓄積の皆無を想像させ，肥沃な発展を阻害する遠因もここにあると思われる。



(4) 失対就労者

この地域で特異なことは，生活保護の受給は地域全体の第３位にありながら失対労務者は実態調査の結果，皆無であることである。全国的に失対労務者の低減化は認められるとしても，387世帯の中に失対労務者がいないことはまさに驚異といえる。

4　環境と住まい

(1)　居 住 者

地域住民が自分のおかれている環境を調べたものであるが，81.1%の住民が先祖代々住みついたことを述べ，今後永住する意思のある者が実に88.3%もあり，その永住する理由として62.9%の者が先祖の祭りごとのためと言っている。素朴な宗教心の強い現われとみてよいが，他方進取性の乏しい諦観ムードないし閉鎖的な面がのぞかれる。

図 1　地域に来て住まわれるようになったのはいつごろですか？ (S 47.4 意識調査；以下同じ)

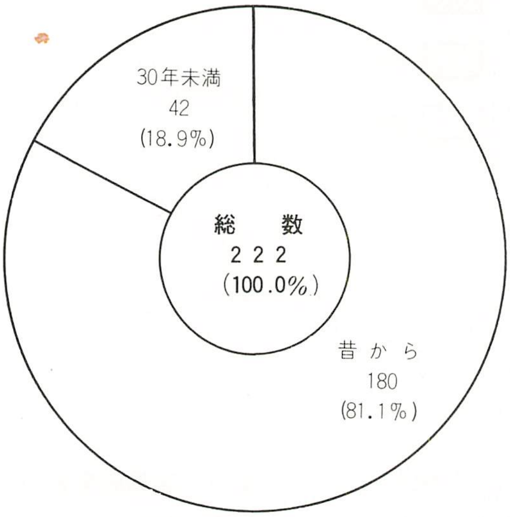


図 2　永住する場合の主な理由は何ですか？

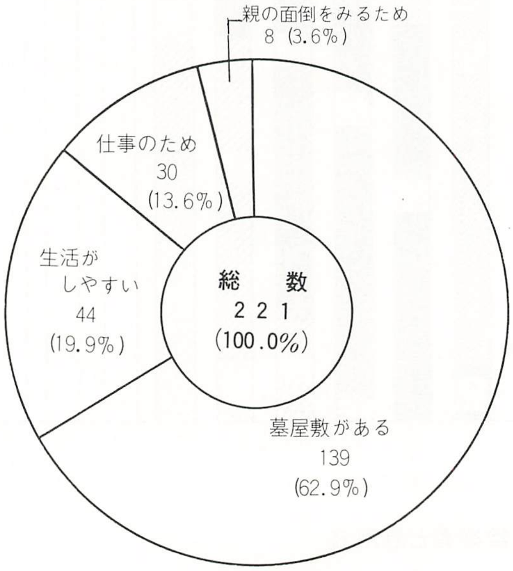
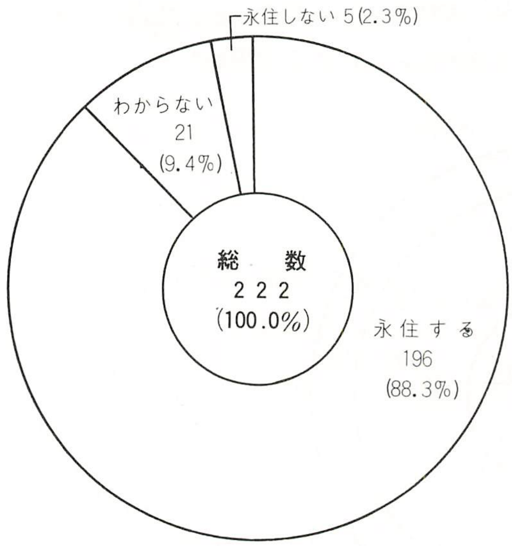


図 3　この地域に永住されるつもりですか？



(2)　墓地の状況

地域の東北の一画には一般と混在であるが整然とした墓地集団がある。これに対し地域内に散在する墓は，約 100 基におよび土地使用の効率を損じているばかりでなく，地域環境上からも決して好ましいものではない。

宗教的慣習もあり，人々の先祖崇拝の信仰厚い事情は十分理解できるが，やはり閉鎖された地域性が今日のような状況を呈しているのではなかろうか。今後は共同墓地化を進める必要がある。

(3) 住宅事情

上述したとおり，この地域の持家は 206戸で92.8%，借家が16戸 7.2%となっている。同和地域の家屋は，一般に木造トタンのバラックから始まり，鉄筋建てまで種々雑多にあり，反面その環境は，道路，下水排水路，防災度等の状況と調和せず，立地されているため間隔，採光，不燃性，通風，堅固さなど内外の美観と効用を半減している。また，過去からの諸事情で居住の意思は，その自由性が乏しく，閉鎖的な地域内に限定されたためその現象として過密，劣悪な住宅事情を呈している。公営住宅などは一見不要と見えるが，潜在的住宅の需要度は高いといえよう。

持家、借家別住宅数 (S47.4「意識調査」より)

区分	持家 (A)	借家 (B)	間借借 (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
戸数	206	16	0	222	92.8	7.2	0

① 住宅の規模

住宅の規模をみる場合，宅地の規模（すなわち建坪，敷地間の資料等）が必要であるが，実情調査の資料がないので省略するが，各住宅の間数と畳数の現況は，次のとおりである。

a 住宅の規模（間数） (S47.4 意識調査)

間数	1間	2間	3間	4間	5間	6間	7間	8間	9間	10間	計
実数	2	26	51	73	43	18	7	1	1	0	222
比率	0.9	11.7	23.0	32.8	19.3	8.1	3.2	0.5	0.5	0	100.0

b 住宅の規模（畳数）

畳数	～5畳	5.5～13	10.5～13	13.5～16	16.5～20	20.5～25	25.5～30	30.5～40	40.5以上	計
実数	2	10	21	32	52	55	28	18	4	222
比率	0.9	4.5	9.5	14.4	23.4	24.8	12.6	8.1	1.8	100.0

40.5畳以上の住宅でも大きいとは一概に言えないが，この地域では，わずか4戸しかない。16.5畳～25畳が全体の48.2%を占めている。

間数の場合，4間が全体の32.8%で5間以上は合計70戸で31.6%となり，3間以下を一応狭小住宅とみた場合79戸で35.6%となる。狭小・普通・良と3つに区別した場合，その比率は各々⅓の割合となる。

1世帯あたりの平均家族数は 3.6人であるが，具体的に追求していくと狭小の現象は一段と高まろう。

② 住宅の不良度

昭和46年6月の実態調査により，良に区分されるものは211戸（民有187戸，公有24戸），不良に該当するものは101戸(民有）となっている。良，不良の割合は，約65％対35％である。

対象地域の特徴として建物の建ペイ率の高率，(過密現象)，住宅の不良度が高いこと，附属建造物の不良度が目立つことなど地域環境や生活基盤の劣悪さを物語るものである。

図1には住宅不良度の分布を示したが，この判定基準は「住宅地区改良法施行規則の別表　住宅不良度の測定基準」に準拠し，赤印が不良住宅，黄印はやや不良，青は良住宅で白い部分は住宅以外の建物もしくは未調査の部分である。

この調査の最大のメリットは，これを基礎に住民意識を承知し，当地域の改良事業をどう進めるかにある。すなわち，小集落方式による住宅改良の問題，道路，下水排水の効率的な配置の指針である。調査結果に基づいて改善事業を進めるうえに最も大切なことは，住民の協力，理解である。

住宅の不良度の現況　　(S46.6.1 実態調査)

区分	住宅の現況				住宅良・不良合計	割合	
	良		不良			良住宅	不良住宅
	民有	公有	民有	公有			
戸数	(A) 187	24	(B) 101	0	312 (288) A＋B＝(C)	A／C	B／C
	211		101			64.9	35.1

③ 住宅の要求度と公営住宅

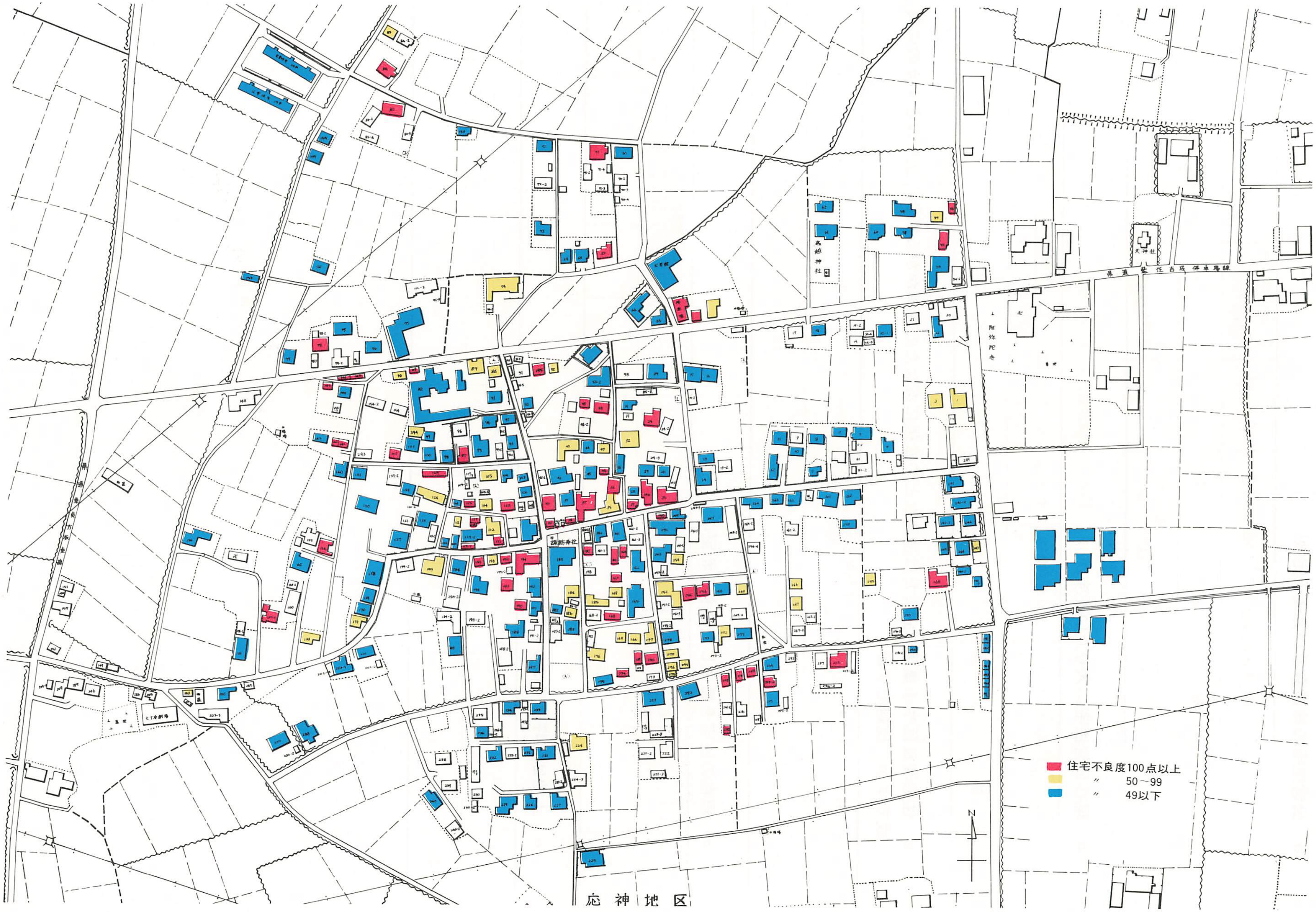
応神地域にはすでに48戸の住宅が建設されており，47年度には28戸の建設が予定されているが，27世帯が入居を希望している。しかしながら，この調査は，未調査世帯や世帯主が不在でわからないとの回答などを考慮する場合，住宅入居希望者数はさらに増加するものとみられる。

また，実態調査の結果同居世帯が43世帯もありいきおい公営住宅の要求となるであろうが，当面昭和47年度事業の28戸を建設することにより住宅要求は満たせるものと思われる。

つぎに，公共事業のため自分の住宅や土地が立退きする場合の賛否は，次表である。調査世帯222のうち77世帯34.7％が賛成であり，自分のところは反対であるが，地域の他のところなら賛成であるとする世帯が83世帯37.3％ある。これらの数字からみて70％の世帯は地域改良については基本的には賛意を示している。さらに突込んで立退いた後の住民意識を調べると，回答のあった77世帯のうち75％にあたる58世帯が区画された用地に住宅を建てたいと希望している。また，12世帯15％が公営住宅に入居を希望している。

このように立退きに協力し理解を示す数字は地域改善の切実な意識として受けとめられるものである。さらに，公共事業に伴う住居の移転については，58世帯のうち50坪までの用地を希望するものは27世帯46.6％，70坪までは14世帯24％の数字を示している。

図1　不良住宅度



(4) 改良事業の協力意識

a 公営住宅の建設数及び今後予定数

年度	昭和45年度まで	昭和46年度	小計	今後予定 昭和47年度	計
戸数	24戸	48戸	72戸	28戸	100戸
内容	第一種 木造平屋	第一種 3K′ 鉄筋		第一種 木造 2戸1棟	

b 現在公営住宅に入りたいですか (S47.4 意識調査)

区分	入りたい (A)	入りたくない (B)	わからない (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
数	27	181	14	222	12.2	81.5	6.3

c 住宅改良区や小集落方式または道路などの拡張にあなたの家がかかる場合、立ちのきするのに賛成ですか。反対ですか

区分	賛成 (A)	反対 (B)	できる所だけすればよい。私の家は反対 (C)	わからない (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	77	12	83	50	222	34.7	5.4	37.4	22.5

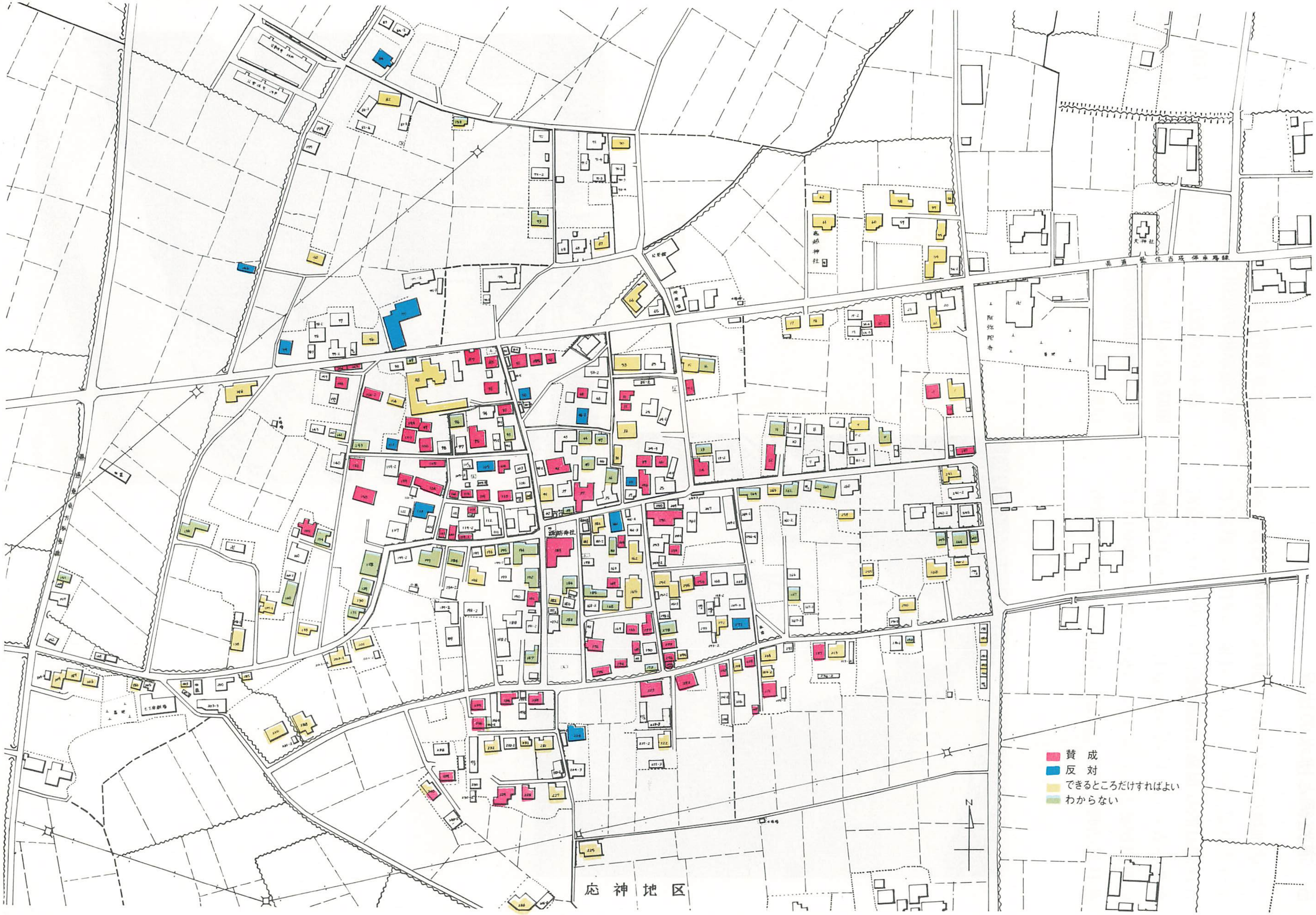
d 現在の住宅を撤去したのちの希望について

区分	公営住宅に入りたい (A)	区画された用地を買収して自分で家を建てたい (B)	この機会に他地区に出る (C)	その他 (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	12	58	7	—	77	15.6	75.3	9.1	—

e 土地は何坪まで欲しいですか

区分	50坪まで (A)	50〜70坪 (B)	71〜 100坪 (C)	100坪以上 (D)	わからない (E)	計 (F)	割合 A/F	B/F	C/F	D/F	E/F
数	27	14	12	5	—	58	46.6	24.1	20.7	8.6	—

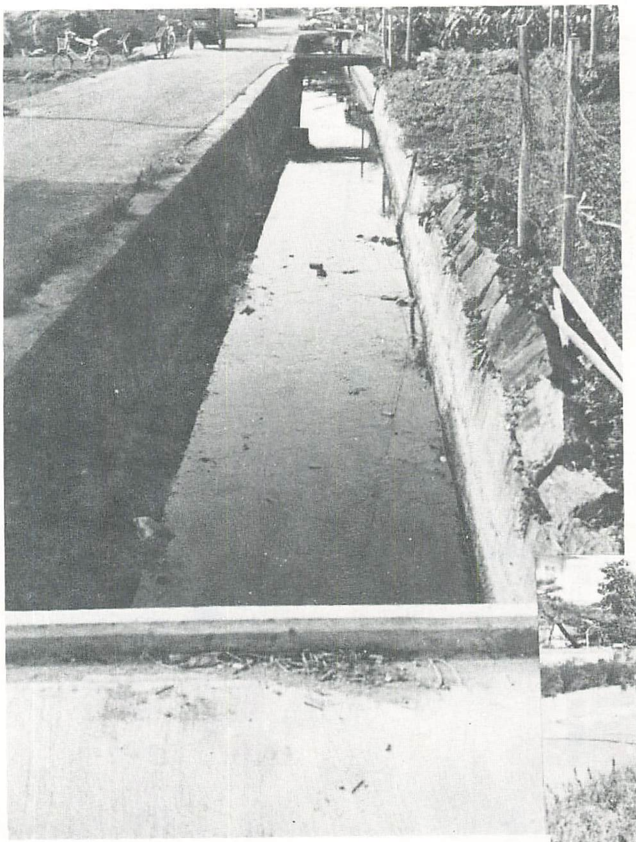
図2　改良事業の協力意識



5　道路網と排水の状況

この地域の道路事情は，地域の外周とも言える部分に県道が抜けており，対象地域特有の狭密で行き詰り的な現象は他地域よりは少ないが，過密現象を表わしている当地域は，やはり地域内道路に問題があるといえよう。防災，救急活動をはじめ日常活動の基本が道路にあるが，対象地域の劣悪性を解消することが急務であり，必然的に当地域も道路網の点検と改善整備がまたれる。

排水の状況については，図1の部分に大雨，台風時などに床下浸水地帯があるが，その範囲は広く，今後地域の農業排水も含めて下排水路の整備が急がれる。



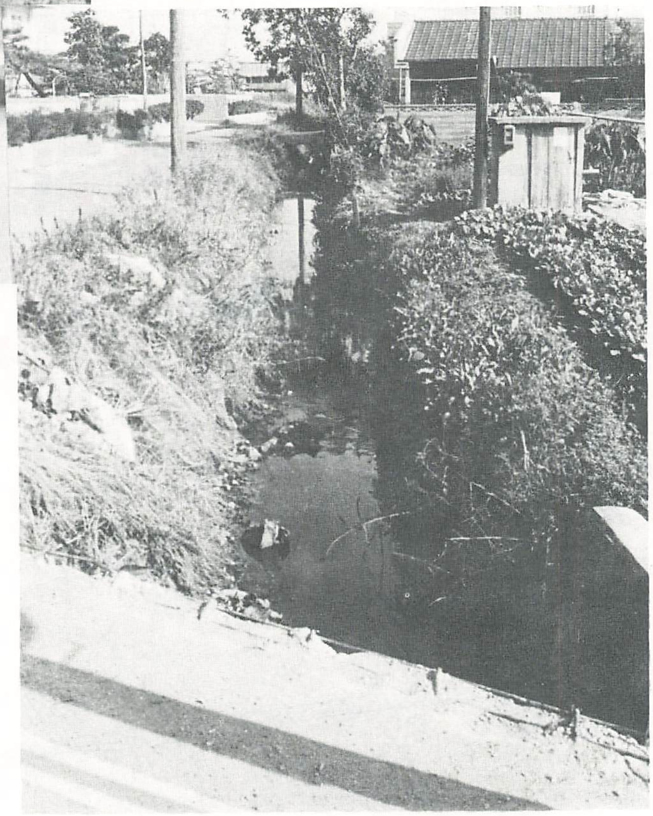
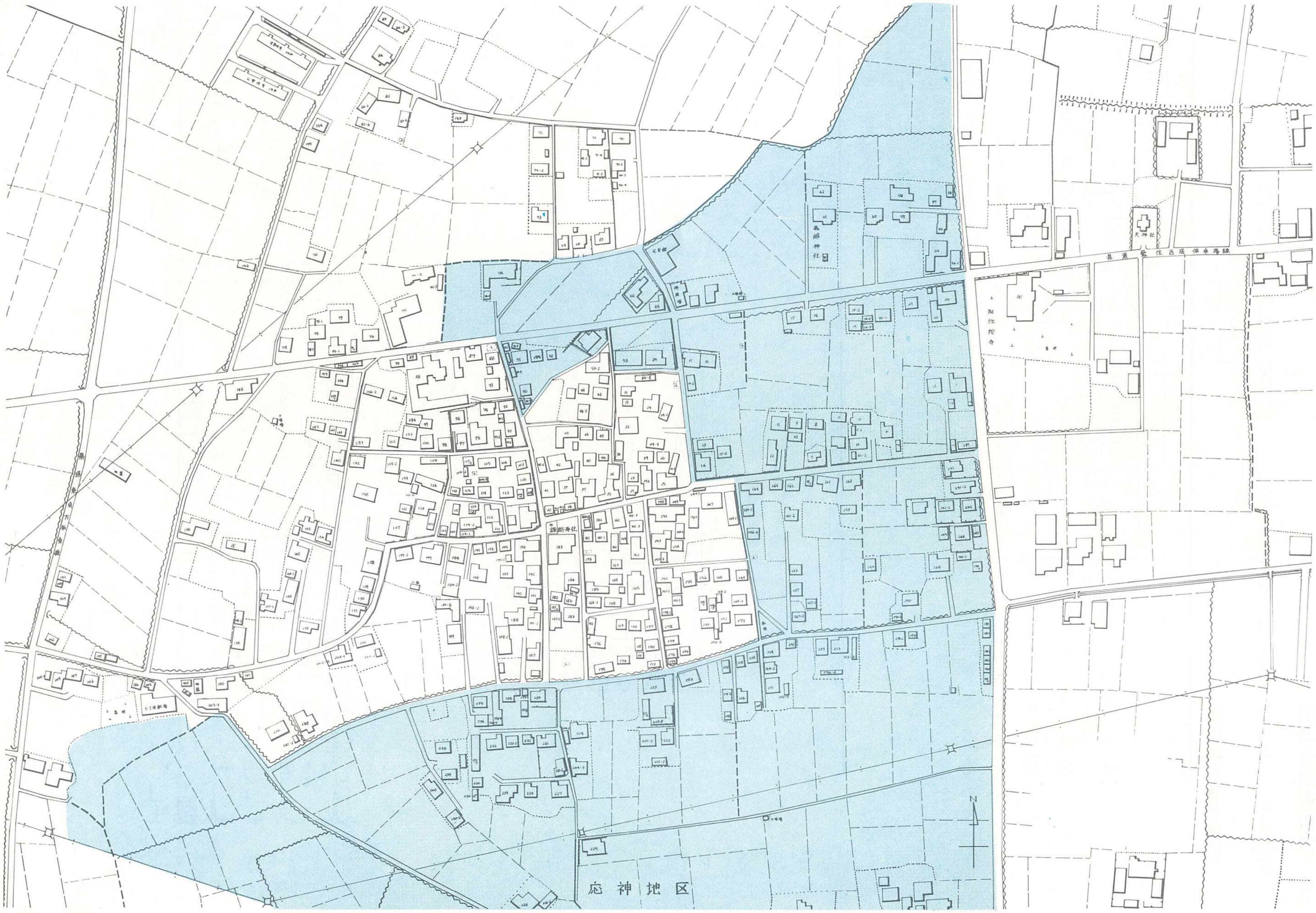


図1　床下浸水地帯

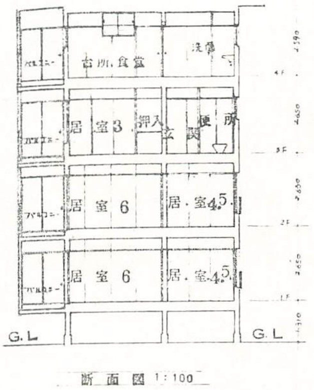


6　公共施設の状況

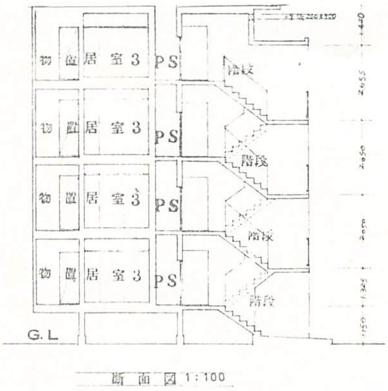
地域内の公共施設は 表のとおりである。その　　位置図は図２であり，水道配管状況も図２である。

応神地域公共施設

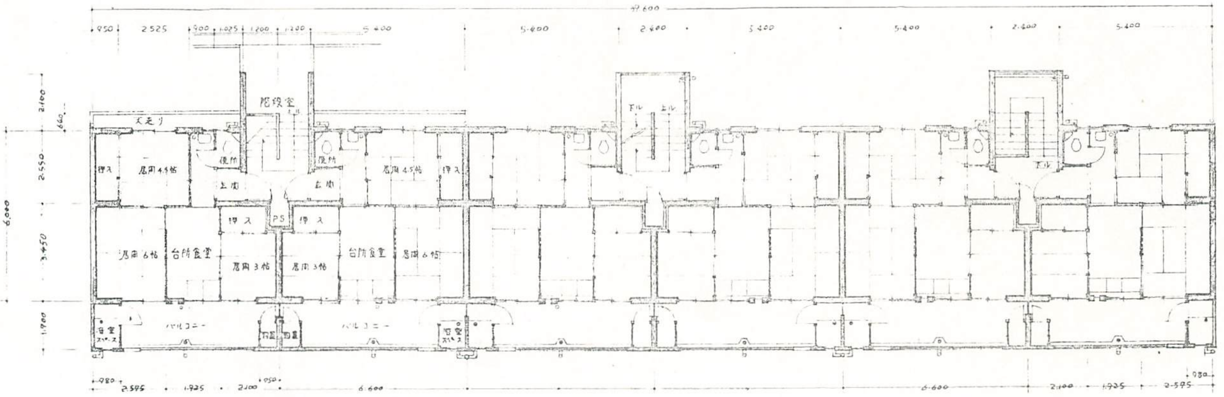
区　　分	土　地		建　物	
	現在高	摘　要	現在高	規模構造
① 応神公栄会館	m² 1,160.33	応神児童遊園地 1,160.33m² の中より使用	m² 269.92	コンクリートブロック造平屋建203.5m² 鉄骨平屋建66.42m²
② 応神授産場		国有地使用	110.74	木造瓦葺平屋建
③ 応神児童遊園地	1,160.33			
④ 応神老人ルーム及び保育所	2,261.25	46年度		47年度建設予定
⑤ 応神公営住宅	3,039	24戸分	12戸	簡易耐火平屋 6戸建 2棟
			10戸	簡易耐火平屋 5戸建 2棟
			2戸	簡易耐火平屋 2戸建 1棟
	4,136	48戸分	48戸	中耐火4階建24戸2棟　3K′



断面図 1:100

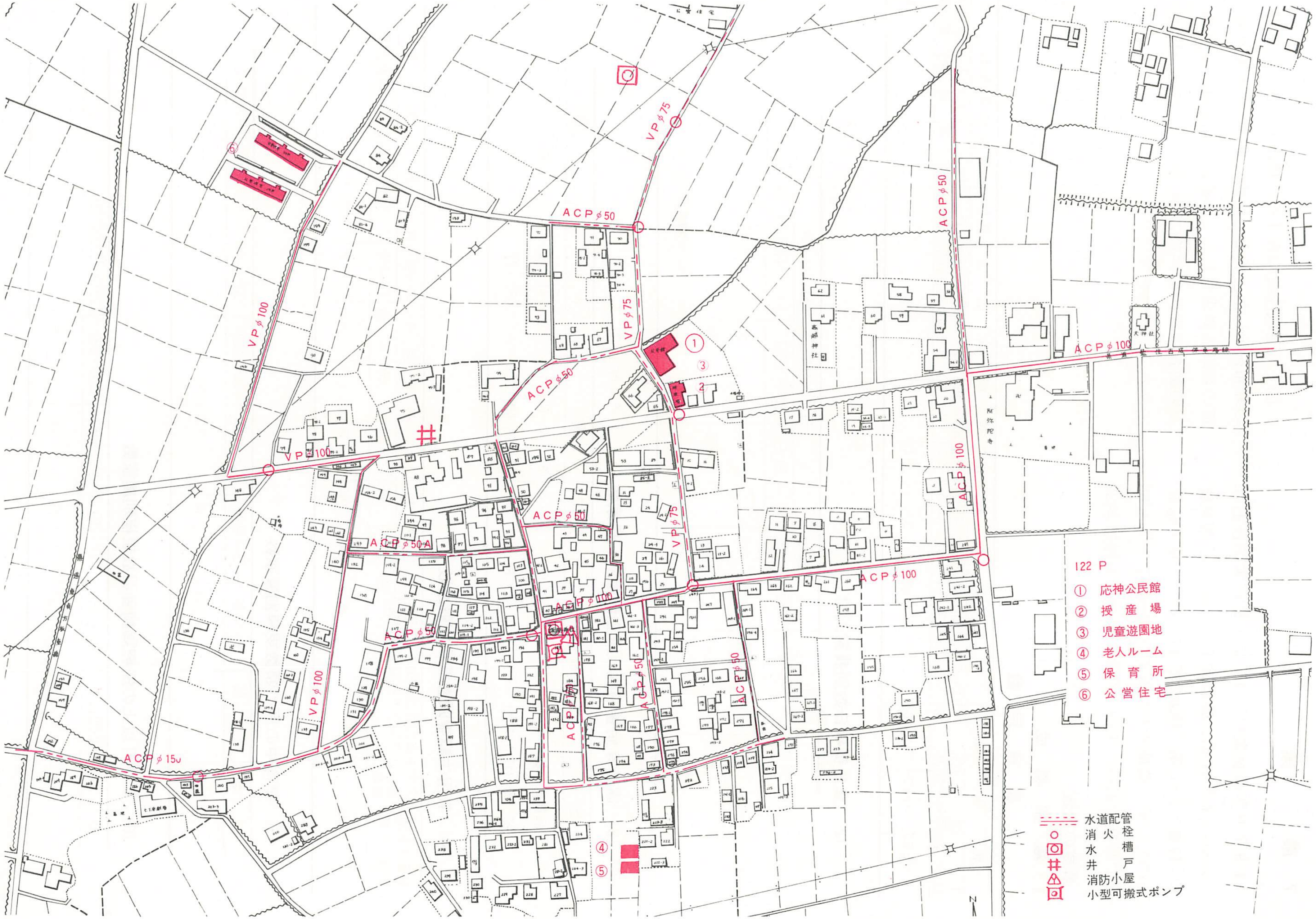


断面図 1:100



1 階平面図　　　2 階 3 階平面図　　　4 階平面図

図2　公共施設位置図


122 P
① 応神公民館
② 授産場
③ 児童遊園地
④ 老人ルーム
⑤ 保育所
⑥ 公営住宅
水道配管
消火栓
水槽
井戸
消防小屋
小型可搬式ポンプ
VPφ75
ACPφ50
ACPφ100
VPφ100
ACPφ50A
ACPφ15υ
天神社
阿弥陀寺

7　農　　業

１９７０年農林業センサスによると次のとおりである。これによると農家数144戸であるが，専業農家は皆無である。第二種兼業農家は142戸で98.6％を占めている。農地所有状況では10～29アールが65戸で最高であり，平均１戸当たりの所有地は約29アールである。

図１で地域住民の有する（耕作権も含む）田畑の分布を示した。農業の振興を推進するための農道の新設の要求もかなりあるが，昭和46年６月の実態調査の資料を参考に国に示した計画は，図２である。

農業の現況

１）農　家　構　成

(1)　農　家　戸　数

農家数			経営耕地規模別農家数(戸)								専兼別農家数　(戸)		
①総戸数	②同和戸数	③割合	④～9アール	⑤10～29アール	⑥30～49アール	⑦50～69アール	⑧70～99アール	⑨100～149アール	⑩150～199アール	⑫200以上アール	⑫専業	⑬第１種兼業	⑭第２種兼業
144戸	144戸	100％	19	65	37	14	9					2	142

(2)　農業従事日数別農家人口（人）

区分	①農家人口	②うち農業従事者	従事日数別			
			1～29日	30～59日	60～149日	150日以上
男	340	212	142	53	16	
女	348	208	126	58	23	
計	688	420	268	111	39	

(3)　家畜等飼養頭数（掃立数量別）農家数　　（　）内は現在頭数

区分	乳牛	役肉牛	豚	にわとり	ブロイラー	蚕
飼養総戸数　(戸)	①　3	②　2	③　6　(14)	④　1	⑤	⑥
頭数（掃立箱数）	⑦　4	⑧　2	⑨　51　(210)	⑩　350	⑪	⑫

(4)　乳用牛飼養頭数規模別農家数

乳用牛飼養農家戸数	２才未満の乳用牛のみを飼養し，２才以上を飼養しない農家数	２才以上の乳用牛の頭数規模別農家数									
		総数	1頭	2頭	3頭	4頭	5～6頭	7～9頭	10～14頭	15～29頭	30頭以上
3戸	1戸	2戸	1戸	戸	1戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸

(5)　肥育中の豚の頭数規模別農家数

総数	1～2頭	3～4頭	5～9頭	10～19頭	20～29頭	30～49頭	50～99頭	100頭以上
6戸	1戸	2戸	1戸	2戸	戸	戸	戸	戸

(6)　6ケ月以上の採卵鶏飼養羽数規模別農家数

総数	49羽以下	50～99	100～299	300～499	500～999	1,000～1,999	2,000～2,999	3,000以上
1戸	戸	戸	戸	1戸	戸	戸	戸	戸

図1　農地所有分布

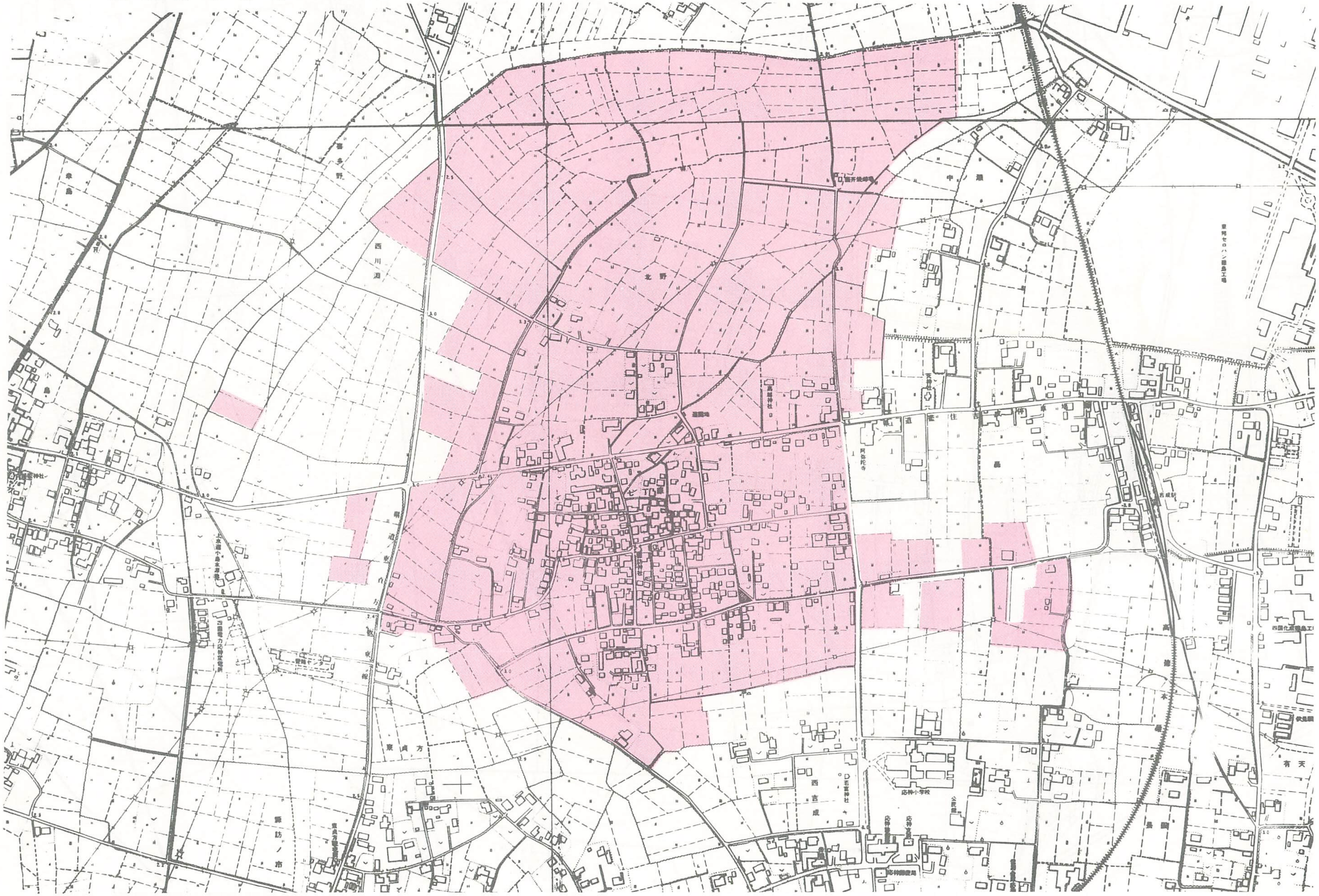
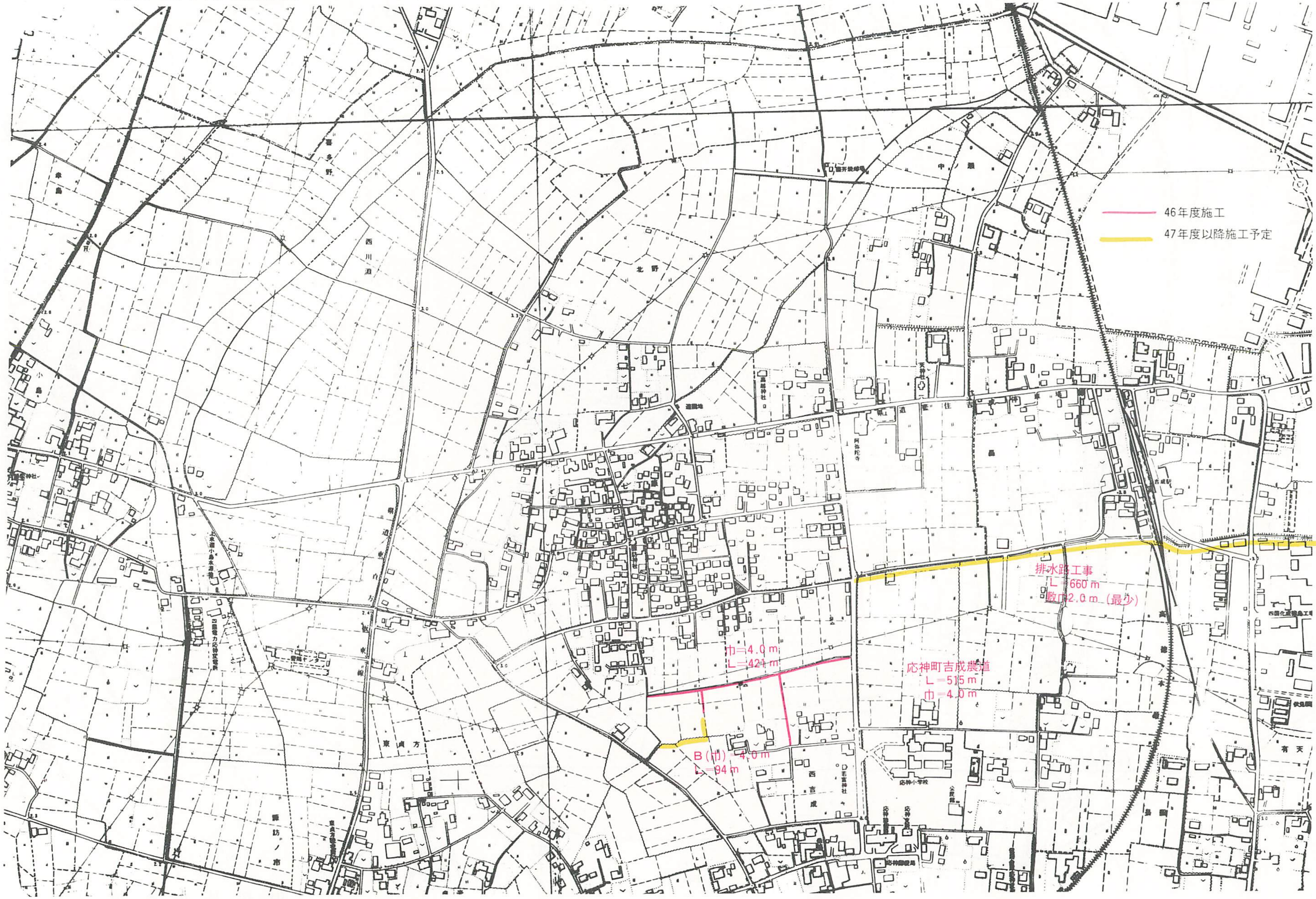


図２　農道・排水路建設計画



2）農 業 生 産

(1) 土 地 利 用

経営耕地面積 (ha)											⑫	⑬	⑭	左のうち借入地		
	樹園地					畑										
① 田	② 果樹園	③ 茶園	④ 桑園	⑤ その他の樹園地	⑥ 小計	⑦ 普通畑	⑧ 牧草専用地	⑨ その他の畑	⑩ 小計	⑪ 計	採草地牧草地	その他	合計	⑯ 田	⑰ 樹園地	⑱ 畑地
41.54						0.50			0.50	0.50	ha	ha	42.04ha	0.23ha	ha	0.10ha

(2) 農産物販売規模別農家数

	～9 アール	10～29 アール	30～49 アール	50～69 アール	90～99 アール	100～149 アール	150～199 アール	200 アール以上	計
販売なし	19	40	5	1					65
5万円未満		20	13						33
5～20万円未満		5	18	7	7				37
20～50 〃			1	6	2				9
50～70 〃									
70～100 〃									
計	19	65	37	14	9				144

(3) 農業資本装備

区分	現在所有している農用機械台数 (台)										
	動力耕耘機・農用トラクター		動力噴霧機	動力散布機	スピードスプレヤー	田植機	稲麦用動力刈取機	自脱型コンバイン	米麦用乾燥機	ミルカー	農用トラック オート三輪車	乗用車
	5PS未満	5PS以上	(含むスワース)	(含むミスト)					(カントリーエレベーターライスセンターは除く)			(含むライトバン)
共有	1	4	1	2			2					
個人所有	6	18	1	10			2		4		5	30
計	7	22	2	12			4		4		5	30

(4) **農業基盤整備**（同和農家混住率　　%）（単位 *ha*）

			① 土地改良								
			かんがい排水	農道	農道	農道	農道	農道	農道	農道	計
事業地区名			応神1号地区	応神1号地区	応神2号地区	応神3号地区	応神4号地区	応神5号地区	応神6号地区		7 地 区
総受益面積（*ha*）		田	( ) 41.5	( ) 10.0	( ) 2.2	( ) 4.0	( ) 41.5	( ) 2.0	( ) 2.0	( )	( ) 186.2
	畑	普通畑	( ) 0.5	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 1.0
		果樹園	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		桑園	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		茶園	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		その価	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		小計	( ) 0.5	( )	( )	( )	( ) 0.5	( )	( )	( )	( ) 1.0
	草地		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	その他		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	計 (1)		(L＝450m) 42*ha*	(L＝614m) 10*ha*	(L＝220m) 2.2*ha*	(L＝478m) 4*ha*	(L＝1,843m) 42*ha*	(L＝200m) 2*ha*	(L＝200m) 2*ha*	( )	(水路L＝ 450m) 農道L＝ 3,555m
上のうち同和受益面積（*ha*）		田	( ) 41.5*ha*	( ) 7*ha*	( ) 2.2*ha*	( ) 4*ha*	( ) 41.5*ha*	( ) 2*ha*	( ) 2*ha*	( )	(104.2*ha*) 100.2*ha*
	畑	普通畑	( ) 0.5*ha*	( )	( )	( )	( ) 0.5	( )	( )	( )	( ) 1.0
		果樹園	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		桑園	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		茶園	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		小計	( ) 0.5	( )	( )	( )	( ) 0.5	( )	( )	( )	( ) 1.0
	草地		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	その他		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	計 (2)		( ) 42*ha*	( ) 7*ha*	( ) 2.2*ha*	( ) 4*ha*	( ) 42*ha*	( ) 2*ha*	( ) 2*ha*	( )	( ) 105.2*ha*
総関係戸数			144	29	13	24	144	10	10		374戸
うち同和農家戸数			144	20	13	24	144	10	10		365戸
同和受益面積率			(2)/(1)＝ 100	70	100	100	100	100	100		
同上平均受益面積率			100	70	100	100	100	100	100		
備考			徳島市 巾 1.0m 深 1.0m	徳島市 巾員 4.0m	徳島市 巾員 4.0m	徳島市 巾員 4.0m	徳島市 巾員 4.0m	徳島市 巾員 4.0m	徳島市 巾員 4.0m		徳島市17

8　地域改善事業の推移

最近に実施した改善事業は表１のとおりである。また，その位置は図１である。今後長期計画策定に当たってはこれらの既存事業との有機的な事業選択を行なう必要があろう。

①　道路等の実施予定状況

事業の種類	44・45 実施済 (A)			46～53年度 実施予定 (B)				(A＋B)＝C			備考
	① 新設 改良	②構造	③ 事業規模	④ 新設 改良	箇所数	⑤構造	⑥ 事業規模	⑦ 新設 改良	⑧構造	⑨ 事業規模	
下水排水路	新設										
	改良			改良	2	コンクリート	m 1,600	改良	コンクリート	m 1,600	
地域道路	新設										
	改良	舗装（アスコン）	m 1,301.0	改良	20	拡巾舗装（アスコン）	m² 17,170.0	改良	拡巾舗装（アスコン）	m² 18,471.0	
橋梁	新設										
	改良										

②　地域道路の整備予定状況

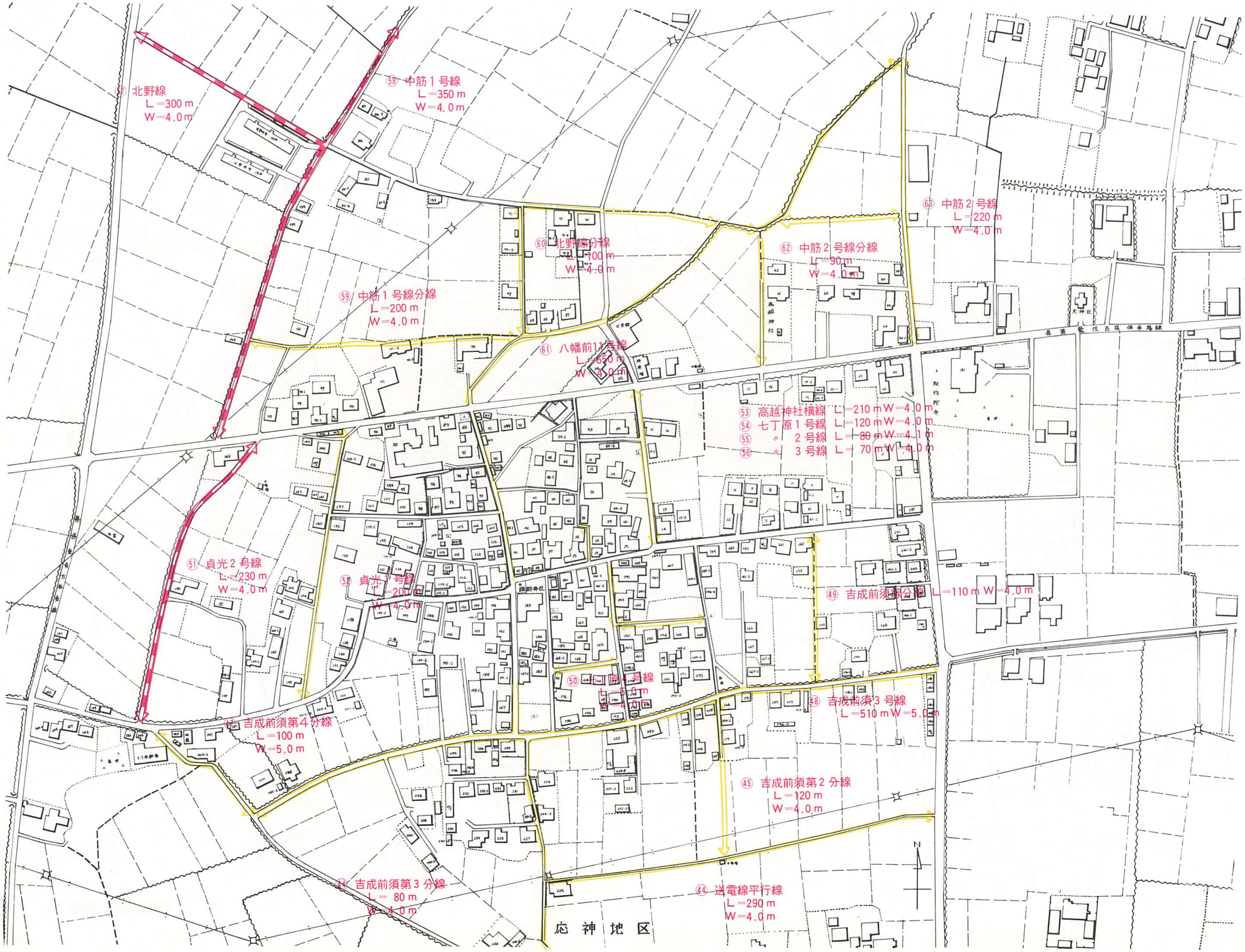
規模別	現況					実施予定事業量（46～53）			事業実施後の状況				
	総延長 ①	改良済延長 ②	②のうち舗装済延長 ③	改良率 ②/①×100	舗装率 ③/①×100	改良計画量 ④	新設計画量 ⑤	④⑤のうち舗装計画量 ⑥	総延長 ⑦	改良済延長 ⑧	⑦のうち舗装済延長 ⑨	改良率 ⑧/⑦×100	舗装率 ⑨/⑦×100
巾員 2m未満	m 567.0	m 310.5	m 310.5	%	%	(800.0m²) 200.0m		(800.0m²) 200.0m	m 567.0	m 510.5	m 510.5	%	%
2m～4m 〃	6,920.0	2,534.7	2,534.7			(16,370.0) 3,670.0		(16,370.0) 3,670.0	6,920.0	6,204.7	6,204.7		
4m～600 〃	192.5	192.5	192.5						192.5	192.5	192,5		
6m以上													
計	7,679.5	3,037.7	3,037.7	39,556	39,556	(17,170.0) 3,870.0		(17,170.0) 3,870.0	7,679.5	6,907.7	6,907.7	89,950	89,950

表１　最近の同和地域改善事業の実施

補助事業名		工事名	工事概要	施行延長	施行面積	総工事費	備考	
国庫補助事業	①	応神道路舗装	セメコン舗装	208.8m	516.0m²	2,373,800	側溝延長 150.4m	44年度
	②	応神上水道施設	ビニール100m	569.0m		1,620,000		46年度
県費補助事業	③	応神道路舗装（5号線）		アスコン舗装施行延長123.3m 施行面積291.4m²		1,915,013		44年度
	④	応神道路舗装（7号線）		アスコン舗装施行延長107.5m 施行面積217.1m²		1,432,127		44年度
	⑤	応神道路舗装	アスコン舗装	施行延長181.3m 施行面積329.6m²		2,020,949	側溝延長 176.5m	45年度
	⑥	応神隣保館増築	鉄筋平屋建	施行面積66.42m²		2,651,000		45年度
	⑦	応神下水排水路	U型コンクリート	施行延長41.4m		317,850		46年度
	⑧	応神街灯	水銀灯200W	7灯		379,385		46年度
単独	⑨	応神公栄会館改良工事				84,200		46年度

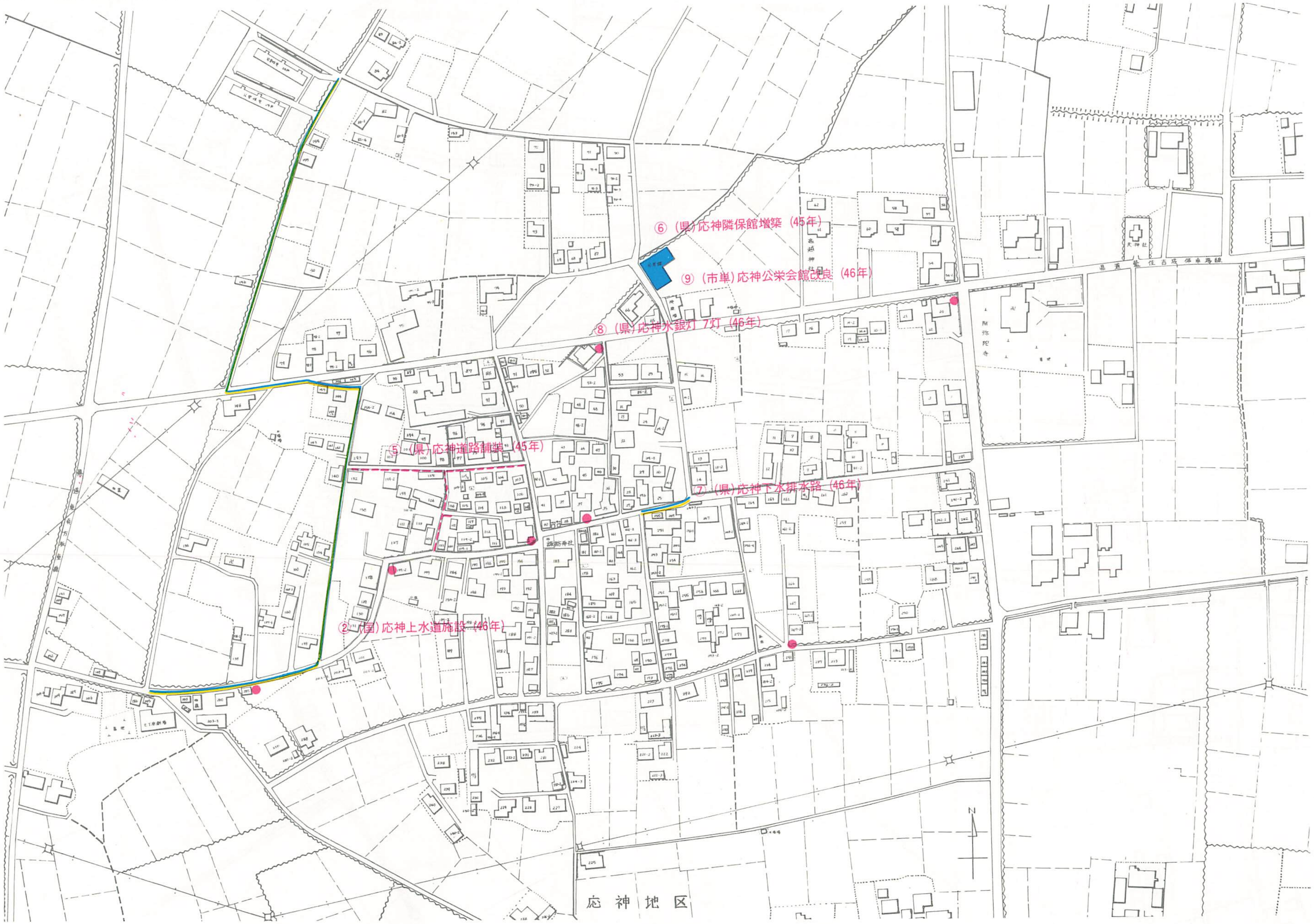
表2 応神地域同和対策事業量調

所管課(室)名	事業の種類	事業の名称	図面番号	新設改良の別	補助区分	44年度～45年度(実績) 総数業量	44年度～45年度(実績) 構造規模	46年度～48年度 総事業費	46年度～48年度 構造規模	49年度～53年度 総事業費	49年度～53年度 構造規模	合計 規模	合計 総事業費	用地補償買収予定 用地 面積	用地補償買収予定 用地 金額	用地補償買収予定 補償 面積	用地補償買収予定 補償 金額
同和対策課	地域道路	送電線平行線	44	改	県			3,000 6,000	拡巾改良 コンクリート擁壁 L=200mW4.0m	2,000	アスファルト舗装 L=290mW=4.0m		8,000	600	3,000		
〃	〃	吉成前須第2分線	45	〃	〃					7,500	拡巾改良，舗装 L=120mW=4.0m		7,500	300	1,500	5	3,000
〃	〃	〃 第3分線	46	〃	〃					2,500	拡巾改良，舗装 L=80mW=4.0m		2,500	160	1,000		
〃	〃	〃 第4分線	47	〃	〃			3,500	拡巾改良，舗装 L=100mW=5.0m				3,500	200	1,500	1	500
〃	〃	吉成前須3号線	48	改	国			10,000	拡巾改良 水路アマグレード L=510mW=5.0m				10,000				
〃	〃	吉成前須線分線	49	〃	県			4,100	改良舗装 L=110mW=4.0m				4,100	300	2,100		
〃	〃	七丁原4号線	50	〃	〃					3,500	拡巾改良，舗装 L=50mW=4.0m		3,500	100	1,000	3	1,000
〃	〃	貞光2号線	51	〃	〃					7,500	拡巾改良舗装 L=230mW=4.0m		7,500	500	3,500		
〃	〃	貞光1号線	52	〃	〃			7,800	拡巾改良舗装側溝 L=200mW=4.0m				7,800	400	2,800	5	3,000
〃	〃	高越神社横線	53	〃	〃			3,000	拡巾改良舗装 L=90mW=4.0m				3,000	200	2,000		
〃	〃	七丁原1号線	54	〃	〃					4,500	拡巾改良舗装 L=120mW=4.0m		4,500	150	1,500	5	1,000
〃	〃	〃 2号線	55	〃	〃					5,000	拡巾改良舗装 L=80mW=4.0m		5,000	150	1,500	10	3,000
〃	〃	〃 3号線	56	〃	〃					2,300	拡巾改良舗装 L=70mW=4.0m		2,300	140	1,000		
〃	〃	北野線	57	改	〃					8,500	拡巾改良舗装 L=300mW=4.0m		8,500	300	3,000		
〃	〃	中筋1号線	58	〃	国					10,500	拡巾改良舗装 L=350mW=4.0m		10,500	400	4,000		
〃	〃	中筋1号線分線	59	〃	県			8,000	拡巾改良舗装 L=200mW=4.0m				8,000	400	5,000		
〃	〃	北野線分線	60	〃	〃					4,000	拡巾舗装改良 L=100mW=4.0m		4,000	200	2,000	2	500
〃	〃	八幡前1号線	61	改	国			30,000	拡巾改良側溝 L=650mW=4.0m	3,000	アスファルト舗装 L=650mW=4.0m		33,000	1,300	10,000	15	10,000
〃	〃	中筋2号線分線	62	〃	県					2,300	拡巾改良舗装 L=90mW=4.0m		2,300	180	1,800		
〃	〃	中筋2号線	63	改	国			7,000	拡巾改良舗装 L 220mW=4.0m				7,000	400	2,000	2	1,000
〃	〃																



57 北野線
L＝300 m
W＝4.0 m
58 中筋1号線
L＝350 m
W＝4.0 m
59 中筋1号線分線
L＝200 m
W＝4.0 m
60 北野線分線
L＝100 m
W＝4.0 m
61 八幡前11号線
L＝650 m
W＝4.0 m
62 中筋2号線分線
L＝90 m
W＝4.0 m
63 中筋2号線
L＝220 m
W＝4.0 m
53 高越神社横線 L＝210 m W＝4.0 m
54 七丁原1号線 L＝120 m W＝4.0 m
55 〃 2号線 L＝80 m W＝4.1 m
56 〃 3号線 L＝70 m W＝4.0 m
51 貞光2号線
L＝230 m
W＝4.0 m
52 貞光1号線
L＝200 m
W＝4.0 m
49 吉成前須線分線 L＝110 m W＝4.0 m
50 七丁原4号線
L＝50 m
W＝4.0 m
48 吉成前須3号線
L＝510 m W＝5.0 m
47 吉成前須第4分線
L＝100 m
W＝5.0 m
45 吉成前須第2分線
L＝120 m
W＝4.0 m
46 吉成前須第3分線
L＝ 80 m
W＝4.0 m
44 送電線平行線
L＝290 m
W＝4.0 m
応神地区

図1　改善事業位置図


⑥（県）応神隣保館増築（45年）
⑨（市単）応神公栄会館改良（46年）
⑧（県）応神水銀灯 7灯（46年）
⑤（県）応神道路舗装（45年）
⑦（県）応神下水排水路（46年）
②（国）応神上水道施設（46年）
応神地区

9　計画についての問題点

応神地域の現状略述から地域の姿が浮きぼりにされたが，わが国の政治理念は，民主主義を基調としている。民主主義の原点は，基本的人権の尊重であり，差別をなくし完全解放をはかることは今日国民的課題であるが，同和行政の効率的な推進を図ることは，国及び地方自治団体の当面の喫緊事であり，そのため長期展望に立つ具体的な地域の総合計画の策定が必要である。以下，応神地域についての今後の問題点を列挙してみた。

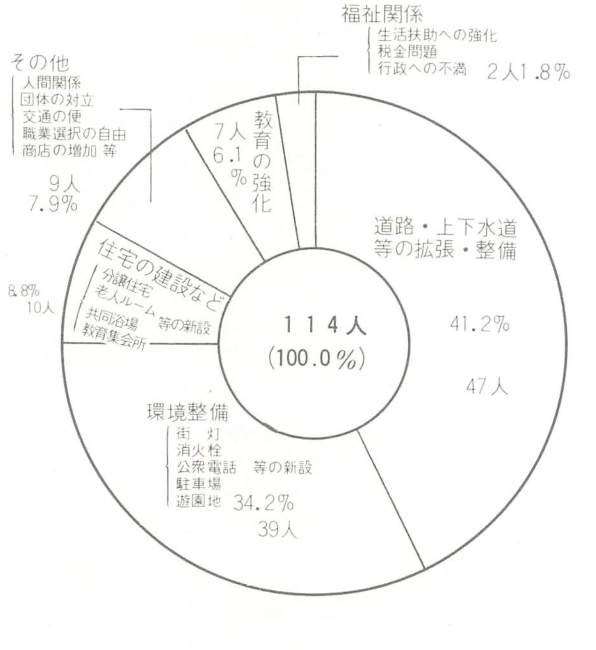
(1)　住民の希望

地域住民の改善事業に対する希望，意見等について調査したものを集約したのが図１である。自分たちの住む地域の道路上下水道等の拡張整備を希望するものが最も多く 114 人の調査対象のうち 41.2%を占めている。次いで環境整備が39人の 34.2%，住宅の建設は10人 8.8%となる。これから住民が何を希望しているかを知ることができたが，地域環境改善のうち道路上下水道整備をはじめとして環境整備の希望は75%におよんでおり，今後の課題として住宅改良方式，小集落方式，地方改善施設整備事業，同和地域環境改善事業，農山漁村同和対策事業，同和対策農業基盤整備事業等，国や県の補助事業とも関連づけて効率的に考えていかなければならない。

つぎに，地元住民や各団体などの具体的な要求のあったものを挙げると，次のとおりである。

老人ルーム　　（昭和47年度予定）
道路の改良
下水排水路の改良・新設
公営住宅の建設（昭和47年度28戸予定）
児童運動場
共同浴場
教育集会所
分譲住宅
保育所（昭和47年度建設予定）
公衆電話
駐車場
農道整備
共同豚舎
墓地移転
共同農機具の整備
街路灯

図１　対象地域住民の希望



(2) 地域発展の方向

この地域は南に吉野川，北を今切川のデルタ地帯にはさまれ，東部は国鉄高徳線の縦走などにより必然的に限定された立地状況にある。

当地域の今後の発展方向を地形的にみると，まず長期的には国道11号線に地勢を近づけることにより，東部への進出メリットが大きいし，また徳島市中心部へ直結する意味で国鉄吉成駅周辺へ進出する方法もあろう。しかし東部進出の場合は地価が高く，南部進出は旧応神村時代の中枢機関が集まっているなど発展可能な素地はあるが，ある程度の市街地が進行しているのに反し，北部方面は土地所有関係から進出の可能性はきわめて大である。即ち現状は県道・上板ー北島線までにほど遠いのが道路網整備，各種団地建設などにより吸引効果が期待できるならば北部進出は望ましい。

また広域的視野からみる場合，応神町の東北部に属するこの地域の抜本的発展を図るためには他地域の人的・物的流通の頻度を高める必要があろう。

芝 原 地 区



1 概　　況

(1) 部落の沿革

芝原同和地域とその周辺の地勢について

芝原同和地域とは，徳島市国府町芝原の内，野神，神楽免，東分の三つの小字地区である。芝原には他に観音堂，ウノ木，橋本をはじめ計16の小字からなるかなり広範囲の地域であり，さらに又芝原に隣接して北方に佐野塚，西黒田，東黒田の大字があり，吉野川をはさんで北に祖母ケ島，小塚を含めて昭和30年2月1日国府町に合併するまで旧北井上村を形成していた。また，東南部には飯尾川を境として旧南井上村地区とさらにその南方に旧国府町の地区があり，西北部には名西郡石井町高川原地区と藍畑地区に接している。

太古の時代にはこの芝原地域も，おそらくは海水の打寄せる海浜であったと推定されるが，長年月の間に吉野川の流出する洪積や飯尾川を含む再々のはんらんの繰りかえしや幾多の変遷を経て現在のような地形になったものと思われる。

先住民について

芝原の地域には，はたしていつの頃から人々が住みついていたものか，古代における正確な記録は見当らないが，この地域とは比較的近距離にある国府町西矢野地域や，或いは名西郡石井町の気延山を中心に，銅鐸や古墳が既に多数発掘されていることや，また，大化の改新当時には国府町府中に国司庁が置かれたこと，さらに国分寺や国分尼寺跡等もあり，こうしたことから推考して芝原地域としては距離的に云ってもこのような文化の影響をうけないはずはなく，かなり古くから農耕を主とした土民が住んでいたものと思うのは蓋し当然のことといえよう。

芝原の地名について

名東郡史（P 202～203）に芝原保のことや，芝原は菅原の誤写ではないか……等の記述がある。これによると，芝原保・名西郡阿川村勧善寺所蔵の大般若経の奥書の中に，喜慶2年（元中5年）に芝原保のことが見えている。これは，この頃に至って突如として現われたものでなく，これを徴すべき文献資料に欠けているが守護職時代すでに存在したことは明らかである。〝保〟とは荘の類で，その初めは百姓が私墾田を作り各名郷ともに国衛の管轄を受けて租税を納め，その私有となったものをいう。もと荘園のように国司の管轄でなかったから，郷保と併ね称していた。しかし保も荘も，もとは郡郷の如く朝廷から定めた制でないから，いかほどを荘，いかほどを保ということなく，或いは大，或いは小その他によって一ならず一国の中，郡，郷，庄，保と大小入り乱れて制限はない。保に長官があって保司という。保が史書に散見するのは平康頼が阿波国麻殖保司となるをもって始めとする。とあり，また，芝原の芝を菅の誤写から来たとの説があってこの説が信なるようである。名西郡高川原村天神の社は土師氏の菅廟である。芝原附近は吉野川の水域変遷のために，土地の形状に古今の差異があるから，郷村の区分を明らかにし難い所がある。芝原も土師郷の一部であろうか，とある。

芝原同和地域の発生について

芝原にいわゆる同和地域住民がもともと住んでいたのか，或いは他から移住して来たのかどうかについては，他からの移住であるということは古くからの口伝によって，ほぼ間違いはないようである。しかし，何処からの移住であるかについては次のような諸説がある。

(A) 広島の安芸の国から久米安芸守に従って移住した。これはＳＮ氏，ＹＵ氏，ＫＢ氏が古老からの伝承であり，ＳＮ氏は特に久米家の系統の老婆から直接「自分の家系とあなた方の先祖はもと同系の一族である」との話を聞いていること。

(B) 兵庫の播磨の国から移住してきた。

これはＳＮ氏もいうところのもので，播磨は

赤松氏の領国であり特に芝原城主久米安芸守とは姻戚関係にあり，久米安芸守が鍋場の合戦で討死の際にその子二人を播磨の赤松氏に托していること。また，その子が豊臣秀吉の四国征伐の際に従軍し，阿波に来て安芸守のために芝原蔵珠院に墓を建立していること等によること。

(C) 播磨の三木城から移住して来た。

これはＫＯ氏の説であり，三木城と久米安芸守との関係によるもののようである。

(D) 大阪の河内地域から移住して来た。

この説もＫＯ氏のもので，これについてはＫＯ氏がまだ若い頃に当地域から神戸の方に転出していたＦＴ氏からＫＯ氏の父親宛に手紙にて自分の先祖が毎夜の如く夢枕にたち「自分の家系は武士で，河内で戦いに敗れ芝原に落ちのびたが，その後この家系を印した系図を東黒田の某に奪われているのは残念であり，けしからんことである」とのことであるため調べて欲しいとの依頼により，ＫＯ氏の父親故米太郎が調査したことがあり，その結果，ＦＴ家はやはり河内から来ていることが判明した事実もあり，河内から来たこと立証するものであるといっている。また，細川氏に代って阿波の管領であった三好氏の弟長慶が河内に居たこともあり，河内と阿波には関係深い土地柄であることからもうなずけるものといえよう。

(E) 平家の落武者として移住して来た。

これもＫＯ氏の説であり，同氏は特にＯ家の先祖は平家の落武者であることを昔から口伝しているとのことである。

ＫＯ氏は上記のような諸説のあることはむしろ当然のことで，単に久米安芸守の一族の落武者のみではなく，各地からの落武者が戦乱の地から逃れ集まったものであろうといわれている。また，往古の芝原同和地域は現在のように開拓されたものでなく，飯尾川に囲まれた地域で竹薮も多く再々の洪水もあり，とても人の住むような環境ではなく，しかも住居とても粗末なもので，みじめな生活をしていたものと想像されるといっている。

なお，以上のような諸説から総合して推考するに，鎌倉幕府の当時，阿波には佐々木径高が文治二年(1186)芝原に近い石井町の鳥坂城に守護職として入国しており，この径高は承久の乱(1221)に上皇方に味方して敗れ，名西郡神山町弓折で討死していること。或いは屋島や壇の浦における源平の合戦による平家の敗戦によりそうした落武者が山に隠れ野に伏し，その一部がこの地域に来たこと。或いはその後，芝原とは里余の間にある勝瑞城における細川，三好時代さらに長曽我部氏の阿波侵入による中富川，鍋場の合戦や久米安芸守の一宮城襲撃等数度の合戦によって敗残落人となった者が，この芝原の地域で生きのびてきた，また，当時の武士，落人といえども生命は惜しいから，名を秘し身分を隠して細々と生きてきたものであろう。またそうでなければ勝者の敗残者に対する追討は相当に苛酷なものがあったはずであるから，おそらくはこの地域で生きのびてきたが，それは実際にみじめで人間らしい生活ではなかったと推量される。こうした情況の中で徳川時代となり，いわゆる封建制度が確立せられてこの地域が賤民部落として特殊な扱いを受け，明治，大正を経て現在の同和地域となっているものと思われる。

なお，YN氏によれば賤民部落として，はっきり指定されたのは文化・文政の頃ではないかとのことである。

同和地域としての史実について

(A) 久米安芸守の鍋場合戦について

芝原同和地域の祖先が久米安芸守に従ってこの地に来ていることに関連して，ここで鍋場の合戦で久米安芸守が敗れた史実について，名東郡史(Ｐ220〜226）によって，その概略を見てみよう。

芝原城ー久米安芸守義広（一本に弘）姓平氏，紋二ツ引両添紋十文字，三百貫，久米左近ともいう，三好義賢は聟なり，妻は細川讃岐守持隆の妹なり，嫡子亀寿丸は鍋場の戦役後播磨国赤松氏に寄る。長じて後，秀吉四国討伐の時，其軍に属し久米左近という。後，赤松四郎左衛門義昌と改む。城地は芝原村八幡神社蔵珠院，里正宅は蓋し其跡なり。義広の墓石城址に在り。

鍮場合戦－芝原城主久米安芸守義広と志を同じくする士は，佐野平明(佐野塚壘)，小倉重信(蔵本壘)，仁木高将(英壘)，野田内蔵助（野田山壘）等で，常に勝瑞城の動静を窺っていた。また，細川氏の姻戚または譜代恩顧の者共は密かに義広の挙を聞き知って，芝原に会合する者が多く，一本に二千余と註しているが「阿波物語」には八百とあり，この方が真相なるに近い。

勝瑞城の三好義賢は，ここに麾下の将兵から市民に至るまで徴集して，武装を命じ各要所に配置した。芝原と勝瑞の距離は僅かに里余に過ぎず。互に敵情の報告すこぶる頻繁であった。義広思えらく，兵は実を避けて虚を撃つにありとし，彼義賢吾れ勝瑞に進軍すると聞かば必らず兵備を厳にしよう，先ず一宮城を攻撃すべしとて突然一宮城に夜襲を試みた。事倉卒に起ったので成助（一宮城主長門殿ともいい，妻は三好義賢の妹である）はこれが防禦に何等の術なく，既に戦死と覚悟を極めたが家臣木村肥前が馳せ来って成助を扶け，そして間道から遁れ去らしめた。義広は成助の妻女を捕えて芝原に退陣した。「昔阿波物語」はその情況を左の如く記している。（以下略）

その後，妹を敵に委ねた義賢の心中はすこぶる不安であり，そこで淡路から安宅，野口の兵を招き，また上郡の将兵も参加したので義賢は中富村から兵を進め，義広も出て前衛を東黒田鍮場に出し，互に中富川を隔てて対陣し戦機熟し義賢は義広の軍兵寡少を見て川を渡って挑戦し両軍の激斗となったが，衆寡敵せず義広も力尽きて遂に城辺で斃れ，その党は或いは城に入って自刃或いは敵に投じて戦死した。世にこれを久米の乱という。義広の長子亀寿丸，次子亀千代麿（後に二郎兵ヱ義房と改む）は乳母に擁せられて播磨国赤松氏に逃れた。この戦いの激烈さは「昔阿波物語」に左の如く書いてある。云云（以下略）

(B) 文政５年の差上帖（名東郡史Ｐ371)〔抄記〕
井戸村湯浅氏太郎所蔵文書
名東郡各村浦男女人数改差上帖　但当午歳弐歳以上
芝原村　家数 271軒　人数 1,231人　内男 602人　内女 617人，僧 6人，修験 5人，尼 1人
外に家数 57軒　人数 285人　同村賤民　内男 151人，内女 134人とあり。

(C) 安政の風水害関係（名東郡史Ｐ602～610)
〔抄記〕　早渕村後藤種太郎氏所蔵文書
芝原村　1．同〔潰家居宅〕64軒　但し元御注進高79軒
79軒の内相減本文之通
内45軒極々　此御銀　1貫 800匁
内19軒極　此御銀　665匁
外に42軒，芝原賤民，但し元御注進高43軒の内１軒相減本文之通
此御銀　840匁

(D) 慶応２年(寅年)風水害(名東郡史Ｐ613～615)
〔抄記〕　井戸村湯浅氏太郎所蔵文書
右者当五月朔日，八月七日，十六日風雨出水に付御損亡高之品々取調被仰付右之通組村取調奉指上候　云云
30軒　芝原村……合計 176軒
1．3軒　芝原村　滝川源太郎様頭人　百姓　清　吉
渡辺重左ヱ門様上同　多兵ヱ
来り人　五郎兵ヱ
右は同断之株　（注）溺死人
外に芝原村賤民共
惣合19貫100匁　寅９月17日，18日相渡
この時の死者
1．溺死　6人　井戸村　外に１人番非人
〔中略〕
1．同　11人　芝原村　外に24人賤民
〔中略〕
（他に損亡石高，流家汚家，流死牛馬，道路流失等の記録あり）
外に流家汚家41軒　賤民，流死人33人，流死牛馬14匹。

なお，上記の外に当時の災害時の水量につい

て井戸村湯浅新太郎(与頭庄屋)の請持組取調差上帖に祖母ケ島村では床上浸水2尺～3尺　4軒

佐野塚村	床上浸水	3尺～5尺	14軒
井戸村	〃	4尺～8尺	39軒
芝原村			30軒

〔註〕芝原村の床上浸水の尺度は書かれていないが，上記に近いものと思われる。

上記の如き記録から推考して，当時の洪水が如何に大きな災害をもたらしたか，また被害者が如何にみじめなものであったかが窺れ，特に芝原においては同和地域の被害状況がはっきりと記録されていることを知ることができる。

なお，序いでではあるが，名東郡史(P422～431)にいわゆる「賤民と良民との問題」と題して，喜田貞吉博士に賤民と良民との別という研究がある。それに編者故田所眉東氏の研究を加えて述べることとする。云云の記事がある。

これは要するに賤民問題をとやかくいうのは矛盾である。更に今これを社会的，国家的政策上から考察すれば両者の合同一致は大切である。国民教育に従事する諸君はこの間に諒解が常にあって欲しい云云とあり，いわゆる解放令後20世紀の今日において賤民解放の行なわれぬという道理はない点を強調した記事が載せられていることを附記する。

以上が名東郡史の中において芝原同和地域に関連するものであるが，YN氏はこの史実について一部の妥当性を認められるとしても，総べての点が正当なるものであるとは断じ難いといわれていることを附言しておく。

芝原八幡神社と同和地域との関係について

芝原同和地域と同八幡神社とはかなり深い関係があると思われるので識して識者の一考に供したい。

(A)　芝原八幡神社の由緒について

芝原八幡神社は旧芝原城主久米安芸守の深く敬信する守護神として安芸守が前任地の三好郡加茂村から遷宮したようにいわれているが，同社に次のような由緒がある。

八幡神社由緒

三好築前守長輝入道喜貴の六男久米安芸守義広天文十八辛酉年所領地豫州喜多郡久米荘より阿州三好郡之内加茂の郷に移り廿一年壬子正月細川家より芝原の郷に於いて三千貫の加領を給ふ

依之該村に移住し八幡神社を厚く崇敬し芝原村東西黒田村，佐野塚村，祖母ケ島村五ケ村の総氏神として尊称す　明治十二年十一月郷社に列す

この由緒によれば，安芸守は伊予から三好郡に来て再び芝原に来たことになり，同和地域の先祖は広島の安芸から来たとの説とは一致しないところがあり，また，八幡神社の勧請遷宮についても明記されておらない点は今後検討を要するものと思う。

(B)　神楽免の地名について

これは芝原同和地域の地名で，他所ではあまり聞かれない地名であろう。これについては八幡神社の由緒の項でもあるように，芝原城主久米安芸守が守護神として勧請遷宮に際し，同和地域の祖先が（久米安芸守に従って移住して来た）大いにこれに協力奉仕した功績によって，この八幡神社の造営，維持，賦役等を免除されたことにより，この地に住む者の地名が神楽免となったものである。との口伝がある。また，この地のKB氏宅には八幡神社遷宮に使用したという，荷負綱も伝えているということである。

(C)　八幡神社の氏子紛争について

KO氏の話によれば，明治初年に八幡神社氏子中で同和地域と一般地域の間で氏子問題で紛争を生じたことの伝承がある。その内容は，同和地域の氏子に対し一般地域の氏子が〝同和地域の氏子は氏子に非らず〟というような態度に出たことから紛争を生じたらしく，このことについて，現宮司の大和田氏は次のように説明している。

『明治初年に神仏混こうが廃止され，八幡神社も正式に神社(郷社)となったが，その際を期して社殿や神域の整備の議が起り，玉垣を造営することについてその石に氏子の氏名を刻むに

当り紛争を生じたようで，これについての記録等は全然ないが，やはり同和地域の氏子が一般地域の氏子から，従来のような差別的扱いを受けたことに立腹し，殊に同和地域の先祖が八幡神社の遷宮に力を入れ，その後も特に自分達の氏神として深く敬信していたため，大きな紛争となったと思われる。なお，その当時既に準備しつつあった石材が境内や馬場先の飯尾川辺に多く置かれていたが，その後散逸している』等々の説明があった。

芝原同和地域の特殊性について

この地域が同和地域となった事情については先に同和地域の発生のところで誌したとおりであるが，いわゆる敗残の落武者等の徐々集まって出来た同和地域であるといっても，やはり生きるためには何かの稼働によって食を得なければならないから，この地域としては農耕地帯であることから細々とではあっても農作によってその日の糧を得て生活していたものと想像されるのであり，そうした生活が現在に続いてきたものと思われる。

したがって，単に同和地域とはいっても，この地域では特に婢しい人の嫌う仕事をしていたとか，また遺伝的な悪病者もなかったようである。茲に口伝ではあるが，明治以前からこの地域でかなりの農地を所有し，経済的に豊かな生活をしていた家があり，また能書の者や学門に力を入れていた家があったことなどは，この地域が他の同和地域とは多少異なる特殊性であるといえるものではあるまいか。以下ＹＮ氏やＫＯ，ＫＭ・Ｏ両氏等からの話を誌して置く。

(A)　大前・大裏の両家について

何れも屋号で，大前はＯＵ家，大裏はＮＧ家であり，大前の方は南の地域，大裏の方は北の地域で相当広い土地を所有し有名であった。特に大裏の家は門構えで，中門や本宅，土蔵等立派な構えで井戸の数でも２～３あり，近所の家からはここへよく水をもらいに行っていたという。また，大前は橋本地区に秋田屋という大家と姻戚関係にあったという。その他ＮＫ，ＡＳ，ＵＥ，ＯＧ，ＢＤ等の各家もかなりの土地を所有し百姓をしていたようである。

(B)　墓石について

この地域には相当古い墓もあった（落武者の墓といわれるものがあった）が，再々の洪水や絶家のため亡くなったものもあるとのことである。また，文化・文政の頃より以降の墓がなくなっている。これはおそらく賤民として墓を建てることが許可されなかったものであろう。また，考えようによっては落人であることから身分を隠し名を秘していたことから，特に墓を建てることをしなかったともいえるようである。

現在，昔から続いている家として古い墓のあった家はＮＫ，ＡＳ，ＭＵ，ＯＵ，ＯＧ，ＵＤ，ＧＦ等の各家にあったとのことである。

他に芝原宮の東地区(一般地域)にＮＧ（ＵＤＩ家）とＡＢ家の墓が神楽免の土地にあり，このことは往古には自分の土地や屋敷に墓を建てたものであるが，地域外の者が何故に同和地域内に墓を建てたのであろうか。不合理とも思える点である。或いはこの両家はかつて同和地域に居てその後同和地域より出て行ったものか，考えさせられるものである。

(C)　教育関係について

この地域のＹＵ氏宅西隅に，明治中期より昭和12～13年頃まで北井上小学校の分校が設置され，小学校１年から３年まではこの分校で授業が行なわれていた。この分校で教師として教鞭をとったのが故小川米太郎氏で，ＫＯ氏の厳父であってこの地区の子弟教育には特に熱心で，立派な業績を残されている。また，この分校設置以前には故小川文左ヱ門（ＯＫ氏祖父)，故行譜小四郎（ＧＵ氏祖父）の両故人が私宅を寺小屋として，地域の子弟教育に尽されている。なお，Ｏ家宅には相当多くの蔵書が所有されていたが，これを姻戚関係にあった行譜小四郎に譲渡されたとのことであるが，度々の洪水等で流失したものも多いといわれている。

このように，同和地域であっても子弟の教育に早くから着目し指導に尽瘁する等のことは，やはり祖先から受け継いだ血の中に志学という秀れたものがあったことによるものと想われる。

ＫＯ氏によると，このことについて北井上地区は一般に農業経営については，よく働き経済的に進んでいるが教育面では遅れていた。その点ではむしろ同和地域の方がはるかに進んでいたと思うといわれている。

(D) 産業その他について

ＮＡ家には村蔵という人物があった（ＮＫ万次郎の伯父）。農業経営に秀れ特に藍作については造けい深く，指導者として各地区の人から畏敬されていたようであり，またその人品骨柄，容ぼうも実に立派であったと伝えている。

このような指導者があった影響もあってか，この地域では古くからＵＤ，ＮＫ両家，ＢＤ，ＯＧ，ＡＳ，ＫＵ両家等の各家を中心に農業経営がなされていたようである。

その他同和地域にありがちな乞食，殺生等をする者をこの地域では極端に嫌い，こうした者があると地域の指導的立場の有志がこの者に改めさせるか，地域外に追放するような措置をとったといわれている。

附　記

芝原同和地域の沿革については，一応名東郡史や地域の人々が伝承していること等を主として記述したが，これはほんの一部であるといえよう。また，この記述が必ずしもすべて正確なものとは思わない。調査日数もはなはだ少なく，充分に出来なかったため，誤りの点については今後さらに検討の上補足したいと考えている。

特に長い歳月の間にわたって，故なくして部落差別をされてきた同和地域住民の，物心両面における痛痕を想うとき，これが一日もはやく解消をはかるためにも，歴史的に正当なる事実をもって，相互の理解と認識を高めて，精神面での同和対策特別措置法や同和対策審議会答申の主旨に応えるべきであると，痛感するものである。

(2) 人口と世帯数

区分＼年度	人口総数	男女別 男	女	年齢階級別 0～5	6～14	15～19	20～34	35～44	45～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～
S 42	629	272	357	44	124	88	(20～39) 177	(40～59) 117		79 (60歳以上)				
46	591	273	318	46	96	74	137	77	87	24	19	16	9	6

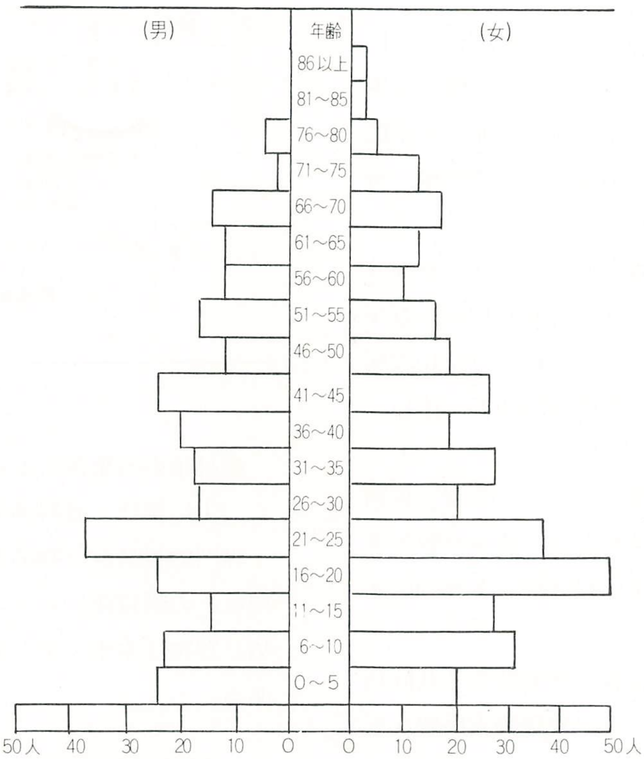
昭和42年度国勢調査　昭和46年度実態調査

世　帯　数

数	世帯数
昭和42年	142
昭和46年	147

当地域の人と世帯数の動態は表に示すとおりであるが，５年間に世帯数は５世帯増，人口は38人減少となっている。核家族化の現象と年代層のうち６歳～19歳の間での減少が目立つ。

芝原地域年齢別構成



2 くらしの姿

(1) 所得階層状況

(ア) 生活保護状況

区分 / 年度	被保護人員	保護率 ‰
S 42	55人	8.74
46	86人	14.55

(イ) 所得階層分布

区分 / 年度	生活保護被保護世帯		住民税非課税世帯		住民税均等割課税世帯		住民税所得割課税世帯	
	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%
S 42	19	13.4	16	11.3	89	62.7	18	12.6
46	29	18.2	34	21.4	71	44.7	25	15.7

(ウ) 所得状況 (S 47.4 意識調査)

区分 / 年度	民生補助		〜3万		3.1〜5分		5.1〜7万		7.1〜9分		9.1〜11万		11.5〜15万		15.1万以上		無回答		計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
S 47	6	4.1	7	4.8	23	15.7	15	10.2	6	4.1	4	2.7	5	3.4	4	2.7	77	52.3	147	100.0

(収入月額)

保護率では，昭和42年度8.74％から昭和46年度では，14.55％と大巾な増加をしているのは，他の地域にみられない現象である。

所得階層分布では，他の対象地域が，それぞれ所得階層の構成比が向上しているが，当地域は生活保護世帯住民税非課税世帯が逆に増加し，住民税均等割が減少を示し，その減少分が住民税，所得割課税世帯の増加につながっている。

所得状況では，意識調査でみるかぎり，無回答が52％もり，正確性を欠くが，月収3.1万～5万が15.7％ともっとも多く，ついで5.1～7万が10.2％となり，月収５万円以下の世帯は24.6％に達し，低所得層の多いことを示している。

この数字だけで対象地域の「くらしの姿」を判断できないが，当地域の特色として農家戸数が多く現代社会のなかで，農家の経済性が多面的にあることを知る必要がある。

住民の生活のなかで，租税や近隣社会の共同負担金，さらには冠婚葬祭などの交際的支出費など地域社会を構成する生活費がどうなっているか，収入に対する消費指数の割合など，明らかにされることによっていっそう明確となる。

(2) 住民組織

芝原地域の各種団体の組織や活動を示すと次のとおりである。

(順不同)

団体名	内容説明	備考
同和会芝部支部	町内発展，地域の同和事業の推進，同和教育の活動等	婦人部等の部会あり
部落解放同盟芝原支部	町内発展，地域の同和事業の推進，解放学習活動等	婦人部，住宅要求組合等の部会や関係組織あり
芝原農機具共同利用組合	芝原地域農家で組織，同和事業による農機具の貸与を受け農機具の円滑な運営と農業振興等	
芝原東老人会	地域内に居住する老人を対象に組織。老人福祉向上等	
ひまわり会	地域内の婦人で組織	
納税組合		
衛生組合	地域内の衛生活動等	
芝原東子供会	地域内の児童，生徒で組織	小・中学校児童生徒で各々組織
仏教婦人会	仏教を信仰する婦人で組織	

(3) 住民の消費行動（購買）

表１　住民の消費行動（購買）　(S 46.6.1 実態調査調)

商業区分		事業所	従業員数
分類	業種名	総数	1人～2人
小売業	飲食業（食堂）	2	2
	食料品（酒・菓子）	4	4
〃	仲立業（牛・馬）	1	1
〃	その他小売業（日用品，タバコ）	2	2
	〃（電器具）	1	1
サービス業	対個人サービス業（共同浴場）	1	1
	〃（荷馬車引き）き	1	1
	計	12	12

（注）従業員数３人以上なし

農村世帯の集落であるため，商店の規模が小さく，主に雑貨，食料品店である。

専門的製品及び物品等は，従来から国府町，日開などの購買圏にあり，高級品や専門品などを含めた買物は本市の中心商店街に求めている状態である。

3　働き手の状況

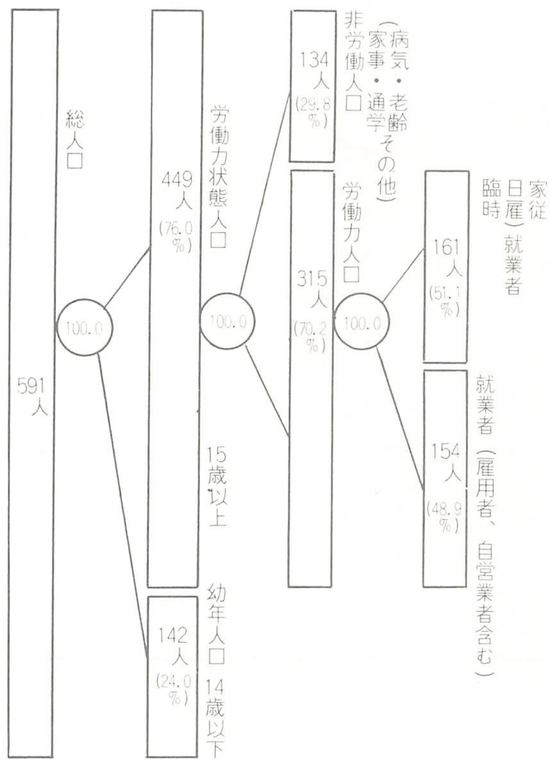
(1) 労働人口の状態

図１に示すように総人口591人に対し，生産年齢人口は，449人，76％であるが，通学，老齢，家事，病気，その他の非労働人口は134人で純労働力人口には315人70.2％である。

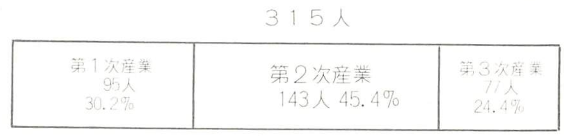
一方産業別就業状況は第１次産業として，農業その他に就業している者は95人30％，第２次産業に就業している数は143人45.4％，第３次産業に77人24.4％に分類される。

図 1　芝原地区労働力状態人口図

（昭和46年6月1日 実態調査調）



対象地域産業別就業者数



(2)　学歴別にみた労働人口

労働人口（年齢別）からみた学歴状況は表2のとおりである。修学状況として大学卒 3.6%，高校（旧中含む）卒20.6%，中学（高校含む）52.3%，小学のみは22.6%，不就学 1.9%の構成となるが，15歳～19歳の年代では高校卒60.9%，中学卒34.7%，大学卒 4.4%である。20歳～34歳では，中学卒72.4%，高校卒22.6%，大学卒 5%，35歳～44歳では中学卒79.7%，高校卒10.7%，大学卒 3.6%と年齢が高くなるほど修学状況は悪いが，これは，一般的傾向であるけれども，その罫線がきわめて高く，特に70歳以上の老人には，不就学者が多い。

表 2　芝原地域学歴調査（比率）

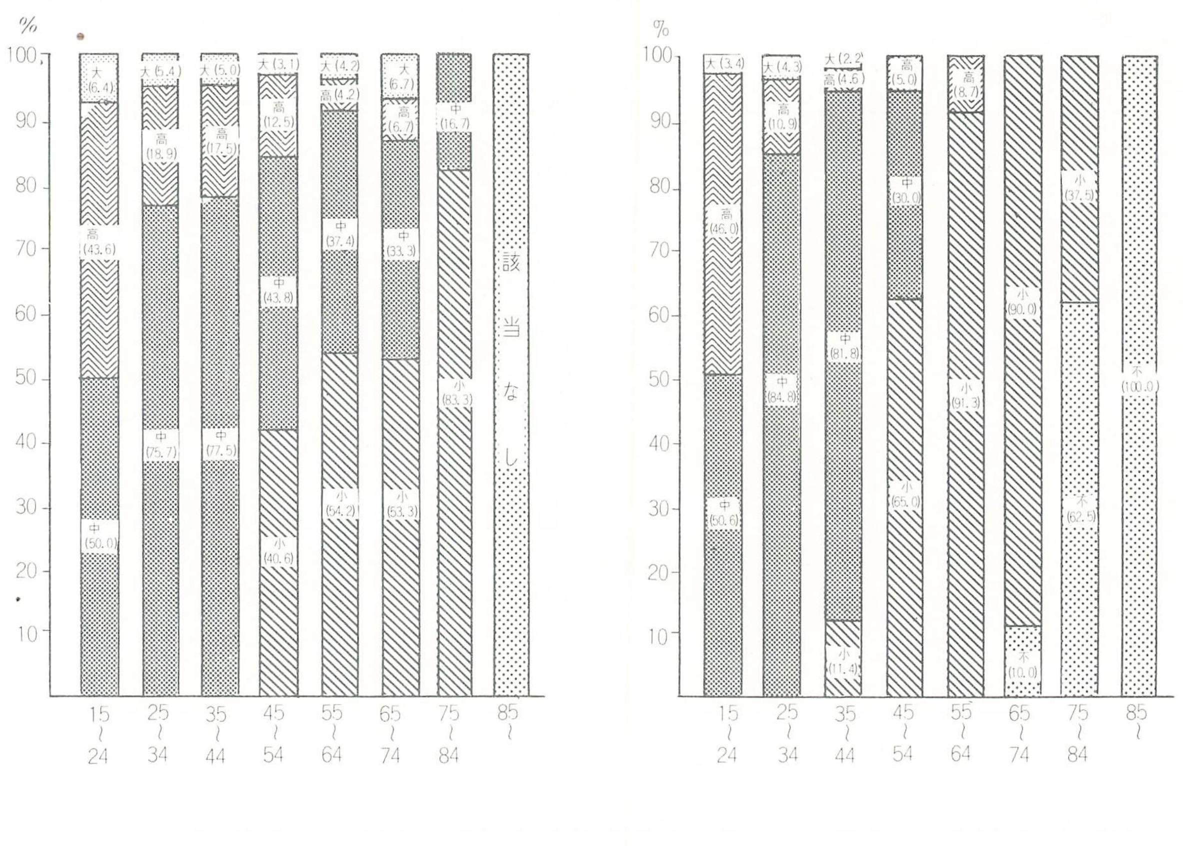
学歴 年令	大学卒 (旧高専含)		高校卒 (旧中含)		中学卒 (旧高小含)		小学卒		不就学		計
区分	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
15 ～ 19	2.9 18.2	1.5 16.7	26.1 38.3	34.8 47.0	13.0 7.7	21.7 11.5					100.0 14.5
20 ～ 34	2.5 36.3	2.5 66.7	9.8 34.0	12.8 41.2	30.7 42.6	41.7 51.9					100.0 34.3
35 ～ 44	2.4 18.2	1.2 16.6	8.3 14.9	2.4 3.9	36.9 26.5	42.8 27.4		6.0 7.7			100.0 17.8
45 ～ 59	2.2 18.2		4.4 8.6	3.3 5.9	19.6 15.4	13.0 9.2	19.6 42.9	37.9 53.8			100.0 19.4
60 ～ 64			3.7 2.1	3.7 2.0	18.5 4.3		29.6 19.0	44.5 18.5			100.0 4.7
65 ～ 69	5.9 9.1		5.9 2.1		11.8 1.7		35.3 14.3	41.1 10.8			100.0 3.6
70 ～ 74					9.1 0.9		45.4 11.9	27.3 4.6		18.2 22.2	100.0 2.3
75 ～ 79					9.1 0.9		45.4 11.9	27.3 4.6		18.2 22.2	100.0 2.3
80 ～										100.0 55.6	100.0 1.1
計	2.3 100.0	1.3 100.0	9.9 100.0	10.7 100.0	24.7 100.0	27.6 100.0	8.8 100.0	13.8 100.0	100.0	0.9 100.0	100.0 100.0

芝原地域学歴調査（その２）

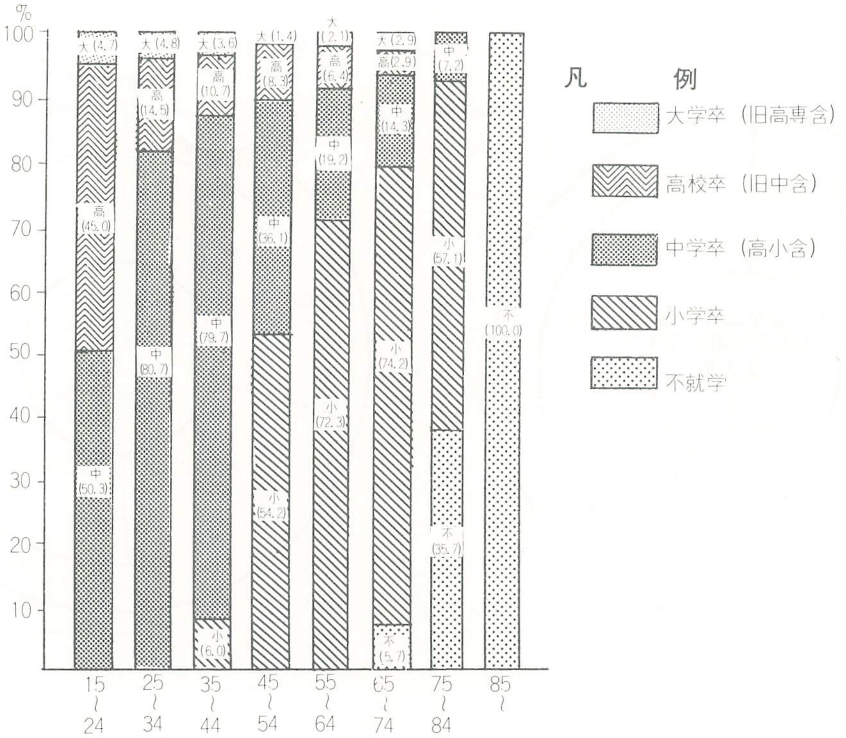
学歴／年齢別	不就学	小卒	中卒（高小含）	高卒（（旧中含）	大卒（旧高専含）	計 男 女
15 ～ 24	0 0	0 0	31 44	27 40	4 3	62 87
25 ～ 34	0 0	0 0	28 39	7 5	2 2	37 46
35 ～ 44	0 0	0 5	31 36	7 2	2 1	40 44
45 ～ 54	0 0	13 26	14 12	4 2	1 0	32 40
55 ～ 64	0 0	13 21	9 0	1 2	1 0	24 23
65 ～ 74	0 2	8 18	5 0	1 0	1 0	15 20
75 ～ 84	0 5	5 3	1 0	0 0	0 0	6 8
85 ～ 94	0 2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 2
計	0 9	39 73	119 131	47 51	11 6	216 270

図２　年齢別学歴構成　(%)

（男）　　　　（女）



（地域全体）



(3)　産業別就業者

図 3　産業別

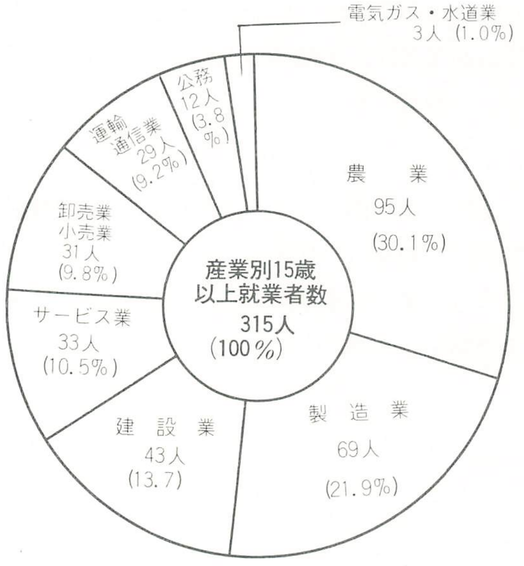


図 4　職業別

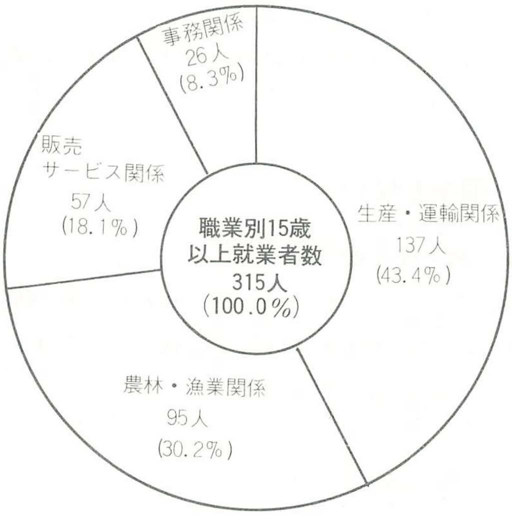


図５　地位別

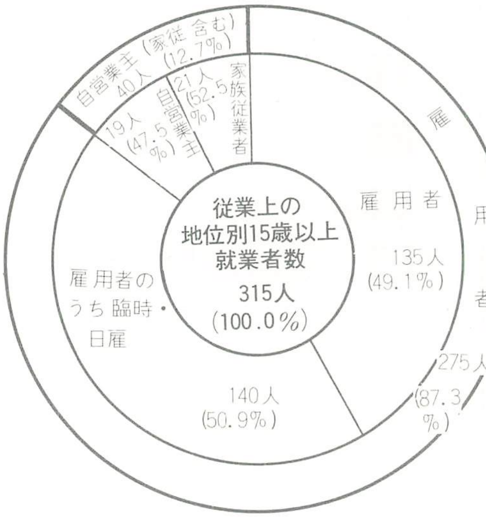
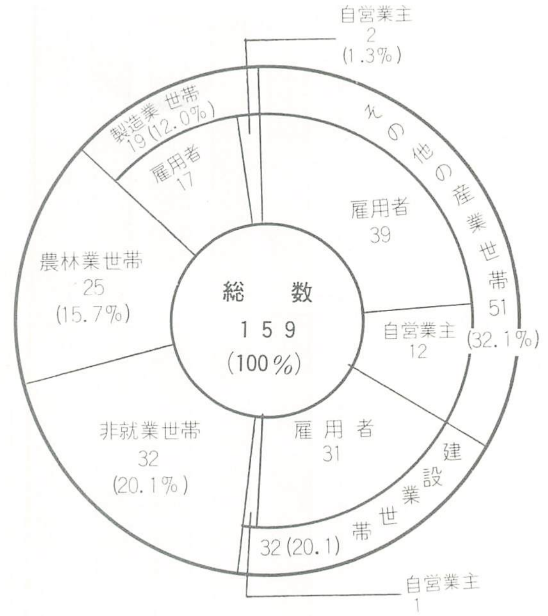


図６　各種産業世帯数



(4)　労働状況のうちで従業上の地位を調べてみた。

自営業主（家族従業を含む）は，40人の12.7％で，雇用労働者は275人 87.3％に大別される。そのうち臨時的なもの，日雇労働者は全体の44％に達し，就業状況は不安定な雇用労働者が多いことを示している。

(5)　世帯主の産業別雇用状況は，当地域は農村地帯であるが，農業25世帯15.7％であり，製造業，建設業，その他の産業雇用者世帯は85世帯54.7％を占めているが，自営業主は15世帯 9.5％と少なく逆に非就業世帯が32戸20.1％あることが目立つ。

さらに産業別就業者は農業建設業等の直接団体労働者は 207 人65.7％で，サービス業，卸小売業等の商業部門，運輸通信公務等の比較的労働率の軽い労働者は34.3％である。

4　環境と住い

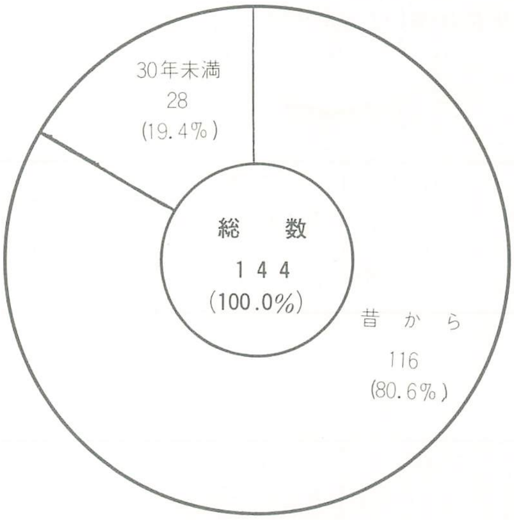
(1)　居　住　者

居住についての意識は，むかしからが80.6％をしめ，さらに居住者 144 名の今後の居住動向は，84％が永住すると答えている。

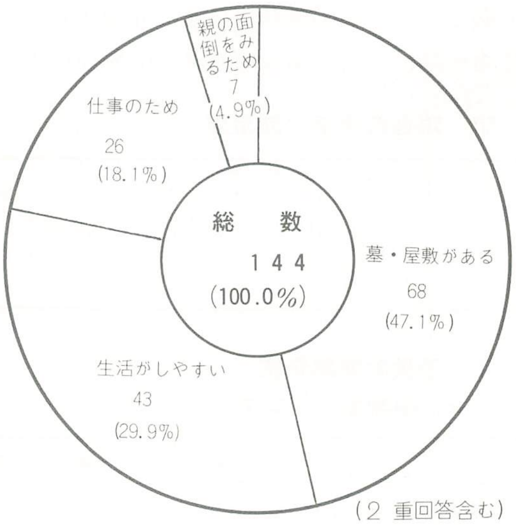
永住する理由として，先祖の墓，家族数がある生活がしやすい，仕事のためと答えている。

それに反し，永住しないと答えたのは，４名の2.8％にしか過ぎない。

地域に来て住まわれるようになったのはいつごろですか？　（S 47.3 意識調査；以下同じ）

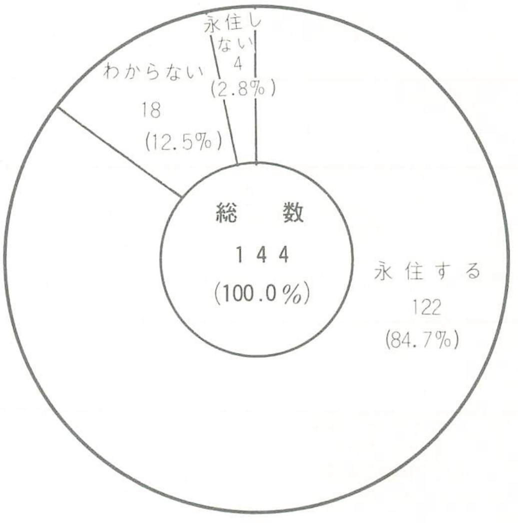


永住する場合の主な理由は何ですか？



（2 重回答含む）

この地域に永住されるつもりですか？



(2)　**居住者の生活意識**　（S 47.3 意識調査）

地域住民の生活意識を調べた結果はつぎのとおりである。その設問，答え方の意識と理解の状態によってもいろいろな差があるが，一応現在の意識をは握することができた。

「現在の生活の満足度」は，満足しているが20%で，不十分ながら満足との答えは67.4%で，合計すると87.5%を示している。大満足と答えた数は12.5%である。

次に子供の進路希望については，男子と女子の相違はあるが，中学生の場合，高校進路希望は全体の78%を占め，職業訓練所，就職，未定を合わせると22%である。

高校生の場合，18人中11人までが大学進学を希望し，61%であることはいかに進学意識が高いかを物語るものである。

居住者の「今後の生活設計の重点」については46%が子供の教育を希望し，仕事20%，住居11.9%とつづく現代の一般的意識もやはりこどもの教育であり，こどもの成長に托する希望が大きい。

生命保険による生活保障意識は64%が加入している。また火災保険加入は30%である。

新聞の購読と住民文化は密接であるが，1.5世帯に1紙であることは前述の低所得階層や生活保護世帯が多いためではなかろうか。

ア　現在の生活の満足度

区分	今の生活で満足している (A)	不十分ながら満足である (B)	不満足である (C)	わからない (D)	計 (E)	割合			
						A/E	B/E	C/E	D/E
数	29	97	18	0	144	20.1	67.4	12.5	0

イ　子供の進路希望

a　中学生について

区分	高校 (A)	職業訓練所 (B)	就職 (C)	未定 (D)	計 (E)	割合			
						A/E	B/E	C/E	D/E
数	25	2	3	2	32	78.0	6.3	9.4	6.3

b　高校生について

区分	大学 (A)	職業訓練所 (B)	就職 (C)	未定 (D)	計 (E)	割合			
						A/E	B/E	C/E	D/E
数	11	0	6	1	18	61.1	0	33.3	5.6

ウ　今後の生活設計の重点

区分	住居 (A)	仕事 (B)	子供の教育 (C)	貯蓄 (D)	その他 (E)	計 (F)	割合				
							A/F	B/F	C/F	D/F	E/F
数	17	29	66	8	23	143	11.9	20.3	46.1	5.6	16.1

エ　生命保険等の加入状況

区分	加入している			加入していない (B)	計 (C)	その他の保険に加入している（火災保険等）D	割合		
	1口	2口以上	小計 (A)				A/C	B/C	D/C
数	40	46	86	48	134	40	64.2	35.8	30.2

（注）2重答　む）

オ　定期購読物調

区分	新聞（日刊）	週刊誌	雑誌	計
数	94	1	13	108

（注）1.5世帯に1新聞

(3) 住宅事情

ア　持家，借家別住宅数

表3のような結果が得られた。持家102戸で82.9 %借家が21戸で17.1%となっている。

全般的に農家戸数が多いために，持家の比率が高く，他地域に比し家屋状態は良い方である。しかしながら，道路事情および下水排水の立遅れが著しい。

イ　住宅の構造状況

住宅の構造別階層別状況を調べたのが表4である。

木造住宅が最も多く全体の94.7%を占め，そのうち平屋建て木造家屋が40%である。さらに農家戸数が多いことのためか他地域に比し木造茸ぶき家屋が24.7%ときわめて多い数字を示す反面，鉄筋，鉄骨等の不燃性家屋はわずかに5.3 %にとどまるのも当地域の特色といえよう。

ウ　住宅の規模（間数，畳数）

家族生活のなかで建坪と間数，畳数の関係はきわめて大切な要素であるが，実態調査の結果，間数はおおむね次のとおりである。

調査戸数 144 戸のうち最も多いのが3間の27%で，5間の25%，4間の17.4%，6間の16.7%の順である。3間以下を合計すると52戸，35%となる。

さらに畳数については一応13畳以下を狭小住宅とするならば27戸，18.7%が該当するが，ランク中では13.5畳～16畳の住宅が33戸，22.9%と最も多く，16.5畳～20畳の24戸，16.7%，20.5畳～25畳が20戸の13.9%の順となる。

エ　住宅の不良度

昭和46年6月の実態調査で当地域の住宅不良度調査を行なったが，民有住宅はその50%が不良住宅に該当する。

地域の特性として，農家の場合納屋，物置，畜舎が多く，過密現象にいっそう拍車をかけている感が深い。

この判定の基礎は住宅地区改良法施行規則別表「住宅不良度の判定基準」にしたがい行なったものであるが表6，および図7にその状況と分布を示した。

赤マークが不良住宅，黄色がやや不良，青マークが良住宅である。この調査によって今後の改良指標となるものであり，どの部分をどのようにする等具体化の資料となるばかりでなく，道路，下排水の結び方，整備の進め方に大きな指針となる。

さらに一歩深く住民意識についてまとめたものが図8であるが，住民の協力と理解によって進められる改善事業だけにその結果はきわめて興味深いものがある。

表3　持家、借家別住宅数　（S 47.3 意識調査）

区分	持家 (A)	借家 (B)	間借 (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
戸数	102	21	0	123	82.9	17.1	0

表4　住宅の構造別、階層別調　（S 47.1 隣保館調）

構造	鉄筋（鉄骨含む）			木造 瓦ぶき			木造 草ぶき	計	割合		
階層	2階	1階	小計(A)	2階	1階	小計(B)	1階(C)	(D)	A/D	B/D	C/D
戸数	2	6	8	44	61	105	37	150	5.3	70.0	24.7

（注）公営住宅除く

表５　住宅以外の建物（物置・納屋・風呂・便所等）の構造　(S47.3 隣保館調)

構造	鉄骨ブロック (A)	木造(トタン) (B)	計 (C)	割合	
				A／C	B／C
実数	22	147	169	13.0	87.0

表６　住宅の不良度の現況調　(S46.6.1 実態調査)

区分	住宅の現況				住宅良・不良合計	割合	
	良		不良			良住宅	不良住宅
	民有	公有	民有	公有			
戸数	(A) 62	17	(B) 63	4	146 (125) A＋B＝(C)	A／C	B／C
	79		67			49.6	50.4

表７

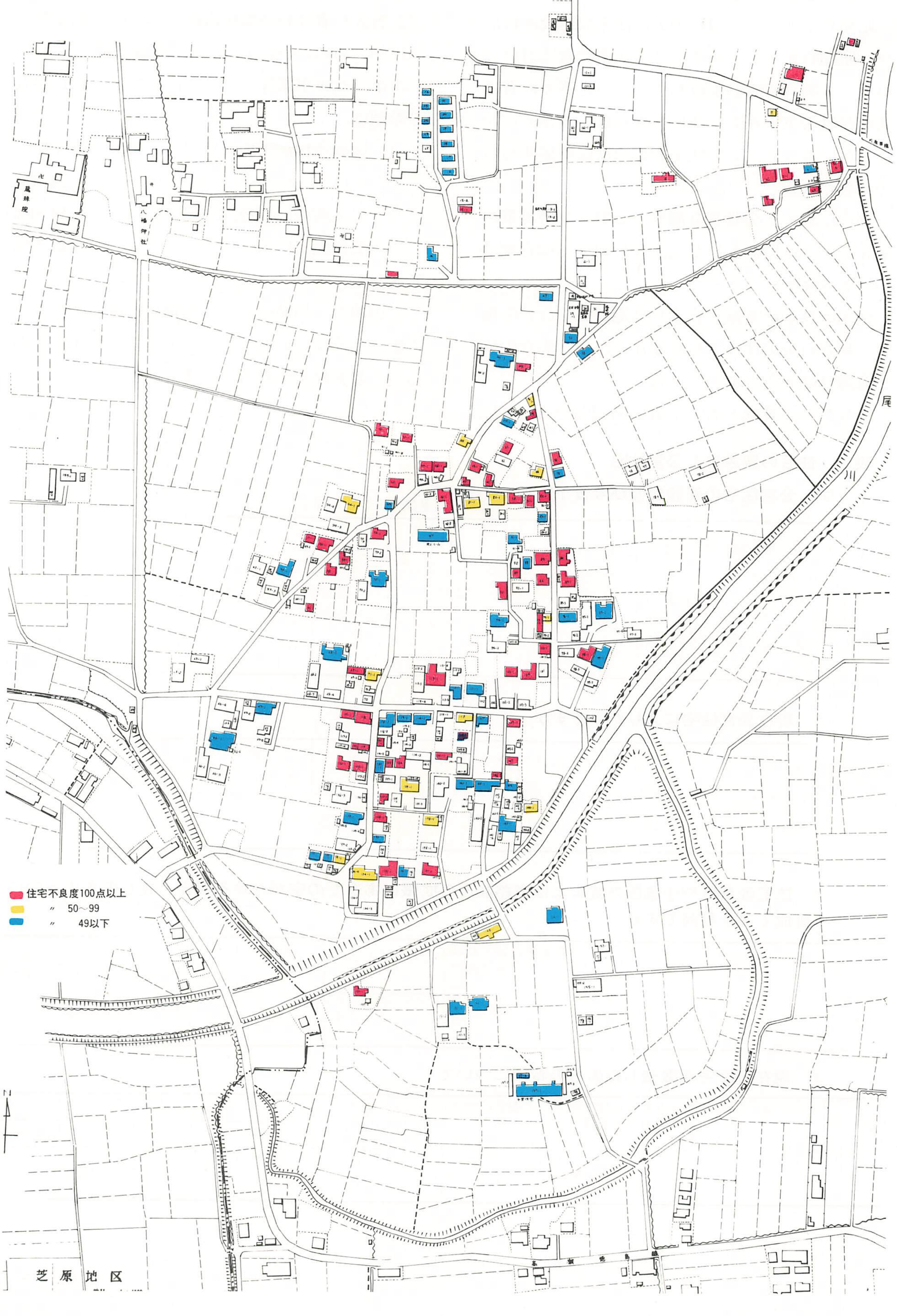
a　住宅の規模（間数）　(S47.3 意識調査)

間数	1間	2間	3間	4間	5間	6間	7間	8間	9間	10間	計
実数	2	11	39	25	36	24	4	3	0	0	144
比率	1.4	7.6	27.0	17.4	25.0	16.7	2.8	2.1	0	0	100.0

b　住宅の規模（畳数）　(S47.3 意識調査)

畳数	～5畳	10.5～13	10.5～13	13.5～16	16.5～20	20.5～25	25.5～30	30.5～40	40.5以上	計
実数	1	10	16	33	24	20	18	14	8	144
比率	0.7	6.9	11.1	22.9	16.7	13.9	12.5	9.7	5.6	100.0

図 7



オ　住宅の要求度と公営住宅

昭和46年度までに24戸の公営住宅が建設されたが，昭和47年３月の調査では入居希望者は24戸である。未調査世帯およびわからないと答えた者の意識が世帯主不在のためにわからないと答えたかどうかによって，公営住宅の要求度は増加するものと思われる。

さらに親と子の世帯分離や，２男・３男対策を考えるとき，いきおい公営住宅に対する依存度はいっそう高まるであろう。

住宅改良や小集落方式または道路拡巾などの場合，現在自分の住んでいる家がかかった場合の協力意識は図８のとおりである。

すなわち，賛成と答えた者は38.2%で，それに対し，できる所だせすればよい，自分の家は反対だと答えた者は43.8%を占め，おおむね約半数は消極的であるといえよう。

また，改善事業等によって住宅を撤去した場合の希望は

1. 区画された土地を買収して自分で家を建てたい……………………………………74.4%
2. この機会に他地区に出たい…………14.0%
3. 公営住宅に入りたい……………………11.6%

である。

この場合，用地の広さは他地域と違ってかなりの広さを希望しており，その広さもまちまちであるが，農家経営の都合とも考えられる。

表８　住宅の要求度と公営住宅

(ア)　公営住宅の建設数及び今後予定数　　(S47.3 意識調査；以下同じ)

年度	昭和45年度まで	昭和46年度	小計	今後予定 昭和47年度	計
戸数 内容	34戸 RC４階 24戸 木造平家建10戸 (2戸1)	―	34戸	24戸 RC４階24戸 ３K′	58戸

(イ)　現在公営住宅に入りたいですか

区分	入りたい (A)	入りたくない (B)	わからない (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
数	24	84	17	125	19.2	67.2	13.6

(ウ)　住宅改良区や小集落方式または道路などの拡張にあなたの家がかかる場合、立ちのきするのに賛成ですか反対ですか

区分	賛成 (A)	反対 (B)	できる所だけすればよい。私の家は反対 (C)	わからない (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	55	0	63	26	144	38.2	0	43.8	18.0

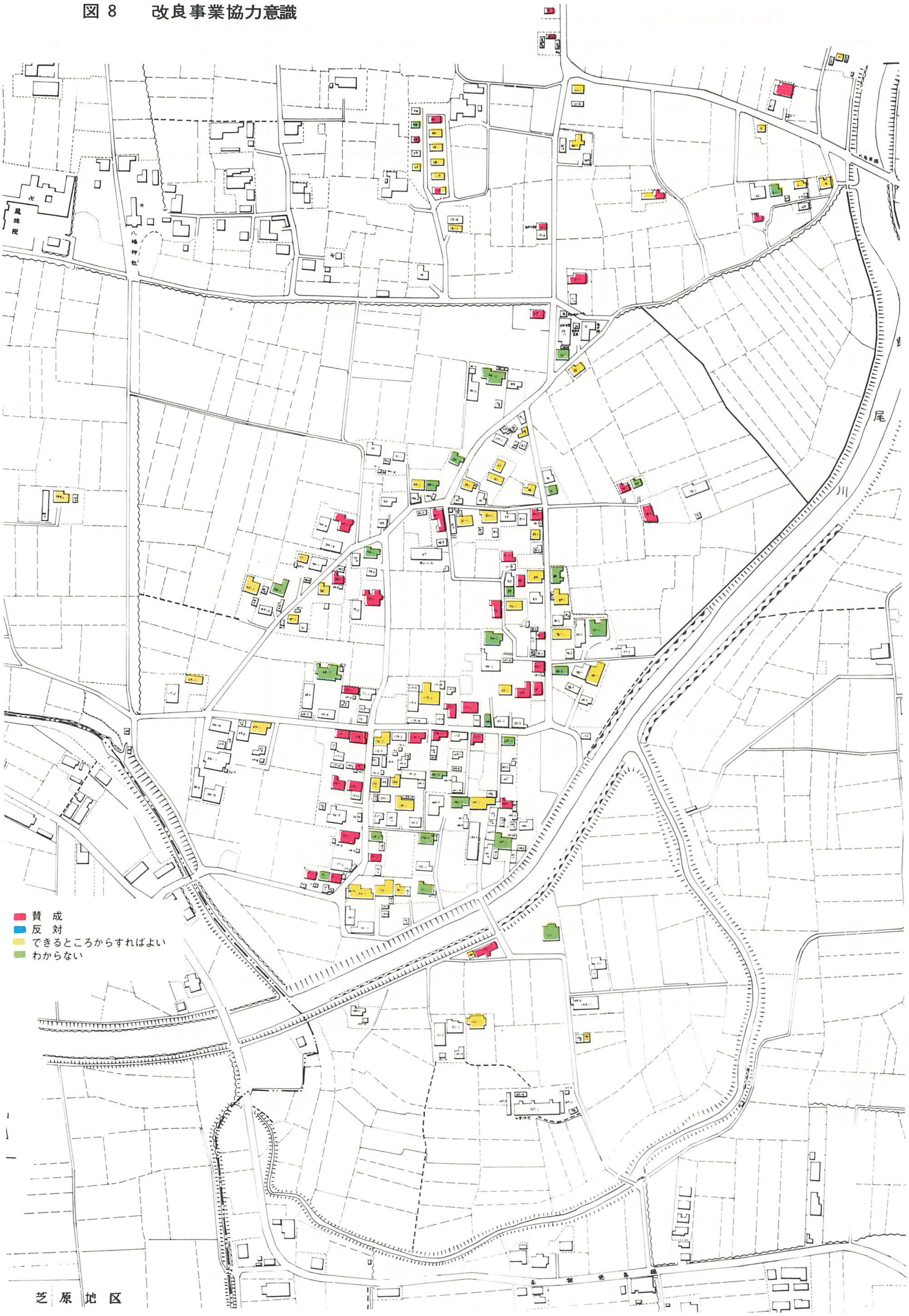
(エ)　現在の住宅を撤去したのちの希望について

区分	公営住宅に入りたい (A)	区画された用地を買して自分で家を建てたい (B)	この機会に他地区に出る (C)	その他 (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	5	32	6	―	43	11.6	74.4	14.0	―

(オ) 土地は何坪まで欲しいですか

区 分	50坪まで (A)	50 ～ 70 坪まで (B)	70 ～100 坪まで (C)	400 坪まで (D)	わからない (E)	計 (F)	割		合		
							A / F	B / F	C / F	D / F	E / F
数	7	6	9	9	1	32	21.9	18.8	28.1	28.1	3.1

図 8　改良事業協力意識



(4) 道路網と排水の状況

当地域の立地条件は県道藍畑不動線北方に，また，県道高瀬徳島線が南方から，西方を通過しており，その中間に位置するが，飯尾川の蛇行で交通事情は著しく不便である。

そのために地域内に幹線道路はないが，他地域にみられる行き詰りや，狭小という状況は少ない。一般地域でもいえることであるが，農村地帯は道巾が狭いうえに区画整理されていない旧態依然とした道路事情であるが，当地域も同様である。

災害時の活動や救急活動，さらには慶弔儀式など，今後に問題があり，住民意識のもりあがりと協力によって，必然的に改善の実施が望まれる。

一方，排水については平坦地にあるが，従来の慣習により，農地や不整備な排水に依存しているが，むつみ会館付近に大雨，台風時に一部浸水する家屋がある。

道路および排水は生活の基本条件であり，当地域もその基盤が脆弱であり，現状認識に立って長期的計画のなかで早急に解決されるべきである。

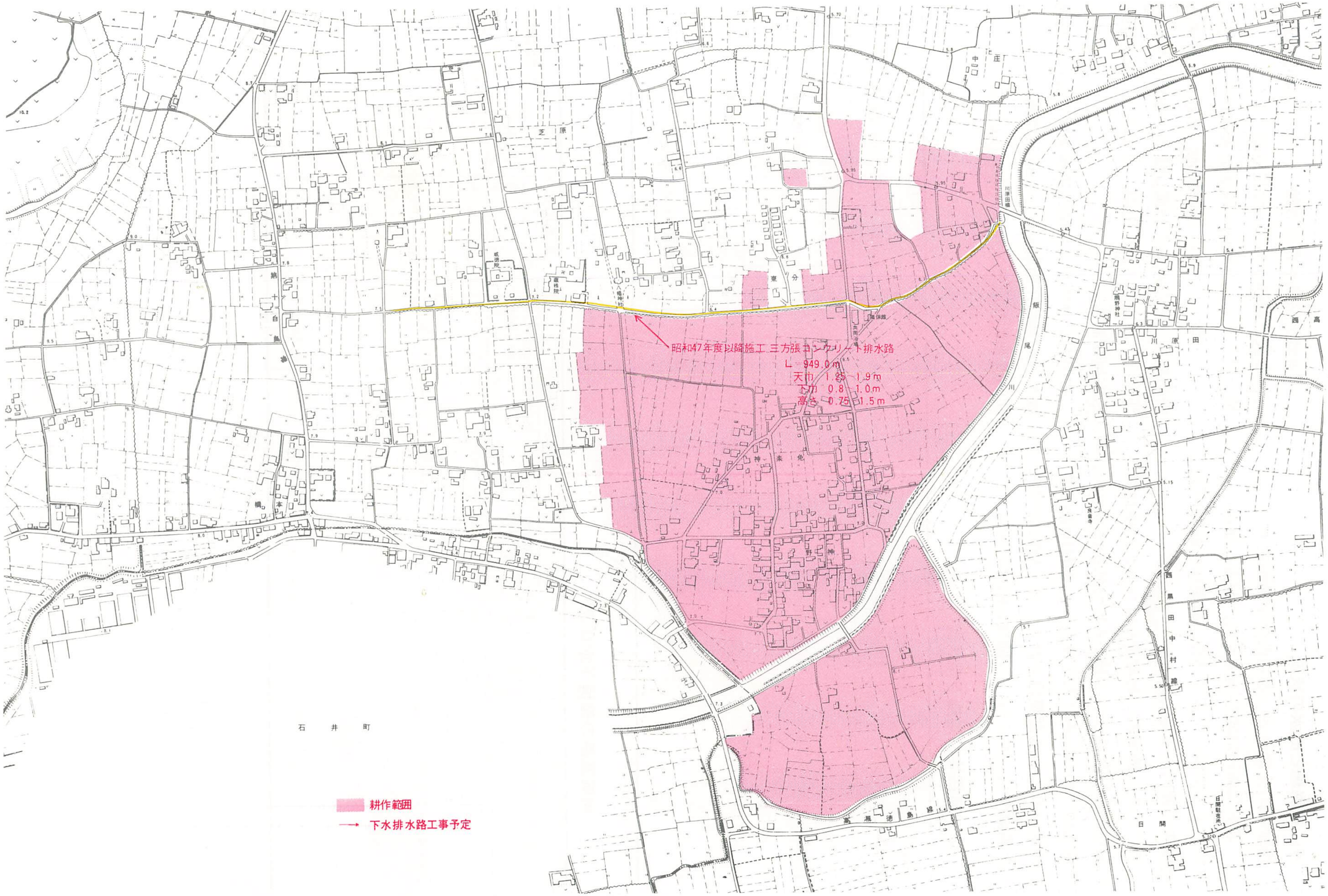
ア 道路等の実施予定状況

事業の種類	44・45 実施済 (A)			46〜53年度 実施予定 (B)				(A＋B)＝C			備考
	①新設改良	②構造	③事業規模	④新設改良	箇所数	⑤構造	⑤事業規模	⑦新設改良	⑧構造	⑨事業規模	
下水排水路	新設			新設	1	コンクリート	m 120.0	新設	コンクリート	120.0m	
	改良	コンクリート	190.0m	改良	2	〃	900.0m	改良	〃	1,090.0m	
地区道路	新設			新設				新設			
	改良	簡易舗装（AS）	1,640.0㎡	改良	9	拡巾舗装（AS）	12,250.0㎡	改良	拡巾舗装（AS）	13,890.0㎡	
橋梁	新設			新設	2	拡巾舗装（AS）	360.0㎡	新設	拡巾舗装（AS）	360.0㎡	
	改良			改良				改良			

イ 地域道路の整備予定状況

規模別	現況					実施予定事業量（46〜53）			事業実施後の状況				
	総延長 ①	改良済延長 ②	②のうち舗装済延長 ③	改良率 ②/①×100	舗装率 ③/①×100	改良計画量 ④	新設計画量 ⑤	④⑤のうち舗装計画量 ⑥	総延長 ⑦	改良済延長 ⑧	⑦のうち舗装済延長 ⑨	改良率 ⑧/⑦×100	舗装率 ⑨/⑦×100
巾員2m未満	m	m	m	%	%	(㎡) m	(㎡) m	(㎡) m	m	m	m	%	%
2m〜4m〃	4,068.0	1,092.9	1,092.9			(12,250.0) 2,720.0		(12,250.0) 2,720.0	4,068.6	3,812.9	3,812.9		
4m〜6m〃													
6m以上													
計	4,068.0	1,092.9	1,092.9	26,862	26,862	(12,250.0) 2,720.0		(12,250.0) 2,720.0	4,068.6	3,812.9	3,812.9	93,715	93,715

図9　下水排水路工事予定および地域耕作範囲



5　保 健 衛 生

(1)　住 民 医 療

地域周辺には外科系の関連医があるが，あまり医療機関に恵まれない。

国府地区の医療機関は次のとおりであるが，いずれも距離的に遠い。

	開設数	備考
内（外）科	8 (1)	( )内は内・外科併設
産婦人科	1	
歯科	0	
計	9	その他小児科・皮膚科等の併設あり

(2)　衛生思想と現実

地域の環境は過密とはいえないまでも，道路事情，住宅不良度等からみて，決して恵まれた環境とはいえない。

ごみの処理状況については定期的収集が行なわれているものの，不法投棄が跡をたたない。特に飯尾川が格好の投棄場所となっており，石井町との接点という特殊性もあるが，住民自身の手で，自らの環境を保持する思想と実践がまたれる。

6　防　　災

当地域は国府町の西北部に位置し，平担地であるが，常備消防徳島西消防署の管轄下にある。

付近に飯尾川があるために水源には恵まれているものの対象地域面積が広く，かつ農村形態にあるため消防範囲も広く図10で消防施設を示した。

・また，大雨や台風時の浸水は少ないが，前述のとおり一部に低地帯に浸水がみられる。

7　公共施設の現況

地域内の主な施設を表9にまとめてみた。

保育所については，構成図（図11）のとおりである。これら施設特に隣保館，共同作業場，老人ルーム，保育所をいかに利用するか，今後の啓蒙事業の一環として地域住民の学力，知識等学習向上の場として利用されるべきである。

表9　地域内公共施設

区分	土地		建物	
	現在高	摘要	現在高	規模構造
	m²		m²	
むつみ会館	297.52		142.14	木造スレート葺平屋建
国府共同浴場	495.86		214.87	木造スレート瓦平屋建
国府共同作業場	290.4	借地	100.82	鉄骨スレート葺平屋建
国府共同利用農機具施設		むつみ隣保館用地一部使用	19.83	鉄骨瓦葺平屋建
芝原老人ルーム	1,055.34		150.15	鉄筋コンクリート平屋建
芝原保育所			150.08	鉄筋コンクリート平屋建　定員30人（47年度予定）
芝原公営住宅	2,952m²		314.10	10戸　2戸1　木造平屋
〃	1,777m²		1,110.00	24戸　鉄筋コンクリート4階建

図10

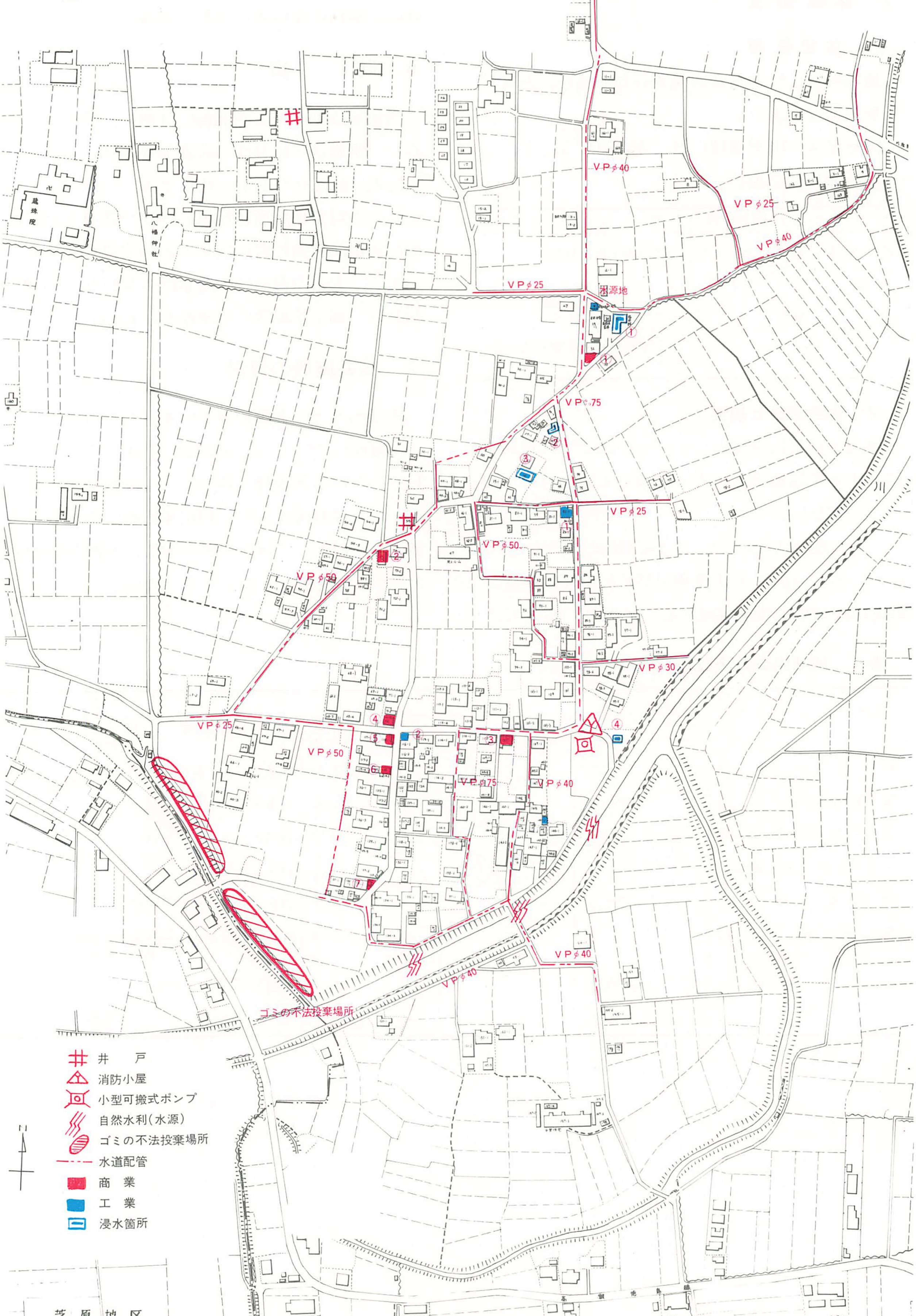
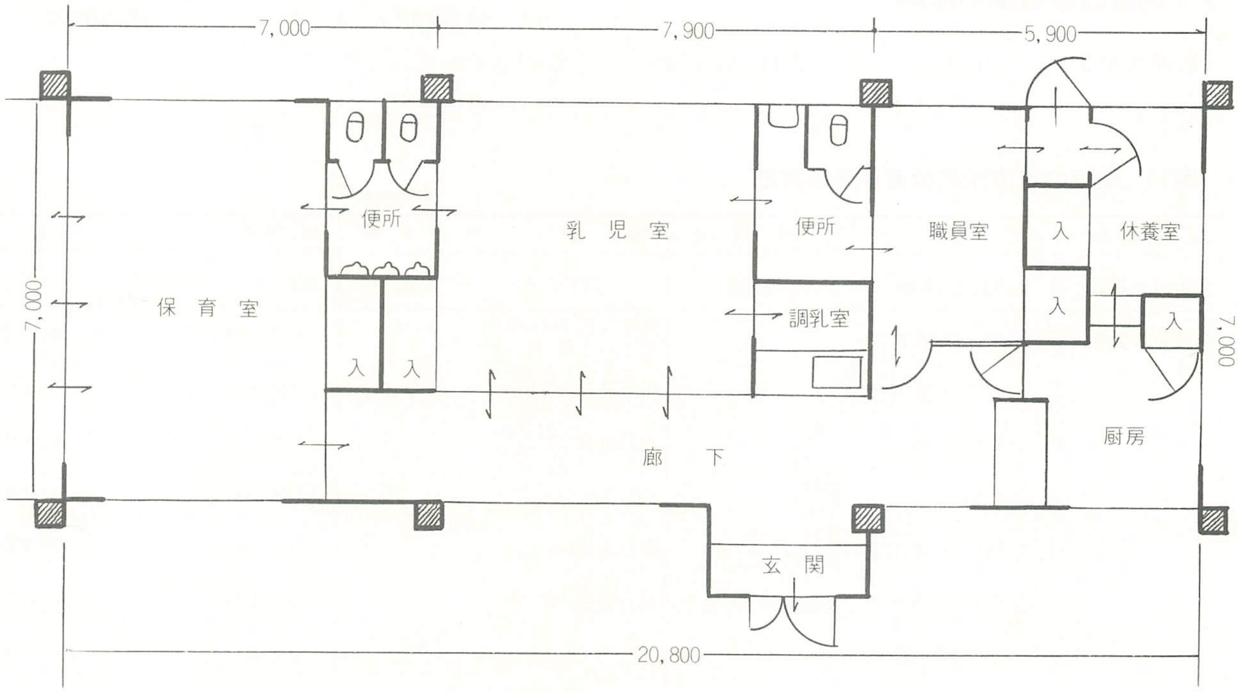

VPφ40
VPφ25
VPφ40
VPφ25
水源地
VPφ75
VPφ25
VPφ50
VPφ50
VPφ30
VPφ25
VPφ50
VPφ75
VPφ40
VPφ40
VPφ40
ゴミの不法投棄場所
井　戸
消防小屋
小型可搬式ポンプ
自然水利(水源)
ゴミの不法投棄場所
水道配管
商　業
工　業
浸水箇所
芝原地区

図11　芝原保育所平面図



8　産　　業

(1)　農業関係

昭和46年6月の実態調査でまとめた農家戸数は25世帯である。

当地域を含めた国府町西部地帯は良質の農地に恵まれ，稲作をはじめ，野菜の集団産地を形成している。

また，畜産関係も発達しており，農業基盤と経営の確立された地域といえよう。

昭和46年6月1日　実態調査

耕作面積　　47.36ha

農家戸数　　60戸

1戸当りの耕作面積　　0.53ha

主要農産物　　米，大根，ほうれんそう

表10　家畜等飼養頭数（掃立数量別）農家数　（　）内は現在頭数

	乳　牛	役肉牛	豚	にわとり	ブロイラー	蚕
飼養総戸数　（戸）	① 33	② 2	③ 3(6)	④ 5	⑤	⑥
頭　数（掃立箱数）	⑦ 186	⑧ 2	⑨ 10(200)	⑩ 6,205	⑪	⑫

しかしながら，耕地基盤である農道，農業用排水施設等，検討を加え，対象地域のなかで農業重点地域としての振興策と営農指導を推進する必要がある。

(2)　工　　業

地域の工業としては図10のとおりであるが，その業種については

1. 漬物製造
2. 自動車修理
3. 縫製工場

である。従業員数も少ない零細企業であるが，向背地の農産物加工や農村余剰労働力を活用した産業の立地には好条件にあるが，近時中小企業の分散経営，地方進出等の影響は，近辺まで迫っている。

したがって，経営力の基礎培養をはかる必要がある。

9　地区改善事業の推移

最近の事業として実施した状況を表11でまとめた。

今後に実施されるべき事業や長期計画との位置づけ，投資効果についてじゅうぶん検討配慮されるべきである。

表11　最近の芝原地域改善事業の実施

補助事業名	工事名	工事概要	施行延長	施行面積	総工事費	備考
国庫補助事業 ①	芝原道路舗装	セメコン舗装	177.7 m	578.3㎡	3,320,100	側溝延長 175.8m　44年度
県費補助事業 ②	芝原下水排水路		施工延長 106.85m ヒューム管 33.15m		443,000	44年度
③	芝原下水排水路		施行延長 82.5m		536,814	45年度
④	芝原老人ルーム造成	土留コンクリート排水路	施行延長 62.95m 52.95m		1,001,116	45年度
⑤	芝原老人ルーム	鉄筋コンクリート平屋建	150.15㎡		7,744,660	46年度
⑥	芝原下水排水路	鉄筋コンクリート(既成)U型240	施行延長 60.0m		189,680	46年度
⑦	芝原下水排水路	U型コンクリート	施行延長 52.3m		341,934	46年度
⑧	芝原放送設備				299,840	46年度
⑨	芝原街灯	水銀灯 200W	6灯		326,300	46年度
単独事業 ⑩	芝原共同浴場補修				980,000	44年度
⑪	芝原老人ルーム	用地購入 1,055.34㎡			4,157,000	45年度
⑫	芝原隣保館模様替				128,000	45年度
⑬	芝原共同浴場補修				165,000	45年度
⑭	芝原水道修理				155,194	45年度
⑮	むつみ会館 自転車置場				99,000	46年度
⑯	芝原理容所改良				475,500	46年度

表12　同和対策道路事業量調（地区表）

所管課(室)名	事業の種類	事業の名称	図面番号	新設改良の別	補助区分	44年度～45年度(実績)		46年度～48年度		49年度～53年度		合計		用地補償買収予定			
						総事業費	構造規模	総事業費	構造規模	総事業費	構造規模	規模	総事業費	用地 面積	用地 金額	補償 件数	補償 金額
同和対策課	地区道路	芝原日開平行線	12	改	県			6,000	コンクリート見切 橋1 L=300mW=4.0m	1,500	アスファルト舗装 L=300mW=4,0m		7,500	600	3,000		
〃	〃	野神東線	13	〃	県			3,000	アスファルト舗装 L=350mW=4.0m				3,000				
〃	〃	飯尾川野神堤上線	14	〃	国			12,000	改良拡巾 アスファルト舗装 L=500mW=5.0m				12,000	1,000	7,000		
〃	〃	神楽免東線	15	〃	県			1,500	アスファルトオーバーレイ L=320mW=4.0m				1,500				
〃	〃	野神堤上線支線	16	〃	県			4,700	改良拡巾 コンクリート見切 L=200mW=4.0m	1,000	アスファルト舗装 L=200mW=4.0m		5,700	400	3,200		
〃	〃	芝原川原田線	17	〃	県			2,000	アスファルト舗装 L=300mW=3.3m				2,000				
〃	〃	東分中庄線	18	〃	県			1,000	アスファルト舗装 L=160mW=3.0m				1,000				
〃	〃	芝原団地線	19	〃	県					2,000	アスファルト舗装 L=220mW=4.0m		2,000				
〃	〃	芝原日開線	20	〃	国			36,000	コンクリート擁壁 橋梁2 舗装1 L=370W=6.0m 橋L=50m				36,000	1,200	10,000		

図 12　最近の同和地区改善事業の実績

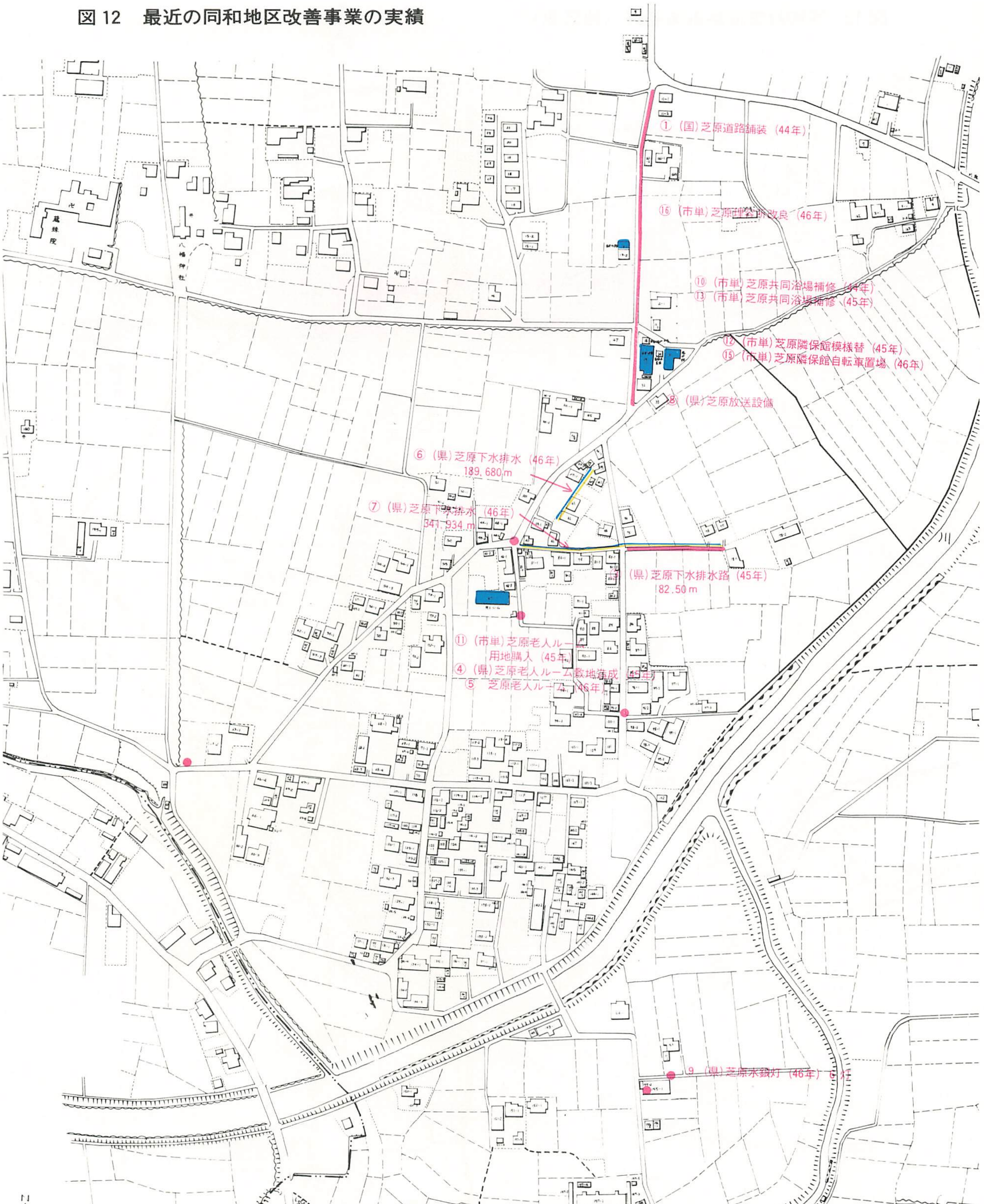
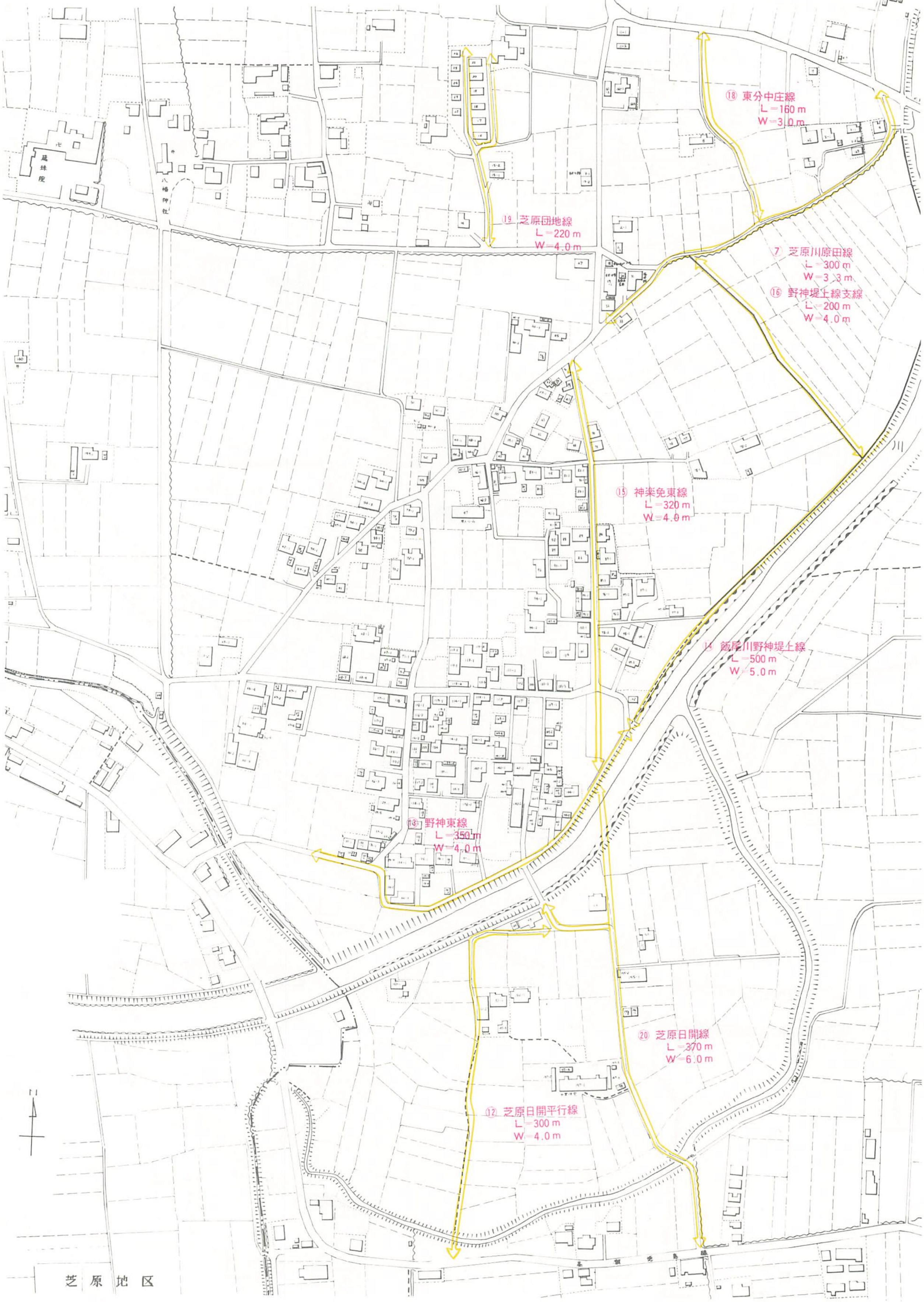


図13　同和対策道路事業量調（地区表）



10　計画についての問題点

芝原地域において概況，くらしの姿，働き手の状況，環境と住い，防火，公共施設，農業，同和対策事業等地域の内容を具体的にみてきたが，同和問題は歴史的社会的根源を有する問題であり，生活環境の劣悪な状態や経済に起因する諸々の問題を内臓して，その中で生活する基本的人権に及ぶ現象の存在は一朝一夕に解決することはきわめて困難である。

しかしながら同対法および同対審の趣旨に基づき，国民的課題として積極的に取り組み，社会的矛盾の完全解消と完全解放を早急に進めるべきである。そのためには国，地方公共団体の責務を認識し，総合的長期計画の策定を急ぐゆえんである。

(1)　住民の希望

図14の意識調査で住民の希望がどのようなものであるかを知ることができる。

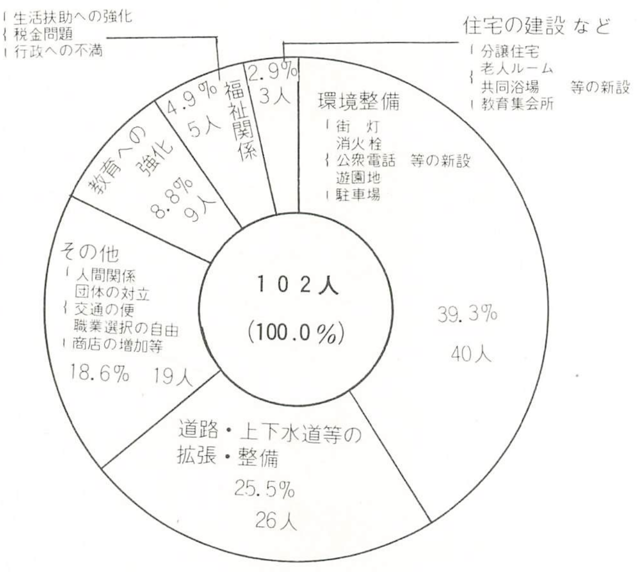
やはり環境整備が最も多く全体の40％を占め，つぎに道路と下水道の拡張整備の25.5％であり，その他の問題18.6％と続いている。

(2)　地域発展の方向

当地域は国府町の西北部の１角に位置し，市中心部からは最も遠隔の地の農村集落である。地域発展の基本として幹線道路との取りあい，道路網の整備，下排水施設の完備等いろいろあるが，本格的には幹線道路との位置づけであろう。

農村的集落である当地域は飯尾川の蛇行する河畔にあり，西方を県道が通過し街なみを形づくっている関係で，今後の発展方向は北方，南方，東方にその可能性があり，いずれの方向も田園であるため他地域にない優位な立地にある。

図 14　対象地域住民の希望



不 動 地 区



1 概　　況

(1) 部落の位置と歴史的推移

徳島市の西北端にあり，南を鮎喰川，北を飯尾川，吉野川の合流する沖積平野にひらけた町である。不動地域は東西３km，南北 1.5 kmのきわめて細長い帯状の地形は，佐古，三河川の自然堤防上に集落が形成され，その氾濫源に部落がつくられたといわれる。（ 福泉寺・顕正寺過去帖によると約250年前）

天正13年，蜂須賀家政が阿波入国し渭津城の城下町をつくりながら，封建的身分支配体制を確立していった。吉野川の改修工事や鮎喰川の東岸逢庵築堤には，附近の貧農や浮浪人などを多数かり出し従事せしめたため，下層民の生活は極度に苦しくなった。

年貢を出させる百姓の労働力より，浮浪人や戦さの敗者（部落民の前身）などを労働力の主力としてかりたてた。（三好昭一郎氏談）

また，家政は慶長・寛永の二度にわたって，軍事的なねらいをもって「棟付改め」を行ない戸数と人別を明らかにし，ついで明暦万治棟付改めから壱家，小家の関係をとおした身分制度の固定化をはかり，さらに寛文・延宝棟付改め（1670年ごろ）や，正徳，享保棟付改め（1610年～1630年ごろ），明和・安永棟付改め（1760和ごろ）と数回にわたり棟付改めを行ない，農民支配の犠牲者としての部落民を位置づけ固定化した。（阿波誌・三好昭一郎氏談）

不動地域の阿波藩政の身分的部落の固定は，正徳年間（1718年ごろ）で約250年前に現在の地に政策的につくられた。（不動東町顕正寺過去帖，住職談）

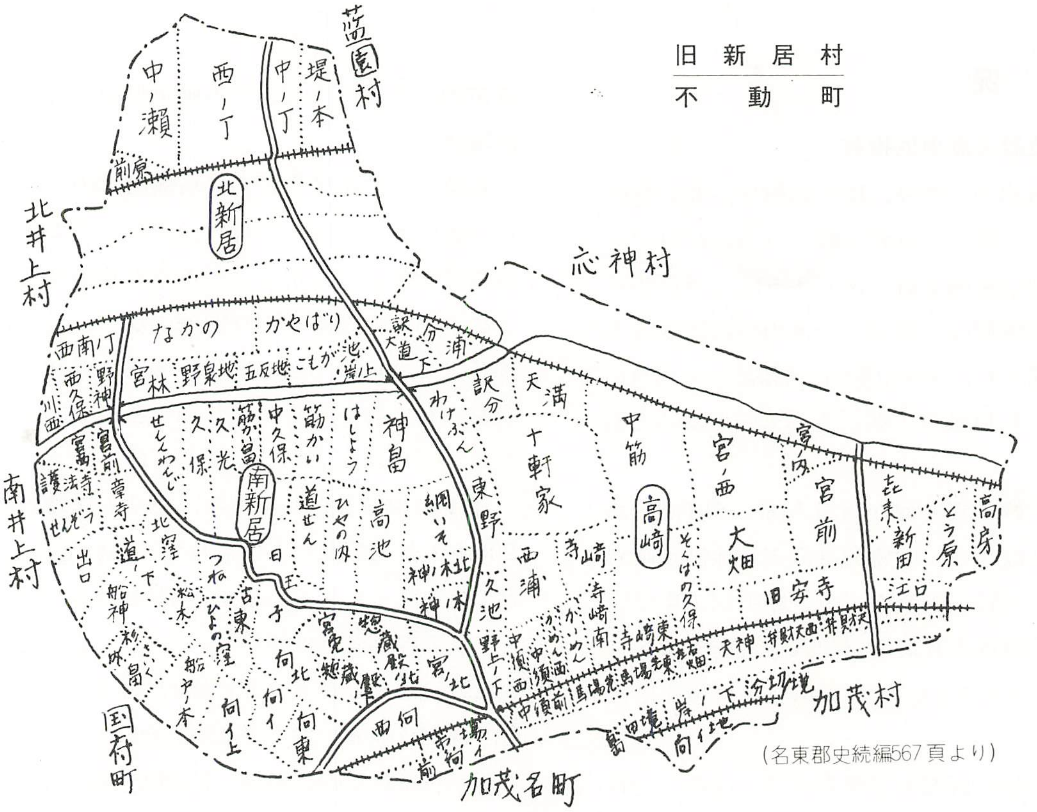
寛政（1790年代）ごろから藩財政の行き詰りから農民の弾圧が厳しくなり，それをごまかすために農民と部落民を抗争させる差別政策を強化させ，このころから部落差別が顕著に現られ，(三好昭一郎氏談)，さらに不動の同和地域民を百姓一揆（五社宮一揆）等の刑史につかい，農民の差別をかりたてたといわれている。（名東郡史）

不毛の地にとじこめられ，生活の保護もなく，200余年差別の壁にとざされ生き抜いてきた。明治４年太政官布告として部落解放令が出されたが，そのまま部落差別は残存されるのであるが，水平社運動の高まりをみせず組織的なものはなにもなく，戦前有識者の間で融和教育面でのとりくみが一部で叫ばれたが，戦後，同和会の同和教育実践面を引き継がれ，心理的差別の解消に成果をあげている。

昭和44年同和対策特別措置法の制定を期に，部落解放同盟の解放運動が盛んになり実態差別の解消に前向きに取り組んでいる。

(2) 部落の名称

昭和30年１月１日徳島市と合併するまでは新居村高崎と呼ばれていた。次図のように中須西，中須東，寺崎，寺崎南，寺崎東が対象地域の範囲であったが，地域の町名呼称も旧来のイメージから脱するために，不動橋北詰めの成田山不動尊が霊験高く，県内の名刹としての「お不動さん」の名をとり，不動東町と改称された。なお，通称対象地域名は「不動地域」としている。



（名東郡史続編567頁より）

(3) 戸数の推移と世帯主の産業別状況

古い戸数，人口などの記録は少なく，確かなことはわからないが，

昭和42年 510世帯

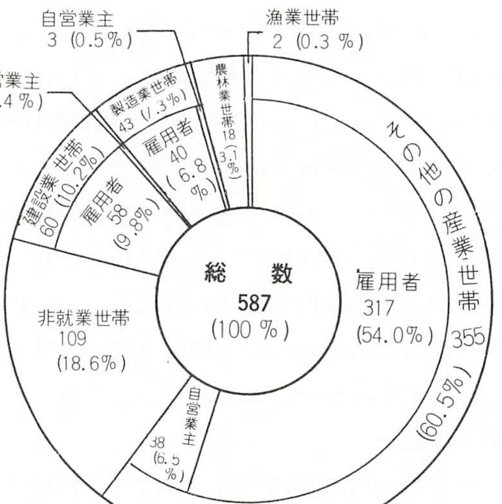
昭和46年 583世帯

最近の世帯数は， 587を越え，徳島市９地域のうちでは世帯数，人口とも第１位である。昭和46年の平均世帯人員は3.0人で，その世帯主の職業を産業別にみると，図１のとおりである。

雇用労働者としてその他の産業に従事する世帯が54%を占め，自営業主は6.5%であるが，特に農林水産業世帯は3.4%と低く，また，非就業世帯が18.6%と高いのが目立つ。（対全体）

なかでも，他の対象地域と比し食肉関係業主が多いのも当地域の特色といえる。

図１ 世帯別就業調べ（S46.6 実態調査）



(4) 人口

区分／年度	人口総数	男女別 男	男女別 女	0~5	6~14	15~19	20~34	35~44	45~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~
S34	2,156	1,046	1,110											
42	1,975	970	1,005	237	356	234	(20~39) 494		(40~59) 395	259 (60才以上)				
46	1,766	852	914	159	263	172	467	249	235	77	56	44	20	24

（S34；県同和会資料　S42；国実態調査　S46.6.1国実態調査）

人口も９地域のうちでは世帯数と同じく第１位である。内容的には働く年代の層の比率が高いが，人口動態については，上表の示すように減少の傾向にあり，若干ではあるが老齢化の傾向にある。

2　くらしの姿

(1)　所得階層状況

ア　生活保護状況　　（S42・46 実態調査）

年度＼区分	被保護人員	保護率 ‰
S42	240人	121.5
S46	151人	85.5

イ　所得階層分布　　（S47.3 意識調査）

区分	生活保護・被保護世帯		住民税非課税世帯		住民税均等割課税世帯		住民税所得割課税世帯	
	世帯数	構成比％	世帯数	構成比％	世帯数	構成比％	世帯数	構成比％
S42	80	15.7	80	15.7	312	61.2	38	7.4
S46	86	14.7	72	12.3	282	48.0	147	25.0

ウ　所得状況　　（S47.3 意識調査）

区分	民生補助		～3万		3.1～5万		5.1～7万		7.1～9万		9.1～11万		11.1～15万		15.1万以上		無回答		計	
年度	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
S47	47	8.1	23	4.0	62	10.6	52	8.9	12	2.1	17	2.9	5	0.9	9	1.5	356	61.0	583	100.0

保護率でみると,昭和42年の121.5‰から昭和46年では85.5‰と低下している。

所得階層分布では被保護世帯，住民税非課税，同均等割世帯が減少している反面，所得割課税世帯が大巾に増加している。

所得状況では，意識調査（聞きとり）でみるかぎり，無回答61％もあり正確性を欠ぐが，月収5万円以下と月収5万円以上に分類すると，前者は22.7％，後者は16.3％となる。

収入月額階層では3.1万円から5万円までが10.6％を示しているのは，低所得階層が予想以上に多いことになる。

これらの数字だけで対象地域の「くらしの姿」を判別する資料にはならないが，租税や近隣社会の共同負担金（町内会費・教育費・農協水利組合費・神社仏閣割・その他の寄附金等），また，冠婚葬祭などの儀礼をはじめとする交際費の支出など，地域社会を構成する生活のなかでの負担がどうなっているか。

収入に対する支出系数の関係等が明らかにされることによって，さらに対象地域住民の「くらしの姿」がうきぼりにされる。

(2)　居住者の生活意識

地域住民の生活意識のなかで，質問のしかた，答えかたにいろいろな意味があろうが，答の集計は表1－(ア)のとおりである。客観的ではあるが，その内容として「満足している」及び「不十分ながら満足である」が約81％に達している。

一方「不満足である」は約20％であり,意識の方向がうかがえる。

子弟の進路希望について，中学生の場合73.6％が高校進学を希望し,高校生の場合約56％が大学進学を希望している。

就職希望については，男女別の思考の差はあるが中学生の場合13.2％，高校生の場合32.4％が希望している。

住民の「今後の生活設計の重点は何か」との問いに対し，約36％が子供の教育ということが第一位を占め，続いて仕事の19.1％，住居の16.2％，貯蓄の11.0％となっている。この調査でいえることは，一般的傾向とも一致するが，特に後述の学歴調査の結果（176ページ図参照）に示すように，現在子供の教育期にあると思われる年代，すなわち，20歳～44歳の学歴を分析してみると，高校(旧中）卒の割合は20歳～34歳では13.5％，35歳～

44歳で67.4%となっており，自分達の苦労を子供には再び味わしたくない，教育だけはという親の赤裸々な願いではなかろうか。

生命保険による生活保障に対する意識は，約半数の53.9%が加入している。また，木造家屋が圧倒的に多い，過疎地帯であるにもかかわらず火災保険等の加入率は，18.1%にしか過ぎない。

新聞（日刊）購読状況は，2.3世帯に1新聞であることは住民の教育に対する期待に反しきわめて低調である。

表1

（ア）現在の生活の満足度

表1－ア

区分	今の生活で満足している(A)	不充分ながら満足である(B)	不満足である(C)	わからない(D)	計(E)	割合 A／E	B／E	C／E	D／E
無	102	230	80	0	412	24.8	55.8	19.4	0

（イ）子弟の進路希望

a　中学生について

表1－イ

区分	高校(A)	職業訓練所(B)	就職(C)	未定(D)	計(E)	割合 A／E	B／E	C／E	D／E
数	56	0	10	10	76	73.6	0	13.2	13.2

b　高校生について

表1－ウ

区分	大学(A)	職業訓練所(B)	就職(C)	未定(D)	計(E)	割合 A／E	B／E	C／E	D／E
数	19	1	11	3	34	55.9	2.9	32.4	8.8

（ウ）今後の生活設計の重点

表1－エ

区分	住居(A)	仕事(B)	子供の教育(C)	貯蓄(D)	その他(E)	計(F)	割合 A／F	B／F	C／F	D／F	E／F
数	68	80	152	46	74	420	16.2	19.1	36.1	11.0	17.6

（エ）生命保険等の加入状況

表1－オ

区分	加入している 1口	2口以上	小計(A)	加入していない(B)	計(C)	その他の保険に加入している(火災保険等)(D)	割合 A／C	B／C	D／C
数	130	81	211	181	392	71	53.9	46.1	18.1

（注）2重回答含む

（オ）定期購読物調

表1－カ

区分	新聞(日刊)	週刊誌	雑誌	計
数	283	8	14	305

2.3世帯に1新聞

(3) 不動地域の義務教育の特異な現象

地域社会におけるこどもの環境受容は，成長過程のなかで非常に重要な課題であるが，こどもの小社会ともいうべき学校の場にそれなりの理由があるにせよ，特異な現象のあることを見逃してはならない。

すなわち，次表のような結果である。

項目／年度	就学児童数（生徒）	地域外学校通学数	備考
S45年度	幼　74人	幼　2人	生光等２人
	小　285人	小　56人	佐古10，千松20，助任３，新町３，附属１，生光15，その他４
	中　171人	中　29人	城西17，徳中４，富中１，附属１，その他６
	計　530人	計　87人	
S46年度	幼　51人	幼　10人	生光等10
	小　280人	小　60人	割りふり不明。多い順に千松，佐古，内町，助任，新町，附属，生光
	中　168人	中　32人	城西25，徳中４，富中１，城東１，その他１
	計　499人	計　102人	

(4) 住　民　組　織

地域社会の各種団体の組織や活動の状況から，その地域の特色，まとまりや地域社会の一面をとらえることができる。

隣保館で調べた団体を次表でまとめた。

団体名	内容説明	備考
部落解放同盟不動支部	町内発展，地域の同和事業の推進，解放学習活動等	婦人部，住民要求組合などの部会や関係組織あり
同和会不動支部	町内発展，地域の同和事業の推進，同和教育の活動等	婦人部等の部会あり
不動農機具共同利用組合	不動町地域内農家で組織，同和事業による農機具の貸与を受け，農機具の円滑な運営と農業振興等	
民生委員	地域内から委員を選出，民生活動等	
衛生組合	地域内の衛生活動等	
不動消防分団	地域内の消防活動等	
不動防犯委員会	地域内の防犯活動等	

(5) 住民の消費（購買）動向

当地域は南北100ｍ，東南700ｍの帯状の細長い市街地を形成しているが，そのほとんどが消費家庭である。

表２による地域内商業，サービス業の実態調査結果が示すように，浴場・理容のサービス業と日用品食料品及び食堂・タバコ販売店にとどまる。徳島市の中心商店街や蔵本及び佐古の商店街の購買圏にあると考えられるが，市街化形成が上述のとおりで，その主要道路１本に在来の居住民家が ら列しており，店舗化できないことと道路網の不整備による商業小区域ができなかったことが想像される。

例えば対象地域の人口に比べ，衣料品・身廻り品店，電機器具店，燃料取扱い店，スーパー、フードマーケット，文具店，家具店等が開店されていない。

県道の改良とともに不動町自体通過地域とも受け止められるが，買物圏と地域の購買力に大きな問題はあろうが，小資本力で専問店化するむづかしさや，従来の買物に対する習慣，及び現況の市街形成など一考に価する余地がある。

地域内の商・工業の位置を図２で示した。

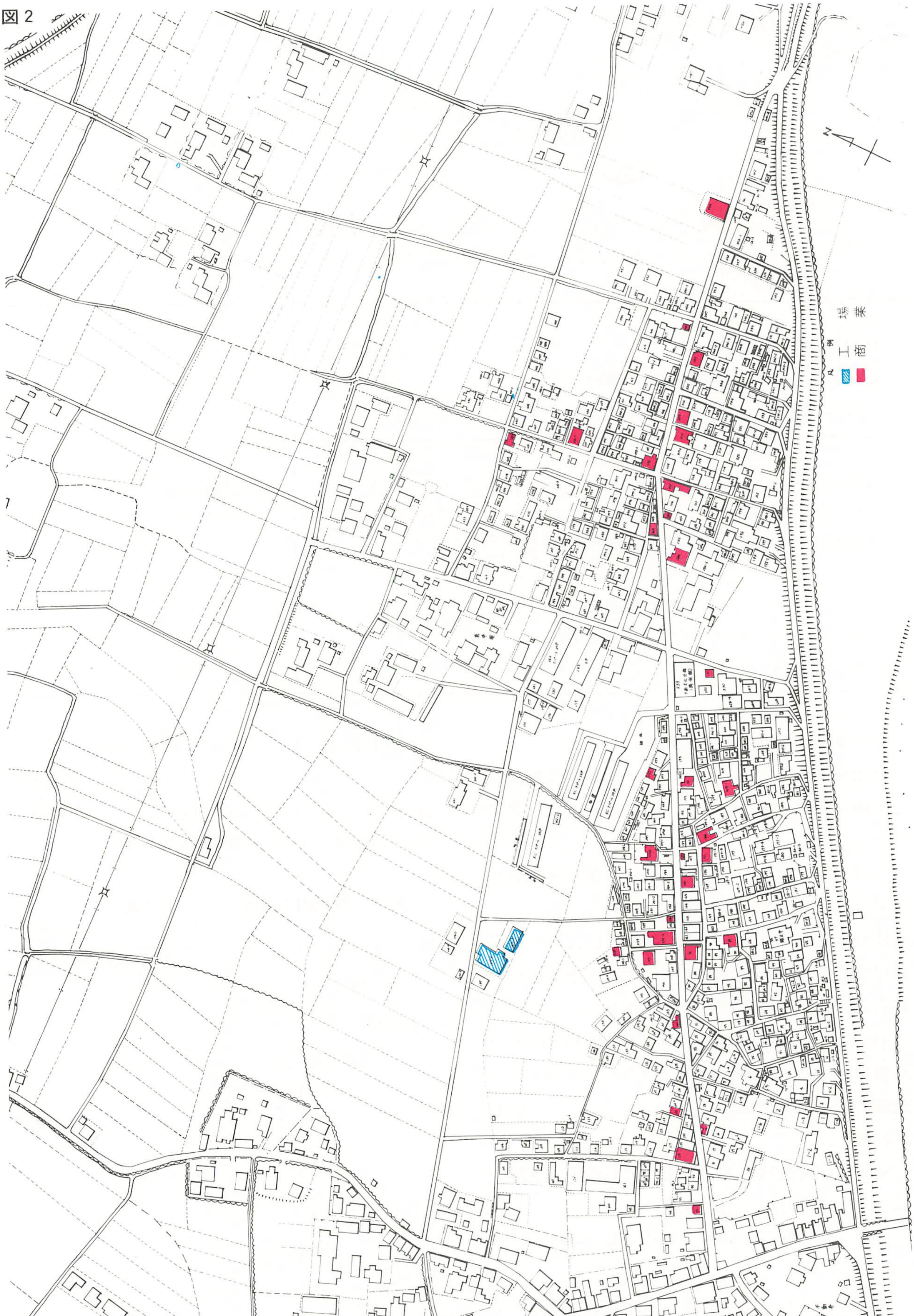
表２　地域内の商業・サービス業

（S46. 6. 1　実態調査調）

商業区分		事業所	従業員数	
分類	業種名	総数	1人～2人	3人～4人
運輸通信業	運輸に附帯するサービス業（貨物）	4	1	3
サービス業	宗教（仏具）	1	1	
	医療保健（医院）	1		1
〃	自動車修理業（自動車）	1	1	
	その他サービス業（清掃業）	1		1
〃	対個人サービス業（浴場理容）	8	8	
小売業	食料品（食肉・米麦）	4	4	
	食料品（各商店）	7	7	
〃	飲食料品（食堂）	5	5	
	その他小売業（タバコ等）	5	5	
卸売業	卸売業（精肉）	1	1	
	計	38	33	5

（注）従業員5人以上なし

図2



3　働き手の状況

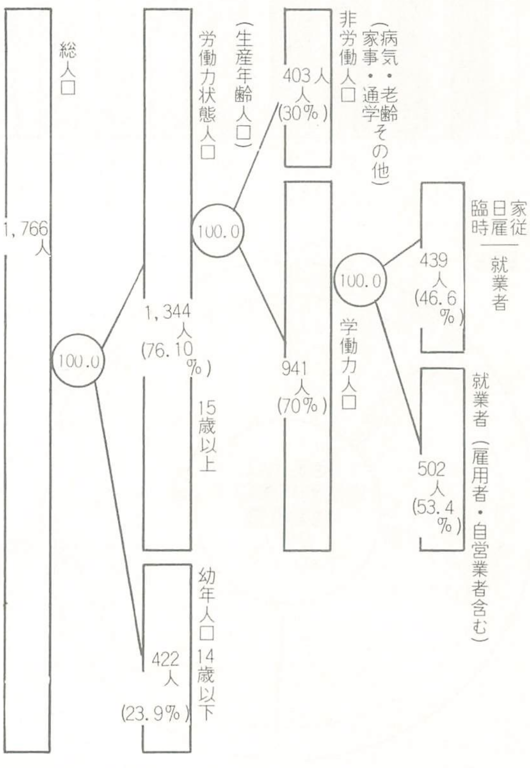
(1)　労働力人口の状態

図3に示すように，総人口 1,766人に対し生産年齢人口は 1,344人で，76.1%であるが，幼年，通学，老齢，家事，病気その他の非労働力は 403人となり，純労働力人口は 941人で，総人口に対する割合は53.3%となる。

別の角度からみた場合，労働力人口1人あたりの扶養者は約1人となることになる。（総人口÷労働力人口－1）

図3　不動地域労働力状態人口図

（昭和46年6月1日実態調査調）



(2)　学歴別にみた労働人口

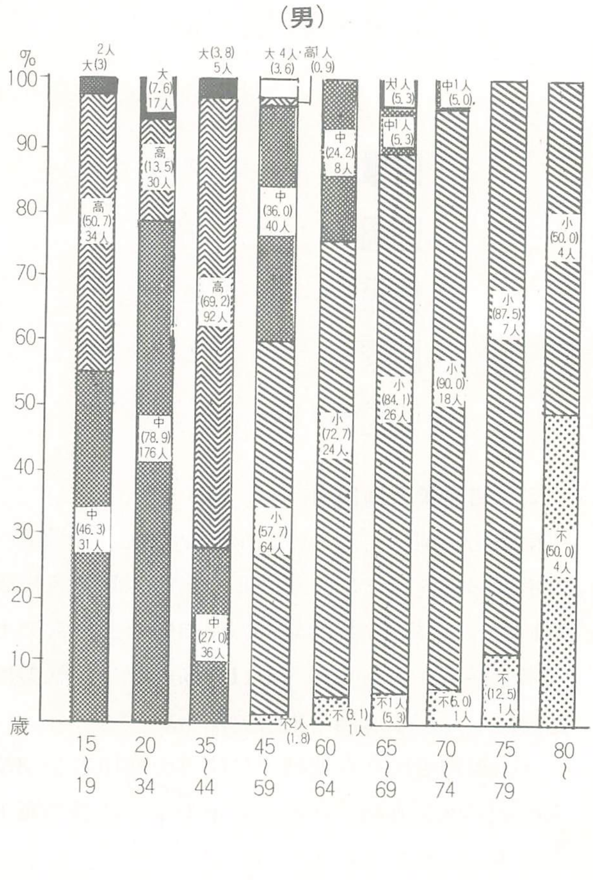
男女別・年齢別学歴構成を表3でまとめ，その割合を図4で示した。この地域の特色は，他地域と比して男女共に35歳～44歳の年齢層において高卒（旧中卒含む）者の割合が高いことである。これは，社会の第一線で活躍する年齢層において学卒者が多いということである。

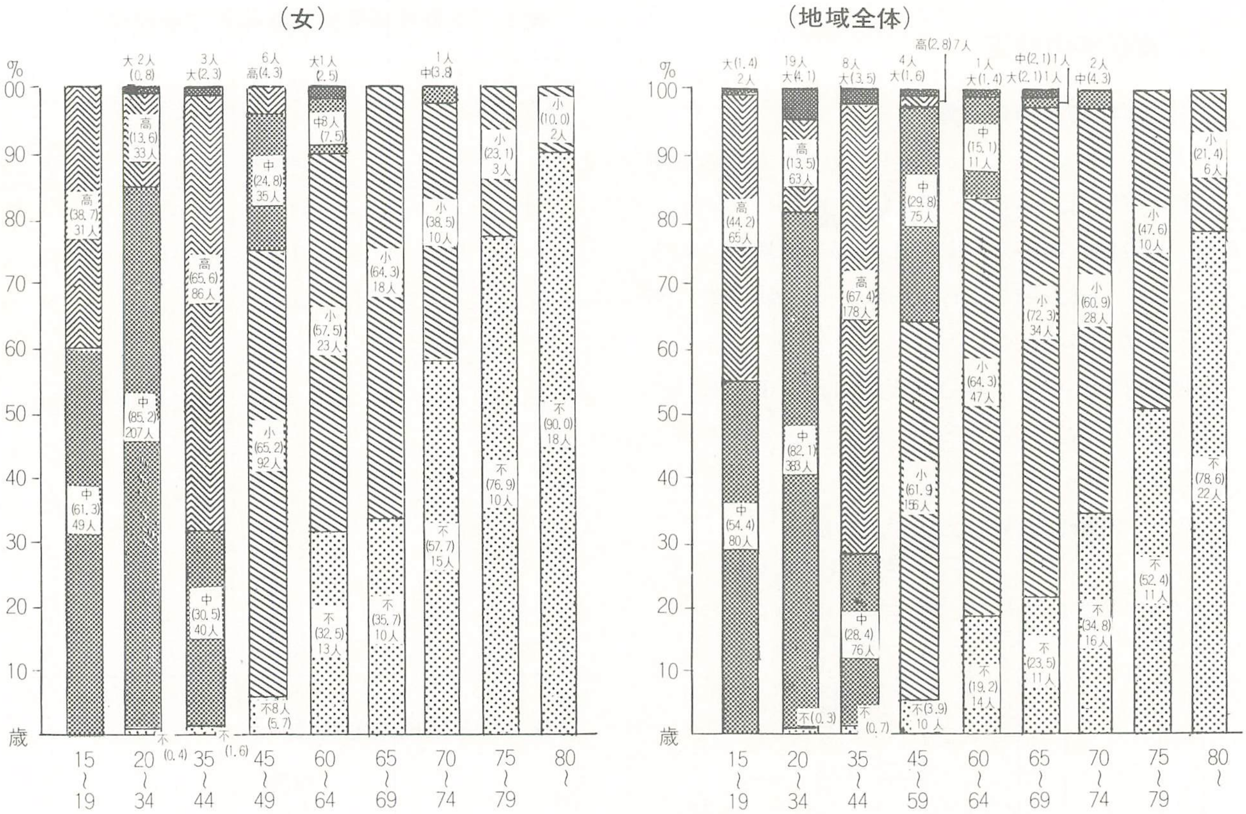
しかし反面，高年齢層になるにしたがい対象地域特有ともいえる不就学者の割合が，目立っている。

表3　不動地域男女別年齢別学歴構成

年齢別＼学歴	不就学		小　卒		中　卒（旧高小含）		高　卒（旧中学含）		大　卒（旧高専含）		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15～19					31	49	34	31	2		67	80
20～34					176	207	30	33	17	2	223	242
35～44		2			36	40	92	86	5	3	133	131
45～59		8	64	92	40	35	1	6	4		109	141
60～64	1	13	24	23	8	3				1	33	40
65～69	1	10	16	18	1				1		19	28
70～74	1	15	18	10	1	1					20	26
75～79	1	10	7	3							8	13
80～	4	18	4	2							8	20
計	8	76	133	148	293	335	157	156	29	6	620	721

図4　年齢別学歴構成





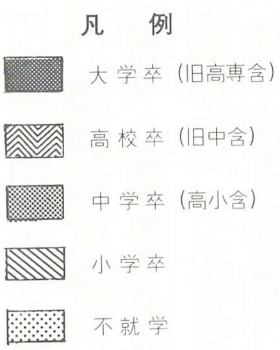
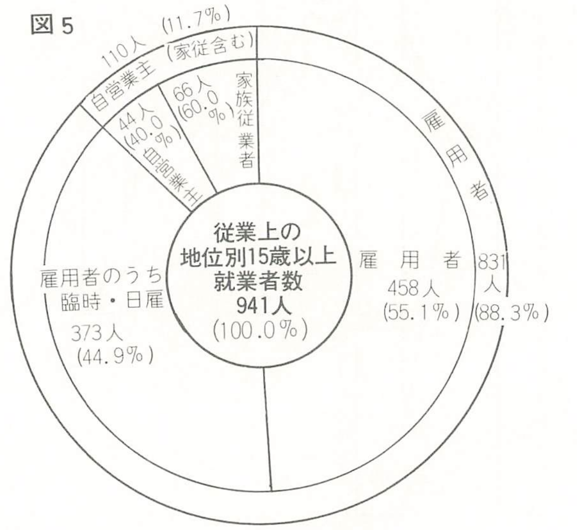


図５



(3)　自営業と雇用者

従業上の地位による分類，すなわち，自営業と雇用者の別を示したのが図５である。就業者総数941人に対し雇用者が831人の88.3％で，自営業主（家業従業を含め）110人の11.7％となり，就業構造のほとんどが雇用者階層である。

その雇用者のうち臨時，日雇等の雇用者が 373人の約45％を占め，きわめて不安定な状態の雇用者が多いことを示している。

一方，自営業主についても，家族従業者が66人の60％の数字は，それぞれの業種が零細なことを物語っている。

(4)　職 業 構 成

産業別就業状況図６は，製造業の32.8％を筆頭に卸，小売業の20.5％，通信運輸業14％，サービス業6.7％…… で製造業等の第２次産業就業者59.2％に対し，卸小売，サービス業等の第３次産業就業者は24.8％を示している。

事務関係就業者は約10％で，総体的傾向として直接的肉体労働の生産，運輸関係者と間接的な労働（軽労働）の販売，サービス，事務関係者の割合はおおむね半々であることは，地域の労働状況の特色ともいえよう。

図６　不動地域産業別就業者数

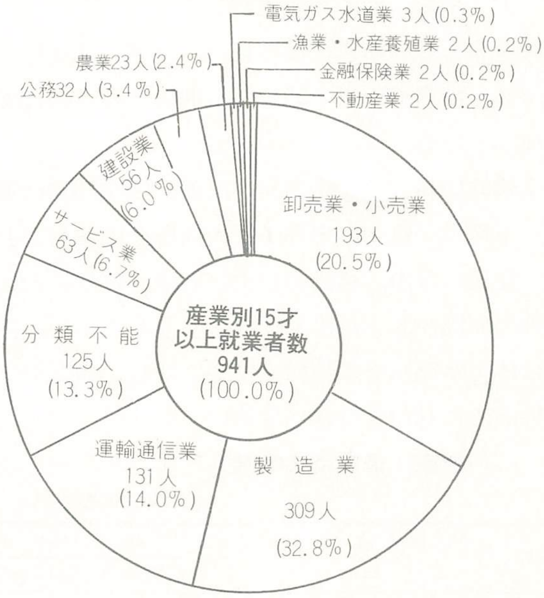


図７　不動地域産業別就業者数（比率）

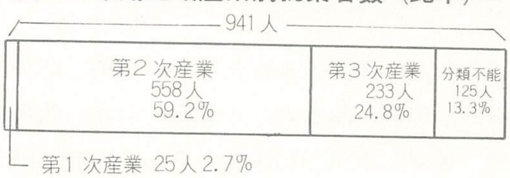
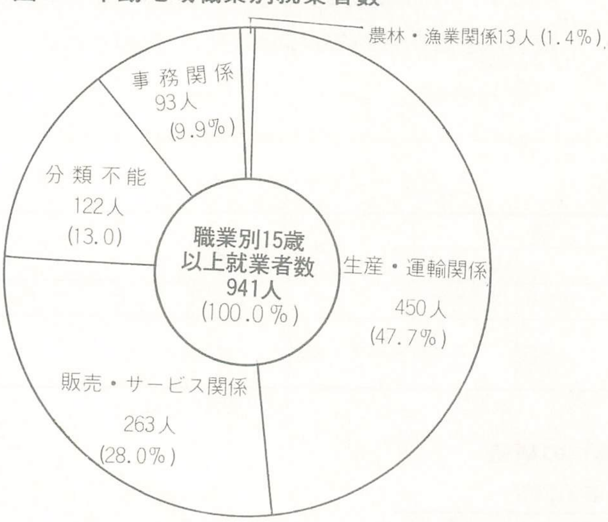


図８　不動地域職業別就業者数



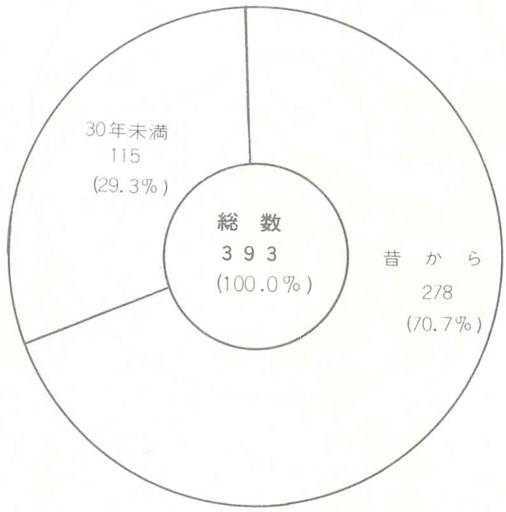
4　環境と住い

(1)　居住者

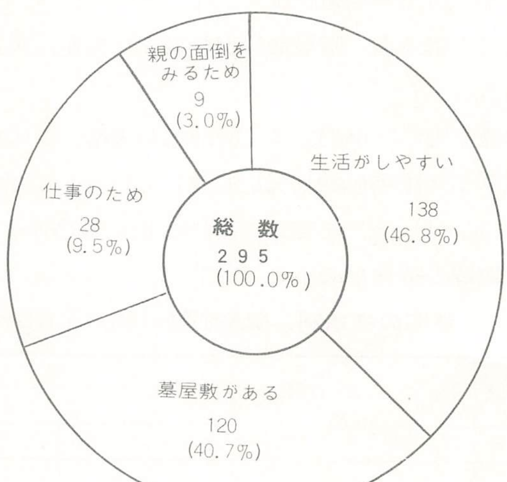
居住についての意識は次図のとおりであるが，居住者の70.7%が昔から住んでいる。その居住者達の今後の永住に対する考え方はわからないと答えた12.3%を除くと，そのほとんどが永住の意識を持ち，永住しないと答えた者はわずかに4.3%しかない。

このことは対象地域の居住者に与えられた閉鎖性のきびしさを如実に物語っているといえよう。

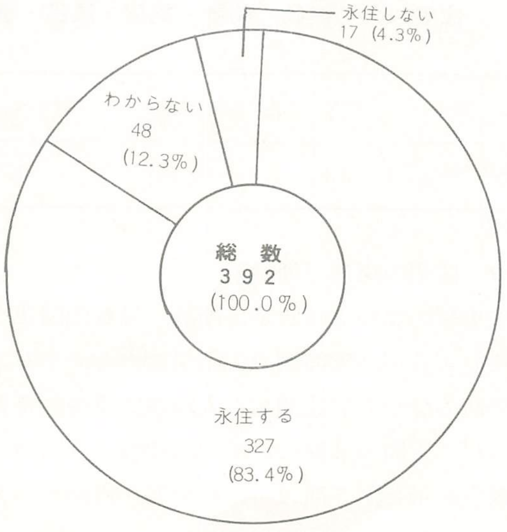
地域にきて住まわれるようになったのはいつごろですか？



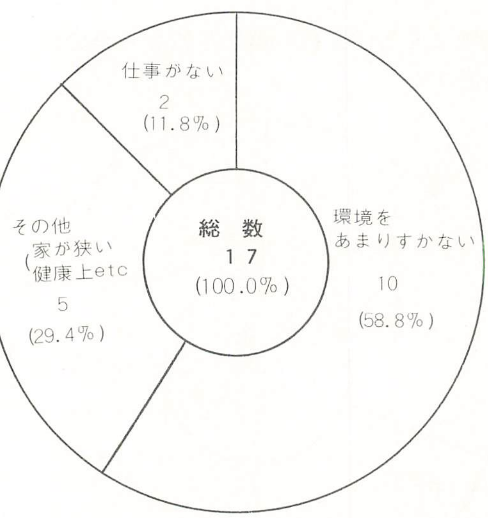
永住する場合の主な理由は何ですか？



この地域に永住されるつもりですか。



永住しない場合の主な理由は何ですか？



(2) 住宅事情

ア　持家，借家別住宅数

次表のような結果が得られた。持家が 254戸で 73.8%，借家が87戸で25.3%，間借 3 戸で 0.9% となっている。

全般的に持家の比率が高い反面，住宅環境は道路，下排水，建ぺい率等多くの問題を内蔵しており，住居の自由，移動の自由が制限されたことに最大の原因があったのではなかろうか。また，持家自体の水準も一般地域の住宅に比し，内面的にも外面的にもかなり低い現状にある。

持家、借家別住宅数

(S47.3 意識調査)

区分	持家 (A)	借家 (B)	間借 (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
戸数	254	87	3	344	73.8	25.3	0.9

(公営住宅除く)

すなわち，住宅の良否を論ずる以前に防災面からみて，地震，風水害，火災等に対する防災度や，日光，通風，湿気，居住性のなかの空間，緑などと隣家との間隔に対するプライバシーを中心とした個人の自由保持等が問題として提起される。

イ　住宅の構造状況

住宅の構造別，階層別状況を調べたのが，次表である。

木造住宅が圧倒的に多く87.6%も占め，その中でも草ぶき住宅が約10%にも達しているのに反し，鉄筋コンクリート住宅はわずかに 2.2 %であることも地域の特性がある。

住宅の構造別、階層別調　(S47.1 隣保館調)

構造	鉄筋(鉄骨含む)			木造 瓦ぶき			木造 草ぶき	計	割合		
階層	2階	1階	小計(A)	2階	1階	小計(B)	1階(C)	(D)	A/D	B/D	C/D
戸数	8	2	10	179	224	403	47	460	2.2	87.6	10.2

(公営住宅除く)

住宅以外の建物(物置・納屋・風呂・便所等)の構造

(S47.1 隣保館調)

構造	鉄骨ブロック(A)	木造(トタン)(B)	計 (C)	割合 A/C	B/C
実数	17	190	207	8.2	91.8

ウ　住宅の規模(間数)

住宅事情のなかには建坪と間数，畳数の関連性が必要であるが，意識調査の結果でまとめてみると，生活のなかで居住間数と人間性は重要な要素をもつが，1間～2間の住宅が26.2%ときわめて高い数字を示し，3間以下が約50%を占めている。

家族の構成状況から住宅間数を対比すればより正確な実情がは握できるが資料が整わないので省略する。

畳数について一応13畳以下を狭小住宅とするならば，約40%が該当するが，9ランク中では13.5畳～16畳が最も多く22.8%となり，5.5畳～10畳

が19.9%，10.5畳～13畳が16.4%と続く。

間数との関連づけをしていないが，3間以下が約50%に加えて畳数が13畳以下の住居が全体の約40%に達していることは，狭小過密の現象を示すものであり，住宅事情がいかに劣悪であるかが伺える。

a　住宅の規模（間数）

(47. 3 意識調査)

間数	1 間	2 間	3 間	4 間	5 間	6 間	7 間	8 間	9 間	10 間	計
実数	20	70	81	93	35	21	12	8	2	2	344
比率	5.8	20.4	23.5	27.0	10.2	6.1	3.5	2.3	0.6	0.6	100.0

b　住宅の規模（畳数）

(47. 3 意識調査)

畳数	～5畳	5.5～10	10.5～13	13.5～16	16.5～20	20.5～25	25.5～30	30.4～40	40.5以上	計
実数	9	68	56	78	53	43	22	11	2	342
比率	2.6	19.9	16.4	22.8	15.5	12.6	6.4	3.2	0.6	100.0

エ　住宅の不良度

昭和46年6月の実態調査で住宅不良度調査を行なったが，民有住宅447戸のうち，実に238戸の53.2%が不良住宅に該当する。

地域環境の特性もあろうが，特に道路という道路に恵まれず，しかも過密のうえに，物置，納屋，風呂，便所等の別棟附属建物や，動物小屋が雑然と建築されているが，これも改良，改善する場合，道路網，下排水の整備が住宅環境の基本になる。

各戸の住宅不良度分布を図9に示したが，この判定の基礎は住宅地区改良法施行規則別表「住宅の不良度の判定基準」にしたがって行ない，図表中，赤が不良住宅，黄色がやや不良住宅，青は良住宅である。

白い部分は住宅以外の建物，若くは未調査住宅であるが，この調査によって今後この地域を改良する場合の指標となるものであり，どの部分を改良住宅にするか，小集落住宅にあてはめるか，また，道路網の整備はどう進めるべきかの指針を示すものでもある。

さらに一歩突っこんで改良事業に対する意識を調べ住民の協力要素をつかんだところ，図10のような結果である。

不良度の分布状況と住民意識を今後どう結びつけ，不動地域をどうすればよいかが，長期計画のなかで検討されなければならない。

住宅の不良度の現況調

(46.6.1 実態調査)

区分	住宅の現況				住宅	割合	
	良		不良		良・不良合計	良住宅	不良住宅
	民有	公有	民有	公有			
戸数	(A) 209	32	(B) 238	0	479 (447)	A / C	B / C
	241		238		A＋B＝(C)	46.8	53.2

図6

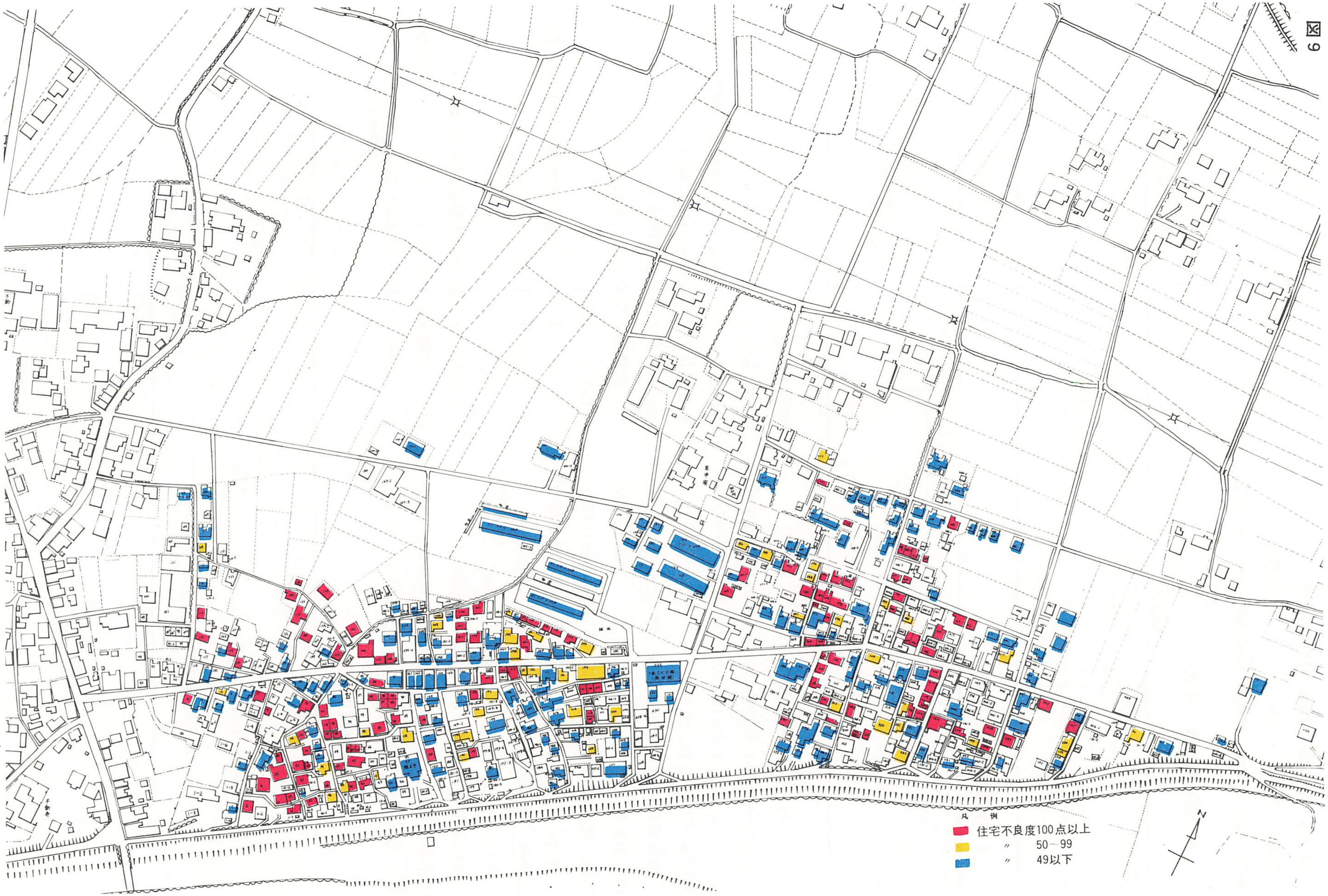
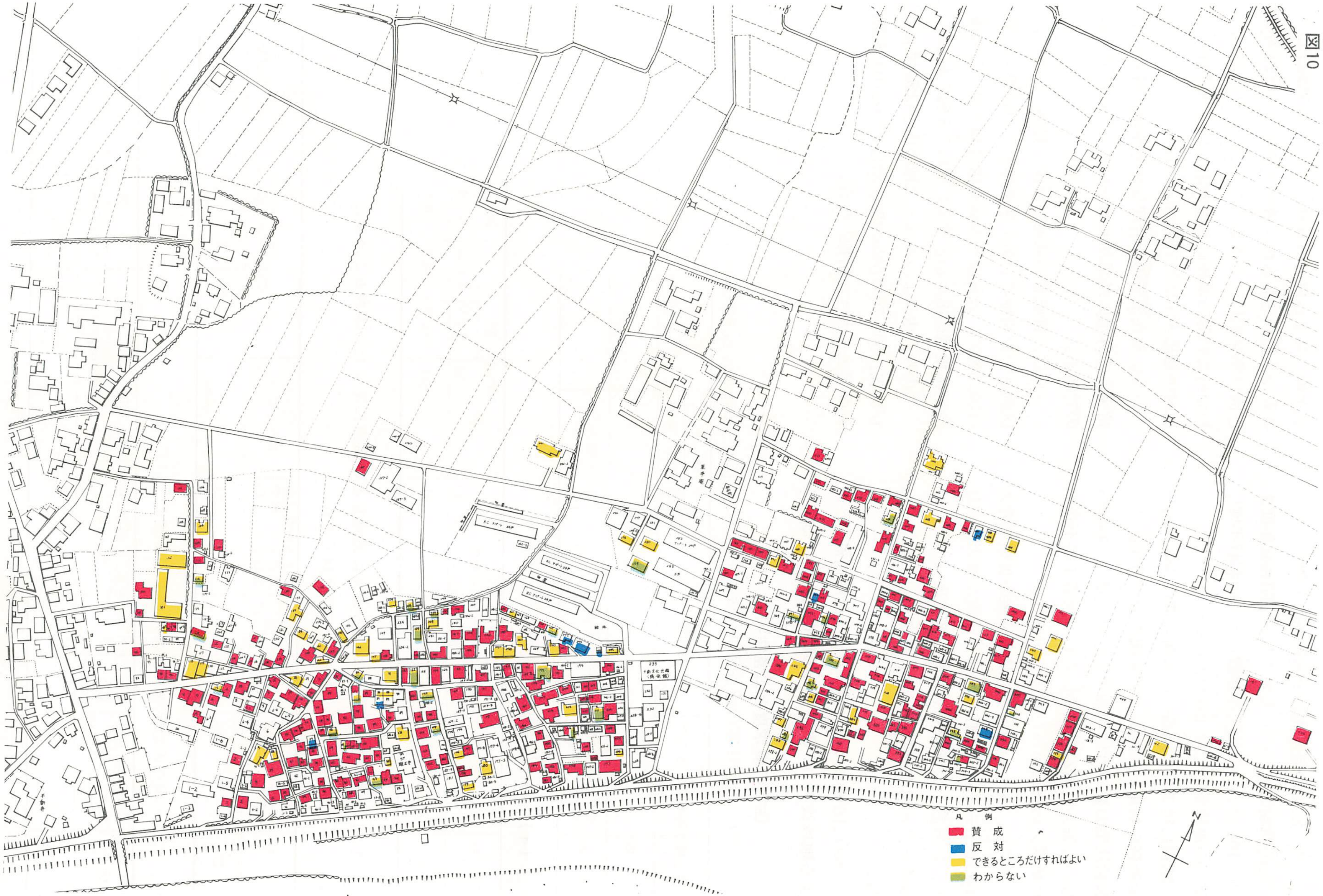


図10



オ　住宅の要求度と公営住宅その他

この問題はきわめて重要である。昭和46年度までに 104 戸の公営住宅が建設され，昭和47年度に56戸の建設予定で計 160 戸となる。

昭和47年 3 月の調査では入居希望は 188 戸あり，全世帯を対象としたものの未調査分が若干あり，公営住宅の要求度は増加するものと思う。わからないと答えた者21名についても，世帯主の不在のため答えられなかった現象であろう。

さらに，現今の親と子の世帯分離の世相を考えあわせてみるとき，住宅の自力建設が並大低でなく，いきおい公営住宅に対する要求度はいつそう高まることは想像できるし，深刻といわねばならない。

つぎに住宅改良や小集落方式，道路拡張などによる地域改善のため，自分の現在住んでいる住宅や土地に対する協力の有無についての意識結果は各表のとおりであるが，賛成の意思表示は72.6%と高い率を示し，できるところだけすればよい，わからない等の消極的意思表示は25.1%であり，反対の意思表示は2.3%に止まる。

いかに現在までの不合理な住宅環境に甘んじた結果この解消に熱意があるかが知ることができるのである。

さらに，賛成者の立退いた後の意識としては，区画された用地に自分で家を建てたいと答えた者は50.6%で，公営住宅入居希望は39.6%，この機会に他地域に出たいと答えた者は7.8%である。

その際，求めようとする土地の広さは50坪までが50%，50〜70坪が28.2%を示しているのも長期計画策定に大きな指標となる。

住宅の要求度と公営住宅

（ア）　公営住宅の建設及び今後予定数　（S 47.3 意識調査；以下同じ）

年度	昭和45年度まで	昭和46年度	小計	今後予定	計
				昭和47年度	
戸数	56	48	104	56	160
内容	ＲＣ４階3K′48 ブロック平屋 8	ＲＣ４階3K′48		ＲＣ４階3K′56	

（イ）　現在公営住宅に入りたいですか

区分	入りたい (A)	入りたくない (B)	わからない (C)	計 (D)	割合		
					A／D	B／D	C／D
数	188	135	21	344	54.7	39.2	6.1

（ウ）　住宅改良区や小集落方式又は道路などの拡張にあなたの家がかかる場合，立ちのきするのに賛成ですか反対ですか。

区分	賛成 (A)	反対 (B)	できる所だけすればよい　私の家は反対 (C)	わからない (D)	計 (E)	割合			
						A／E	B／E	C／E	D／E
数	284	9	61	37	391	72.6	2.3	15.6	9.5

（エ）　現在の自宅を撤去したのちの希望について

区分	公営住宅に入りたい (A)	区画された用地を買収して自分で家を建てたい (B)	この機会に他地域に出る (C)	その他 (D)	計 (E)	割合			
						A／E	B／E	C／E	D／E
数	97	124	19	5	245	39.6	50.6	7.8	2.0

（オ） 土地は何坪まで欲しいですか

区分	50坪まで (A)	51～70坪 (B)	71～100坪 (C)	400坪まで (D)	わからない (E)	計 (F)	割合 A／F	B／F	C／F	D／F	E／F
数	62	35	16	11	—	124	50.0	28.2	12.9	8.9	—

(3) 道路網と排水の状況

この地域の道路は，不動橋から下流に向けて弁天橋に至る堤防上の道路と，不動本町から三叉して不動東町を横断する市道が現在中心道路である。

不動東町の北側にある農道と堤防の間にある住宅は，過密の上に不整然な宅地を形成し，取合い道路の未整備のため，道路であるか庭先であるかの判断に困るような状態である。また，行詰りの道路や人の庭先を通行する現象が認められ，雨天のときでも傘を使わず軒先伝いに通行できる等きわめて劣悪な環境にある。

災害時の活動や救急時，さらには慶弔儀式など問題がありながら今日に至っている。

排水についても道路と同じようなことがいえる。少しの降雨でも通路の水浸現象や，生活用水の処理など人間生活に不可欠の基本的条件さえ満たされていない。

したがって，文化生活のバロメーターともいえる水の使用も自然に制限されたり，抑制される事由も生活基盤のぜい弱さにあるといえよう。

（ア） 道路等の実施予定状況

事業の種類	44・45 実施済 (A) ①新設改良	②構造	③事業規模	46～53年度 実施予定 (B) ④新設改良	箇所数	⑤構造	⑥事業規模	(A＋B)＝C ⑦新設改良	⑧構造	⑨事業規模	備考
下水排水路	新設			新設				新設			
	改良	セメント	365.0m	改良	1	コンクリート	700.0m	改良	コンクリート	1,065.0m	
地区道路	新設			新設				新設			
	改良	簡易舗装（ＡＳ）	3,400.0㎡	改良	14	拡巾舗装（ＡＳ）	6,870.0㎡	改良	舗装（ＡＳ）	10,270.0㎡	拡巾舗装等及農道私道→市道
橋梁	新設			新設				新設			
	改良			改良				改良			

（イ） 地域道路の整備予定状況

規模別	現況 総延長 ①	改良済延長 ②	②のうち舗装済延長 ③	改良率 ②/①×100	舗装率 ③/①×100	実施予定事業量（46～53） 改良計画量 ④	新設計画量 ⑤	④⑤のうち舗装計量 ⑥	事業実施後の状況 総延長 ⑦	改良済延長 ⑧	⑦のうち舗装済延長 ⑨	改良率 ⑧/⑦×100	舗装率 ⑨/⑦×100
	m	m	m	%	%				m	m		%	%
巾員2ｍ未満	740.0	205.0	205.0			(140.0㎡) 70.0m		(140.0㎡) 70.0m	740.0	275.0	275.0		
2ｍ～4ｍ〃	3,450.0	1,181.0	1,181.0			(1,410.0) 470.0		(1,410.0) 470.0	3,450.0	1,651.0	1,651.0		
4ｍ～6ｍ〃						(5,320.0) 1,330.0		(5,320.0) 1,330.0	1,330.0	1,330.0	1,330.0		
6ｍ以上													
計	4,190.0	1,386.0	1,386.0	33,079	33,079	(6,870.0) 1,870.0		(6,870.0) 1,870.0	5,520.0	3,256,0	3,256.0	58,986	58,986

5 環境衛生

(1) 清掃思想と現実

地域の環境は密集化しており，清掃思想の普及と実践によって街の美化が期待できるが，住民意識は低調である。

また，鮎喰川及び吉野川の間に位置している当地域は市中心部から，また，自動車通行中に格好の不法投棄の場所となりやすい。

古物や廃車の形がいが雑然と放置され，地域全体のイメージの破壊につながっているのも特色といえよう。

図11でゴミの不法投棄されやすい箇所を示した。

(2) 防疫について

前述のように密集地帯に下排水施設整備が遅れており，住居区域内に地域特色の家畜の擊留や飼養されているが，公害問題・防疫・保健対策上きめ細い施策が望まれる。

(3) 住民医療

地域内に内科系医院2，歯科医1が開業しているほか，島田，蔵本地区には官公立病院，開業医，歯科医が多く他の対象地域より恵れた状況にある。

6 防災

対象地域の特色として密集住宅があげられ，しかも道路網整備が遅れているが，当地域も同様である。

附近に利用できる河川，用水が少なく，消防施設としては消火栓・防火水槽に対する依存度が高い。

図11で消防施設を示したが，道路網不整備に起因する混乱や，避難の円滑を欠ぐ要因が大きい。大雨や台風時の出水による浸水地帯は少ないが，早急な道路拡巾と区画整理は，生活環境面のみでなく，消防活動の面からも当然必要性が論ぜられなければならない。

(注) 水道の配管状態，水銀燈の設置箇所も図11で示した。

7 公共施設の現況

地域の主な公共施設は下表のとおりである。（位置は図12参照のこと）

区分	図面番号	土地 現在高	土地 摘要	建物 現在高	建物 規模構造	備考
不動文化会館	1	㎡ 958.67		㎡ 281.00	軽量型鋼ブロック平屋建	
不動共同作業場	2		不動隣保館用地併用	132.23	木造平屋建	
不動共同利用農機具施設	3		〃	33.05	鉄骨大波スレート葺平屋建	
不動理容所	4		〃	17.00	木造スレート葺平屋建	
不動老人ルーム	5		〃	151.38	鉄筋コンクリート2階建	
不動保育所	6		小学校用地内	247.93	木造平屋建	定員60人 児童数＝対象地区31人 一般3人 職員数4人
不動東町公営住宅	7	1,738㎡		24戸	鉄筋コンクリート4階建 3K′	
				8戸	簡易耐火平屋建 8戸建1棟	
		3,216㎡		48戸	中層耐火棟造4階建	
		1,314㎡		24戸	3K′	

8 農業

昭和46年6月1日の実態調査は表4～表10のとおりである。

170ページ(3)の項で述べたように非農家地域であるが，きわめて少ない第2種兼業農家がある。

農作面積も1戸あたり33アールの零細農業である。その他家畜（牛・豚・鶏）などの飼育もほとんどみられない。

図13は対象地域住民の所有する農地の分布を表わしたものであるが，農道等の基盤整備が望まれる。

(1) 農　家　戸　数

表4　農家戸数

農家数			経営耕地規模別農家数（戸）						専兼別農家数（戸）		
総戸数	同和戸数	割合	～9アール	10～29アール	30～49アール	50～69アール	70～99アール	100以上	専業	第1種兼業	第2種兼業
29戸	29戸	100%	1	21	3	2	2			2	27

表5　農業従事日数別農家人口

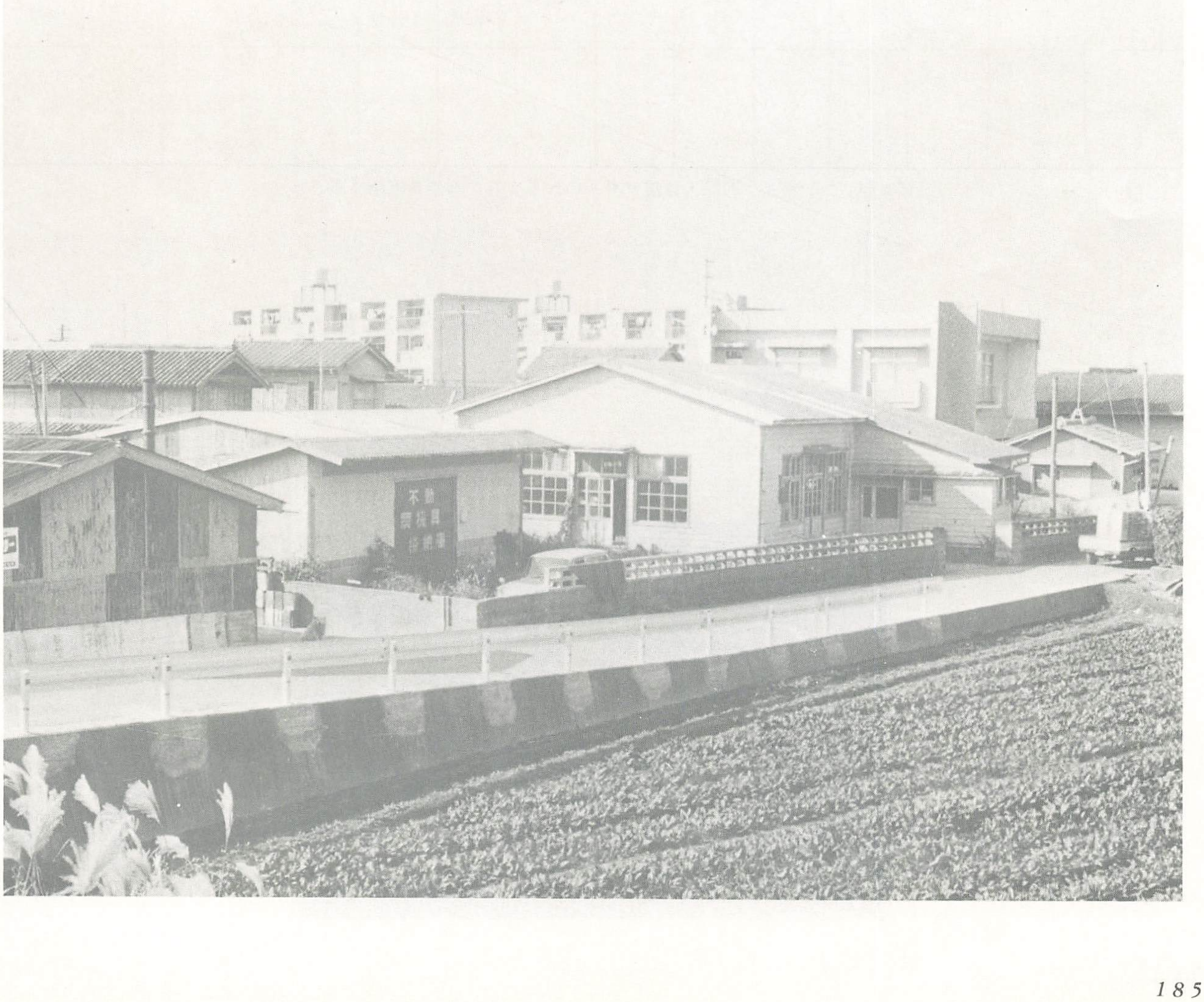
	農家人口	うち農業従事者	従事日数別			
			1～29日	30～59日	60～149日	150日以上
男	43	34	17	11	2	4
女	74	33	9	9	11	4
計	117	67	26	20	13	8

表6　家畜等飼養頭数（掃立数量別）農家数　（ ）内は現在頭数

	乳牛	役肉牛	豚	にわとり	ブロイラー	蚕
飼養総戸数　（戸）			1　(13)			
頭　数（掃立箱数）			17　(310)			

表7　肥育中の豚の頭数規模別農家数

総数	1～2頭	3～4頭	5～9頭	10～19頭	20～29頭	30～49頭	50～99頭	100頭以上
1戸				1戸				



(2) 農 業 生 産

表8 土地利用

経営耕地面積 (ha)											採草地牧草地	その他	合計	左のうち借入地		
田	樹園地					畑				計				田	樹園地	畑地
	果樹園	茶園	桑園	その他の樹園地	小計	普通畑	牧草専用地	その他の畑	小計							
8.26						1.25			1.25	1.25			9.51ha	0.35ha		

表9 農産物販売規模別農家数

	~9アール	10~29アール	30~49アール	50~69アール	70~99アール	100~149アール	150~199アール	200アール以上	計
販売なし	1	9							10
5万円未満		10							10
5~20万円未満		1	2	2	1				6
20~50 〃		1		1					2
50~70 〃					1				1
70~100 〃									
計	1	21	2	3	2				29

表10 農業資本装備

区分		現在所有している農用機械台数 (台)											
		動力耕耘機・農用トラクター		動力噴霧機 (含むスワース)	動力散布機 (含むミスト)	スピードスプレヤー	田植機	稲麦用動力刈取機	自脱型コンバイン	米麦用乾燥機 カントリーエレベーター ライスセンターは除く	ミルカー	農用トラック オート三輪車	乗用車 (含むライトバン)
		5PS未満	5PS以上										
同和地区	共有	8		2									
	個人所有	3	1	3	3			1		2		1	1
	計	11	1	5	3			1		2		1	1

(注) スピードスプレヤー及び自脱型コンバインの記入は誤りやすいから実在の有無を確認すること。

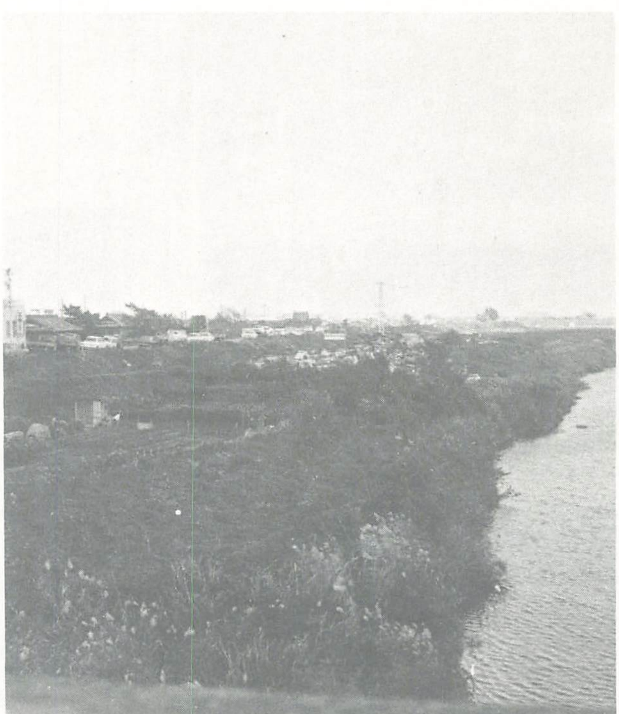


図11

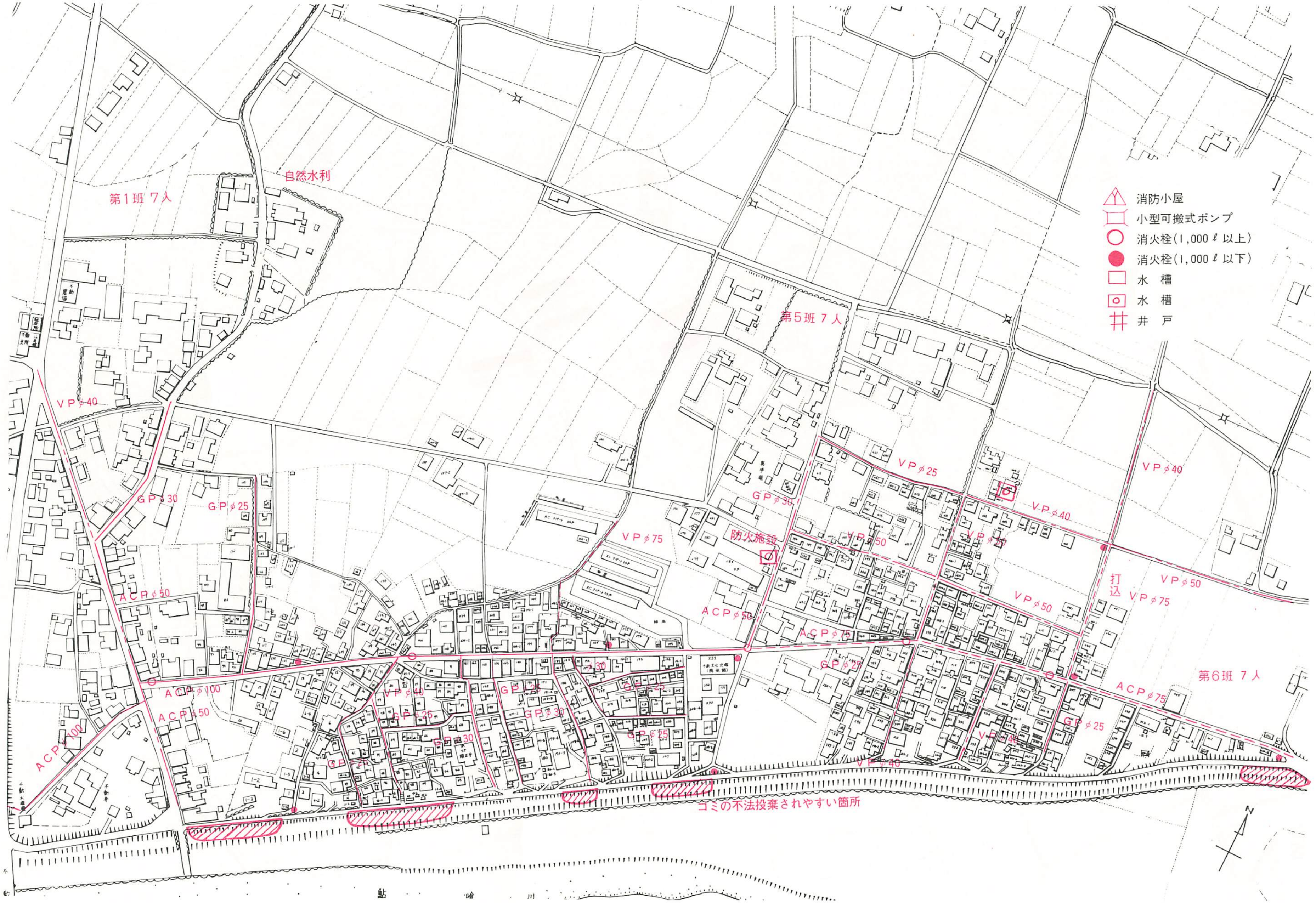

消防小屋
小型可搬式ポンプ
消火栓(1,000 ℓ 以上)
消火栓(1,000 ℓ 以下)
水　槽
水　槽
井　戸
自然水利
第1班 7人
第5班 7人
第6班 7人
防火施設
打込
VPφ40
VPφ25
VPφ75
VPφ50
GPφ30
GPφ25
ACPφ50
ACPφ75
ACPφ100
ゴミの不法投棄されやすい箇所
鮎　喰　川



図12

図13



9　地区改善事業の推移

最近の改善事業として実施した状況は，次のとおりである。その位置を図14で示した。

今後に実施されるべき事業や長期計画との関連した位置づけ，投資効果について十分配慮されるべきである。

不動地域改善事業の実施

補助事業名	工事名	工事概要	施行延長	施行面積	総工事費	備考	
国庫補助事業	①不動下水排水路		196.9m		2,273,957	集水桝1か所	44年度
	②不動下水排水路		82.4m		766,667	内径60cm×40〜178cm	45年度
	③不動下水排水路		211.5m		3,850,356		46年度
県費補助事業	④不動理容所新築		木造平屋建17㎡		808,000		44年度
	⑤不動道路舗装		アスコン舗装施行延長82m 施行面積437.9㎡		953,700		44年度
	⑥不動道路舗装		施行延長205.36m 施行面積353.91㎡		1,110,793		45年度
	⑦不動下水排水路1号		施行延長94.2m		508,786	揚蓋90枚	45年度
	⑧不動下水排水路2号		施行延長74.0m		311,848		45年度
	⑨不動老人ルーム設計	本館鉄筋コンクリート二階 151㎡			190,000		45年度
	⑩不動老人ルーム新築	鉄筋コンクリート2階建	1階 75.69㎡ 2階 75.69㎡		7,780,660		46年度
	⑪不動下水排水路	U型コンクリート	施行延長85.5m		315,251		46年度
	⑫不動地区道路	アスコン舗装	施行延長625.7m		3,705,478		46年度
	⑬不動下水排水路	U型コンクリート	施行延長144.1m		1,178,668		46年度
	⑭不動放送設備				530,300		46年度
単独事業	⑮不動隣保館補修				628,000		45年度
	⑯不動団地公営住宅フェンス				237,100		46年度
	⑰不動隣保館自転車置場				99,000		46年度

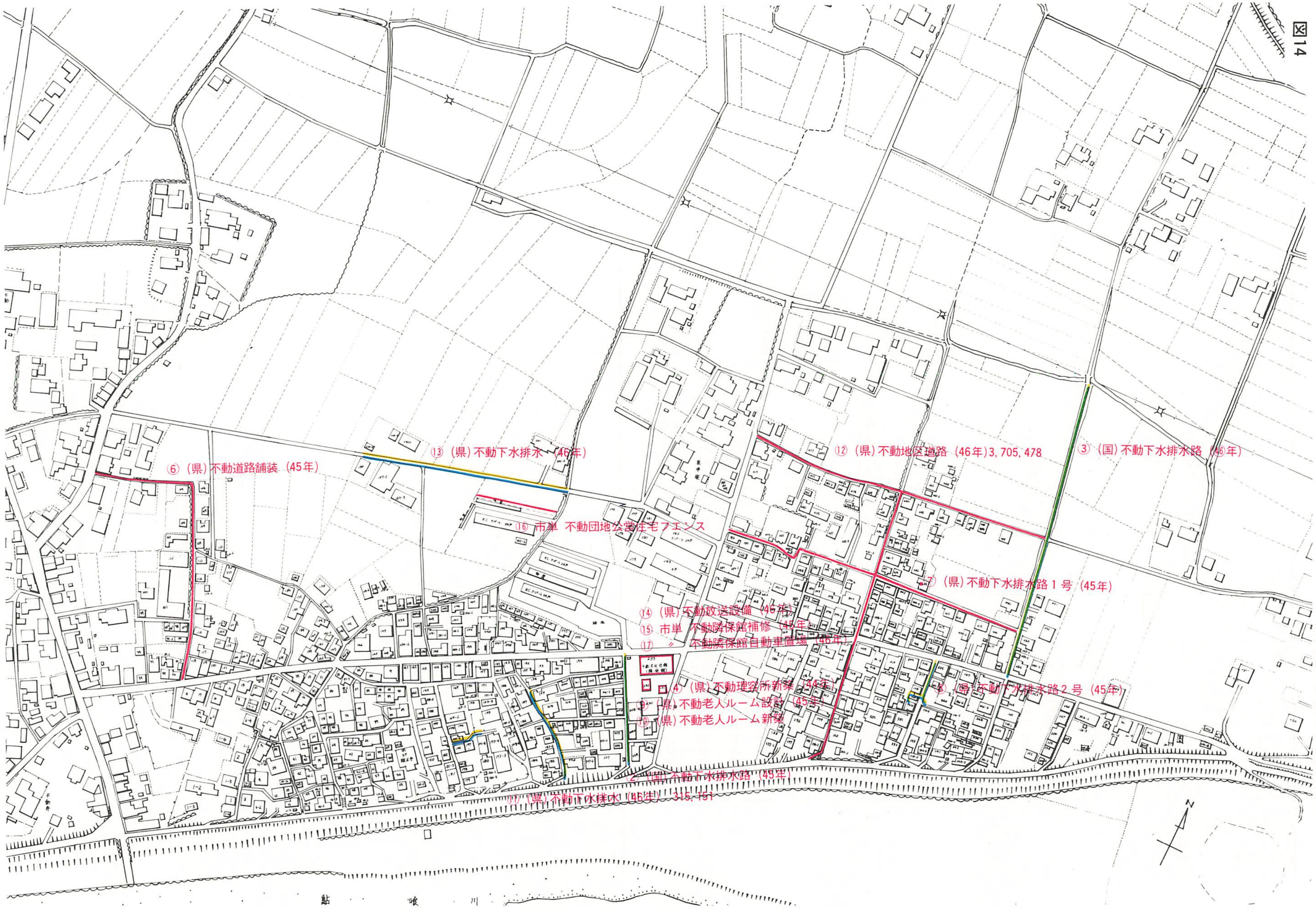
（位置は図14参照）

同和対策道路事業量調

(単位千円)

所管課(室)名	事業の種類	事業の名称	図面番号	新設改良の別	補助区分	44年度~45年度(実績) 総事業費	44年度~45年度(実績) 構造規模	46年度~48年度 総事業費	46年度~48年度 構造規模	49年度~53年度 総事業費	49年度~53年度 棟造規模	合計 規模	合計 総事業費	用地補償買収予定 用地 面積	用地 金額	補償 件数	補償 金額
同和対策課	地区道路	高崎中央線	64	改	県			1,000	舗装のみ L=210mW=3.0m				1,000				
〃	〃	不動東町線	65	〃	〃			500	舗装のみ L=60mW=3.0m				500				
〃	〃	不動東町 1号線	66	〃	〃					13,400	拡巾改良舗装 L=170mW=4.0m		13,400	340	3,400	20	7,000
〃	〃	〃 2号線	67	〃	〃					11,900	拡巾舗装側溝 L=120mW=4.0m		11,900	240	2,400	30	7,000
〃	〃	〃 3号線	68	〃	〃					15,500	拡巾舗装側溝 L=200mW=4.0m		15,500	400	4,000	20	7,000
〃	〃	〃 4号線	69	〃	〃			1,500	舗装のみ L=200mW=3m				1,500				
〃	〃	〃 5号線	70	〃	〃			500	舗装のみ L=70mW=2.0m				500				
〃	〃	〃 6号線	71	〃	〃					5,700	拡巾改良舗装 L=60mW=4.0m		5,700	120	1,200	10	3,000
〃	〃	〃 7号線	72	〃	〃					7,000	拡巾改良舗装 L=100mW=4.0m		7,000	200	2,000	7	3,000
〃	〃	中須東線	73	〃	〃					7,000	拡巾改良舗装 L=100mW=4.0m		7,000	200	2,000	7	3,000
〃	〃	中須東線 1号線	74	〃	〃			9,000	拡巾改良舗装 L=100mW=4.0m				9,000	200	2,000	20	5,000
〃	〃	〃 2号線	75	〃	〃					16,500	拡巾改良舗装 L=150mW=4.0m		16,500	300	3,000	25	10,000
〃	〃	〃 3号線	76	〃	〃					17,500	拡巾改良舗装 L=180mW=4.0m		17,500	400	4,000	30	10,000
〃	〃	〃 4号線	77	〃	〃					12,600	拡巾改良舗装 L=130mW=4.0m		12,600	260	2,600	20	7,000
〃	〃	〃 5号線	78	〃	国			19,000	拡巾改良舗装 L=300mW=4.0m				19,000	600	6,000	30	10,000
〃	〃	〃 6号線	79	〃	県			12,200	拡巾改良舗装 L=110mW=4.0m				12,200	220	2,200	15	8,000
〃	〃	〃 7号線	80	〃	〃			7,400	拡巾改良舗装 L=120mW=4.0m				7,400	240	2,400	5	3,000
												Σ 158,200千円					

図14


⑬（県）不動下水排水（46年）
⑥（県）不動道路舗装（45年）
⑫（県）不動地区道路（46年）3, 705, 478
③（国）不動下水排水路（46年）
⑯ 市単 不動団地公営住宅フエンス
⑦（県）不動下水排水路１号（45年）
⑭（県）不動放送設備（46年）
⑮ 市単 不動隣保館補修（45年）
⑰ 〃 不動隣保館自動車置場（46年）
④（県）不動理容所新築（44年）
⑨（県）不動老人ルーム設計（45年）
⑩（県）不動老人ルーム新築
⑧（県）不動下水排水路２号（45年）
②（国）不動下水排水路（45年）
⑪（県）不動下水排水（46年）315, 151
鮎 喰 川

10．計画についての問題点

不動地域の概況，くらしの姿，働き手の状況，環境と住い，環境衛生，防災，公共施設の概況，農業，同和対策事業の推移等をみてきたが，いままで気付かなかったりあまり気に留めなかったことでも，ある程度のものを具体的に浮彫りにした。

同和問題は歴史的，社会的根源を有する問題であり，対象地域の環境の不自然さ，生活の不便さ，過密から生まれる諸々の問題が山積しており，その中で日常生活を営むうえに基本的人権にも及ぶような現象が存在しているが，一朝一夕で解決することはきわめて困難である。

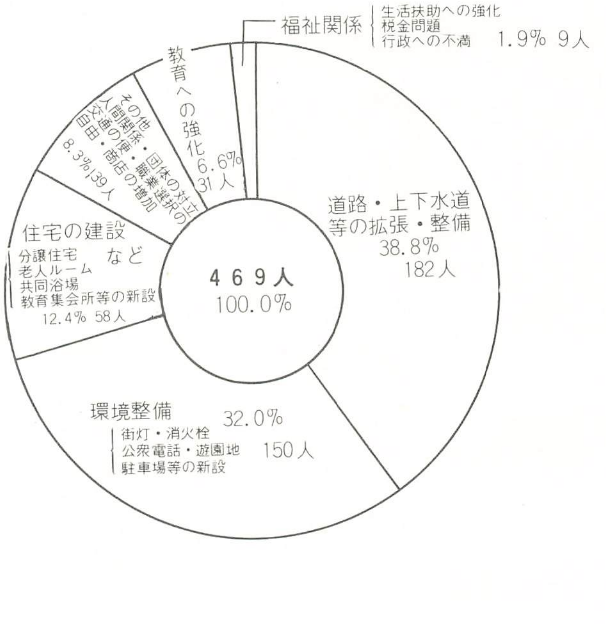
問題の解決を図ることは，国及び地方公共団体の責務であるとともに，国民的課題であることを十分に認識し，本市としても総合的な長期計画の策定を急いでいるところである。

不動地域の今後の問題点を整理してみたい。

(1) 住民の希望

下図の意識調査の結果として，住民の希望がどのようなものであるかが伺えるが，やはり道路，上下水道等の拡張整備及び環境整備に対する希望が70.8%と圧倒的に高い。

不動地域住民の希望



住宅の建設については分譲住宅の希望のあることも見逃せない事項であり，住宅改良計画ないしは小集落方式，地方改善施設整備事業，同和地区環境改善事業，農山漁村同和対策事業等，国や県の補助事業と関連づけていかなければならないだろう。

地元民や各団体はどの具体的要求のあったものを列記すると次のとおりである。（順不同）

公営住宅の建設
分譲住宅か小集落方式住宅，分譲住宅
道路の改善と整備
下排水の改良と新設
保育所の改築
集会所の新設と児童遊園
駐車場の新設
消防施設の拡充整備
授産斡旋と就職斡旋
水銀燈の設置
児童館か教育集会所

(2) 地域発展の方向

この地域は鮎喰川北岸に位置しており，今後どの方向に発展するだろうかを考察してみたい。

県道徳島引田線で西方を分断され，東方は弁天橋に通ずる市道との間が発展の可能範囲と考えられ，農道の整備されていない農地が北方にある。したがって発展の方向としては，北方から東方である。

しかしながら道路網を未整備のままに放置すれば，無秩序な宅地化によって部落の再現・延長ともなりかねない。

鮎喰地区



1　地域の沿革と名称

(1)　部落の沿革

当対象地域の発祥などについて文献や記録はみあたらないので詳しいことはわからないが，当地域にある社寺の沿革や古老の口伝を総合して，なりたちの輪郭を知ることができる。

当地域は，徳島市と県西部を結ぶ国道 192 号線から北に約 1,000 m の奥にあり，鮎喰川の下流東岸にそう平担地にあり，西方を鮎喰川堤防，北方を国鉄徳島本線の築堤線路に，東方を光洋精工徳島工場に囲まれた、およそ 250 戸の集落である。

古く，名東・名西と阿波の国が分れていた時代に名東郡に編入され，地名も東名東字潟島と庄原乾と呼ばれたこともあったが，明治12年ごろ，東名東の小字として福井郷と呼ばれていた。(史料不備)

その後，加茂名村として変遷をへて昭和12年徳島市と合併し，現在のように蔵本，島田，鮎喰，庄，名東の呼び名に区分され今日に至っている。

そのなかで，鮎喰町１～２丁目，庄町１～５丁目は一般地域と同じ呼称であるが，対象地域の南にある下水溝で区分されている。

部落が形成された歴史は判然としないが，紀州から渡ってきたという説もあるが，大部分が現名東町の山から当地に移住してきたといわれているのが，もっとも信頼されるものだとのことである。

そのあらわれの一つとして名東町１丁目の八幡神社が氏神であり，およそ 300 年前に対象地域の祖先である鈴木伊三エ門がこの社地を寄付したとのことである。

(2)　部落の名称

もともと加茂名地区は，島田村，蔵本村，庄村，鮎喰村，名東村と呼ばれ，それぞれの地域に氏神があり，別区画の村を形成していたと聞くが，近くに加茂名村として名東郡の中心的村勢にあった。

昭和12年徳島市への編入を機に，その村名を冠した町名に改称されたのが現在の町名であり，対象地域も鮎喰町・庄５丁目であり，一般地区と同じ名称で呼ばれており，比較的開放性の高い地域である。

(3)　戸数の推移と世帯主の産業別状況

古い記録が少なく，最近の数字しか利用できないのは残念である。

昭和42年　252世帯（実態調査）

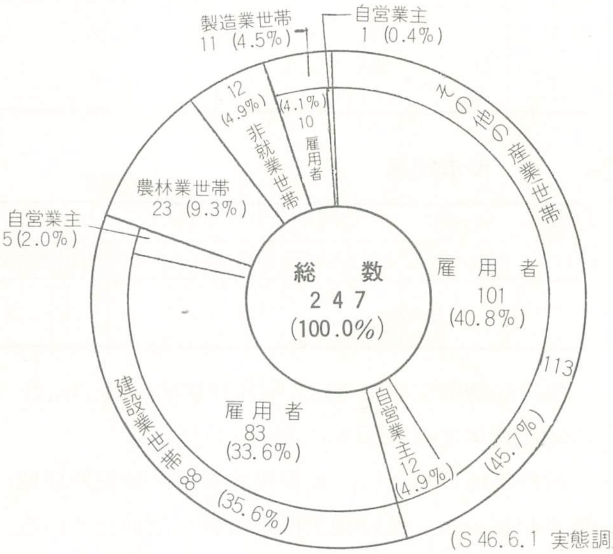
昭和46年　247世帯（実態調査）

最近の世帯数２５０は当市の対象９地域のなかでは世帯数第４位・人口第４位の規模であるが，昭和46年の世帯平均人員は 4.7 人で，世帯主の職業を産業別に分類すると図１のとおりである。

雇用労働者は74.5%を示し，自営業主 7.3%・農林業は9.3%，非就業世帯が4.9%である。

特色としては，建設関連の労働者が33.6%と比較的高い率を示している。

図１　世帯別就業調べ



（S 46.6.1 実態調査）

(4)　年齢階層別人口

年令階層別人口は表１のとおりであり，過去数年間に若干の人口の減少はみているが，その減少の年齢階層は，15才～19才に著しい数字を示していることは対象地域内の職場，高校・大学等の進学であるが，とにかく若年層の流出がめだっていることは，着目する必要がある。

表１　年齢別階層別人口

区分＼年度	人口総数	男女別 男	女	年齢階級別 0～5	6～14	15～19	20～34	35～44	45～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～
S34														
42	1,230	590	640	90	185	198	(20～39) 367	(40～59) 272		118	(60才以上)			
46	1,151	548	603	111	166	106	351	158	138	49	24	24	14	10

2　くらしの姿　（S47.3 意識調査 ： 以下同じ）

(1)　所得階層状況

ア　生活保護状況

区分＼年度	被保護人員	保護率 ‰
S42	57人	46.3
46	37人	32.2

イ　所得階層分布

区分＼年度	生活保護・被保護世帯 世帯数	構成比%	住民税非課税世帯 世帯数	構成比%	住民税均等割課税世帯 世帯数	構成比%	住民税所得割課税世帯 世帯数	構成比%
S42	20	7.9	33	13.1	151	60.0	48	19.0
46	9	3.6	35	14.2	132	53.4	71	28.8

ウ　所得状況

区分＼年度	民生補助 世帯数	構成比	～３万 世帯数	構成比	3.1～5万 世帯数	構成比	5.1～7万 世帯数	構成比	7.1～9万 世帯数	構成比	9.1～11万 世帯数	構成比	11.1 q15万 世帯数	構成比	15.1万以上 世帯数	構成比	無回答 世帯数	構成比	計 世帯数	構成比
S47	1	0.4	6	2.4	32	13.0	42	17.0	20	8.1	14	5.7	11	4.5	3	1.2	118	47.7	247	100.0

生活保護率については，昭和42年度の46.3‰から昭和46年度の32.2‰と低下している。

所得階層分布では，被保護世帯，住民税非課税世帯が減少し，住民税所得割世帯が増加していることは，低所得階層構成の向上を示している。

所得状況を意識調査でみる場合，無回答の47.7%を除いて回答者のみを分析するとき30,000円以下が2.8%，30,000～50,000が13%，51,000円～70,000円が17%であり，分類を月収50,000円以下と50,000円以上に分類すると前者が15.8%，後者が36.5%となる。

これだけの資料で「くらしの姿」を判断できないが，租税や近隣社会の共同負担費

教育費，農協水利組合費，神社仏閣寄附金その他の寄附金等），また冠婚葬祭をはじめとする交際費などの負担がどうなっているか，また収入に対する消費系数の関係が明らかにされることによって，くらしの姿，地域住民の実態が浮彫りにされることである。

(2)　居住者の生活意識

対象地域住民の生活意識の動向を知ることはきわめて重要な意義があるが，設問のしかた，答え方にもそれなりの意味がある。　今回の意識調査を表(ア)～(オ)でまとめてみた。

「満足している」20.3%，「不十分ながら満足している」は67.9%で消極的な満足を含めてみると88.2%となる。

これに対し「不満足である」と答えたのは11.8

%で，現在の意識を客観的ながら知ることができる。

一方，中学生・高校生の今後の進路について調べてみると，中学生の高校進学希望者は78.2%と圧倒的に多く，職業訓練所・就職を希望するのは11%で，未定と答えたのは10.9%である。

高校生の場合，大学進学希望が47%と約半数が答え，就職をすると答えたのが37.5%である。

中学生・高校生の意識として，男女による考え方の差はあろうが，進学希望率の高いことを知ることができた。

「今後の生活設計の重点は何か」とのことに対し，51.7%が子供の教育と答え，次いで仕事の26.9%，住居の12.4%と続いている。

この調査項目(イ)・(ウ)と(エ)の関係で住民の意識が，子供の教育に一致していることは興味深いものである。

これは，親の愛情として子供の将来に対する期待感の大きなことと，自分達の歩んだ苦しい人生経験からの発露であろうし，切実な願いではなかろうか。

めまぐるしい進展を続ける近代社会のなかで，生命保険加入による保障意識は約65.7%が必要として加入しているし，火災保険等の物的保障意識は32.7%が加入している。

なお，新聞（日刊）の購読状況は 1.1世帯に 1新聞であることは他の対象地域に比し，非常に高い数字を示している。

以上の調査から住民意識の動向や水準の概要を知り得たのであるが，今後も継続して行なう必要があろう。以下次表のとおりまとめた。

(ア) 現在の生活の満足度

区分	今の生活で満足している (A)	不十分ながら足である (B)	不満足である (C)	わからない (D)	計 (E)	割合			
						A／E	B／E	C／E	D／E
数	50	167	29	0	246	20.3	67.9	11.8	0

(イ) 子供の進路希望

a 中学生について

区分	高校 (A)	職業訓練所 (B)	就職 (C)	未定 (D)	計 (E)	割合			
						A／E	B／E	C／E	D／E
数	36	3	2	5	46	78.2	6.5	4.4	10.9

b 高校生について

区分	大学 (A)	職業訓練所 (B)	就職 (C)	未定 (D)	計 (E)	割合			
						A／E	C／E	C／E	D／E
数	15	0	12	5	32	46.9	0	37.5	15.6

(ウ) 今後の生活設計の重点

区分	住居 (A)	仕事 (B)	子供の教育 (C)	貯蓄 (D)	その他 (E)	計 (F)	割合				
							A／F	B／F	C／F	D／F	E／F
数	29	63	121	20	1	234	12.4	26.9	51.7	8.6	0.4

(エ) 生命保険等の加入状況

区分	加入している			加入していない (B)	計 (C)	その他の保険に加入している（火災保険等）(D)	割合		
	1口	2口以上	小計(A)				A／C	B／C	D／C
数	83	78	161	84	245	80	65.7	34.3	32.7

（注） 2重回答含む

(オ) 定期購読物調

区分	新聞（日刊）	週刊誌	雑誌	計
数	222	2	6	230

1.1世帯に1新聞

(3) 住民組織

各種団体の結成・活動状況からその地域の消長を知ることができるが，地域社会の連帯感を高め，かつ，住民福祉の増進をはかるためにも，今後の各種団体の育成振興をはかる必要があり，そのためにも隣保館で調べた団体を表2にまとめた。

表2 住民組織 （S47.6 隣保館調）

団体名	内容説明	備考
部落解放同盟鮎喰支部	町内発展・地域の同和事業の推進，解放学習活動等	婦人部や住宅要求組合等の部会や関係組織あり
同和会鮎喰支部	町内発展・地域の同和事業の推進，同和教育の推進等	婦人部等の部会あり
鮎喰町内会	町内各種事業，町内発展のための事業	
西部婦人会	婦人の地位向上のための各種活動等	
同和婦人会	〃	
鮎喰農機具共同利用組合	鮎喰町地域内農家で組織。同和事業による農機具の貸与を受け，農機具の円滑な運営と農業振興等	
鮎喰老友会	60歳以上の地域内に居住する全老人を対象に組織。老人福祉向上等	
庄老友会	〃	
農事実行組合	農業の実行のための各種活動等	
友愛会	地域内住民で組織，相互親睦と町内発展の為の活動等	
鮎喰消防分団	地域内の消防活動等	

(4) 住民の消費（購買）動向

当地域の特色は，加茂名地区を東西に国道192号線が横断して，新しい商業地域が形成されつつあるが，旧道に鮎喰・庄の商店街がある。

また，蔵本商店街等徳島市西部の拠点をなしているため，その後背地として比較的近距離にあり，その購買圏にあるといえよう。

また，この国道が徳島市バスの動脈路線の関係もあり，市中心部の購買圏に容易に結ばれるために，地域内の商業・サービス業の数はきわめて少なく，食料品を中心とした業種にとどまる。

問題のとらえ方としてはいろいろあるが，他地域と比較して一般地区に近接しているため，開放されているともいえようし，また，過密のなかで商業を営む条件の道路，資本力，購買意識等と買物に対する習慣などの問題も併せて考えてみる必要がある。表3で実態調査で商工の種類の数を示し，図2は隣保館で調べた商店の分布図である。

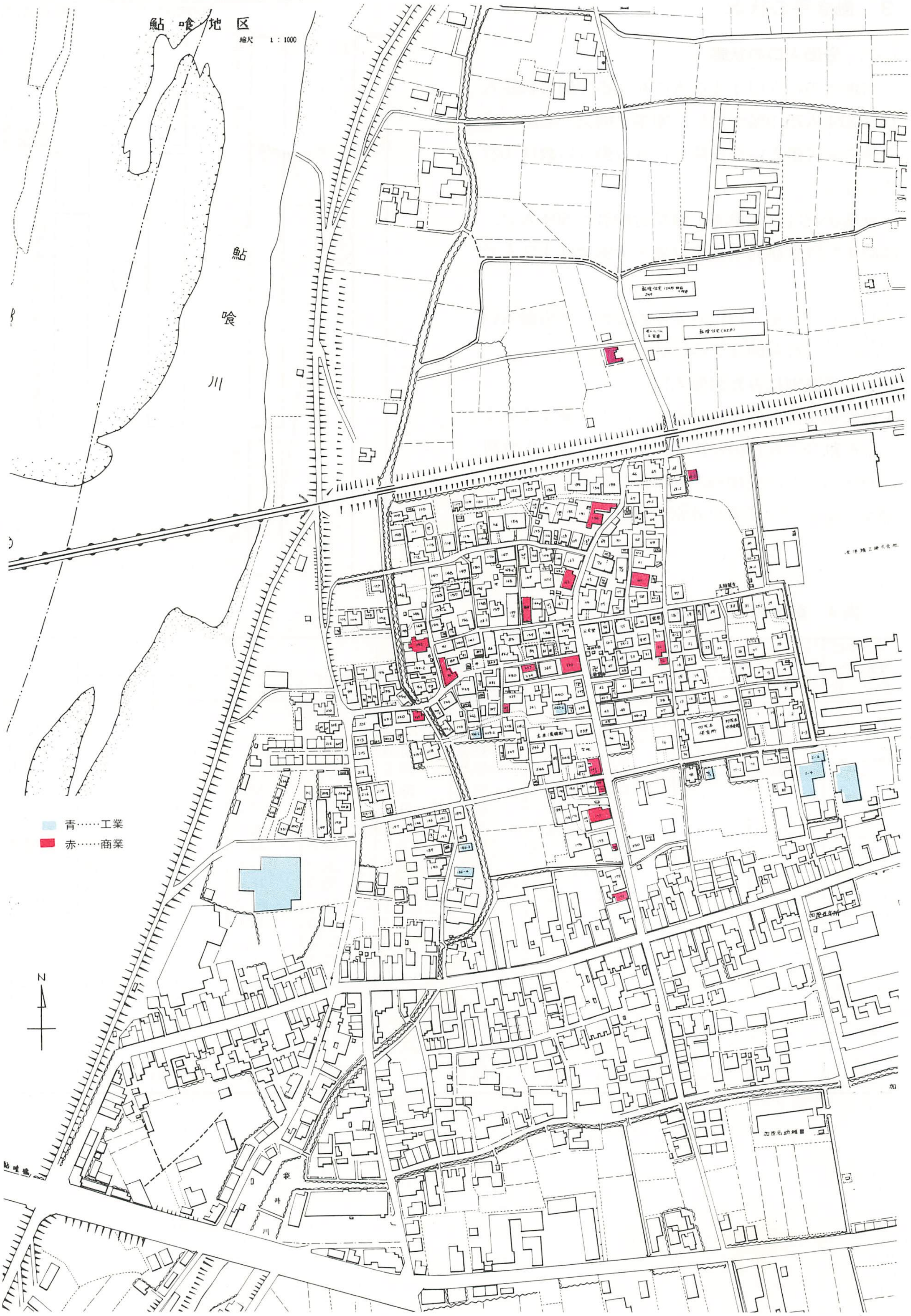
表3 地域内の商業・サービス業

（46.6.1 実態調査調）

商業区分		事業所	従業員数
分類	業種名	総数	1人～2人
小売業	飲食料品（果物・菓子・肉酒）	8	8
〃	その他小売業（ハキモノ・雑貨）	4	4
	計	12	12

（注） 従業員3人以上なし

図２　地域内の商工業の分布図



3 働き手の状況

(1) 労働人口の状態

当地域の総人口 1,152 人に対する労働力状態人口は 874 人75.9%に達し，家事・病気・老齢・通学等の非労働人口を控除した純労働人口数は 627 人になる。

就業状況は自営業主，雇用労働者は 504 人で，臨時または日雇的不安定な雇用労働者は 123 人である。

したがって総人口に対する約半数が純労働人口である。これを図3で示した。

(2) 学歴別にみた労働人口

男女別年齢別の学歴構成をみたのが表4である。これを割合でみたのが図4である。これらの資料でわかることは他地域と同様，社会の第一線で活躍する年代の学卒者が非常に少ないことである。

図 3 鮎喰地域労働状態人口図

(昭和46年6月1日 実態調査調)

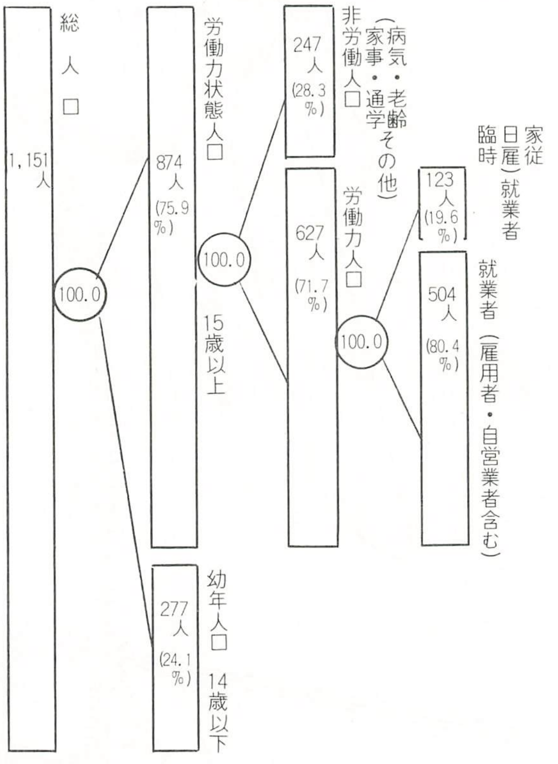


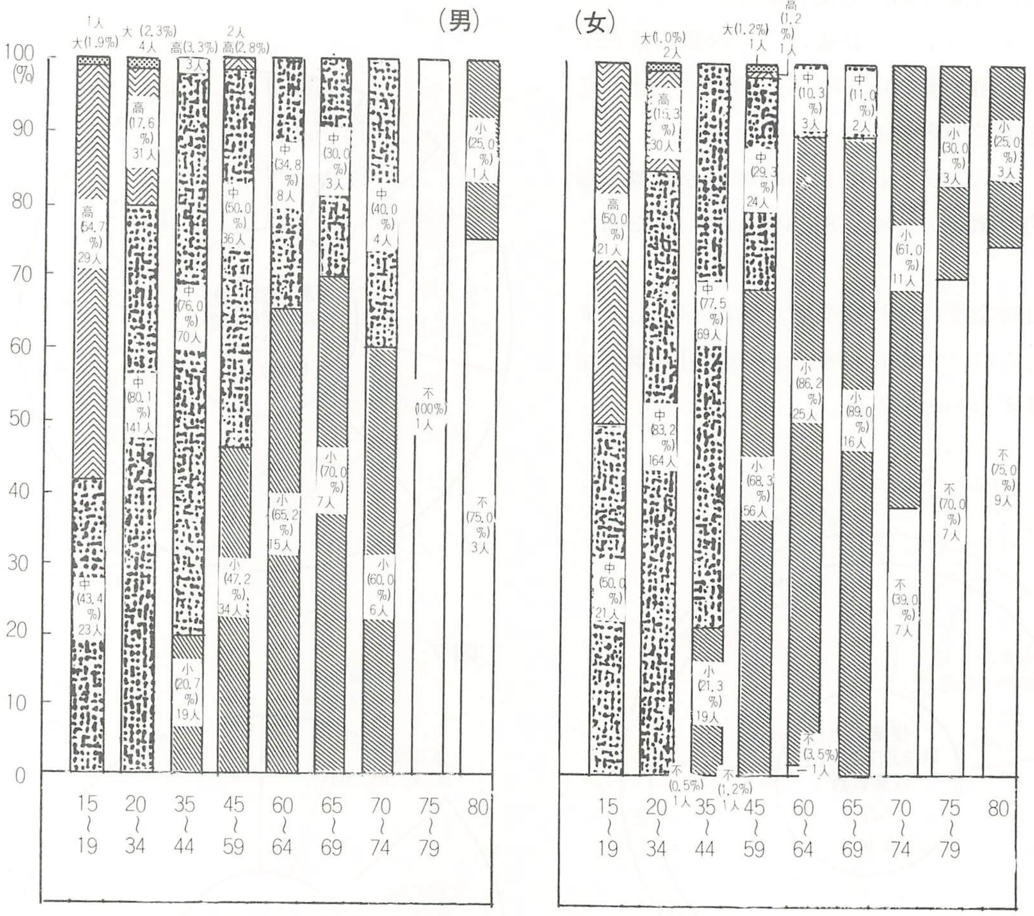
表 4 鮎喰地域学歴調査(比率)

(S47.6 隣保館調)

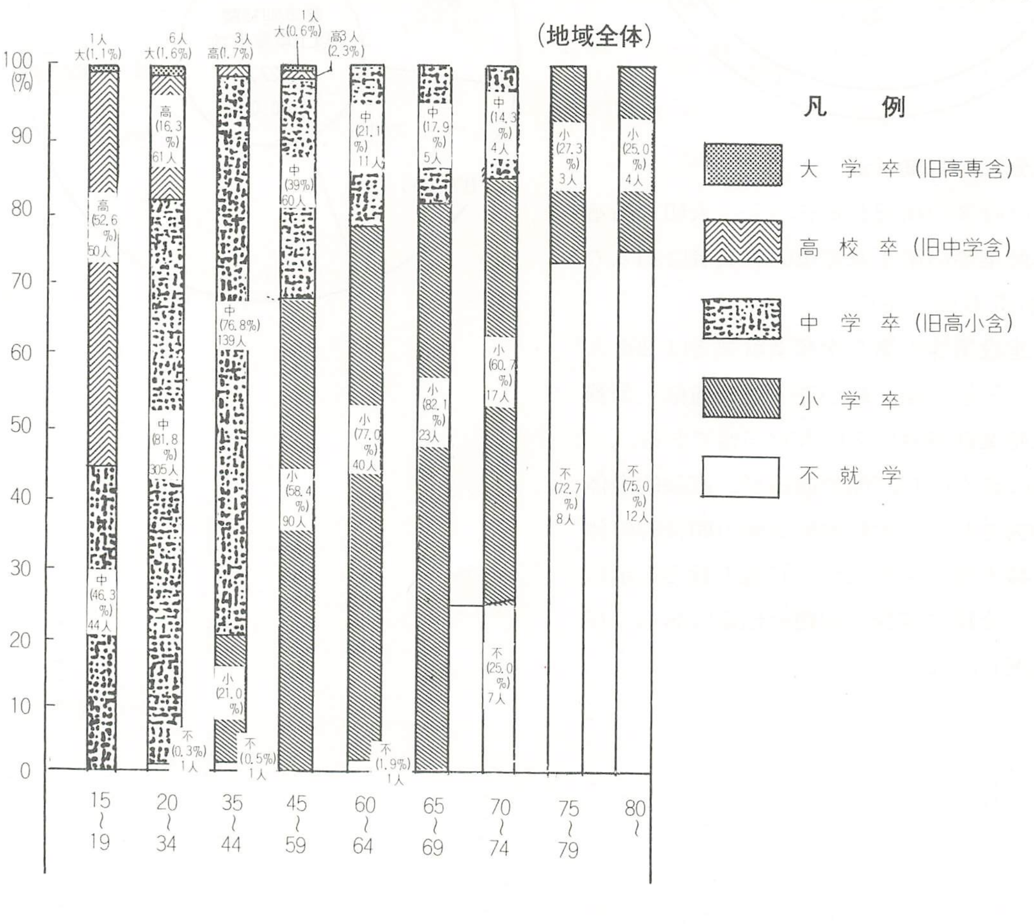
学校 / 年齢	大学卒(旧高専含)		高校卒(旧中含)		中学卒(旧高小含)		小卒		不就学		計
区分	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
15－19	1.1 20.0		30.5 44.6	22.1 40.4	24.2 8.1	22.1 7.4					100.0 10.1
20－34	1.1 80.0	0.5 66.7	8.3 47.7	8.0 57.7	37.8 49.5	44.0 58.0				0.3 3.9	100.0 39.8
35－44			1.7 4.6		38.7 24.5	38.0 24.3	10.5 23.2	10.5 14.3		0.6 3.9	100.0 19.3
45－59		0.7 33.3	1.3 3.1	0.7 1.9	23.3 12.6	15.6 8.5	22.1 41.5	36.3 42.0			100.0 16.4
60－64					15.4 2.8	5.8 1.1	28.9 18.3	48.0 18.8		1.9 3.9	100.0 5.5
65－69					10.7 1.1	7.1 0.7	25.0 8.5	57.2 12.0			100.0 3.0
70－74					14.3 1.4		21.4 7.3	39.3 8.3		25.0 26.9	100.0 3.0
75－79								27.3 2.3	9.1 25.0	63.6 26.9	100.0 1.2
80～							6.3 1.2	18.7 2.3	18.7 75.0	56.3 34.5	100.0 1.7
計	0.5 100.0	0.3 100.0	6.9 100.0	5.5 100.0	30.5 100.0	30.2 100.0	8.7 100.0	14.2 100.0	0.4 100.0	2.8 100.0	100.0 100.0

学 歴 調 査

図 4



(男)
(女)
100 (%)
15～19
20～34
35～44
45～59
60～64
65～69
70～74
75～79
80



(地域全体)
凡 例
大 学 卒（旧高専含）
高 校 卒（旧中学含）
中 学 卒（旧高小含）
小 学 卒
不 就 学

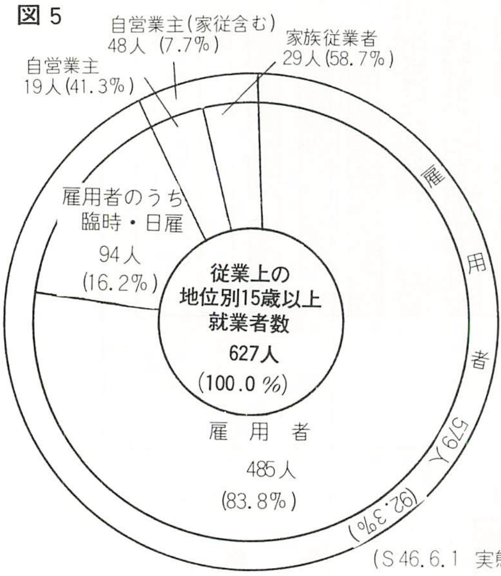
(3) 自営業と雇用者

労働者の自営業労働と雇用労働の区分についてみる場合，図５のように15歳以上の就業総数 627 人に対し，雇用労働者は 579 人92.3％と，そのほとんどが雇用労働者である。

さらに，その内訳として常用的雇用労働者と臨時，日雇的労働者の比率は83.8％に対し16.2％となる。

また，自営業主は家族従業者を含め48人の 7.7％であることは，いかに労働状況の雇用労働者が多いかを証するものである。

図 5



（S 46.6.1 実態調査）

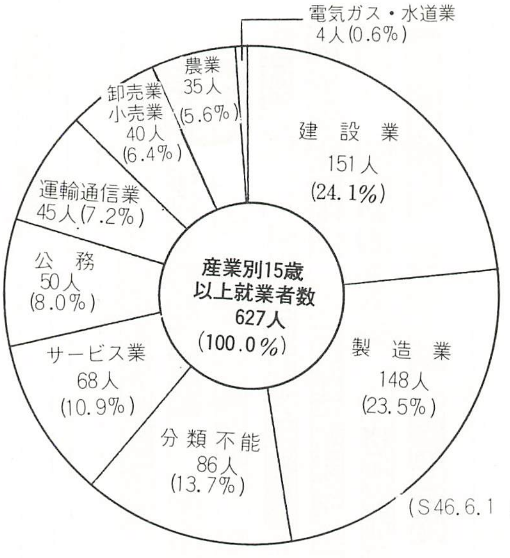
(4) 産業分類別就業状況

このことは就業の状況を知るうえに大切であるが，農林水産業等の第１次産業の就業者は35人で全就業者数の5.6％である。

製造業，建設業等の第２次産業就業者は 299 人で47.6％，サービス業・卸小売・運輸通信・公務等の第３次産業就業者は 203 人32.5％である。

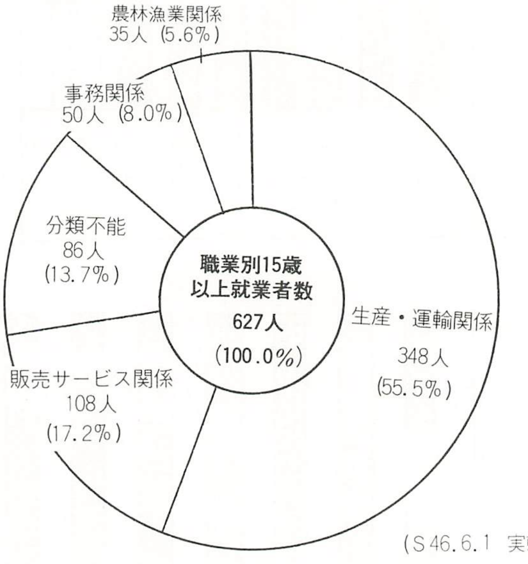
分類不能は86人の13.7％であるが，直接的肉体労働者は53％であり，比較的軽労働の間接的肉体労働者は分類不能を含め全体の47％の数字を示している。この分類に多少の問題の相違はあろうが総体的な状況ではなかろうか。

図 6



（S 46.6.1 実態調査）

図 7



（S 46.6.1 実態調査）

4　環境と住い

(1)　居住者の意識　（S 47.3 意識調査）

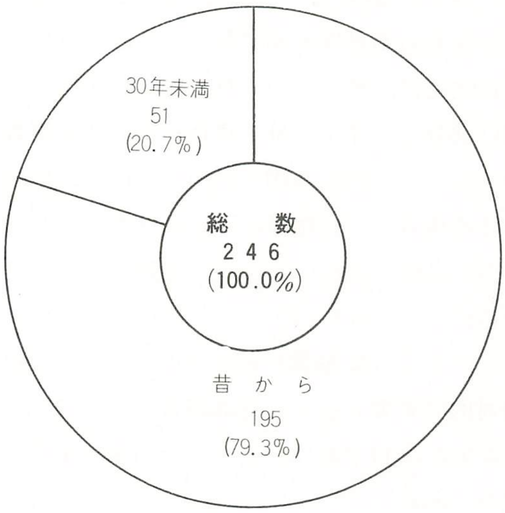
当地域の居住者の歴史について調べてみると，昔からと答えた者は約80%に達し，今後も地域内に居住するかどうかに対しては，永住するが75.6%，わからないが17.5%，永住しないが 6.9 %である。

永住する場合の理由としては，先祖の地であり墓がある，家屋敷があるためが63.8%，生活がしやすいが18.8%，仕事がしやすいが13.2%という意識が明らかにされた。

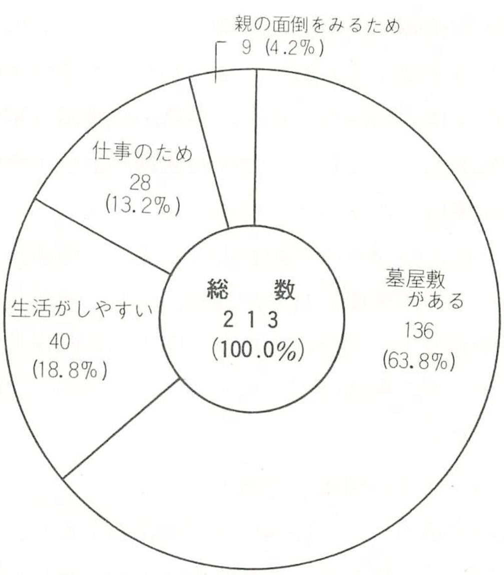
以上のように，住みついた歴史も古く，今後も永住するし，また，先祖の地，家屋敷があり安住しやすい。故郷としての良さがしみじみとにじみでているように思われる。

それだけに地域社会を大切にし愛しているともいえよう。反面，それだけ消極的であるとも考えられるがどうであろうか。以下，次表のとおりまとめた。

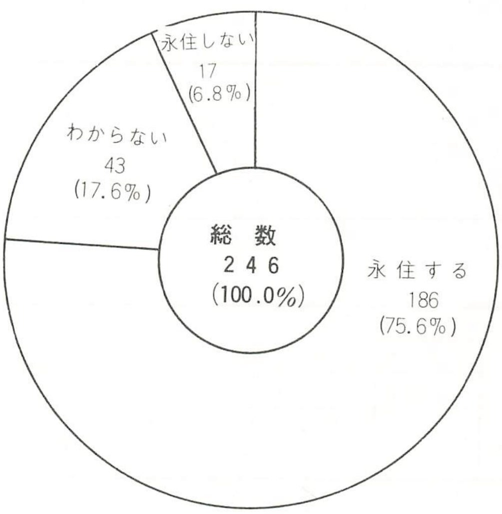
地域に来て住まわれるようになったのはいつごろですか？



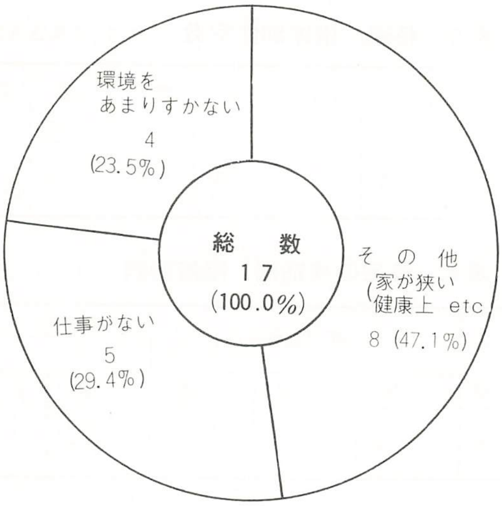
永住する場合の主な理由は何ですか？



この地域に永住されるつもりですか？



永住しない場合の主な理由は何ですか？



(2) 住宅事情

ア　持家，借家別住宅数

表5のような結果が得られた。持家は204戸の87.6%，借家は28戸で12%，間借1戸0.4%である。

全般的に持家の比率が高いが，道路，下排水，建ぺい率，過密状況等の問題を内臓しており，居住性も必然的に悪いといわなければならない。

地域の経済力や住居の自由性から持家自体の建築水準は一般地域の住宅に比し，かなり低いものがある。

イ　住宅の構造状況

住宅の構造別，階層別に調べてみると，やはり大部分は木造住宅である。すなわち，木造住宅の割合は全体の73.8%に達し，鉄筋，鉄骨造り家屋は23%ある。この比率は他の対象地域より不燃性住宅が多いことを示している。

この構造面からの問題把握は，火災，地震，風水害などの防災度と日照，通風，湿気，住居空間等の環境衛生や居住性のなかの個人的自由保持であるが，その現状はどうであろうか。表6，表7でまとめた。

ウ　住宅の規模（間数）

人間生活のなかで住居は労働の源泉であり，憩いと団らんの場である。居住性の高いか低いかの根幹として問題との関連がある。

当地域の意識調査では，4間が40.2%，5間が16.7%，3間が15%であるが，1間きりの者が2.9%，2間が9%あり，3間以下の合計は27%である。

また，畳数については16.5畳～20畳が最も多く20.6%を占め，13.5畳～16畳が19.5%，20.5畳～25畳が17.9%と続いているが，13畳未満が22.8%であることは，やはり狭小過密な住宅事情があることを見逃してはならない。表8，表9でまとめた。

エ　住宅の不良度

昭和46年度の実態調査で住宅の不良度の調査を行なった。表10がそれである。また，地図の上に，各戸の住宅の不良度分布を示したのが図8である。この判定の基礎は，住宅地区改良法施行規則の別表，住宅の不良度の測定基準にしたがった。赤が不良住宅で，黄はやや不良，青は良住宅であり，白い部分は，住宅以外の建物もしくは未調査の部分である。この分布図の効用は今後この地域を改良する場合，　良地区なり小集落方式をどの部分にあてはめていけばよいか，道路整備を有効に進めるにはどうすればよいかの手助となろう。しかし，このような事業を進める場合，地元の協力が絶対的に必要である。意識調査で協力意志を問うた結果が表11であり，それを分布図で示したのが図9である。

不良度の分布と改善整備の協力意識の結びつけをどうするかは，今後の長期計画の大きな課題である。

表5　持家，借家別住宅数　（S47.3 意識調査）

区分	持家 (A)	借家 (B)	間借 (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
戸数	204	28	1	233	87.6	12.0	0.4

表6　住宅の構造別、階層別調　（S47.1 隣保館調）

構造	鉄筋（鉄骨含む）			木造 瓦ぶき			草ぶき	計	割合		
階層	2階	1階	小計(A)	2階	1階	小計(B)	1階(C)	(D)	A/D	B/D	C/D
戸数	44	14	58	98	88	186	8	252	23.0	73.8	3.2

（注）公有住宅除く

表7　住宅以外の建物（物置・納屋・風呂・便所等）の構造　（S47.1 隣保館調）

構造	鉄骨ブロック (A)	木造（トタン） B	計 (C)	割合 A/C	B/C
戸数	16	65	81	19.8	80.2

表8　住宅の規模（間数）　（S47.3 意識調査；以下同じ）

間数	1間	2間	3間	4間	5間	6間	7間	8間	9間	10間	計
実数	7	22	37	99	41	16	4	4	2	2	234
比率	2.9	9.0	15.0	45.1	16.7	6.5	1.6	1.6	0.8	0.8	100.0

表9　住宅の規模（畳数）

畳数	～5畳	5.5～10	10.5～13	13.5～16	16.5～20	20.5～25	25.5～30	30.5～40	40.5以上	計
実数	2	25	29	48	51	44	24	16	7	246
比率	0.8	10.2	11.8	19.5	20.6	17.9	9.8	6.5	2.9	100.0

表10　住宅の不良度の現況調

区分	住宅の現況 良 民有	良 公有	不良 民有	不良 公有	住宅良・不良合計	割合 良住宅 A/C	不良住宅 B/C
戸数	(A) 164	0	(B) 101	0	265 (A)+(B)=(C)	61.9	38.1

表11　住宅改良区や小集落方式または道路などの拡張にあなたの家がかかる場合、立ちのきするのに賛成ですか反対ですか

区分	賛成 (A)	反対 (B)	できる所だけすればよい。私の家は反対 (C)	わからない (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	106	10	83	46	245	43.3	4.1	33.9	18.7

(3)　住宅の要求度と公営住宅について

住宅問題は生活の基本をなすものである。昭和46年度までに当地域に建設された公営住宅は５６戸であるが，前述のように持家が多く，比較的住宅困窮度は他地域ほどではない。

昭和47年３月の意識調査では，公営住宅の入居希望は31名であるが，昭和46年度事業として建設された公営住宅32戸分で一応の要求は満たされたのでなかろうか。

しかしながら，最近の核家族化の傾向や，大家族制度の分散などで今後の事情に若干の変化は想像できる。

住宅改良や小集落方式による地域改善および道路等の改善事業に対しては，おおむね43％が賛成を示していることは，不合理な環境に対する住民の熱望であろうし，その事業に伴い，どういう希望があるかについて調べてみると，区画された用地を買い，自分で家を建てたいと答えた者が圧倒的（80％）に多く，公営住宅入居希望と，この機会に他地区に出たいと答えた者は9.4％，7.4％である。

この場合，求めようとする用地の広さは50坪までが40.8％，50～70坪が31.6％とおおよそ80％を占めることも将来の指標となろう。表12，表13，表14，表15でまとめた。

住宅の要求度と公営住宅

表12　公営住宅の建設数及び今後予定数　（S47.6 住宅課調）

区度	昭和45年度まで	昭和46年度	小計	今後予定 昭和47年度	計
戸数 内容	24戸 RC4階建 3K′	32戸 RC4階建 3K′	56戸	—	56戸

表13　現在公営住宅に入りたいですか　（S47.3 意識調査）

区分	入りたい (A)	入りたくない (B)	わからない (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
数	31	190	12	233	13.3	81.6	5.1

表14　現在の住宅を撤去したのちの希望について　（S47.3 意識調査）

区分	公営住宅に入りたい (A)	区画された用地を買収して自分で家を建てたい (B)	この機会に他地区に出る (C)	その他 (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	9	76	7	3	95	9.4	80.0	7.4	3.2

表15　土地は何坪まで欲しいですか　（S47.3 意識調査）

区分	50坪まで (A)	51～70坪 (B)	71～100坪 (C)	400坪以上 (D)	わからない (E)	計 (F)	割合 A/F	B/F	C/F	D/E	E/F
数	31	24	7	14	—	76	40.8	31.6	9.2	18.4	—

図８　地域内住宅不良度分布図

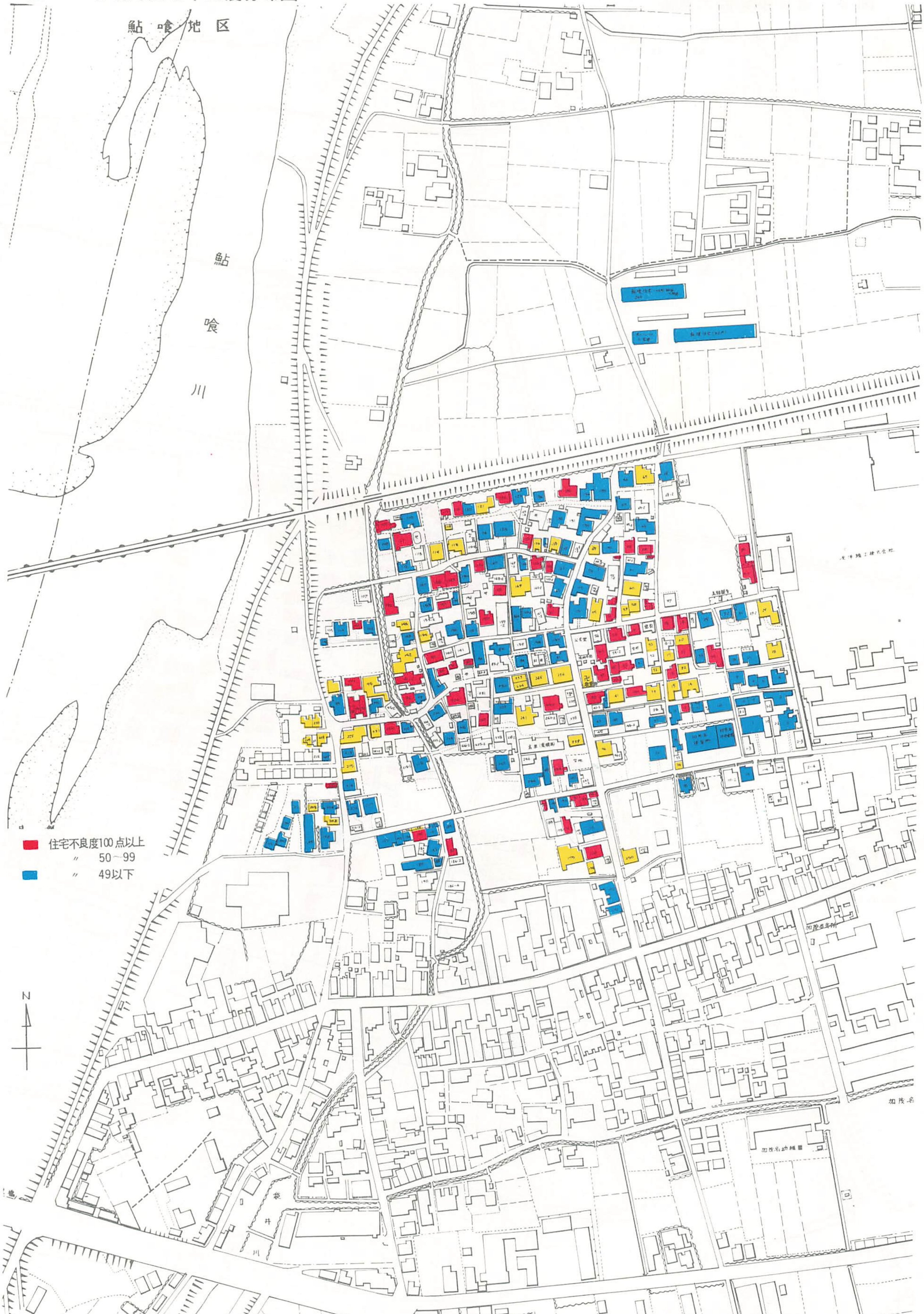
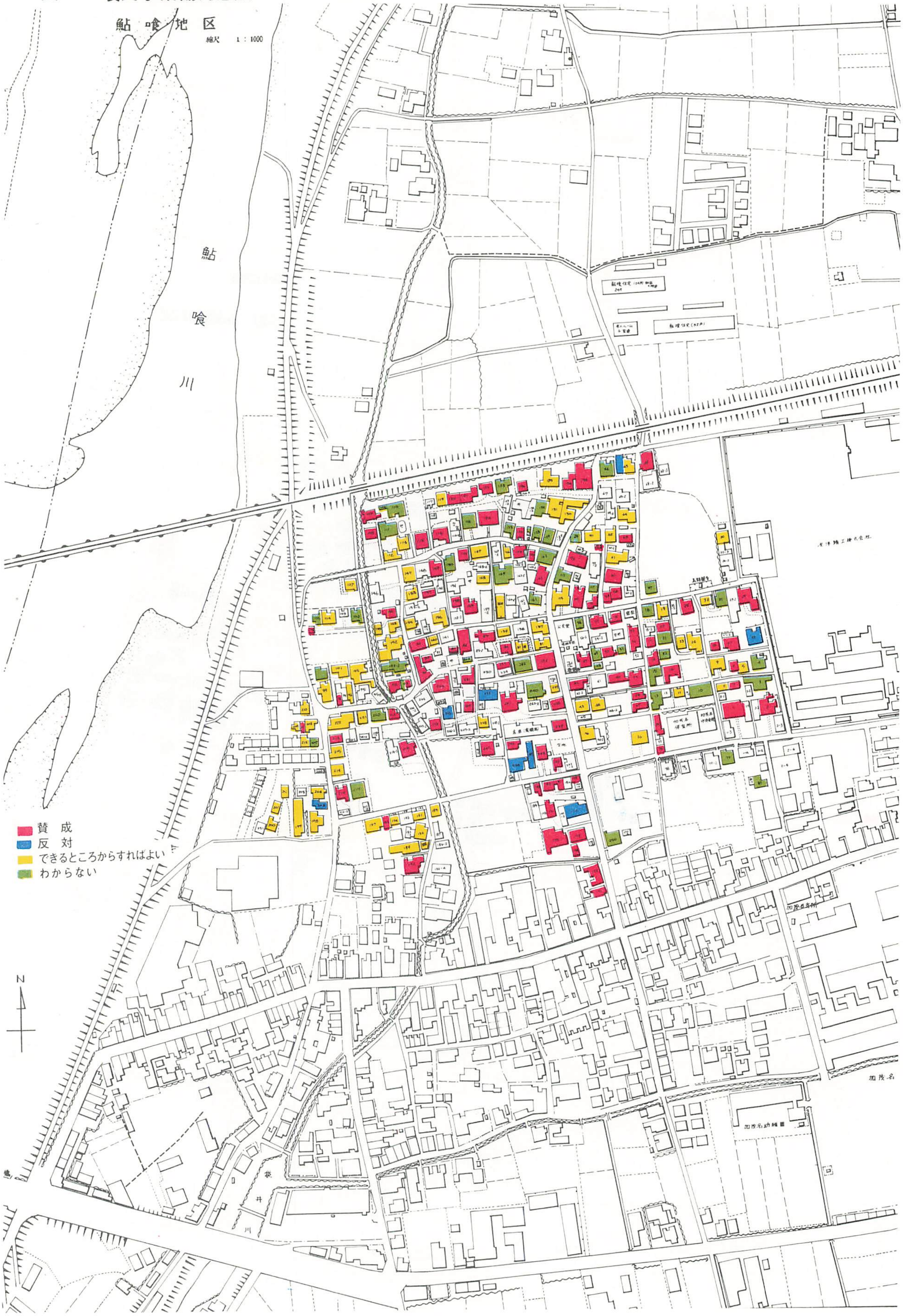


図 9　改良事業協力意識



5 道路網と排水の状況

この地域の地形的特色は，西を鮎喰川の堤防，北を国鉄徳島本線の築堤線路，東方を光洋精工徳島工場，南を下水路の区画された閉じこめられた地域であるが，旧街道である庄町・鮎喰線の市道の巾員は狭小で，これに接続する道路だけにきわめて悪い道路事情といわなければならない。

どのコースをとっても自動車の対向できる道路はなく，端末が整備されずに，人間と自転車の通行しかできない状態が多く，災害時・救急時，慶弔儀式などに問題がありながら今日に至っており，自動車ブームの今日，道路事情はいよいよ深刻である。

一方排水の問題についても同じことがいえる。

往年の袋井用水は完全に下水路化し，どぶ溝となっている。

農地は宅地化し遊水地を失ない，逆に市街化の進行による生活用水の量は増加しつつあるにもかかわらず，整備されていない下排路も抜本的に計画されなければならない時機にある。

参考に昭和46年実態調査の結果を次表のとおりまとめた。また，同和対策事業量調を表16でまとめ，その位置を図10で示した。

(ア) 道路等の実施予定状況

事業の種類	44・45 実施済 (A)			46～43年度 実施予定 (B)				(A＋B)＝C			備考
	① 新設 改良	①構造	③事業規模	④新 新設 改良	箇所数	⑤構造	⑥事業規模	⑦ 新設 改良	⑧構造	⑨事業規模	
下水排水路	新設			新設				新設			
	改良	コンクリート	102.0m	改良	3	コンクリート	1,590.0m	改良	コンクリート	1,692.0m	
地区道路	新設			新設				新設			
	改良	簡易舗装	1,236.0㎡	改良	9	拡巾舗装 アスコン	11,190.0㎡	改良	拡張舗装 アスコン	12,426.0㎡	
橋梁	新設			新設				新設			
	改良			改良				改良			

(イ) 地区道路の整備予定状況

規模別	現況					実施予定事業量 (46～58)			事業実施後の状況				
	総延長 ①	改良済延長 ②	②のうち舗装済延長 ③	改良率 ②/①×100	舗装率 ③/①×100	改良計画量 ④	新設計画量 ⑤	④⑤のうち舗装計画量 ⑥	総延長 ⑦	改良済延長 ⑧	⑦のうち舗装済延長 ⑨	改良率 ⑧/⑦×100	舗装率 ⑨/⑦×100
巾員2m未満	m	m	m	%	%	(㎡)	(㎡)	(㎡)	m	m	m	%	%
2m～4m 〜													
4m～6m 〃	5,119.0	1,723.0	1,723.0			(ｷ1,190.0) 2,480.0		(11,190.0) 2,480.0	5,119.0	4,203.0	4,203.0		
6m以下													
計	5,119.0	1,723.0	1,723.0	33,659	33,659	(11,190.0) 2,480.0		(11,190.0 2,480.0	5,119.0	4,203.0	4,203.0	82,106	82,106

表16　鮎喰地域同和対策事業量調

所管課(室)名	事業の種類	事業の名称	図面番号	新設改良の別	補助区分	44年度～45年度（実績） 総事業費	44年度～45年度（実績） 構造規模	46年度～48年度 総事業費	46年度～48年度 構造規模	49年度～53年度 総事業費	49年度～53年度 構造規模	合計 規模	合計 総事業費	用地補償買収予定 用地 面積	用地 金額	補償 件数	補償 金額
同和対策課	地区道路	鮎喰堤上線	30	改	国	3,800	コンクリート舗装 側溝 L=320mW=3.0m	15,100	コンクリート見切 側溝舗装 L=320mW=5.0m				15,100	640	6,400	20	5,000
〃	〃	庄鮎喰本線 第1支線	31	〃	県			6,000	拡巾改良水路アマグレート L=200mW=4.0m				6,000				
〃	〃	〃 第2支線	32	〃	〃			25,000	拡巾改良 舗装つぎたし L=520mW=4.0m	2,000	舗装オーバーレイ L=520mW=4.0m		27,000	1,000	10,000	20	10,000
〃	〃	中相乾北線	33	改	国			34,000	拡巾改良水路アマクレード L=450mW=5.0m				34,000	900	9,000	20	15,000
〃	〃	鮎喰北線 第3支線	34	改	県			5,000	拡巾改良，舗装 L=50m W=4.0m				5,000	100	1,000	7	2,500
〃	〃	〃 第4支線	35	〃	〃			5,000	拡巾改良，舗装 L=50m W=4.0m				5,000	100	1,000	7	2,500
〃	〃	〃 第5支線	36	〃	〃			5,000	拡巾改良，舗装 L=50m W=4.0m				5,000	100	1,000	7	2,500
〃	〃	綿業裏通線	37	〃	県			22,000	拡巾改良 L=240mW=4.0m				22,000	500	5,000	20	12,000
〃	〃	庄福井線 第1支線	38	〃	〃					9,000	拡巾改良 側溝，舗装 L=100mW=4.0m		9,000	200	2,000	15	5,000
〃	〃	〃 第2支線	39	〃	〃					3,300	拡巾改良 側溝，舗装 L=40m W=4.0m		3,300	80	800	5	2,000
〃	〃	庄福井線	40	改	国			30,000	拡巾改良コンクリート見切 L=500mW=5.0m	2,500	舗装オーバーレイ L=500mW=5.0m		32,500	1,000	10,000	30	15,000
〃	〃	鮎喰北線 第2支線	41	〃	県			3,000	拡巾改良水路アマグレート L=100mW=4.0m				3,000				
〃	〃	〃 第1支線	42	〃	〃					9,000	拡巾改良 側溝舗装 L=150mW=4.0m		9,000	200	2,000	10	5,000
〃	〃	鮎喰北線	43	〃	〃					10,000	拡巾改良 L=200mW=4.0m		10,000	200	2,000	15	5,000

図10　鮎喰地域同和対策事業量調（位置図）



6 保 健 衛 生

(1) 住 民 医 療

地域内に医療機関は開設されていないが，庄町および鮎喰町には内科系医院，外科医院，産婦人科系医院，皮膚科系医院，歯科が近距離にあるほか徳大付属病院，県立中央病院等が開設されているなど，他の対象地域に比して恵まれている。

(2) 防 疫

過密集落で自家井戸による飲料水に依存しており，下排水などの環境衛生状況はかならずしも良い状態とはいえない。

地域内の衛生組合による自主活動によって大きな成果をあげているが，さらにきめ細かい施策と指導が必要である。

(3) 清掃思想と不法投棄の現実

衛生思想の普及と実践によって，住民の保健衛生が期待されるが，地域社会の美化も住民意識によるところが大きい。ごみ・どぶの問題も生活環境とともに密接不可分にあり，今後の対策にまちたい。

一方，鮎喰川堤防のゴミの不法投棄の現象は改善されつつあるが，跡をたたない。図11でその位置を示した。

(4) 水道事業について

当地域は鮎喰川の下流にあり，袋井用水にみられるように良質豊富な地下水に恵まれていたためか，自家井戸による飲料水に依存している。

そのほとんどが堀抜き井戸でホームポンプ化しているが，住民の意識調査では，上水道が布設されたら直ちに利用したいが60.2%，現在直ちに利用しないが将来利用したいので引込みだけしておきたいとの希望は39.3%，合計は99.5%に達する。47年3月の意識調査は次のとおりである。

参考に水道の配管状況を図11で示した。

(参考：浸水箇所，消防関係施設も図11で示した。)

問1　上水道の配管が施工された場合

事　項	世 帯	率	摘　要
(1) 直ちに使用する	147	60.2%	
(2) 現在使用の必要はないが，将来使用したいので引込みだけを希望する。	96	39.3	
(3) 全く使用することはない（現状のままでよい。）	1	0.5	
計	244		

問2　従来の飲料水使用について

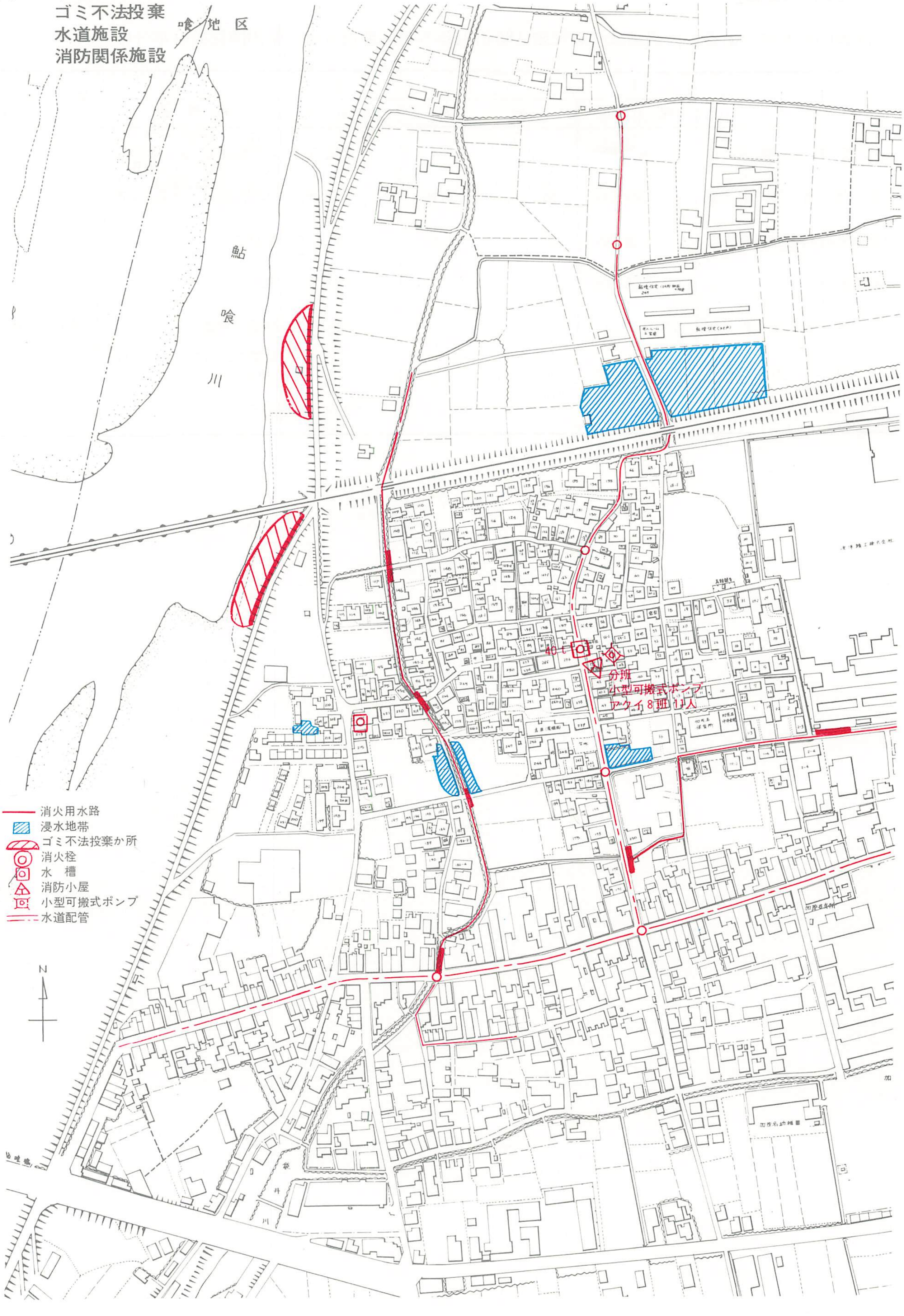
事　項	世 帯	率	摘　要
(1) 井戸水を使用している	1	0.5%	自家電動力(モーター)と併用しているもの
(2) 堀ぬきポンプを使用している	5	2.0	
(3) 堀ぬきにより，自家電動力（モーター）で水道配水をしている	243	97.5	
(4) 水質は良いと思う	234	96%	
(5) 水質は悪いと思う	10	4.0	

7　公共施設

次表のとおりであるが，当地域の隣保館は昭和34年５月に開設され，県内隣保館の草分けである。

区　分	土地 現在高	土地 摘要	建物 現在高	建物 規模構造	備考
加茂名中央会館	901.85㎡		379.79㎡	本館コンクリートブロック平屋建280.99　木造平屋建大波型スレート葺82.801　自転車置場161	
鮎喰共同浴場	348.51㎡	借地	169.75㎡	木造大波スレート葺平屋建	
鮎喰共同利用農機具施設	99.00㎡	借地	66.11㎡	鉄筋スレート平屋建	
鮎喰老人ルーム	555.00㎡		150.15㎡	鉄筋コンクリート平屋建	
加茂名保育所			346.35㎡	木造平屋建	定員51人　児童数　対象地区48人　一般0　職員数6
鮎喰公営住宅	1,674㎡		1,110㎡	鉄筋コンクリート4階建 24戸	
〃	2,314㎡		1,513.28㎡	32戸　〃	

図11　水道配管状況
ゴミ不法投棄
水道施設
消防関係施設



8 農　　業

当地域の農業状況について考察してみると，農家戸数は83戸であるが耕作規模は29アールまでが41戸49.4％で第1位を占め，30～49アールは31戸37.4％で両者の合計は72戸86.8％となる。50アール以上はわずか11戸13.2％にとどまり，地域の農業経営規模はきわめて零細である。

したがって，専業農家は1戸で他は兼業農家である。

都市近郊にあり，市街化されているなかでの農業の位置づけは，はなはだ困難であり，将来経営規模の縮少や経済性を考える場合，兼業農家の圧倒的多数を占めているだけに生産性など多くの課題が存在する。

家畜飼養についても，地域環境のなかで容認されるべき状態ではない。

農業従事者についても，適業の再配置の必要・共業化・共同化などの検討すべき時期にあるといえよう。以下，次表のとおりまとめた。

(1) 農家戸数

(昭和46年6月1日 実態調査調)

農家数			経営耕地規模別農家数（戸）								専業別農家数（戸）		
総戸数	② 同和戸数	③ 割合	④ ～9 アール	⑤ 10～29 アール	⑥ 30～49 アール	⑦ 50～69 アール	⑧ 70～99 アール	⑨ 100～149 アール	⑩ 150～199 アール	⑪ 200以上 アール	⑫ 専業	⑬ 第1種兼業	⑭ 第2種兼業
83戸	83戸	100％		39	31	7	4				1	4	78

(2) 農業従事日数別農家人口 (人)

	①農家人口	① うち農業従事者	従事日数別			
			1～29日	30～59日	60～149日	150日以上
男	206	125	44	35	42	4
女	237	128	55	40	27	6
計	443	253	99	75	69	10

(3) 家畜等飼養頭数（掃立数量別）農家数

(　) 内は現在頭数

	乳牛	役肉牛	豚	にわとり	ブロイラー	蚕
飼養総戸数（戸）	① 5	② 1	③ 1（3）	④	⑤	⑥
頭数（掃立箱数）	⑦ 10	⑧ 5	⑨ 10(55)	⑩	⑪	⑫

① 乳用牛飼養頭数規模別農家数

乳用牛飼養農家総数	2歳未満の乳用牛のみを飼養し，2歳以上を飼養しない農家数	2歳以上の乳用牛の頭数規模別農家数									
		総数	1頭	2頭	3頭	4頭	5～6頭	7～9頭	10～14頭	15～29頭	30頭以上
5戸	2戸	3戸	戸	1戸	1戸	戸	戸	1戸	戸	戸	戸

② 肥育中の豚の頭数規模別農家数

総数	1～2頭	3～4頭	5～9頭	10～19頭	20～29頭	30～49頭	50～99頭	100頭以上
1戸	戸	戸	戸	1戸	戸	戸	戸	戸

(4) 農 業 生 産　　(昭和46年6月1日 実態調査)

① 土地利用

①田	経営面積(ha) 樹園地 ①樹園園	③茶園	④桑園	⑤その他の樹園地	⑥小計	畑 ⑦普通畑	⑧牧草専用地	⑨その他の畑	⑩小計	⑪計	⑫採草地牧草地	⑬その他	⑭合計	左のうち借入地 ⑯田	⑰樹園地	⑱畑地
24.15						0.30			0.30	0.30	ha	ha	24.45ha	1.10ha	ha	ha

② 農産物販売規模別農家数

	～9アール	10～29アール	30～49アール	50～69アール	70～99アール	100～149アール	150～199アール	200アール以上	計
販売なし	2	31	8	1	1				43
5万円未満		6	8						14
5～20万円未満		2	13	4	1				20
20～50万円 〃		1	2	1	2				6
50～70万円 〃									
計	2	40	31	6	4				83

(5) 農 業 資 本 装 備

区分	現在所有している農用機械台数(台) 動力耕耘機農用トラクター 5PS未満	5PS以上	動力噴霧機 含むスワース	動力散布機 含むミスト	スピー	田植機	稲麦用動力刈取機	自脱型コンバイン	米麦用乾燥機 カントリーエレベータライスセンターは除く	ミルカー	農用トラックオート三輪車	乗用車 含むライトバン
共有		4		4								
個人所有		13		1			2				6	21
計		17		5			2				6	21

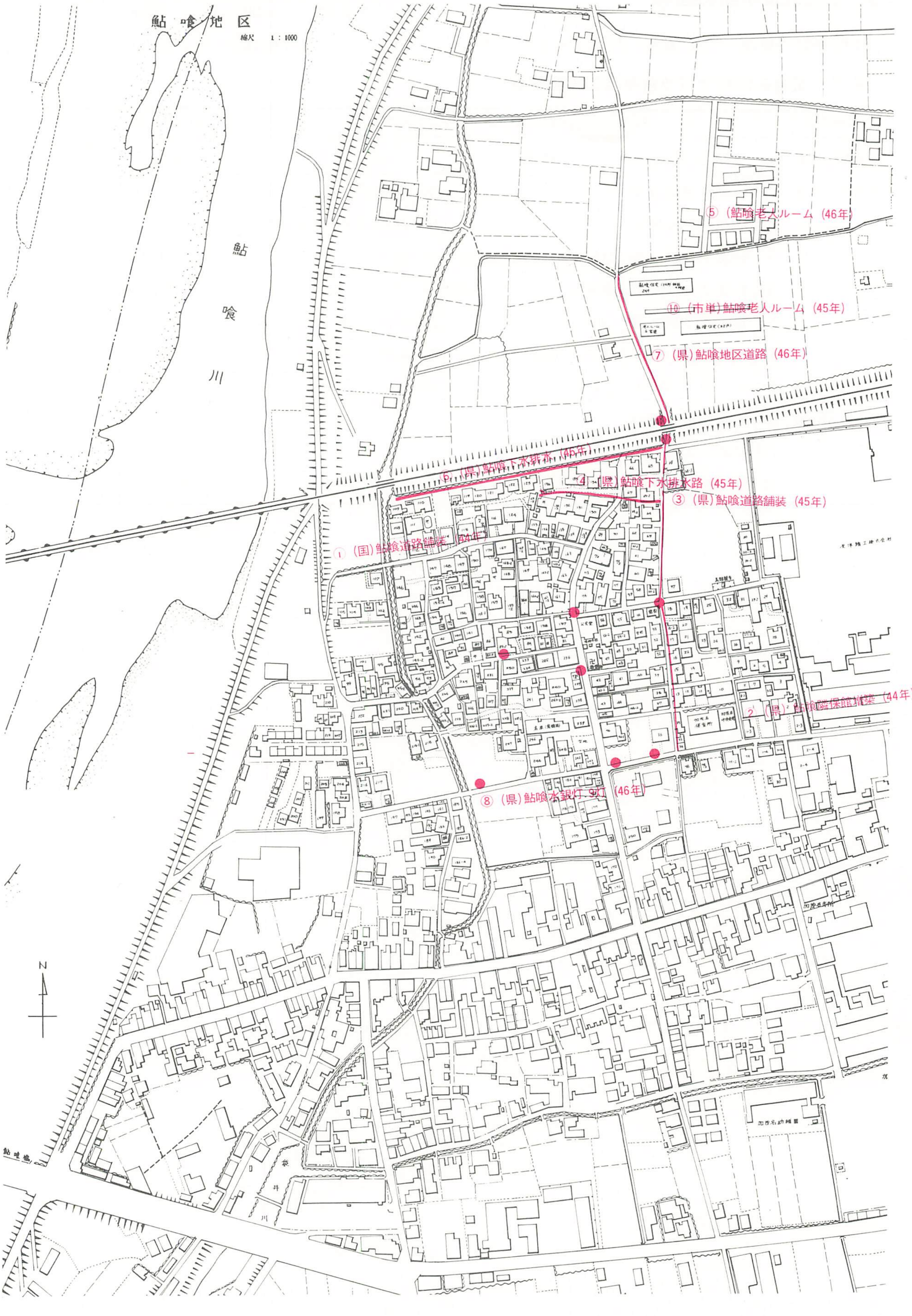
9　地区改良事業の推移

最近の改善事業として実施した状況を表17にまとめ，その位置図を図12で示した。今後実施されるべき事業が，長期計画との関連，投資効果についてじゅうぶん配慮され，検討されるべきである。

表17　最近の同和地域改善事業の実施状況

補助事業名	工事名	工事概要	施行延長	施行面積	総工事費	備考
国庫補助事業 ①	鮎喰道路舗装	セメコン舗装	328.0	1,152.0㎡	4,980,300	測溝延長278m 44年度
県費補助事業 ②	鮎喰隣保館増築		木造平屋建98.8㎡		2,720,000	44年度
③	鮎喰道路舗装		施行延長202.2m施行面積371.9㎡		562,380	45年度
④	鮎喰下水排水路	既製U型排水路　蓋74m	施行延長101.60m		421,993	45年度
⑤	鮎喰老人ルーム	鉄筋コンクリート平屋建	150.15㎡		7,744,660	46年度
⑥	鮎喰下水排水路	U型コンクリート	施行延長161.5m		654,767	46年度
⑦	鮎喰地区道路	アスコン舗装	施行延長121.9m施行面積419.1㎡		2,896,296	46年度
⑧	鮎喰街灯	水銀灯 200W	9灯		499,771	46年度
単独事業 ⑨	鮎喰共同浴場補修				1,308,560	44年度
⑩	鮎喰老人ホーム	用地購入555.2㎡			5,672,570	45年度
⑪	鮎喰共同浴場補修				559,970	45年度

図12　最近の同和地域改善事業の実施状況（位置図）



10　計画についての問題点

鮎喰地域の概況をはじめ，くらしの姿，働き手の状況，環境と住い，保健衛生，防災，公共施設，同対事業の推進等について調査の結果を基礎にして調べてみたが，部落の共通した問題点や，また，当地域のみにある問題等をある程度知ることができた。

しかし，社会的偏見のなかに永年の歴史とともに今日に至ったいろいろな矛盾と環境の悪さ，住民の置かれてきた姿は基本的人権の問題であり，この解決は国・公共団体の責務であり，かつ，国民的課題である。

地域の現状を正しく認識し理解し，一つ一つ問題を解決していかなければならない。

そこで当地域の問題点と住民の希望について整理してみたい。

(1)　住民の希望

地域改善について住民の希望はどうであるかを図13でまとめた。

道路・上下水道等の拡張整備が50.3％で，街灯，消火栓，公衆電話，遊園地，駐車場等の環境整備が33.3％で，合計83.6％を占めている。

次に地元民や各種団体の具体的要求のあったものを列記すると，（順不同）

ア　上水道の布設

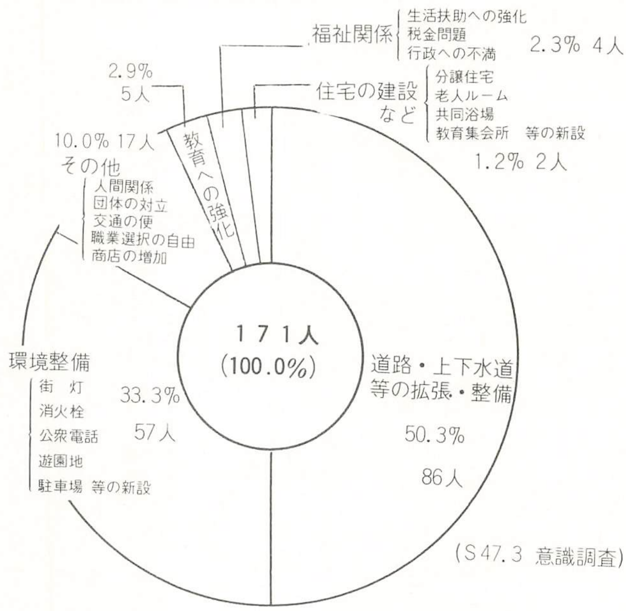
イ　道路の整備・改善

ウ　下排水の改良，新設

エ　保育所の改築と児童遊園の新設

オ　分譲宅地・小集落方式による住宅改良

図 13　対象地域住民の希望



（S47.3　意識調査）

(2)　地域発展の方向

当地域の立地および環境は一般地域と密接しており，かなり地域外に移住が進められているが，市街化のいちじるしい現在，発展の方向としては，この際国道 192 号線の南側に着目すべきではなかろうか。国鉄徳島本線の北側である南島田町も考えるべきであるが，将来の住民便益や生活基盤面からもそれ以外に発展の余地が少ないように思われる。

北島田地区



1．概　　況

(1) 部落の沿革

阿波の儒官・佐野山蔭之憲の編纂（文化12年12月25日一西暦1815年）による「阿波志」によれば寛平８年９月５日（西暦896年）名方郡を分かち名東郡，名西郡とし名東郡の中に郷名６村里，50の名が記されている。郷名の中に新居（現不動町）があり村里の中に島田の名がある。土田としても島田の名があり，古くから島田の地名はあったが島田村には真言を修む「本願寺」「王善院」の名が出てくるが同和地域の発祥などにまつわる記録はみあたらない。

北島田地域は鮎喰川の下流吉野川に通じる南岸に位置し対岸（北岸）に不動地域があることから，おそらく明治維新の前後に不動地域から移動してきたものと思われる。現北島田地域に住む老人（現80才）の話によれば明治33年頃，父母と一緒に不動から移動してきたという。その当時，同和地域の住家は５，６軒であったという。この一帯は吉野川の三角洲のほぼ中央に位置し雨が降るたびに浸水し常に危険にさらされていたことが想像されるが，文献には何も残っていない。大正初期の生れの人の話でも少年時代，北岸にかけた木製の橋を大雨が降るたびに村中総出で板をはがし橋を守ったという。差別という人的な被害もさることながら，自然とのたたかいが生活の中心であったようで，その後人口も増加し現在の地域を形成した。

昭和12年４月１日に旧加茂名町が徳島市と合併し，その後昭和18年４月１日町名改正により当時の島田町，大古及び乾の一部が北島田３丁目として誕生した。

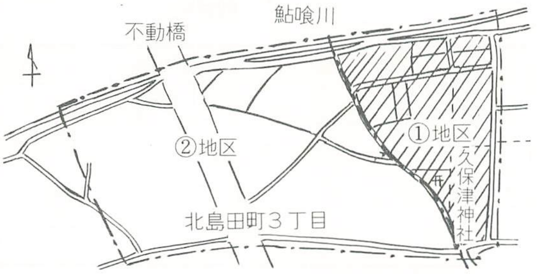
職業は古くから主に古物商（行商）が中心で，農家もなく戦中・戦後の食糧難時代も非常な貧苦に耐えてきており，戦後，他地域にみられるような立派な住宅も最近まで皆無であった。

昭和27年頃から30年にかけて堤防を改修し，新不動橋も昭和33年11月３日竣工したが，地域としては周辺が新住宅地に変ぼうするのに比して依然として不良住宅が密集し，行政としても抜本的な施策がなされないまま現在にいたっていた。

2．くらしの姿

調査地区を①地区と②地区に分け調査した。図１がそれである。（実態調査と重複した部分は省略）

図１　調　査　区



(1) 対象地域と人口

調査地区は（徳島市北島田町３丁目）世帯数 166 世帯，人口541人（調査済より）であるが，調査不能地帯も若干あり，正確な実数の把握は困難であった。

調査済世帯数 166 世帯の内，戦前より居住している世帯は対象地域（ここでは同和地域）においては 119 世帯93％と大多数を占め流入の度合はほとんどなく，また当地域における一般地域３３世帯（24％）においては，戦前より住んでいる世帯と戦後より流入してきた世帯とでは約半々である。世帯数と人口の比率を示したのが表１，表２で来住時期を示したのが表３である。

表１　世　　帯

区　　分	対象地域		一般地域	
	世帯数	%	世帯数	%
第１地区	96	87	14	13
第２地区	37	66	19	34
計	133	80	33	20

表２　人　　口

区　　分	対象地区		一般地区		対象地区				一般地区			
	人口数	%	人口数	%	男	%	女	%	男	%	女	%
第１地区	285	84	52	16	138	48	147	52	19	37	33	63
第２地区	135	66	69	34	68	50	67	50	31	45	38	55
計	420	78	121	22	206	49	214	51	50	41	71	59

表３　来住時期区分（対象地域）

区　　分	昔から		５年位前から		10年位前まら		15年位前から		20年位前から		25年位前から	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第１地区	90	99	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
第２地区	29	78	0	0	0	0	2	5	4	12	2	5
計	119	93	0	0	1	1	2	1.5	4	3	2	1.5

（一般地区）

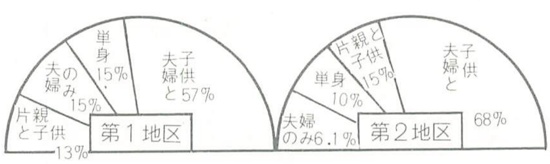
区　　分	昔から		５年位前から		10年位前から		15年位前から		20年位前から		25年位前から	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第１地区	14	78	1	5	0	0	0	0	1	5	2	12
第２地区	5	31	3	19	2	13	1	5	3	19	2	13
計	19	56	4	12	2	6	1	2	4	12	4	12

(2)　世 帯 の 構 成

世帯の構成は，普通世帯といわれる一組の夫婦によって構成されている世帯が７２％をしめており，その他世帯は母子家庭，父子家庭，単身といった家庭である。

その構成を示すと次のとおりである。

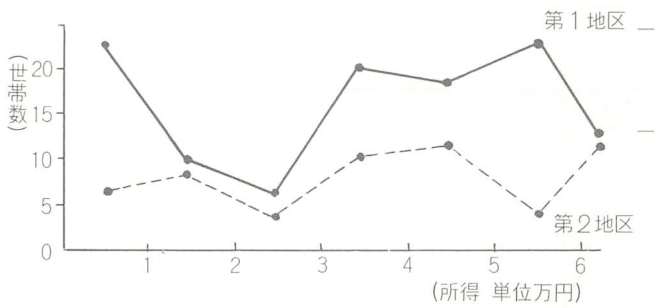
区　　分	夫婦のみ		夫婦と子供		片親と子供		単　　身	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第１地区	16	15	61	57	14	13	17	15
第２地区	3	6	36	68	8	15	6	11
計	19	12	97	60	22	14	23	14



(3) 月収別世帯数

1世帯当り月収額は0～1万，3～4万，4～5万が各全体の約20%あり，次いで5～6万，6万以上，1～2万となっている。また，税金との関係，その他理由により回答の得られなかったもの約30世帯(18%)あり，実際の所得の把握は困難である。

区分	0～1万		1～2万		2～3万		3～4万		4～5万		5～6万		6万以上	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第1地区	22	20	10	9	6	5	20	19	18	17	22	20	12	10
第2地区	6	11	8	15	4	7	10	19	11	20	4	7	11	21
計	28	17	18	11	10	6	30	18	29	18	26	16	23	14



一世帯平均月収額：第1地区 43,000円（調査不能世帯数21）調査率 81%
第2地区 52,000円（調査不能世帯数 9）調査率 84%

一人当りの月収額：第1地区 11,000円
第2地区 12,000円

(4) 北島田地区改良づくりについて

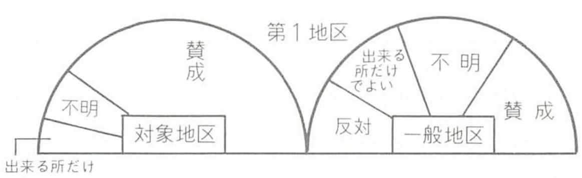
対象地域においては120世帯（90%）が賛成であり，また，一般地区においては出来る所だけでよい，不明，賛成がそれぞれ約30%とかなり意見が分かれている。

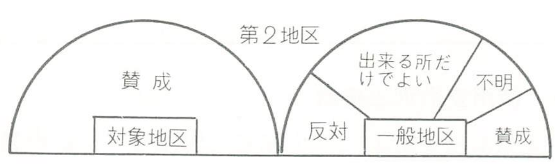
イ）対象地区

区分	賛成		反対		出来る所だけでよい		不明	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第1地区	83	86	0	0	4	4	9	10
第2地区	37	100	0	0	0	0	0	0
計	120	90	0	0	4	3	9	7

ロ）一般地区

区分	賛成		反対		出来る所だけでよい		不明	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第1地区	5	38	1	8	2	16	5	38
第2地区	3	19	2	12	8	50	3	19
計	8	28	3	10	10	34	8	28





(5) 徹去したのちの希望について

徹去したのちの希望については第１地区，第２地区ともに公営住宅に入居したいものが約80%あり，自分で家をたてたいものが８世帯（７%）ある。また，一般地区においては公営住宅にはいりたいものが12%あり，不明が84%と大多数を占めている。

イ）対象地区（同和地区）

区分	公営住宅に入りたい		自分で家をたてたい		地区外に出る		不明	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第１地区	64	79	6	7	9	11	2	3
第２地区	25	83	2	7	0	0	3	10
計	89	80	8	7	9	8	5	5

ロ）一般地区

区分	公営位宅に入りたい		自分で家をたてたい		地区外に出る		不明	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第１地区	1	6	0	0	1	6	14	88
第２地区	2	22	0	0	0	0	7	78
計	3	12	0	0	1	4	21	84

(6) 地域に永住するか否か

区分	対象地区						一般地区					
	永住する		永住しない		わからない		永住する		永住しない		わからない	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第１地区	88	92	1	2	7	6	8	62	2	15	3	23
第２地区	35	95	0	0	2	5	12	75	2	12.5	2	12.5
計	123	92	1	1	9	7	20	69	4	14	5	17

(7) 住宅の所有関係状況

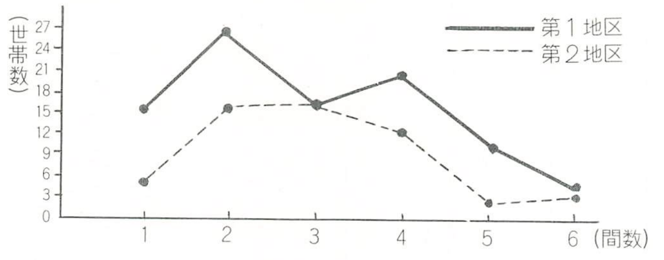
調査世帯数 162 世帯のうち，自分の持家に居住しているものが対象地区においては87世帯(65%)，一般地区16世帯（55%）で平均約60%と過半数以上を占めているが，借家（間借）に居住しているものも対象地区で46世帯(35%)，一般地区13世帯（45%），平均すると約40%とかなりを占めている。

区分	対象地区						一般地区					
	持家		借家		間借		持家		借家		間借	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第１地区	62	65	12	13	22	22	46	46	7	54	0	0
第２地区	25	68	8	22	4	10	10	63	6	37	0	0
計	87	65	20	15	26	20	16	55	13	45	0	0

(8) 使用室数別世帯数

２室より４室までの小住宅に居住している世帯が全体の74%を占めており，５室，６室の中住宅の居住世帯は13%，また，１室のみの世帯数も13%もあり，同和地域における住宅は狭少なものが多いようである。

区分	1間		2間		3間		4間		5間		6間	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第1地区	15	16	26	29	16	18	20	22	10	11	4	4
第2地区	5	8	15	28	16	32	12	22	2	4	3	6
計	20	13	40	28	32	23	32	23	12	8	7	5



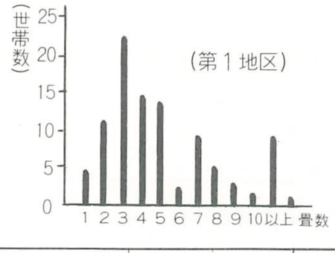
（～間に～人の割で居住しているか）

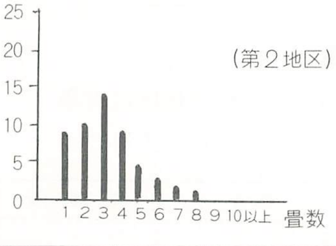
区分	第1地区							第2地区						
	1間	2間	3間	4間	5間	6間	7間	1間	2間	3間	4間	5間	6間	7間
1人	3	2	2	4	1			1	2	1				
2人	4	7	3	2	1	1		2	3	1	1		1	
3人	5	5	3	3				0	4	5	3			
4人		9	1	2	1	1		2	4	1	4	1		
5人	3	2	6	4	1	2	1		1	4	2			
6人			1	1	1				1	1	2		2	
7人以上		1		3	2					3				

(9)　家族構成と畳数

当地域の標準畳数は1世帯当り5～10畳，10～15畳，15～20畳，20～25畳がそれぞれ全体の約20%ほどあり，1人当りに3～4畳当りが標準のようである。

区分	0～5畳		5～10畳		10～15畳		15～20畳		20～25畳		25～30畳		30畳以上	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第1地区	6	5	30	27	30	27	11	10	27	24	5	4	3	3
第2地区	2	4	16	32	14	28	12	24	5	10	1	2	0	0
計	8	5	46	28	44	27	23	14	32	20	6	4	3	2





地区＼畳	0～1	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7	7～8	8～9	9～10	10以上	計
第1地区	4	11	22	14	13	1	8	5	2	1	10	91
第2地区	0	8	10	14	8	4	2	1	1	0	0	48
計	4	19	32	28	21	5	10	6	3	1	10	139

家族構成に対する畳数

家族構成人員	畳 / 地区	~3	~5	~8	~11	~14	~17	~20	~25	~30	計
1　人	1		1	2	2	2	3	2			12
	2			1		1					2
2　人	1		1	7	1	5	2	2			17
	2		1	3	1		2				7
3　人	1		2	6	2	4			2		16
	2			1	4	3	2	1			11
4　人	1			4	4	3	2	1		1	15
	2		1	5			2	2			10
5　人	1		2		4	4	1	3	1	4	19
	2				2	2	2	2	1		9
6　人	1				1		2				3
	2				1		1	1	2		5
7人以上	1		1	1	2	1	1	1		1	8
	2				1		1	1	1	1	5
総　計			9	30	25	25	21	15	7	7	139

⑽ 住　宅　戸　数

対象地区(同和地区)と一般地区の住宅戸数の比較の結果，第1地区においては約4：1(混住率，$\frac{\text{同和地区住民総数(第1)}}{\text{第1地区総人口数}}\times 100 \fallingdotseq 85\%$)，第2地区においては約3：2(混住率，$\frac{\text{同和地区住民総数(第2)}}{\text{第2地区総人口数}}\times 100 \fallingdotseq 66\%$)であり，第1地区には不良住宅と思われるものがだいぶんある。特徴としては各戸に庭らしきものはなく，隣家との境界，道路か敷地かの区別しにくいのが圧倒的である。

区　分	対象地区		一般地区	
	住　戸数	%	住宅戸数	%
第1地区	60	83	12	17
第2地区	32	63	19	37
計	92	75	31	25

⑾ 地区住民の住宅要望度

公営住宅に入居したいものは，第1地区は対象地区で78%，一般地区では15%。また，入りたくないものは対象地区で9%，一般地区は70%である。すなわち，対象地区では圧倒的に入居を希望し，一般地区は大多数が入居したくない傾向が見られる。次に第2地区は対象地区で入居したい，入居したくないの比率が2：1，また，一般地区については1：3で，平均するとあまり強い要望は見られないようである。

⑿ 地区住民の就業形態

住民の就業形態は，一応賃金労働者と自営業者の比較ならびに賃金労働者中の事務労働者と肉体労働者の比較をしてみた。まず，賃金労働者と自営業者の比率は第1地区，第2地区を平均してみると65%対35%である。また，事務労働者と肉体労働者の比率は10%対90%と圧倒的に肉体労働者のウエイトが高い。また，当地区における就労者と不就労者の比率は164人，377人で約30%，70%である。また，不就労者の内訳は主婦，学生，子供，無職などであり，就業構造が悪いといわなければならない。

就業形態　(1)

区　分	賃金労働者		自営業者		事務労働者		肉体労働者	
	実　数	%	実　数	%	実　数	%	実　数	%
第1地区	64	64	36	36	4	6	60	94
第2地区	44	69	20	31	8	20	33	80
計	108	66	56	34	12	11	93	89

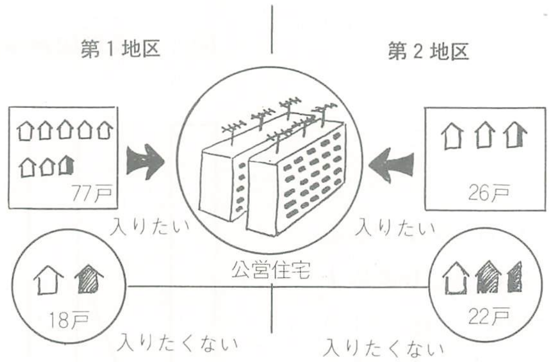
仕事の内訳については，調査の結果職種では古物商が圧倒的に多数であり，農家がないのが特徴的である。

就業形態 (2)

区分	専門技術的職業従事者			販売従事者									建設業関係従事者			運輸関係			サービス業				その他各種職種						
	自動車修理	印刷	その他	食料品店	米屋	タバコ店	酒屋	木炭販売	鮮魚商	菓子店	豆腐製造業	その他	大工	鉄筋工	その他	運転手	運送業	その他	理髪業	アンマ	銭湯	その他	古物商	回収業	清掃業	家畜商	手袋ぬい	くず屋	その他
構成比	4%			17%									9%			6%			6%				58%						
第1地区	0	1	0	0	1	0	0	1	2	1	0	0	3	2	0	1	1	0	1	0	0	0	20	0	0	0	2	0	0
第2地区	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	4	1	1	1	0	1	0
計	1	1	0	1	2	1	1	1	2	1	1	0	3	2	0	1	3	0	1	1	1	0	24	1	1	1	2	1	0

住宅要望度

区分	対象地区						一般地区					
	入りたい		入りたくない		わからない		入りたい		入りたくない		わからない	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第1地区	75	78	9	9	12	13	2	15	9	70	2	15
第2地区	23	61	12	32	3	7	3	19	10	62	3	19
計	98	73	21	16	15	11	5	17	19	66	5	17



(但し，黒ぬりは一般地区世帯，また⌂1戸は10世帯をあらわす)

(13) 地域における自動車保有状況

区分	自動車の有無				車種別分類			
	有		無		貨物自動車		乗用自動車	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第1地区	36	33	73	67	15	39	23	61
第2地区	20	38	32	62	20	67	10	33
計	56	35	105	65	35	51	23	49

第1地区：平均3世帯に1台当り　また1台に9人当り
第2地区：平均2.8世帯に1台当り　また1台に10人当り

以上，北島田地域の意識調査は，昭和45年9月に調査したものであり(調査対象166帯，541人)，他地域と比して調査時点は異なるが調査結果の傾向は他地域と大体同じような結果がでている。

⒁ 住民の消費行動

この地域も他地域と同じように，小資本的な日用身の回り品，雑貨などの商店が目立つ。北島田地域は，立地区分で示したように市街地でありこの立地条件のよさから市中心部及び蔵本商店街の買物圏にあり，いつでも買物に行ける便利さからあまり総合的な商店が発達しなかったのであろうと推測される。昭和46年6月1日実態調査で地域内の商業・サービス業を調査したものが次表である。

地域内の商業・サービス業　　(S46.6.1 実態調査調)

商業区分			事業所	従業員数
分類	業種名		総数	1人～2人
小売業	飲食料品	(食堂)	1	2
〃	日用品の回り品	(雑貨)	1	1
サービス業	対個人サービス業	(清掃)	1	1
	計		4	4

(注) 従業員数3人以上なし

3. 働き手の状況

(1) 労働力の状況

ア. 労働力人口の状態

地域の労働力状態人口を示したのが図1である。地域の総人口は812人であり，このうち15歳以上の人口，いわゆる労働力人口は620人（総人口の76.3%）であるが，現に働いているものが315人（労働力人口の50.8%），病気，その他の原因で働けない者が305人（労働力人口の49.2%）と労働力人口の約半数が失業状態であるといえる。また現に働いている者315人のうち214人の70%近くが臨時・日雇など不安定な職業に従事している。また，産業別就業者数を示したのが図2である。ここでわかることは，第2次産業に従事する者がやはり多く，第3次産業，第1次産業がつづいている。

職業別就業者数を示したのが図3であり，従業上の就業者数を示したのが図4である。また世帯別産業を示したのが図5である。

図1　北島田地域労働力状態人口図

(S46.6 実態調査)

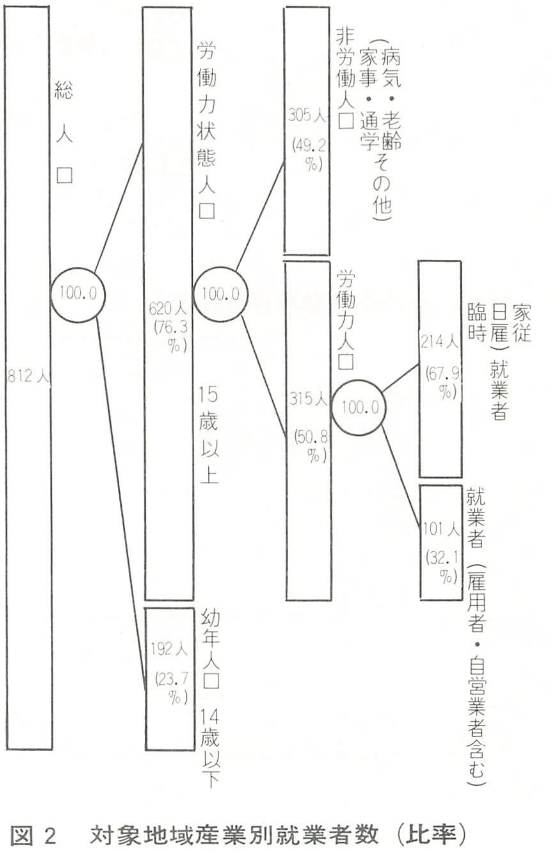
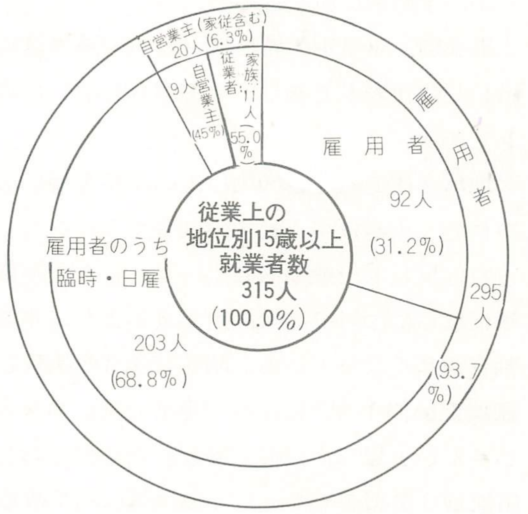


図2　対象地域産業別就業者数（比率）



図 3 （イ）



（ロ）

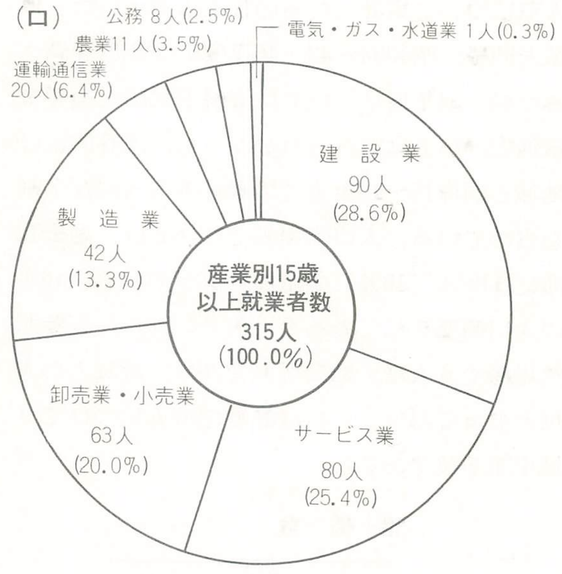


図 4

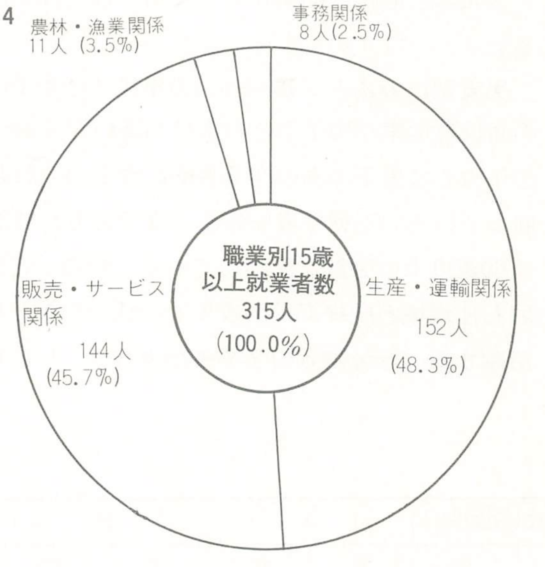
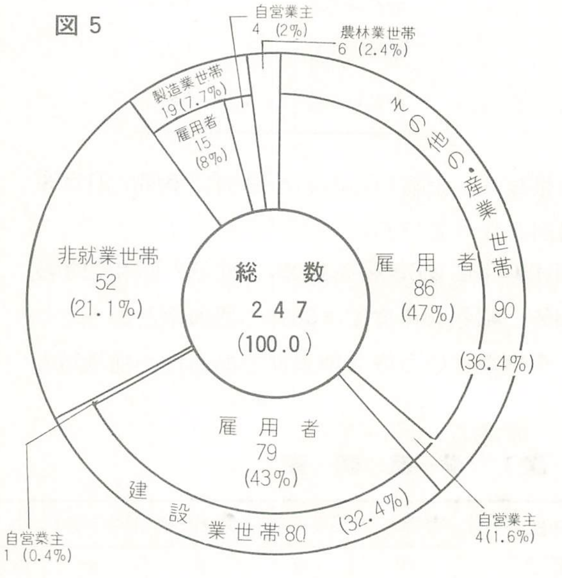


図 5



(2) 人口と世帯数

人　口

区分 / 年度	人口総数	男女別 男	男女別 女	年令階級別 0～5	6～14	15～19	20～34	35～44	46～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～
S 34	696	336	360											
42	707	364	343	28	65	68	(20～39) 85	(40～59) 406		55（60歳以上）				
46	812	394	418	76	116	100	200	108	141	27	16	14	8	6

人口について集計したものを上表で示した。他地域と同様，昭和34・42・46年度の３年度を調べてみたが，34年度については資料不足のため年令階級別については調べられなかった。内容的には他地域と同様15～19歳までの働き手の人口が７割弱を占めている。人口の増減については，過去12年間に116人（16％）の増加となっている。46年度の人口動態を見てみると（表７，11ページ参照）自然増減で６人増，社会増減で26人，計32人の人口増となっており，これは鮎喰の67人についで９地域中第２位である。

世帯数

年度	世帯数
昭和34年度	156
昭和42年度	176
昭和46年度	247

世帯数は，上表からみると過去12年間に91世帯の増加となっている。

昭和34年度156世帯を100％とすると昭和42年度は13％，昭和46年度には58％の増加率となっている。市街地という好立地条件であるため他地域からの転入も多いと推測される。

イ．学歴別にみた労働力人口

男女別，年令別学歴構成（Ｓ47.3隣保館調）を示したのが表１であり，その割合を示したのが図１である。

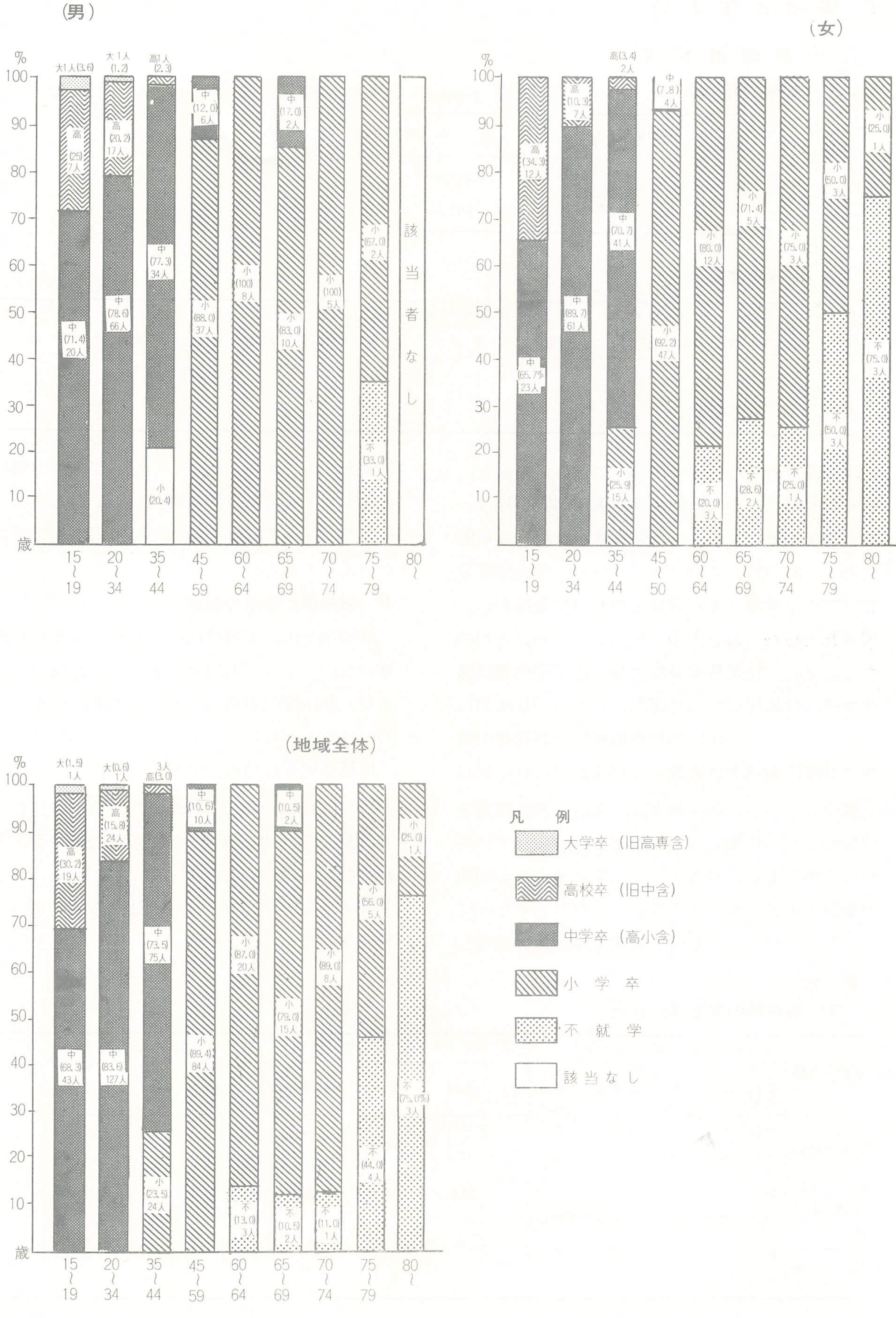
地域全体でみると60歳以上の高年令層になるにつれて，小学校卒不就学の割合が高くなっている。これに反して一般地区共にいえることだが低年令層になるにつれて高校，大学進学または卒業者の割合が高くなっている。昭和47年３月実施した意識調査の問１３「これからの生活で特に力を入れていきたいと思う点は何ですか」との問に対し北島田地域は未調査であったが他地域は約半数近くが子供の教育と答えている。北島田地域も調査すると他地域と同様な結果がでてくるものと推測される。

男女別にみると「15～19」の年代では女子の方の高校進学率が男子のそれよりも高いが「20～34」の年代では男子の高校卒業者率が女子のそれを上回っている。不就学者をみると女子の方が依然多く60歳以上に歴然と現われている。結局，この地域も他地域と同様35～64歳までの社会の第一線で活躍するべき労働者の学卒者が少ないことである。

表１　学歴調査

年齢区分＼学校	大学卒(旧高専含)		高校卒(旧中学含)		中学校(旧高小含)		小学卒		不就学	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15～19	(1)	—	2 (5)	7 (5)	20	23	—	—	—	—
20～34	1	—	17	7	66	61	—	—	—	—
35～44	—	—	1	2	34	41	9	15	—	—
45～59	—	—	—	—	6	4	37	47	—	—
60～64	—	—	—	—	—	—	8	12	—	3
65～69	—	—	—	—	2	—	10	5	—	2
70～74	—	—	—	—	—	—	5	3	—	1
75～79	—	—	—	—	—	—	2	3	1	3
80～	—	—	—	—	—	—	—	1	—	3
計	1 (1)		20 (5)	16 (5)	128	129	71	86	1	12

図１　年齢別学歴構成



4　環 境 と 住 ま い

(1)　所 得 階 層 状 況

ア　生活保護状況

（S 46.6 実態調査）

区分／年度	被保護人員	保護率‰
S 42	189	267.3
46	150	185.0

イ　所得階層分布

（S 46.6 実態調査）

区分／年度	生活保護・被保護世帯		住民税・非課税世帯		住民税均等割課税世帯		住民税所得割課税世帯	
	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%
S 42	63	35.8	67	38.1	41	23.3	5	2.8
46	52	21.1	75	30.4	101	40.8	19	7.7

次に住民のくらしの姿についてとらえてみた。いずれも昭和42年・昭和46年に実態調査を行なったときの結果である。生活保護状況は過去４年間に39人（82.3%）の減となっている。所得階層分布は，生活保護・被保護世帯数が11世帯減少し，構成比では14.7%と大巾に減少していることがわかる。また，住民税非課税世帯，住民税均等割課税世帯，住民税所得割世帯数ともそれぞれ増加している。しかし，住民税非課税世帯は８世帯の増加となり，地域全世帯数との構成比はこれに反して減少している。所得状況は，今回，意識調査を行なわなかったので最近の状況がどうなっているかは不明である。参考として昭和45年９月に同和対策課で調査したものを227ページでまとめてみた。

これらのデーターだけで対象地域住民のくらしの姿を知ることはむづかしいが，やはり一般地区と比較して不安定な職業に就業している者が多く，したがって収入月額も低額であり生活水準が低いといえるであろう。

(2)　道路網と排水の状況

鮎喰川下流，不動橋南詰に位置し，本市対象地域のなかでもっとも改善のおくれた地域である。また，都市型の部落であるため農業に従事するものはほとんどない。

地域の周辺が急速に開発され都市化されつつあるなかで地域内環境は依然として悪い。したがって改良住宅計画と関連づけて道路網の整備，下水排水路等，総合的に改善する必要があろう。

参考として昭和46年度に実態調査で調査した結果を次のとおりまとめた。

参　考

①　道路等の実施予定状況

事業の種類	44・45 実施済 (A)			46～53年度 実施予定 (B)				(A＋B)＝C			備考
	①新設改良	②構造	②事業規模	④新設改良	箇所数	⑤構造	⑥事業規模	⑦新設改良	⑧構造	⑨事業規模	
下水排水路	新設			新設	1	鉄筋コンクリート	160 .0m	新設	鉄筋コンクリート	160.0m	
	改良	セメント	841.0m	改良	1	セメント	1,705.0m	改良	セメント	2,546.0m	
地区道路	新設			新設		舗装アスコン	2,840.0㎡	新設	アスコン	2,840.0㎡	
	改良	簡易舗装	1,526.0㎡	改良				改良	アスコン	1,526.0㎡	
橋梁	新設			新設				新設			
	改良			改良				改良			

② 地区道路の整備予定状況

規模別	現				況	実施予定事業量（46～53）			事業実施後の状況				
	総延長 ①	改良済延長 ②	②のうち舗装済延長 ③	改良率 ②/①×100	舗装率 ③/①×100	改良計画量 ④	新設計画量 ⑤	④⑤のうち舗装計画量 ⑥	総延長 ⑦	改良済延長 ⑧	⑦のうち舗装済延長 ⑨	改良率 ⑧/⑦×100	舗装率 ⑨/⑦×100
	m	m	m	%	%	（ m²）m	（ m²）m	（ m²）m	m	m	m	%	%
巾員 2m未満	60.0	60.0	60.0						60.0	60.0	60.0	60.0	
2m～4m 〃	977.8	337.8	337.8						977.8	337.8	337.8		
4m～6m 〃	410.0	410.0	410.0				（2,840.0）710.0	（2.840.0）710.0	1,120.0	1,120.0	1,120.0		
6m 以 上													
計	1,447.8	807.8	807.8	55,795	55,795		（2,840.0）710.0	（2,840.0）710.0	2,157.8	1,517.8	1,517.8	70,340	70,340

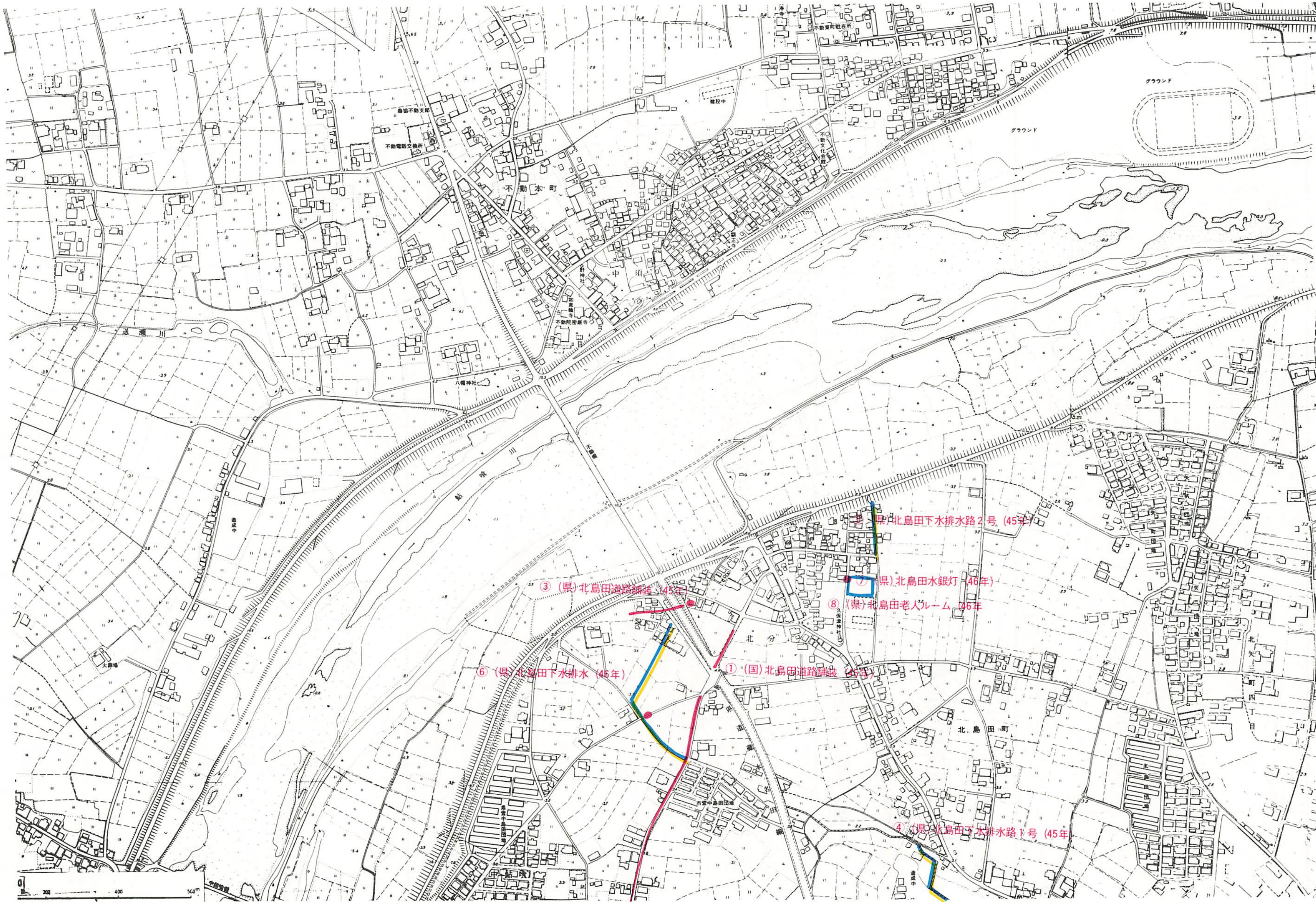
5 地区改善事業の推移

最近の同和地区改善事業の実施状況は次表のとおりで，その位置を図１で示した。

最近の同和地区改善事業の実績

補助事業名		工事名	工事概要	施行延長	施行面積	総工事費	備考
国庫補助事業	①	北島田道路舗装		527.6m	1,373.5m	5,165,762	45年度
県費補助事業	②	島田下水排水路		施行延長198.3m		1,574,400	44年度
	③	北島田道路舗装		施行延長67.8m施行面積152.29m²		283,818	45年度
	④	北島田下水排水路１号		施行延長200m		2,751,983	45年度
	⑤	北島田下水排水路２号		施行延長59.2m		280,595	揚蓋165枚 45年度
	⑥	北島田下水排水路		施行延長264.8m		2,213,775	46年度
	⑦	北島田街灯	水銀灯 200W	3灯		162,165	46年度
	⑧	北島田老人ルーム	鉄筋コンクリート平屋建	施行面積150.15m²		7,848,450	46年度
単独事業	⑨	北島田共同作業場補修				935,150	45年度
	⑩	北島田下水排水路				67,800	45年度
	⑪	鮎喰，北島田 給水施設負担金				2,000,000	45年度

図１　最近の同和地区改善事業の実績



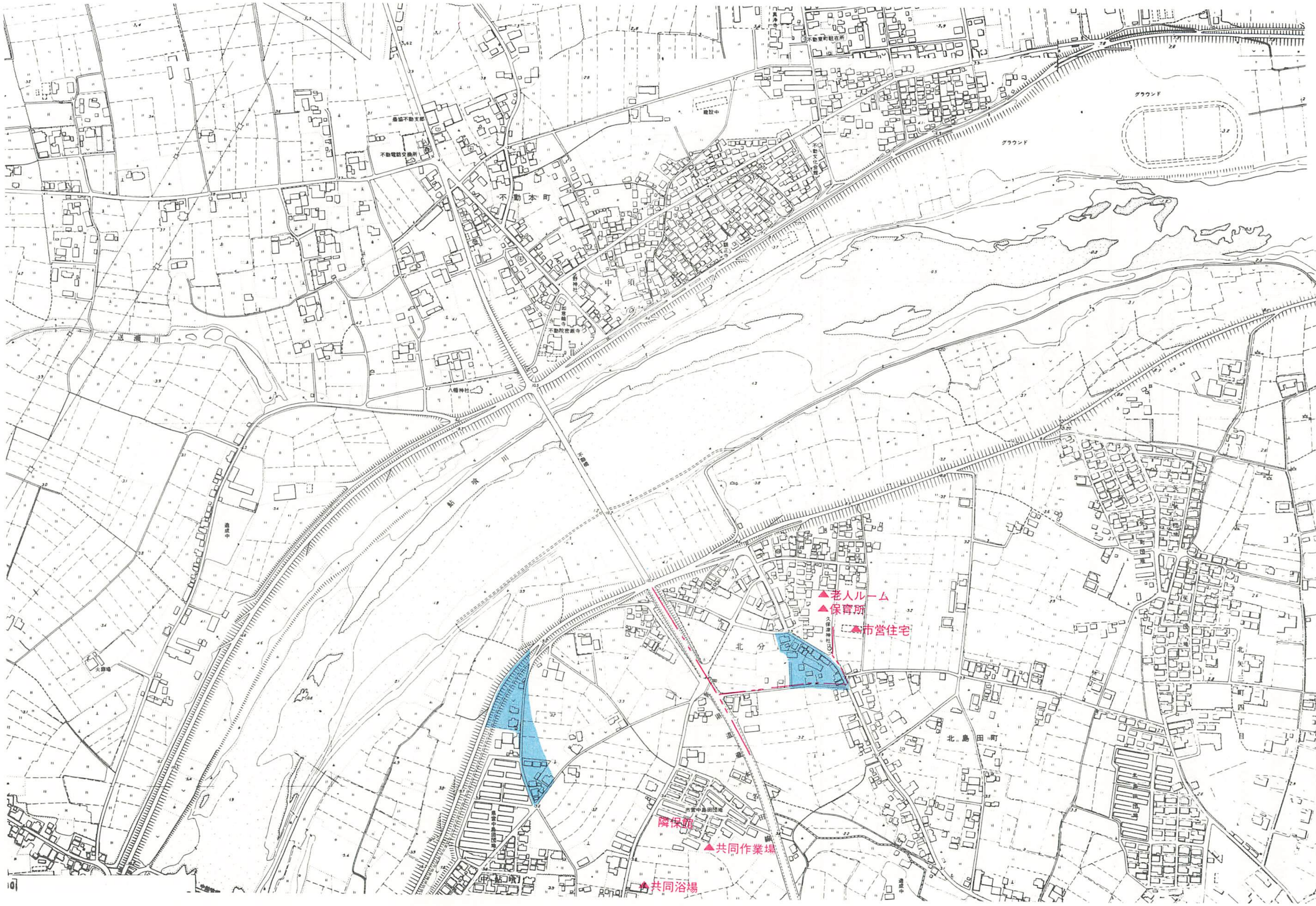
6. 公共施設の現況

地域内の主な施設を次表で示したが，その位置図は図１である。

表１ 地域内の公共施設

番号	施設名	土地	建物		内容
			面積	規模構造	
1	島田会館	172.23㎡	132.23㎡	鉄骨外部モルタル塗　平家建	借地
2	島田共同浴場	343.20	165.06	木造平屋建　屋根大波スレート葺	借地
3	島田共同作業場	183.26	119.00	木造瓦葺　平家建	
4	北島田老人ルーム	342.00	166.02	鉄筋コンクリート　平家建	定員30人
5	北島田保育所		150.08	木造　平屋建	児童数14人 職員数3人
6	北島田公営住宅	2,757	1.480	鉄筋コンクリート 4階建 2棟	中耐16戸×2
7					
	〃	1,092	1,332.96	鉄筋コンクリート4階建1棟	中耐24戸（うち改良分16戸）

図１　公共施設の現況等



7. 衛　　生

地域の環境の悪い例の一つとして，ゴミの不法投棄があげられる。北島田地域は，市中心部から非常に近いため地域外の一般地域からも投棄しやすい堤防・河川ぞいのためかゴミの不法投棄があとを絶たない。

とくに鮎喰川南岸・不動橋周辺に集中している。この問題については，市清掃行政の現段階での能力等にも一つの問題点があるが，最大の原因として地域内外住民の衛生上の認識不備がこのような結果としてあらわれているのではなかろうか。

今後の対策としての参考としたい。

図1では北島田地域でのゴミの不法投棄されやすい箇所を示してみた。

8. 防　　災

消防施設の位置図は図1である。この地域は一宮地域ほどは悪くはないが，やはり道路の拡巾や区画整理的な改良計画の必要性が論ぜられなければならないだろう。

図2では，戦後，台風や大雨などで浸水した部分を示したが，排水等の整備状況が悪かったための浸水であろう。最近遂次整備されつつあるが，早急に解決したいものである。

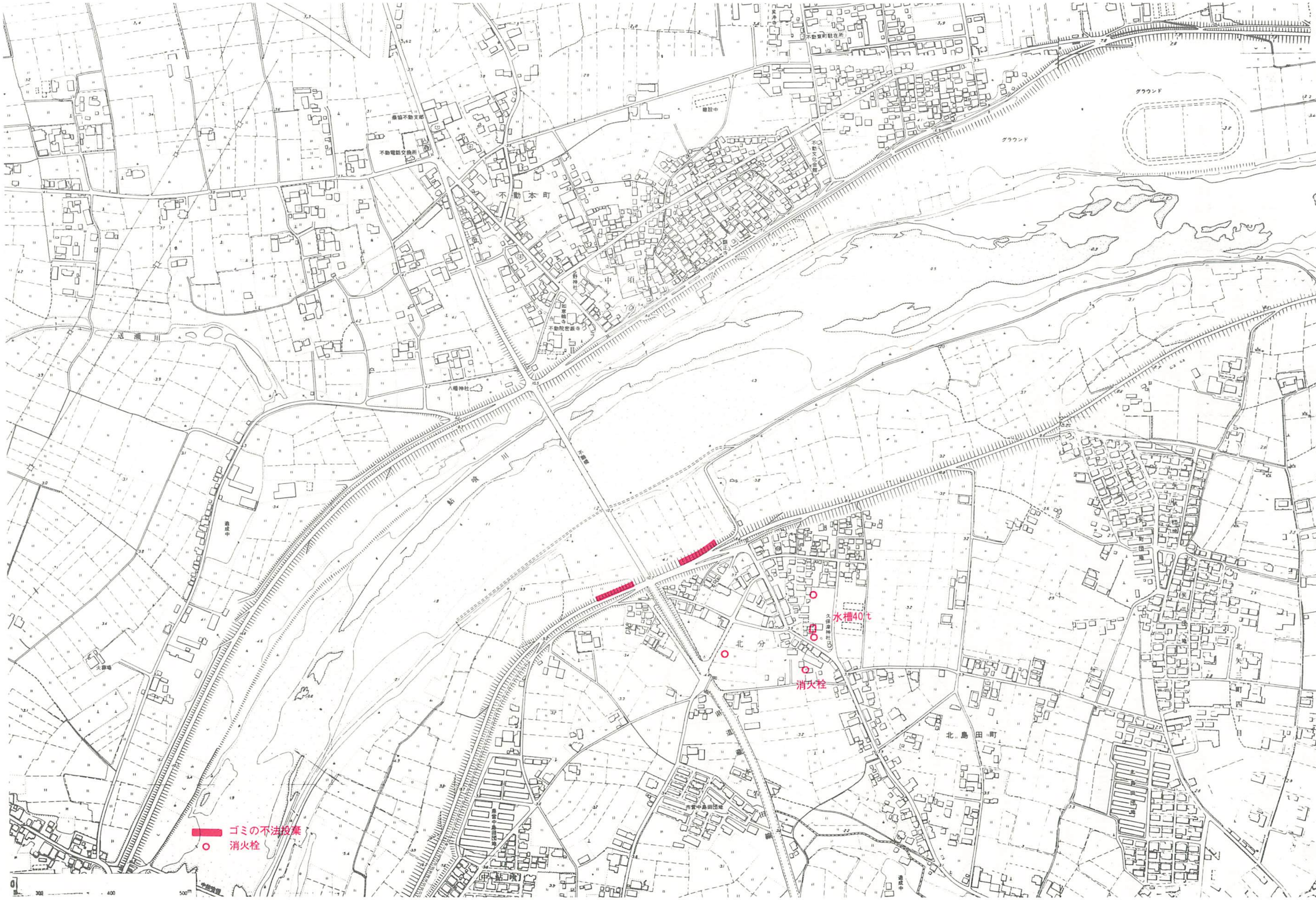
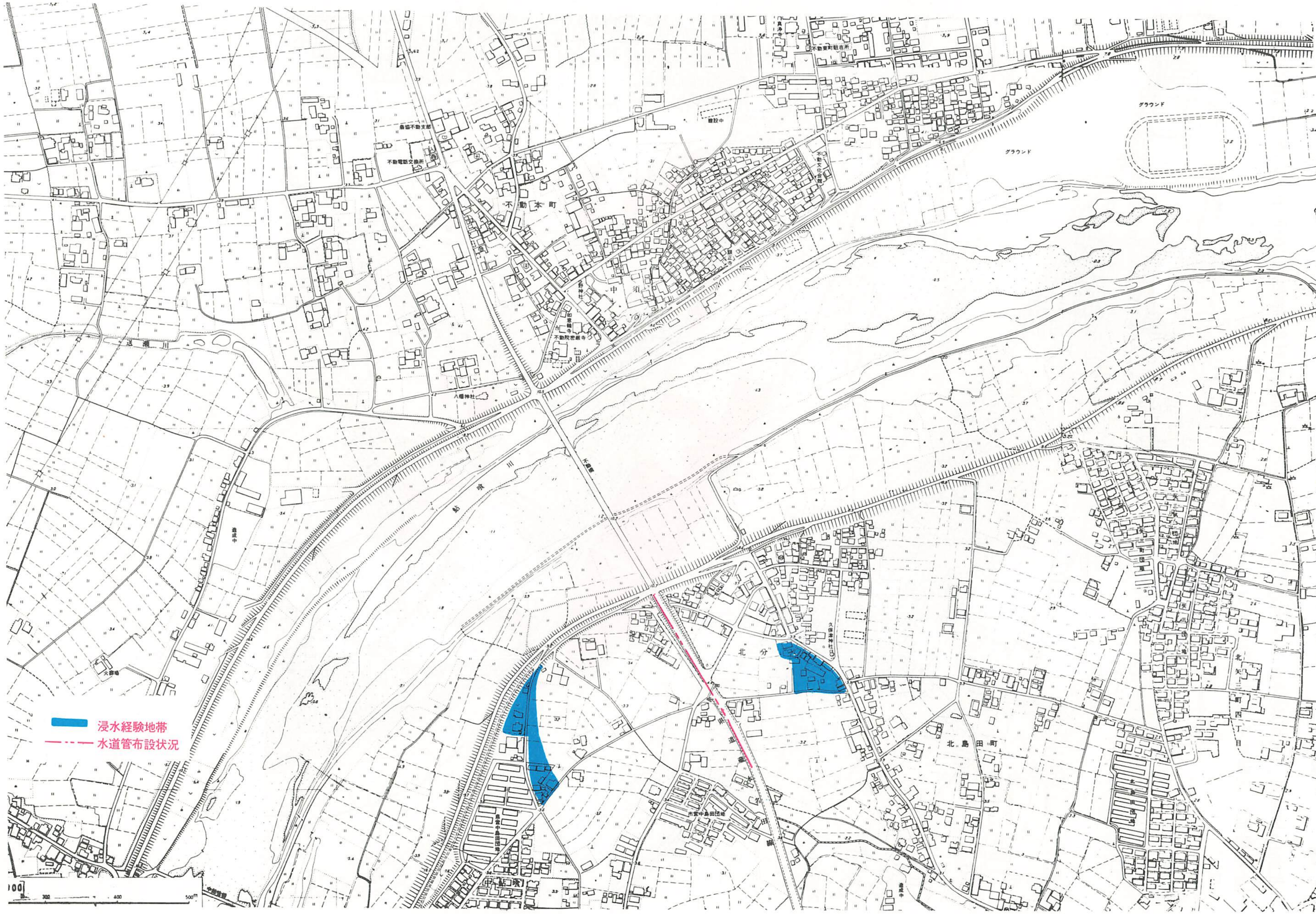


図1

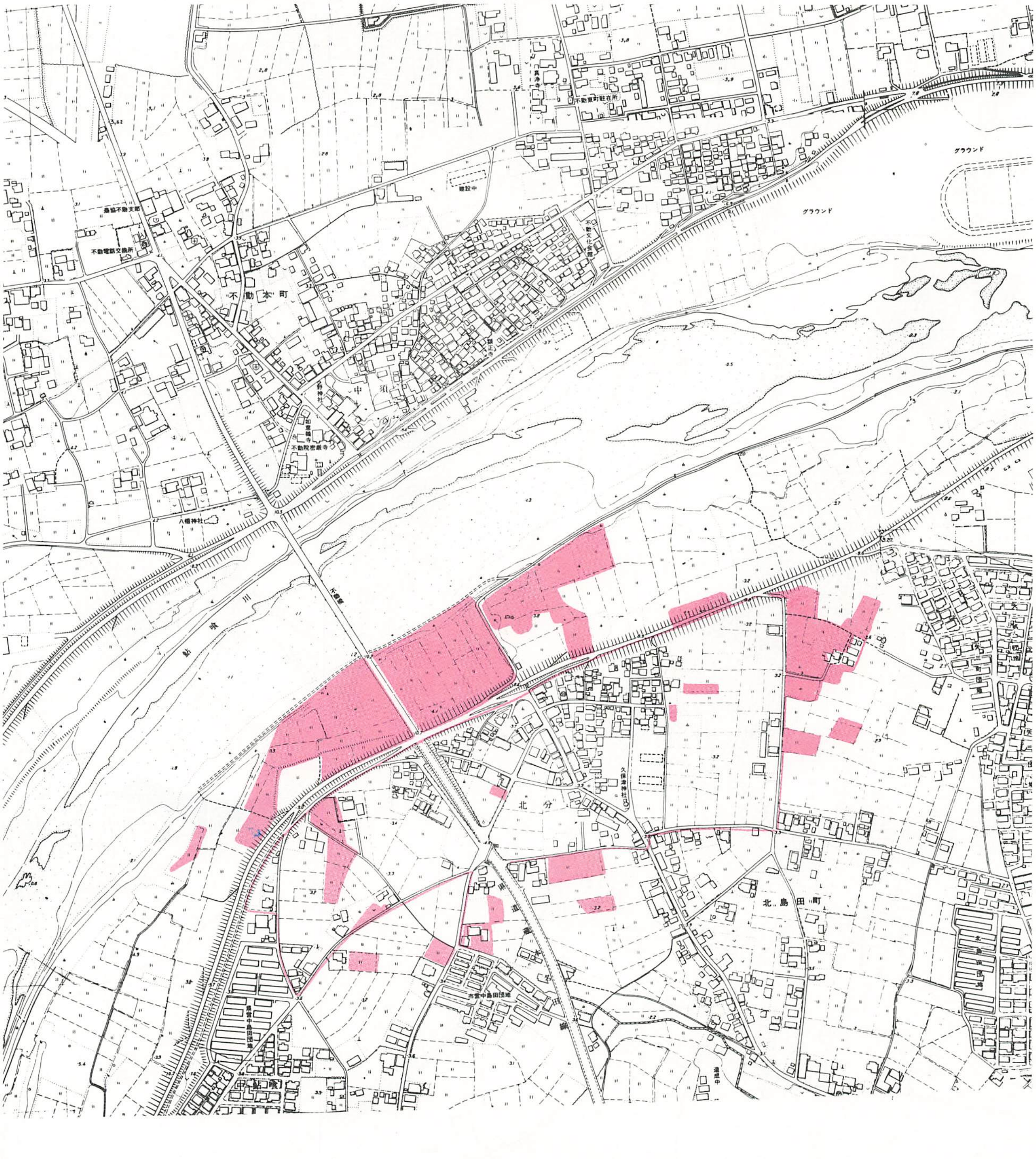
図2



9．農　　業

北島田地域は，地域環境が市街地であることなどから農業に従事する者は非常に少ない。

前図で対象地域住民の所有する耕地分布状態を示した。



10. 北島田住宅地区改良事業計画について

北島田地域住民の熱意等により昭和46年７月22日，建設省から改良地区に指定され年次計画に基づき遂次実施中である。

以下，その計画を次のとおり示した。

北島田地域住宅地区改良計画（関連事業含む）

区分＼年次		昭和46年度まで	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度以降	合計
住宅	公営住宅	40戸	戸	戸	戸	戸	40戸
	改良住宅	16戸	32戸	24戸	24戸	24戸	120戸
	用地買収	m²	2,000m²	1,784m²	1,596m²	1,658m²	m²
	家屋買収	戸	22戸	15戸	28戸	39戸	104戸
	仮設住宅	16戸	戸	戸	戸	戸	16戸
	附属施設	下排水 57m	90m 子供遊び場 店舗移転 2 集会所 150m²	253m²	60m	280m 922m² 15	
関連施設	施設名	老人ルーム	物置 32 保育所定員30人	24	24	24	

区分＼年次	昭和46年度まで	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度以降	合計
事業費	千円 158,274	千円 126,303	千円 101,265	千円 104,578	千円 194,496	千円 684,916
備考						

11. 計画についての問題点

当地域は住民の熱意と理解によって住宅改良が進められて地域環境は一新されつつあるが，県道を隔てて西側の住宅地をどう改善するか今後の課題である。

また，住民活動の動向，こどもの教育と学習活動，成人講座などを中心に住民の教養文化の向上策も積極的に推進する必要があり，職業安定と経済力培養の促進をはかることである。

明　善　地　区



1　概　　況

(1)　部落の位置

徳島市の西南に位置し，園瀬川と二つ山にはさまれた小部落であり，狭小な地域に民家が密集している地域である。

(2)　部落の名称

現在八万町寺山と上八万町下中筋(旧称狭間)の二つの町に二分されているのが大きな特徴である。行政区域が異なるので町内会のまとまりや校区のちがいから不便をきたすことがある。その行政区画を示した位置図が，図11である。なお，通称対象地域名は「明善地域」としている。

(3)　人口と世帯数

表1　人口

区分＼年度	人口 総数	男女別 男	男女別 女	年齢階級別 0～5歳	6～14歳	15～19歳	20～34歳	35～44歳	45～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～
S34	472	242	230											
42	467	220	247	28	66	68	(20～39) 85	(40～59) 165		(60歳以上) 55				
46	355	183	172	34	47	41	86	63	52	10	7	6	6	3

(S34県同和会資料　S42県実態調査　S46.6.1国実態調査)

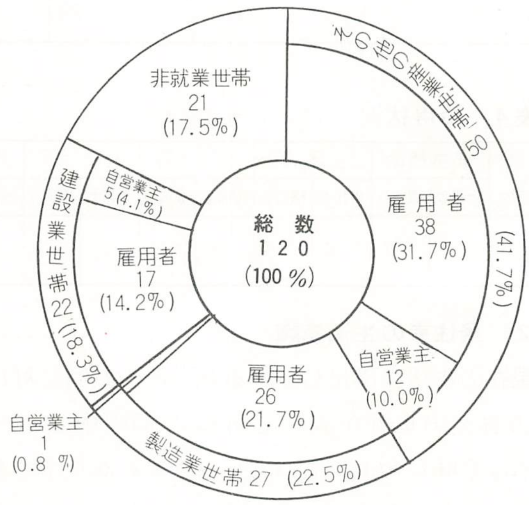
人口も9対象地域のうちでは世帯数と同じく第6位である。内容的には働き手の中心となる年代の層が高くなっている。人口動態については，この表でみるかぎり人口減の傾向がみられる。表8(12ページ)の対象地域の昭和46年度人口動態をみても，自然増減でプラス1，社会動態でマイナス9，結局全体では8人の減となっている。

世帯数

区分＼年度	世帯数
昭和34年度	106
昭和42年度	108
昭和46年度	120

最近の世帯数は120世帯で，徳島市9地域のうちでは人口と同じく第6位である。世帯主の産業別をグラフでみたのが，図1である。その他の産業世帯が半数近くを占めているのが特徴で，出稼ぎの人がかなりいることを物語っている。

図1



2　くらしの姿

(1)　所得階層状況

保護率でみると，昭和42年の68.5‰から昭和46年では，87.3‰と高くなっている。

所得階層分布では均等割課税世帯が大幅に減って，所得割課税世帯が増加している反面，生活保護世帯，非課税世帯も増加している。

所得状況では，意識調査（聞きとり調査）による無回答が47.5%であり，実態をつかむところまでいっていない。

これらの数字だけで対象地域のくらしの姿を語る資料にはならない。税金や諸負担金（町内会費，教育費，寺割その他），また，冠婚葬祭費の負担など共同体的な生活のなかで各世帯にかかる諸負担はどうなっているだろうか，調査のデーターがないので具体例が示せないのが残念であるが，これらがあきらかにされることによって対象地域住民のくらしの姿がさらにうきぼりにされよう。

表 2　生活保護状況　（S 46.6 実態調査）

区分／年度	被保護人員	保護率 ‰
S 42	32人	68.5
46	31人	87.3

表 3　所得階層分布　（S 46.6.1 実態調査）

区分／年度	生活保護被保護世帯		住民税非課税世帯		住民税均等割課税世帯		住民税所得割課税世帯	
	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%	世帯数	構成比%
S 42	10	9.2	14	13.0	79	73.1	5	4.6
S 46	15	12.5	23	19.2	53	44.2	29	24.2

表 4　所得状況　（S 47.4 意識調査）

区分／年度	民生補助		～3万		3.1～5万		5.1～7万		7.1～9万		9.1～11万		11.1～15万		15.1万以上		無回答		計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
S 47	2	1.7	9	7.5	8	6.7	19	15.8	8	6.7	7	5.8	3	2.5	7	5.8	57	47.5	120	100.0

(2)　居住者の生活意識

現在の生活に満足しているか，との質問に対しての答えの集計が表 6 である。問の中にいろいろな意味が含まれているし，答えもあくまで直観的なものであるが，今の生活で満足していると答えたものが10.4%と不十分ながら満足であると答えたものが75.3%とある。

子弟の進路希望については，中学生，高校生とも該当者が非常に少ないが，中学生の場合，高校進学希望が71.4%を占めている。また就職希望者は 1 人である。高校生の場合就職希望がトップで66.6%，大学希望者は 1 人で16.7%となっている。

今後の生活設計の重点は何かとの問に対し，約半数が，子供の教育と答えている。これは他の地域と同様一般的傾向とも一致すると考えられるが，内容的には学歴調査の結果にもあらわれているように，自分達のように子供達には苦労させたくないという親の願いであろうか。以下仕事23%，住居10.3%などがつづいている。

生命保険の加入状況は非常に高く約80%が加入している。新聞の購読状況は，1.3 世帯に 1 新聞で教育に期待をかける割には低いのではなかろうか。

なお，今回は調査を行なわなかったが，人情，気質，風俗，習慣，宗教，食生活，政治意識，ことばづかい，結婚などさらにつっこんだ調査が必要であろう。（S 47.4 意識調査）

表５　現在の生活の満足度

区　分	今の生活で満足している (A)	不十分ながら満足である (B)	不満足である (C)	わからない (D)	計 (E)	割		合	
						A／E	B／E	C／E	D／E
数	8	58	11	0	77	10.4	75.3	14.3	0

子供の進路希望

表6　a　中学生について

区　分	高　校 (A)	職業訓練所 (B)	就　職 (C)	未　定 (D)	計 (E)	割		合	
						A／E	B／E	C／E	D／E
数	10	3	1	0	14	71.4	21.4	7.2	0

表7　b　高校生について

区　分	大　学 (A)	職業訓練所 (B)	就　職 (C)	未　定 (D)	計 (E)	割		合	
						A／E	B／E	C／E	D／E
数	1	1	4	0	6	16.7	16.7	66.6	0

表8　今後の生活設計の重点

区　分	住　居 (A)	仕　事 (B)	子供の教育 (C)	貯　蓄 (D)	その他 (E)	計 (F)	割		合		
							A／F	B／F	C／F	D／F	E／F
数	9	20	37	9	12	87	10.3	23.0	42.6	10.3	13.8

表9　生命保険等の加入状況

区　分	加入している			加入していない (B)	計 (C)	その他の保険に加入している（火災保険等）(D)	割		合
	1　口	2口以上	小　計 (A)				A／C	B／C	D／C
数	28	33	61	16	77	15	79.2	20.8	19.5

（注）．2重回答含む

表10　定期購読物調

区　分	新聞（日刊）	週　刊　誌	雑　誌	計
数	61	0	6	67

1.3世帯に1新聞

(3)　住民の消費行動（買物圏と地域内商店）

住民の買物圏の調査はいままでに行なったことはないが，おおよその推定はできる。地域全体の人口も少ないので最寄り品（食料品，日用品)は，ほとんど地域内の商店ですましているであろう。実態調査の商工部門の調査で商工の種類の数が表11ででている。

表11　地域内の商業・サービス業

（S46.6.1実態調査）

商業区分		事業所	従業員数
分　類	業　種　名	総　数	1人～2人
小売業	飲食料品　（食肉・鮮魚）	3	3
〃	各種商店　（日用雑貨）	3	3
運　輸	運輸に付帯するサービス業　（運送）	4	4
サービス業	自動車修理業　（（自動車）	1	1
小売業	代理商仲立　（仲立人）	1	1
	計	12	12

（注）従業員３人以上なし

3　働き手の状況

(1)　労働力人口の状態

表1で年齢階級別人口を示したが，つぎに労働力人口はどうなっているだろうか，図2で示してみた。

この図によると，就業者1人が1.6人を扶養していることになる。(総人口÷労働力人口－1)日雇，臨時的なものを除いた就業者でみると，1人が約4人を扶養する高い割合いとなっている。

(2)　自営業と雇用者

従業上の地位による分類，すなわち，自営業と雇用者との割合を示したのが図4である。就業者139人のうち101人（72.7%）が雇用者である。

その中かでも臨時的なものが47人（46.5%）も占めている。就業者の不安定さを如実に物語っている。自営業者にしても対全体では38人（27.3%）で非常に少ないが，その中でも家族従業者が半数以上を占めている（20人，52.6%)。これは商店経営などの自営業者が零細なことを示す数字のあらわれだろう。

(3)　職 業 構 成

図5は産業別，図6は職業別の就業者の割合を示したものである。産業別では製造業，建設業，卸小売業が同程度の比率を占めている。就業人口でみることによってさらにこの地区の性格がはっきりしたといえよう。

また，職業別でみても生産運輸関係の肉体労働的なものが半数を占めている。

図 2　明善地域労働力状態人口図

(昭和46年6月1日実態調査)

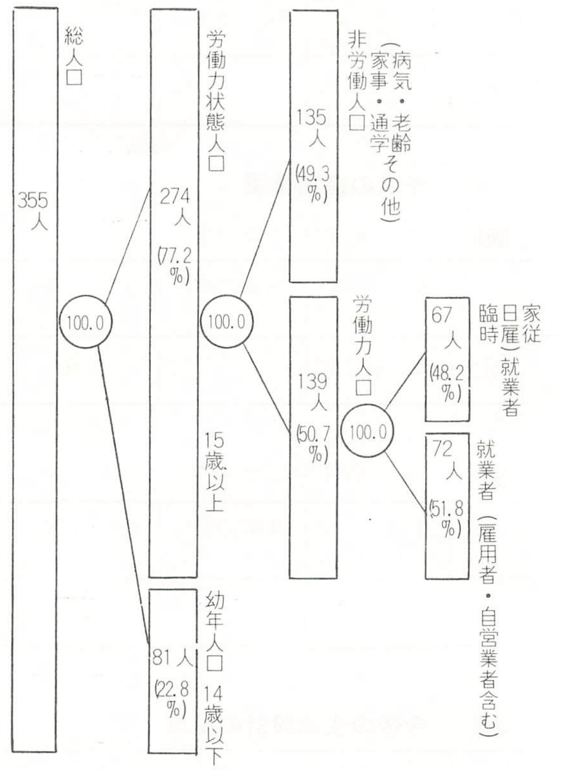
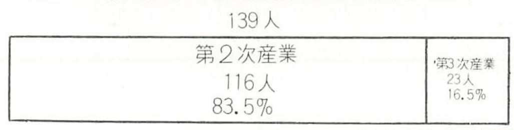


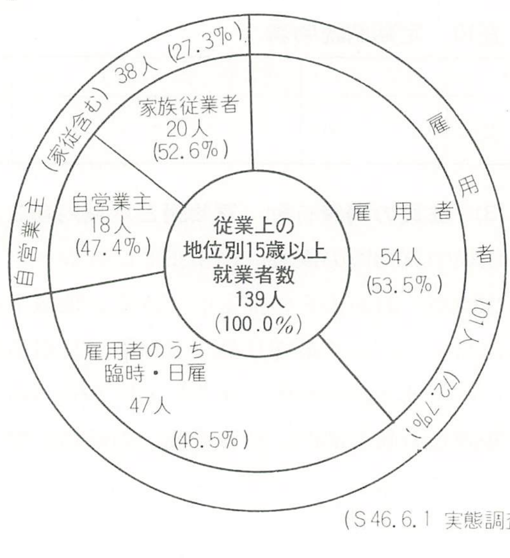
図 3　明善地域産業別就業者数（比率）



(S46.6.1 実態調査)

地域の83.5%が第2次産業に集中している。いわゆる日雇，臨時的な出稼きの人の多いことがよくわかる。また，農業など第1次産業就業者のいないことがこの地域の特徴である。

図 4



(S46.6.1 実態調査)

図 5

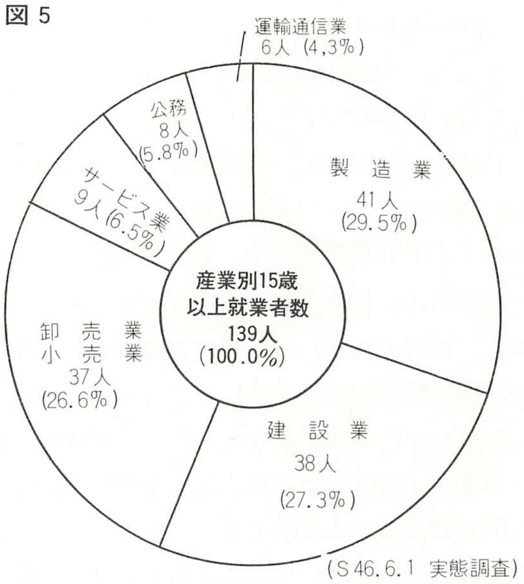
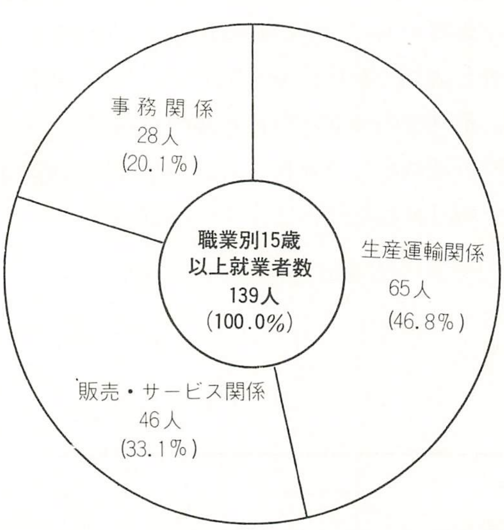


図 6



4 環境と住い

(1) 居住者

地域住民の大半（67%）が昔から住み，今後もほぼ同数の65%の者が永住する意思を示している。

永住の理由としては，家屋敷があること，生活がしやすいなど経済生活の面が大きくウエイトを占めているようにみえるが，他の地域と同様対象地域の居住者に与えられた閉鎖性がいかにきびしいかを物語っているといえよう。

図 7　地域に来て住まわれるようになったのはいつごろですか？

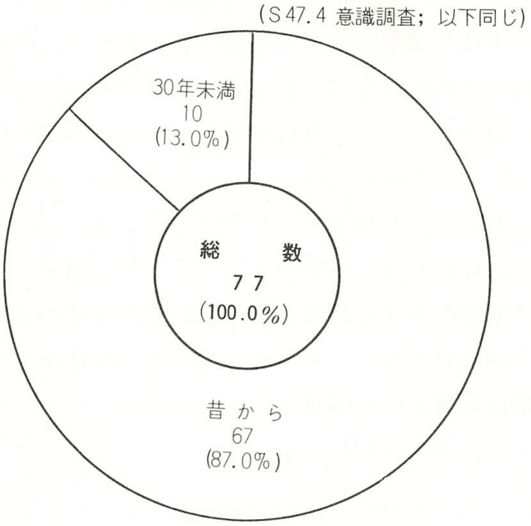


図 8　この地域に永住されるつもりですか？

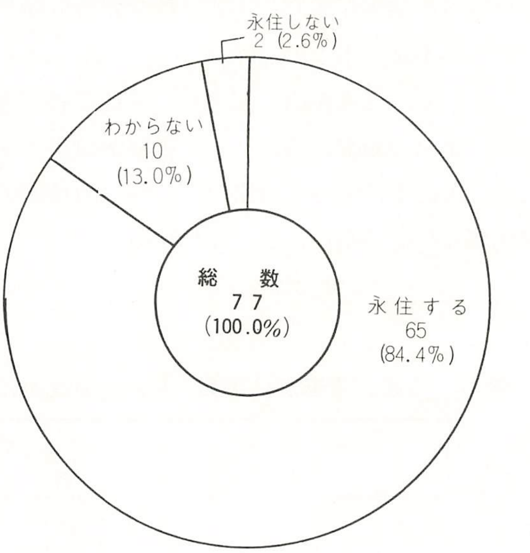
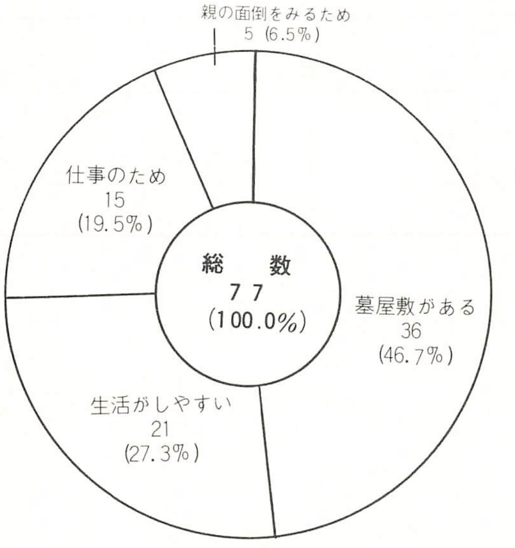


図 9　永住する場合の主な理由は何ですか？



(2) 住 宅 事 情

ア　持家，借家別住宅数

表12の調査結果では持家が67戸で87%，借家が10戸で13%となっている。持家率が高いことが悪いのではないが，かならずしも居住水準が高いことにはつながらない。これは他の地域にもいえることだが，移動の自由を制限されてきたことが最大の原因ではなかろうか。そして同じ持家でも生活水準の格差が相当あり，また地域全体の種々の環境の悪さから一見立派な家でも一般地域に比し結局外見的にも住居としての家屋のメリットが下っているのが現状であろう。

イ　住宅の不良度の現況調

昭和46年度の実態調査で，住宅の不良度の調査を行なった結果が表13である。住宅総数は88戸でそのうち不良住宅が44.3%とかなり高い比率を示している。三方を山に囲まれ，立地条件が悪いので，建物の過密が高いこと。道路が狭小であること，また不良住宅が目立つことがこの地域の環境を悪くしていることがよくわかる。

地域を改良する場合，道路，排水，住宅が基本になるが，附属的な諸施設の設備も併せて考えいかなければ環境は決してよくならない。

持家の良住宅が55.7%しかない明善地域の住民が，今後自分の家の周辺を整備することによって，少なくとも外見上の環境は大きく変化しよう。

地図の上に各戸の住宅の不良度分布を示したものが，図10である。この判定の基礎は住宅地区改良法施行規則の別表住宅の不良度の測定基準にしたがったが，赤が不良住宅で表13の不良住宅数と一致する。黄はやや不良，青は良住宅であるが，この合計が表2の良住宅数と一致する。白い部分は住宅以外の建物もしくは未調査の部分である。この分布図をもとに改良する場合，地元住民の協力が必要であり，その目安にするため調べた意識調査が表18であり，分布図で示したのが図11である。不良度の分布と住民意識の分布をもとに，今後明善地域をどうすればよいかが長期計画の中で十分検討されなければならないだろう。

表12　持家、借家別住宅数　(S47.4 意識調査)

区分	持家 (A)	借家 (B)	間借 (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
戸数	67	10	0	77	87.0	13.0	0

表13　住宅の不良度の現況調　(S46.6.1 実態調査)

区分	住宅の現況				住宅 良・不良 合計	割合	
	良		不良				
	民有	公有	民有	公有		良住宅	不良住宅
戸数	(A) 49	0	(B) 39	0	88 (88) A＋B＝(C)	A/C	B/C
	49		39			55.7	44.3

表14　住宅の規模（間数）　（S47.4 意識調査）

間数	1間	2間	3間	4間	5間	6間	7間	8間	9間	10間	計
実数	2	11	19	22	10	7	4	0	1	1	77
比率	2.6	14.3	24.7	28.5	13.0	9.1	5.2	0	1.3	1.3	100.0

表15　住宅の規模（畳数）　（S47.4 意識調査）

畳数	～5畳	5.5～10畳	10.5～13	13.5～16	16.5～20	20.5～30	30.5～40	30.5～40	40.5以上	計
実数	0	12	11	14	13	5	8	8	6	77
比率	0	15.6	14.3	18.1	16.9	6.5	10.4	10.4	7.8	100.0

住宅の要求度と公営住宅

表16　公営住宅の建設数及び今後予定数

年度	昭和45年度まで	昭和46年度	小計	今後予定 昭和47年度	計
戸数	――	16	16	12	28
内容		RC4階 3K′		RC3階 3K′	

表17　現在公営住宅に入りたいですか。　（S47.4 意識調査）

区分	入りたい (A)	入りたくない (B)	わからない (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
数	26	50	1	77	33.8	64.9	1.3

表18　住宅改良区や小集落方式または道路などの拡張に、あなたの家がかかる場合、立ちのきするのに賛成ですか反対ですか。

区分	賛成 (A)	反対 (B)	できる所だけすればよい。私の家は反対 (C)	わからない (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	33	6	24	11	74	44.6	8.1	32.4	14.9

表19　現在の住宅を撤去したのちの希望について

区分	公営住宅に入りたい (A)	区画された用地を買収して自分で家を建てたい (B)	この機会に他地に出る (C)	その他 (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	8	20	4	1	33	24.2	60.7	12.1	3.0

表20　土地は何坪まで欲しいですか

区分	50坪まで (A)	51～70坪まで (B)	71～100坪まで (C)	400坪まで (D)	わからない (E)	計 (F)	割合 A/F	B/F	C/F	D/F	E/F
数	9	8	1	2	―	20	45.0	40.0	5.0	10.0	―

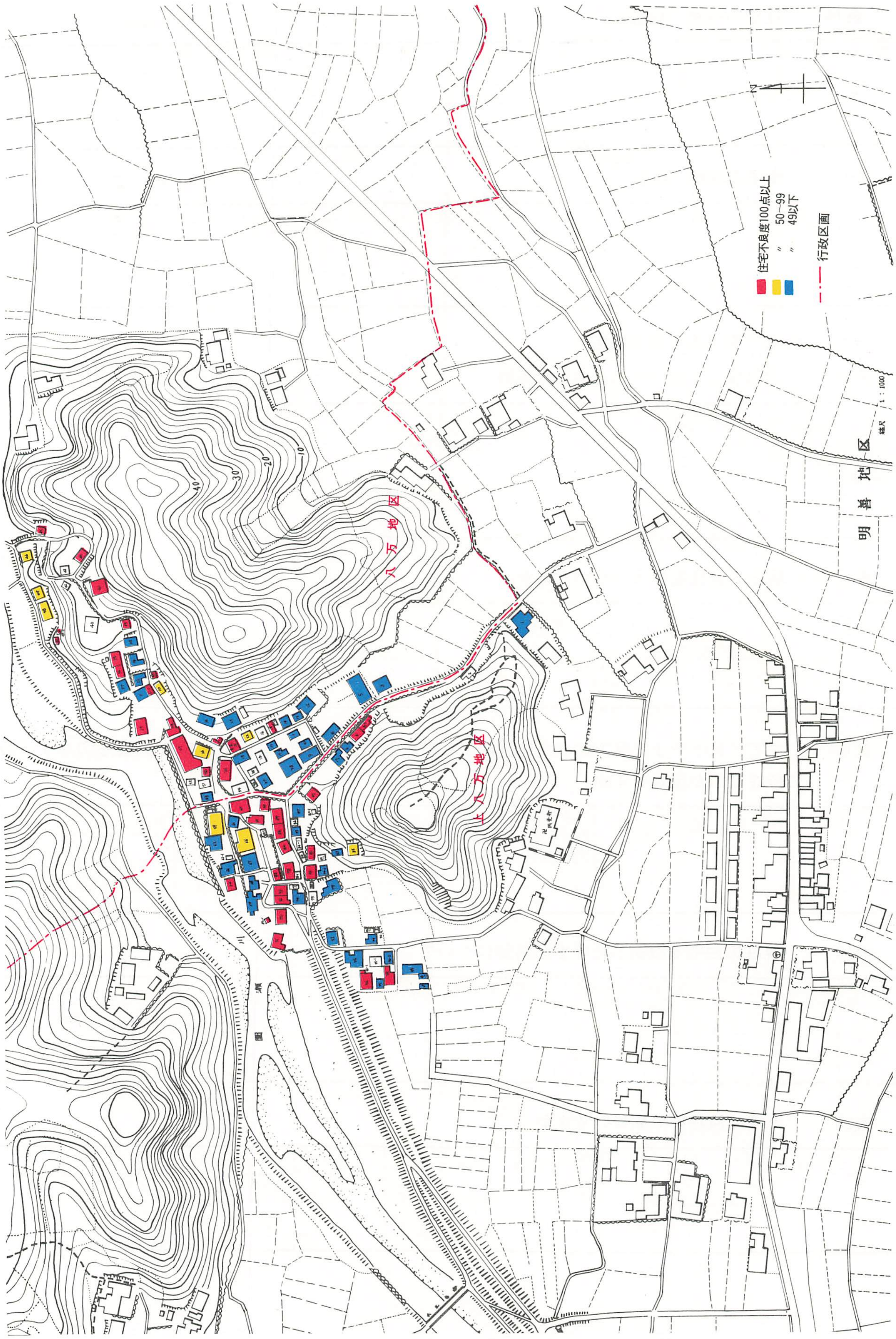
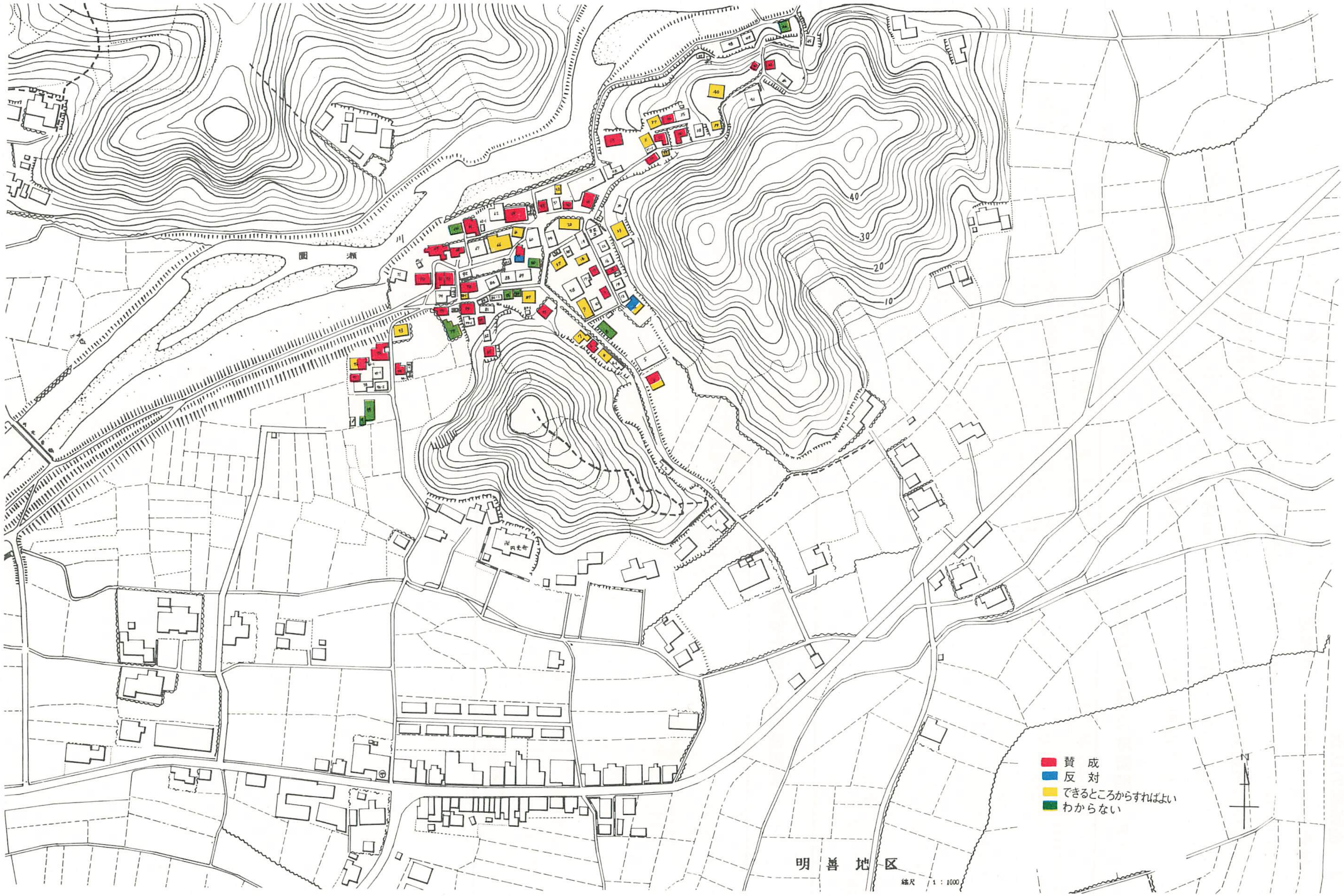


図10

図11　改良事業の協力意識



(3) 道路網の状況

六地蔵から明善地域への幹線進入道路として４ｍの拡巾改良がされ，大木からの進入道路は３ｍ，住宅団地からの進入道路は４ｍで，拡巾改良済であるが住宅団地への取合道路及び川添いの道路については，し尿吸取車も進入できずし尿の不法投棄があとをたたないので早急に拡巾改良の必要がある。

この外長期計画による道路網の整備が今後の課題である。道路等の実施，整備予定状況を次表のとおりまとめた。

(ア) 道路等の実施予定状況　(S46, 6. 1 実態調査)

事業の種類	44. 45 実施済 (A)			46〜53年度 実施予定 (B)				(A＋B)＝C			備考
	①新設改良	①構造	③事業規模	④新設改良	箇所数	⑤構造	⑥事業規模	⑦新設改良	⑧構造	⑨事業規模	
下水排水路	新設			新設				新設			
	改良			改良	1	セメコン	100.0m	改良	セメコン	100.0m	
地区道路	新設			新設				新設			
	改良	舗装	582.0㎡	改良	5	舗装・拡巾	2,760.0㎡	改良	舗装 AS	3,342.0㎡	
橋梁	新設			新設				新設			
	改良			改良				改良			

(イ) 地区道路の整備予定状況　(S 46. 6. 1 実態調査)

規模別	現況					実施予定事業量 (46〜53)			事業実施後の状況				
	総延長 ①	改良済延長 ②	②のうち舗装済延長 ③	改良率 ②/①×100	舗装率 ③/①×100	改良計画量 ④	新設計画量 ⑤	④⑤のうち舗装計画量 ⑥	総延長 ⑦	改良済延長 ⑧	⑦のうち舗装済 ⑨	改良率 ⑧/⑦×100	舗装率 ⑨/⑦×100
	m	m	m	%	%	(㎡) m	(㎡) m	(㎡) m	m	m	m	%	%
巾員２ｍ未満													
2m〜4m 〃	489.0	489.0	480.0			(2,760.0) 720.0		(2, 70.0) 720.0	1,209.0	1,209.0	1,209.0		
4m〜6m 〃													
６ｍ以上													
計	480.0	489.0	489.0	100.0	100.0	(2,760.0) 720.0		(2,760.0) 720.0	1,209.0	1,209.0	1,209.0	100.0	100.0

5 公共施設

(1) 地域内の公共施設

表21 公共施設の状況（昭和47年6月1日現在）

番号	区分	土地 現在高	土地 摘要	建物 現在高	建物 規模構造
①	明善会館	893.64㎡		150.15	鉄筋コンクリート2階建 2階部分
②	明善共同浴場	183.15	借地	77.65㎡	木造日本瓦葺平屋建
③	明善共同作業場	112.39	借地	65.12	コンクリートブロック平屋建
④	明善公会堂	66.00	借地	49.58	木造瓦葺平屋建
⑤	明善老人ルーム		明善隣保館用地併用	152.15	鉄筋コンクリート2階建 1階部分
⑥	明善専用水道施設	231.40		15.00	ブロック造
⑦	明善公営住宅	2,213.0		3K′	鉄筋コンクリート4階 16戸分

(2) 上水道施設

上水道施設の配管の状況を示した位置図が図12である。

6 環境衛生

(1) ゴミの不法投棄

ゴミの不法投棄箇所を位置図で示したのが図12である。明善地域が山と川に囲まれた不法投棄をしやすい位置にあること，市の清掃行政の現段階での能力の問題，地域住民のゴミに対する認識の問題等がこのような結果となっているのではなかろうか。今後の対策の参考にしたいものである。

7 防災

(1) 消防施設

消防施設の位置図は図12である。

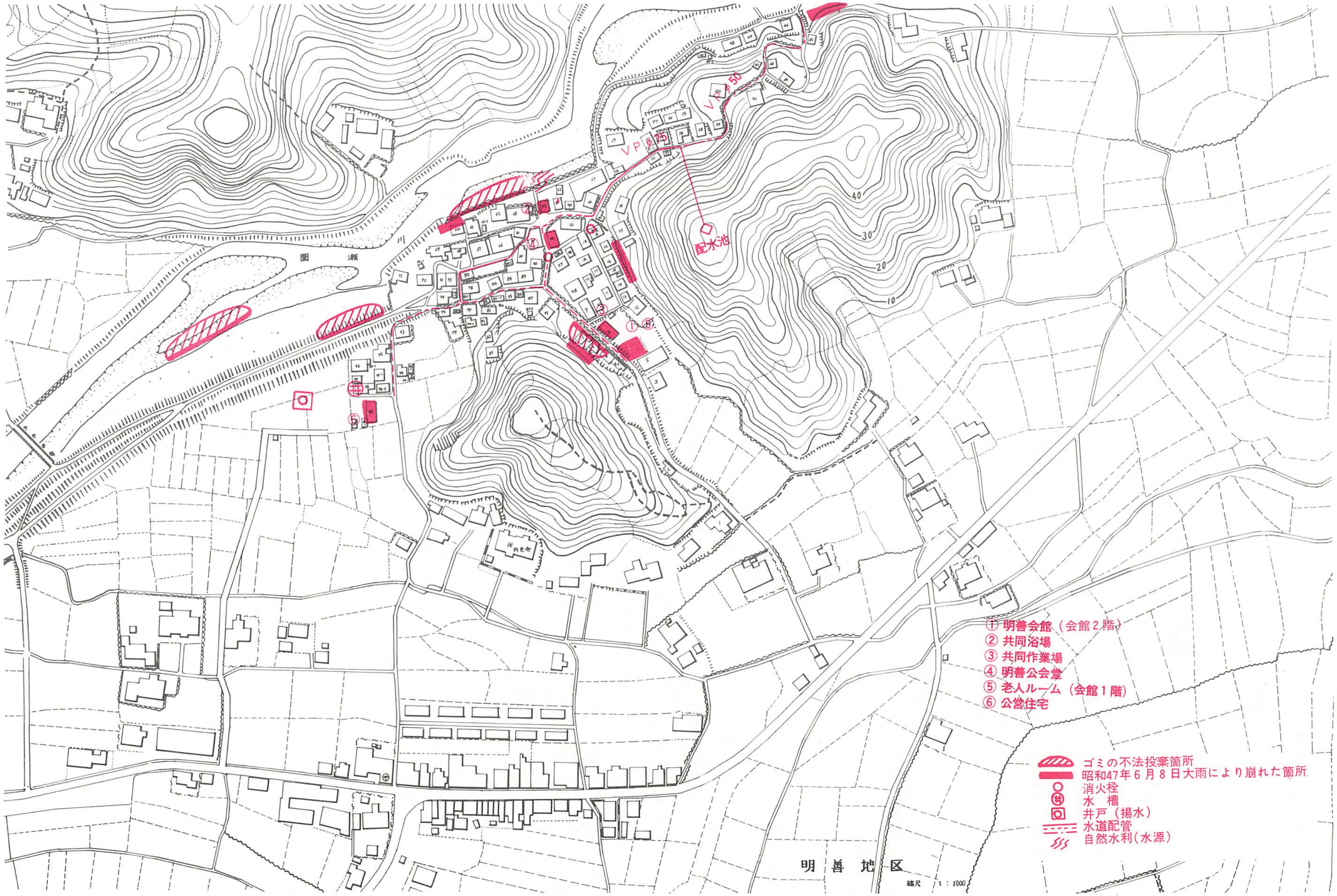
(2) 崖崩れ箇所

地域全体が山に囲まれているため，台風，大雨等によりがけくずれを起こした箇所，また起こすおそれのある箇所を位置図で示したのが，図12である。随所に危険な状態があるので，排水等の根本解決が必要である。

参考例

昭和47年6月8日，大雨により土砂崩れした写真である。裏山の土砂が崩れ落ち一階寝室に約三立方メートルの土砂が流れこんだもの。(図12)

図12


配水池
VP50
VP75
① 明善会館（会館2階）
② 共同浴場
③ 共同作業場
④ 明善公会堂
⑤ 老人ルーム（会館1階）
⑥ 公営住宅
ゴミの不法投棄箇所
昭和47年6月8日大雨により崩れた箇所
消火栓
水　槽
井戸（揚水）
水道配管
自然水利（水源）
明善地区
縮尺　1：1000

8　地域改善事業の推移

最近の明善地域に実施した改善事業を表23，表24でまとめ，その位置を図13で示した。今後，長期計画を実施していく上でこれらの事業がむだにならないように，実施したいものである。

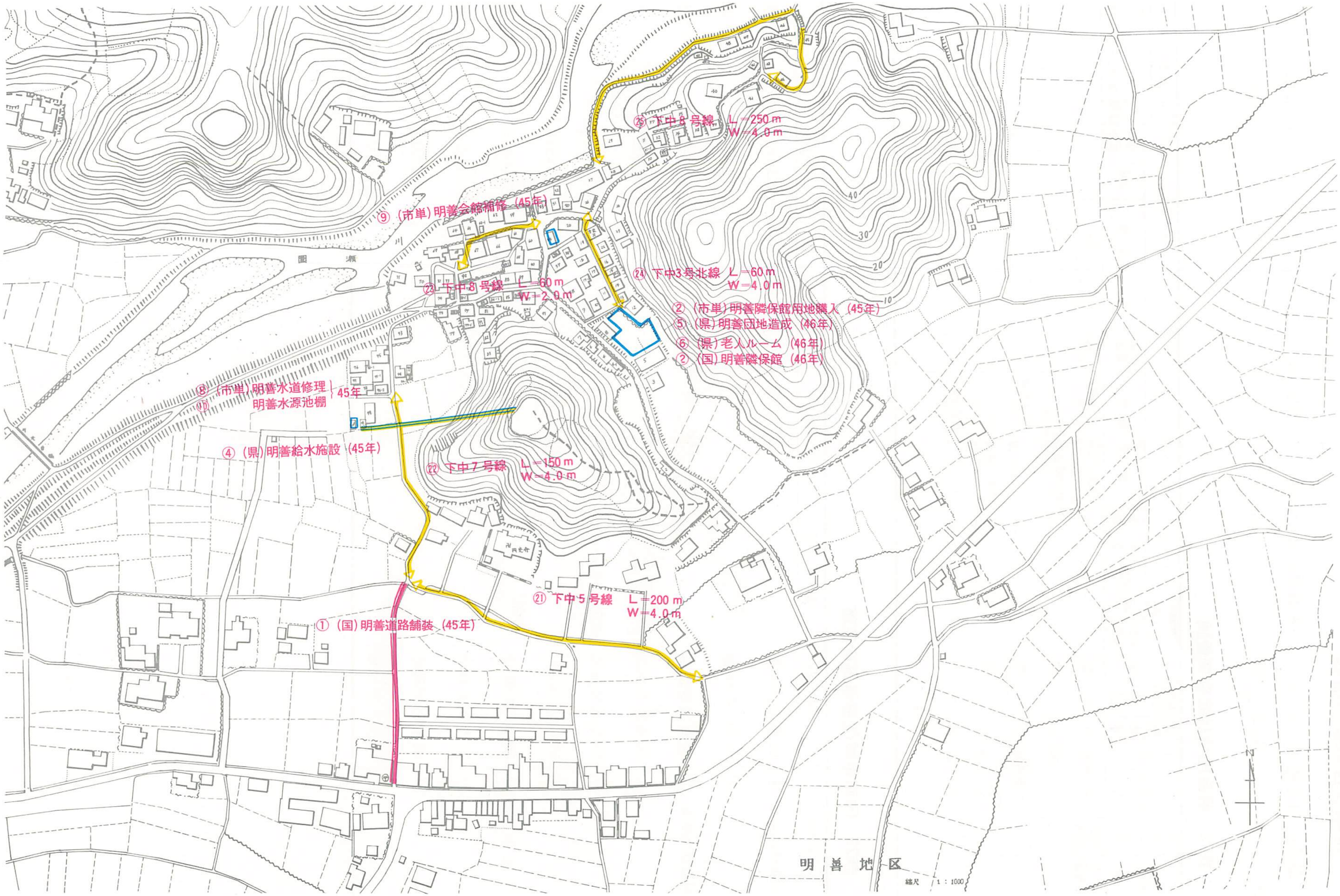
表22　明善地域対策事業量調

所管課(室)名	事業の種類	事業の名称	図面番号	新設改良の別	補助区分	44年度～45年度(実績) 総事業費	44年度～45年度(実績) 構造規模	46年度～48年度 総事業費	46年度～48年度 構造規模	49年度～53年度 総事業費	49年度～53年度 構造規構	合計 規模	合計 総事業費	用地補償買収予定 用地 面積	用地 金額	補償 件数	補償 金額
同和対策課	地区道路	下中5号線	21	改	県			7,500	切取拡巾コンクリート擁壁 L＝250mW=4.0m	1,000	アスファルト舗装 L＝250mW=4.0m		8,500	500	2,500		
〃	〃	〃 7号線	22	〃	県			3,600	拡巾舗装つぎたし L＝150mW=4.0m				3,600	300	2,100		
〃	〃	〃 8号線	23	〃	単			1,000	コンクリート舗装側溝 L＝60mW＝2.0m				1,000				
〃	〃	下中3号北線	24	〃	県			5,700	側溝，舗装拡巾 L＝60mW＝4.0m				5,700	120	1,200	10	3,000
〃	〃	下中8号線	25	〃	〃			5,800	コンクリート擁壁，舗装 L＝200mW＝4.0m				5,800	400	2,800		

表23　同和地域改善事業の実施

補助事業名	工事名	工事概要	施行延長	施行面積	総工事費	備考
国庫補助事業 ①	明善道路舗装		137m	341.6m²	1,233,662	45年度
②	明善隣保館	２階部分 150.15m²			6,519,000	46年度
県費補助事業 ③	明善道路舗装		セメコン舗装　施工延長89.8m 施工面積210.m²		2,262,560	44年度
④	明善給水施設	φ75×m 400m ビニールパイプ			4,320,000	貯水池RC 正方形4.5×4.5m 45年度
⑤	明善用地造成	鉄筋コンクリート	893.0m²		2,376,308	46年度
⑥	明善老人ルーム		１階部分 152.15m²		8,520,450	46年度
単独事業 ⑦	明善隣保館	用地購入 893.64m²			9,830,040	45年度
⑧	明善水道修理				79,190	45年度
⑨	明善集会所補修				348,400	45年度
⑩	明善水源地棚				440,000	45年度

図13

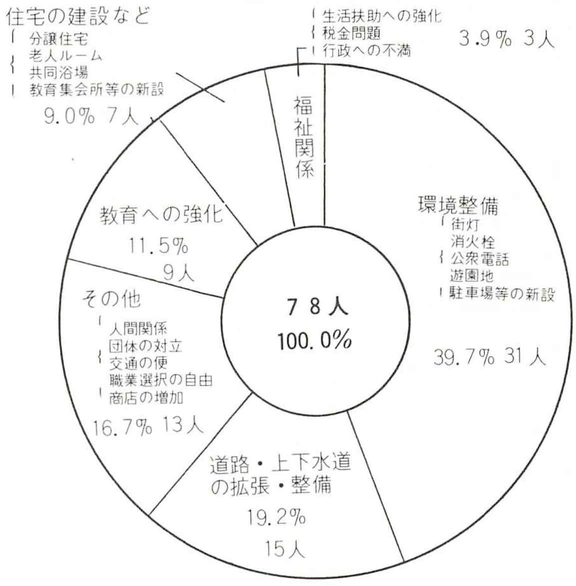

㉕ 下中8号線 L＝250m
W＝4.0m
⑨ (市単) 明善会館補修 (45年)
㉔ 下中3号北線 L＝60m
W＝4.0m
㉓ 下中8号線 L＝60m
W＝2.0m
② (市単) 明善隣保館用地購入 (45年)
⑤ (県) 明善団地造成 (46年)
⑥ (県) 老人ルーム (46年)
② (国) 明善隣保館 (46年)
⑧ (市単) 明善水道修理
⑩ 明善水源池棚
45年
④ (県) 明善給水施設 (45年)
㉒ 下中7号線 L＝150m
W＝4.0m
㉑ 下中5号線 L＝200m
W＝4.0m
① (国) 明善道路舗装 (45年)
明 善 地 区
縮尺 1：1000

9　計画についての問題点

明善地域についての概況，くらしの姿，働き手の状況，環境と住い，公共施設の概況，同対事業の推移等をみてきた。これによってある程度のことを明らかにしてきた。

同和問題は歴史的，社会的根源を有する問題であって，一朝一夕の努力をもってこれを解決することはきわめて困難である。しかし基本的人権にかかる問題であることから，その早期解決を図ることは，国及び地方公共団体の責務であり，同時に国民的課題でもある。本市としても総合的な各地域ごとの長期計画の樹立を急いでいるわけである。

図14　対象地域住民の希望



(1)　住民の希望

対象地域についての希望，意見等を聞いたものが図14である。この図でわかるように，物的なものが多く，国や県の補助事業と関連づけて考えていかなければならない。

地元住民や各団体などの具体的要求を列挙してみると次のとおりである。

分譲住宅の建設（昭和47年３月31日竣工）

隣保館の建設（昭和47年３月31日竣工）

老人ルームの建設

教育集会所の建設

街灯，消火栓，公衆電話等の新設

遊園地，駐車場等の新設

道路，上下水道の拡張，整備

西矢野地区



1 概　　況

(1) 沿　　革

国府町西矢野地域は，同町の西南端に位置し，延命字井ノ神と旧入田村矢野字源田の二つの傍示からなる新しい地域である。

明治末期から大正初期にかけて部落特有の環境ともいうべき密集家屋と狭小宅地の不便さを自ら開拓するために，隣接の一宮地域から移住してきたものが数軒におよび大部分が戦後の家族分散および転居移住したもので，比較的歴史の浅い地域で住民のほとんどは若年層である。

井ノ神傍示は，鮎喰川からとり入れた以西用水月の輪水源地附近から下流へ用水路をはさんで点在する集落で，県道　国府ー小松島線に面している。また，源田分については，市道　一宮ー延命線（四国霊場13番大日寺から14番常楽寺への巡礼街道）の左右に疎らに並んだ細長い集落であり，昭和29年末までは名西郡入田村の一区画としてあったが，入田村の徳島市編入合併を機に，この対象地域住民の意志により国府町と分村合併し，昭和30年１月１日，国府町の徳島市へ合併をした経緯がある。

地勢は，延命の溜池と山にはさまれた地形であり，西南端は一宮地域東北端を国府町に連結する山間の部落を形成している。

(2) 概　　況

本地域は一宮地域が発展して生まれた地域であり，民家のほとんどが山間部に密集しており，戸数の一部はいわゆる一般地域に入りこんでいる。

道路整備が遅れているのをはじめ隣保施設もなく，集会，研修会の開催の場所もないのが現状である。したがって取り急ぎ集会所的な施設を建設する必要がある。

(3) 人口及び世帯数、その産業別状況

昭和34年　３６世帯（団体資料）
昭和42年　４５世帯（実態調査）
昭和46年　７１世帯（　〃　）

西矢野地域は９対象地域のうちでも小規模な部落であり，世帯数は第８位である。昭和46年度の平均世帯人員は約3.0人である。

また，世帯主の産業別をグラフで示したのが，図１である。

図 1

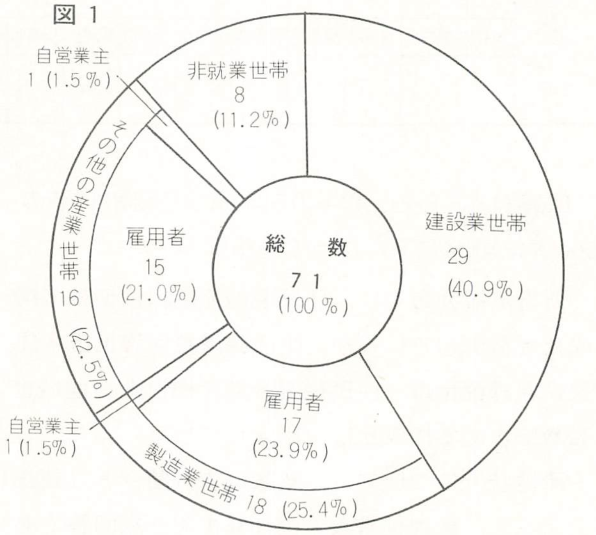


表１　人　口

区分／年度	人口総数	男女別 男	男女別 女	0～5	6～14	15～19	20～34	35～44	45～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～
S 42	181	108	73	14	29	32	(20～39) 34	(40～59) 46		26 (60歳以上)				
S 46	214	111	103	30	30	12	65	36	21	6	5	4	4	1

（S 42．46　実態調査調）

９対象地域のうちでは世帯数と同じく第８位である。やはりこの地域でも働き手の中心となる年代が人口の半数以上を占めている。過去４年間に33人の人口増となっている。昭和46年度の人口動態をみると（8ページ表12参照）自然増減で５人増，社会増減で10人減，結局５人減となっている。

西矢野地域での人口の特徴は，20歳までの弱年層が72人，全体の33.6%，20～59歳が１２２人，57.0%，60歳以上が20人，9.4%となり，他地域と比して若年層の比率が高いことがわかる。

2　くらしの姿

(1)　所得階層状況

表２　生活保護状況

区分／年度	被保護人員	保　護　率‰
S 42	1人	5.5
S 46	13人	60.7

S 42／S 46 実態調査調

表３　所得階層分布

（S 42.46　実態調査調）

区分／年度	生活保護被保護世帯		住民税非課税世帯		住民税均等割課税世帯		住民税所得割課税世帯	
	世 帯 数	構 成 比%	世 帯 数	構 成 比%	世 帯 数	構 成 比%	世 帯 数	構 成 比%
S 42	1	2.2	1	2.2	37	82.3	6	13.3
S 46	3	4.2	9	12.7	37	52.1	22	31.0

表４　所得状況　（S 47.4　意識調査）

区分／年度	民生補助		～３万		3.1～5万		5.1～7万		7.1～9万		9.1～11万		11.1～15万		15.1万以上		無回答		計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
S 47	1	1.4	0	0	2	2.8	11	15.5	6	8.5	3	4.2	1	1.4	1	1.4	46	64.8	71	100.0

（収入月額）

保護率でみると，42年の5.5‰から昭和46年の60.7‰と非常に高くなっている。

所得階層分布では，住民税均等割課税世帯の構成比が減少しているが，生活保護被保護世帯・住民税非課税世帯・住民税所得割課税世帯の地域世帯数に占める構成比は，増大している。

所得状況については，意識調査（聞きとり調査）によると，調査世帯数の64.8％までが無回答であるので，この調査によって正確な地域の所得状況を知ることはできないが，ある程度の参考とすることができるであろう。この表の結果としては，５万円以下の低所得層が4.2％(３ランク合計）と他地域に比して比較的低いことがわかる。5.1万以上の所得層（５ランク合計）が31.0％となっている。月収別でみると「５万円以上７万円まで」が15.5％と最高である。

これらの数字だけで対象地域のくらしの姿を語る資料にはならない。共同体的な生活のなかでの各世帯にかかる諸負担（町内会費，冠婚葬祭等の交際費等）のデータ等が明らかにされることによって，対象地域住民のくらしの姿がうきぼりにされよう。

(2) 居住者の生活意識　（S 47. 4意識調査）

現在の生活に満足しているか，という質問等に対しての答えを集計したものが表5である。

現在の生活の満足度について，一応満足であると答えた者が全体の90.2%を占めている。

子供の進路希望についてみると，中学生の場合，高校進学率の上昇に伴って92.9%までが高校に進学さすと答えている。高校生の場合，大学進学と就職がそれぞれトップで33.3%を占めている。

今後の生活設計の重点についてみると，子供の教育がトップで，仕事，住居がこれにつづいている。子供の教育がトップであるということは，一般的傾向であり，他地域も同様な結果がでている。

生命保険加入状況については，70.5%までが1口ないしは2口加入している。

定期購読物調べでは，やはり新聞が第1位で約1.4世帯に1新聞をとっている割合になっている。

(3) 住民の消費行動（買物圏と地域内商店）

住民の買物圏の調査は，他地域と同様行なったことはないが，おおよその推定をしてみると，最寄り品（食料品・日常品）は，ほとんど地域内の商店ですましているのであろう。また，国府町の商店街に比較的近いため，西矢野地域の買物圏に入っていると推測される。しかし，大型の商品等の買物については，市中心部で求めているのであろう。表10では実態調査の商工部門の調査で，商工の種類がでている。

表10　地域内の商業・サービス業

（S46.6.1 実態調査調）

商業区分		事業所	従業員数
分類	業種名	総数	1人～2人
小売業	日用身の回り品（雑貨）	1	1
	計	1	1

（注）従業員数3人以上なし

表5　現在の生活の満足感

区分	今の生活で満足している (A)	不十分ながら満足である (B)	不満足である (C)	わからない (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	9	46	6	0	61	14.8	75.4	9.8	0

表6　子供の進路希望

a　中学生について

区分	高校 (A)	職業訓練所 (B)	就職 (C)	未定 (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	13	0	1	0	14	92.9	0	7.1	0

b　高校生について

区分	大学 (A)	職業訓練所 (B)	就職 (C)	未定 (D)	計 (E)	割合 A/E	B/E	C/E	D/E
数	2	1	2	1	6	33.3	16.7	33.3	16.7

表7　今後の生活設計の重点

区分	住居 (A)	仕事 (B)	子供の教育 (C)	貯畜 (D)	その他 (E)	計 (F)	割合 A/F	B/F	C/F	D/F	E/F
数	5	18	30	5	4	62	8.1	29.0	48.3	8.1	6.5

表8　生命保険の加入状況

区分	加入している			加入していない	計	その他の保険に加入している（火災保険等）	割合		
	1口	2口以上	小計(A)	(B)	(C)	(D)	A／C	B／C	D／C
数	25	18	43	18	61	19	70.5	29.5	31.2

（注）2重回答含む

表9　定期購読物調

区分	新聞（日刊）	週刊誌	雑誌	計
数	44	0	0	44

1.4世帯に1新聞

3　働き手の状況

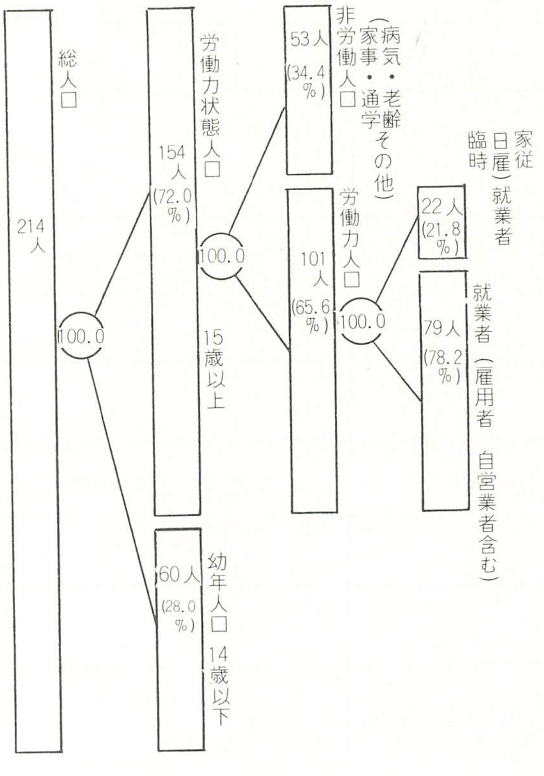
(1)　労働力人口の状態

表1で，年齢階級別人口をしめしたが，次に労働力人口はどうなっているであろうか。これを表わしたのが図2である。

これをみると就業者1人が1人を扶養している（総人口÷労働力人口－1）。

図2　西矢野地域労働力状態人口図

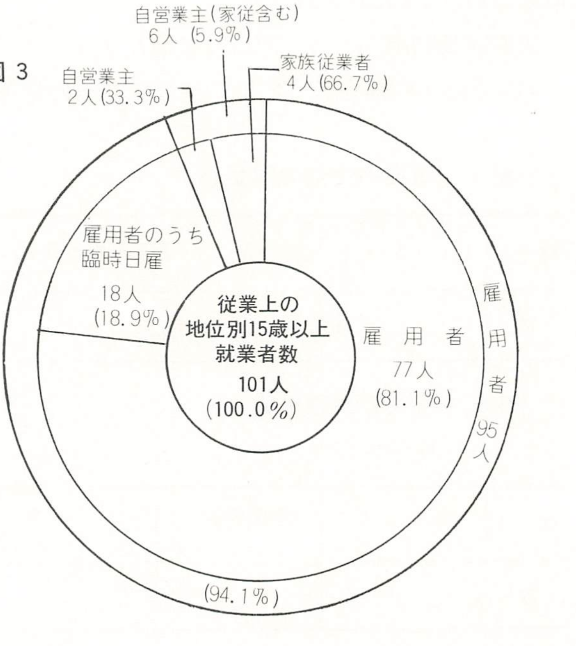
（昭和46年6月1日実態調査調）



(2)　自営業と雇用者

従業上の地位による分類，すなわち，自営業と雇用者の割合を示したのが図3である。

図3



この図をみると，就業者101人のうち95人（94.1%）までが雇用者である。このうち，臨時，日雇的な不安定な職業に就業している者が18人（18.9%）を占めている。

自営業者は，6人（5.9%）を占めているが，これは零細的な商店経営者であろう。

(3) 職　業　構　成　　　(S 46. 6. 1 実態調査調)

図4は産業別，図5は職業別の就業者の割合を示したものである。産業別では，対象地域全般的傾向であろうか，やはり建設業に従事するものが多く35人（34.6%）を占めている。以下，製造業，卸小売業，サービス業等がこれに続いている。やはり第2次産業に従事する者が圧倒的に多いといえる。

職業別にみると，生産・運輸関係いわゆるブルーカラー的な職業に従事するものが72人(71.2%)を占めている。以下，事務関係，販売・サービス業，農林漁業関係がこれに続いている。比較的事務関係に従事する者が多いのが，この地域の特徴であるといえよう。

図 4

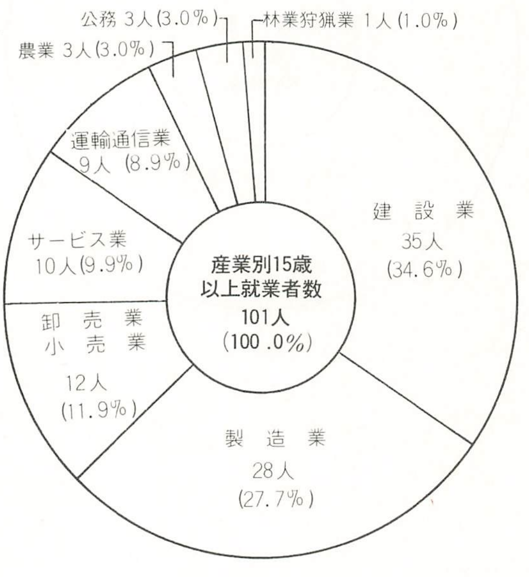
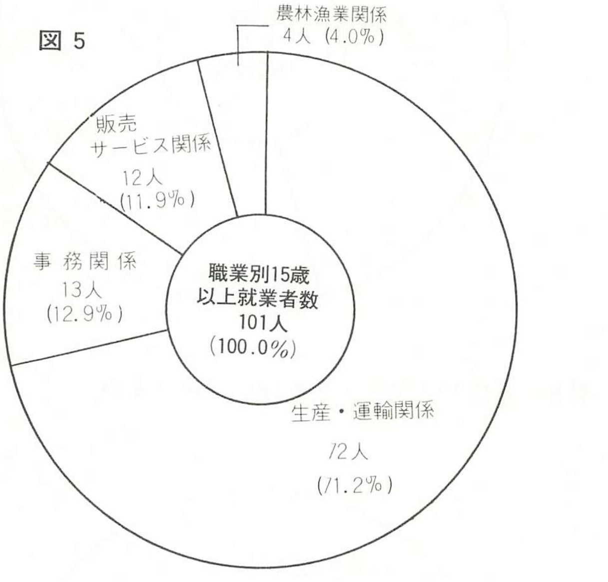


図 5



(4) 失対就業者

表10-1 (S 46. 6. 1 実態調査調)

男	女	計	9地区全体との合計
3	11	14	8.0% (計175人)

西矢野地域も他地域と同様女子の方が失対就業者数は多い。地域の就業者数の中で占める失対就労者の比率は13.9%となり，生活の不安定さを物語っているといえよう。

4　環 境 と 住 い

(1) 居　住　者　　　(S 47. 3「意識調査」調)

図6が居住開始による割合，図7が今後永住するしないの割合，図8が永住する理由を示したものである。

図６　地域にきて住まわれるようになったのはいつごろですか。

（S47.3 意識調査；以下同じ）

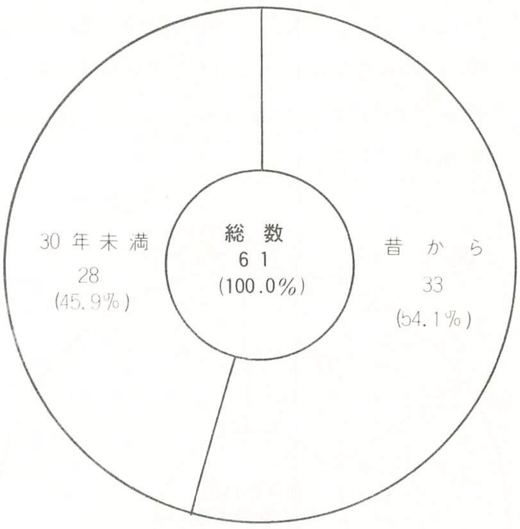


図７　この地域に永住されるつもりですか？

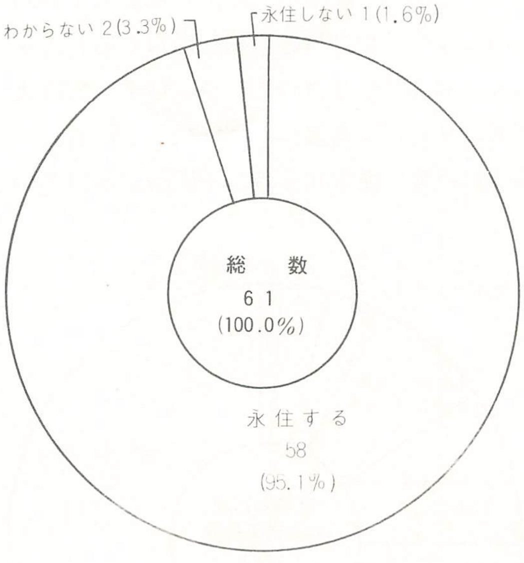
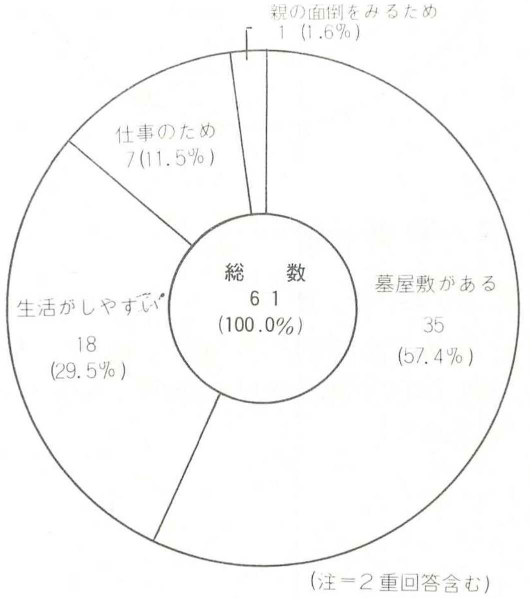


図８　永住する場合の主な理由は何ですか？



（注＝2重回答含む）

これらの図６～８でわかることは，居住者に与えられた閉鎖性，土地に対する愛着性を物語っているといえよう。

(2) 住宅事情

ア　持家・借家別住宅数

調査の結果をみると持家が59戸で96.7%，借家が2戸で3.3%となり，持家率が他地域と比較し，非常に高いことがわかる。

表11　持家・借家別住宅表　（S47.3 意識調査）

区分	持家 (A)	借家 (B)	間借 (C)	計 (D)	割合 A/D	B/D	C/D
戸数	59	2	0	61	96.7	3.3	0

イ　構　　　造

住宅の構造別を調べたのが表12である。調査戸数は76戸であり，鉄筋が19戸，木造が55戸，草ぶきが2戸で比率は各々25.0%，72.4%，2.6%となり，鉄筋が4戸に1戸という非常に高い比率を占めている。

これらの構造で問題になるのは，居住・防災・耐久性等を判断する材料になろう。

対象地域全般にいえることだが，地域の環境を悪くしている一つの原因として，住宅以外の不良建築物（物置・納屋・風呂・便所等）が非常に多いということである。表13では住宅以外の建物の構造を示した。この表でわかることは，いわゆる「良」に入るものが21.5%,「普通」といえるものが67.7%,「不良」といえるものが10.8%となっている。

この調査は，昭和47年1月隣保館で調査したもので，判定はいわゆる「しろうと目」であり，確かなことはわからない。判定の基準を定めると，「不良」といえるものの比率がより高くなってこよう。

表12　住宅の構造別・階層別調　（S47.1 隣保館調）

構造	鉄筋（鉄骨含む）			木造 瓦ぶき			木造 草ぶき	計	割合		
階層	2階	1階	小計(A)	2階	1階	小計(B)	1階(C)	(D)	A/D	B/D	C/D
戸数	16	3	19	22	33	55	2	76	25.0	72.4	2.6

表13　住宅以外の建物（物置・納屋・風呂・便所等）の構造　（S47年1月隣保館

構造	鉄骨・ブロック				木造（トタン）				計				割合		
不良度	上	中	下	小計	上	中	下	小計	上(A)	中(B)	下(C)	合計(D)	A/D	B/D	C/D
実数	3	11	2	16	11	33	5	49	14	44	7	65	21.5	67.7	10.8

ウ　住宅の不良度の現況調

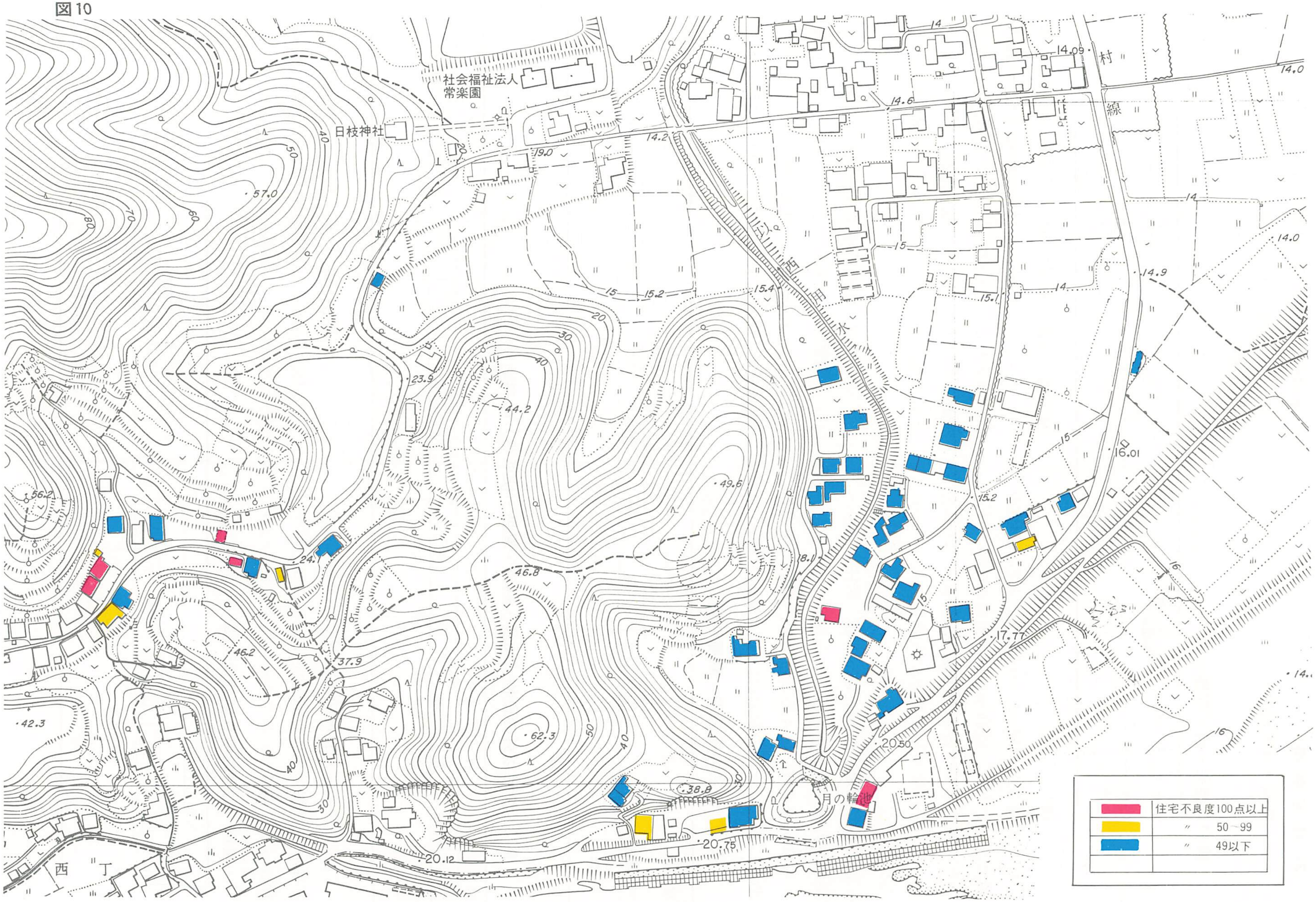
昭和46年度の実態調査で住宅の不良度の調査を行なった。表14がそれである。住宅総数は62戸で，このうち良住宅が52戸（83.9%）不良住宅が10戸（16.1%）であり，住宅総数に占める良住宅の比率が他地域に比して比較的良いことがわかる。

表14　住宅の不良度の現況調　（S46.6.1 実態調査調）

区分	住宅の現況 良 民有	良 公有	不良 民有	不良 公有	住宅良，不良合計	割合 良住宅	不良住宅
戸数	(A) 52	0	(B) 10	0	62 (62)	A/C	B/C
計	52		10		A＋B＝(C)	83.9	16.1

（注）公営住宅なし

図10



地図の上に各戸の住宅の不良度分布を示したのが図10である。この判定の基礎は，住宅地区改良法施行規則の別表　住宅の不良度の測定基準に従った。赤が不良住宅で，黄はやや不良，青は良住宅で，白い部分は住宅以外の建物，もしくは未調査の部分である。この分布図の効用は，今後この地域を改良する場合，改良地区なり，小集落方式をどのようにあてはめてゆけばよいか，道路整備を有効にすすめていくうえで重要な参考となるであろう。

このような事業を進めるうえで地元の協力が絶対的に必要となってくる。意識調査で協力意識を問うた結果が表15であり，これを図11で示してみた。

これらの資料をもとに，西矢野地域をどうしたらよいかが今後長期計画の上での最大の課題であろう。

エ　住宅の規模

昭和47年３月「意識調査」で調査した住宅の間数及び畳数の実数と比率を表16，表17で示してみた。これだけの資料で住宅を語ることはできないが，ある程度の現況をは握できると思う。

間数別でみると，４間以下が61戸中40戸（65.6％）という大部分を占めており，中でも４間の44.3％がピークとなっている。

表15　住宅改良区や小集落方式または道路などの拡張にあなたの家がかかる場合，立ちのきするのに賛成ですか，反対ですか。　（S47.3 意識調査）

区分	賛成 (A)	反対 (B)	できる所だけすればよい　私の家は反対 (C)	わからない (D)	計 (E)	割合			
						A／E	B／E	C／E	D／E
数	10	1	37	13	61	16.4	1.6	60.7	21.3

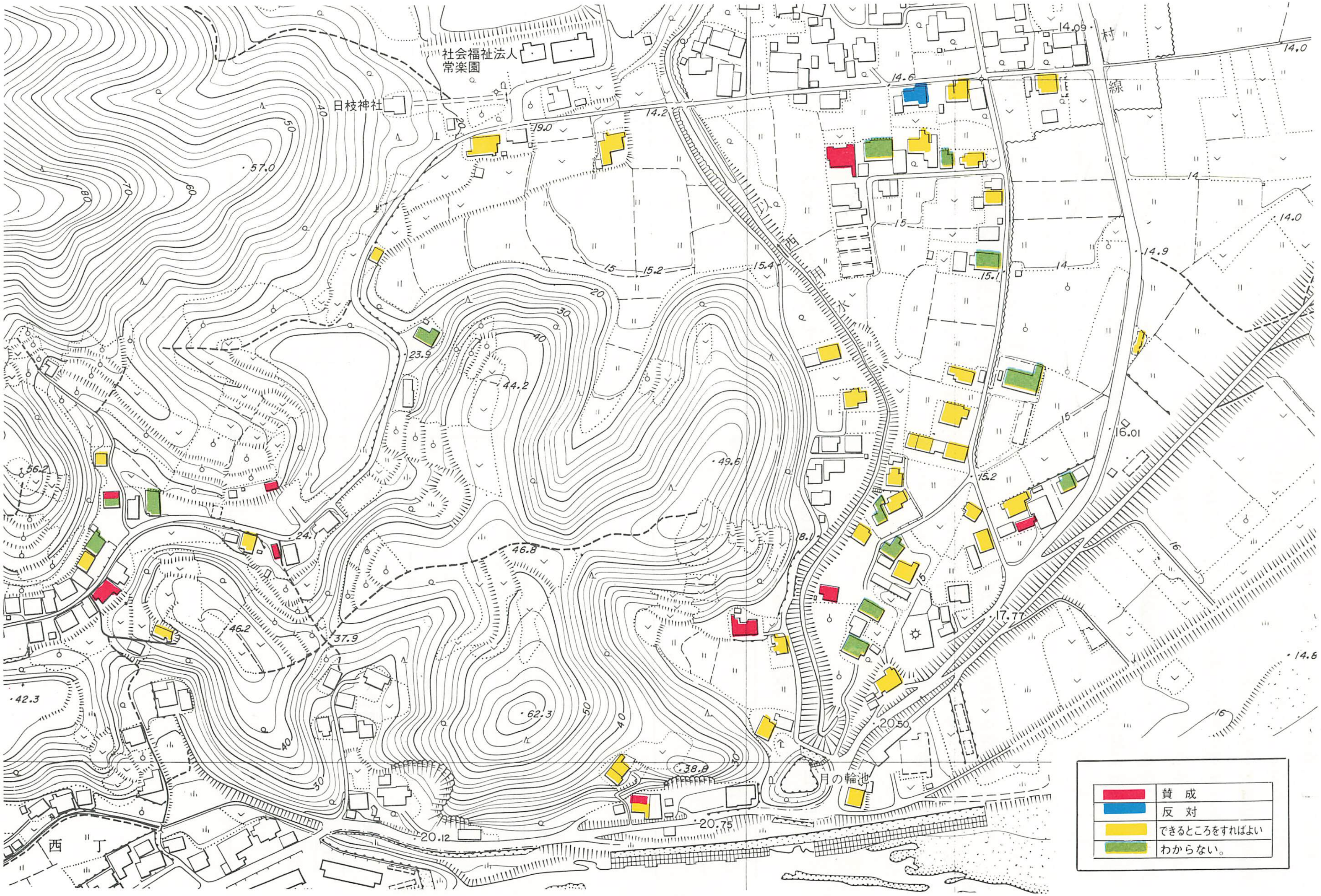
表16　住宅の規模（間数）　（S47.3 意識調査）

間数	1 間	2 間	3 間	4 間	5 間	6 間	7 間	8 間	9 間	10 間	計
実数	1	4	8	27	8	6	4	2	1	0	61
比率	1.6	6.6	13.1	44.3	13.1	9.8	6.6	3.3	1.6	0	100.0

表17　住宅の規模（畳数）　（S47.3 意識調査）

畳数	～5畳	5.5～10	10.5～13	13.5～16	16.5～20	20.5～25	25.5～30	30.5～40	40.5以上	計
実数	0	3	7	5	18	13	10	3	2	61
比率	0	4.9	11.5	8.2	29.5	21.3	16.4	4.9	3.3	100.0

図11



オ　住宅の要求度と公営住宅

西矢野地域には現在公営住宅はないが，現在公営住宅に入りたいですか，という問に対しての答えを集計したものが，表18である。地域世帯数71世帯のうち61世帯（調査率86.0％）を調査したものである。他地域と比較して持家率が高いからであろうか，入りたいと答えた者が２人，全体の3.3％であるのに対し，入りたくないと答えた者が57人と実に93.4％と高率になっている。以下わからないと答えた者は2人3.3％となっている。10世帯の残りの部分に調査しても同様な結果がでてくると思われる。

公共事業のため，自分の家が立ちのきするのに賛成か反対かを問うたが（P 275表15 参照）賛成者のうちさらに立ちのいた後の希望を問うたものが表21である。10回答のうち，公営住宅に入りたいと答えたものは１世帯もなく，区画された土地を買い，自分で家を建てたいと答えたものが６世帯60％と，この中では一番高い比率を占めている。

この数字は他地域と同様地域を良くしたいという願いと，用地なり住宅建設について長期年賦方式などの制度的なものへの期待を含めての答えであろう。

土地は何坪まで欲しいですか，との問いについて集計したものが表20である。６回答のうち50坪までが３世帯，51～70坪までが３世帯と各々50％を占めている。

これらの数字は，今後長期計画を実施していくうえでの重要な参考となろう。

表18　現在公営住宅に入りたいですか　（S47.3 意識調査）

区分	入りたい (A)	入りたくない (B)	わからない (C)	計 (D)	割合 A／D	B／D	C／D
数	2	57	2	61	3.3	93.4	3.3

表19　現在の自宅を撤去したのちの希望について

区　分	公営住宅に入りたい (A)	区画された用地を買収して自分で家を建てたい (B)	この機会に他地区に出る (C)	そ　の　他 (D)	計 (E)	割合 A／E	B／E	C／E	D／E
数	0	6	4	0	10	0	60.0	40.0	0

表20　土地は何坪まで欲しいですか

区　分	50坪まで (A)	50～70坪まで (B)	70～100坪まで (C)	400坪まで (D)	わからない (E)	計 (F)	割合 A／F	B／F	C／F	D／F	E／F
数	3	3	0	0	0	6	50.0	50.0	0	0	0

(3)　道路と排水路の状況

ア　道路の現況

地域内の道路は，市道一宮—延命線と月の輪線の２幹線があり，このうち一宮—延命線については既に完全舗装ができているので問題はないが，月の輪線は未舗装であり，また側溝も不備なため降雨時には雨水が溢れ，そのつど路面が洗い流されて住民の通行に支障をきたしている。

今後，この支障を解消するため，一部幅員拡張と完全舗装が望まれている。

イ　排水路の現況

以西用水を利用する主排水路と延命の溜に流入するものとの２排水路があり，いずれもかなりの水量を流しても別段支障はないが，無秩序な宅地造成によって各戸からこれに通じている小排水路が不整備のため，これらの対策が必要である。

昭和46年６月１日実態調査で調査したものを参考までに表21，表22でまとめた。

表21　道路等の実施予定状況

事業の種類	44.45 実施済 (A) ①新設改良	②構　造	③事業規模	46～53年度 実施予定 (B) ④新設改良	箇所数	⑤構　造	⑥事業規模	(A＋B)＝C ⑦新設改良	⑧構　造	⑨事業規模	備　考
下水排水路	新設			新設				新設			
	改良			改良				改良			
地区道路	新設			新設	2	改　良	840.0㎡	新設	改　良	840.0㎡	
	改良			改良	2	簡易舗装（拡張）アスコン	1,000.0㎡	改良	簡易舗装 アスコン	1,000.0㎡	
橋　梁	新設			新設				新設			
	改良			改良				改良			

表22　地区道路の整備予定状況

規模別	現況 総延長 ①	改良済延長 ②	②のうち舗装済 ③	改良率 ②/①×100	舗装率 ③/①×100	実施予定事業量（46～53） 改良計画量 ④	新設計画量 ⑤	④⑤のうち舗装計画量 ⑥	事業実施後の状況 総延長 ⑦	改良済延長 ⑧	⑦のうち舗装済延長 ⑨	改良率 ⑧/⑦×100	舗装率 ⑨/⑦×100
	m	m	m	%	%	（㎡） m	（㎡） m	（㎡） m	m	m	m	%	%
巾員２m未満													
2m～4m 〃	307.0					(1,000.0) 250.0	(840.0) 210.0	(1,840.0) 460.0	517.0	460.0	460.0		
4m～6m 〃													
６m以下													
計	307.0	0	0	0	0	(1,000.0) 250.0	(840.0) 210.0	(1,840.0) 460.0	517.0	460.0	460.0	88,975	88,975

5　衛　　生

(1)　ゴミの不法投棄

西矢野地域は，一宮地域と近接しているためであろうか一宮地域と西矢野地域の境であるところの鮎喰川河原に集中して投棄されている。この問題については，清掃思想の普及と実践により解決が期待できるが，住民意識は低調である。

西矢野地域周辺の不法投棄されやすい箇所を位置図で示したものが図12である。今後の清掃対策の参考としたいものである。

6　防　　災

消防施設については，それを位置図で示したのが図12である。

西矢野地域は，一宮地域と同様消防施設は一応整えてはいるが，消防以前の問題，すなわち消防車が対象地域に進入する場合の道路の巾員等が問題となってこよう。最近，国補，県補事業等によって，新設，改良されつつあるが，早急に道路の広巾や区画整理的な改良計画の必要性が論ぜられなければならないだろう。

図12では，崖崩れの可能性がある危険箇所を示した。図でわかるように山合いに民家が密集し，随所に危険な状態がある。改良計画の必要性が明確にされたものといえよう。

7　農　　業

図12で，西矢野地域住民の所有する耕地分布状況を示し，また，図12で農道新設状況を示した。

西矢野地域の農家数は7戸であり，耕地所有面積も少ないからであろうか，専業農家は1戸もなく第2種兼業が7戸で100％を占めている。経営耕地規模別では，0～9アールが2戸（28.6％）10～29アールが2戸（28.6％）30～49アールが3戸（42.8％）となっている。

8　地区改善事業の推移

最近西矢野地域に実施した改善事業の状況と，同和対策事業量調べを表23，表24でまとめ，その位置図を図12で示した。今後長期計画を実施していくうえで，これらの実施済みの事業がむだにならないよう配慮すべきであろう。

表23　最近の同和地域改善事業の実施

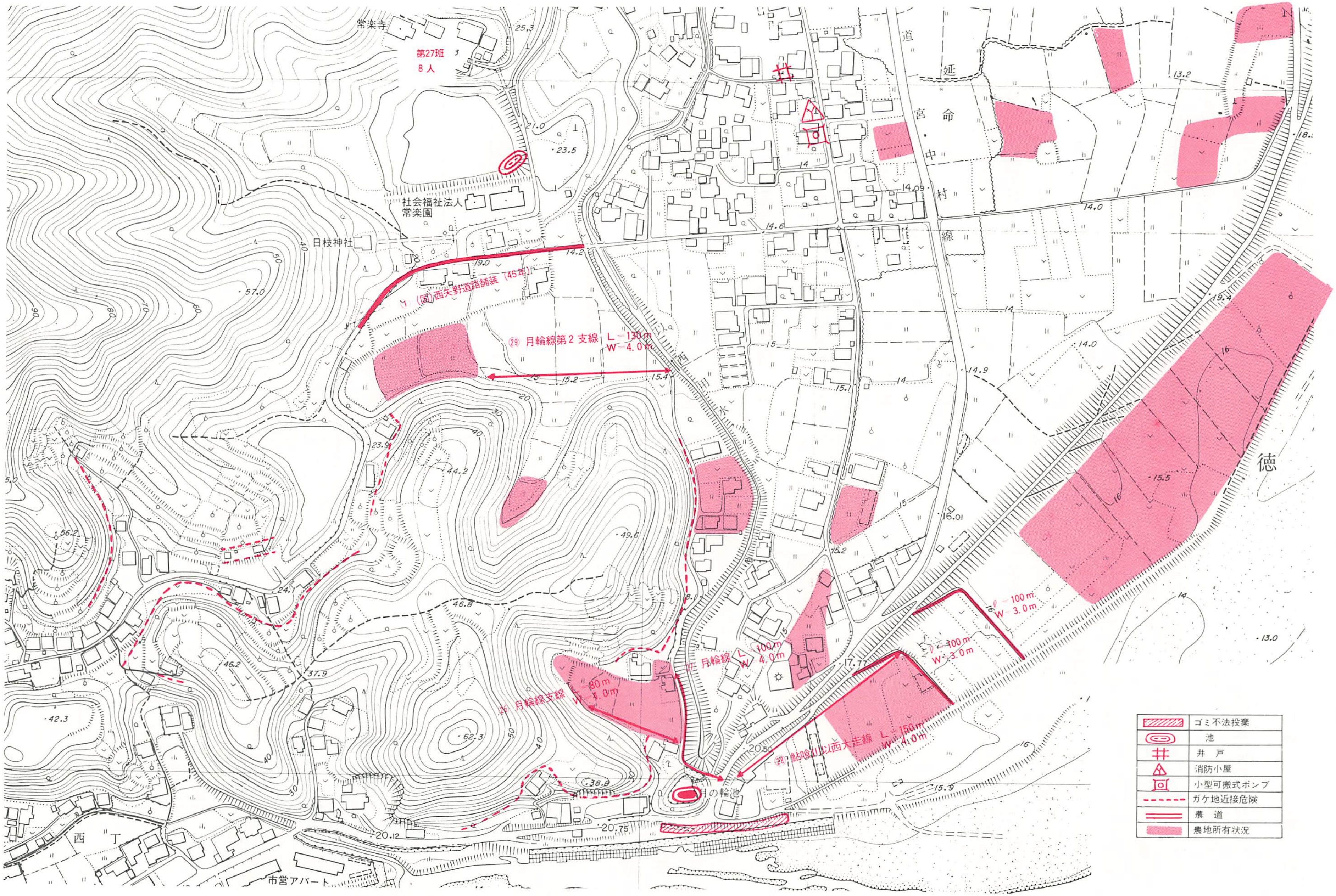
地区名		補助事業名	工事名	工事概要	施行延長	施行面積	総工事費	備考
西矢野	①	国庫補助事業	西矢野道路舗装		445.9m	884.77㎡	3,117,002	45年度

表24　同和対策事業量調

（単位　千円）

所管課(室)名	事業の種類	事業の名称	図面番号	新設改良の別	補助区分	44年度～45年度(実績)		46年度～48年度		49年度～53年度		合計		用地補償買収予定			
														用地		補償	
						総事業費	構造規模	総事業費	構造規模	総事業費	構造規模	規模	総事業費	面積	金額	件数	金額
同和対策課	地区道路	月輪線支線	26	新	県			1,000 2,500	コンクリート擁壁 L=80m W=4.0m	1,000	アスファルト舗装 L=80m W=4.0m		3,500	300	1,500		
〃	〃	月輪線	27	改	〃			2,000 3,400	コンクリート擁壁 L=100mW=4.0m	1,500	アスファルト舗装 L=100mW=4.0m		4,900	200	1,400		
〃	〃	鮎喰川以西大走線	28	〃	〃			1,500 3,000	コンクリート擁壁 L=150mW=4.0m				3,000	300	1,500		
〃	〃	月輪線第2支線	29	新	〃			1,500 4,000	コンクリート擁壁 L=130mW=4.0m				4,000	520	2,500		

図12


常楽寺
第27班
8人
社会福祉法人
常楽園
日枝神社
(国)西矢野道路舗装(45年)
㉙ 月輪線第2支線 L=130m W=4.0m
月輪線 L=100m W=4.0m
月輪線支線 L=80m W=4.0m
月の輪池
市営アパート
宮命中村線
延
道
徳
西
丁
ゴミ不法投棄
池
井戸
消防小屋
小型可搬式ポンプ
ガケ地近接危険
農道
農地所有状況

9　計画についての問題点

西矢野地域は比較的新しい部落であるが，延命および矢野に通ずる取合道路に恵まれず，一宮地域の分村的状況にあるといえよう。

すなわち，幹線道路との連結が悪く（入り口が狭あいで閉されている）低地域同様道路網の整備がおくれている。

さらに耕地事情についても，旧来の山田的区画のため土地基盤整備を促進し，用排水事業とともに生活基本条件を再点検してみる必要があるが，国府以西用水の取入口，天然の溜池等を勘案し，今後の発展の方向と可能性を検討してみることが肝要である。

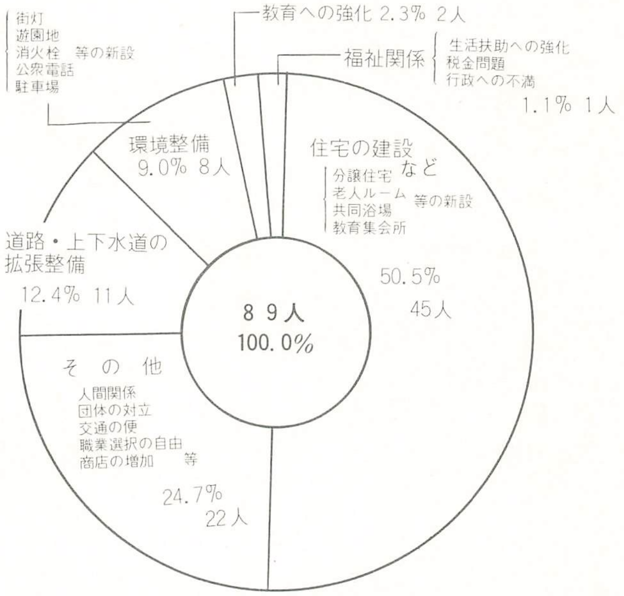
(1)　住民の希望

図13では意識調査の際，対象地域についての希望，意見等を問うたものを集約した。

西矢野地域は，公共施設がないためであろうか老人ルーム・共同浴場・教育集会所等の施設の要求・希望が50.5％と非常に高い。

これらはいわゆる物的なもので，住宅の改良計画，小集落方式，地方改善施設整備事業，同和地区環境改善事業，農山漁村同和対策事業，同和対策農業基盤整備事業等，国や県の補助事業と関連づけて考えていかなければならないであろう。

図13　対象地域住民の希望



地元住民や各団体などの具体的な要求を列挙してみると，次のとおりである。（順不同）

分譲住宅の建設
老人ルームの建設
共同浴場の建設
教育集会所の建設（昭和47年度末完成予定）
道路の改良・新設
下水排水路の改良・新設
上水道の整備
遊園地の建設
消火栓の設置
公衆電話の設置
駐車場の建設
水銀燈の設置
隣保館の建設
大型作業場の建設
農道の整備
共同豚舎の建設

僧 都 地 区

1 沿　　革

「僧津」とも書くが従来から「僧都」と呼ばれている。

僧都山は，徳島市を横断する眉山の最西端の北西斜面にあるが，眼下に鮎喰川が流れ，県道徳島鬼籠野線にそう交通至便の地にありながら，「僧都の渕」と交通難所の呼名が高い。

山の西斜面には三本の老松があり，その下にかなり大きな規模の喜院跡がある。おそらく国分寺の栄えたころのことであろうかといわれ，荘厳な大喜院が建立されて，僧侶や関係者の往来でにぎわったことの由来から「僧都」と呼ばれる地名が生まれたのではなかろうか。

戦後の食糧難時代，復員者をかかえ，小規模な耕作面積の一宮地域の農民が，昭和22・23年ころ開墾による営農に着目し，旧上八万村・国・県の指導のもとに入植した開墾部落である。

立地条件は北西に面した斜面を開墾した畑地と田圃を造成したが，その後の農業経営の波紋を受け見るべきものはないが，比較的若い年代層による新しい形態が現在の姿である。

2 概　　況

僧都地域は，人口23人，世帯数7世帯で，徳島市では最小の地域であり，昭和42年の実態調査では未調査であった。

昭和45年6月に調査もれの地域について再調査があり，地域の追加指定を受けたが，住民意識は低く，積極的な運動もない。

昭和46年6月1日実態調査したものを次のとおりまとめてみた。

表1　人　　口　　（S46.6.1 実態調査調）

区分 年度	人口総数	男女別		年齢階級別										
		男	女	0～5	6～14	14～19	20～34	35～44	45～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～
46	23	10	13	—	4	2	7	5	4	1	—	—	—	—

3 働き手の状況

図1　僧都地域労働力状態人口図

（昭和46年6月1日実態調査調）

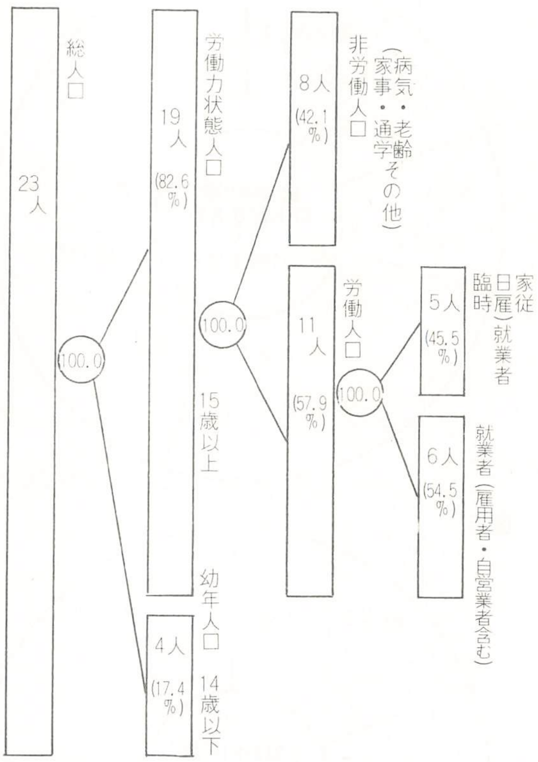
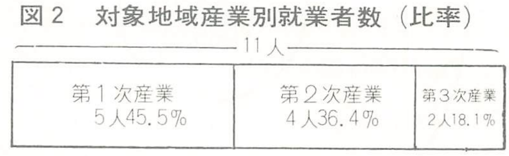


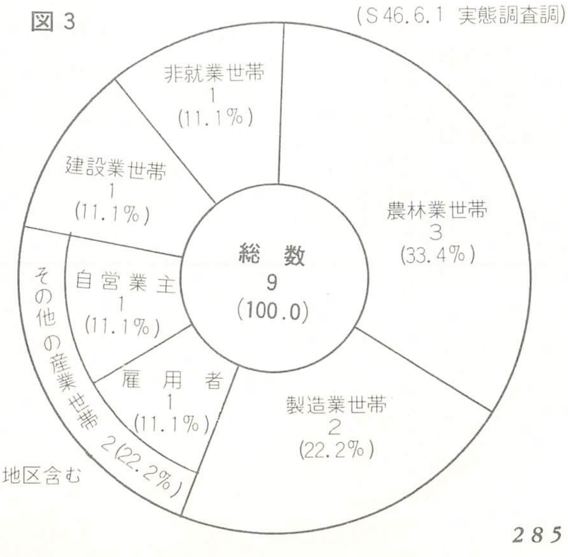
図2　対象地域産業別就業者数（比率）



この図1でみるかぎり，総労働力人口は82.6%に達するが，病気・老齢・家事・通学を除く純労働人口は11人で，全人口の約50%にあたる。

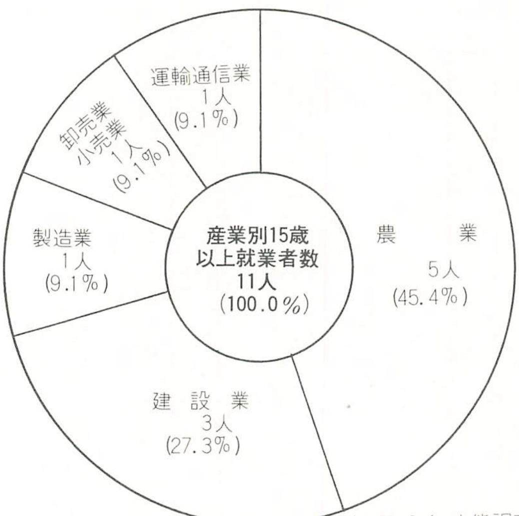
そのうち就業状況は，常傭的労働6人の54.5%で，臨時，日雇，家従は5人の45.5%であるが，産業別就業構造は第1次産業45.5%，第2次産業36.4%，第3次産業18.1%である。

図3　　（S46.6.1 実態調査調）



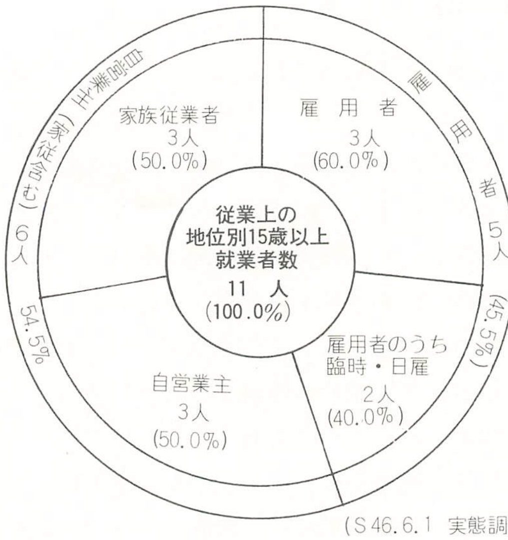
（注）一部一般地区含む

図 4



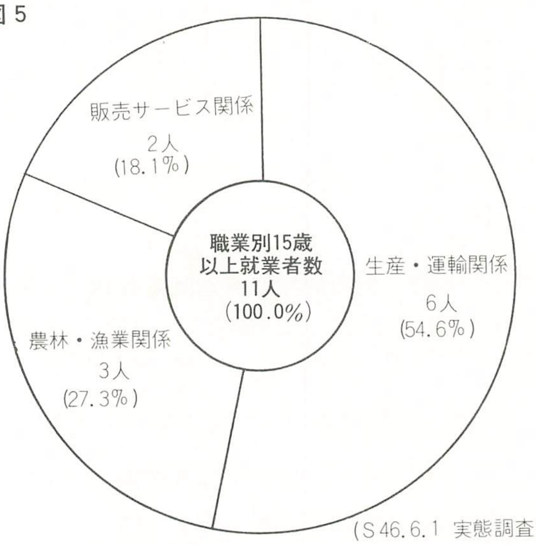
(S46.6.1 実態調査調)

図 6



(S46.6.1 実態調査調)

図 5



(S46.6.1 実態調査調)

（注）

当地域は兼業農家が多く，農業規模は零細である。したがって，他産業従業者が多いが，人口・世帯とも少数であるために統計的分析は省略する。

4　道路等の状況

(1)　道路等の実施予定

(S46.6.1 実態調査調)

事業の種類	44・45 実施済 (A)			46〜53年度 実施予定 (B)				(A＋B)＝C			備考
	①新設改良	②構造	③事業規模	④新設改良	箇所数	⑤構造	⑥事業規模	⑦新設改良	⑧構造	⑨事業規模	
下水排水路	新設			新設				新設			
	改良			改良				改良			
地区道路	新設			新設				新設			
	改良			改良	2	拡巾舗装（アスコン）	2,000.0㎡	改良	拡巾，舗装（アスコン）	2,000.0㎡	
橋梁	新設			新設				新設			
	改良			改良				改良			

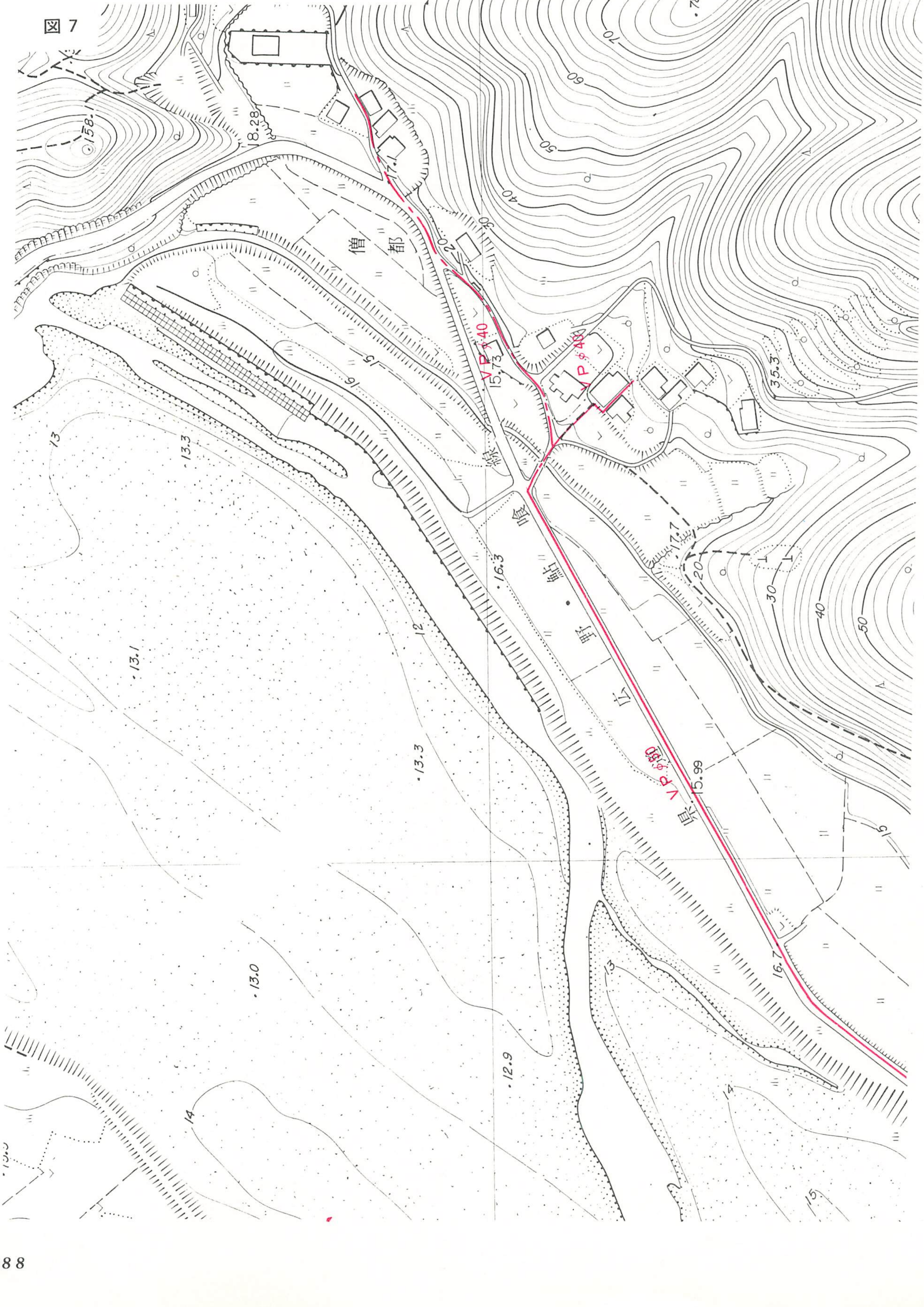
(2) 地区道路の整備予定

規模別	現況 総延長 ①	 改良済延長 ②	 ②のうち舗装済延長 ③	 改良率 ②/①×100	況 舗装率 ③/①×100	実施予定事業量（46～53） 改良計画量 ④	 新設計画量 ⑤	 ④⑤のうち舗装計画量 ⑥	事業実施後の状況 総延長 ⑦	 改良済延長 ⑧	 ⑦のうち舗装済延長 ⑨	 改良率 ⑧/⑦×100	 舗装率 ⑨/⑦×100
巾員2ｍ未満	m 1,500.0	m	m	%	%	（　㎡） m	（　㎡） m	（　㎡） m	m 1,500.0	m	m	%	%
2m～4m 〃						(2,000.0) 500.0		(2,000.0) 500.0	500.0	500.0	500.0		
4m～6m 〃													
6ｍ以上													
計	1,500.0	0	0	0	0	(2,000.0) 500.0		(2,000.0) 500.0	2,000.0	500.0	500.0	25.0	25.0

5　地域内の公共施設

僧都地域は，他地域と比して公共施設的な施設は別段ないので，水道管布設状況を図７で示した。

図７



資　料　編

1　同和対策事業特別措置法

（昭和44年法律第60号）

（目　的）

第1条　この法律は，すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり，歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という）について国および地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに，この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより，対象地域における経済力の培養，住民の生活の安定および福祉の向上等に寄与することを目的とする。

（同和対策事業）

第2条　この法律において「同和対策事業」とは，第6条各号に掲げる事項を実施する事業をいう。

（国民の責務）

第3条　すべて国民は，同和対策事業の本旨を理解して，相互に基本的人権を尊重するとともに同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

（国および地方公共団体の責務）

第4条　国および地方公共団体は，同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない。

（同和対策事業の目標）

第5条　同和対策事業の目標は，対象地域における生活環境の改善，社会福祉の増進，産業の振興，職業の安定，教育の充実，人権擁護活動の強化等を図ることによって，対象地域の住民の社会経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。

（国の施策）

第6条　国は，第1条の目的を達成するため，次の各号に掲げる事項について，その政策全般にわたり，必要な施策を総合的に講じなければならない。

1　対象地域における生活環境の改善を図るため，地区の整理，住宅事業情改善，公共施設および生活環境施設の整備等の措置を講ずること。

2　対象地域における社会福祉および公衆衛生の向上および増進を図るため，社会福祉施設，保健衛生施設の整備等の措置を講ずること。

3　対象地域における農林漁業の振興を図るため，農林漁業の生産基盤の整備および開発並びに経営の近代化のための施設の導入等の措置を講ずること。

4　対象地域における中小企業の振興を図るため，中小企業の経営の合理化，設備の近代化，技術の向上等の措置を講ずること。

5　対象地域の住民の雇用の促進および職業の安定を図るため，職業指導および職業訓練の充実，職業紹介の推進等の措置を講ずること。

6　対象地域の住民に対する学校教育の充実を図るため，進学の奨励，社会教育施設の整備等の措置を講ずること。

7　対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を図るため，人権擁護機関の充実，人権思想の普及高揚，人権相談活動の推進等の措置を講ずること。

8　前各号に掲げるもののほか，前条の目標を達成するために必要な措置を講ずること。

（特別の助成）

第7条　同和対策事業でこれに要する経費について国が負担し，または補助するものに対するその負担または補助については，政令で特別の定めをする場合を除き，予算の範囲内で，3分の2の割をもって算定するものとする。

2　前項の場合において，法律の規定で国の負担または補助の割合として3分の2を下る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては，政令でこれを3分の2とするものとする。

（地方公共団体の施策）

第8条　地方公共団体は，国の施策に準じて必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（地　方　債）

第9条　同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費については，地方財政法（昭和23年法律第 109号）第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても，地方債をもってその財源とすることができる。

2　同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は，資金事情の許す限り，国が資金運用部資金または簡易生命保険および郵便年金特別会計の積立金をもってその全額を引き受けるものとする。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）

第10条　同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は，地方交付税法

（昭和25年法律第211号）の定めるところにより，当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（関係行政機関等の協力）

第11条　関係行政機関の長および関係地方公共団体の長は同和対策事業が円滑に実施されるように相互に協力しなければならない。

附　　則

（施行期日）

1　この法律は，公布の日（昭和44年7月10日）から施行する。

（この法律の失効）

2　この法律は，昭和54年3月31日限り，その効力を失う。

（地方交付税法の一部改正）

3　地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則中第16項を第18項とし，第15項の次に次の2項を加える。

16　当分の間，地方団体に対して，交付すべき交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は，第11条の規定によって算定した額に，次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
同和対策事業債償還費	同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 円 銭 800.00

17　前項の測定単位の数値は，次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて，自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定基礎	表示単位
同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）第10条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	単位

2　同和対策事業特別措置法施行令

（昭和44年政令第190号）

内閣は，同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）第7条の規定に基づき，この政令を制定する。

（国の負担または補助の割合の特例）

第1条　次の各号に掲げる経費（同和対策事業特別措置法（以下「法」という。）第1条に規定する対象地域（以下「対象地域」という。）以外の地域について行なわれる事業で対象地域について行なわれるものとしたならば，法第2条に規定する同和対策事業（以下「同和対策事業」という。）となるものに要する経費に対する通常の国の負担または補助の割合が3分の2である場合における当該事業と同種の同和対策事業に要する経費を除く。）についての国の負担または補助の割合は，それぞれ当該各号に掲げる割合とする。

1　同和対策事業として行なわれる施設の運営に要する経費および職員の設置に要する経費その他，同和対策事業を実施するため必要な事務費（工事事務費および第4号に掲げる経費のうち事務費を除く。）2分の1。

2　都道府県（法令の規定に基づき，特定の事業を都道府県および特定の市が行なうこととされている場合における当該事業については当該市を含む。以下この号において同じ。）が行なう同和対策事業（都道府県が行なう同和対策事業でこれと同種の事業が対象地域以外の地域の住民を対象として行なわれていないものを除く。）に要する経費（前号および第4号に掲げる経費を除く。）2分の1。

3　市町村その他の団体が行なう同和対策事業に要する経費（第1号および次号に掲げる経費を除く。以下この号において同じ。）で都道府県が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等（以下「補助金等」という。）をその財源の一部として当該経費について負担し，または補助するもの（都道府県が市町村その他の団体に対して負担し，または補助する額が補助金等の額にその額の2分の1に相当する額を加算した額に満たない場合における当該負担または補助に係る同和対策事業に要する経費を除く。）2分の1。

4　同和対策事業として行なわれる住宅改修資金の貸付事業に要する経費。4分の1。

2　他の法令の規定により通常の国の負担または補助の割合をこえて国がその経費に対して負担し，または補助することとされた事業として行なわれる同和対策事業に要する経費についての国の負担または補助の割合は，当該他の法令の規定により定められた割合が3分の2（前項に規定する経費にあっては，同項に規定する割合）をこえる場合においては，当該他の法令の規定により定められた割合によるものとする。

（法第7条第2項の政令で定める法律の規定等）

第2条　法第7条第2項の政令で定める法律の規定は，市町村の行なう住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅の除却に係る同法第27条第1項の規定とし，この場合における同項の国の補助の割合は，3分の2とする。

附　　則

この政令は，公布の日（昭和44年7月10日）から施行する。

3　同和対策事業特別措置法制定等の経緯

年　月　日	事　　項
40. 8. 11	同和対策審議会より答申
41. 7. 8	同和対策協議会発足
42. 2. 25	同和対策協議会より「同和対策長期計画の策定方針に関する意見」提出
42. 11. 29	同和対策協議会において立法措置について検討をはじめる。
43. 3. 30	同和対策協議会より「同和対策の促進に関する特別措置法案要綱」提出
43. 5. 8	4党間（自民・社会・民社・公明）で立法措置に関する意見調整のため4党協議会を設置
44. 4. 2	4党国会対策副委員長間の意見が一致し「同和対策事業特別措置法案要綱」を発表
44. 4. 3	同和対策協議会で法案の説明を行なう。
44. 4. 10	「同和対策事業特別措置法案」を事務次官会議で了解
44. 4. 11	同法案を閣議決定し，同日国会に上提
44. 4. 16	参議院内閣委員会に予備付託
44. 5. 9	衆議院内閣委員会に付託
44. 6. 5	衆議院内閣委員会で可決
44. 6. 12	衆議院本会議で可決
44. 6. 19	参議院内閣委員会で可決
44. 6. 20	参議院本会議で可決成立
44. 7. 7	「同和対策事業特別措置法施行令」を事務次官会議で了解
44. 7. 8	同政令を閣議決定
44. 7. 10	同和対策事業特別措置法および同和対策事業特別措置法施行令を公布施行（昭和44年法律第60号および昭和44年政令第190号）

建設事務次官
自治事務次官

同和対策事業特別措置法の施行について

同和対策事業特別措置法（以下「法」という。)は，第61回国会において成立し，昭和44年７月10日法律第60号をもって公布され，同日から施行された。また，これに伴ない同和対策事業特別措置法施行令が同日政令第190号をもって公布され，同日から施行された。

同和対策事業は，すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとって行なわれるものであり，これが迅速かつ計画的な推進は国および地方公共団体の責務であり，同時に緊要な国民的課題である。本法はこのような課題に対処するため制定されるに至ったものであり，同和問題解決のための画期的な意義を有するものである。

貴職においても本法制定の趣旨を十分理解し，次の事項に留意のうえ国の施策に準じて適切な措置を講ずるように努めるとともに，貴管下市町村，諸団体等に対する適切な指導を行ない，関係者すべての密接な，協力関係に基づいて本法が円滑に実施されるよう格段の配慮を願いたい。

1　本法が10年間のうちに十分な成果をあげるためには同和対策審議会の答申を尊重し，国および地方公共団体において具体的施策の総合的計画的な推進をはからなければならない。

本法に基づく，政府の具体的施策は，さきに閣議の了解を得ている国の同和対策長期計画により推進されることとなるのであるが，地方公共団体においても，この計画に準じて，関係各省と緊密な連けいを保ちつつ，具体的施策の推進に努められたい。

なお，同和対策事業の実施については，地方公共団体とくに市町村の財政負担の軽減をはかるため，国庫負担（補助）および地方債等について特例を設けることとされているので留意されたい。

2　以上の趣旨にのっとり施策を推進するにあたってはさらに次の諸点に留意されたい。

(1)　住宅の整備改善をはかるにあたっては，健全な住宅地の形成に配意し，改良住宅の建設，公営住宅の建設および住宅改修資金の貸付けを効果的に行なうとともに，あわせて公共施設等の整備をはかるよう配慮すること。

(2)　生活環境の整備改善をはかるにあたっては，当該市町村における都市計画事業，住宅地区改良事業等他の事業との関連を十分考慮し，地域の実情に即して総合的に事業が実施されるよう配慮すること。

(3)　農林漁業の振興をはかるにあたっては，当該地域の農林漁業の実態に応じ，他の事業との関連を考慮しつつ，事業の適正かつ効率的な実施に努めること。

(4)　中小企業の振興をはかるにあたっては，当該地域の中小企業の実態のは握に努め，業種，業態に応じて施策の効果をあげるよう配慮すること。

(5)　職業対策については，対象地域における職業問題に関する一般社会とくに事業主の理解を深めるとともに，就職希望者等に対して職業訓練，職業指導，職業紹介等を充実し，関係行政機関が協力して問題の解決をはかるよう配慮すること。

(6)　同和教育の推進については，学校教育および社会教育を通じ，広く国民の基本的人権尊重の精神を高めるとともに，対象地域における教育上の格差の解消と教育・文化の水準の向上に努め，また，これに必要な指導者の養成と確保についてとくに配慮すること。

(7)　同和問題に関する人権思想の普及高揚および人権相談活動の推進については，地方公共団体の協力方につき配慮願いたいこと。

3　同和対策事業が地方公共団体の担任する行政の各部門にわたっているため，これらの行政部門の緊密な連けいのもとに本法の円滑な実施をはかりうるよう，それぞれの地域の実情に即した体制について適切な配意をされたい。

社生第２２０号
昭和44年10月１日

各都道府県知事 殿

厚生省社 会 局 長
公衆衛生局長
環境衛生局長
医 務 局 長
児童家庭局長

同和対策事業特別措置法の施行について

標記の件については，さきに総理府総務副長官ほか関係各省事務次官から貴職あて通知されたところであるが，同和地区住民の保健衛生および社会福祉の増進および向上が同和問題を解決するうえに極めて重要であることにかんがみ，さらに次の事項に留意のうえ適切な措置を講ずるとともに，貴管下の市町村，諸機関等に対し，必要な指導を行なうことにより，同和対策事業特別措置法の施行および同和対策長期計画の実施に遺憾のないよう格段の配慮を願いたい。

1　生活環境最善事業は，健康で文化的な生活を営むための生活基盤を確立することをその目標とするものであるから，対象地域の立地条件その他の具体的事情に即して抜本的な改善対策を講ずること。特に，具体的施策の推進にあたっては，総合性に欠けることのないよう当該市町村における他の事業，例えば都市計画事業，住宅建設事業，主要地方道整備事業，公共下水道整備事業等との関連を十分考慮すること。

2　隣保事業の運営は，地域住民の社会福祉の向上および保健衛生の増進に極めて重要な役割をもつものであることにかんがみ，その充実強化を図ることが急務であること。特に，隣保館は指導能力ある職員の配置如何が事業の成果に大きく影響するものであるので，専任の指導員を設置するとともに，講習会その他研修の機会を設けることにより，その資質の向上に努めること。

3　大型共同作業場は，地域の経済向上対策の一環として，その効果は漸増しつつあるが，さらにこれが十分な成果を挙げるため，設置計画の策定にあたって地域の産業基盤他の経済向上対策等との関連，製品の需給見込み，事業の将来性，運転資金の確保，設置後の運営方法等について慎重に検討を行なうこと。

また，商工会議所等関係専門諸機関との緊密な連けいによる適切な助言指導に努めること。

4　児童福祉法，身体障害者福祉法，生活保護法，精神薄弱者福祉法，老人福祉法，母子福祉法等諸施策の実施にあたっては，関係職員が同和問題の重要性を正しく認識して，地域住民の援護措置を推進するよう十分配慮すること。また，対象地域住民に対する保健衛生思想の普及徹底，集団検診の実施等について十分に留意し，保健衛生の増進に努めること。

5　対象地域における前各号以外の保健衛生および社会福祉関係の施策についても，地方公共団体において，現行一般施策の効果的な運用を図るとともに，各地区の実態に応じて，それぞれ有効な対策の推進に努めること。

八　全国同和地区実態調査（昭和42年1月1日現在）結果表

地区数、世帯数、人口

	地区のある市町村数	地区数	世帯数		人口		混住率
			地区全体	同和関係	地区全体A	同和関係B	(B/A×100)
全国計	1,027	3,545	390,310	262,343	1,599,370	1,068,302	66.8
茨城	16	28	3,301	854	15,773	4,748	30.1
群馬	40	173	17,290	6,689	78,367	32,809	41.9
埼玉	44	165	48,748	6,226	195,556	33,198	17.0
千葉	10	14	1,248	628	5,615	3,374	60.1
神奈川	3	3	300	286	1,473	1,433	97.3
新潟	15	20	2,017	439	9,752	1,813	18.6
福井	5	9	937	758	4,043	3,312	81.9
山梨	5	5	148	148	700	700	100.0
長野	54	207	9,972	4,494	43,936	20,375	46.4
岐阜	10	14	2,139	971	8,600	4,076	47.4
静岡	20	27	3,430	2,853	15,800	13,636	86.3
愛知	4	7	2,439	2,208	9,779	8,779	89.8
三重	42	183	12,676	11,198	48,652	42,623	87.6
滋賀	32	67	9,521	8,680	40,328	36,473	90.4
京都	36	139	14,482	12,998	58,548	52,452	89.6
大阪	25	57	35,870	35,870	131,516	131,516	100.0
兵庫	86	331	50,264	37,703	213,948	162,845	76.1
奈良	27	77	16,022	15,546	61,757	59,755	96.8
和歌山	31	99	15,042	12,738	54,993	47,365	86.1
鳥取	33	86	6,483	5,472	29,617	25,631	86.5
島根	18	56	2,881	1,623	10,808	6,542	60.5
岡山	69	275	17,404	12,314	69,669	49,399	70.9
広島	79	266	17,203	8,055	65,432	30,387	46.4
山口	34	86	8,548	5,659	33,998	22,802	67.1
徳島	26	72	9,745	7,068	41,932	29,746	70.9
香川	28	48	2,581	2,517	9,852	9,646	97.9
愛媛	56	356	11,596	10,445	49,281	44,332	90.0
高知	33	68	12,266	11,790	41,854	40,278	96.2
福岡	75	491	45,692	29,820	204,637	121,996	59.6
佐賀	11	12	603	335	2,635	1,270	48.2
熊本	27	42	4,179	2,546	19,795	11,718	59.2
大分	16	30	2,646	1,074	10,795	4,522	41.9
鹿児島	17	32	2,637	2,338	9,929	8,751	88.1

（参考資料）

同和対策事業特別措置法に基づく各種事業補助率一覧

政　令	区　分	該当事業	補助率 施行前	補助率 施行後	事業主体
第１条		(建)第二種公営住宅建設費			
第１項	対象地域内外で行なわれる事業で補	(建)改良住宅建設費	２／３	２／３	市町村都道府県
（　）内	助率2/3である場合。	(建)土地区画整理事業費	２／３	２／３	〃
第１号	施設の運営費，職員設置費，事務費	(厚)隣保館運営費	１／２	１／２	市町村
	（工事事務費，住宅改修資金を除く）	(厚)地方改善事業附帯事務費	１／２	１／２	都道府県
		(農)農山漁村同和対策費（附帯事務費）	１／２	１／２	〃
第２号					
（　）外	都道府県が行なう同和対策事業費	(労)職業訓練所施設整備費	１／２	１／２	都道府県
		(労)職業訓練費			
		(労)職業訓練所設備整備費	１／２	１／２	〃
		(建)地区整備費（不良住宅の除却）	１／２	１／２	〃
		(建)下水道事業費（都市下水路）	１／３	１／２	〃
		(建)街路事業費（二横のみ）（道路改良費，舗装新設費）	１／２	１／２	〃
第２号					
（　）内	都道府県が行なう同和対策事業費（対象地域内の住民を対象として行なわれているもの）	(文)同和地区高等学校等進学奨励費	１／２	２／３	都道府県
第３号	市町村その他の団体が行なう同和対策事業費（間接補助）→（予算補助・法令補助）	(通)小規模事業指導費（法令補助現在該当なし）	１／２	１／２	商工会等
第３号 （　）内	市町村その他の団体が行なう同和対策事業費（間接補助）	(通)農山漁村同和対策費（事業費）	４／10～6/10	２／３	市町村・団体
第４号	住宅改修費金貸付事業	(建)住宅地区改良費（住宅改修費）	１／４	１／４	市町村
第２項	他の法令の規定により行なわれる同和対策事業で当該他の法令の規定で補助率2/3をこえる場合。（離島，産炭地，新産都市等他の特別法と競合する場合の取扱い）				
第２条	法律で2/3を下る補助率を規定している同和対策事業で2/3にするもの。	(建)地区整備費（不良住宅の除去）（住宅地区改良法）	１／２	２／３	市町村

同和対策事業特別措置法により補助率が引き上げられるもの
（政令規定分は除く）

該当事業	補助率 施行前	補助率 施行後	実施主体
(文)同和地区集会所設備費	１／２	２／３	市町村
(文)同和地区集会所整備費	１／２	２／３	市町村
(厚)同和地区改善施設整備費	2/1～2/3	２／３	市町村
(連)地区整備費（仮設住宅）	１／２	２／３	市町村
(建)下水道事業費（都市下水路）	１／３	２／３	市町村
(建)街路事業費（二種のみ）（道路改良費・舗装新設費）	１／２	２／３	市町村

同和対策長期計画について

昭和44年7月8日
閣　議　了　解

同和対策事業特別措置法の制定に伴なって昭和44年度から昭和53年度に至る10年間において行なう同和対策事業についての基本方針およびその具体的内容を別添「同和対策長期計画」のとおり定め，その計画的推進をはかることといたしたい。

（別添）

同和対策長期計画

同和対策については，昭和40年8月11日の同和対策委員会答申において，同和地区に関する社会的および経済的諸問題を解決するための基本的方策が示され，当面の課題の1つとして，同和問題の根本的解決と同和対策の効率的な実施のための長期計画策定の必要性がうたがわれたが，さらにこれを引き継いで，昭和42年2月25日には，同和対策協議会より同和対策長期計画の策定方針に関する意見が提出されるに至った。

各省においては，これらの意見の趣旨に沿い，新たに長期計画を策定するため，昭和42年度において全国同和地区について基礎調査を，また抽出地区について，同和対策協議会の委員，専門委員等の協力による精密調査を実施し，この結果を基礎としてここに同和対策長期計画を策定した。

同和問題は歴史的社会的根源を有する問題であり，一朝一夕の努力をもってこれを解決することは極めて困難であると思われるが，これは日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる問題であり，人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。したがって，その早急な解決をはかることは，国および地方公共団体の責務であり，同時に国民的課題であるといわなければならない。

政府は，この問題の解決のために，同和対策審議会答申の趣旨を尊重し，英知と勇断をもって不断の努力を続ける決意であるが，他面この問題の真の解決には，国民があげてこれに真剣に取り組む姿勢が不可欠であると信ずるものであり，ここに国民の一致した協力を期待するものである。

I　基本方針

長期計画は，同和対策協議会の「同和対策長期計画の策定方針に関する意見」に則り，同和地区住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することを目標とし，このため，同和地区における他の地域との格差の是正をはかるとともに，国民に対する積極的な啓発活動を行なうものである。

この計画に関する基本的事項は次の通りである。

(1)　長期計画は，昭和44年度を初年度とし，10年間を目途として実施する。

(2)　計画期間を前期と後期に分け，前期を5年間，後

期を5年間とする。

(3) 前期計画においては，施策全般について社会的経済的諸事情を考慮し，必要な調整をはかりつつ，遅れた部門の施策の促進に努める。

(4) 後期計画においては，前期計画の実施状況に検討を加え，総合的効果的な同和対策の推進をはかる。

(5) 長期計画の実施にあたっては，国の他の諸計画との関連について考慮を払う。

Ⅱ 各省別の計画の基本的考え方

1 法務省

(1) 人権擁護委員の資質を向上する。

(2) 人権侵犯事件の調査を強化する。

(3) 人権相談を強化する。

(4) 人権意識，人権思想の普及高揚を行なう。

2 文部省

(1) 偏見や不合理な差別をなくすために必要な指導の徹底をはかり，もって同和問題の根本的な解決を期する。(心理的差別の解消)

(2) 同和地区の児童，生徒および成人等に対する諸指導の徹底と援助の強化をはかり，もって同和地区の教育的，文化的水準の向上を期する。(実態的差別の解消)

(3) 上記の心理的差別および実態的差別の解消を容易にし，かつ，その効果を高めるために必要な諸条件の整備をはかる。(諸条件の整備)

3 厚生省

(1) 同和地区の生活環境の改善，同和地区住民の保健衛生の向上をはかるため，施設設備等の整備その他必要な施策を行なう。

(2) 隣保事業の充実をはかるため，隣保館の整備，運営の改善等を行なう。

(3) 同和地区住民の経済向上対策の一環として，共同作業場とくに大型共同作業場の整備を行なう。

(4) 社会福祉等の増進をはかるため，社会福祉施設等の整備を行なうとともに，社会福祉関係の諸機関，諸団体等の協調をはかる。

4 農林省

同和地区の農林漁業は一般地区に比し，経営規模が零細で生産性が低く，また，農林漁業就労者が他産業に就業する機会にも恵まれていない実情にかんがみ，必要な就業対策が講ぜられるのと並行して，農林漁家が多数存続する同和地区について農林漁業の生産基盤の整備および経営の近代化をはかるための諸事業を実施する。

5 通商産業省

同和地区の産業は伝統的な性格が強く，そのほとんどが小規模零細企業で生産性が低い実情にあるので，経営の問題点を明らかにし，適切な助言指導を行なうとともに，企業近代化のため，設備の改善，技術の向上等の措置を講ずる。

6 労働省

(1) 同和地区出身者に対する職業紹介の組織体制を整備する。

(2) 新規学校卒業者の近代的産業への就職を促進する。

(3) 職業訓練を拡充強化して職業能力の開発をはかる。

(4) 就職の困難な状況にある一般求職者(失業者,転職者)については，就職のための援護措置を充実し，広域にわたる職業紹介を通じて就職機会の拡大をはかる。

7 建設省

(1) 同和地区の住宅事情の改善および不良住宅地区の整備改善を一層推進する。

(2) 都市計画区域内における同和地区の土地区画整理事業，街路事業および下水道事業を優先的に実施する。

Ⅲ 各省別の計画の内容

(法務省)

1 人権擁護委員の資質の向上

人権擁護委員の資質の向上と適格者の育成をはかるため，同和地区市町村存住の人権擁護委員に対し，ケース研究会等による研修を行なう。

2 人権侵犯事件の調査の強化

侵犯事件の調査強化のため，職員の研修を充実し，その資質の向上と適格者の育成をはかる。

3　人権相談の強化

人権相談の強化のため，同和地区住民を対象に特設相談所を開設する。

4　人権意識，人権思想の普及高揚

同和問題に関する人権意識，人権思想の普及高揚をはかるため，講演会の開催，ポスター・チラシの配布，広報紙，有線放送，掲示板，回覧板等の利用により，常時積極的な啓発活動を行なう。

（文部省）

1　同和教育推進地域の指定

児童，生徒の学力向上，進路指導，学校保健衛生，生活指導および長欠の解消ならびに地域住民に対する啓発活動等の諸活動　市町村教育委員会を中心として集中的に実施する。

2　高等学校等への進学奨励

同和地区の教育水準を引き上げるため，経済的な理由により，修学が困難な者に奨学資金の給付を行なう。

3　同和教育研究指定校の充実

小中学校における同和教育実施上の諸問題について研究し，その成果を公表して同和教育の改善に資する。

4　同和教育指導者の確保，研修等

同和教育研究協議会の開催，同和教育に関する指導資料の作成配布等により，同和教育指導者の資質の向上をはかるとともに，府県教育委員会に委嘱して指導者の養成研修を行なう。

また，同和関係学校について教員定数の加配をはかる。

5　同和地区住民に対する社会教育の機会の提供

(1)　市町村に委嘱し，同和地区における社会教育関係団体を育成する。

(2)　隣保館活動と緊密な連携のもとに同和地区住民を対象とする社会教育に関する学級，講座を開催する。

6　同和地区集会所の整備等

(1)　同和地区集会所を整備するとともに，その有効な活用をはかる。

(2)　市町村に委嘱し，同和地区集会所の指導を強化する。

（厚生省）

1　生活環境の整備

(1)　地区道路，下水排水路，橋梁を当該市町村の都市計画事業，住宅地区改良事業との関連等を考慮して，総合的計画的に整備する。

(2)　共同浴場，共同炊事洗濯場および共同便所整備事業

共同浴場を，経営上の見地から，効率的な利用が期待できる50世帯以上の地区について整備するとともに共同炊事洗濯場および共同便所の整備を行なう。

(3)　上水道，簡易水道および共同井戸整備事業

飲料水の確保に困難をきたしている地区について，上水道，簡易水道の普及をはかり，また，地区の立地条件等により上水道および簡易水道の給水区域に編入できない地区について，共同井戸を設置して飲料水の確保をはかる。

(4)　ごみ，し尿処理施設およびと場整備事業

ごみ，し尿処理施設の整備にあたっては，同和地区の住民の生活環境の改善に資するよう十分配慮する。

なお，このほか地区の生活環境，立地条件等を勘案し，ごみ焼却炉の整備についても配慮する。

また，と畜場の汚水，悪臭等が地区の環境を阻害しているところについては，その施設の整備をはかる。

(5)　火葬場，墓地移転および納骨堂整備事業

火葬場は広域配置を原則として整備する。また，住宅地内に墓地が散在していることなどにより墓地が生活環境を阻害しているところについては，移転，集約または納骨堂の設置をはかることにより，地区環境の改善をはかる。

2　隣保事業の充実

隣保館を，効率的な運営が期待できる50世帯以上の地区について整備するとともに，社会教育と緊密な連携を保ちつつ，地区の実情に即した運営が行なわれるようその充実をはかる。

なお，隣保事業関係職員の資質の向上についても配意する。

3　経済向上対策

同和地区の地理的条件，経済的条件等を勘案して，地区の実情にあった共同作業場の設置を進め，大規模経営の期待できる場合には大型共同作業場の設置をはかる。

4　社会福祉等の増進

(1)　社会福祉施設等の整備

保育所，児童館，診療所等の社会福祉施設等の整備にあたっては，同和地区の住民の福祉の向上に資するよう十分配慮する。

(2)　地域活動の増進

福祉事務所，児童相談所，隣保館，保健所等の諸機関，社会福祉協議会等民間団体，民生委員会等連携を緊密にし，地区の社会福祉，保健衛生を積極的に推進する。

（農林省）

1．農林漁業生産基盤整備事業

(1) ほ場整備事業

農業機械化の基盤を整備するとともに，農業生産力を発展させるため，区画整理とこれに附帯するかんがい排水施設の整備等をあわせて行なう，ほ場整備事業ならびにそれぞれの土地条件に応じて必要となるかんがい排水施設の整備，暗きょ排水，農道整備等の事業を行なう。

(2) 農用地造成事業

農業生産の選択的拡大をはかるとともに，農業経営の規模拡大と機械化等農業構造の改善に資するための農地の造成事業および畜産経営の安定向上に資するための草地造成事業を行なう。

(3) 農地防災事業

農地災害を軽減するとともに，農用地の保全をはかるため，それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災，農地保全等の事業を実施する。

(4) 林道事業

森林資源の積極的な開発をはかるため，これに必要な林道事業を実施する。

(5) 沿岸漁業生産基盤整備事業

沿岸漁業の生産基盤の整備および開発を目的として築いて並型魚礁設置等の漁場造成事業等を実施する。

(6) 漁港整備事業

漁業の能率化と経営の合理化をはかり，もって漁業の生産性の向上と漁民の生活の安定向上に資するため漁港の改修および局部改良を行なう。

2 農林漁業の経営近代化施設導入事業

農業，林業および漁業の経営の近代化を促進し，もって農林漁家の所得増大に資するため農林漁業の生産基盤の整備状況とその地域における農林漁業の動向等に即応し，同和農林漁家が共同して利用する作業施設流通加工施設等の経営近代化施設の導入事業を実施する。

（通商産業省）

1 中小零細企業の近代化のための経営指導等の充実

(1) 同和地区の中小企業の経営の近代化をはかるため，各府県の商工会連合会および商工会議所に配置されている同和担当経営指導委員による経営指導を充実する。

(2) 同和地区の産業についてその実態を調査し，問題点と改善の方向を明らかにして，その近代化を推進する。

2 設備近代化，協議化等の推進

1の経営指導により各地区の産業の実態または企業の実態に沿って設備の近代化，技術の改善，協業化および組織化等を推進することとし，現行の設備近代化資金制度の活用をはかる等の金融の円滑化に努める。

（労働省）

1 新規学卒者に対する職業指導等の強化

(1) 職業指導モデル校制度を拡充し，職業指導を強化する。

(2) 職場実地指導および就職後の職場適応指導を実施する。

2 一般求職者に対する職業紹介の推進

(1) 同和地区を対象とする巡回職業相談を実施する。

(2) 事業主に対する啓蒙指導および受け入れ指導を実施する。

(3) 広域にわたる求職連絡相談を実施する。

3 就職のための援護措置の充実

(1) 広域求職活動費，移転資金，帰省旅費，労働者住宅確保奨励金等，広域職業紹介による就職のための手当等を支給する。

(2) 職場適応訓練を実施する。

(3) 就職資金制度，身元保証制度の活用促進をはかる。

4 就職促進のための職業紹介組織体制の強化

同和地区出身者を専門的に担当する就職促進指導官，職業安定協力員の活動の強化をはかる。

5 新規学卒者等に対する職業訓練の強化

(1) 公共職業訓練施設に対する入所指導を強化する。

(2) 同和地区居住者の入所に便利な公共職業訓練施設を増設する。

6 一般求職者に対する職業訓練の受講推進

同和地区の失業者，転職者等一般求職者の就職機会の拡大をはかるため，職業訓練の周知徹底，公共職業訓練施設外における比較的短期間の委託訓練，速成訓練の実施等を行なう。

（建設省）

1　住宅事情の改善および不良住宅地区の整備改善

改良地区指定基準を緩和し，不良住宅15戸以上，不良住宅率50％以上の地区において住宅地区改良事業の実施を可能ならしめるとともに，住宅改修資金の貸付限度額の引上げを行なう。

2　土地区画整理事業等の推進

土地区画整理事業，下水道事業等については，府県，市町村等の要望に従い，従来と同様，一般枠の中において優先的に取り上げて事業を実施する。

Ⅳ　財政措置等

国は，この計画が円滑に実施され，所期の目標が達成されるよう必要な措置を講ずるとともに，地方公共団体が，その実情に即した施策を講じうるよう適切な指導をする。

これがため，実情に即し国庫補助金の改善をはかるとともに，これに伴なう地方負担分について地方交付税および地方債により適切な措置を講ずるものとする。

また，地方公共団体は，国の計画に準じて同和対策を総合的計画的に実施するように努めるものとする。

なお，この計画の円滑な実施のためには，国民の深い理解と同和地区住民の自主的な努力が期待されることは，いうまでもない。

同和対策審議会答申

昭和40年8月11日

内閣総理大臣

佐　藤　栄　作　殿

同和対策審議会

会長　木　村　忠二郎

昭和36年12月7日総審第194号をもって，諮問のあった「同和地区に関する社会的および経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果，別紙のとおり答申する。

目　　次

文

昭和36年12月７日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的および経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり，日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって，審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり，その早急な解決こそ国の責務であり，同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。その間，審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し，同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり，関係地区住民の経済状態，生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって，審議もきわめて慎重であり，総会を開くこと42回，部会121回，小委員会21回におよんだ。

しかしながら，現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし，問題の解決は焦眉の急を要するものであり，いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので，以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し，高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて，政治，行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては，本答申の報告を尊重し有効適切な施策を実施して，問題を抜本的に解決し，恥ずべき社会悪を払拭して，あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第１部　同和問題の認識

１．同和問題の本質

いわゆる同和問題とは，日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により，日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ現代社会においても，なおいちじるしく基本的人権を侵害され，とくに，近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという，もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は，多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが，それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は，かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ，現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ，明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という）の起源や沿革については，人種的起源説，宗教的起源説，職業的起源説，政治的起源説などの諸説がある。

しかし，本審議会は，これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ，世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは，同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく，疑いもなく日本民族，日本国民である，ということである。

すなわち，同和問題は，日本民族，日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は，中世末期ないしは近世初期において，封建社会の政治的，経済的，社会的諸条件に規制せられ，一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては，同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され，職業，住居，婚姻，交際，服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ，人間外のものとして，人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は，同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち，明治４年８月28日公布された太政官布告第61号により，同

和地区住民は，いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において，歴史的な段階としては，同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているということができる。しかしながら，太政官布告は解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し，身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり，現実の社会関係における実質的な解放を保障するものでなかった。いいかえれば，封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され，非人間的な権利と極端な貧困に陥られた同和地区住民を，実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかった。したがって，明治維新後の社会においても，差別の実態はほとんど変化がなく，同和地区住民は，封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後大正時代になって，米騒動が勃発した際，各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後，全国水平社の自主的解放運動がおこり，それを契機にようやく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち，政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による事業費を計上し地区の環境改善を行なうようになった。しかし，それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく，同和地区住民はいぜんとして，差別のなかの貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち，一方は先進国なみの発展した近代的大企業があり，他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり，頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな格差がある。

なかでも，同和地区の産業経済はその最底辺を形成し，わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質はそっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち，わが国の社会は，一面では近代的な市民社会の性格をもっているが，他面では，前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており，人々は個人として完全に独立しておらず，伝統や慣習に束縛されて，自由な意志で行動することを妨げられている。

また，封建的な身分階層秩序が残存しており，家父長制的な家族関係，家柄や格式が尊重される村落の風習，各種団体の派閥における親分子分の結合など，社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに，また，精神，文化の分野でも昔ながらの迷信，非合理的な偏見，前時代的な意識などが根づよく生き残っており，特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会，経済，文化体制こそ，同和問題を存続させ，部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって，戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ，政治制度の民主化が前進したのみでなく，経済の高度成長を基底とする社会，経済，文化の近代化が進展したにもかかわらず同和問題はいぜんとして未解決のままでとり残されているのである。

しかるに，世間の一部の人々は，同和問題は過去の問題であって，今日の民主化，近代化が進んだわが国においては，もはや問題は存在しないと考えている。けれども，この問題の存在は，主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた，すべての社会事実がそうであるように，人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し，成長し，消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって，いかなる時代がこようと，どのように社会が変化しようと，同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また「寝た子をおこすな」式の考えで，同和問題をこのまま放置しておけば社会進化に伴ない，いつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は，半封建的な身分差別であり，わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し，多種多様の形態で発見する。それを分類すれば，心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは，人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが，それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば，言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別，非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み，婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは，同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば，就職，教育の機会均等が実質的に保障されず，政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され，一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり，劣悪な生活環境，特殊で低位

の職業構成，平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率，きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は，すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち，心理的差別が原因となって実態的差別をつくり，反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして，この相互関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち，近代社会における部落差別は，ひとくちにいえば，市民的権利，自由の侵害にほかならない。市民的権利，自由とは職業選択の自由，教育の機会均等を保障される権利，居住および移転の自由，結婚の自由などあり，これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち，職業選択の自由，すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら，歴史をかえりみても，同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され，賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり，このことは現代社会においても変わらないからである。したがって，同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し，同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが，同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって，部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も以上のような問題の認識に立却しないかぎり，同和問題の根本的解決を実現することはもちろん，個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

2．同和問題の概観

(1) 実態調査と同和問題

同和対策審議会は調査部会を設け，昭和37年調査として昭和38年１月１日現在について同和地区（以下「地区」と称する。）に関する基礎調査を実施した。

これまで大正10年に内務省により「全国部落統計表」が作成され，昭和に入ってからは，10年には中央融和事業協会によって，33年(34年に補正)には，厚生省によって調査が実施された。なお34年に文部省によって学童数，学校数などの調査が行なわれた。しかし，これらは各々特定の目的に答えるためのものであり，地区の所在地，世帯数，人口，職業などの点において必ずしも総合的な結果を示していない。しかし，今回の調査の結果を通じて，

(Ⅰ) 地区の内外において一般地区住民との混在が多くみられること。

(Ⅱ) 都市の同和地区の場合は，これまでの地区が一般地区的な様相をもち，具体的にとらえることが困難になっていることがあげられる。そのために，今回は数府県が調査不能であった。これには地方行政機関の同和問題に対する認識のちがいも原因となっていることは否定できない。

これまでの調査と比較して数量的把握を困難とした理由は，都市およびその周辺地域は，

(Ⅰ) 戦災疎開などによる地区住民の地域的分散が行なわれたこと。

(Ⅱ) 区画整理等によって地区内での再配置があったこと。

(Ⅲ) 一般の低所得階層密集地区(スラム)との地域的な混在が行なわれたこと。

などである。つぎに，都市以外の地域では，

(Ⅰ) 社会，経済等の変動にともなう人口移動の傾向によって地区住民の転住がみられること，ことに農村地区における離村傾向の増大が指摘される。

(Ⅱ) 戦後の民主的な思想の普及などによって，一般地区住民との混住が幾分多くなったことなどである。

したがって，全国および同和地区の所在を適確に把握することはきわめて困難であり，集団地区以外にかなりの関係住民のいることも十分に認識しなければならない。同和問題が現在の時点において重要性をもつのは，数量的に，地区的にとらえるような現象だけではない。日本の社会体制のあらゆる面で，根強く潜在している差別的な実態そのものが，問題なのである。

同和問題に関する本質の課題は，端的には「部落差別」そのものである。身分的差別意識が劣悪な生活環境のなかで，いぜんとして厳しく温存されている事実である。新憲法のもと国民の基本的人権が新しく意義づけられ，社会体制の民主化も一応進展しつつあるようにみえなが

ら，同和地区につながる人々はこの部落差別のなかで生活しなければならないのである。それは審議会が基礎調査とともに実施した精密調査の結果によって知ることができる。

同時に一見平等とみられる就職，就学，結婚等の社会体制のなかに，いぜんとして厚い差別の壁があり，一般国民のなかにも，地区や地区住民に対して，感情，態度，意識，思想等による偏見が残存していることも指摘しなければならない。

したがって，審議会が部落差別の事実として客観的にとらえなければならなかった焦点は，しばしば社会問題として提起される主観的な差別言動よりも，むしろ一般地区の生活状態および社会，経済的な一般水準と比較して，同和地区なるがゆえに解決されず取り残されている環境そのものにあったのである。

同和地区における人口，住宅の過密性，道路，上下水道，居住形式など物的環境の荒廃状況はきわめて顕著である。それらは，職業選択の制限されていること，通婚圏の狭いことと，無関係ではない。すなわち地区が封鎖的性格をもつことによって，生活は向上性を失い，やむをえず集団化によってその転落を防止するような自己防衛的な環境までつくられていることである。そこには，「差別」が原因となって「貧困」が同居している。同和地区がしばしば一般低所得地区と同一視されることがあるが，これは必ずしも正しい認識ではない。一般の低所得地区と異なるのは部落差別が存在することによって，そこに居住しなければならないし，また住むことによって生活的活動に制限が加えられることである。さらに，地区によっては，行政の対象からも除外される現実があることである。すなわち，調査によって得られた結論は，部落差別の実態が，生活条件の劣悪さを誘致し，環境の悪化を生んでいるという点である。部落差別の解消は，偏見をもたらす因襲や伝統を観念的にとりあげただけでは解決できない。それを存続させるのは，社会体制のなかにあるという認識に立たざるをえない。

(2) 基礎調査による概況

審議会は都道府県を通じ，関係の市町村の協力を煩わして同和地区の現況の把握のための基礎調査を行なった。その結果によれば，全国の同和地区数は 4,160 地区，地区内の世帯数は40万 7,279 世帯，地区内の総人口は 186万 9,748 人，うち地区内の同和地区人口は111万3,043人であり，地区内の同和地区人口率は60%，全国の人口1,000人あたりの同和地区人口11.8人となる。

これまでの調査結果と比較すると，地区数は昭和33年調査よりも多いが昭和10年調査および大正10年調査よりは少なく，同和地区人口は逆に昭和33年調査（34年調査による補正値）よりも少なく昭和10年調査よりも多い。すなわち，

	同和地区数	同和地区人口
昭和37年調査	4,140	1,113,043
昭和33年調査	4,133	1,220,157
昭和10年調査	5,365	999,687
大正10年調査	4,853	829,773

すでにのべたように，比較によって地区数ないし地区人口の増減を量的に判断することは適当ではない。調査にあたって採用された調査単位としての同和地区の定義がこれまでの調査と異なっているからである。すなわち審議会のとった定義は，「当該地方において一般に同和地区であると考えられているもの」とされているが，昭和33年調査においては「一般に同和対策を必要とすると考えられている地区」と定義されており，定義のうえからすれば，昭和33年調査のほうが「同和対策」の必要性を目的とした点で今回の調査よりもせまくならざるを得ない。

次に，今回の調査は実施機関が公的機関であったために，行政上同和対策をとりあげているかどうかという背景のちがいがあり，したがって「寝た子を起こすな」的行政方針により，または一般と混住化し，同和地区としてはつまり認識できなくなったような地区は除外されていることもある。

これらを総合して考えると，今回の調査で把握された同和地区数，同和地区人口などは実際の数値を下回っているものと思われる。

事実，岩手，宮城，山形，東京，神奈川，宮崎の都県は今回の調査では報告がなかった。

しかし別途の情報によれば同和地区の存在は確認されており，また今回調査で52地区の報告があった大阪，2地区の報告のあった福島についても同様のことが確認されている。

(イ) 都道府県別にみた状況

都道府県別の状況は，同和地区の数のうえからみると，広島県の414地区を最高に300地区を超える県には，

このほか，兵庫，岡山，愛媛，福岡の諸県があり，200～300地区の県は群馬，埼玉，長野，10地区以下の県は，富山，石川，福井，愛知，佐賀，長崎である。同和地区数の報告のなかったのは，北海道，福井県を除く東北各県，東京都，神奈川県，宮崎県の都道府県であった。

同和地区の世帯数は大阪府，兵庫県がそれぞれ4万5,000に達しており，最も多く，地区内の総人口も世帯数とほぼ平行した分布を示しているが，同和地区人口は兵庫県の16万3,546人が最も多く，福岡県の11万4,482人，岡山県の5万8,635人，奈良県の5万6,130人，三重県の4万8,238人，和歌山県の4万6,316人，愛媛県の4万4,685人，高知県の4万3,552人，埼玉県の4万1,496人がこれについでおり，同和地区人口1,000人以下は，富山，石川，長崎の諸県であった。

同和地区内の総人口に対する部落人口の割合，すなわち混住率は，全国平均では60%だが，府県によりかなりの差がある。

また全人口に対する部落人口は，人口千対11.8で奈良の72.1が最高で，高知の52.3がこれについでいるが，滋賀，兵庫，和歌山，鳥取，徳島の諸県も40をこえている。

(ロ) 地区別にみた状況

地区別の分布は，全国4,160地区の4分の1をこえる1,059地区が中国地方にあり，関東の648，近畿の975，四国の553，九州の521，中部の363がこれにつぎ，北陸は39，東北は2（次表の注参照のこと）となっている。

同和地区内の世帯数の分布をみると，全国40万7,279世帯の約37%にあたる15万69世帯が近畿にあり，地区数の多かった中国は5万7,764世帯で関東，中部，九州もそれぞれ5～6万世帯の間にある。同和地区人口は，全国111万3,043人のうちの約45%にあたる49万8,061人が近畿に集中しており，中国は15万をこえ，関東，四国，九州は10万～15万の間にあり，北陸は7,021人であった。

	同和地区数	世帯数	同和地区人口
全国	4,160	407,279	1,113,043
北海道	—	—	—
東北	2	57	265
関東	648	59,517	104,403
北陸	39	3,630	7,021
中部	363	52,213	58,439
近畿	975	150,069	498,061
中国	1,059	57,764	162,786
四国	553	31,036	134,079
九州	521	52,993	147,989

（注）東北の地区数2は福島の数であり，別途の情報によれば福島においてもさらに多くの地区があり，また，山形，宮城，岩手にあることが確認されている。

以上のように地区人口が近畿周辺に集中していることは，封建社会体制にれい属して同和地区人口が居住しなければならなかったという根本の要因を示すものである。

(ハ) 規模別にみた同和地区の分布

世帯数の規模による同和地区の分布は，20世帯未満の地区が28.8%で最も多く，20～39世帯は21.5%で，500世帯以上の地区は2.7%にすぎない。すなわち，全国同和地区の約50%は世帯数40未満の地区であり，残りの約半数も40～99世帯の地区である。

(ニ) 混住の状況

市町村の廃置分合，都市化のすう勢，さらに大都市における同和地区のスラム化等により混住がみられることは一般的傾向といえよう。混住が進んで実態調査の対象外になったものもある。

全国平均でみると，同和地区内総人口に対して同和住民の占める割合は30%であった。

府県別にみた同和地区人口率，すなわち同和地区内

同和地区人口率	府県数	府県名
10 ～ 19	4	石川，山梨，長野，鳥取
20 ～ 29	5	茨城，栃木，新潟，長崎，大分
30 ～ 39	3	群馬，千葉，静岡
40 ～ 49	2	埼玉，大阪
50 ～ 59	2	富山，福岡
60 ～ 69	2	岡山，山口
70 ～ 79	5	岐阜，広島，佐賀熊本
80 ～ 89	2	高知，兵庫
90 ～ 99	7	福島，福井，三重，滋賀，京都 和歌山，鳥取
100	2	奈良，愛援

（注）同和地区人口率は同和人口を除したものをいう

総人口により同和人口を除したものは，全国平均では60%だが，奈良，愛媛の両県は100％，90～99%が9府県，50～89%が11県，10～49%が14府県であった。一般的には，1，2の例外はあるにせよ，四国，近畿地方における諸府県においては，同和地区内において同和人口の占める割合が高く，関東，中部地方の諸県においてはこの割合が低いといえる。

(ホ) 就業の状態

就業状態は，調査の困難性から日雇労働者，常用労働者，自営業者(家族従事者を含む)の割合を把握する方法によったものである。

日雇労働者は，地区有業者の10%未満の地区は全地区の28.2%であり，10～20%未満の地区は全地区の24.2%であって，全地区の過半は日雇労働者が20%未満の地区となる。また，地区有業者のうち50%以上が日雇労働者である地区も地区の15.3%であった。

常用労働者についてみると，10%未満と10～19%の地区がそれぞれ25%を超えており，全地区の70.9%は常用労働者が30%未満の地区であり，常用労働者が50%を超える地区は9%にすぎない。

自営業者については，日雇，常用労働者とは様相を異にしており，50%を超える地区は60.7%である。

同和地区が伝統的な部落産業ないしは零細農業に依存していることが推察される。

(ヘ) 生活保護法による保護の受給状況

全国同和地区40万7,279世帯のうち，生活保護法による保護を受けている世帯は29,063世帯であって，同和地区の百世帯当りの被保護世帯数は，7.1となる。これを全国平均の3.2と比較するとその2倍を超えるというひらきがあり，同和地区内の被保護世帯は一般よりかなり多い。

同和地区の百世帯当り被保護世帯数は，長崎の52.4を最高として，香川，福島，高知，福岡，徳島，佐賀の諸県ではいずれも15.0を超えており，茨城，長野，栃木，千葉，埼玉の諸県では2.0を割っている。

各府県の百世帯当りの被保護世帯数と，同和地区のそれとはかなり相関的な関係にあり，各府県の平均が高い府県においては，同和地区においても高いという傾向がみられ，府県平均が全国平均の3.2より高く，同和地区平均が全国の同和地区平均の7.1より高い府県は11であり，一方，府県平均が3.2より低く，かつ，同和地区平均が7.2より低い県は15である。

しかしながら，香川，福島，京都，岐阜，滋賀，広島，奈良，愛知の諸県のように，府県平均の百世帯当り被保護数は，全国平均の3.2と同程度ないしはそれを下廻っているにもかかわらず，同和地区においては，全国平均の7.1を上廻っている県もみられ注目に値する。

(3) 精密調査による地区の概況

審議会は同和対策の具体的資料として前述の基礎調査と合わせて，昭和37年7月以降全国から16カ所の地区を選び精密調査を行なった。(詳細は附属報告書にゆずる)ただし，部落の多様性によってこれらの地区が必ずしも全国の平均水準を示すものでないことはいうまでもない。同和地区の形成が地区の全体的な後進性の原因としての差別と結果としての貧困によるものであるが，地域社会の多様性によって状態はいろいろな形でとらえられる。

(イ) 立地条件

同和地区は，伝統的に，きわめて劣悪な地勢的条件にある。すなわち，河川沿い，河川敷地沼沢地，傾斜地荒地など都市農村を通じて一般の土地利用には，不適な土地に位置している。そのため，同和地区は，洪水や大雨の時は大きな被害を受けることが多い。

ただ都市同和地区の場合は，一般的には市街地の拡大や交通の発達，産業規模の拡大等によって，また戦災等によってかなり変化した例(大阪市のごとき)もある。しかし，全国的にみると，変化は少なく，伝統的な劣悪な環境の中で問題がくりかえされているのが多い。

(ロ) 人口の状態

一般的には，人口の離村向都の現象が目立ち，また都市的地区では一般人口の混住がみられる。同和地区人口は，女の方が多いが，男女だいたい同じ数の地区が大部分である。

これは男に流出するものが多いことに原因すると考えられる。年令構成は15～25歳の層が比較的に少なく，いわば中くびれ現象を示して明らかに地区住民の生活機能が停滞せざるを得ない原因となっている。

同和地区の居住密度は，一般地区とくらべて，とくに過密であるとはいえないが，都市的地区は住宅が密集し，長屋，間借などがみられ，スラム化しているところが多い。

経済の高度成長にともなって，一般農村は活発な離村向都の人口移動を示すが，部落も一般地区ほどではないにしてもかなり顕著な人口流出をみせている。ただし戦後の状況をみると，戦前戦中の流出人口が疎開，離職，戦災，夫の死亡などの事情で帰郷した者が少なくない。この現象は，一般の地区にもみられるが，同和地区の場合は，差別と生活難のために帰郷を余儀なくされた者が多い。

第二次世界大戦前は，一般地区と同和地区とは，河川や田畑や道路や堀などにより区別されていたが，最近都市的同和地区の場合は，地区自体の膨張や住宅や工場地を求めて一般人口の来住によって，混住する傾向が強い。この傾向は地区の中心にまではいたらず，その周辺に多いこと，また町内会を同じくしても，両者の生活関係には，多少とも緊張や距離がみられる場合が多い。

(ハ) 家族と婚姻

家族の大きさは，農村的地区，都市的地区ともに一般地区のそれに比較して，異なった傾向はなく，だいたい一世帯あたり 4～5人というところであるが，ただ農村的地区とくらべるとやや多い。

婚姻関係は正常な形態を示すものが大部分で，離婚や死別したものは，とくに多いということはない。結婚の形態は，全体としては，見合婚が多いが，若い年令層には，自由婚もかなりの率を占める。

結婚に際しての差別は，部落差別の最後の越え難い壁である。関係住民の結婚は，伝統的に「部落内婚」の封鎖的な形態をとり，ほとんどが同一地区住民か他地区住民との間で行なわれ，一般住民の通婚は，きわめて限られている。

(ニ) 産業と職業

産業では農業や商工業の零細経営やその雇用労働者や単純労働者が多く，近代産業への雇用労働者は少ない。農村部落では，田畑の農耕が主体であるが，果樹園芸を兼営している地区もみられる。農業の経営規模は，きわめて零細ではほとんどの地区は平均 4 反前後である。そのため，専業農家はきわめて少なく，大部分は兼業農家で，日雇労働，雇用労働，行商，出稼ぎ，わら加工などに従事している場合が多い。

都市的地区は従来何らかの伝統産業を営んでいたが，そのような地区や住民は次第に減少し，雇用労働や単純労働や商業，サービス業への転換が増大している。産業種別は，全般的には屠肉業，皮革業，製靴業，履物業，行商や仲買業などが多い。

職業で注目されるのは，全体として零細企業経営やその従業者がきわめて多く不安定であること，親と子女の間では，大きなちがいがみられることである。親は伝統的な産業ないし職業や単純労働などへの従事者が多いが，子女はそうした職業より，時代的雇用労働を希望するものがみられるが，これとともに近代的な大企業への就職はきわめて少ない。

このような事情は一見すると知識や技能や教育程度の低さによるものとみられるが，基本的には社会的差別と偏見によってよい就職ができないのが原因である。

また，子女の雇用労働が多くなったのは，子女が伝統産業や単純労働を嫌うためであるが，根本は経済成長にともなう労働力の絶対的不足が大きな原因であり，そのなかで低い賃金のなかに置かれているということである。

(ホ) 教育状況

教育の状況は，学校教育における児童生徒の学業の不振と社会教育のおくれ。同和教育の不振等が目立っている。

学校教育における児童生徒の成績は，小学校，中学校のいずれの場合も，全般的にかなり悪く全体的にみると上に属するものもいるが，大部分は中以下である。

中学生徒の進路状況は都市的地区，農村的地区ともに就職者が大部分であって，進学者は少なく，進学率は一般地区の半分で，30%前後である。進学率の劣るのは，家庭の貧困か本人の学力不振によるものが多い。しかし親の教育関心はきわめて高く，80%前後の者は子女の進学を希望しているのは注目される。

社会教育活動は地区によって隣保館ないし集会所（公民館）を拠点として，かなり活発になされているところがあるが，全般的には低調である。その理由は，施設や設備の不備，職員(とくに指導者)や予算の不足，職務の多忙などであるが，なかでも指導者の不足が問題となっている。

社会教育団体活動は，青年団は少なく，婦人会と子供会を中心にされているが，その主な内容は，婦人会活動の場合は，生活技術や一般的教養に関する講習会，講演会，見学会などであり，子供会の場合は見学会，

レクリエーション，補習学級などである。なお青年団活動の少ないのは，その年令層の人に流出が多いのを裏書している。

同和教育は，実際には学校教育と社会教育の場でなされるが，現状は低調さを免れない。

これは，一つには同和教育の基本方針の不徹底のためであるが，二つには，現場の教員や指導者の知識や訓練の不足のためとみられる。

住民の教育水準は，親の層も子どもの層もかなり向上したが，しかし一般地区と比べると，まだかなり劣っている。たとえば昔なら親の教育水準は，小卒や高小卒がほとんど，旧中卒はきわめてまれであったが，こんにちでは，旧中卒も15%前後あるし，子どもにいたっては，高校卒以上が30%前後はある。しかし，これは一般地区の場合，親の層が30～40%，子どもの層が60～70%であるのに比べると半分以下である。

㈬ 生　活　環　境

同和地区がしばしば低所得層密集地区（スラム）と同一視されるのは外見的生活条件がきわめて劣っているからである。

道路および下排水路は一般に未整備で，保健衛生や火災防止上危険などの点からも改善の余地が十分にある。また路上の街灯設置についても，設備された地区はきわめて少ない。

上水道設備の普及は，いぜんとして共同利用，あるいは井戸の利用という状態がみられる。都市的地区でさえも現在，井戸利用がまだ少なくない。し尿と塵芥の処理施設は，都市的地区の場合，次第に整備され，一般市街地なみになっているが，農漁村の場合，不完全なものが多く，ことに塵芥の放置，あるいは，その不完全な処理が地区内でなされることが多い。

住宅状況は改良住宅の増設による整備がかなり進行している地区が見られるが，不良の木造過密住宅のまま取り残されている場合が多い。住宅形式は多くは木造平屋の独立家屋または長屋である。都市的地区の中には，道路建設予定地その他に不法占拠もみられ，また，都市，農村的地区を通じて仮小屋住宅もある。

住宅設備のうち，共同浴場をもつ地区はかなりあるが，台所，便所は十分ではない。ことに共同便所の利用がまだ多くの地区にみられ，また非衛生な汲取式便所の改善はほど遠い。光熱設備は，都市の場合，都市ガス利用の世帯が多少ともみられるが，農村をふくめて，その普及率はきわめて低く，石油コンロや薪炭の利用が多い。

㈦ 生　活　水　準

同和地区住民の所得水準は一般に低く，またその向上は先にみた地区産業職業構成の特徴からも明らかなように，かなり困難な状況にある。同和地区人口の多くは単純労働，不定期労働に従事し，月収額は少なく，一定しない場合が多い。月収は都市農村地区とも家族的就労による場合が多い。すなわち収入は世帯主のみに依存することが少なく，配偶者あるいは同居家族員の個別的就労による複合的収入形態の場合が多い。

支出については，収入額ないしはそれを超える場合が多くみられる。しかも限られた収入を無計画に支出するという傾向がみられる。エンゲル係数がきわめて高いのも一つの特徴である。

収入形態については，家族員の勤労収入ないしは一部に単独の自営による世帯が多いが，２人以上の家族員の勤労収入あるいは勤労収入と事業収入の総合もかなりみられる。また，財産収入，福祉年金，失業保険，扶養仕送りなどによる世帯も僅かながらみられる。

耐久消費財の普及率は，全国的にみて低い。ことに，ミシン，電気洗濯機，テレビは全国平均より低い。新聞雑誌の購読率は，ともにかなり低い場合が多く，ことに雑誌については定期購読するものはほとんどない。それらの普及率は，同和地区住民の所得水準に対応してみられ，低所得階層については経済水準と同様に文化水準の低劣さがみとめられる。

㈤ 生　活　福　祉

地区における経済，文化水準の低さは，住居の貧困，疾病などの社会問題をもたらすほか，非行，犯罪，不就学，長欠などの病理現象を発生させる原因となる。

地区全般を通じて，各種公的扶助の受給世帯の割合が多いことも無視できない。

他方，各種社会保険への加入率は，全般的に低く，健康保険，共済組合，国民健康保険などへの加入率は，一般地区と比較してかなり下まわっている。また隣組などのいわゆる私的扶助への依存は，以前と比べてかなり減少しつつある。

農村地区の場合は，被保護世帯の割合が少ない。しかしその結果，地区の生活程度が高いとはいえない。

生活福祉に関する同和地区住民の積極的な働きかけは，きわめて部分的，一時的である。

たとえば，地区内の青年団，婦人会，老人クラブ，子ども会その他の地域団体への積極的な関心と参加は消極的である。そうした地域団体は，地区住民の積極的な参加をうながしかつ十分な関心をそそる機能をもたない。また地区内における福祉活動の専門的従事者による適切な指導もない場合が多い。

(リ) 同和問題意識

「差別」に関する人権意識に関しては，一般地区において，同和問題の認識の不足が強く指摘される。しかも，一般地区住民の間にかなりの誤解や偏見が残されており，性，年令階層，あるいは地方によってはまだ強い「差別感情」が残存している。一般の人々には「結婚，就職に際して，今日，憲法に保障された基本的人権がすでに保障されている」とするもの，つまり，「部落の有無にかかわらず人権の侵害はない」とするが，同和地区住民の場合は結婚，就職に際して，すでに直接的な差別経験をもったことにより「人権は守られていない」と主張するものがある。

一般地区住民の同和地区および同和地区に対する直接的な感情，態度をみると，都市，農漁村区に共通してみられる問題は，地区住民との交際が形式的に求められるとしても，本質的には一般地区住民の側からの交際は消極的であり，むしろそれをさけるという傾向があること，同和問題に関する正しい認識や知識をもたず，また問題解決に対しての積極的な熟慮がうかがわれないこと，地区によっては，地区住民の粗暴さ，態度，服装，教育程度，教養貧困などの点に問題を認め，明らかに直接的差別の言動を示す場合もあることが認められた。

地区住民の多くの経験する差別言動は「職業，職業上のつきあい」「結婚に際して」「近所づきあい」「学校を通じてのつきあい」などである。そのうち就職，結婚に際しての差別経験者がことに多く，しかも性別，年令別にかかわりなく何らかの直接的な差別を経験している。また，地区周辺の一般住民の間には，たとえ直接的な差別言動の表示がなくなってもなお「差別は残る」というもの，あるいは「差別はどのような社会的施策を通じても解決されない」と考える者もみられた。

第2部　同和対策の経過

1　部落改善と同和対策

明治4年に解散令がだされたことは，同和問題の画期的なでき事であった。しかし実質的な解放を保障する行政施策が行なわれなかった結果，その後しばらくして，みずからの努力で同和地区を改善しようとする自主的な運動が，同和地区住民のあいだから起こったことは注目されてよい。

明治維新につづいておこった自由民権運動に刺激され，社会の最低辺に抑圧されていた同和地区住民が自主的運動に走ったことは当然である。ルソーの民主主義思想をはじめてわが国に移入した中江兆民とその門下の前田三遊は，しきりに同和問題を論評して同和地区住民の自覚を喚起することに努めた。その影響をうけた青年らが中心となり，岡山県の一角に「備作平民会」という改善運動団体が生まれたのは，明治35年6月で，これが同和地区改善運動の先駆となった。備作平民会は「先ず同族間の積幣を晒清し，しかる後，外に対して鬱屈を述べんとする」方針のもとに風教改善，道義の鼓吹，殖産教育の奨励，人材の養成などを積極的に行ない，自主独立の基礎を固め，しかるのち社会に向って反省を促そうとするもので，内部改善主義の典型ともいうべき主張をかかげていた。

ついで，明治36年7月，大阪市で「大日本同胞融和会」が結成された。

この創立総会には東京，愛知，三重，京都，大阪，奈良，和歌山，兵庫，岡山などの各府県をはじめ，九州，四国の各地から300人にのぼる地区代表が参加し，全国的規模の集会となった。この総会で決定された活動方針も備作平民会のそれと基本的には変わりなく，道徳の修養，風俗の矯正，教育の奨励，衛生の注意，人材の養成，勤倹貯蓄，殖産興業などをかかげている。いずれにしても大日本同胞融和会の結成は改善運動が全国的に発展したという意味で大きな意義がみとめられる。

日露戦争後，国の財政は窮迫し，国民の生活は物価騰貴のため困難を加えた。国力の回復と国民生活の安定が政府の緊要な課題となった。内務省は地方改善事業に力を注ぎ，模範町村の設定を奨励指導した。ところが，関西地方の府県知事は，同和地区があまりにも劣悪な状態にあるため，直ちに模範町村などをつくることの困難なことを訴えた。その後政府は，明治40年に全国の同和地区調査を行ない，

奨励金を交付して「模範部落」や改善功労者を表彰することとした。かくて，大阪，和歌山，兵庫，奈良，京都，三重などの各府県で地方改良事業の一環として部落改善事業がとりあげられるにいたったのである。

ついで，大正元年11月7～8の両日，内務省主催の全国細民部落協議会が開かれ，宗教などあらゆる問題が論議された。その席で当時の地方局長水野錬太郎は「部落を完全に改良して国家のため有為の民たらしめ，もって国家を富強にしたい」そのためには「地方の篤志家や有力者と協力し，官民合同で精神と物質の両面から部落改良に努めなければならない」と，政府の見解を述べている。

こういう部落改良方策が具体的にはどのように行なわれたかを知るため，三重県の例をとってみよう。元内務省警保局長であった三重県知事有松英義は，県の慈恵救済員竹葉寅一郎というキリスト者を実際指導にあたらせ，警察署長や郡町村長が協力して各地区毎に「自営社」なる団体を作らせ「愛国心ハ快殖シ人道ヲ啓発シ清潔法ヲ励行シ教育ノ普及ヲ計ル」改善運動を起こし，生活改善，風俗矯正につとめた。このような改善運動を推進する自営者の規約の冒頭に「至仁ナル聖世ニ生レタル御蔭ナレバコソ吾等ハ今日ノ御恵ニ遭フコトヲ得タルヲ有難ク思ヒテ毎朝三拝スル事」と規定している。当時の部落改善施策の慈恵的な性格を端的にあらわしたものといえよう。

大正時代における民間運動を代表する「帝国公道会」は，大正3年6月，大江卓の発起で創立された。その趣意書に「同胞中今日猶ほ頑めい固ろう，日常相互の交際において聖旨の在る所を忘失し，人道上の大道を無視して恬然恥ずべきを知らざる者甚しとせず。是れ実にわが社会の一部に未だ全く蛮国を脱却せざる者あることを表明するものにして，吾人の国家のために決して袖子傍観するを得べき所にあらざるなり」と述べているごとく，その意図するところは，社会一般の迷蒙を打破せんとする人道主義の同情融和運動であった。

一方，この時期に，同和地区の人びとの自覚に基づく自主的な改善運動が勃興したことに注目しなければならない。すなわち，大正元年8月，奈良県に「大和同志会」が結成されたのをはじめ，福岡県に鎮西公明会，広島県に福島町民一致協会，島根県に出雲同志会，岡山県に岡山県同志会が相次いで結成され，部落改善運動が展開された。

これらの団体はさきに引例した明治時代の三重県における自営社とは性格を異にし，上からの奨励による官製の団体ではなく，下から同和地区住民の自主的な団体として組織されたのである。

前記の細民部落協議会に和歌山県代表として出席した岡本彌が内務大臣平田東助に提出した要望書は，当時の改善運動指導者たちの見解や主張を代弁している。すなわち，

一　部落特有の職業はなるべく改めしむるよう奨励し，皮革の如き厭ふべき臭気ある職業は人家稠密の場所には禁止すること。

　また，履物直しその他見苦しき職業は取締規則を設け体裁を改めしむるような処置を希望す。

一　細民の住屋は採光と煙出しの不備より，眼疾を招くこと多し。また便所の設備概して不完全なり，府県には家屋建築条例を設け一定の猶予期間を与えて，漸次改造を命ぜられたし。

一　住居道路溝梁の掃除についても，取締規則を制定せられたし。

一　部落の人口は益々増殖し細民は益々増加す。他への移住策について格別の考慮を払われたし。

一　部落特有の疾患にトラホームあり，これが社治については格別の施設を願いたし。

一　部落の幣風は一朝一夕で醸成されたものではないので，単に指導奨励文では到底改善さるべきとは思われない。国家として相当の助成金を支出されるよう，御配慮願いたし。

一　部落の改善に，部落民の自覚は最も肝要の次第なるも，部落民の自覚を障害しているものは一般民の差別行為である。以下（二・三）の実例を具陳せん。

① 官衛公署は勿論，会社工場には部落民を使用されていない。部落民の教育が進まないのは，皆これに原因している。

② 小学校，中学校は勿論，専門以上の学校に部落民の入学は甚だ困難である。学校内に於ける差別撤廃は部落民の就学心を向上せしむる唯一の方法である。

③ 相当学識を有するものは，努めて官公署に任用されることともなれば，部落の人心を鼓舞激励し，教育は奨励を待たずして進歩すべきことと信ず。

　部落改善は，つまり富の向上を図ることである。

一　部落民なるが故に営業上に，また農民の小作上に於いて，不利な立場に於かれている実例は少なくない。是等差別行為の除去に努力されたし。

以上のごとく，明治，大正時代の部落対策の改良主義的

特徴は，同和地区住民の生活実態の劣悪性がわが国の社会経済体制の病理に由来することを理解せず，ただ単に地区住民の主体的条件を改善整備することによって同和問題の解決が実現されるとの認識にあったのである。

2．解放運動と融和対策

同和問題が政府をはじめ広く社会一般から注目され，深い関心を持たれるようになったのは，大正時代後半のことであり，その契機となったのは7年7月勃発した米騒動と，11年3月結成された全国水平社の運動である。米騒動は，米価の暴騰により生活難に陥った広範な低所得階層の憤激が自然発生的に暴動化したものである。

この暴動に京都，岡山，広島，津，名古屋などの都市における同和地区住民が，勤労者や市民など一般大衆とともに多数参加し，激烈な行動に出たことは事実である。

また，滋賀，奈良，和歌山，富山，香川，山口，福岡等の各地で地区住民が暴動に参加したことも事実である。けれども，同和地区住民のみで米騒動を起したものでもなければ，差別問題が原因で暴動化したものでもなく，また，同和地区住民が計画的，組織的に暴動を指導したのでもなかった。

しかし，第一次大戦の経済的影響による未曽有の好景気のなかで，同和地区住民の大多数が差別の中の貧困ともいうべき劣悪悲惨な生活状態におかれていたことと相まって，多年にわたってうっせきした差別圧迫と憤まんが爆発して多数の地区住民をして米騒動に参加させた。

政府をはじめ，社会一般の関心は，そのような反社会的エネルギーが潜在する同和問題の深刻さと重大さに集約される。

言いかえれば，米騒動によって同和問題は新しく再発見され，重大な社会問題として認識されたのである。それを立証したのが帝国公道会主催の同情融和大会であり，大正9年度の国の予算に地方改善費が5万円計上されたことである。

帝国公道会が東京築地本願寺で第1回同情融和大会を開催したのは大正8年2月であった。

大会には貴衆両院議員，関係各省大臣をはじめ，華族，学者，宗教家および同和地区の有力者など340余名が出席した。

大会宣言をみると「もしこれ斯の如くして其途を改めずんば彼等の内過激思想を抱くものに至っては，あるいは社会を呪咀するものを出すなきを保すべからず」とのべ，為政者の反省を促している。

この大会に参集した同和地区の有力者たちは別に会合を持ち対策を協議した結果，内務省，陸軍省，海軍省，文部省などの関係各省および各政党に対し，部落改善に関する陳情を行なうとともに，翌3月第41帝国議会に請願書を提出した。

ついで大正10年2月第2回同情融和大会を開いたが，この大会には全国各地の同和地区代表が多数参加した。大会のあと和歌山県，広島県，山梨県等の同和地区有力者数名が実行委員に選ばれ，関係各省に陳情して部落改善施策の積極的な実施を要請した。

そしてさらに，第42回帝国議会に次のような請願を行なった。

一　部落民を官公吏に採用すること。
一　官公文書，身本調査等に特殊部落または其他忌むべき文字を記載せしめざること。
一　軍隊内に於ける差別待遇を廃止すること。
一　教育上に於ける差別待遇を廃止すること。
一　部落改善団体を組織すること。
一　部落改善調査機関設置のこと。
一　部落改善費は国庫より支出せられたきこと。
一　内務省に部落改善事務の局課を設け，専任の官吏を置くこと。
一　地方庁内に社会課を設け，部落改善の専任官吏を置くこと。
一　北海道に団体移住する戸数の内規制限を撤廃すること。

この請願の内容は，当時の同和地区指導者たちが同和対策としてどのような具体的施策を要求していたかを知る好資料である。それは一言でいえば，明治大正初期の改良主義運動と基本的には変わりない要求であるが，内部改善第一主義から脱却して行政施策の要求に発展したという点で前進がみられる。

このような情勢のなかで政府は，全国部落調査を行なうとともに，9年8月新設された社会局の諮問機関である社会事業調査会の答申「部落改善要綱」を採択して行政方針を確立し，翌10年度には予算を21万円に増額して施策の拡充をはかった。

かくて，同和問題が政府の政策のなかにとり上げられたのに呼応して8年10月高知県公道会，9年8月岡山県協和会，10年3月広島県共鳴会などの新しい融和団体が相ついで結成された。また，全国的な組織を有する団体としては，

有馬頼寧を会長とする同愛会が10年９月に結成され，この時期における民間団体の改善，融和運動はようやく全国的に拡がっていった。

そして，指導理念や運動方針も，労働運動や社会主義運動の台頭，国際的潮流としての民族自決，人種平等の思想的影響をうけて，大きく変化した。

すなわち，従来の部落改善を第一とする改良主義から差別撤廃に重点を置く融和主義の方向へと転換したのである。

このような融和運動に対抗して，大正11年３月３日京都の岡崎公会堂で全国水平社の創立大会が開かれた。

近畿地方を中心に，中国，九州，四国，関東，中部各地方の同和地区代表約2000名が参集し，会堂にみなぎる悲壮な感激と異常な昂奮のなかで，人権宣言ともいうべき全国水平社結成の宣言が発表され，つぎのような運動方針の大綱を示す綱領が満場一致で採択された。

一　我々特殊部落民は，部落民自身の行動によって絶対の解放を示す。

一　我々特殊部落民は，絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し，以て獲得を期す。

一　我等は人間性の原理に覚醒し，人類最高の完成に向って突進す。

全国水平社は，改良主義の部落改善ではなく完全な解放を目ざし，協調的な融和主義ではなく差別撤廃のため斗争する自主的団体として発足した。

これは融和団体と根本的に異なる性格である。この全国水平社の運動は燎原の火のごとき勢いで全国的に拡がり，「我々に対し穢多および特殊部落民の言行によって侮辱の意思を表示したる時は徹底的糾弾を為す」という大会決議が実践にうつされたため，初期の段階において一面では反社会的現象もあらわれたことは否定できない。

けれども他面において，同和地区住民の基本的人権に関する自覚を高めたこと，部落差別の不合理性についての社会的認識を普遍化したことなど，水平社運動が果した役割は大きかったといわなければならない。

全国水平社が結成された翌年の国の地方改善予算は，一躍前年度の２倍を超える491,000円に増額された。

政府は，12年８月内務大臣訓令を出して，差別的偏見打破の必要を力説するとともに，積極的に融和運動の奨励助成に努めたので，全国の関係各府県にもれなく融和団体が組織された。そして，さらに民間融和団体を迎合した全国的連合体である中央融和事業協会がつくられ，平沼騏一郎が会長となり内務省の外郭団体として水平社の運動に対処する陣容が整えられたのである。

昭和５，６年にわが国農村を襲った農業恐慌に対処するため，政府は時局救済対策を実施したが，そのさい同和対策の応急施策として貧困な地区農民を救済する事業が行なわれた。

それが契機となって，従来の観念的な融和運動から自覚更生に重点をおく運動へと発展した。

そしてさらに昭和10年「融和事業の総合的進展に関する要綱」が決定され，それに基づいて昭和11年度を起点とする「融和事業完成10カ年計画」なるものが立案された。

その内容をみると，経済更生施策と教育文化施策を大きな２本の柱とし，経済更生施策としては，中堅人物の養成と自覚更生運動に重点をおき，教育文化施策としては，同和教育の振興と差別解消のための啓発教育活動に力点をおくものであった。

このことは従来，無計画であった同和対策に総合，統一性と計画性とを与えたという意味で，画期的な意義を持つものであった。

しかし，政府はその計画を全面的に採用する予算措置を講じなかったので，せっかくの計画も中途半端におわり，やがて太平洋戦争勃発により同和対策は戦争施策の犠牲にされ，険しい時局の暗やみの中に埋没されてしまった。

それと同時に，中央融和事業が指導する融和運動もまたしだいに国家主義の傾向を強め，戦争目的に順応する国民精神総動員の一翼と化し，本来の目的と役割とを喪失していったのである。

3　現在の同和対策とその評価

太平洋戦争に敗北した日本は，連合軍の占領下に置かれた。占領政策の方針として，同和地区を対象とする特別の行政施策は禁止されたので，政府の同和対策は中断され行政の停滞を余儀なくされた。

戦争によって荒廃した社会経済情勢のもとで，国民一般の生活は極度の窮乏に陥ったが，とくに同和地区住民の困窮が甚だしかったことはいうまでもない。

しかも，部落差別はいぜんとして存続し，差別事件によるトラブルが各地で頻発した。

つまり，戦後のいわゆる民主的改革にもかかわらず同和問題は未解決のままでとり残されたわけである。

このような情勢のもとで，昭和21年２月「部落解放全国

委員会」(のちに部落解放同盟と改称された。)が結成され，自主的な解放運動が再組織された。

戦後の部落解放運動は，水平社運動の伝統を継続し，その経験と理論の上に立って発展したものであるが，その特徴は，いわゆる「行政斗争」を中心に同和地区を基盤として組織を拡大したことである。

すなわち，部落差別についての認識を深め，従来水平社が行なってきた心理的差別に対する糾弾斗争から前進して，て実態的差別の存在を強調し，その責任は行政の停滞にあるとして，地方公共団体および政府に対し部落解放の行政施策を要する大衆斗争を全国的に展開するにいたったのである。

昭和33年に起った教職員の勤務評定反対斗争に部落解放同盟が積極的に参加し，同和地区住民に大きな影響を与えたことはその顕著な一例である。また，部落解放同盟が労働組合や革新的政党と共同して，生活安定と権利擁護のための斗争や平和を守る斗争に積極的に行動するようになったことは注目される。

一方では，昭和26年11月，近畿，中国，四国，九州などの地方公共団体の同和対策関係職員を中心とする「全日本同和対策協議会」が生まれた。

当初の数年間，全日本同和対策協議会は，部落解放同盟と提携協力し，政府に対して同和対策の積極的実施を要請する運動を行なった。しかし，結局，指導理念を異にする両者の意見が対立し，ついに袂を分つにいたったのである。

その後，昭和35年5月，同和地区住民を中核とし，全国民運動をめざす「全日本同和会」が結成された。

この二つの団体は，戦前の部落改善，融和運動の流れを継続し発展したものということができる。

そしてこれらの民間団体はそれぞれの立場から，中断された同和対策の復活を強く要望し，総合的な同和対策を国策として樹立し同和問題の根本的解決をすみやかに実現するよう政府と国会に対して要請するに至った。

かくて，講和条約が発効してのち，昭和28年度の国の予算に戦後はじめて，同和地区に隣保館を設置する経費の補助金が計上され，31年度からさらに共同浴場，34年度から共同作業場および下水排水施設というぐあいに，環境改善事業の予算が増額され漸次戦前の同和対策が復活していった。

しかし，それは部分的な改善事業にとどまっていたので，同和問題の抜本的解決をはかる総合的対策の樹立を要請する声がしだいに高まった。昭和32年，部落解放国策樹立国民会議が結成され，国会に提出した国策樹立の請願が採決された。そこで政府は，昭和33年，内閣に同和問題閣僚懇談会を設け，関係各省の行政施策のなかに同和対策をとり入れることとした。

また一方，政党でも自由民主党，日本社会党がそれぞれ特別委員会を設けて同和対策を検討し政策審議会の決定を経て各党が同和対策要綱を発表するにいたった。民間においては，昭和35年に部落解放同盟を中心とする「部落解放要求貫徹請願運動」が全国的な規模で展開されたのをはじめ，全日本同和会および全日本同和対策協議会の国策樹立要請運動が強力におしすすめられた。その結果，昭和35年の第35回臨時国会に自由民主党，日本社会党および民主社会党が人権尊重の建前から超党派的に連携して，同和対策審議会設置法案を共同提案し，国会は全員一致をもってその法案を可決した。

政府のこれまでの同和対策は，厚生省と文部省および建設省の所管に属する行政施策が主なものであるが，同和問題閣僚懇談会が内閣に設けられてからのちは，モデル地区の設定に基づき総合的施策を実施する方向に進展し，労働省，農林省，通産省，自治省，法務省などの所管に係る各種の施策も新たに加えられ，国の同和対策予算も逐年増額されていった。このような政府の同和対策の発展にともない，その行政区域内に多数の同和地区を有する地方公共団体においても，政府の行政施策の実施に協力するだけでなく，独自の立場で自己の財政負担によって従来から行なってきた同和対策をより一層積極的に実施するようになった。

以上述べた戦後の同和対策を戦前のそれと比較すれば，一歩前進したことはたしかである。このことは正当に評価されなければならない。

本審議会は，以上概観した同和対策の経過にかんがみ，これまで政府によって実施された行政施策に対し次のような総括的評価を行なったのである。

① 明治の末から大正の初めの頃までの政府による同和対策は，治安維持と窮民救恤の見地から行なわれた行政施策であって，その基本的性格は慈善的なものであったことを否めない。ことに，当初，地方改善行政の一環として行なわれた部落改善施策は，同和地区住民の自発的精神と自主的行動を基調とする部落改善運動として推進し発展させる方策がとられず，観念的，形式的な指導と奨励による風俗矯正にとどまったきらいがあった。

② 大正の中頃，全国的に勃興した自主的な改善運動は同和地区住民の自覚のあらわれであったが，政府はそれにこたえて改善施策を積極的に行なうことをせず，限られたた僅かな予算で改善事業を慈恵的に行なっていたにすぎなかった。

③ 政府が同和問題の重要性を認識するに至った契機は，米騒動と水平社運動の勃興であった。また明治時代から現代に至るまで一貫して，政府の同和対策は多分に切実な要求と深刻な苦悩に根ざす同和地区住民の大衆的な運動に刺激され，それに対応するための宥和の手段として行なわれた場合が多かった。

④ 従来，政府によって行なわれた同和対策としての具体行政施策は，応急的であって，長期の目標に基づく計画性と複雑多岐な側面を持つ同和問題に即応する総合性とに欠けていたことは否定できない。このような行政施策の欠点は，いわゆる縦割行政の弊害から生ずるだけではなく，同和問題の根本的解決に対する政府の姿勢そのものに問題があったといわなければならない。

⑤ 現段階においても，同和対策は一般行政に比し複雑困難な問題として扱われているかの感があるが，その正しい位置づけがなされないと差別的な特殊行政となるおそれがある。したがって，政府によって行なわれる国の基本政策の中に同和対策を明確に位置づけ，行政組織のすべての機関が直接間接に同和問題の抜本的解決を促進するため機能するような態勢を整備し確立することが必要である。

⑥ 国と地方公共団体の同和対策が一本の体系に系列化され，政府，都府県，市町村それぞれの分野に応じた行政施策の配分が行なわれ，国が地方公共団体の財政上の負担を軽減する配慮が十分になされるごとき組織的な同和対策が確立されていないことも，大きな欠陥として指摘される。そのため，同和対策を積極的に実施するところと，ほとんどそれを実施していないところと，地方公共団体の態度如何によって生ずる格差が大きく，全国的にきわめて不均衡な状態である。

⑦ 国の予算に計上される同和対策の経費は逐年増額されている。しかしながら，同和問題の根本的解決をはかるために必要な種々の経費としてはきわめて僅少であった。政府が真実に同和問題の抜本的解決を意図するならば，なによりもまず，国が同和対策のために投入する国庫支出は，その社会開発的意義と価値を正しく認識し，飛躍的増大をはかることこそもっとも必要なことである。

⑧ 以上の評価に立つと，同和問題の根本的解決を目標とする行政の方向としては，地区住民の自発的意志に基づく自主的運動と緊密な調和を保ち，地区の特殊性に即応した総合的な計画性をもった諸施策を積極的に実施しなければならない。

第3部　同和対策の具体案

これまでの同和対策は，明治維新の際の太政官布告を拠りどころとするものであって，それはそれなりに無視することのできない意義をもっていた。

けれども現時点における同和対策は，日本国憲法に基づいて行なわれるものであって，より積極的な意義をもつものである。その点では同和行政は，基本的には国の責任において当然行なうべき行政であって，過度的な特殊行政でもなければ，行政外の行政でもない。部落差別が存在するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。

したがって同和対策は，生活環境の改善，社会福祉の充実，産業職業の安定，教育文化の向上および基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないのである。

以上の諸施策は，各々その分野において強力に推進されなければならないが，同時に，総合対策として統一的に把握され，有機的かつ計画的に実施されなくてはならない。

なお，この際とくに次の諸点に留意する必要が認められる。

① 社会的，経済的，文化的に同和地区の生活水準の向上をはかり，一般地区との格差をなくすことが必要である。このためには，生活環境の改善，社会福祉の充実，産業職業の安定，教育文化の向上等の諸施策を積極的かつ強力に実施しなければならない。なおこの場合，地区住民の自覚をうながし，自立意識を高めることが強く要請される。

② 地区住民に対する差別的偏見を根絶することが必要である。このためには，学校教育社会教育を通じて同和教育の徹底をはかるとともに，人権擁護活動を活発に展開しなければならない。なおこの場合，部落差別は古い因習や迷信と無関係ではあり得ない。したがってこのような弊風を温存する非合理性の強い，おくれた地域社会の体質を改善し，その近代化をはかるためにも適切な対策を講ずることがきわめて大切である。

③ 同和問題を社会開発および経済開発の中に正しく位置づけ，前進する日本の政治態勢の中でその解決をはかることが必要である。たとえば多年の懸案である生活環境の改善や就職の機会均等などの諸施策は，このような現在の前向きの姿勢の中で積極的に推進されなければならない。

1　環境改善に関する対策

(1)　基本的方針

同和対策としての環境改善対策は，健康で文化的な生活を営むため，その生活基盤である環境を改善し，地域にからむ差別的偏見をなくすことである。

すなわち，住むところが違うという意識を醸成する劣悪な環境を改善することは，社会福祉の充実，経済生活の確立および教育水準の向上などの諸施策の基底となるもので，特に重要な意義をもっている。

したがって，この対策の実施推進にあたっては現行の制度や施策にとらわれることなく，前向きの姿勢で積極的に取りくむ必要があり，とくに社会開発の重要な課題として計画的に推進されなければならない。

① 立地条件の改善

部落が劣悪なる生活環境におかれている原因は，河川敷，堤防下，崖の上，谷間，低湿地，浜辺といったような大風雨や豪雨によって，たちまち災害を受けるようなことが多いからであり，中には人間の住むところではないといったような地域もみられる。すなわちこのような居住地域については，その実態を調査し，抜本的に改善する対策を樹てる必要が認められる。

② 同和地区環境の改善

同和対策としての環境の改善は，現在の地区の実態を根本的に解消するというねらいを持つものでなくてはならない。その方針としては地区整理を実施する必要が認められる。

住宅地区改良事業，土地区画整理事業などの現行制度による改善が行なわれるにしても特別な基準または特別な手法で行なう必要がある。

③ 小部落地域の改善

農村漁村の中の特に戸数の少ない地区の環境改善は，特別の配慮を必要とする。地理的条件はもちろん，経済的，社会的条件にも欠けているこれらの地区は，農政が曲り角にきたといわれる中で取り残される実情の下にある。

それは，地区が経済的にゆきづまってきたことや青少年が都会に流出しつつあることによってうかがわれる。その意味ではこれらの地区においては，住民の移住・転をも考慮した適切な環境改善が必要である。

④ 環境改善対策の総合性

環境改善対策は，社会福祉の充実，経済生活の確立および教育水準の向上などの諸施策と相まって，実施されなければならない。住宅，道路，下水などの基本的な施設はいうまでもなく，隣保館，保育所，診療所，集会所，共同浴場，共同作業場，児童遊園等の福祉施設もそれぞれの地区の実情に即して適当に配置される必要がある。

⑤ 環境改善と国の責任

環境改善対策は，その歴史性と社会性に鑑みて，基本的には国の責任において実施されなければならない。現行制度の諸施策は，府県や市町村など，地方公共団体の財源難のために，ゆきづまっているのが多い。いわんや用地の確保，造成に対する特別措置等，地区整理の目的を達成するような対策は，原則的には国の責任において実施することが必要である。

(2) 具体的方策

① 地区整備対策

市街地区および農村漁村地区の抜本的な環境改善をはかるため，住宅の建設，改修および移転，道路および上下水道の設置，集会所，保育所，隣保館等の建設等を総合的に行なう基本計画の作成を含む地区整備の制度を設けること。

その際，災害危険区域その他立地条件の劣悪な地域については，防災的施設の整備，要すれば部落の移転についても行ないうる制度とすること。

② 住宅対策

Ⅰ）公営住宅および改良住宅の建設を積極的に行なうこと。

Ⅱ）住宅または宅地のための長期低利融資制度を充実すること。

Ⅲ）住宅改修のための長期低利融資制度を充実すること。

Ⅳ）農村漁村向きの住宅の特殊性を考慮した制度を検討すること。

③ 生活環境の整備

Ⅰ）地方改善事業対策

地方改善事業については，対象地区の実態に即した環境改善事業が推進できるように，さらに一層拡充強化をはかること。

特に地区道路，下水排水施設，橋梁施設等の整備拡充，隣保館，共同作業場の共同利用施設の拡充，その他共同井戸，共同炊事洗濯場，共同便所，墓地移転，納骨室，火葬場，ごみ焼却炉，し尿貯溜槽，と場移転等の各種施設の整備拡充をはかること。

Ⅱ）上水道普及の促進

都会的地域はもとより，中小都市，農村地区における上水道の普及率はきわめて低い。全般的には水道の共同利用ないし井戸利用の形態が多い。したがって，都市，農村地区を問わず，普及率のいちじるしく低い地区に重点をおき，上水道，簡易水道の敷設，普及をはかる。ことに傾斜地，山間などの立地条件の悪い部落では，水資源の確保，給水能力の向上をはかること。

Ⅲ）下水，し尿，塵芥処理

下水設備の未整備，し尿，塵芥などの公的機関を通じての衛生的な処理のおくれや公的な環境衛生施設の未整備については都市，農村地区とともに早急の解決をはかること。

Ⅳ）公害対策

都市地区ないしは近郊農村地区に屢々集中してみられる零細な部落産業，家内工業の諸設備は完全な整備を見る場合が，ほとんどない。ことに河川，下水の汚濁，騒音，悪臭などの非衛生的な生活環境は稠密な部落の生活環境を阻害し，健康を害するおそれがでている。地区内零細な諸産業の密集とともに，こうした公害問題の発生をみる。

これに対しては，地区の公害問題の検討を促し，その防除を可能にする助成措置を保健福祉の面から積極的にすすめること。

Ⅴ）公園，緑地，児童遊園等

部落内には公園，緑地，児童遊園等の諸施設の設置が不十分であるので，積極的にこれらの施設を整備すること。

2 社会福祉に関する対策

(1) 基本的方針

地区は「差別のなかの貧困」の状態におかれている。原始社会の粗野と文明社会の悲惨とをかねそなえた地区の実態は，日本社会の構造的欠陥の集約的なあらわれにほかならないが，その低劣な生活実態を媒介として差別の観念が再生産され，助長されるという悪循環がくりかえされる。

それゆえ，地区には一般平均をはるかにこえる生活保護受給率がみられるばかりでなく，疾病，犯罪，青少年非行など社会病理現象の集中化が顕著である。

したがって地区における社会福祉の問題は，単なる一般的な意味での社会福祉ではなく，差別と貧困がかたく結びついた同和問題としての社会福祉の問題としてとらえるべきで，その対策の目標と方向は，

① 憲法（第14条，第25条）の条文を実際の社会関係に具現し，対象地区住民の基本的人権を完全に保障することによって同和問題の根本的解決を実現することが究極の目標でなければならない。

② 当面の目標としては，現行社会保障制度を改善，拡充整備して国際的水準の社会的保障制度を確立すること。

さしあたり少なくとも，社会保障制度審議会の答申内容を早急に，全面的に実現すること。

③ 同和問題の特殊性にかんがみ，対象地区住民の個人および集団の諸問題を社会福祉の対象とし，一般的な社会福祉との関連の下に同和問題としての社会福祉を位置づけ，実効ある諸施策を積極的に実施すること。

④ 対象地区住民の近代精神を育成，助長して人権意識と国民的自覚を喚起し，自立向上の意欲を高揚すること。

(2) 具体的方策

Ⅰ）社会福祉関係の公的機関，施設および民間関係団体の同和問題に関する認識と理解を普及徹底させる措置を講ずること。

Ⅱ）公的機関を通じて対象地区に関する社会福祉調査を行ない，国はその調査資料に基づく社会福祉計画を樹立し，総合的，計画的に所要の諸施策を実施して目標の達成に努めること。

Ⅲ）対象地区の社会福祉活動を推進する専門ワーカーの養成，配置に努めること。

そのために，社会福祉関係大学等の教育機関との連携を緊密にし，専門ワーカーの養成を委託する等，適切な措置を講ずること。

Ⅳ）福祉事務所，保健所，児童相談所，隣保館，公民館などの関連諸機関，施設および社会福祉協議会，新生活運動協議会などのほか学校，地域団体などを包括する協議機関，活動組織を設け，対象地区の社会福祉を積極的に推進すること。

Ⅴ）既設の隣保館，公民館，集会所などを総合的見地に立って拡充し，その施設のない地区には新設して，欧米諸国にみられるコミュニティセンターのごとき総合的機能をもつ社会施設を設置するとともに，指導的能力のある専門職員を配置すること。

Ⅵ）公的扶助の保険基準額を引き上げること。

また各種社会保険の被保険者負担を軽減すると共に保険給付の内容を改善すること。さらに保険未加入者解消のための適切な措置を講ずること。

Ⅶ）児童福祉，身体障害者福祉，老齢者福祉などを一層推進するための制度の充実改善を促進するなど所要の施策を積極的に行なうこと。

Ⅷ）対象地区において顕著な疾病に対する治療，予防，健康管理等の措置を積極的に行なうとともに，リハビリテーションの推進，医療機関の整備などに万全の措置を講ずること。

Ⅸ）伝染病予防，衛生思想の普及徹底，巡回診療，集団検診など公衆衛生の増進施策を積極的に行なうこと。

Ⅹ）対象地区における心身障害者対策を強化し，乳幼児の特別検診による早期発見，療育相談の定期実施，身障者更生相談の実施などを積極的に行なうこと。

Ⅺ）対象地区婦人の就労状況に鑑み，乳幼児保育所および児童の健全育成のための児童館等の設置を促進すること，また各種医療機関，保健所など公的機関，施設による家族計画，育児母子保健，生活の合理化などに関し適切な指導を強化すること。

3 産業・職業に関する対策

(1) 基本的方針

同和地区の産業・職業状態をみると，まさにわが国産業経済の二重構造の最底辺を形成している。

同和地区の農漁村は，非近代的なわが国農漁業のうちでもとくに遅れた前近代的な零細経営であり，皮革履物等の伝統的産業は，中小企業以下の生業的な過小零細経営が圧倒的多数を占めている。

これら同和地区産業は，歴史的・社会的制約により日蔭の存在としてわが国の経済発展からとり残されているのであるが，それはまたわが国経済の高度成長を阻害する一因ともなっていることは見逃せない。

とくに注目しなければならぬことは，同和地区住民は不当差別により就職の機会均等が完全に保障されていな

いため，近代産業から締め出され，いわゆる停滞的過剰人口が同和地区に数多く滞溜していることである。

それゆえ，地区住民の生活はつねに不安定であり，経済的，文化的水準はきわめて低い。

これは，差別の結果であるが，同時にまた，それが差別を再生産する原因でもある。

かくて，同和問題の根本的解決をはかる政策の中心的課題の一つとしては同和地区の産業・職業問題を解決し地区住民の経済的，文化的水準の向上を保障する経済的基盤を確立することが必要である。

以上の見地に立つとき，同和対策としての産業，職業に関する対策の基本的方向と目標は，次のごとくでなければならない。

① 同和地区のような経済的基盤の劣弱な後進地区では社会開発と経済開発を併行的に行なうか，あるいは社会開発を経済開発に先行させることが必要である。

すなわち，同和地区の非近代的な社会経済構造を改革して近代的な地域社会を建設する目標の下に，経済開発計画と関連させて地区住民の生活，文化，福祉の向上をはかる諸施策を積極的に実施し，地区の経済開発を推進する方向で地区の整備を行なうこと。

② 同和地区には多数の停滞的過剰人口が滞溜しているが，さらに経済の高度成長の過程で地区の産業の衰退に伴なう失業者，転廃業者の多発が予想される。

しかも差別のために就職困難という事情が加わるので問題は一層深刻である。このような地区の停滞的過剰人口を良質の労働力として育成して近代産業部門に就労せしめる人的能力の開発が必要である。

とくに新規学卒の若年労働者に重点を置いて積極的に実施すること。

③ 同和地区の経済開発は，わが国経済のいわゆる二重構造を解消する政策の一環として，地区の特殊事情に即した特別の配慮をもって行なわなければならない。

すなわち，地区の農林水産業，各種製造業，各種販売業およびサービス業の実態を把握し，わが国産業経済の成長発展に対応して近代的企業として存立しうる条件をもつもの，あるいはその可能性を有するものに対しては，特別の助成および融資等による保護育成の方針をとり，衰退産業部門に属する過小零細企業で早晩没落の運命を免れえないものに対しては，職業の転換を円滑に推進する等の諸施策を行なうこと。

(2) **具体的方策**

① 農林水産対策

Ⅰ）土地改良，土壌改良，農地の開発造成，農道，水利，排水等の設備，土地の交換分合等の施設事業に対する助成と指導を積極的に行なうこと。

Ⅱ）動力，機械，科学技術等の導入，作業場，倉庫等共同利用施設の整備拡充などに必要な経費の補助と技術改良の指導を積極的に行なうこと。

Ⅲ）畜産，養蚕，酪農，果樹，園芸，農産加工など適地適産の多角経営への移行を奨励指導し，それに必要な共同施設の整備に要する経費の補助，低利長期の融資等を積極的に行なうとともに生産経営等に関する技術指導を行なうこと。

Ⅳ）国有，公有の開墾可能な山林，原野，沼湖等を払い下げ，開墾，営農および住宅建築などに対する助成，低利長期の融資等援助措置を積極的に行なうこと。

Ⅴ）山林・草地等共有地の入会権，慣行水利権等に絡む差別を撤廃し，その利用と管理の民主化を促進する適切な行政措置を講ずること。

Ⅵ）離農を希望する農家の転業，転職を円滑ならしめるため，転業資金の融通，職業指導および職業訓練就職斡旋など所要の援護措置を積極的に講ずるとともに離農者報償金制度の急速な実現に努めること。

Ⅶ）漁業，養殖場等漁業生産基盤の整備，動力漁船の建造，漁具の整備，漁港の築造または改修など漁業の施設の整備改善に要する経費の補助と低利長期の融資を積極的に行なうこと。

Ⅷ）他産業への転業，転職を希望する零細漁民に対しては，職業転換を円滑ならしめるため，転業資金の融通，転業指導，職業訓練および就職斡旋などの援助措置を講ずるとともに漁業から離れるものに対する報償金制度の特別措置を講じ，生活の安定と向上を図る施策を積極的に行なうこと。

Ⅸ）農山漁村失業者対策および出稼ぎ対策を樹立し，実施すること。

② 中小零細企業対策

Ⅰ）事業協同組合等の組織化を奨励指導するとともに既存組合の拡充，運営改善の指導と援助を行ない，企業集約化等の合理化と雇用関係，労働条件等の近代化を促進する諸施策を積極的に行なうこと。

Ⅱ）協同組合等の共同施設に対する設備近代化資金貸付制度を活用し，企業の近代化を促進し，生産性向上をはかる諸施策を積極的に行なうこと。

Ⅲ）現行技術改善費補助金，技術指導費補助金制度を拡充改善すると共に公設試験，研究機関を拡充強化し「部落」中小零細企業の技術革新を促進すること。

③　就業状態の改善対策

Ⅰ）新規学卒者の近代産業への雇用を促進するため職業安定機関と教育機関の連携協力を一層緊密にし，職業指導，就業斡旋，定着指導等の諸施策を拡充強化すること。

Ⅱ）対象地区関係の就職者が要望する場合は雇用促進事業団において身元保証を行なうこと。

Ⅲ）職業安定協力員制度を拡充強化，対象地区関係者の就職を円滑に促進するために協力員の人選および配置に特別の措置を講ずること。

Ⅳ）職業訓練所を増設，拡充し，対象地区出身の中高年齢労働者，失業者，不完全就業者，転廃業者等の職業訓練を積極的に行なうとともに，訓練手当増額支給の措置を検討し，その実現に努めること。

Ⅴ）職業訓練所を拡充強化し，対象地区出身の若年労働者に対する職業訓練を積極的に行なうとともに訓練手当増額支給の措置を検討し，その実現に努めること。

Ⅵ）農漁業および中小零細企業の転廃業者および従業者の雇用を促進するための諸施策を積極的に行なうこと。

Ⅶ）求人者側の理解を求めるために必要な諸施策を積極的に行なうとともに，雇用の選考基準，採用方針，選考方法などに関する差別待遇を根絶するため，職業安定表に基づき，啓発と指導を強力に行なうこと。

Ⅷ）「部落」出身の中高年者等就職困難な求職者の雇用を促進するため，職場適応訓練を拡充すること。

Ⅸ）失業者就労事業における労務者の待遇改善，就職促進，新規失業者登録条件の実情に即した取り扱い等失業対策を拡充強化すること。

Ⅹ）社外工，臨時工等不安定な雇用関係の下にある労働者の常用化を促進する措置を講ずること。

Ⅺ）中小零細企業における労働法規，社会保険制度などの厳正なる実施適用に関する指導監督を一層強化すること。

4　教育問題に関する対策

(1)　基本的方針

同和問題の解決に当って教育対策は，人間形成に主要な役割を果すものとしてとくに重要視されなければならない。すなわち，基本的には民主主義の確立の基礎的な課題である。

したがって，同和教育の中心的課題は法のもとの平等の原則に基づき，社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし，人権尊重の精神を貫ぬくことである。

この教育では，教育を受ける権利（憲法第26条）および，教育の機会均等（教育基本法第３条）に照らして，同和地区の教育を高める施策を強力に推進するとともに個人の尊厳を重んじ，合理的精神を尊重する教育活動が積極的に，全国的に展開されなければならない。

特に直接関係のない地方においても啓蒙的教育が積極的に行なわなければならない。

①　「同和教育についての基本的指導方針の確立の必要」

同和対策としての同和教育に関しては遺憾ながら国として基本的指導方針の明確さに欠けるところがある。

人間尊重の民主主義教育の推進が地域格差の解消に役立つことを否定するものではない。

しかし，戦後の民主主義がその方面に効果をあげつつも，戦後20年の今日，依然として恥ずべき差別が日本の社会に厳として存在していることは反省されなければならない。

すなわち，憲法と教育基本法の精神にのっとり基本的人権尊重の教育が全国的に正しく行なわれるべきであり，その具体的展開の過程において地域の実情に即し，特別の配慮に基づいた教育が推進される必要がある。

しかも，それは，同和地区に限定された特別の教育ではなく，全国民の正しい認識と理解を求めるという普遍的，教育の場において考慮しなければならない。

このような認識の上に同和教育の基本的指導方針が国として確立される必要がある。

なお同和教育を進めるに当っては，「教育の中立性」が守られるべきことはいうまでもない。

同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し，それらの運動そのものも教育であるといったよう

な考え方はさけなければならない。

② 教育行政機能の積極性

国の指導方針の不明確の現状は，都道府県教育委員会などの対策においていちじるしい格差を生じ，民間教育団体の動きにもまた，さまざまな相違が生じ，その影響は義務教育段階においてとくに著しい。このような格差のある教育行政の存在は同和地区解放に大きな影響を与えるものである。

全国的に均衡のとれた行制体制の確立が要望される。

③ 同和教育指導者の不足と充実

同和教育は，学校教育，社会教育，さらに家庭教育をふくめたすべての教育の場で進められる。

その際とくに必要となるのは，地区と一般区の別を問わず，同和問題に関して深い認識と理解をもつ指導者の不足していることである。

同和教育が効果的に進められている地方は，この方面の教育に関心をもつ教育や指導者数に比例するともいえる。

すなわち，地方の実情からすると，学校教育にせよ社会教育にせよ，熱意のある指導者の存在するところが，同和教育は行き届いていると言える。

地区住民の生活向上，社会の差別意識の徹廃等は，その根本は深く，かつ広いので，その打開は必ずしも容易ではない。とくに解放の基礎となる生活と文化を高めるために，指導者の必要性が痛感される。

④ 政府機関相互の連絡の調整

あえて，同和教育ばかり言うのではない。しかし，とくに同和対策関係諸官庁の横の連絡には欠陥が多い。

学校教育における長欠，不就学の処置は厚生省所管の生活保護ならびに社会保障との関連を必要とし，中学卒，高校卒の就職は，進路指導にともなって，労働省関係の職業訓練，就職斡旋と関係する。

社会教育については，社会教育関係団体である青年団体，婦人団体との連繋を密にし，厚生省所管の隣保館などの福祉施設と，文部省所管の公民館ならびに集会所との関係など調整を要する部面も少なくない。

(2) 具体的方策

① 学校教育

Ⅰ）同和教育の目標，方法の明示

同和教育の具体的な指導の目標および具体的な方法を明確にし，その徹底をはかること。

とくに差別事象等の発生した場合には教育の場においてそれの正しい認識を与えるよう努力すること。

Ⅱ）学力の向上措置

同和地区子弟の学力の向上をはかることは将来の進学，就業ひいては地区の生活や文化の水準の向上に深い関係があるので，他の施策とあいまって，児童生徒の学力の向上のため，以下に述べるような教育条件を整備するとともに，いっそう学習指導の徹底をはかること。

Ⅲ）進路指導に関する措置

同和地区制度に対する進路指導をいっそう積極的に行なうこと。

特に就職を希望する生徒に対しては，職業安定機関等の密接な協力を得て，生徒の希望する産業や事業所への就職が容易にできるようにするとともに，将来それらの職業に定着するよう指導すること。

Ⅳ）保健・衛生に関する措置

同和地区児童生徒について，集団検診を励行するなど，保健管理および保健指導について特別の配慮をすること。

Ⅴ）同和地区児童生徒に対する就学，進学援助措置

a 経済的事由により就学が困難な児童生徒にかかる就学奨励費の配分にあたっては特別の配慮をすること。

b 高等学校以上への進学を容易にするため特別の援助措置をすること。

Ⅵ）同和地区をもつ学校に対しては，教員配分について関係府県の教育委員会は特別の配慮をすること。

Ⅶ）教職員の資質向上，優遇に関する措置

a 教員養成学部を置く大学においては，教員となるものに対し，同和問題に関し理解を深めるよう特別の措置を講ずること。

b 教職員（教員，校長，教育委員会職員）に対し同和教育に必要な資料を作成配付すること。

c 同和地区をもつ学校の教職員については特別昇給等の優遇措置を講ずること。

Ⅷ）学校の施設，設備の整備に関する措置

貧困家庭の多い同和地区をもつ小中学校および幼稚園の施設設備をいっそう促進するため，特別の配慮を行なうこと。

Ⅸ）同和教育研究指定学校に関する措置

国および府県は同和教育指定研究学校増設および研究費について増額すること。

Ｘ）同和教育研究団体等に対する助成措置

同和教育に関し，教育研究団体等の行なう研究に対し，補助を行なうこと。

② 社会教育

Ⅰ）同和地区における青年，成人，婦人等を対象とした学級，講座，講演会等の開設，開催を奨励援助し住民がその教育水準を向上して家庭および地域社会における人間関係の改善をはかるとともに生活を合理化するための機会を提供すること。

Ⅱ）一般地区における青年，成人，婦人等を対象とした青年学級，成人学級，婦人学級，家庭教育学級，講演会，講習会等において人権の尊重，合理的な生活の態度，科学的な精神，社会的連帯意識等の課題を積極的に学習内容にとりあげるとともに，地域の実情に則して同和問題について理解を深めるよう社会教育活動を推進すること。

Ⅲ）同和地区における住民の自主性，組織的な教育活動を促進し，住民みずからの教育水準の向上を助けるために，子供会，青年団，婦人会等，少年，青年，婦人等を対象とした社会教育関係団体の結成を援助し，その積極的活動を奨励すること。

なお，地区の実情等に即して同和問題の理解を深めるよう，同和地区における学校，社会，家庭の有機的な連携をとるよう奨励すること。

Ⅳ）差別事象がおきた際には，社会教育においてもその事象に即して適切な教育を行なうよう配慮すること。

Ⅴ）同和地区の社会教育施設の効果的な運営をはかるため，当該施設に専任の有能な職員を設置すること。

Ⅵ）社会教育における同和教育の指導者の資質の向上と，指導力の強化をはかること。

Ⅶ）指導者の資質の向上のために教育委員会その他の社会教育に関係のある機関においては，地方の実情等に応じて社会教育における同和教育の参考資料を作成し，同和教育に関する指導者研修会等において相互に事例発表，情報交換等を積極的に行なうこと。

Ⅷ）同和地区における教育水準の向上をはかるために同和地区集会所の整備，充実をはかること。

なおその際，隣保館との有機的な連繋に配慮すること。

Ⅸ）同和地区集会所の設置費国庫補助については，坪単価，補助対象面積，補助対象設備品等の改善をはかること。

なお市町村が設置する同和地区集会所の事業費についても国の助成措置を拡充するよう配慮すること。

Ｘ）同和地区集会所の運営にあたっては，これを単に住民の公共的利用に供するばかりでなく，集会所みずから学級，講座等，社会教育活動を積極的に展開し社会教育施設としての機能を十分発揮するように考慮すること。

5 人権問題に関する対策

(1) 基本的方針

日本国憲法は，人種・信条・性別・社会的身分または門地により，政治的，経済的，または社会的関係において差別されないことを基本的人権の一つとして保障し，立法その他の国政の上でこれを最大に尊重すべき旨を宣言している。

しかし，審議会による調査の結果は，地区住民の多くが「就職に際して」「職業上のつきあい待遇に関して」「結婚に際して」あるいは「近所づきあい，または学校を通じてのつきあいに関して」差別をうけた経験をもっていることが明らかにされた。

しかも，このような差別を受けた場合に，司法的もしくは行政的擁護をうけようとしても，その道は十分に保障されていない。

もし国家や公共団体が差別的な法令を制定し，あるいは差別的な行政措置を取った場合には，憲法14条違反として直ちに無効とされるであろう。

しかし，私人については差別的行為があっても，労働基準法や，その他の労働関係法のように特別の規定のある場合を除いては「差別」それ自体を直接規制することができない。

「差別事象」に対する法的規制が不十分であるため，「差別」の実態およびそれが被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄となり，「差別」それ事態が重大な社会悪であることを看過する結果となっている。

① 「人権擁護制度組織の確立」

基本的人権の擁護を法務省の一内局である人権擁護の所管事務とし，しかも民事行政を主掌する法務局お

よび地方法務局に現場事務を取り扱わせている現在の機構は再検討する必要がある。

戸籍や登記事務を扱っていたものが人権擁護の職務に配置されるという組織にも不適当なものがある。

また，基本的人権の擁護という，この広汎重要な職務に，直接たずさわる職員が全国で200名にも達せずその予算も極めて貧弱なことが指摘される。

② 人権擁護委員の推薦手続きや配置されている現状や人権擁護の活動状況等からみて，その選任にはさらに適任者が適正に配置されるよういっそうの配慮が要望される。

実費弁償金制度等についても職能を十分にはたせるだけの費用が必要である。

③ 「同和問題に対する理解と認識」

現状における担当者および委員の同和問題についてのの理解と認識は必ずしも十分とはいえない。

研修，講習等の強化によってその重要性の把握に努力する必要が認められる。

④ 「人権擁護活動の積極性」

人権擁護機関による擁護活動は，人権を侵害したものに対し，人権尊重について啓発して，侵害者自身の自発的な意思によって侵害行為の停止，排除，被害の回復等の措置をとらせることであって，人権擁護機関が直接その権限によって，侵害行為を停止させる措置がとられるのではない。

したがって，このような方法によらざるを得ない現状ではとくに担当者および委員に差別意識を根絶するための啓蒙活動について自覚と熱意が必要である。

(2) 具体的方策

Ⅰ）差別事件の実態をまず把握し，差別がゆるしがたい社会悪であることを明らかにすること。

Ⅱ）差別に対する法的規制，差別から保護するための必要な立法措置を講じ，司法的に救済する道を拡大すること。

Ⅲ）人権擁護機関の活動を促進するため，根本的には，人権擁護機関の位置・組織・構成・人権擁護委員に関する事項等，国家として研究考慮し，新たに機構の再編成をなすこと，しかし，現在の機関としても，次の対策を急がねばならない。

a 担当職員の大幅な増加をはかり，重点的な配置を行なうこと。

b 委員委嘱制度を改正し，真にその職務にふさわしい者が選出されるようにし，またその配置を重点的に行なうこと。

c 人権相談を活発にし，かつ実態調査につとめ，これらを通じて地区との接触をはかり，その結果を担当職員および委員に周知せしめる措置をとること。

その他，つねに同和問題についての認識と差別事件の正しい解決についての熱意を養成するため研修講習の強化に努力すること。

d 事件の調査にあたっては，地区周辺の住民に対する啓発啓蒙をあわせて行ない，不断にこれをつづけること。

e 以上の諸施策を行なうための十分な予算を確保保障すること。

結　　　語

同和行政の方向

同和問題の根本的解決にあたっては，以上に述べた認識に立脚し，その具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって，国の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに，同和対策としての行政施策の目標を正しく方向づけることが必要である。

そのためには，国および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障が与えられなければならないが，とくに次の各項目についてすみやかに検討を行ない，その実現をはかることが，今後の同和対策の要諦である。

① 現行法規のうち，同和対策に直接関連する法律は多数にのぼるが，これら法律に基づいて実施される行政施策はいずれも多分に一般行政施策として運用され，事実上同和地区に関する対策は枠外におかれている状態である。これを改善し，明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を，規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。

② 同和対策は，今後の政府の施策の強化により，新しい姿勢をもって推進されるべきであるが，このためにはそれに応ずる新たな行政組織を考慮する必要がある。政府の施策の統一性を保持し，より積極的にその進展をはかるため，従前の同和問題閣僚懇談会をさらに充実するとともに，施策の計画の策定およびその円滑な実施などにつき協議する「同和対策推進協議会」の如き組織を国に設置すること。

③ 地方公共団体における各種同和対策の水準の統一をはかり，またその積極的推進を確保するためには，国は，地方公共団体に対し，同和対策事業の実施を義務づけるとともに，それに対する国の財政的助成措置を強化すること。この場合，その補助対象を拡大し，補助率を高率にし，補助額の実質的単価を定めることなどについて，他の一般事業補助に比し，実情を配慮した特段の措置を講ずること。

④ 政府による施策の推進に対応し，これを補完し，かつ可及的すみやかにその実効を確保するため，政府資金の投下による事業団形式の組織が設立されるなどの措置を講ずること。

⑤ 同和地区内における各種企業の育成をはかるため，それらに対する特別の融資等の措置について配慮を加えること。

⑥ 同和問題の根本的解決と同和対策の効率的な実施のためには，長期的展望の下に総合計画を策定し，環境改善，産業，職業，教育などの，各面にわたる具体的年次計画を樹立すること。

徳島市同和対策事業連絡会規程

（昭和46年3月10日 訓令第4号）

（設　置）

第1条　本市の同和対策事業に関する事務の連絡調整を図るため，徳島市同和対策事業連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（構　成）

第2条　連絡会は，助役，教育長，交通局長，水道局長，消防長並びに民生部長及び助役が指名する関係部課長をもって構成する。

2　連絡会に会長を置き，助役をもってあてる。

3　会長は，会務を総理する。

（会　議）

第3条　連絡会の会議は，会長が招集する。

2　前条第1項に定める者は，連絡会において，その担任する事務事業のうち同和対策事業に関するものの管理運営について，相互に連絡し，意見の調整を図るものとする。

3　連絡会の会議は，毎月1回定例会を開催するものとし，必要に応じて臨時会を開催するものとする。

（庶　務）

第4条　連絡会の庶務は，民生部同和対策課において行なう。

（必要事項）

第5条　この規程に定めるもののほか，連絡会の運営について必要な事項は，会長が定める。

附　　則

この訓令は，訓令の日から施行する。

徳島市同和対策主任設置規程

（昭和46年3月10日 訓令第5号）

（設　置）

第1条　本市の同和対策事業の推進を図るため，課及び所（以下「課等」という。）に同和対策主任を置く。

2　同和対策主任は，課等の課長補佐（主査及び所長補佐を含む。以下同じ。）をもってあてる。この場合において，課長補佐を2人以上置く課等にあっては課長（所長を含む。）の指定する課長補佐を，課長補佐を置かない課等にあっては庶務担当の係長をもってあてる。

（同和対策主任の責務）

第2条　同和対策主任は，上司の命をうけ，所属の課等における同和対策事業の企画，立案，推進等の総括及び関係部課との連絡を行なうものとする。

（同和対策主任会議）

第3条　同和対策事業に関する事務の連絡調整を図るため同和対策主任会議を設ける。

2　前項の会議は，必要に応じて民生部長が招集する。

（必要事項）

第4条　この規程に定めるもののほか，同和対策主任会議の運営について必要な事項は，民生部長が定める。

附　　則

この訓令は，訓令の日から施行する。

徳島市立隣保館条例

（昭和39年3月30日 条例第28号）

（設　置）

第1条　本市は，社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第6号に規定する隣保事業を行ない，同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）第5条に規定する同和対策事業の目標を達成するため，隣保館を設置する。

2　隣保館の名称及び位置は，次のとおりとする。

徳島市立加茂名中央会館　　徳島市庄町5丁目92番地

徳島市立不動文化会館	徳島市不動東町2丁目988番地の1
徳島市立島田会館	徳島市中島田町3丁目78番地の1
徳島市立一宮会館	徳島市一宮町西丁
徳島市立むつみ会館	徳島市国府町芝原字神楽免96番地
徳島市立応神公栄会館	徳島市応神町七丁原212番地の1
徳島市立明善会館	徳島市八万町寺山172番地の1

一部改正〔昭和41年条例54号・43年30号・45年11号・46年14号〕

（事　業）

第2条　隣保館は，前条の設置目的を達成するため，次に掲げる事業を行なう。

(1)　生活実態の調査及び研究

(2)　生活相談及び生活改善指導

(3)　保健衛生及び社会福祉事業

(4)　補習教育及び青少年の育成指導

(5)　レクリェーション及び教養文化に関する事業

(6)　職業訓練及び授産事業

(7)　施設若しくは設備の供用事業

(8)　その他市長が必要と認める事業

一部改正〔昭和46年条例14号〕

（無料供用）

第3条　隣保館の利用は無料とする。ただし，特に費用を要するものについては，利用者においてこれを負担しなければならない。

（施設等の利用の申請）

第4条　隣保館の施設若しくは設備を利用しようとするときは，あらかじめその旨を市長に申請しなければならない。

（施設等の利用の承諾）

第5条　市長は，前条の規定による申請があったときは，次の各号の一に該当しない限り，その利用を承諾するものとする。

(1)　公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合

(2)　施設若しくは設備を損傷するおそれがあると認められる場合

(3)　その他公益上または管理上適当でないと認められる場合

（利用者の守るべき事項）

第6条　隣保館を利用する者（以下「利用者」という。)は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　隣保館の秩序を乱さないこと。

(2)　隣保館の施設若しくは設備を損傷しないこと。

(3)　隣保館の清潔を保つこと。

(4)　本市係員の指示する事項に従うこと。

（原状回復義務）

第7条　隣保館の施設若しくは設備を利用した者は，その利用が終わったときは，直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第8条　利用者は，その利用について本市に損害を与えたときは，市長の定めるところにより，その損害額を賠償し，または損傷した施設若しくは設備を原形に復しなければならない。

（規則への委任）

第9条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附　則

1　この条例は，昭和39年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の日前において市長がした行為は，この条例の相当規定によってしたものとみなす。

3　この条例の施行の日前において市長に対してした申請その他の行為は，この条例の相当規定によってしたものとみなす。

附　則

この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づく自治大臣の告示により名東郡国府町を廃しその区域を徳島市に編入する処分の効力が生ずる日から施行する。(後略)

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

附　則

この条例は，昭和45年4月1日から施行する。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

徳島市立隣保館条例施行規則

（昭和39年3月31日
規則第39号）

（使用時間）

1 隣保館の使用時間は，午前8時30分から午後10時までとする。ただし，市長が特に認めた場合は，この限りでない。

（使用の申請書の様式）

2 隣保館を使用しようとする者は，申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は，昭和39年4月1日から施行する。

別記様式

隣保館使用承諾申請書

月 日

徳島市長 殿

住 所

氏 名

つぎのとおり隣保館を使用したいので，承諾くださるよう申請します。

1 日 時 昭和 年 月 日午 時 分から
昭和 年 月 日午 時 分まで

2 使用目的

3 使用場所及び方法

4 使用人員

5 その他

徳島市立共同浴場条例

（昭和39年3月30日
条例第29号）

（設 置）

第1条 本市は，社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第6号に規定する隣保事業を行なう施設として，共同浴場を設置する。

2 共同浴場の名称及び位置は，次のとおりとする。

徳島市立明善共同浴場	徳島市八万町寺山65番地
徳島市立鮎喰共同浴場	徳島市庄町4丁目57番地
徳島市立島田共同浴場	徳島市中島田町3丁目68番地の3
徳島市立国府共同浴場	徳島市国府町芝原字神楽免97番地の2

（供 用）

第2条 共同浴場は，それぞれその設置地域及びその周辺地域の住民の保健衛生の向上と社会福祉の増進を図ることを目的として，その共同利用に供する。

（利用の制限）

第3条 共同浴場の利用者（以下「利用者」という。）が次の各号の一に該当するときは，その者の利用を拒むことができる。

(1) 共同浴場の秩序を乱し，または乱すおそれがあるとき。

(2) 伝染性の疾患があるとき。

(3) その他共同浴場の管理上特に不適当な行為をし，または行為をするおそれがあるとき。

（休日及び利用時間）

第4条 共同浴場の休日及び共同浴場を利用できる時間は規則で定める。

（利用者の守るべき事項）

第5条 利用者は，共同浴場の利用について，次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 共同浴場の秩序と清潔を保つこと。

(2) 共同浴場の施設若しくは設備を損傷しないこと。

(3) 本市係員の指示する事項に従うこと。

（損害賠償の義務）

第6条 利用者は，共同浴場の施設若しくは設備に損害を与えたときは，その損害額を賠償し，または損傷した施設若しくは設備を原形に復しなければならない。

（管理の委託）

第7条　共同浴場の管理については，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき，共同浴場設置の趣旨に適合すると認められる公共的団体にこれを委託するものとする。

2　前項の規定による管理の委託については，市長は，次に掲げる事項を公示しなければならない。これを変更するときも，また同様とする。

(1)　委託する団体の名称及び所在地

(2)　委託する期間

(3)　その他必要と認める事項

（規則への委任）

第8条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，昭和39年4月1日から施行する。

附　則

この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づく自治大臣の告示により名東郡国府町を廃しその区域を徳島市に編入する処分の効力が生ずる日から施行する。（後略）

徳島市立共同浴場の休日及び利用時間を定める規則

（昭和39年3月31日　規則第40号）

徳島市立共同浴場条例（昭和39年徳島市条例第29号）第4条の規定により規則で定める徳島市立共同浴場の休日及び利用時間を次のとおり定める。ただし，市長が必要と認めるときは，臨時に休日を設け，または利用時間を変更することができる。

1　休　　日　　毎月第1月曜日及び第3月曜日並びに1月1日及び1月2日

2　利用時間　　午後2時から午後11時まで

附　則

この規則は，昭和39年4月1日から施行する。

徳島市立共同作業場条例

（昭和39年3月30日　条例第30号）

（設　置）

第1条　本市は，社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第6号に規定する隣保事業を行なう施設として，共同作業場を設置する。

2　共同作業場の名称及び位置は，次のとおりとする。

徳島市立不動共同作業場	徳島市不動東町2丁目988番地の8
徳島市立明善共同作業場	徳島市八万町寺山171番地の2
徳島市立一宮共同作業場	徳島市一宮町西丁
徳島市立国府共同作業場	徳島市国府町芝原字東分138番地

（供　用）

第2条　共同作業場は，作業に従事させることにより技能の修得と収入の増加を図り，その者の自立更生と福祉の増進に寄与するため，労働能力，就労時間その他の事情により就労の機会が少なくて生活に困窮している市民で主として，それぞれの共同作業場の設置地域及びその周辺地域に居住するものの共同利用に供する。

2　共同作業場において従事できる作業の種類は，当該地域の事情，利用者の作業能力その他の事情を考慮して市長が定める。

（利用の制限）

第3条　市長は，共同作業場を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号の一に該当すると認めるときは，その者の利用を一時停止し，または禁止することができる。

(1)　共同作業場の秩序を乱し，または乱すおそれがあるとき。

(2)　伝染性の疾患があるとき。

(3)　その他共同作業場の管理上特に不適当な行為をし，または行為をするおそれがあるとき。

（休日及び供用時間）

第4条　共同作業場の休日及び共同作業場を利用できる時間は，規則で定める。

（利用者の守るべき事項）

第5条　利用者は，共同作業場の利用について，次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　共同作業場の施設若しくは設備を損傷しないこと。

(2) 共同作業場の秩序を乱さないこと。

(3) 本市係員の指示する事項に従うこと。

(原状回復の義務)

第6条　利用者は，共同作業場の利用が終わったときは，直ちに原状に回復しなければならない。

(賠償及び義務)

第7条　利用者は，共同作業場の施設若しくは設備を損傷したときは，その損害額を賠償し，または損傷した施設若しくは設備を原形に復しなければならない。

(管理の委託)

第8条　共同作業場の管理については，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき，共同作業場設置の趣旨に適合すると認められる公共的団体にこれを委託するものとする。

2　前項の規定による管理の委託については，市長は，次に掲げる事項を公示しなければならない。これを変更するときも，また同様とする。

(1) 委託する団体の名称及び所在地

(2) 委託する期間

(3) その他必要と認める事項

(規則への委任)

第9条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，昭和39年4月1日から施行する。

附　則

この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づく自治大臣の告示により名東郡国府町を廃しその区域を徳島市に編入する処分の効力が生ずる日から施行する。(後略)

徳島市立共同作業場の休日及び利用時間を定める規則

(昭和39年3月31日 規則第41号)

徳島市立共同作業場条例（昭和39年徳島市条例第30号）第4条の規定により規則で定める徳島市立共同作業場の休日及び利用時間を次のとおり定める。ただし，市長が必要と認めるときは，休日または利用時間外において利用に供することがある。

1	休　日	日曜日，国民の祝日，1月2日，12月29日から同月31日まで，本市置市記念日，その他市長が必要と認めて指定する日
2	利用時間	午前8時30分から午後5時まで

附　則

この規則は，昭和39年4月1日から施行する。

徳島市共同利用農機具施設条例

(昭和39年3月30日 条例第31号)

(設　置)

第1条　本市は，社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第6号に規定する隣保事業として農機具を貸与する事業を行なう施設を設ける。

2　前項の施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

徳島市不動農機具施設	徳島市不動東町2丁目988番地の1
徳島市一宮農機具施設	徳島市一宮町西丁
徳島市鮎喰農機具施設	徳島市鮎喰町1丁目180番地
徳島市応神農機具施設	徳島市応神町吉成字西吉成91番地の1
徳島市国府農機具施設	徳島市国府町芝原字神楽免97番地の2

(供　用)

第2条　前条の各施設（以下「共同利用農機具施設」という。)は，その近隣地域の農業者を対象として農機具を貸与することにより，その農業経営の合理化と経済更生を図ることを目的として，その共用に供する。

2　共用に供する農機具（以下「農機具」という。)の種類及びその数は，規則で定める。

(利用の申請)

第3条　共同利用農機具施設を利用しようとする者は，その旨を市長に申請し，その承諾を受けなければならない。

(利用の制限)

第4条　市長は，共同利用農機具施設を利用する者（以下「利用者」という。)が次の各号の一に該当すると認めるとき，その他共同利用農機具施設の管理上特に必要があ

ると認めるときは，その利用を拒むことができる。

(1) 農機具を損傷または滅失するおそれがあるとき。

(2) 共同利用農機具施設の設置の趣旨に反して農機具を使用するおそれがあるとき。

（利用者の守るべき事項）

第5条 利用者は，共同利用農機具施設の利用については次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 農機具を損傷しないこと。

(2) 農機具を転貸しないこと。

(3) 共同利用農機具施設の設置の趣旨に反して農機具を使用しないこと。

(4) 本市係員の指示する事項に従うこと。

（原状回復の義務）

第6条 利用者は，農機具の使用が終わったときは，直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第7条 利用者は，農機具を損傷したときは，その損害額を賠償し，または原形に復しなければならない。

（管理の委託）

第8条 共同利用農機具施設の管理については，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき，共同利用農機具施設設置の趣旨に適合すると認められる公共的団体にこれを委託するものとする。

2 前項の規定による管理の委託については，市長は，次に掲げる事項を公示しなければならない。これを変更するときも，また同様とする。

(1) 委託する団体の名称及び所在地

(2) 委託する期間

(3) その他必要と認める事項

（規則への委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づく自治大臣の告示により板野郡応神村を廃止し，その区域を徳島市に編入する処分の効力が生ずる日から施行する。

附 則

この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づく自治大臣の告示により名東郡国府町を廃しその区域を徳島市に編入する処分の効力が生ずる日から施行する。（後略）

徳島市共同利用農機具施設の農機具の種類等を定める規則

（昭和39年3月31日
規 則 第 42 号）

徳島市共同利用農機具施設条例（昭和39年徳島市条例第31号）第2条第2項の規定により，規則で定める徳島市共同利用農機具施設において共同に供する農機具の種類及び数は，別表のとおりとする。

附 則

この規則は，昭和39年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は，昭和40年2月1日から施行する。

2 徳島市共同利用農機具施設条例の一部を改正する条例（昭和39年徳島市条例第89号）は，昭和40年2月1日から施行する。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。（後略）

別表一 徳島市不動農機具施設

農機具の種類	台数
耕うん機	3
脱穀機	6
発動機	6
もみすり機	2
石油発動機	2

別表二　徳島市一宮農機具施設

農機具の種類	台数
耕うん機	4
自動脱穀機	8
ディーゼルエンジン	8
もみすり機	4
石油発動機	4
ミスト噴霧機	4
ミスト脱粉機	4
動力噴霧機	1
動力製縄機	4

別表三　徳島市鮎喰農機具施設

農機具の種類	台数
耕うん機	4
脱穀機	8
もみすり機	2
ディーゼルエンジン	10
ミスト兼用機	4

別表四　徳島市応神農機具施設

農機具の種類	台数
耕うん機	4

徳島市立理容所条例

（昭和45年3月31日 条例第12号）

（設　置）

第1条　本市は，社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第6号に規定する隣保事業を行なう施設として，理容所を設置する。

2　理容所の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称　　徳島市立不動理容所

位置　　徳島市不動東町2丁目988番地の8

（供　用）

第2条　徳島市立不動理容所（以下「理容所」という。）はその近隣地域の住民の保健衛生の向上と福祉の増進を図ることを目的として，その利用に供する。

（利用日等）

第3条　理容所を利用できる日及び時間は，規則で定める。

（利用の制限）

第4条　次の各号の一に該当する者は，理容所を利用することができない。

(1)　理容所の秩序を乱すおそれがある者

(2)　伝染性の疾患がある者

(3)　その他理容所の管理上支障があると認められる者

（利用者の守るべき事項）

第5条　理容所を利用する者（以下「利用者」という。）は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　理容所の秩序と清潔を保つこと。

(2)　理容所の施設または設備を損傷しないこと。

(3)　他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(4)　その他本市係員の指示に従うこと。

（利用の停止等）

第6条　利用者が，前条各号に違反したときは，その利用を停止し，または退去を命ずることができる。

（損害賠償の義務）

第7条　利用者が，理容所の施設または設備に損害を与えたときは，これを原形に回復し，または市長が調定する損害額を賠償しなければならない。

（管理の委託）

第8条　市長は，理容所の設置の目的を効果的に達成できると認める公共的団体に，その管理を委託するものとする。

2　市長は，前項の規定により管理を委託するときは，次に掲げる事項を公示しなければならない。これを変更するときも，また同様とする。

(1)　委託する団体の名称及びその事務所の所在地

(2)　委託する事務の範囲

(3)　委託する期間

(4)　その他必要と認める事項

（規則への委任）

第9条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，昭和45年4月1日から施行する。

徳島市立不動理容所の利用日及び利用時間を定める規則

（昭和45年3月31日 規則第17号）

徳島市立理容所条例（昭和45年徳島市条例第12号）第3条の規定により規則で定める徳島市立不動理容所の利用日及び利用時間を次のとおり定める。ただし，市長が必要と認めるときは，利用日及び利用時間を変更することがある。

1　利用日　　毎週月曜日並びに1月1日及び1月2日を除く毎日

2　利用時間　午前8時から午後9時まで

附　則

この規則は，昭和45年4月1日から施行する。

徳島市立老人ルーム条例

（昭和46年12月24日 条例第47号）

（設　置）

第1条　本市は，社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第6号に規定する隣保事業として老人に対し健康の保持増進，教養の向上及びレクリエーション等のための施設を提供し，あわせて同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）第5条に規定する同和対策事業の目標を達成するため，老人ルームを設置する。

2　老人ルームの名称及び位置は，次のとおりとする。

徳島市立不動老人ルーム	徳島市不動東町2丁目988番地の1
徳島市立鮎喰老人ルーム	徳島市南島田町4丁目10番地の1
徳島市立芝原老人ルーム	徳島市国府町芝原字神楽免159番地の2
徳島市立北島田老人ルーム	徳島市北島田町3丁目66番地の1
徳島市立明善老人ルーム	徳島市八万町寺山172番地の1

（供用日及び供用時間）

第2条　老人ルームを利用に供する日及び時間は，規則で定める。

（無料供用）

第3条　老人ルームの利用は，無料とする。ただし，特に費用を要するものについては，利用する者においてこれを負担しなければならない。

（利用資格者）

第4条　老人ルームを利用することができる者は，本市区域内に住所を有する65歳以上の者とする。

（利用の申請及び承諾）

第5条　老人ルームを利用しようとする者は，あらかじめ市長に申請し，その承諾を受けなければならない。

第6条　市長は，前条の申請があったときは，その者が次の各号の一に該当しない限り，その利用を承諾するものとする。

(1)　公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2)　施設若しくは設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3)　その他老人ルームの管理上適当でないと認められるとき。

（利用者の守るべき事項）

第7条　老人ルームを利用する者は，その利用に際し次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　老人ルームの設置の趣旨に従い利用すること。

(2)　老人ルームの秩序を乱さないこと。

(3)　老人ルームの施設若しくは設備を損傷しないこと。

(4)　老人ルームの清潔を保つこと。

(5) その他本市係員の指示に従うこと。

（損害賠償の義務）

第8条　老人ルームを利用する者は，その利用について本市に損害を与えたときは，市長の定めるところにより，その損害額を賠償し，または損傷した施設若しくは設備を原形に復しなければならない。

（規則への委任）

第9条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

徳島市立老人ルームの供用日及び供用時間を定める規則

（昭和46年12月24日 規則第85号）

徳島市立老人ルーム条例（昭和46年徳島市条例第47号）第2条の規定により規則で定める徳島市立老人ルームの供用日及び供用時間を次のとおり定める。ただし，市長が必要と認めるときは，臨時にこれを変更することがある。

1　供用日　　日曜日，国民の祝日，1月2日及び3日，12月29日から同月31日まで及び本市置市記念日を除く毎日

2　供用時間

(1) 4月1日から9月30日まで　午前9時から午後5時まで

(2) 10月1日から翌年の3月31日まで　午前9時から午後4時まで

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

徳島市同和対策事業自動車運転技能習得事業実施要綱

（趣　旨）

第1条　この要綱は，同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）の趣旨にのっとり，同和対象地域出身の低所得者に対し技能の習得による就職の促進および経済力の培養を図ることを趣旨とする。

（定　義）

第2条　この要綱において「自動車運転技能習得事業」とは，次項に定める資格者に対し，第一種運転免許のうち大型自動車免許，普通自動車免許，大型特殊自動車免許，自動二輪車免許，もしくは小型特殊自動車免許，または第二種運転免許のうち普通自動車第二種免許（以下「運転免許」という。）を受けさせる事業をいう。

2　この要綱において「資格者」とは，本市が行なう研修を終了した者で，次の各号に該当する者をいう。

(1) 低所得世帯に属する者

(2) 免許を受けることにより，安定した職業につく見込みのある者または将来の生活向上が期待できると認められる者

(3) おおむね3か月以内に運転免許を受けることができると認められる者

(4) 同一年度内においては，一世帯一人を限度とし，世帯員の認定については実施事業年度の初日の属する年の1月1日現在の世帯員とする。

(5) 同一車種については，この制度の適用を受けたことのない者

(6) 年令が満18才から満55才までの者，ただし大型自動車免許を受ける場合は満20才から満55才までの者普通自動車第二種免許を受ける場合は，満21才から満55才までの者

(7) その他法令に定める欠格事由を有しない者

3　この要綱において「低所得世帯」とは，次の各号に該当する世帯をいう。

(1) 県市民税の均等割のみの世帯，または所得割額が均等割額と同額以下の世帯

(2) その年度の初日の属する月における世帯の総収入が，その年度における生活保護法（昭和23年法律第5号）による標準世帯の平均一人当たりの生活保護費の額にその世帯の人員を乗じて得た額の百分の百七十に相当する額以下の世帯

（申　請）

第3条　自動車運転技能習得事業（以下「習得事業」という。）の適用を受けようとする者は，自動車運転技能習得申請書を市長に提出しなければならない。

（選　定）

第４条　市長は，前条に規定する申請書の提出があったときは，予算の範囲内でこの要綱に定める趣旨に適合すると認められる者を選定する。

（習得事業の委託）

第５条　前条の規定により選定された者（以下「選定者」という。)に対する習得事業は，市長が指定する徳島県公安委員会指定の自動車学校，または自動車教習所に委託して実施するものとする。

（費用の弁償等）

第６条　費用弁償の対象額は，習得事業の必要経費に対し次により算定した額とし，この額内で運転免許を受けることができなかった場合の費用の超過分については，すべて選定者の負担とする。

２　大型自動車免許，普通自動車免許，大型特殊自動車免許，自動二輪車免許，もしくは小型特殊自動車免許について，各自動車学校または教習所の規定教習時間の教習に必要な経費とし，免許交付手数料は含まない。ただし，規定時間以外に補習を必要とする者については５時間を限度として，その教習に要する経費の２分の１の額を加えた額とする。

３　普通自動車第二種免許を受ける場合は，交通安全協会等の貸コース利用の場合は，８時間を限度として，これに要する経費と受験料２回分の経費の合計額とする。

４　選定者が自動車学校，または自動車教習所の教習を中途で放棄したときは，当該者にかかる本市が負担した一切の費用を弁償させるものとする。

ただし，市長が特別の事由があると認めた者については，この限りでない。

５　選定者が自動車運転技能習得の課程において起こした事故については，すべて選定者の負担とする。

（報　告）

第７条　選定者は，運転免許を受けたときは，すみやかに市長に報告しなければならない。

（必要事項）

第８条　この要綱の施行について，必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は，昭和44年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，昭和46年２月14日から施行する。

附　則

この要綱は，昭和46年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は，昭和47年５月１日から施行する。

徳島市同和対象地域出産手当支給要綱

（目　的）

第１条　徳島市内に居住する同和対象地域の妊婦が分娩する場合に，その保健衛生と福祉の向上を図るため出産手当を支給し，あわせて同和問題の早期解決を図ることを目的とする。

（受給資格）

第２条　出産手当の受給資格者は，出産時に徳島市内の同和対象地域に居住する低所得世帯の同和関係産婦とする。

２　前項の規定にかかわらず，市長が特別な理由があると認めた場合は，受給資格者とすることができる。

（支給金額）

第３条　出産手当として支給する額は，次表のとおりとする。

ただし，妊娠４箇月以後の死産には，妊婦が妊娠の継続または分娩に障害のある疾病のために，医師が人工妊娠中絶を指示する場合以外の人工妊娠中絶は含まない。

区　分	１児のとき	同時に２児以上の出産，死産のとき
出産の場合	ア　20,000円	ウ　30,000円
妊娠４箇月以後の死産の場合	イ　10,000円	エ　15,000円

（支給制限）

第４条　前条の規定にかかわらず，次のとおり支給を制限する。

(1)　健康保険法による政府管掌健康保険の被保険者は，前条に掲げる額の１/２の額とする。

(2)　健康保険法による健康保険組合の被保険者および各種共済組合の組合員には，この手当は支給しない。

（申請手続）

第５条　受給資格者が，出産または死産した場合は，徳島市同和対象地域出産手当支給申請（請求）書（以下「申請書」という。）を作成し市長に申請する。ただし，第２条第２項に該当する場合は，そのことを証するに足る書類を申請書に添付しなければならない。

（決定および支給）

第６条　市長は，申請書を受理したときは，支給の可否を決定し，徳島市同和対象地域出産手当支給決定通知書を申請者に送付する。

２　市長は，支給を決定した申請者に対して出産手当を支給する。

３　市長は，支給決定にあたっては，徳島県知事の決定に準じて決定する。

４　市長は，徳島市同和対象地域出産手当支給台帳を備えつけ，決定，支給の都度整理する。

（返　還）

第７条　虚偽の申請その他不正手段により，出産手当の支給を受けたときは，その決定を取り消し，出産手当を返還せしめるものとする。

（権利の喪失）

第８条　出産手当は，出生または死産の日から１年以内に申請しなければ，その受給権を失うものとする。

附　　則

この要綱は，昭和47年５月15日から実施し，昭和47年４月１日から適用する。

徳島市高校大学就学奨励交付金及び入学仕度金交付要項

（目　的）

第１条　この要項は，徳島市内の同和地区に在住する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校，高等専門学校及び大学の在学生で，経済的理由により進学後就学が困難な者に対して就学奨励交付金及び入学仕度金の交付を行ない，もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

（名　称）

第２条　この交付金は，徳島市高校大学就学奨励交付金及び入学仕度金（以下「奨学金」および「入学仕度金」という。）と称する。

（資　格）

第３条　奨学金及び入学仕度金の交付を受けることのできる者は，次の各号に掲げる要件を備え，かつ，徳島県同和奨学金交付決定者でなければならない。

(1)　市内の同和対象地域に居住する者の子弟であること。

(2)　高等学校・高等専門学校については，県内に所在する学校の生徒であること。

(3)　身体強健・品行方正・修学意欲がつよく，将来成業の見込みのあること。

(4)　低所得世帯に属し，経済的な理由により修学が困難な者であること。

２　前項の規定にかかわらず日本育英会法（昭和19年法律第30号）による育英資金，母子福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金及び徳島県奨学資金貸与条例（昭和27年徳島県条例第７号）による奨学資金並びに世帯更正資金貸付事業の補助に関する条例（昭和36年徳島県条例第13号）による就学資金の貸与を受けている者及び徳島県低所得世帯子弟奨学補助金給付規則（昭和39年徳島県規則第56号）による奨学補助金を受けている者は，この奨学金は受けられないものとする。

（奨学金及び入学仕度金の申請）

第４条　奨学金及び入学仕度金の交付を受けようとする者は，毎年４月30日までに徳島市高校大学就学奨励交付金及び入学仕度金受給申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第５条　市長は，前条の申請書を受理したときは，これを審査し毎年度予算の範囲内において奨学金及び入学仕度金の交付を決定するものとする。

２　市長は，前項の決定をしたときは，徳島市高校大学就学奨励交付金徳島市小学校，中学校，高校，大学，各種学校入学仕度金指令書（第３号様式）を申請者に送付するものとする。

（奨学金及び入学仕度金の交付期間及び額等）

第６条　奨学金を受けることのできる期間は，前条第１項の規定により奨学金の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）の在籍する高等学校・高等専門学校または大学の正規の最短修業期間をこえないものとし，その額は次のとおりとする。

1　奨学金

(1)　県内公立高等学校及び高等専門学校　月額　3,000円以内

(2)　県内私立高等学校　月額　3,000円以内

(3)　県内に所在する大学　月額　5,000円以内

(4)　県外に所在する大学　月額　7,000円以内

2　入学仕度金　小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校　10,000円以内

（奨学金及び入学仕度金の交付方法）

第7条　奨学金は当該年度の4月から翌年の3月までとし4月から9月までの分を10月に，10月から翌年の3月までの分を翌年の1月にそれぞれ奨学生に交付するものとする。

2　入学仕度金の交付は入学後すみやかに行なう。

（受給誓約書等の提出）

第8条　奨学生は，第5条第2項に規定する指令書の送付を受けた日から30日以内に奨学生及びその親権者または後見人が連署した受給誓約書（別記第2号様式）1通を市長に提出しなければならない。

（奨学金の一時停止）

第9条　市長は，奨学生が休学または長期欠席したときはその休学または長期欠席を始めた日の属する月の翌月から復学した日または長期欠席を止めた日の属する月までの間の奨学金の交付は行なわないものとする。

（奨学生の届出）

第10条　奨学生が，休学または長期欠席したときは，休学（長期欠席）届（別記第4号様式），復学または長期欠席を止めたときは，復学（長期欠席終了）届（別記第5号様式）を，すみやかに市長に提出しなければならない。

2　奨学生が，病気により休学または長期欠席をするときは，前項の届に医師の診断書を添付しなければならない。

（奨学金の中止及び返還）

第11条　市長は，奨学生が次の各号の一に該当したときは奨学金の交付を中止するものとする。

(1)　第3条第1項に定める要件を具備しなくなったとき。

(2)　死亡または行方不明になったとき。

(3)　学業成績または操行が不良になったとき。

(4)　退学したとき。

(5)　奨学金の受給に関し，虚偽または不正の行為があったとき。

(6)　この要項及び市長の指示に従わないとき。

2　市長は，第9条及び前項の規定により奨学金の交付を一時停止し，または中止した場合において不当に奨学金の交付を受けた者があるときは，当該奨学金の全部または一部を返還させるものとする。

3　市長は，第9条及び第1項の規定により奨学金の交付を一時停止し，または中止するときは，当該奨学生に通知するものとする。

（異動の届出）

第12条　奨学生またはその親権者若しくは後見人が次の各号の一に該当するときは，当該各号に掲げる届書を市長に提出しなければならない。

(1)　奨学生またはその親権者若しくは後見人が住所または氏名を変更したとき，住所（氏名）変更届（別記第6号様式）

(2)　奨学生が転学または退学したとき，転学届（別記第7号様式）または退学届（別記第8号様式）

(3)　奨学生が死亡したとき，または行方不明になったとき，死亡（行方不明）届（別記第9号様式）

附　則

1　この要項は，昭和47年6月20日から施行し，昭和47年4月1日から適用する。

備考

（昭和47年4月1日現在）

財団法人徳島県同和対策推進会寄付行為

第一章　総　　則

（目　的）

第１条　この法人は，同和対策事業の円滑な推進をはかるために，次の事業を行なう。

(1)　同和問題の解決に必要な調査・研究および調整

(2)　同和関係施設の設置運営

(3)　その他目的達成に必要な事業

（名　称）

第２条　この法人は，財団法人徳島県同和対策推進会という。

（事務所の所在地）

第３条　この法人の主たる事業所を徳島県徳島市万代町１丁目１番地に置く。

第二章　役員および職員

（役　員）

第４条　この法人には，次の役員を置く。

理　事　　12名以内

監　事　　２名以内

（理事長の選任とその代表権）

第５条　理事のうち，１名は理事の互選により理事長となる。

２　理事長は，この法人を代表し，この法人の業務を掌理する。

（理事の委嘱と常務理事の職務）

第６条　理事は，理事の３分の２以上の同意を得て理事長が委嘱する。

２　理事のうち１名を常務理事とし，常務理事は理事会の意見を聞いたのち，理事長が委嘱する。

３　常務理事は理事長を補佐し，この法人の業務を処理する。

（理事長の職務の代理）

第７条　理事長に事故があるときは，常務理事これに代り常務理事事故あるときは，理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理する。

（理事会）

第８条　この法人の業務の決定は，理事をもって組織する理事会によって行なう。但し日常軽易な業務は理事長が専決し，これを理事会に報告する。

２　理事会は理事長が招集する。

３　理事会に議長を置き理事長をもってあてる。

４　理事長は，理事の３分の１以上または監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には，その請求のあった日から１週間以内にこれを招集しなければならない。

５　理事会は，理事総数の３分の２以上の出席がなければ，その議事を開き議決をなすことができない。

６　理事会の議事は法令に特別の定めがある場合およびこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか，出席理事の過半数で決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

（議決権の委任と書面参加）

第９条　理事会に出席できない理事は，あらかじめ通知された事項についてのみ，他の理事にその権限を委任し，また文書で議決に加わることができる。

（緊急措置）

第10条　緊急やむを得ない事由のあるときは，理事長は文書をもって理事の意見を求め理事会に代えることができる。

（監事の選任とその職務）

第11条　監事は理事会において選任する。

２　監事は民法第59条に定める職務を行なう。

３　監事はこの法人の理事および職員を兼ねることができない。

（役員の任期）

第12条　役員の任期は２年とする。但し再任は妨げない。

２　理事長の任期は，理事として在任する期間とする。

３　補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

４　役員はその任期満了後においても，後任者が就任するまでの間は，その職務を行なう。

５　団体代表者の資格をもって理事となった者は，その代表者たる資格をそう失したときは理事の資格を失うものとする。但し，理事会において留任を認めたときはこの限りでない。

（役員の欠員補充）

第13条　理事または監事のうち，その定数の３分の１を超

える者が欠けたときは，遅滞なくこれを補充しなければならない。

（職　員）

第14条　この法人に職員若干名を置く。

2　職員は理事長が任免する。但し事務局長は理事長が理事会にはかった後，任免する。

第三章　資産および会計

（資産の種類）

第15条　この法人の資産は次により構成される。

(1)　財産目録記載の財産

(2)　地方公共団体からの委託金・補助金・寄付金

(3)　資産から生ずる果実

(4)　その他の収入

（資産の区分）

第16条　この法人の資産は，これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2　基本財産は，財産目録中基本財産の部に記載する次の各号の財産および将来基本財産に編入される財産をもって構成される。

(1)　現金　参拾万円也

3　運用財産は，財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入される財産その他基本財産以外の財産とする。

4　寄付金品については，寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

（基本財産処分の権限）

第17条　基本財産は，これを消費し，または担保に供してはならない。

但し，この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があることは，理事の3分の2以上の同意を得，主務官庁の承認を得てその一部に限り担保に供することができる。

（資産の保管）

第18条　この法人の資産は，理事会の議決を経て，理事長が保管する。

2　資産のうち現金は理事会の議決を経て，確実な有価証券を購入するか，確実な銀行または郵便官署に預け入れ，または確実な信託会社に信託する。

（特別会計）

第19条　この法人は，特別会計を設けることができる。

（予　算）

第20条　この法人の予算は毎会計年度開始前に理事長において編成し，理事会の議決を得なければならない。

（決　算）

第21条　この法人の事業報告書，財産目録貸借対照表および収支計算書は，毎会計年度終了後2か月以内に理事長において作成し，理事会の認定を得て監事の監査を経なければならない。

2　会計の決算上剰余金を生じたときは，その一部または全部を基本財産に編入し，または次会計年度に繰越するものとする。

（会計年度）

第22条　この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり，翌年3月31日をもって終わる。

（臨機の措置）

第23条　予算をもって定めるもののほか，新に義務の負担をし，または権利の放棄をしようとするときは理事の過半数の同意がなければならない。

第四章　解散および合併

（解　散）

第24条　この法人は，民法第68条第1項第1号および第4号までの解散事由による他理事の4分の3以上の同意によって解散する。

2　前項の事由による解散は主務官庁の認定を受けなければ効力を生じない。

（残余財産の帰属）

第25条　解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は理事の3分の2以上の同意によって同一目的の事業を行なう法人に帰属する。

（合　併）

第26条　合併しようとするときは，理事の3分の2以上の同意を得て主務官庁の認可を受けなければならない。

第五章　寄付行為の変更

（寄付行為の変更）

第27条　この寄付行為を変更しようとするときは，理事の3分の2以上の同意を得て主務官庁の認可を受けなければならない。

徳島市行政組織図

- 市　長
  - 第一助役
  - 第二助役
  - 収入役
    - 総　務　部——（人事課・職員厚生課・企画課・事務管理課・秘書課）
    - 財　政　部——（財政課・管財課・市民税課・資産税課・納税課）
    - 民　生　部
      - 住　民　課（庶務係・窓口係・記録整理係・調査係）
      - 市民生活課（交通安全係・市民相談係）
      - 同和対策課
        - 改善係
        - 調整係
          - 加茂名中央会館
          - 不動文化会館
          - 島　田　会　館
          - 一　宮　会　館
          - 明　善　会　館
          - むつみ会館
          - 応神公栄会館
      - 厚　生　課（社会係・施設係）
      - 福祉事務所（庶務係・医療係・福祉係　保護第１係・保護第２係　保護第３係）
    - 保健衛生部——（衛生課・清掃課・保険年金課・公害課）
    - 経　済　部——（商工観光課・工芸指導所・農林水産課・中央卸売市場開設事務所・耕地課）
    - 建　設　部——（監理課・都市計画課・道路課・労働事業課・建築課・住宅課・下水道建設課　下水道保全課）
    - 出　納　課

（注）公企業，行政委員会を除く

〔同和対策課分掌事務〕

庶務関係

(1)　予算の編成及び執行に関すること
(2)　経理及び給与に関すること
(3)　文書の収受及び発送に関すること
(4)　物品の出納及び保管に関すること
(5)　隣保施設の管理運営の総括に関すること
(6)　その他庶務一般に関すること

改善関係

(1)　改善事業に関する調査、企画に関すること
(2)　用地取得の事前接渉に関すること
(3)　地方改善施設整備費国庫補助金の申請及び実績報告に関すること（国補事業）
(4)　同和地区環境改善事業申請及び実績報告に関すること（県補事業）
(5)　住宅地区改良事業に関すること（主に地元調整）

企画・調整関係

(1)　同和対策事業の総合企画及び連絡調整に関すること
(2)　同和関係団体の育成指導及び連絡に関すること（団交・渉外事項）
(3)　同和対策事業連絡会及び同和対策主任に関すること
(4)　地区の実態調査に関すること
(5)　同和問題の研究啓発に関すること
(6)　同和対策事業の長期計画に関すること
(7)　その他関係団体等に関すること

あとがき

あるひとつのものをまとめることは非常にむつかしい。まして同和問題の本質についてまだまだ不勉強の中で「対象地域の現況と問題点」などと身のほど知らずであるが，一応あるひとつのものができたことは，喜びにたえない。

しかし，出来あがってみると不充分さが随所に目につきおはずかしい次第である。これは，私を含めて現段階での職員の能力の限界もさることながら資料の根本的不足に加え，毎日の対外接渉の連続のなかなど悪条件での努力のたまものと理解していただきたい。ここまでまとめるには隣保館長を含めた同対課の全職員が中心となって作業を進めたが，各課の協力，地元の人たちの協力なくしては，とうていできなかったであろう。一見なんのことはないようでも資料のひとつひとつの奥に常に差別にあえぐ対象地域住民の生の声を忘れることなくできるだけこまかいところまで気をつかいながら資料をつみかさねての作業であった。

内容の構成や分析の方法，一部資料の転載など「未解放部落の実態」をはじめ多くの既刊の書物や文献などを参考にした。この場をかりて感謝の意を表したい。

つっこみのたりない部分，言葉や文章の不統一さ，データーの時点のずれ，重複部分のあること，全県的なとらえかたと市の内部的なとらえかたの不統一，公式的にあてはめた感じのする部分不必要と思われる資料など多く欠点はあるが，あえて一応のまとめとした。

これをもとに更に同和問題についての行政の取りくみを今後われわれは，考えていかなければならないだろう。

昭和 47 年 9 月 8 日

徳島市民生部長　吉野　　正

注; この資料は徳島市同和対策長期計画策定のため編さんしたものである。結婚・就職その他のことで対象地域住民が不利益をうけるおそれのあることに使用してはならない。

配布番号 No. 030

（S.47．11末現在）

同和対策制度資金一覧表

徳島市同和対策課

事業主体	名称	財源内訳 国費	県費	市費	要件	内容	制度開始	取扱課
県	徳島県同和地区出産手当給付		100％		1．健康保険法による政管健保被保険者は1/2 2．健康保険法による健保組合共，共済組合の被保険者，組合員は支給しない	○出産手当 1　児 20,000円 2児以上 30,000円 ○死産妊婦 1　児 10,000円 2児以上 15,000円 妊娠4カ月以降の死産には，妊婦が妊娠の継続又は分娩に障害のある疾病のために医師が人工妊娠中絶を指示する場合以外の妊娠中絶は含まない	45．4．1	公衆衛生課
市	徳島市同和地区出産手当給付			100％	同上	同上	同上	衛生課
市	住宅入居扶助			100％	同和向け住宅入居者	住宅家賃月額 1,200円を超える額を扶助	46．1．1	同和対策課
市	保育所入所支度金		2/3	1/3	世帯が所得税非課税のこと・入所後3か月以上のこと・市町村の行なう研修を受ける	児童1人　10,000円	47．4．1	厚生課
市	同和保育扶助			100％	認可保育所入所児童	保育料実収基準の各階層別に示された保育料の40％	47．4．1	同上
市	老人保健福祉補給金		2/3	1/3	対象地域の居住65歳以上・所得税が課税されない者（例外あり　災害，利子課税） 12月1日決定時点	1人　5,000円	47．12	同上
市	同和地区婦人小口生活資金			100％	年1回を限度とする 世帯単位とする 月賦均等償還 無利子	1口30,000円以内 10か月以内で返済	47．10．11	同上
市	自動車運転技能習得事業		2/3	1/3	1世帯1人 市民税均等制世帯以下 18才～55才 同和研修受講者	○徳島県公安委員会指定自動車学校，教習所に入校習得する経費（限度額あり） ○低所得世帯の生活補給金 1日 1,000円×日数（〃）	44．4．1	商工観光課
県青少年就職促進協会	職業訓練校入校奨励金及び支度金		100％		低所得者であること 将来生業の意欲ある者	○入学支度金　10,000円 ○奨励金　月額 2,500円	47．4．1	徳島市支部
	私立専修各種学校入校支度金及び奨励金		100％		学習，技能習得に意欲ある者 低所得者であること	○入校支度金　10,000円 ○奨励金　月額 2,500円	同上	同上
市	私立専修学校入校支度金			100％	同上	支度金　10,000円	47．4．1	社会教育課
県	徳島県高校大学就学奨励金および支度金	奨励金 1/2 支度金	1/2 100％ 100％	（高校） （大学）	修学の意欲ある者 修学困難な者	○奨励金 県内高校高専　月額 4,000円 県内大学　月額 6,000円 県外大学　月額 8,000円 ○支度金（高校のみ） 15,000円	44．10．1	社会教育課
市	徳島市高校大学就学奨励交付金および幼小中高大学就学支度金		100％		修学の意欲があり，修学の困難な者	○奨励金 県内高校高専　月額 3,000円 県内大学　月額 5,000円 県外大学　月額 7,000円 ○支度金 幼稚園・小学校・中学校・高校・大学　各々10,000円	44．7．1 47．10．1	社会教育課
県	同和地区小規模事業特別融資		100％		原則として1年以上同一業種の事業を行なう小規模企業者	原資　17,500万円 貸付額　28,000万円 運転ならびに設備資金 1企業 200万円以内 返済方法　5年以内分割 据置期間　6カ月以内 利子　年利 5.8％以内	45．12．16	商政課

同和対策事業に関する調

S 47. 10. 20 現在　（単位　千円）

科目	事業内容	44年度決算額	45年度決算額	46年度決算額	47年度現計予算額	財源内訳 国県	地方債	一般
民生費	同和対策事業費	43,762	117,075	156,989	301,095	105,557	96,400	99,138
	1. 職員給与費		8,068	18,539	28,007			28,007
	2. 児童手当				33			33
	3. 隣保館管理費	6,422	6,612	6,072	6,587	3,573		3,014
	指導主事及び管理報酬	2,022	2,282	2,655	2,733	1,616		1,117
	むつみ会館管理委託料	60	52					
	借地料（芝原共同作業場）	10	10	10	10			10
	隣保館運営費	4,330	4,268	3,407	3,814	1,957		1,857
	徳島県隣保館連絡協議会会費				30			30
	4. 隣保事業費			2,175	5,512	150		5,362
	5. 同和地区現況調査費			817	3,000			3,000
	6. 防犯灯維持費			403	753			753
	7. 同和啓蒙事業費	324	536	1,177	250			250
	8. 同和対策推進事務費		1,345	1,472	500			500
	9. 改善事業費	32,850	70,211	98,996	201,188	101,834	96,400	2,954
	国庫補助事業	15,802	11,138	12,984	81,484	51,302	30,200	△18
	県費補助事業	13,759	30,578	64,817	76,424	50,532	25,700	192
	市単独事業	3,289	28,495	20,581	43,080		40,500	2,580
	事務費			614	200			200
	10. 同和団体補助	3,929	30,067	11,793	19,321			19,321
	11. 同和事業委託費			12,750	9,744			9,744
	12. 徳島県同和対策推進会会館（仮称）建設貸付金				15,000			15,000
	13. 住宅扶助費	137	86	2,365	8,115			8,115
	14. 徳島県同和会本部補助			280	850			850
	15. 市青少年職業補導会補助	100	150	150	200			200
	16. 保育扶助費				1,926			1,926
	17. 徳島県市町村同和対策連絡協議会負担金				109			109
民生費	保育所整備費	7,420		1,897	31,660	16,334	12,000	3,326
	老人ルーム管理費			254	1,310			1,310
	同和地区婦人小口生活資金貸付金				5,000			5,000
	保育所管理費				2,508	2,732		△ 224
	同和対策老人保健福祉補給金				2,750	1,833		917
	〃 保育所入所支度金補助				3,000			3,000
総務費	自動車購入費1台			320				
衛生費	出産手当		1,571	3,220	4,000			4,000
労働費	技能習得事業費	1,264	5,094	8,949	9,230	5,520		3,710
農林水産業費	農林業振興費			6,630	9,100	6,000	3,000	100
	土地基盤整備事業			21,044	39,227	25,252	12,400	1,575
土木費	公営住宅建設費等	31,121（26戸）	178,878（104戸）	376,359（168戸）	586,985（176戸）	286,925	255,300	44,760
	同和向住宅電力料				400			400
教育費	同和教育費	1,855	5,094	9,429	22,958	2,270	3,100	17,588
	1. 同和教育指導員報酬	120	180	300	360			360
	2. 高校及び大学就学奨励交付金	1,482	4,152	7,326	9,590			9,590
	3. 同和教育研究会補助	150	200	200	200			200
	4. 校外生活指導費補助	70	80	100	100			100
	5. 同和教育推進協議会補助		300	500	500			500
	6. 県同和教育推進協議会寄付金			223	223			223
	7. 学力強化指導員			400	2,880			2,880
	8. 小中学校等入学準備金			105	2,925			2,925
	9. 延命教育集会所建設費				5,480	2,270	3,100	110
	10. その他の経費	63	182	275	700			700
	児童就園奨励費				1,050			1,050
	1. 児童入園支度交付金				1,050			1,050
消防費	水利施設整備員				1,600		1,600	
合	計	85,452	307,712	585,091	1,021,873	452,423	383,800	185,650
対比	一般会計	6,642,736	8,237,619	10,089,562	13,196,184			
	対一般会計比	1.3 %	3.7 %	5.8 %	7.7 %			

同和関係施設一覧

（S. 47.9.1現在）

種別	名称	所在地	開設年月日	延建坪（㎡）	根拠法令等	利用資格及び供用等	経営主体	備考
老人ルーム	不動老人ルーム	不動東町２丁目988番地の２	S. 46.12.24	151.38	社会福祉事業法第２条第３項第６号 同和対策事業特別措置法第５条	本市区域内に住所を有する６５歳以上の者	徳島市（同和対策課）	応神老人ルーム 一宮老人ルーム 47年度中建設予定
	鮎喰老人ルーム	南島田町４丁目10番地の１	S. 46.12.24	150.15				
	芝原老人ルーム	国府町芝原字神楽免159番地の2	S. 46.12.24	150.15				
	北島田老人ルーム	北島田町３丁目66番地の１	S. 47.4.15	166.02				
	明善老人ルーム	八万町寺山172番地の１	S. 47.4.15	152.15				
隣保館	加茂名中央会館	庄町５丁目92番地	S. 34.5.1	329.79	社会福祉事業法第２条第３項第６号 同和対策事業特別措置法第５条	設置目的 ①生活実態の調査及び研究 ②生活相談及び生活改善指導 ③保健衛生及び社会福祉事業 ④補習教育及び青少年育成指導 ⑤レクリェーション及び教養文化に関する事業 ⑥職業訓練及び授産事業 ⑦施設若しくは設備の供用事業	同上	
	不動文化会館	不動東町２丁目988番地の１	S. 36.1.16	281.00				
	島田会館	中島田町３丁目78番地の１	S. 37.6.1	132.00				
	一宮会館	一宮町西丁	S. 38.6.11	280.99				
	むつみ会館	国府町芝原字神楽免96番地	S. 40.10.1	142.14				
	応神公栄会館	応神町七丁原212番の１	S. 43.6.25	269.92				
	明善会館	八万町寺山172番地の１	S. 47.4.15	150.15				
共同浴場	明善共同浴場	八万町寺山65番地	S. 33.5.28	78.00	社会福祉事業法第２条第３項第６号	設置地域及びその周辺地域の住民		休止中
	鮎喰共同浴場	庄町４丁目57番地	S. 35.11.20	170.00			同和会鮎喰支部に委託	
	島田共同浴場	中島田町３丁目68番地の３	S. 38.7.25	165.06				休止中
	国府共同浴場	国府町芝原字神楽免97番地の２	S. 33.5.1	214.87			同和会国府支部に委託	
共同作業場	不動共同作業場	不動東町２丁目988番の８	S. 36.3.20	132.00	社会福祉事業法第２条第３項第６号	設置地域及びその周辺地域の住民	同和会不動支部に委託	
	明善共同作業場	八万町寺山171番地の２	S. 36.4.1	65.00				休止中
	一宮共同作業場	一宮町西丁	S. 39.3.10	99.00				休止中
	国府共同作業場	国府町芝原字東分138番地	S. 34.8.1	99.00				休止中
共同利用農機具施設	不動農機具施設	不動東町２丁目988番地の１	S. 38.3.25		社会福祉事業法第２条第３項第６号	近隣地域の農業者を対象とし，農業経営の合理化と経済更生を図る	徳島市（同和対策課）	
	一宮農機具施設	一宮町西丁	S. 38.2.1					
	鮎喰農機具施設	鮎喰町１丁目180番地	S. 40.2.25					
	応神農機具施設	応神町吉成字吉成91番地の１						
	国府農機具施設	国府町芝原字神楽免97番地の２	S. 40.4.1					
理容施設	不動理容所	不動東町２丁目988番地の８	S. 45.3.31	17.00	同上	近隣地域の住民	同和会不動支部に委託	

徳島市の同和対象地域 現況と問題点

昭和47年９月発行

◇発行
徳　　島　　市
◇編集
徳島市民生部同和対策課
◇印刷・製本
田宮・松下印刷
徳島市南田宮２丁目　TEL22－8193